

平成27年度
包括外部監査報告書

平成28年2月



東京都

本書は、包括外部監査人から提出された「平成27年度包括外部監査報告書」を東京都において印刷したものである。

平成 27 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

東京都包括外部監査人
公認会計士 佐久間 清光

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

（１）教育庁の事業に関する事務の執行について

対 象 局：教育庁

対象団体：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
（埋蔵文化財事業）

（２）生活文化局の事業に関する事務の執行について

対 象 局：生活文化局

対象団体：公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都私学財団

2 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
教育庁の事業に関する事務の執行について	11	37	48
生活文化局の事業に関する事務の執行について	8	53	61

目 次

教育庁の事業に関する事務の執行について	1
第1 外部監査の概要	3
I 外部監査の種類	3
II 選定した特定の事件（監査のテーマ）	3
III 監査対象年度	3
IV 監査対象局	3
V 監査の実施期間	3
VI 包括外部監査人及び補助者	4
1. 包括外部監査人.....	4
2. 補助者.....	4
VII 特定の事件を選定した理由	5
VIII 外部監査の方法	6
1. 監査の要点.....	6
2. 主な監査手続.....	6
IX 利害関係	6
第2 監査対象の事業内容	7
I 教育庁の主な概要について	7
1. 地方教育行政制度の概要について.....	7
(1) 教育委員会制度について.....	7
(2) 県費負担教職員制度について.....	8
2. 都教育委員会の教育目標及び基本方針について.....	10
(1) 都教育委員会の教育目標について.....	10
(2) 都教育委員会の基本方針について.....	10
3. 都教育委員会における主要施策について.....	12
(1) 東京都教育ビジョン（第3次）における主要施策について.....	12
(2) 平成26年度の主要施策及び主要事業について.....	17
4. 組織及び職員の状況について.....	18
(1) 事務職員等の状況について.....	18
(2) 教員の状況について.....	19
(3) 組織の状況について.....	20
5. 平成26年度における歳入歳出の予算決算について.....	21
(1) 平成26年度における歳入予算決算について.....	21
(2) 平成26年度における歳出予算決算について.....	23

Ⅱ 出先機関及び各種施設について	25
1. 東京都多摩教育事務所及び出張所について.....	25
2. 学校経営支援センターについて.....	26
3. 東京都教職員研修センターについて.....	28
4. 東京都教育相談センターについて.....	31
5. 都立図書館について.....	34
(1) 都立図書館の概要について.....	34
(2) 都立図書館の利用者数等の推移について.....	37
6. 社会教育施設について.....	38
(1) 都立多摩社会教育会館について.....	38
(2) ユース・プラザ整備等事業について.....	38
Ⅲ 教育庁所管の監理団体について	42
1. 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団について.....	42
2. 東京都埋蔵文化財センターについて.....	42
Ⅳ 教育庁における情報システムについて	44
1. 主要な業務処理システムの構成と監査の範囲について.....	44
2. 業務システムの概要について.....	45
(1) 教育庁で使用しているシステムについて.....	45
Ⅴ 東京都（区市町村を含む）の学校教育費等の状況について	47
1. 東京都（区市町村を含む）の教育費総額及び学校教育費について....	47
(1) 教育費総額について.....	47
(2) 学校教育費について.....	56
2. 東京都の児童・生徒の学力・体力について.....	72
3. 東京都の役割について.....	77
4. 世界と日本の学校教育費の比較.....	82
(1) 国内総生産（GDP）に対する学校教育費の比率.....	82
第3 監査の結果	87
Ⅰ 教育事業全般のPDCAサイクルについて	88
1. 教育に関する主要な中長期計画等の進行管理について.....	88
(1) 平成25年4月策定「東京都教育ビジョン（第3次）」について... 88	
(2) 平成24年2月策定「都立高校改革推進計画」について..... 89	
(3) 平成22年11月策定「東京都特別支援教育推進計画」について... 90	
(4) 平成25年2月策定「総合的な子供の基礎体力向上方策 （第2次推進計画）」について	90
(5) 平成26年3月策定「都立学校における健康づくり推進プラン」 について	91

(6) 平成 27 年 2 月策定「第三次東京都子供読書活動推進計画」	
について	92
(7) その他の中長期計画について	93
(8) 教育に関する主要な中長期計画等の進行管理について	95
2. 中長期計画等の体系化とその発信について	97
3. 他局等との連携が必要な施策について	99
4. 平成 26 年度の主要事務事業の評価について	104
(1) 平成 26 年度の主要事務事業の概要について	104
(2) 教育事業の点検評価の概要について	114
(3) 教育事業の点検評価方法について	116
5. 学校施設の財務情報について	132
(1) 学校経営管理の責任について	132
(2) 都支出金の使途について	134
(3) 都立学校のバランスシートについて	136
6. 教育施設別のバランスシートについて	156
(1) 新地方公会計制度による官庁会計の補完と東京都の公会計	
について	156
(2) 教育施設全体のバランスシートの状況（概要）について	157
(3) 教育施設全体のバランスシートの活用・開示の課題について	158
(4) 東京都教職員研修センターの情報開示について	161
(5) 東京都教育相談センターの情報開示について	163
7. 公立学校の老朽化・耐震化について	168
(1) 公立の小・中学校の施設の整備及び管理の責任について	168
(2) 公立の小・中学校の施設の老朽化に対する東京都の役割	
について	168
(3) 公立の小・中学校の施設への東京都の支援について	169
(4) 都立学校の老朽化と将来負担について	170
(5) 公立学校施設の耐震化について	174
II 児童・生徒等の安全管理について	176
1. 安全教育の必要性について	176
2. 学校安全の推進について	178
(1) 学校安全の確保体制について	178
(2) 東京都の学校安全計画策定の状況について	178
3. 学校の安全管理への取組について	180
III 教員の勤怠管理について	183
1. 日本と OECD 加盟参加国平均との勤務状況の比較について	183

2. 平成 26 年度の文部科学省の業務実態の把握について.....	185
3. 東京都の教職員の勤務実態調査について.....	188
4. 教員の残業に対する時間外手当について.....	190
(1) 昭和 41 年度と平成 18 年度の教員の勤務実態の比較について....	190
(2) 教員の勤務時間外手当について.....	191
5. 教職調整額の算定根拠について.....	194
(1) 教職調整額制度の経緯について.....	194
(2) 教職調整額の支給率について.....	194
(3) 教職調整額制度の在り方検討を含めた教育環境整備のための 取組について	196
6. 教職員の退校時間の把握について.....	198
(1) 教員の精神疾患による休職者率について.....	198
(2) 教員の離職率について.....	199
(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスについて.....	200
(4) 教職員のメンタルケアの取組について.....	201
(5) 都立学校（島しょを除く）教職員の退校時間の管理について....	202
IV 都立高等学校の債権管理について	204
1. 高等学校等の授業料と就学支援金との関係について.....	204
2. 都立高等学校授業料の未納債権の取扱いについて.....	207
(1) 未納債権に対する督促及びその記録の体制について.....	211
(2) 過誤等による調定額の取扱いについて.....	213
(3) 授業料未納者に対する進級の取扱いについて.....	216
(4) 授業料未納者に対する卒業の取扱いについて.....	218
(5) 授業料未納者への対応体制強化について.....	221
(6) 個人別管理簿の標準様式の見直しについて.....	222
V 都立高等学校入試における採点誤りについて	223
1. 発覚の経緯について.....	223
2. 都立高等学校入試における採点誤りの点検の結果について.....	224
3. 今後の対応について.....	226
VI 東京都教職員住宅について	228
1. 教職員住宅の概要について.....	228
2. 教職員住宅資金の金利負担軽減について.....	229
VII 入札・契約について	232
1. 入札・契約の制度について.....	232
(1) 入札・契約の制度について.....	232
(2) 平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約の推移について..	234

(3) 平成 26 年度の落札率の状況について.....	237
(4) 入札・契約の個別手続の結果について.....	240
VIII 広域行政における連携強化について	253
1. 広域行政に係る補助事業の執行率について.....	253
(1) 学校支援ボランティア推進協議会事業について.....	253
(2) 公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助事業について.....	254
(3) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について.....	255
(4) 広域行政に係る補助事業のうち執行率の低い事業について.....	255
2. 区市町村教育委員会との連携について.....	256
IX 学校等の現場監査での検出事項について	257
1. 世田谷総合高等学校の概要について.....	258
2. 中部学校経営支援センターの概要について.....	260
3. 教育目標、重点目標及び数値目標の関連性について.....	261
4. 個人情報を含む書類の取扱いについて.....	263
5. 「いじめ」に対する取組について.....	265
6. 過大な学校徴収金の取扱いについて.....	267
(1) 過大な学校徴収金の経緯について.....	267
(2) 学校徴収金について.....	268
(3) 本事案の問題点について.....	269
X 学校以外の教育施設等について	271
1. 東京都教職員研修センターについて.....	271
(1) 適切な備品の管理について.....	271
(2) ホームページのアクセス分析について.....	275
2. 東京都教育相談センターについて.....	277
(1) 電話相談の応答率について.....	277
(2) 来所相談者への満足度調査の実施について.....	281
(3) ホームページ情報の更新について.....	285
3. 都立図書館について.....	287
(1) 都立図書館と区市町村立図書館との役割分担について.....	287
(2) 中央図書館と多摩図書館の役割分担について.....	288
(3) 多摩図書館の「東京マガジンバンク」について.....	289
(4) 都立図書館の利用状況について.....	295
(5) 都立図書館の自己評価について.....	298
(6) 中央図書館の利用実態・満足度調査の結果について.....	299
(7) 中央図書館セミナールームの利用状況について.....	302
(8) 多摩図書館の利用者の状況について.....	304

(9) 都立図書館の利用者数増加に向けた対策について.....	305
4. ユース・プラザ整備等事業について.....	312
(1) ユース・プラザ整備等事業の概要について.....	312
(2) 区部ユース・プラザの運営体制等について.....	313
(3) 区部ユース・プラザの事業内容について.....	316
(4) 効果的な利用者アンケートの実施について.....	318
5. 東京都埋蔵文化財センターについて.....	322
(1) 利用者アンケートの推進について.....	322
(2) 体験型行事の申込方法拡充について.....	323
(3) ホームページのアクセス数の把握及び分析について.....	324

生活文化局の事業に関する事務の執行について	325
第 1 外部監査の概要	327
I 外部監査の種類	327
II 選定した特定の事件（監査のテーマ）	327
III 監査対象年度	327
IV 監査対象局	327
V 監査の実施期間	327
VI 包括外部監査人及び補助者	328
1. 包括外部監査人.....	328
2. 補助者.....	328
VII 特定の事件を選定した理由	329
VIII 外部監査の方法	330
1. 監査の要点.....	330
2. 主な監査手続.....	330
IX 利害関係	330
第 2 監査対象の事業内容	331
I 生活文化局の主な概要について	331
1. 生活文化局の沿革について.....	331
2. 生活文化局の機能について.....	333
3. 職員及び組織の状況について.....	334
(1) 職員の状況について.....	334
(2) 組織の状況について.....	335
4. 平成 26 年度における歳入歳出の予算決算について.....	336
(1) 平成 26 年度における歳入予算決算について.....	336
(2) 平成 26 年度における歳出予算決算について.....	338
II 生活文化局の各部における実施事業について	339
1. 広報広聴部について.....	339
(1) 広報広聴部の事業内容について.....	339
(2) 広報広聴費及び都政広報の予算概要について.....	340
2. 都民生活部について.....	342
(1) 都民生活部の事業内容について.....	342
(2) 都民生活部の所管施設について.....	345
(3) 都民生活費の予算概要について.....	348
3. 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所について.....	350
(1) 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の事業内容 について.....	350
(2) 消費生活対策費及び計量検定所費の予算概要について.....	351

(3) 消費生活部の関連施設について.....	353
4. 私学部について.....	359
(1) 私学部の事業内容について.....	359
(2) 学務費（私立学校振興費及び育英資金費）の予算概要 について.....	360
(3) 私学部の所管報告団体について.....	362
5. 文化振興部について.....	366
(1) 文化振興部の事業内容について.....	366
(2) 文化振興費の予算概要について.....	369
(3) 文化振興部の所管施設について.....	369
(4) 文化振興部の所管監理団体について.....	377
Ⅲ 生活文化局における主要な業務処理システムについて	384
1. 業務システムの概要について.....	385
(1) 広報広聴部都民の声課で使用しているシステムについて.....	385
(2) 東京ウィメンズプラザで使用しているシステムについて.....	385
(3) 消費生活総合センターで使用しているシステムについて.....	386
(4) 私学部私学振興課で使用しているシステムについて.....	387
(5) 公益財団法人東京都歴史文化財団で使用しているシステム について.....	388
(6) その他について.....	388
第3 監査の結果	389
I 生活文化局に共通する指摘と意見について	390
1. PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルと説明責任について.....	390
(1) 生活文化局全体としての中長期的な計画について.....	390
(2) 生活文化局各部としての中長期的な計画について.....	391
(3) 中長期計画と PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの 必要性について	393
(4) 中長期計画等の体系化とその情報の発信について.....	394
2. 生活文化局が所管する施設の財務情報について.....	396
(1) 生活文化局が所管する施設のコスト（フロー）情報について....	396
(2) 生活文化局が所管する施設の資産（ストック）情報について....	399
(3) 生活文化局所管の施設別の財務情報の状況（概要）について....	404
(4) 生活文化局所管の施設別の財務情報の活用・開示の課題 について	405
3. 入札・契約について.....	408
(1) 入札・契約の制度について.....	408
(2) 平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約の推移について..	410
(3) 平成 26 年度の落札率の状況について.....	413

(4) 入札・契約の個別手続について.....	416
4. 生活文化局が実施している相談事業について.....	420
5. 生活文化局が管理している図書資料について.....	423
(1) 生活文化局の図書資料室の閲覧・貸出しの状況について.....	423
(2) 生活文化局の図書資料室の検索システムについて.....	425
6. 生活文化局における個人情報保護について.....	427
(1) 情報システム（ハードディスク）内の個人情報を物理削除する 基準について	427
(2) 情報システム利用者に対する個人情報アクセス管理について....	428
(3) 外部委託業者に対する個人情報保護の管理について.....	429
II 広報広聴及び情報公開事業に関する指摘と意見	432
1. 「広報東京都」活字版の発行と廃棄について.....	432
(1) 「広報東京都」の概要について.....	432
(2) 広報広聴活動に関する調査結果について.....	433
(3) 「広報東京都」の発行部数について.....	434
(4) 「広報東京都」の廃棄部数について.....	437
(5) 「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等 委託契約について	440
2. テレビ・ラジオによる都政広報について.....	442
3. テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託契約について.....	448
4. 都民情報ルームの所蔵一覧について.....	452
5. 他局等との連携について.....	453
III 都民生活、男女平等参画推進事業に関する指摘と意見	458
1. 公益社団・財団法人の認定について.....	458
2. 東京ウィメンズプラザについて.....	460
(1) 建物の賃貸借について.....	460
(2) 貸出施設の利用状況について.....	464
(3) 相談事業について.....	469
(4) 東京都女性相談センターとの連携について.....	472
(5) 外国人からの相談事業について.....	475
IV 消費生活の安定と向上に関する指摘と意見	478
1. 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の事業について.	478
2. 安全対策事業について.....	481
(1) 商品テストに関する情報について.....	481
(2) 多摩消費生活センターにおける商品テスト用機材等の取扱い について	484
3. 消費生活相談事業について.....	488
(1) 消費生活相談事業の概要について.....	488

(2) 消費生活総合センターの相談窓口の機能充実について.....	490
(3) 電話相談の応答率について.....	493
(4) 外国語による消費生活相談について.....	495
(5) 多摩消費生活センターにおける相談業務について.....	497
4. その他の事業について.....	498
(1) 図書資料室の利用状況について.....	498
(2) 学習室の利用状況について.....	501
(3) 「東京くらしねっと」について.....	503
(4) 消費者教育教材について.....	506
(5) 消費者教育に関する教育庁との連携について.....	510
5. 公衆浴場対策について.....	517
(1) 公衆浴場の概要について.....	517
(2) 東京都の公衆浴場の現状について.....	517
(3) 公衆浴場の入浴料金統制額について.....	519
(4) 東京都の公衆浴場対策について.....	520
6. 計量の適正化事業について.....	525
(1) はかりの定期検査及び計量証明検査に関する委託契約について..	525
V 私学振興事業に関する指摘と意見	528
1. 私学部が実施している助成について.....	528
2. 公益財団法人東京都私学財団の位置付けについて.....	530
3. 私学部と公益財団法人東京都私学財団との取引・補助関係 について.....	532
4. 補助金について.....	533
(1) 補助金の概要.....	533
(2) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業について.....	536
(3) 補助金等に関する審査について.....	544
5. 高等学校等就学支援金支給事務に関する委託契約について.....	547
(1) 高等学校等就学支援金制度の概要について.....	547
(2) 高等学校等就学支援金支給事務に関する委託契約の概要 について	547
(3) 委託業務に要する管理費の経済合理性について.....	548
6. 東京都育英資金の管理について.....	566
(1) 東京都育英資金貸付事業の概要について.....	566
(2) 東京都育英資金貸付金の回収状況及びそのスキームについて....	568
7. 公益財団法人東京都私学財団について.....	575
(1) 中長期的な事業計画の策定と PDCA サイクルによる事業管理 について	575
(2) 一者のみから見積りを徴取する随意契約について.....	578

VI 文化振興事業に関する指摘と意見	583
1. 文化振興部における文化振興事業全体の経営管理体制について.....	583
(1) 経営管理のPDCAサイクルと情報開示について.....	583
(2) 文化振興事業における文化振興部と監理団体の役割分担 について	587
(3) 文化振興事業に係る組織・人員の体制について.....	589
(4) 文化施設の経営管理体制について.....	589
2. ホール系文化施設の経営管理について.....	601
(1) 貸ホール等の利用状況について.....	601
(2) 東京文化会館の損益状況について.....	604
(3) 東京芸術劇場の損益状況について.....	609
(4) 東京芸術劇場の事業評価に用いる「満足度」について.....	616
3. 展示系文化施設の経営管理について.....	619
(1) 展示系文化施設とホール系文化施設の相違について.....	619
(2) 東京都江戸東京博物館の損益等の状況について.....	620
(3) 東京都写真美術館の損益等の状況について.....	626
(4) 東京都現代美術館の損益等の状況について.....	630
(5) 東京都美術館の損益等の状況について.....	635
(6) 東京都庭園美術館の損益等の状況について.....	642
(7) 東京都庭園美術館における外国人向けアンケートについて.....	646
4. 美術品などの購入・所有に係る役割分担について.....	647
5. 美術品など収蔵品の保管と利活用について.....	650
6. 物品の現物管理について.....	653
7. 文化施設における貸会議室等の利活用について.....	655
8. 東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館の資料情報システム について.....	658
9. 公益財団法人東京都歴史文化財団について.....	663
(1) 資産の有効活用について.....	663
(2) 公益認定について.....	665
(3) 特定契約（特命随意契約）について.....	667
10. 公益財団法人東京都交響楽団について.....	676
(1) PDCAサイクルによる経営管理と情報開示について	676
(2) 経営改革における契約楽員制度の評価基準について.....	681
(3) 定款記載の活動領域について.....	684
(4) 楽器購入資金貸付金について.....	688
(5) 固定資産の現物照合について.....	690
(6) 特定契約（特命随意契約）について.....	691
(7) 在庫の保有方針について.....	695

(注) 当報告書の金額（公表されている資料等を使用している場合を除く。）は、表示単位未満は切り捨て、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

教育庁の事業に関する事務の執行について

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

教育庁の事業に関する事務の執行について

III 監査対象年度

平成26年4月1日から平成27年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象局

東京都教育庁

V 監査の実施期間

平成27年7月23日から平成28年2月9日まで

Ⅵ 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

資格等	氏名
公 認 会 計 士	佐久間 清 光

2. 補助者

資格等	氏名
公 認 会 計 士	柳 澤 秀 樹
公 認 会 計 士	金 子 靖
公 認 会 計 士	大立目 克 哉
公 認 会 計 士	関 根 明日香
公 認 会 計 士	八 木 哲 生
公 認 会 計 士	森 泰 文
公 認 会 計 士	川 本 恭 兵
公 認 会 計 士	松 田 麻 貴
公 認 会 計 士	村 田 明 子
公 認 会 計 士	向 川 美 樹
公 認 会 計 士	渡 邊 靖 雄
公 認 会 計 士	齋 藤 誉 朗
公 認 会 計 士	久保田 和 夏
公 認 会 計 士	森 本 恵梨奈
公認会計士試験合格者	大 貫 航
公認会計士試験合格者	三 浦 麻 波
米国公認会計士	炭 竈 紘 孝
米国公認会計士	牛 島 康 介
米国公認会計士	高 本 徹
公認情報システム監査人	加佐見 明 夫
公認情報システム監査人	畠 山 豊

VII 特定の事件を選定した理由

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第 2 条により都道府県、市町村に設置され、教育に関する事務を処理している。東京都教育委員会は、地教行法第 17 条により教育委員会の権限に属する事務を処理するため、事務局として教育庁を設置している。なお、東京都（以下、「都」という。）の場合、文化振興（文化財を除く）に関する事務は主に生活文化局が、スポーツに関する事務は主にオリンピック・パラリンピック準備局が所管している。

教育庁は、都立学校（高等学校、特別支援学校及び中高一貫教育校）、教職員研修センター及び都立図書館などの事務を執行しているほか、区市町村立学校の教職員の任命権者であり、給与の 2/3 を負担（1/3 は国庫）している。

平成 26 年度予算において、教育庁所管の歳出総額は 7,590 億 99 百万円であり、一般会計歳出総額 6 兆 6,667 億 8 百万円の 11.4% を占めている。なお、平成 26 年度教育庁主要施策は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第 3 次）」に基づき、東京都教育委員会が当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

以上の状況にある教育庁の事業に関する事務の執行については、効果的・効率的になされているか否かについて都民の関心も高いものと考えられることから、合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から総合的に検証することに意義があると判断し、監査対象事件として選定した。

VIII 外部監査の方法

1. 監査の要点

教育庁の事業に関する事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2. 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

IX 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 教育庁の主な概要について

1. 地方教育行政制度の概要について

(1) 教育委員会制度について

地方公共団体が行う事務のうち、教育、学術及び文化に関する事務の処理に際しては、その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意思を反映することが求められている。これらに応えるため、地教行法第2条により、都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村には、知事又は市町村長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

東京都教育委員会（以下、「都教育委員会」という。）は、地教行法第17条に基づき、教育委員会の権限に属する事務を処理するため、事務局として教育庁を設置している。

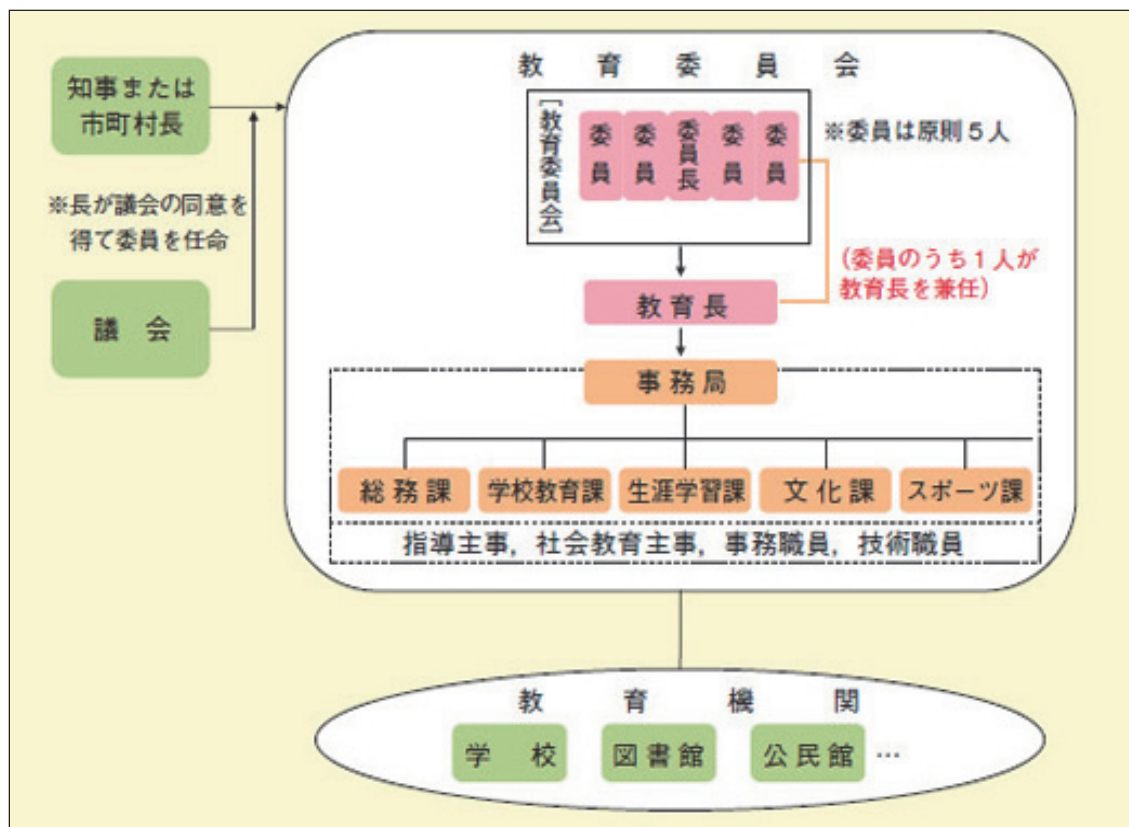
教育委員会は、原則として、教育長及び4人の委員により構成されるが、条例で定めるところにより、都道府県又は市においては教育長及び5人の委員、町村においては教育長及び2人以上の委員をもって組織を構成することができる。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、教育委員会の権限に属するすべての事務を司っている。

都教育委員会は、知事が議会の同意を得て任命した6人の委員により組織されており、委員の任期は4年である。教育長は、都教育委員会の委員のうちから、都教育委員会によって任命される。

なお、平成26年6月に改正地教行法が成立し、平成27年4月1日から改正地教行法が施行している。これにより、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなり、また、教育長の任期が3年に変更となっている。ただし、本監査の対象年度は、平成26年度としているため、本報告書にあつては、改正前地教行法を前提としている。

ここで、教育委員会制度の概観を示すと、図A1-1-1のとおりである。

図 A1-1-1 改正前の地教行法に基づく教育委員会制度の概観



(文部科学省公表資料より抜粋)

(2) 県費負担教職員制度について

教職員の身分関係は、少し複雑な仕組みとなっており、現在における日本の地方教育行政制度の特徴の一つと言える。すなわち、市町村立小・中学校等の教職員（以下、「小・中学校等の教職員」という。）は市町村の職員であるものの、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、もって教育水準の維持向上を図るため、市町村立学校職員給与負担法第1条に基づき、給与について都道府県が負担することとなっている。この小・中学校等の教職員でその給与等について都道府県が負担するものを県費負担教職員という。ただし、この都道府県の負担額のうち、義務教育費国庫負担法第2条により、実支出額の1/3については、国が負担することとされている。

このように小・中学校等の教職員の身分は、市町村職員とされるものの、その給与については、市町村が実質的に負担することはなく、国及び都道府県が負担する仕組みとなっているのである。

では、小・中学校等の教職員の任命権はどうであろうか。

この点、県費負担教職員については、地教行法第 37 条に基づき、原則として各都道府県の教育委員会が任命することとなっている。つまり、任命権は都道府県に付与されているのである。

一方、政令指定都市については、例外として地教行法第 58 条に基づき、当該政令指定都市の教育委員会が任命する仕組みとなっている。ただし、政令指定都市が教職員の任命を行う場合であっても、教職員の給与は都道府県が負担する仕組みであることには変わらない。

では、小・中学校等の教職員の服務監督権限はどうであろうか。

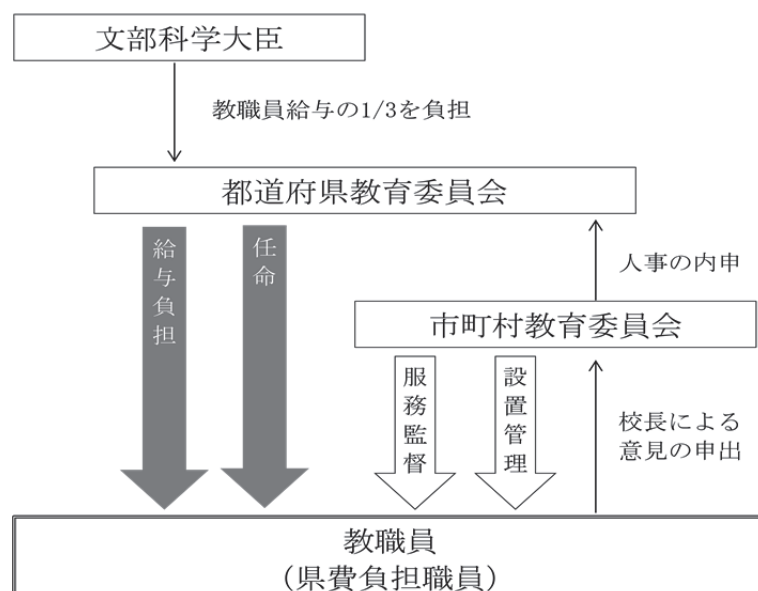
この点、県費負担教職員の服務監督については、地教行法第 43 条に基づき、市町村の教育委員会が実施することになっており、服務監督権限は、市町村の教育委員会に付与されている。

このように小・中学校等の教職員の任命権、つまり人事権が都道府県の教育委員会にある一方で、服務監督権限は市町村の教育委員会にあることから、人事権と監督権とが分離された制度となっている。

そのため、小・中学校等の教職員が市町村に属しながら市町村に人事権がない点や、市町村職員としての自覚を持ちにくい点などが、県費負担職員制度の課題として指摘されている。

ここで、県費負担教職員制度の概観を示すと、図 A1-1-2 のとおりである。

図 A1-1-2 県費負担教職員制度の概観



(文部科学省公表資料より監査人が作成)

2. 都教育委員会の教育目標及び基本方針について

(1) 都教育委員会の教育目標について

都教育委員会では、平成 13 年 1 月 11 日付で決定した「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していくとしている。

ここで、都教育委員会の教育目標を示すと、次のとおりである。

【(参考) 教育目標】

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

○社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

(2) 都教育委員会の基本方針について

都教育委員会では、教育目標を達成するための基本方針として、4 つの方針を定めている。この方針については、表 A1-2-1 のとおりである。

表 A1-2-1 都教育委員会の基本方針

基本方針	基本方針の内容
1.「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成	多様な人々が暮らす東京にあって、 すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。 そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進する。
2.「豊かな個性」と「創造力」の伸長	グローバル化と情報技術革命が進む東京にあって、 国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。 そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。
3.「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実	少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す東京にあって、 子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、都民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。 そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。
4.「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進	21 世紀の教育改革をリードすべき東京にあって、 家庭・学校・地域の協働とすべての都民の教育参加を進め、都民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。 そのために、区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、都民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

(教育庁「平成 26 年度 主要事務事業の概要」より監査人が作成)

3. 都教育委員会における主要施策について

(1) 東京都教育ビジョン（第3次）における主要施策について

① 東京都教育ビジョン（第3次）の体系について

教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、国が定めた教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されており、同条項に基づいて、平成25年4月に策定された都の教育振興基本計画が「東京都教育ビジョン（第3次）」（以下、「教育ビジョン」という。）である。

この教育ビジョンは、都教育委員会が、これまでの教育改革の成果と課題、国の動向やこれからの10年間に予想される社会の変化等を踏まえ策定したものであり、その計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間と定め、その期間で取り組むべき事項について、10の取組の方向と23の主要施策を示している。

教育ビジョンでは、知、徳、体、学校、家庭、地域・社会の6本の柱から構成される10の取組の方向と23の主要施策について示されており、これをまとめたものが表A1-3-1である。

表 A1-3-1 教育ビジョンにおける 10 の取組の方向と 23 の主要施策

取組の方向	主要施策
1. 学びの基礎を徹底する	①基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
2. 個々の能力を最大限に伸ばす	②思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進
	③国際社会で活躍する日本人の育成
3. 豊かな人間性を培い、規範意識を高める	④人権教育の推進
	⑤道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
4. 社会の変化に対応できる力を高める	⑥社会の変化に自律的に対応できる力の育成
	⑦社会的・職業的自立を図る教育の推進
5. 体を鍛える	⑧体力向上を図る取組の推進
	⑨競技力向上を図る取組の推進
6. 健康・安全に生活する力を培う	⑩健康づくりの推進
	⑪安全教育の推進
7. 教員の資質・能力を高める	⑫優秀な教員志望者の養成と確保
	⑬現職教員の資質・能力の向上
	⑭優秀な管理職等の確保と育成
8. 質の高い教育環境を整える	⑮都立高校改革推進計画の着実な推進
	⑯東京都特別支援教育推進計画の着実な推進
	⑰子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
	⑱学校の組織力の向上
	⑲学校の教育環境整備
9. 家庭の教育力向上を図る	⑳家庭教育を担う保護者への支援体制の充実
	㉑仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進
10. 地域・社会の教育力向上を図る	㉒地域等の外部人材を活用した教育の推進
	㉓地域における多様な活動の充実

(「東京都教育ビジョン (第3次)」より監査人が作成)

② 23 の主要施策に係る具体的な事業内容の概要について

ここで、表 A1-3-1 に掲げられた 23 の主要施策に係る具体的な事業内容の概要を整理すると、表 A1-3-2 のとおりとなる。

なお、教育庁では、これらの主要施策について、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で重点的に実施するとしている。

表 A1-3-2 23 の主要施策の具体的な事業内容

主要施策	具体的な事業内容（一部）
①基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	・学力調査の実施・分析に基づき、学校や児童・生徒一人一人の課題とその解決策を明確にし、習熟度別・少人数指導の充実を図ることにより、授業改善を推進する ・小学校低学年からの反復学習により基礎・基本の確実な定着を図る ・都立高等学校において、学校の設置目的に応じた学習目標と内容を明示した「都立高校学力スタンダード」を設定し、その基準に到達するまで指導を行う など
②思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進	・「言葉の力」を鍛え、高校生の思考力・表現力を高めるため、首都圏の高校生を対象とする「高校生書評合戦首都大会」を開催する ・理数系の知識や技能を競うコンテストの開催などを通して、理数好きの子供たちの裾野を拡大し、科学技術で世界をリードする人材を育成する など
③国際社会で活躍する日本人の育成	・世界に伍して活躍する人材を育成するとともに、新たな教育モデルを提起するため、都立小中高一貫教育校の設置に向けて準備を進める ・「次世代リーダー育成道場」や留学生の受入れの拡充、国際バカロレア認定校を目指す取組、JICA との連携等により、世界を舞台に活躍する人材を育成する など
④人権教育の推進	・全公立学校において人権教育の一層の充実を図る ・社会教育関係職員・関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発等を実施する など
⑤道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	・都独自の道徳教育教材の活用等により、都立高等学校を含む全公立学校において発達段階に応じた道徳教育を推進する

	・全都立高等学校で、「生活指導統一基準」に基づいた指導体制を構築し、生徒の規範意識の向上や公共の精神の醸成を図る ・異年齢・各世代との交流等の社会体験活動、自然体験活動、ボランティア等の社会貢献活動を推進する ・集団生活を通じて社会性や協調性を養う取組の一つとして、寮の在り方を検討する など
⑥社会の変化に自律的に対応できる力の育成	・インターネットの適正利用等、情報モラル教育を推進する ・環境問題に対する関心を高め、課題解決に主体的に取り組む態度を養う環境教育や適切に社会生活を営むための消費者教育等を推進する ・様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を養う など
⑦社会的・職業的自立を図る教育の推進	・小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育を推進する ・都立高校生が実社会において自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを開発・展開する など
⑧体力向上を図る取組の推進	・「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」に基づき、社会全体で子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る ・「東京都統一体力テスト」の結果等を活用し、子供たち一人一人の体力・運動能力に応じて体力向上を図る取組を推進する ・オリンピック・パラリンピアン为学校派遣やオリンピック・パラリンピックに関する学習を推進する など
⑨競技力向上を図る取組の推進	・全国大会や関東大会出場などのより高い目標に向けて競技力を向上させ、都立高等学校におけるスポーツ全体の競技力の底上げを図る
⑩健康づくりの推進	・「都立学校における健康づくり推進計画」に基づき、科学的知見を踏まえた健康教育を推進する ・教科横断的な指導により、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導を推進する ・アレルギー疾患に適切に対応する体制を確立する
⑪安全教育の推進	・全都立高等学校において、一泊二日の宿泊防災訓練を

	実施するなど、「自助」「共助」の実践力を兼ね備えた人材を育成する取組を推進する ・区市町村教育委員会と連携し、安全教育に関する授業の実践研究を行い、安全教育の一層の充実を図る
⑫優秀な教員志望者の養成と確保	・大学等との連携を強化し、教員としてふさわしい資質と能力を持った人材を養成するとともに優秀な人材を確保する など
⑬現職教員の資質・能力の向上	・職層に応じた研修や海外派遣研修等により、教員の資質・能力の向上を図る ・体罰の根絶や部活動の一層の振興を図る ・メンタルヘルス対策の充実を図る など
⑭優秀な管理職等の確保と育成	・優れた教育管理職を確保するとともに、困難な教育課題への対応力の向上を図る など
⑮都立高校改革推進計画の着実な推進	・卒業までに、社会人として必要な力を着実に身に付けさせる ・課程、学科やタイプに応じ、生徒の能力を伸ばす教育実践の場を提供する ・入学者選抜制度の改善、ICT 環境の充実、施設・設備の整備、就学機会の提供など、質の高い教育を支える様々な条件を着実に整備する など
⑯東京都特別支援教育推進計画の着実な推進	・特別支援学級の教育課程の研究・開発に取り組む ・小・中学校における特別支援教室の設置や都立高等学校における特別支援教育推進体制を整備し、全ての学校における特別支援教育の充実を図る など
⑰子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	・いじめや暴力行為等の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組や早期発見・早期解決を図るための取組の一層の充実を図る ・全公立小・中・高校にスクールカウンセラーを配置する ・区市町村教育委員会と連携し、就学年齢に達した外国人の子供が円滑に就学できるように、必要な情報を発信するなどの支援を行う など
⑱学校の組織力の向上	・都内全ての小・中学校が、積極的に校務改善を推進できるよう支援する ・主幹教諭や主任教諭の役割を明確化する など
⑲学校の教育環境整備	・非構造部材を含む学校施設の耐震化の支援や ICT 機器

	の整備等を推進する ・校庭の芝生化を継続し積極的に整備する等を実施して、学校環境の整備を実施する など
②⑩家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	・社会福祉の専門家等により家庭を支援する仕組み等を、区市町村教育委員会と連携し、全小・中学校で活用できる体制の構築を目指す ・乳幼児期からの子供の教育について、医学的な知見を踏まえた啓発を行う など
②⑪仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進	・企業をはじめとした社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進する など
②⑫地域等の外部人材を活用した教育の推進	・多様な地域人材を活用して、地域の実情や学校のニーズに応じた教育支援活動を展開する ・放課後等に、退職教員等による補充学習や発展的な学習を行う取組を推進する など
②⑬地域における多様な活動の充実	・「心の東京革命」を一層推進し、親と大人が責任を持って、子供たちに正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく ・「放課後子供教室」や「学童クラブ」の設置の促進や、地域において、幅広い教養が学べる現代版の寺子屋と言える取組を検討する など

(「東京都教育ビジョン (第3次)」より監査人が作成)

(2) 平成 26 年度の主要施策及び主要事業について

「平成 26 年度主要事務事業の概要」に記載されている「平成 26 年度教育庁主要施策」については、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「教育ビジョン」に基づき、教育委員会が、平成 26 年度において重点的に取り組む施策を示したものであり、いわば単年度の事業計画書ということになる。

なお、この詳細については、本報告書第 3 の I の 4. の (1)「平成 26 年度の主要事務事業の概要について」を参照されたい。

4. 組織及び職員の状況について

(1) 事務職員等の状況について

平成 26 年 4 月 1 日現在、教育長及び教育監を除く、教育庁の本庁における職員の状況は表 A1-4-1 のとおりであり、本庁以外の事業所等の出先機関における職員の状況は表 A1-4-2 のとおりである。

表 A1-4-1 教育庁の本庁における職員の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

部門別	事務職員
総務部	105
都立学校教育部	118
地域教育支援部	68
指導部	59
人事部	90
福利厚生部	15
合計	455

（教育庁作成資料より監査人が作成）

表 A1-4-2 教育庁の出先機関における職員の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

事業所別	事務職員
多摩教育事務所	19
大島出張所	6
三宅出張所	5
八丈出張所	5
教職員研修センター	27
教育相談センター	15
中央図書館	96
多摩図書館	18
合計	191

（教育庁作成資料より監査人が作成）

一方、学校における教員を除く事務職員等の状況は、表 A1-4-3 のとおりである。

表 A1-4-3 学校における事務職員等の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

部門別	事務職員等
小学校	1,760
中学校	810
高等学校	1,182
盲学校	22
ろう学校	33
特別支援学校	480
給食センター	34
学校経営支援センター	175
合計	4,496

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（２）教員の状況について

平成 26 年 5 月 1 日現在の学校種別の教員数（臨時的任用を除く）を示すと、表 A1-4-4 のとおりである。

表 A1-4-4 学校種別の教職員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

	校長 副校長	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭 栄養教諭	実習助手 その他	臨時的 任用(注)	合計
小学校	2,595	2,484	24,620	1,339	－	△1,503	29,535
中学校	1,253	1,850	11,456	618	－	△293	14,884
高等学校	435	1,094	7,655	243	416	△145	9,698
中等教育	18	53	325	12	3	△10	401
特別支援	164	348	4,963	125	147	△251	5,496
合計	4,465	5,829	49,019	2,337	566	△2,202	60,014

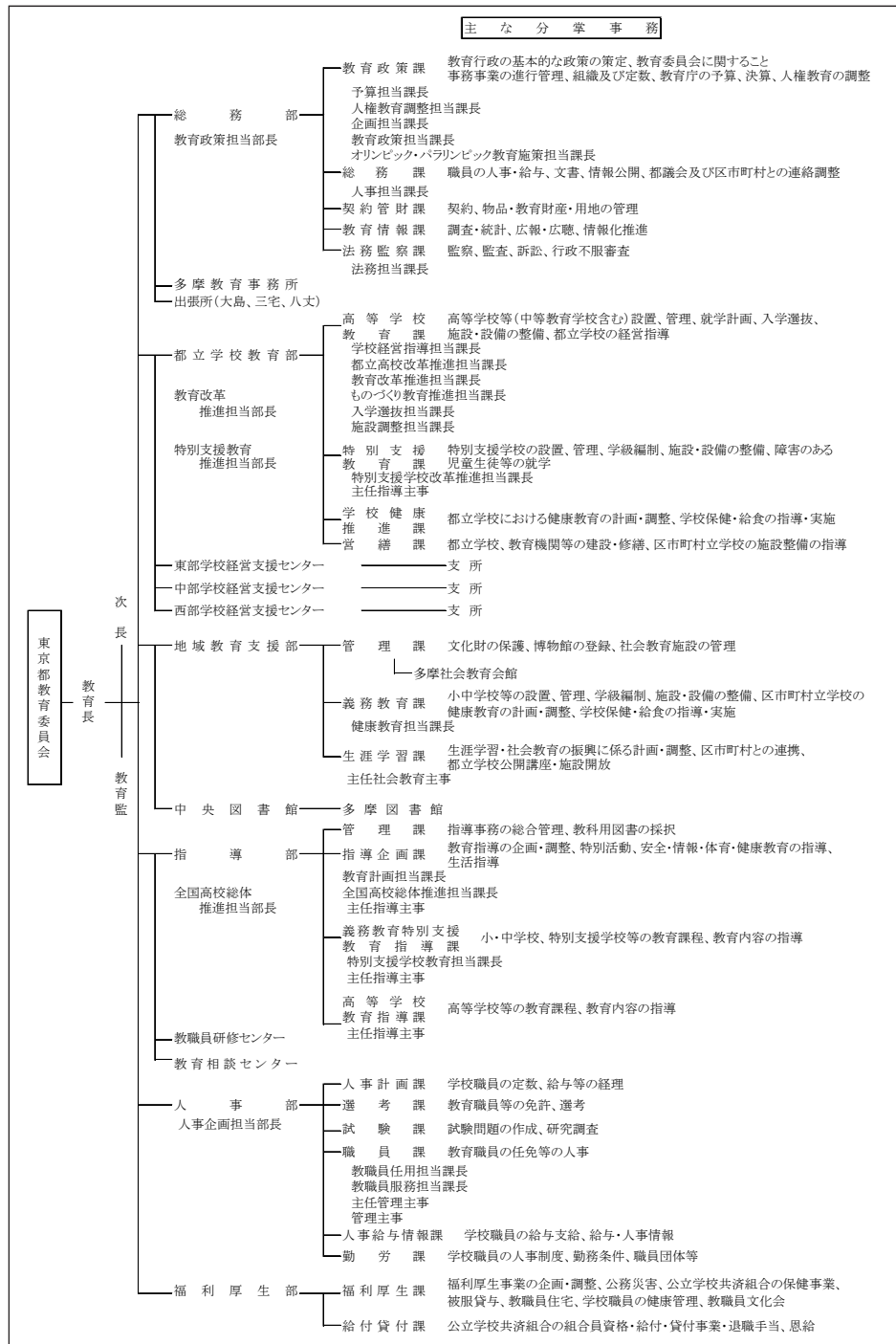
（教育庁「公立学校統計調査報告書【学校調査編】」より監査人が作成）

（注）臨時的任用は、妊娠出産休暇補助教員（産代）、育児休業補助教員（育代）、妊娠障害代替及び引継期間の教員（引継等）を含め、地方公務員法第 22 条第 2 項に基づく教員を含めていない。

(3) 組織の状況について

平成 26 年 4 月 1 日現在、教育庁の組織は図 A1-4-1 のとおりである。

図 A1-4-1 教育庁の組織図（平成 26 年 4 月 1 日現在）



(教育庁作成資料より監査人が作成)

５．平成 26 年度における歳入歳出の予算決算について

（１）平成 26 年度における歳入予算決算について

平成 26 年度の歳入に係る予算現額及び収入済額は、表 A1-5-1 のとおりである。ここで、予算現額とは、当初予算に補正予算と前年度からの繰越予算を加減した総額をいう。また、収入済額は当該年度に調定したもののうち、会計年度終了後の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの出納整理期間までに納入されたものをいう。

表 A1-5-1 平成 26 年度における歳入の予算現額及び決算額

(単位：百万円)

款	項	科目名	予算現額	収入済額	構成割合	増減
06		分担金及負担金	-	12	0.0%	12
	01	負担金	-	12	0.0%	12
07		使用料及手数料	5,841	5,779	4.1%	△62
	01	使用料	5,420	5,367	3.8%	△53
	02	手数料	421	412	0.3%	△9
08		国庫支出金	127,319	129,095	91.9%	1,776
	01	国庫負担金	123,330	125,595	89.4%	2,264
	02	国庫補助金	3,939	3,487	2.5%	△451
	03	委託金	48	12	0.0%	△36
09		財産収入	153	148	0.1%	△4
	01	財産運用収入	102	100	0.1%	△1
	02	財産売払収入	51	48	0.0%	△2
12		諸収入	4,392	5,449	3.9%	1,057
	02	都預金利子	-	0	0.0%	0
	05	受託事業収入	0	-	-	△0
	08	弁償金及報償金	10	29	0.0%	19
	09	物品売払代金	2	0	0.0%	△1
	10	雑入	4,378	5,418	3.9%	1,039
合計			137,706	140,485	100.0%	2,779

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 A1-5-1 を見ると、歳入 1,404 億 85 百万円のうち、91.9%を占めるのが「国庫支出金」である。この「国庫支出金」うち、「国庫負担金」は、義務教育費国庫負担法に基づく、教職員の給与費等の国庫負担分であり、本報告書第 2 の I の 1. (2)「県費負担教職員制度について」で記載した県費負担教職員の国庫負担分(1/3 負担)となっている部分の歳入のことである。なお、収入済額が予算現額を 22 億 64 百万円上回った理由は、県費負担教職員に対する給与の支払実績が増加したこと等による。

一方、「国庫補助金」は、主に国が推進している事業であるスクールカウンセラー配置事業や補習等のための指導員等派遣事業などの「生徒指導事業費」に係る歳入が 17 億 11 百万円、放課後子供教室推進事業などの「社会教育費」に係る歳入が 7 億 13 百万円などから構成されている。なお、収入済額が予算現額を 4 億 51 百万円下回っているのは、国庫補助金の決定減によるものである。

また、「使用料及手数料」は、収入済額が 57 億 79 百万円となっており、歳入の 4.1%を占めている。この「使用料及手数料」のうち、大部分は、都立学校における授業料等から構成されている。なお、「使用料」の収入済額が予算現額を 53 百万円下回っているのは、平成 26 年 4 月入学者から適用となった就学支援金制度の開始に伴い、授業料徴収対象者数が減少したことなどが主な理由である。この就学支援金制度については、本報告書第 3 の IV の 1.「高等学校等の授業料と就学支援金との関係について」を参照されたい。

さらに、「諸収入」は、収入済額が 54 億 49 百万円となっており、歳入の 3.9%を占めている。この「諸収入」のうち、大部分が再雇用職員等の健康保険料等の本人負担分に係る納付金を含む歳入科目である「雑入」である。なお、この「雑入」の収入済額が予算現額を 10 億 39 百万円上回っているのは、主に健康保険料等の本人負担分の納付対象者数が増加した影響による。

(2) 平成 26 年度における歳出予算決算について

平成 26 年度の歳出に係る予算現額及び支出済額は、表 A1-5-2 のとおりである。

表 A1-5-2 平成 26 年度における歳出の予算現額及び支出済額

(単位：百万円)

款	項	科目名	予算現額	支出済額	構成割合	不用額
12		教育費	743,462	729,060	99.9%	14,401
	01	教育管理費	24,161	21,337	2.9%	2,823
	02	小中学校費	422,928	419,290	57.5%	3,638
	03	高等学校費	127,621	125,858	17.2%	1,762
	04	特別支援学校費	63,296	62,258	8.5%	1,037
	05	福利厚生費	1,581	1,533	0.2%	47
	06	退職手当及年金費	54,632	53,112	7.3%	1,519
	07	教育指導奨励費	9,799	9,044	1.2%	754
	08	社会教育費	7,406	6,727	0.9%	678
	09	施設整備費	32,036	29,896	4.1%	2,139
17		諸支出金	576	576	0.1%	0
	04	諸費	576	576	0.1%	0
合計			744,038	729,637	100.0%	14,401

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 A1-5-2 を見ると、歳出で最も大きい支出となっている科目が「小中学校費」の 4,192 億 90 百万円であり、歳出全体の 57.5% を占める。これは、都内にある小・中学校数が、都立の高等学校や特別支援学校と比べて圧倒的に多く、それに比例して県費負担教職員数も多いからである。ただし、前述のとおり、この県費負担教職員の給与に関する支出に対応した国の負担分である国庫負担金 1/3 を歳入として受け入れている。

「小中学校費」の支出済額は、「小学校管理費」が 2,721 億 84 百万円、「中学校管理費」が 1,470 億 83 百万円、「入学検査費」が 19 百万円及び「小中学校施設指導調査費」が 2 百万円から構成されている。そして、「小中学校管理費」の大部分が小・中学校の教職員に係る人件費から構成されており、予算積算時に見積もっていた教職員数と比べて、実績人数の方が小学校で 1,294 人、中学校で 211 人少なかったこと、緑の学び舎づくり事業の事業実績が予算積算時と比べ少なかったことなどから、「小中学校費」の不用額が 36 億 38 百万円発生して

いる。

「小中学校費」に次いで、大きい支出済額となっている「高等学校費」の支出済額は1,258億58百万円と歳出全体の17.2%を占めている。この「高等学校費」の支出済額は、「管理費」1,257億51百万円及び「入学検査費」が1億6百万円から構成されている。そして、「管理費」は主に人件費と高等学校管理運営費から構成されているが、予算積算時に見積もっていた教職員数と比べて、実績人数の方が247人少なかったことなどが影響して、「高等学校費」の不用額が17億62百万円発生している。

また、「特別支援学校費」の支出済額は622億58百万円と歳出全体の8.5%を占めている。この「特別支援学校費」の支出済額は、「管理費」610億17百万円及び「就学奨励費」12億40百万円から構成されている。そして、前述と同様に、「管理費」は主に人件費と学校管理運営費から構成されているが、予算積算時に見積もっていた教職員数と比べて、実績人数の方が222人少なかったことなどが影響して、「特別支援学校費」の不用額が10億37百万円発生している。

「退職手当及年金費」の支出済額は531億12百万円と歳出全体の7.3%を占めている。この「退職手当及年金費」の支出済額は、「恩給費」2億40百万円及び「退職費」528億72百万円から構成されている。そして、「退職費」において、予算積算時に見積もっていた定年等退職者数と比べて、実際の定年等退職者数の方が60人少なかったことなどが影響して、「退職手当及年金費」の不用額が15億19百万円発生している。

「施設整備費」の支出済額は298億96百万円と歳出全体の4.1%を占めている。この「施設整備費」の支出済額は、「都立学校整備費」288億40百万円、「社会教育施設整備費」9億53百万円及び「諸施設整備費」1億2百万円から構成されている。そして、主に「都立学校整備費」の落札差金などの影響により不用額が21億39百万円発生している。

Ⅱ 出先機関及び各種施設について

1. 東京都多摩教育事務所及び出張所について

東京都多摩教育事務所（以下、「多摩教育事務所」という。）は、多摩地区における都教育委員会の総合的現地機関として、昭和 46 年 12 月 1 日に「東京都教育事務所設置等に関する規則」に基づき設立された。

多摩教育事務所の性格として、次の事項が掲げられている。

【（参考）多摩教育事務所の性格】

- ①多摩教育事務所は、多摩地区における都教育委員会の総合的現地機関として多摩地区全域を管轄区域として、同地区に関する都教育委員会の事務の一部を処理する。
- ②多摩教育事務所は、単なる経由機関でなく、現地における事務処理機関として、所掌事務に関しては現地で完結的に処理することを目標とする。
- ③所掌事務は、多摩地区に関する都教育委員会の事務のうち、現地処理が適当かつ可能なものとし、多摩地区に関する事務をできるだけ広範囲に所掌し、現地完結処理する方向で段階的な拡充を図る。
- ④事務処理にあたっては、現地性を尊重するとともに本庁との連絡を密にし、全都的一体性の保持に十分留意する。また、市町村の主体性を十分尊重し、市町村教育委員会等との連絡協調を十分保って事務処理を行う。

一方、教育庁の出張所は、管轄区域内の町村の教育に関する事務の適正な処理を図り、必要な指導・助言、援助及び町村教育委員会との連絡調整等を行うため、島しょ地域の大島、三宅、八丈の 3 か所に設置されている。

2. 学校経営支援センターについて

学校経営支援センターは、校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、教育庁業務の一部を移行し、学校の身近な地域で学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援を行っていくことを目的とし、平成18年4月1日に設立された。

また、学校経営支援センターは、経理業務システム・旅費システム等のIT化の推進と事務の集中化により、学校内の庶務を管轄する経営企画室業務の効率化を図り、経営企画室の経営面の機能強化の推進業務を実施している。

なお、教育庁は、都内を東部・中部・西部の3か所に分けて、エリア単位で学校経営支援センターを設置しており、各学校経営支援センターは約80校の都立学校を管轄している。また、学校経営支援センターは、それぞれ所と支所を設置することで、月1回の学校訪問等を実施することを可能とする体制を構築し、もって学校の課題を的確に把握し、学校の実態に応じた機動的できめの細かい支援ができるよう組織化している。

ここで、学校経営支援センターによる支援内容を列挙したものが、表A2-2-1である。

表 A2-2-1 学校経営支援センターによる経営支援の内容

支援分類	支援内容
人事管理支援	・教職員の人事情報の収集と育成のアドバイス ・校長の人事構想支援とヒアリングに依拠した人事異動 ・適正な人事考課への支援 ・管理職候補者の発掘と育成 ・教員の資質能力の向上（OJT 等） ・服務事故対応 ・学校経営支援センター独自の人事支援事業
学校経営支援	・学校経営の状況把握と相談 ・学校経営診断の実施 ・予算編成・執行、施設整備支援 ・公費・私費の適正管理支援 ・校長・副校長・課室長連絡会開催と情報交換会 ・入学者選抜に係る事故・個人情報紛失事故等対応 ・学校経営支援センター独自の経営支援事業
教育活動支援	・教育課程の適正化支援 ・教育課程編成・実施の支援 ・高等学校改革・特別支援教育推進対応 ・学力向上・授業改善の支援 ・生活指導等への支援 ・区市町村教育委員会・関係機関等外部連携支援 ・生徒事故対応 ・学校経営支援センター独自の教育活動支援事業

（中部学校経営支援センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成）

表 A2-2-1 は、中部学校経営支援センターの「事業概要」から作成したものであるが、他の学校経営支援センターが実施している支援ラインとおおむね差異はない。このように学校経営支援センターは、都立学校に対する各種支援を目的として設立された組織であり、他の道府県を見ても、学校経営支援センターのような機能を持つ機関は設置されていないことから、都独自の出先機関として大きな特徴の一つであると言える。

3. 東京都教職員研修センターについて

東京都教職員研修センター（以下、「教職員研修センター」という。）は、東京都教職員研修センター設置条例に基づき、都における教育の充実及び振興を図るために、教職員等への研修及び各種研究を主目的として設置された教育庁の出先機関である。この教職員研修センターでは、その組織目標として「養成段階を含めた教職生活全体を通じて、教員の資質能力の向上や専門性の高度化を図るために研修・研究事業等を推進し、都における教育の充実・振興に努める」ことを掲げている。

なお、教職員研修センターの施設は、文京区に教職員研修センター、立川市に立川分室の2施設が設置されている。

ここで、教職員研修センターの概要をまとめたものが、表 A2-3-1 である。

表 A2-3-1 教職員研修センターの概要

項目	概要	
施設名	東京都教職員研修センター	
所在地	東京都文京区本郷 1-3-3	
建物延床面積	17,027 m ²	
職員数	166 名（平成 27 年 4 月 1 日現在） （注）所長、指導主事、一般職非常勤職員等を含んだ人数	
沿革	昭和 14 年 6 月	前身の東京市教育局教育研究所が発足した。
	昭和 29 年 5 月	都立教育研究所を設置した。
	昭和 41 年 1 月	目黒区に新研究所の建物が竣工し移転した。
	昭和 62 年 4 月	都立多摩教育研究所を設置した。
	平成 8 年 4 月	都総合技術教育センターを設置した。 （旧都立工業技術教育センター及び旧都立情報処理教育センターの統合）
	平成 13 年 3 月	都立教育研究所、都立多摩教育研究所及び都総合技術教育センターを廃止した。
	平成 13 年 4 月	都教育委員会では人事考課制度の導入や管理職任用制度の改革など、能力開発・人材育成型の人事制度を構築してきた。加えて、研修・研究事業を一元化し、研修体系と内容の整備を進め、学校教育を充実・向上させる教職員の育成を期して、平成 13 年 4 月、新たに都教職員研修センターを発足

		させた。 また、新たに行政職員研修事業の移管を受けた。 分館（文京区）を置いた。
	平成 18 年 4 月	研修・研究事業の一層の充実を図るため、都教職員研修センターを組織改編し、文京区（現在地）へ移転した。分館を統合した。
所管事業	教職員研修センターは、東京都教職員研修センター設置条例に基づき、都における教育の充実及び振興を図ることを目的に設置されており、この目的を達成するため、次の事業を行っている。 (1) 公立学校の教職員の研修 (2) 都教育委員会の任命に係る職員の研修 (3) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究 (4) 教育に関する資料の収集及び活用、教職員に対する研究相談 (5) その他目的を達成するために必要な事業	
教員研修体系	(1) 教員研修・研究事業 ①通所研修 ・職層研修／必修研修／教科等・教育課題研修／リーダー養成研修 ②OJT や自己啓発及び研究への支援 ・授業研究ヘルプデスク／教育資料閲覧室・教科書センター／都教育委員会訪問／教育研究普及事業 ③研究及び成果活用 ・教育課題研究／人権教育 (2) 行政職員研修事業 ①通所研修 ・職層研修／職能研修／課題研修／派遣研修 ②職場研修及び自己啓発支援 ・認定団体研修／自己啓発支援制度 (3) 次代を担う人材の育成 ・東京教師養成塾／採用前実践的指導力養成講座／次世代リーダー育成道場	

(教職員研修センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成)

また、教職員研修センターにおける研修受講人数の推移を示すと、表 A2-3-2 のとおりである。

表 A2-3-2 研修受講実績の推移

(単位：人)

研修対象	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教員向け研修	24, 993	26, 187	25, 698
行政系職員向け研修	12, 247	11, 992	11, 609
合計	37, 240	38, 179	37, 307

(平成 25 年度から平成 27 年度 教職員研修センター「事業概要」より監査人が作成)

4. 東京都教育相談センターについて

東京都教育相談センター（以下、「教育相談センター」という。）は、東京都教育相談センター設置条例に基づき、学校及び家庭における幼児、児童、生徒等の教育についての相談を実施し、都における学校教育、家庭教育の充実及び振興に寄与することを目的として設立された。

平成 13 年度の開設以来、都における先駆的、中心的な教育相談機関として、「相談」、「研究」、「発信」という 3 つの機能を果たし、学校教育や家庭教育の充実及び振興のために、都民に対する教育相談の実施、教育相談に係る専門的事項の調査研究、学校及び家庭における教育の支援、相談事業を実施する東京都の他の機関並びに区市町村教育委員会との連携事業の実施、区市町村教育委員会が実施する相談事業への支援、また、その他の事業を実施している。

ここで、教育相談センターの概要をまとめたものが、表 A2-4-1 である。

表 A2-4-1 教育相談センターの概要

項目	概要	
施設名	東京都教育相談センター	
所在地	東京都新宿区北新宿 4-6-1（東京都子供家庭総合センター4 階）	
職員数	66 名（平成 27 年 4 月 1 日現在） （注）所長、指導主事、一般職非常勤職員等を含んだ人数	
沿革	昭和 29 年 5 月	港区麻布に都立教育研究所が設置
	昭和 33 年 1 月	都立教育研究所有三青少年文庫（三鷹分室）で教育相談に関する事業を開始
	昭和 41 年 4 月	目黒区に都立教育研究所を新設
	昭和 62 年 4 月	都立多摩教育研究所を開設し、相談事業を開始
	平成 13 年 4 月	都立教育研究所と都立多摩教育研究所の組織改正に伴い、両研究所の相談部門を統合し、東京都教育相談センターを設置
	平成 19 年 4 月	水道橋庁舎に移転
	平成 25 年 2 月	新宿区北新宿の東京都子供家庭総合センターに移転
	平成 27 年 6 月	立川出張相談室が東京都立川合同庁舎内へ移転
事業方針	①都民の期待に応え、信頼される相談の実施 ②学校における教育相談機能の充実に向けた、各種支援事業の実施 ③区市町村の公立教育相談機関との連携強化及び地域の実態に応じ	

	た支援の実施 ④関係機関との連携強化及び社会的ニーズに即応した事業の実施 ⑤相談から見える課題の追究及び各種事業の成果等の発信・検証 ⑥多様化する相談に応えるための事業改善と人材育成の推進
実施事業	①相談事業 ・教育相談一般（電話相談、来所相談、メール相談） ・高校進級・進路・入学相談（電話相談、来所相談、メール相談） ・東京都いじめ相談ホットライン ・外国人児童・生徒相談 ・セクシュアル・ハラスメント相談 ・青少年リスタートプレイス事業（リスタート登録・通信・広報等、就学サポート、つどい、進路相談会） ②学校等支援事業 ・都立学校支援事業（都立学校教育相談担当者連絡会、都立学校教職員等相談、要請訪問、連携推進訪問） ・要請訪問（要請訪問（事例検討等）、要請訪問（研修）、緊急支援） ・心のケア支援事業（専門家アドバイザースタッフ、学生アドバイザースタッフ派遣） ③学校問題解決サポート事業 ・相談（相談対応、ケース会議、専門家有識者会議） ・学校問題未然防止対策及び初期対応能力の向上（連絡会、講演会、個別相談会、講師派遣） ・いじめ等の問題解決支援チーム ④区市町村連携事業 ・連携会議（教育相談担当主管課長会議、教育相談担当者会議） ・実態把握（教育相談所（室）、適応指導教室実態調査） ⑤研究事業 ・調査研究 ⑥広報事業 ・所報「広報すこやかさん」 ・カード、リーフレット、ポスター ・ホームページ

（教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成）

また、平成 24 年度から平成 26 年度における、教育相談センターの年度別相談件数の推移は、表 A2-4-2 のとおりである。

表 A2-4-2 教育相談センターにおける相談回数推移

(単位：回)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談回数	25,977	24,341	23,026

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 平成 26 年度の相談件数の内訳は、電話相談が 16,486 回、来所相談が 6,253 回、メール相談が 287 回である。

5. 都立図書館について

(1) 都立図書館の概要について

東京都立図書館（以下、「都立図書館」という。）は、明治 41 年に開館した東京市立日比谷図書館を起源とするが、平成 21 年 7 月に日比谷図書館が千代田区へ移管された現在では、中央図書館及び多摩図書館の 2 館により構成されている。

都立図書館は、東京都立図書館条例に基づき、情報通信技術が飛躍的に進展する 21 世紀にふさわしい、広域的・総合的情報拠点として、首都東京の中核的公立図書館の役割を担い、図書館資料及び図書館内外の情報の整備・充実に努め、都民及び利用者に対し、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に貢献することを目的として設立された。

中央図書館は、昭和 48 年に都立日比谷図書館の蔵書を引き継いで開館し、現在では、国内の公立図書館において最大級とも言える約 192 万冊を所蔵しており、このうち、新しい図書を中心に約 35 万冊を開架している。また、中央図書館の主な業務としては、都内の区市町村立図書館に対するレファレンスの支援や資料の貸出し、さらには来館客への閲覧サービスや調査研究の支援等が挙げられる。

一方、多摩図書館は、組織上、中央図書館の一部署として位置付けられており、週刊誌から学術雑誌まで約 1.7 万誌の雑誌を幅広く所蔵し、公立図書館としては全国初の雑誌による専門的情報サービスを提供するとともに、児童・青少年資料サービスを行っている。また、都内区市町村立図書館に対し、協力レファレンスや協力貸出等、様々な図書館協力支援事業を行っている。

なお、多摩図書館は、平成 29 年 1 月に国分寺市への移転が予定されているが、本報告書に記載している開館時間等の情報は、移転前の現多摩図書館のものである。

ここで、都立図書館（中央図書館及び多摩図書館）の概要を示すと、表 A2-5-1 及び表 A2-5-2 のとおりである。

表 A2-5-1 都立図書館（中央図書館）の概要

項目	概要
施設名	中央図書館
所在地	東京都港区南麻布 5-7-13
開館年月	昭和 48 年 1 月
職員数	96 名（平成 26 年 4 月 1 日現在）
運営に係る基本方針	①都立図書館は、中央図書館を統括機能を有する中心館とし、多摩図書館と合わせて一体的な運営を行うとともに、各館が機能及びサービスを分担する。 ②都立図書館は、図書館サービス指標を設け、効率性、効果性、迅速性等の経営的視点を重視した運営及び事業を展開する。 ③都立図書館は、来館者、非来館者を問わず、都民及び利用者が高度・高品質な情報サービスを享受できるようサービス提供環境を整備し、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援する。 ④都立図書館は、資料の継続的、網羅的な収集を行うとともに、適切な資料管理を行い、将来にわたる利用のため図書館資料の長期的な保存を図る。 ⑤都立図書館は、都内公立図書館や学校等への協力支援を行うとともに、都内公立図書館の相互協力ネットワーク化を促進する。 ⑥都立図書館は、図書館未整備地域に対し、補完サービスを行う。
管理運営形態	直営
開館時間	月曜日～金曜日：10 時 00 分～21 時 00 分 土・日・祝・休日：10 時 00 分～17 時 30 分 ただし、特別文庫室は 10 時 00 分～17 時 30 分、音声・映像資料室は 13 時 00 分～17 時 30 分（土・日・祝・休日は、10 時 00 分から開室）
休館日	館内整理日：毎月第 1 木曜日（祝・休日又は他の休館日にあたる場合は第 2 木曜日） 設備等の保守点検日：毎月 1 回（不定期） 特別整理期間：年間 12 日以内 年末年始：12 月 29 日～1 月 3 日
利用料	無料
構造、施設規模	鉄筋鉄骨コンクリート造、地上 5 階・地下 2 階
敷地面積	9,157.21 m ²
延床面積	23,196.21 m ²
収蔵能力	208 万冊
閲覧席数	902 席
設置根拠	東京都立図書館条例（昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 112 号）

(都立図書館「事業概要 平成 26 年度版」より監査人が作成)

表 A2-5-2 都立図書館（多摩図書館）の概要

項目	概要
施設名	多摩図書館
所在地	東京都立川市錦町 6-3-1
開館年月	昭和 62 年 5 月
職員数	18 名（平成 26 年 4 月 1 日現在）
管理運営形態	直営
開館時間	月曜日～金曜日：9 時 30 分～19 時 00 分 土・日・祝・休日：9 時 30 分～17 時 00 分
休館日	館内整理日：毎月第 1 木曜日（祝・休日又は他の休館日にあたる場合は第 2 木曜日） 設備等の保守点検日：年 7 回（特定月の第 3 日曜日） 特別整理期間：年間 12 日以内 年末年始：12 月 29 日～1 月 3 日
利用料	無料
構造、施設規模	鉄筋鉄骨コンクリート造、地上 1 階・地下 1、2 階の一部
敷地面積	9,161 m ²
延床面積	4,351.1 m ²
収蔵能力	103 万冊
閲覧席数	135 席
設置根拠	東京都立図書館条例（昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 112 号）

（都立図書館「事業概要 平成 26 年度版」より監査人が作成）

(2) 都立図書館の利用者数等の推移について

都立図書館の入館者数の推移は、表 A2-5-3 のとおりである。

表 A2-5-3 都立図書館の入館者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中央図書館	333,088 人	313,717 人	291,408 人
多摩図書館	95,138 人	90,370 人	89,750 人
合計	428,226 人	404,087 人	381,158 人

(平成 25 年度版から平成 27 年度版 都立図書館「事業概要」より監査人が作成)

また、平成 26 年度における都立図書館の所蔵状況は、表 A2-5-4 のとおりである。

表 A2-5-4 平成 26 年度における所蔵状況

	図書	新聞	雑誌
中央図書館	1,925,640 冊	1,162 紙	6,762 誌
多摩図書館	514,617 冊	192 紙	17,884 誌
合計	2,440,257 冊	1,354 紙	24,646 誌

(都立図書館「事業概要 平成 27 年度版」より監査人が作成)

(注) 図書には、年鑑及び年報を含む。

6. 社会教育施設について

(1) 都立多摩社会教育会館について

東京都立多摩社会教育会館（以下、「多摩社会教育会館」という。）は、都民が社会教育に係る学習活動を行うための場所を提供し、地域社会における社会教育を振興するため、設置された社会教育施設である。

多摩社会教育会館は、広域の社会教育施設として、学習や芸術・文化活動等に利用できるよう、ホール（849 席、うち 21 席分は車椅子 10 席分）等及び研修室等（合計で 8 室）の施設を提供している。

なお、多摩図書館と併設する多摩社会教育会館は、多摩図書館の平成 29 年 1 月の移転に合わせて廃止されることが決定されている。

(2) ユース・プラザ整備等事業について

ユース・プラザは、青少年をはじめとする都民に対して、宿泊、又は日帰りでの文化・学習活動、スポーツ活動、野外活動などを支援するために設置された新たな青少年社会教育施設であり、区部と多摩地区に 1 か所ずつ、合計で 2 施設が設置されている。

① 区部ユース・プラザ整備等事業について

区部ユース・プラザの施設概要について示したものが、表 A2-6-1 である。

表 A2-6-1 区部ユース・プラザの概要

項目	概要
施設名	東京スポーツ文化館
所在地	東京都江東区夢の島 2-1-3
開館年月	平成 16 年 3 月
設立目的	①青少年の自立と社会性の発達を支援 青少年の自立と社会性の発達を支援するための社会教育施設を整備し、青少年が多くの人々との直接的な交流ができる機会と場を提供する。 ②生涯学習の振興 生涯学習の振興のため、広く都民に文化・学習活動、スポーツ活動及び野外活動の機会と場とを提供する。

管理運営形態	PFI（新棟は BOT 方式、既存棟は RO 方式） PFI 事業者：PFI 区部ユース・プラザ株式会社
敷地面積	27,022 m ²
延床面積	17,415 m ²
施設内容	①スポーツゾーン メインアリーナ／マルチスタジオ／柔道場／剣道場／サブアリーナ／アーチェリーフィールド／屋内温水プール／フットサルコート／フィットネスジム／フィットネススタジオ／スポーツサウナ&バス ②文化・学習ゾーン ミュージックスタジオ／アクターズスタジオ／研修ルーム／クリエーションスペース／マルチホール ③宿泊ゾーン ④パブリックゾーン エントランスホール／キッズルーム／ワークルーム／ストア／保健室／ユース・スクエア ⑤レストラン
開館時間	文化・学習施設/スポーツ施設：9 時 00 分～22 時 00 分 （スポーツサウナについては 13 時 00 分～22 時 00 分） フットサルコート：10 時 00 分～22 時 00 分（土・日・祝祭日は 9 時～22 時）
休館日	平成 26 年度は、活動室（文化・学習施設、スポーツ施設）は施設点検等のため年 4 日間（4 月 10 日、6 月 10 日、9 月 10 日、12 月 10 日）休館。宿泊室、ユース・スクエアは休館なし。

（区部ユース・プラザ整備等事業「業務要求水準書」及びホームページより監査人が作成）

また、区部ユース・プラザの利用者数の推移は、表 A2-6-2 のとおりである。

表 A2-6-2 区部ユース・プラザの利用者数推移

利用状況	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設利用者数	369,094 人	377,488 人	394,985 人
1 日当たり利用者数	1,022 人	1,045 人	1,094 人

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（注 1）いずれの年度も 1 日当たり利用者数は、施設利用者数を運営日の 361 日で除して算出している。

（注 2）施設利用者数は、日ごと及び活動室ごとにカウントした延べ利用者数であり、同日に異なる複数の活動室を利用した利用者は、それぞれの活動室において利用者数としてカウントする。

② 多摩地域ユース・プラザ整備等事業について

多摩地域ユース・プラザの施設概要について示したものが、表 A2-6-3 である。

表 A2-6-3 多摩地域ユース・プラザの概要

項目	概要
施設名	高尾の森わくわくビレッジ
所在地	東京都八王子市川町 55
開館年月	平成 17 年 4 月
設立目的	①青少年の自立、社会性の発達、体験活動を支援 青少年の自立と社会性の発達とを支援するための社会教育施設を運営及び維持管理し、青少年が多くの人々との直接的な交流ができる機会と場を提供する。特に、学校教育活動との連携を進め、児童・生徒の体験活動を豊かにするための支援を行う。 ②生涯学習の振興 生涯学習の振興のため、広く都民に文化・学習活動、スポーツ活動及び野外活動の機会と場とを提供する。
管理運営形態	PFI（R0 方式） PFI 事業者：京王ユース・プラザ株式会社
敷地面積	65,964 m ²
施設（延床）面積	14,782 m ²
施設内容	①野外施設 テントサイト／プロジェクト・アドベンチャー／野外炊さん場／ツリーハウス ②文化・学習施設 研修室／学習室／教室／音楽室／多目的室／陶芸室／木工室／調理室／理科室 ③スポーツ施設 体育室 ④宿泊施設 ⑤その他の施設 わくわくステージ／こどものあそびひろば／キッズルーム／はっけんひろば／大浴場／ゆったり浴場／ランドリーコーナー ⑥レストラン
開館時間	8 時 30 分～22 時 00 分（活動施設は 9 時 00 分～22 時 00 分）
休館日	平成 26 年度は、活動室（野外施設、文化・学習施設、スポーツ施設）、ユース・スクエア、レストランは、施設点検等のため 1 日（2 月 17 日）休館（宿泊施設は年 12 日間休館）

（多摩地域ユース・プラザ整備等事業「業務要求水準書」及びホームページより監査人が作成）

また、多摩地域ユース・プラザの利用者数の推移は、表 A2-6-4 のとおりである。

表 A2-6-4 多摩地域ユース・プラザの利用者数推移

利用状況	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設利用者数	170,790 人	168,428 人	164,714 人
1 日当たり利用者数	469 人	462 人	452 人

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注 1) いずれの年度も 1 日当たり利用者数は、施設利用者数を運営日の 364 日で除して算出している。

(注 2) 施設利用者数は、日ごとにカウントした延べ利用者数であり、同日に異なる複数の活動室を利用した利用者は同一利用者として扱う。

Ⅲ 教育庁所管の監理団体について

1. 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団について

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下、「スポーツ事業団」という。）は、都民のライフステージに応じてスポーツの普及振興を図るとともに、都内における埋蔵文化財の保護を図ることによって、都民の文化的生活の向上に寄与することを目的として設立された。

主な事業内容としては、①体育施設等管理運営事業、②スポーツ振興事業、③スポーツ国際交流事業、④地域支援・スポーツムーブメント醸成事業、⑤競技力向上推進事業、⑥埋蔵文化財事業等が挙げられる。このうち、教育庁の所管事業は、⑥の埋蔵文化財事業のみである。埋蔵文化財事業は、スポーツ事業団の事業所である東京都埋蔵文化財センター（以下、「事業団埋蔵文化財センター」という。）が実施している。

2. 東京都埋蔵文化財センターについて

事業団埋蔵文化財センターの主な事業としては、埋蔵文化財調査等事業及び管理運営等事業が挙げられ、前者の埋蔵文化財調査等事業については、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査受託事業や出土遺物の保存処理、資料収集、地元対応現地説明会の開催等の調査研究、公開事業等が含まれる。また、後者の管理運営等事業については、東京都立埋蔵文化財調査センター（以下、「都立調査センター」という。）において、指定管理者として行う建物維持管理等の都立調査センター運営事業や展示・文化財講座の開催・体験教室の開催等の広報普及事業等が含まれる。

都立調査センターは、東京都立埋蔵文化財調査センター設置条例に基づき、都内における埋蔵文化財の調査、研究を行い、都民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、都民の文化的生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的として設置された教育施設である。

ここで、都立調査センターの施設概要については、表 A3-2-1 のとおりである。

表 A3-2-1 都立調査センターの概要

項目	概要
施設名	東京都立埋蔵文化財調査センター
所在地	東京都多摩市落合 1-14-2
開館年月	昭和 60 年 4 月（遺跡庭園は昭和 62 年 4 月）
設立目的	埋蔵文化財の保存と活用を図り、もって都民の文化的向上に資する。
管理運営形態	指定管理者による管理運営
開館時間	9 時 30 分～17 時 00 分 11 月から 3 月は遺跡庭園「縄文の村」のみ 16 時 30 分まで
休館日	年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日まで 展示替えによる休館（3 月中旬）
構造、施設規模	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地下 3 階（一部附属等 2 階）
敷地面積	12,154.9 m ² （うち遺跡庭園 8,954.9 m ² ）
延床面積	4,090.3 m ²

（事業団埋蔵文化財センター「平成 27 年度事業概要」及びホームページより監査人が作成）

また、都立調査センターの利用者数の推移は、表 A3-2-2 のとおりである。

表 A3-2-2 都立調査センターの利用者数推移

利用状況	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入館者数	27,432 人	27,525 人	28,692 人
1 日当たり入館者数	77 人	77 人	81 人

（教育庁作成資料より監査人が作成）

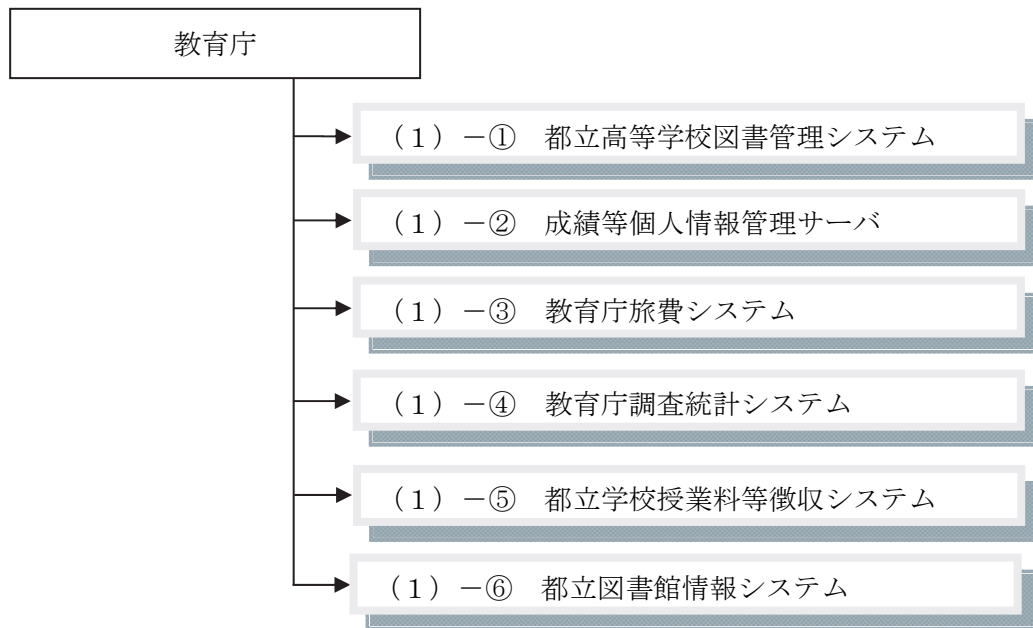
（注）いずれの年度も 1 日当たり入館者数は、入館者数を開館日数の 354 日で除して算出している。

Ⅳ 教育庁における情報システムについて

1. 主要な業務処理システムの構成と監査の範囲について

教育庁の主要な業務処理システムは、図 A4-1-1 のとおりである。

図 A4-1-1 教育庁の主要な業務処理システム



(教育庁作成資料より監査人が作成)

２．業務システムの概要について

（１）教育庁で使用しているシステムについて

① 都立高等学校図書管理システム

都立高等学校の図書室に所蔵の図書について、蔵書管理、蔵書検索、情報検索を行うための、全校統一のシステムである。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて段階的に導入されている。

② 成績等個人情報管理サーバ

都立学校の各校にて管理している成績等の個人情報を一元管理することにより、情報漏えい等の事故を防ぐとともに、個人情報の適正な運用・管理を行うためのシステムである。

③ 教育庁旅費システム

教職員の旅費について、申請から経路確認、支出額の決定を行うためのシステムである。知事部局において、先行導入されているシステムをカスタマイズし、平成 22 年度から稼働開始している。

④ 教育庁調査統計システム

教育庁から各学校に対して行う調査報告業務による負荷を軽減するためのシステムである。主な機能は、次のとおりである。

- ・回答様式作成
- ・調査内容の確認
- ・回答入力
- ・回答様式の集計結果取得

⑤ 都立学校授業料等徴収システム

都立学校の授業料等の徴収を行うための全校統一のシステムである。主な機能は、次のとおりである。

- ・入学申請の入力
- ・変更内容の入力
- ・納付書再発行
- ・収納管理
- ・還付処理

⑥ 都立図書館情報システム

資料（図書、雑誌等）の収集・整理等の業務系と利用者の検索・閲覧等のサービス系の両方を含むシステムである。大規模公共図書館向けパッケージソフトに都立図書館が必要とする機能をカスタマイズし、第 3 期のコンピュータシステムとして、平成 23 年 12 月から稼働している。サブシステムとして、学術ポータルサイトがある。

V 東京都（区市町村を含む）の学校教育費等の状況について

1. 東京都（区市町村を含む）の教育費総額及び学校教育費について

（1）教育費総額について

① 教育費総額の体系と推移について

文部科学省では、「地方教育費調査」により、地方公共団体の支出した「教育費」を調査しており、区市町村を含む都の教育費総額は、「学校教育費」、「社会教育費」及び「教育行政費」から構成されている。これらの構成は、都の予算区分とは異なる。これらの定義を示すと以下のようになる。

学校教育費は、地方公共団体が公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費をいう。

社会教育費は、地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費をいう（体育・文化関係、文化財保護を含む）。

教育行政費は、地方公共団体が教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む。）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費をいう。

これらの教育費総額を体系化したものが、図 A5-1-1 である。

図 A5-1-1 地方教育費調査（＝教育費総額）の構成

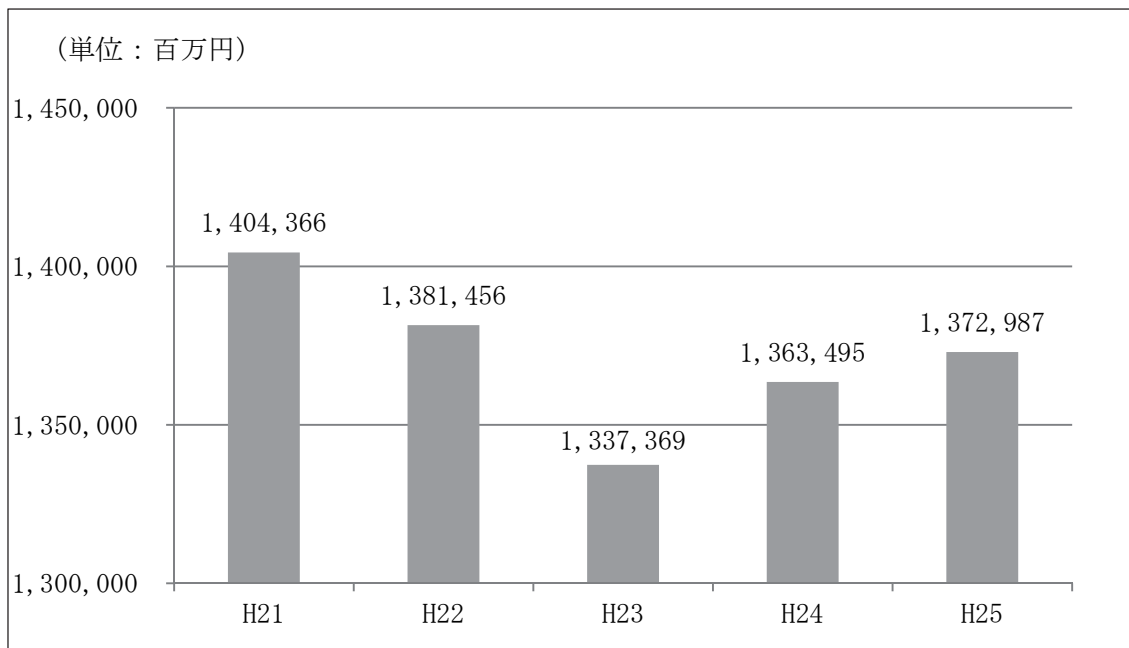
I 地方教育費																						
負担区分〔財源〕別	公 費	分 野 別	使途〔支出項目〕別																			
国庫補助金 都支出金 区市町村支出金 地方債 公費組入れ寄付金	地方教育費	学校教育費	人件費（本務教員給与・兼務職員給与・事務職員給与・その他の職員給与・共済組合等負担金・恩給費・退職死傷手当等に要した経費） 教育活動費（特別活動費・教授用消耗品費・旅費・その他の教育活動等に要した経費） 管 理 費（修繕費・学校警備費・消耗品費・光熱水費・その他の維持費・旅費等に要した経費） 補助活動費（給食活動・衛生活動・寄宿舎運営等に要した経費） 所定支払金（地代・借料・校長会・研究会負担金・分担金等に要した経費）																			
				学校教育費	消費的支出	（土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書を購入費等に要した経費）																
							資本的支出	（地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）														
									債務償還費	（人件費・公民館等活動費・維持修繕費・補助活動費・所定支払金等年々経常的に支出する経費）												
											社会教育費	消費的支出	（土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書を購入費等に要した経費）									
														資本的支出	（地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）							
																債務償還費	（人件費・旅費・指導費・維持修繕費・補助活動費・所定支払金等年々経常的に支出する経費）					
																		教育行政費	消費的支出	（土地費・建築費・設備備品費・備品に類する図書を購入費等に要した経費）		
																					資本的支出	（地方債の元金返済、利子の支払及び手数料に要した経費）
教育に係る収入	授業料 入学金 検定料 日本スポーツ振興センター共済掛金 その他の収入 特別会計収入																					

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より抜粋）

以下においては、都の財源等を他団体と比較することの必要性があることから、本報告書作成時点の最新版「地方教育費調査報告書」に基づいて検討することとした。

まず、都の教育費総額（公費）の過去5年間の推移はグラフ A5-1-1 のとおりである。

グラフ A5-1-1 過去5年間の教育費総額の推移



(都教育委員会の「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

このように推移を見ると、年度によって教育費総額が増減していることが分かる。この推移を分野別・財源別・使途別内訳で表したものが表 A5-1-1 である。

表 A5-1-1 教育費総額の分野別・財源別・使途別内訳の経年比較

(単位：百万円)

		H21	H22	H23	H24	H25
		金額	金額	金額	金額	金額
教育費総額		1,404,366	1,381,456	1,337,369	1,363,495	1,372,987
分野別	学校教育費	1,171,751	1,156,468	1,115,466	1,110,461	1,111,219
	社会教育費	148,427	139,814	139,533	170,105	172,464
	教育行政費	84,187	85,173	82,370	82,928	89,303
財源別	国庫補助金	159,844	140,108	131,690	133,086	131,241
	都支出金	649,088	672,535	632,899	640,647	664,468
	区市町村支出金	561,489	531,525	522,697	537,254	536,809
	地方債	33,766	37,003	49,996	52,208	40,424
	公費組入れ寄付金	176	284	85	298	43
使途別	消費的支出	1,087,255	1,082,907	1,071,138	1,099,890	1,096,595
	資本的支出	223,340	186,946	193,652	178,289	170,799
	債務償還費	93,770	111,602	72,579	85,315	105,592

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

平成 21 年度から平成 23 年度までの教育費総額の変動は、分野別に見ると学校教育費の変動による影響であり、使途別に見ると平成 22 年度は資本的支出が、平成 23 年度は債務償還費の変動が影響していることが分かる。この点について都に質問したところ、「平成 22 年度の資本的支出の減少は、平成 22 年度開校の小・中学校が多く、その建築・改築費が平成 21 年度に集中したためであり、その反動で次年度との差が大きかったと考えられる。また、平成 23 年度の債務償還費は、都債の償還満期に当たったものが少ないためであり、学校教育費もこれに応じて減少していると考えられる」との回答であった。

平成 24 年度の教育費総額の変動は、分野別に見ると社会教育費の変動による影響であり、使途別に見ると消費的支出の変動が影響していることが分かる。この点について都に確認したところ、「平成 24 年度に練馬区で組織改正があり、首長部局の生涯学習関連事業が教育委員会に移管されたことが挙げられる」との回答であった。

平成 25 年度の教育費総額の変動は、分野別では教育行政費の変動による影響であり、この点について都に質問したところ、「平成 25 年度に文京区で新規に学校施設建設整備基金の積立が始まったためと考えられる」との回答を得た。使途別には、債務償還費の変動が影響していることが分かる。

債務償還費の変動について都に質問したところ、「東京都では、市場公募債について、満期一括償還を行っている。そのため、満期一括償還時期には、非常に多額の償還があり、年度間での変動が大きくなる。また、都債は平成 10 年 10 月以降、繰り上げ償還条項を撤廃しており、それ以前の都債についても、これを行うことはない。」との回答を得た。

② 教育費総額の内訳について

次に、平成 25 年度の教育費総額 1 兆 3,729 億 8,774 万円の分野別・財源別・使途別内訳が表 A5-1-2 である。教育費総額を分野別に見た場合は学校教育費が全体の約 8 割を占めており、また財源別に見た場合は都支出金及び区市町村支出金の合計が約 9 割を占めていることが分かる。

表 A5-1-2 平成 25 年度教育費総額の分野別・財源別・使途別内訳

(単位：百万円)

		金額	構成比
教育費総額		1,372,987	100.0%
分野別	学校教育費	1,111,219	80.9%
	社会教育費	172,464	12.6%
	教育行政費	89,303	6.5%
財源別	国庫補助金	131,241	9.6%
	都支出金	664,468	48.4%
	区市町村支出金	536,809	39.1%
	地方債	40,424	2.9%
	公費組入れ寄付金	43	0.0%
使途別	消費的支出	1,096,595	79.9%
	資本的支出	170,799	12.4%
	債務償還費	105,592	7.7%

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

③ 都民所得に対する教育費の負担比率について

それでは、都民 1 人当たりの所得に占める教育費の割合は、どのくらいであろうか。この点、本報告書作成時点で入手可能な各都道府県民所得金額データが平成 24 年度までであったため、これを用いて推計したものが表 A5-1-3 である。

表 A5-1-3 都民所得に対する教育費の負担比率

	平成 24 年度
都民所得 (単位：百万円)	58,515,600
人口 (人)	12,699,271
1 人当たり都民所得 (単位：千円)	4,607
教育費総額 (単位：百万円)	1,363,495
人口 (人)	12,699,271
1 人当たり教育費 (単位：千円)	107
1 人当たり都民所得に対する教育費の負担比率 (%)	2.3

(注記に記載の資料より監査人が作成)

(注 1) 都民所得は、「平成 24 年度県民経済計算について」(内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部 平成 27 年 6 月 3 日)を利用している。

(注 2) 東京都の人口については、平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による人数

(注 3) 1 人当たり都民所得(都民所得÷人口)、1 人当たり教育費(教育費総額÷人口)により算定している。

(注 4) 1 人当たり都民所得に対する教育費の負担比率(1 人当たり教育費÷1 人当たり都民所得×100)により算定している

表 A5-1-3 は監査人が推計したものであるが、都教育委員会も「地方教育費調査報告書」により、「都民所得に対する教育費の比率」を開示している。この報告書によれば、平成 21 年度からの 4 年間の比率は、2.3%から 2.4%で推移している。これは、都民所得に対する教育費の比率が 4 年間で大きく変動していないことを示しており、監査人による推計値と大きな乖離は無かった。

ここで、都民所得に対する教育費の比率を他の道府県と比較したがグラフ A5-1-2 である。

Bar chart showing the percentage of people aged 65 and over in each Japanese prefecture. The y-axis represents the percentage, ranging from 0.00% to 9.00%. A red horizontal line indicates the national average (全国平均) at 4.18%.

The chart shows that Iwate (岩手県) has the highest percentage at approximately 8.3%, followed by Aomori (青森県) at approximately 8.2%. The lowest percentages are found in Tokyo (東京都) at approximately 3.0% and Osaka (大阪府) at approximately 3.1%.

Prefecture	Percentage (%)
岩手県	8.3%
青森県	8.2%
秋田県	7.9%
山形県	7.9%
福島県	7.1%
宮城県	6.6%
山形県	6.5%
福島県	6.5%
山形県	6.4%
山形県	6.3%
山形県	6.2%
山形県	6.1%
山形県	6.0%
山形県	6.0%
山形県	6.0%
山形県	5.9%
山形県	5.8%
山形県	5.7%
山形県	5.6%
山形県	5.5%
山形県	5.4%
山形県	5.3%
山形県	5.2%
山形県	5.1%
山形県	5.0%
山形県	4.9%
山形県	4.8%
山形県	4.7%
山形県	4.6%
山形県	4.5%
山形県	4.4%
山形県	4.3%
山形県	4.2%
山形県	4.1%
山形県	4.0%
山形県	3.9%
山形県	3.8%
山形県	3.7%
山形県	3.6%
山形県	3.5%
山形県	3.4%
山形県	3.3%
山形県	3.2%
山形県	3.1%
山形県	3.0%
山形県	2.9%
山形県	2.8%
山形県	2.7%
山形県	2.6%
山形県	2.5%
山形県	2.4%
山形県	2.3%
山形県	2.2%
山形県	2.1%
山形県	2.0%
山形県	1.9%
山形県	1.8%
山形県	1.7%
山形県	1.6%
山形県	1.5%
山形県	1.4%
山形県	1.3%
山形県	1.2%
山形県	1.1%
山形県	1.0%
山形県	0.9%
山形県	0.8%
山形県	0.7%
山形県	0.6%
山形県	0.5%
山形県	0.4%
山形県	0.3%
山形県	0.2%
山形県	0.1%
山形県	0.0%

(注1) 算定式 (各都道府県の教育費総額÷各都道府県民所得×100)

(注2) 各都道府県民所得は、内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部「平成24年度県民経済計算について」で公表している金額を使用している。

表 A5-1-4 東京都と全国平均との比較

	教育費総額	都道府県民所得
全国平均	337,374	8,063,112
東京都	1,363,495	58,515,600
倍率	4.0 倍	7.3 倍

(注 1) 全国平均は、都道府県民所得及び各都道府県の教育費総額の合計を 1 都 1 道 2 府 43 県の合計 47 で除した数値である。

53

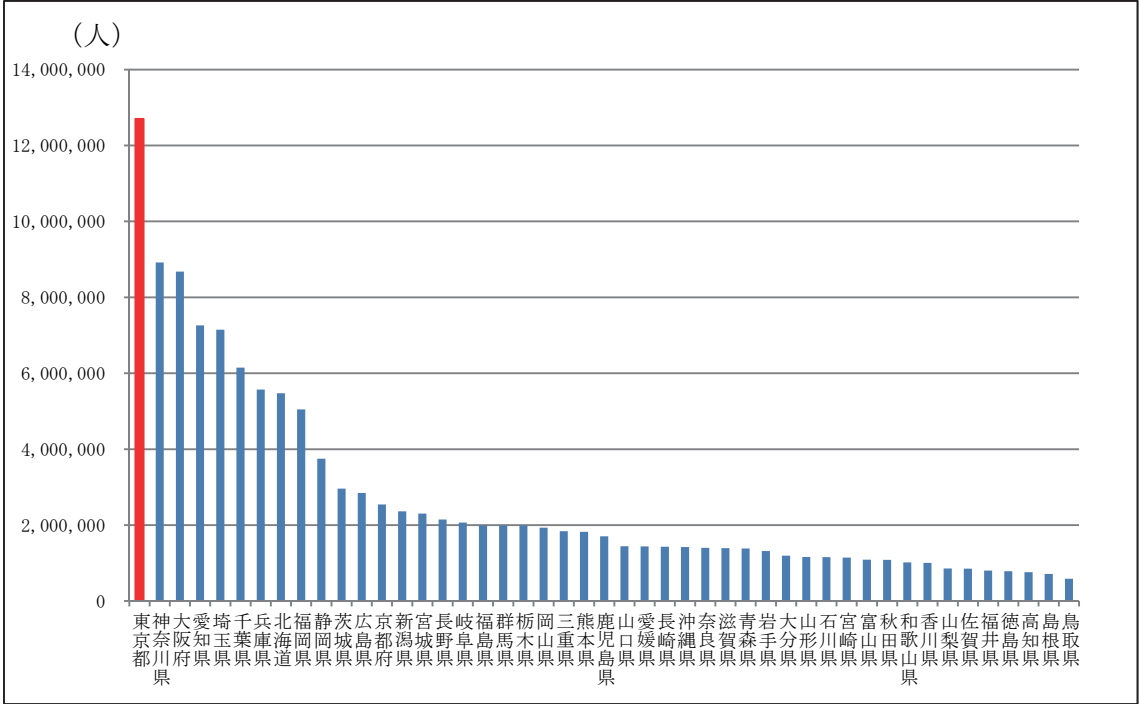
それでは、都道府県別の 1 人当たりの教育費負担額はどのような状況であろうか。この点を比較したのはグラフ A5-1-3 である。

都道府県	平均価格 (円)
島根県	195,000
岩手県	178,000
高知県	175,000
鳥取県	175,000
福島県	168,000
沖縄県	165,000
福岡県	162,000
新潟県	160,000
秋田県	158,000
徳島県	158,000
佐賀県	158,000
山形県	155,000
和歌山県	155,000
山梨県	155,000
青森県	153,000
長崎県	153,000
鹿児島県	150,000
大分県	148,000
宮城県	148,000
富山県	148,000
香川県	148,000
石川県	148,000
長野県	145,000
滋賀県	142,000
北海道	140,000
山口県	138,000
愛媛県	138,000
宮崎県	138,000
群馬県	138,000
茨城県	138,000
熊本県	135,000
栃木県	135,000
山梨県	132,000
山梨県	132,000
岐阜県	130,000
三重県	128,000
広島県	128,000
奈良県	128,000
兵庫県	125,000
京都府	122,000
福岡県	118,000
千葉県	115,000
静岡県	112,000
東京都	108,000
愛知県	105,000
大阪府	105,000
埼玉県	102,000
神奈川県	95,000

全国平均: 124,351円

グラフ A5-1-3 のとおり、都の人口 1 人当たりの教育費負担額は、107,368 円である。他の道府県の 1 人当たり教育費と比較した場合、都は 1 人当たり教育費の金額が少ない方から 5 番目であり、全国平均を下回る数値となっている。総務省統計局は、平成 26 年に「地方教育費調査—平成 25 会計年度—統計表一覧」を公表しているが、中間報告となっているため、平成 24 会計年度の公表数値を使用している。

グラフ A5-1-4 都道府県別人口数



(総務省統計局「地方教育費調査-平成 24 会計年度 統計表一覧」より監査人が作成)

グラフ A5-1-4 を見ても分かるように、都は他の道府県と比べると人口総数が格段に多いため、都の人口 1 人当たりの教育費は、他の道府県のそれと比べて低い結果になるものと考えられる。

また、1 人当たり都民所得（4,607 千円）が全国の都道府県民所得のうち最も高い結果となっているが、人口 1 人当たりの教育費負担額で見れば、都道府県ごとで大きな格差が生じていないものと考えられる。

なお、以上の検討については、公費のみを対象としており、保護者が負担する私費負担が含まれていないことを申し添える。

（２）学校教育費について

① 学校教育費の内訳について

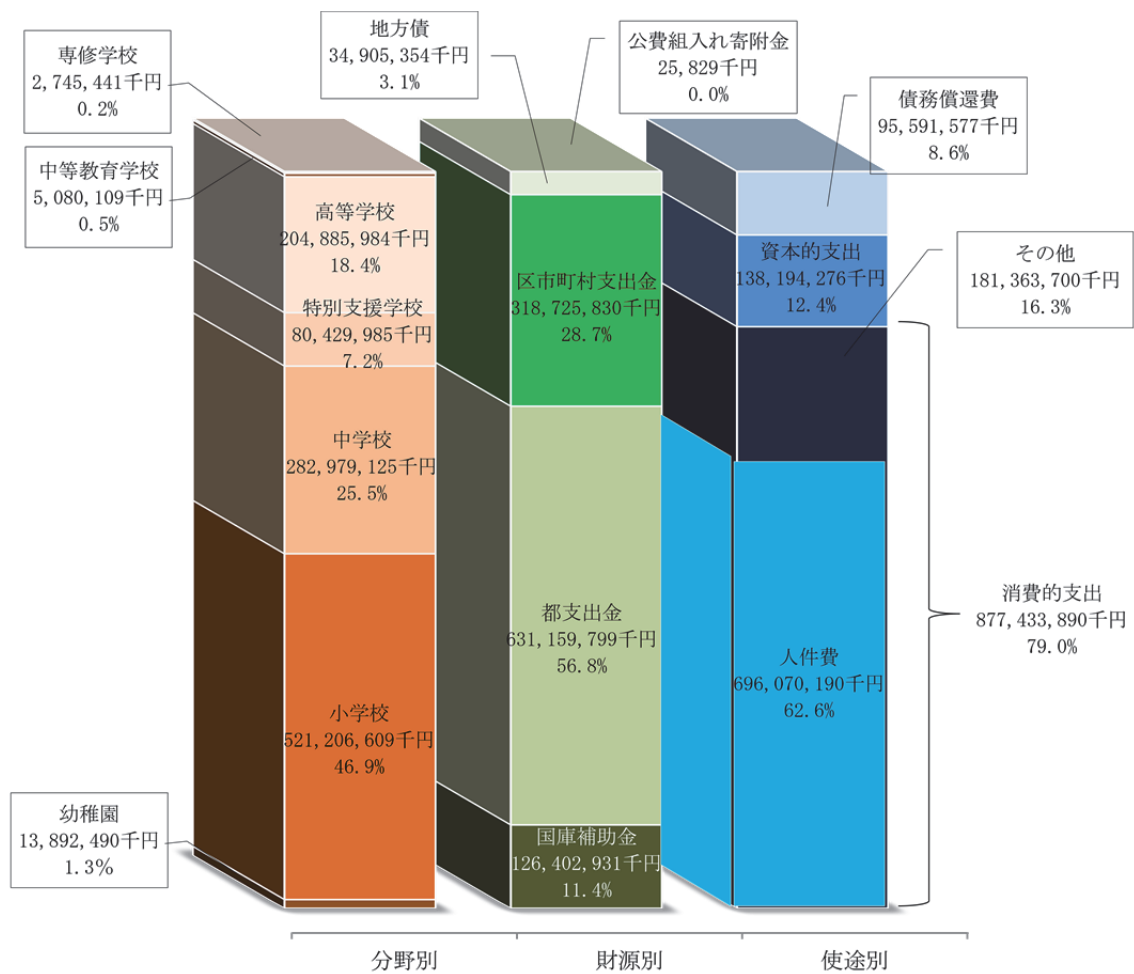
平成 25 年度における都及び都内区市町村の教育費の総額(公費)は、1 兆 3, 729 億 8, 774 万円である。このうち、学校教育費が約 8 割(1 兆 1, 112 億 1, 974 万円)占めている。

そこで、学校教育費を分野別に見ると、小・中学校が約 7 割、都立学校（高等学校、中等教育学校、専修学校、特別支援学校）が約 3 割となっており、区市町村の教育委員会が所管する小・中学校に関連する支出が大部分を占めていることが分かる。これは、学校数に比例しているものと考えられる。

一方、学校教育費を用途別に見てみると、人件費が約 6 割を占めており、学校教育においては教職員数の変動が大きく教育費に影響することが分かる。

さらに、学校教育費を財源別に見ると、都支出金が約 6 割、区市町村支出金が約 3 割と、区市町村を含む東京都の独自財源が約 9 割を占めていることが分かる。これは、財源的な特徴の一つであるとも言えるが、都は、国からの地方交付税が交付されない、いわゆる不交付団体であるがために、他の道府県と異なり、必然的に都民負担が大きくなると考えられる。

グラフ A5-1-5 学校教育費の分野別・使途別・財源別内訳表

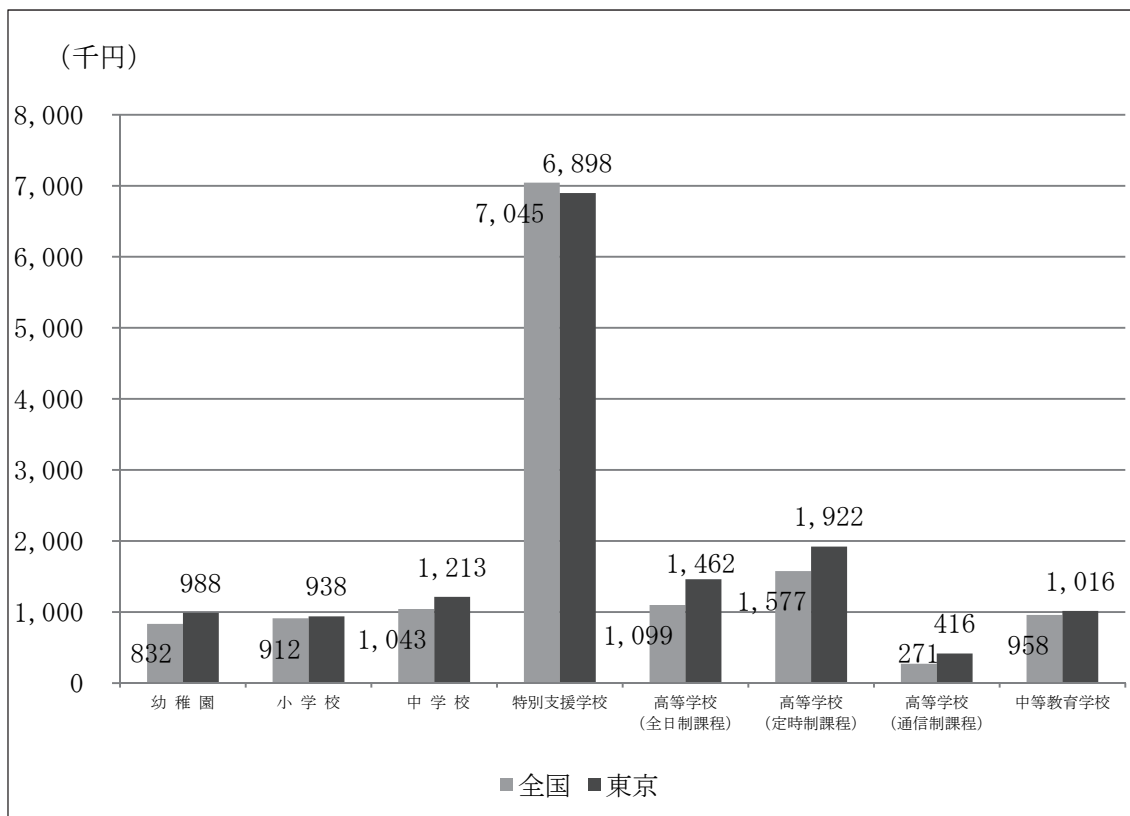


(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

② 公立学校児童・生徒 1 人当たりの経費について

区市町村を含む都の平成 25 年度における公立学校児童・生徒 1 人当たりに要した経費は、グラフ A5-1-6 のとおりである。

グラフ A5-1-6 公立学校児童・生徒 1 人当たりに要した経費（平成 25 年度）



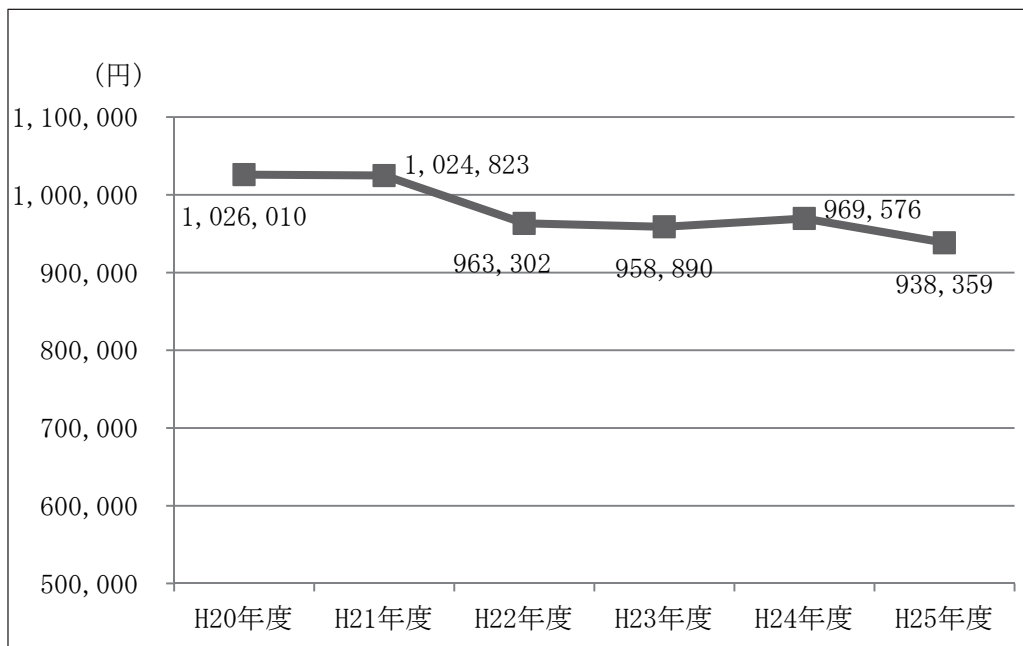
(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフ A5-1-6 のとおり、都が全国平均と比べて金額が大きいことが分かる(特別支援学校を除く)。この理由を教育庁に質問したところ、「都は、全国と比べ教員 1 人当たりの児童・生徒数が多いにもかかわらず、児童・生徒 1 人当たりの教育費が高くなっている。これは、学校教育費のうち、大きな割合を占める教員の給与が、他の業種と同じく、全国に比べて高い水準にあるためである」とのことである。

次に、小・中学校などの別に生徒 1 人当たりに要した経費の経年比較を見ると次のとおりである。

グラフ A5-1-7 <小学校>

公立学校児童 1 人あたりに要した経費の経年比較（平成 20 年度～平成 25 年度）



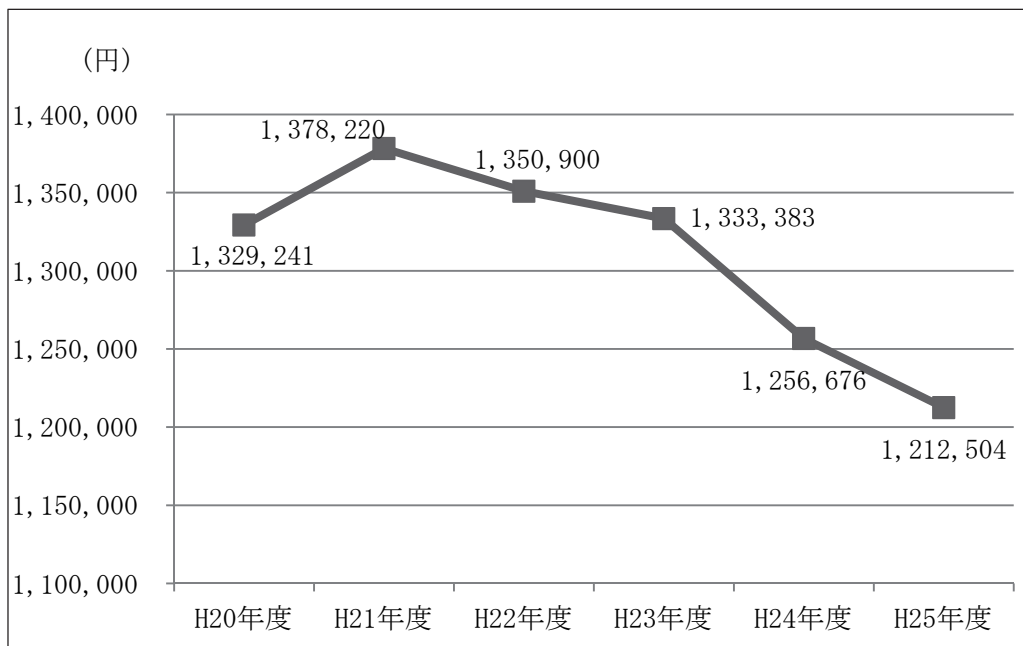
（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-7<小学校>において、公立小学校の児童 1 人あたりに要した経費の経年比較を見ると、一番経費の高い平成 20 年度と一番経費の低い平成 25 年度を比較した場合、87,651 円の差が生じている。ただし、全体で見ると、若干減少傾向にあるものの、おおむね 95 万円で推移しており、大きな変動はないものと考えられる。

なお、都が、平成 7 年 12 月に公表している「都立（高校）白書」によれば、平成 5 年度の公立学校児童・生徒 1 人あたりに要した経費は、小学校が 1,025,686 円となっており、20 年前と比較しても大きな変動がないと考えられる。

グラフ A5-1-8 <中学校>

公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較（平成 20 年度～平成 25 年度）



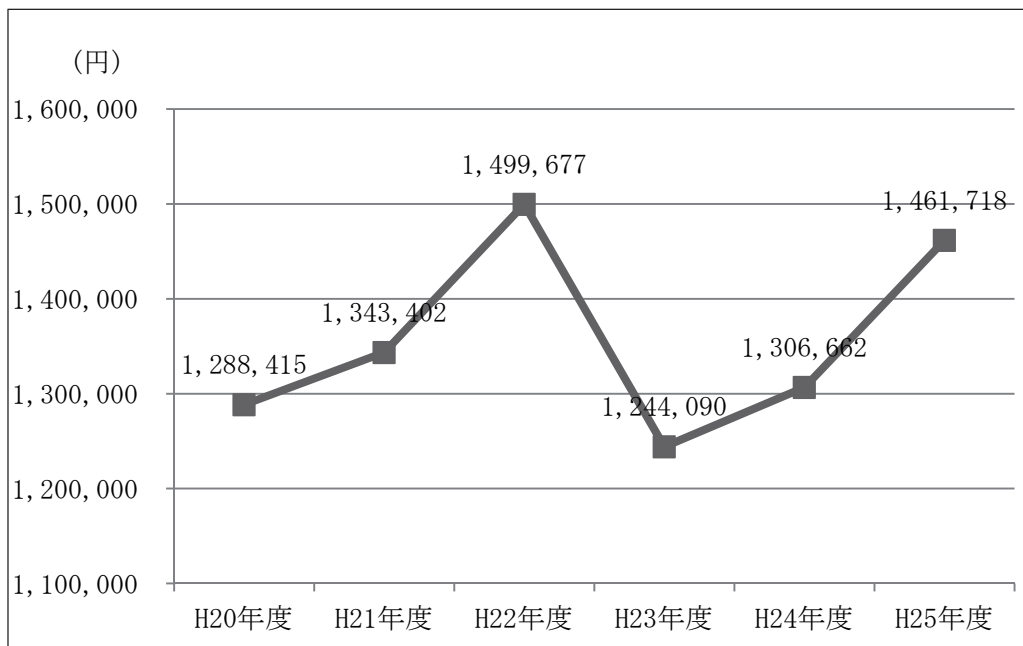
（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-8<中学校>において、公立中学校の生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較を見ると、一番経費の高い平成 21 年度と一番経費の低い平成 25 年度を比較した場合、165,716 円の差が生じている。その原因は、平成 21 年度の資本的支出のうち建築費が平成 25 年度のそれと比較して約 182 億 64 百万円多く発生していること、生徒数が平成 21 年度より平成 25 年度の方が多いいにもかかわらず、平成 21 年度の消費的支出のうち人件費が平成 25 年度のそれと比較して 95 億 28 百万円多く発生していることなどが考えられる。

なお、公立中学校の生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較を全体的に見れば、減少傾向にあるものと考えられる。

グラフ A5-1-9 ＜高等学校（全日制）＞

公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較（平成 20 年度～平成 25 年度）



（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-9＜高等学校（全日制）＞において、公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較を見ると、年度ごとに大きく変動しており、1 番経費の高い平成 22 年度と 1 番経費の低い平成 23 年度を比較した場合、255,587 円の差が生じている。

そこで、その原因を把握するため、各年度の学校教育費の支出項目を見てみると、表 A5-1-5 のとおり、債務償還費の支出額の多寡に比例して、1 人あたりに要した経費の金額が変動していることが分かる。

表 A5-1-5 債務償還費の経年比較

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
債務償還費 (百万円)	21,599	30,380	50,362	19,684	28,193	49,934
生徒数 (人)	116,094	116,880	119,038	120,111	121,544	121,210
1 人当たり債務償還費 (円)	186,051	259,929	423,079	163,883	231,960	411,965
前年度比 (円)	-	73,878	163,150	△259,196	68,077	180,005

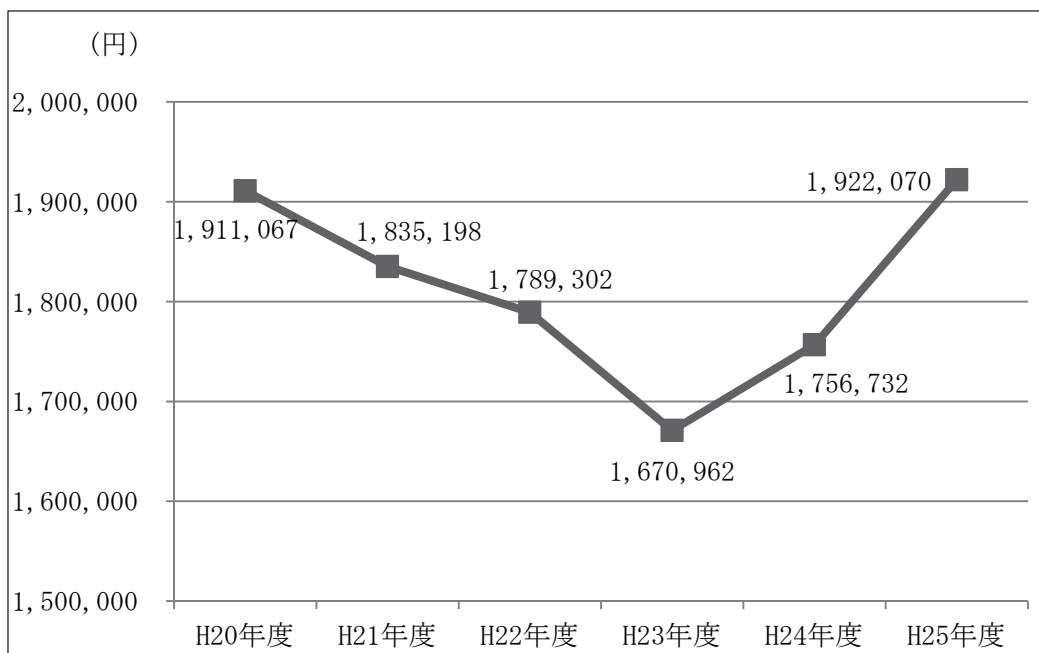
高等学校（全日制）の公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の前年度比（円）

前年度比 (円)	-	54,987	156,275	△255,587	62,572	155,056

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-10 <高等学校（定時制）>

公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較（平成 20 年度～平成 25 年度）



（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-10<高等学校（定時制）>において、公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較を見ると、年度ごとに大きく変動しており、1 番経費の高い平成 25 年度と 1 番経費の低い平成 23 年度を比較した場合、251,108 円の差が生じている。

そこで、その原因を把握するため、各年度の学校教育費の支出項目を見てみると、表 A5-1-6 のとおり、平成 21 年度、平成 22 年度を除き、債務償還費の支出額の多寡に比例して、1 人あたりに要した経費の金額が変動していることが分かる。平成 21 年度、平成 22 年度の変動要因は表 A5-1-7 のとおり、学校数の変動による消費的支出（主に人件費）の減少が大きく影響している。平成 20 年度から平成 22 年度までに学校数は、26 校減少している。よって、学校数の減少による教職員の人件費の減少が平成 21 年度及び平成 22 年度の高等学校(定時制)の公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の変動要因となっていると考えられる。

表 A5-1-6 債務償還費の経年比較

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
債務償還費 (百万円)	1,722	2,554	4,522	1,939	2,632	4,605
生徒数 (人)	13,579	13,961	14,504	14,765	14,558	14,077
1 人当たり債務償還費 (円)	126,875	183,000	311,792	131,346	180,800	327,142
前年度比 (円)	-	56,125	128,792	△180,446	49,454	146,342

高等学校（定時制）の公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の前年度比（円）

前年度比 (円)	-	△75,869	△45,896	△118,340	85,770	165,338

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

表 A5-1-7 学校数・生徒数・消費支出の経年比較（平成 20 年度～平成 22 年度）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度
学校数 (校)	81	71	55
生徒数 (人)	13,579	13,961	14,504
消費的支出 (百万円)	21,367	19,357	18,148
1 人当たり消費的支出 (円)	1,573,534	1,386,570	1,251,290
前年度比 (円)	-	△186,964	△135,280
1 人当たり人件費 (円)	1,380,439	1,213,632	1,082,217
前年度比 (円)	-	△166,807	△131,415

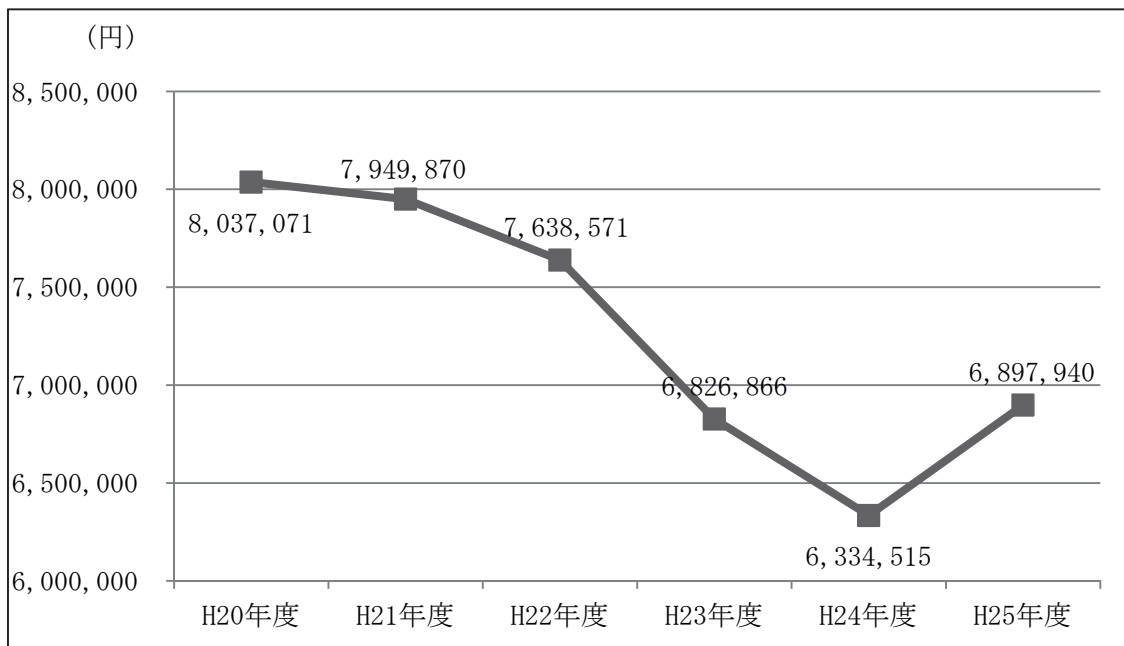
高等学校（定時制）の公立学校生徒 1 人あたりに要した経費の前年度比（円）

前年度比 (円)	-	△75,869	△45,896

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-11 <特別支援学校>

公立学校児童・生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較（平成 20 年度～平成 25 年度）



（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-11<特別支援学校>において、公立学校児童・生徒 1 人あたりに要した経費の経年比較を見ると大きく変動しており、平成 20 年度と平成 24 年度では、1,702,556 円と大きな差が生じている。この差の主な原因は、生徒数の増加による影響が大きい。生徒数は、平成 20 年度と平成 24 年度で比較すると 1,751 人増加しているが、校数は 1 校増加しているにとどまる。そのため、公立学校児童・生徒 1 人あたりに要した経費は、生徒数の増加に伴い、金額が少額になると考えられる。ただし、平成 25 年度は、生徒数が増加しているにもかかわらず、公立学校児童・生徒 1 人あたりに要した経費は、増加している。これは、平成 25 年度に資本的支出（主に土地費）が多額に発生するという一時的な要因によるものと考えられる。

表 A5-1-8 学校数と生徒数の推移

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
学校数（校）	59	59	60	61	60	61
生徒数（人）	9,580	10,110	10,456	10,893	11,331	11,660
生徒数の 前年度比（人）	-	530	346	437	438	329

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

③ 教育費の保護者負担について

公立学校のうち義務教育である小・中学校は、入学金・施設費・授業料（学校徴収金等は除く）が無償である。一方、公立高等学校は、平成 25 年度までは平成 22 年 4 月から「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行されたことによって授業料が原則不徴収であったが、平成 25 年 11 月 27 日国会において「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことによって全国一律の制度として平成 26 年 4 月以降の入学者からは公立高等学校の授業料不徴収制度が廃止され、授業料を原則徴収することになった。なお、私立高等学校と同様に、公立高等学校も就学支援金制度があるため、この制度の適用対象になれば、公立高等学校の授業料は実質的に無償になる。

表 A5-1-9 都立の高等学校（全日制）・特別支援学校の保護者負担の教育費
（学校徴収金除く）

（単位：円）

	授業料 (年額)	入学金 (初年度のみ)	考査料 (初年度のみ)
高等学校（全日制）	118,800	5,650	2,200
特別支援学校（高等部）	1,200	0	50

（「授業料等徴収条例」より監査人が作成）

（注）授業料は、平成 25 年度までと平成 26 年度以降とで、その取扱いが制度上異なる。

一方で、私立学校の保護者負担の教育費は、表 A5-1-10 のとおりである。

表 A5-1-10 平成 25 年度私立学校の場合の保護者負担の教育費（学校徴収金除く）

（単位：円）

学種	授業料 (年額)	施設費等 (年額)	入学金 (初年度のみ)	検定料 (初年度のみ)
特別支援学校（※）	385,000	100,233	250,000	20,000
高等学校（全日制）	428,001	206,565	249,263	22,107
中学校	452,149	218,947	254,484	22,605
小学校	492,169	248,710	250,370	23,537

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）私立の高等学校においても公私格差是正のため、就学支援金制度を利用することができるが、考慮していない。

※ 特別支援学校の検定料及び入学金については、生活文化局作成資料には記載がなかったため、学校法人 A の検定料及び入学金を記載している。なお、施設費等は、生活文化局私学部が回答した施設費等と入学金を含めた保護者負担額の平均額から学校法人 A の入学金を差し引いた金額を記載している。

以上のことから、平成 25 年度の場合、学校種別で見ると、私立の小・中学校の保護者は公立の小・中学校の保護者と比べて、（平均）授業料（年額）で約 45～49 万円多く負担していることが分かる。また、私立の高等学校（全日制）の保護者は都立の高等学校（全日制）の保護者と比べて、（平均）授業料（年額）で約 30 万円多く負担していることが分かる。

④ 児童・生徒 1 人当たりの教育コストについて

児童・生徒 1 人当たりの教育コストは、公立学校の場合、「② 公立学校児童・生徒 1 人当たりの経費について」で算定した金額と「③ 教育費の保護者負担について」で算定した教育費を合計した金額となる。

公立学校の児童・生徒は、高等学校までの保護者の教育費の経済負担が軽減されていることが分かる。

表 A5-1-11 平成 25 年度公立学校児童・生徒 1 人当たりの教育コスト（学校種別）

（単位：円）

	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	特別支援学校
公費（※1）	938,359	1,212,504	1,461,718	6,897,940
保護者負担（※2）	-	-	7,850	1,250
児童・生徒 1 人当たりの経費（※3）	938,359	1,212,504	1,469,568	6,899,190

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

※1 公費は、グラフ A5-1-7、グラフ A5-1-8、グラフ A5-1-9 及びグラフ A5-1-11 公立学校児童・生徒 1 人当たりの経費の平成 25 年度以降の数値を記載している。

※2 平成 25 年度の高等学校（全日制）は、授業料が原則不徴収のため、保護者負担は、入学金と考査料の合計額を記載している。

※3 児童・生徒 1 人当たりの経費については、公費と保護者負担額を合計した金額である。

一方、私立学校の場合は、私立学校へ補助金として支出している公費部分及び前述した私立学校の保護者負担の教育費を合計した金額となる。これを学校種別に合計すると、表 A5-1-12 のとおりとなる。

表 A5-1-12 平成 25 年度私立学校児童・生徒 1 人当たりの教育コスト（学校種別）

（単位：円）

	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	特別支援学校
公費（※1）	242,716	343,024	375,062	1,384,000
保護者負担分 （※2）	1,014,786	948,185	905,936	755,233
児童・生徒 1 人当たりの経費（※3）	1,257,502	1,291,209	1,280,998	2,139,233

（※1 及び※2 に記載の資料より監査人が作成）

※1 公費は、生活文化局作成の資料より監査人が作成

※2 保護者負担分は、表 A5-1-10 平成 25 年度私立学校の場合の保護者負担の教育費（学校徴収金除く）の合計した金額を記載している。

※3 児童・生徒 1 人当たりの経費については、公費と保護者負担額を合計した金額である。

児童・生徒 1 人当たりの教育コストを私立学校と公立学校で比較した場合、小学校や中学校は、私立学校の方が教育コストは高く、高等学校（全日制）や特別支援学校は、公立学校の方が高い結果となった。

原因を分析するため、教育費コストのうち、消費的支出の使途別に児童・生徒 1 人当たり費用を算出し、公立学校と私立学校で比較を表 A5-1-13 で実施した。

表 A5-1-13 平成 25 年度公立・私立学校の児童・生徒 1 人当たり使途別教育費の比較

① 1 人当たり教育費コストの財源別内訳

(単位：円)

	小学校		中学校		高等学校（全日制）	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
公費	938,359	242,716	1,212,504	343,024	1,461,718	375,062
保護者負担分	0	1,014,786	0	948,185	7,850	905,936
合計	938,359	1,257,502	1,212,504	1,291,209	1,469,568	1,280,998

(教育庁作成資料より監査人が作成)

② 1 人当たり教育費の使途別内訳割合

(単位：%)

	小学校		中学校		高等学校（全日制）	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
①の教育費のうち、消費的支出割合	83.8	86.0	79.6	87.3	63.8	89.4
①の教育費のうち、資本的支出の割合	12.3	－	14.8	－	8.0	－
①の教育費の債務償還費の割合	3.9	－	5.7	－	28.2	－

(教育庁作成資料より監査人が作成)

③ 1人当たり教育費の使途別内訳の金額

(単位：円)

	小学校		中学校		高等学校（全日制）	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
消費的支出	786,121	1,081,611	964,854	1,127,141	932,194	1,144,661
人件費	605,909	680,030	742,052	710,546	819,240	756,679
教育活動費（※1）	41,507	325,476	59,958	324,800	46,109	306,065
管理費（※2）	70,920	54,295	78,281	74,910	60,804	61,422
その他（※3）	67,785	21,810	84,562	16,885	6,041	20,495
資本的支出	115,310	－	179,055	－	117,560	－
債務償還費	36,927	－	68,595	－	411,965	－

(教育庁作成資料より監査人が作成)

※1 私立の教育活動費は、消費収支内訳表の教育研究経費を記載している。

※2 私立の管理費は、消費収支内訳表の管理経費を記載している。

※3 公立のその他は、教育費の消費的支出から補助活動費と所定支払金を集計した金額であり、私立は、消費収支内訳表のうち、人件費、教育研究経費と管理経費を除いた金額を記載している。

表 A5-1-13 によると、小学校と中学校の教育費の使途別内訳割合では、公立も私立も消費的支出に使用する割合が高い。消費的支出に使用した項目のうち、教育活動費が、公立に比べて私立の方が多い。それは、公立に比べて私立の方が教育への投資が多額ということを示しており、私立の 1 人当たり教育費が公立より高い原因になっている。

次に高等学校（全日制）の教育費の使途別内訳割合では、公立の場合、教育費の消費的支出への使用割合が 63.8%と低い。教育費のうち、28.2%が債務償還費への使用割合となっている。そのため、債務償還費へ使用した金額が公立と私立を比較した場合に、公立の 1 人当たり教育費を押し上げており、1 人当たり教育費の金額が高くなっている。

最後に、特別支援学校は、私立の財務情報を開示した資料が公表されていないため、教育庁に質問したところ、「都内公立特別支援学校の学校教育費の内訳（人件費、教育活動費など）は「地方教育費調査報告書」で公表をしているが、調査対象外である都内私立特別支援学校の学校教育費については、同様の内訳が公表されていないため、都教委としては公立と私立の比較分析ができず、理由を答えることはできかねる。なお、平成 25 会計年度の都内公立特別支援学校生徒 1 人当たりの学校教育費は、6,987 千円であり、全国の公立特別支援学校生徒 1 人当たりの学校教育費 7,044 千円と比べても、かい離はなく、公立特別支援学校としては標準的な値であると認識している」との回答であり、私立と公立で特別支援学校の 1 人当たり教育費が大きく異なる理由については不明である。

2. 東京都の児童・生徒の学力・体力について

教育庁は、都が目指すこれからの教育について、「知」・「徳」・「体」などの視点に応じた取組の方向を示しており、それに関する主要施策を実施している。例えば、「知」の視点からは、学びの基礎を徹底する取組の 1 つの施策として、平成 26 年度には、児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長のための施策として「学力向上パートナーシップ事業」などに予算 68 百万円、理数教育の推進の施策として予算 66 百万円が充てられているなどしている。児童・生徒の学力は、本人・家庭・学校・地域など様々な環境が影響していると考えられる。このため、都の施策 1 つのみをもって学力向上の効果（アウトプット）を検討することはできないものと考えられるが、学力向上を目標とする施策の複合的な効果（アウトプット）を検討するに当たって、その効果（アウトプット）測定の前提の 1 つとなる学力の状況を把握することが必要であると考えられる。

まず、都の小学校の都道府県別学力順位の推移は、表 A5-2-1 のとおりである。

表 A5-2-1 都の小学校の都道府県別の学力順位

小学校（順位）				
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
平成 22 年度	11 位	9 位	6 位	4 位
平成 24 年度	8 位	9 位	10 位	4 位
平成 25 年度	11 位	7 位	14 位	8 位
平成 26 年度	7 位	13 位	13 位	5 位

（国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 調査結果資料<<都道府県別>>」より監査人が作成）

（注）平成 23 年 4 月 19 日に実施を予定していた「平成 23 年度全国学力・学習状況調査」は、東日本大震災の影響等により、調査の実施は見送りとなったため、記載していない。

表 A5-2-1 のとおり、小学校の学力は、平成 26 年度の場合、すべての科目において全国の中でも上位に位置している。年度推移を見た場合、上昇傾向にはないものの、上位の位置を維持していることが分かる。

一方、都の中学校の都道府県別学力順位の推移は表 A5-2-2 のとおりである。

表 A5-2-2 都の中学校の都道府県別の学力順位

中学校（順位）				
	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
平成 22 年度	13 位	15 位	19 位	19 位
平成 24 年度	13 位	19 位	11 位	9 位
平成 25 年度	11 位	7 位	12 位	13 位
平成 26 年度	8 位	6 位	12 位	10 位

（国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 調査結果資料<<都道府県別>>」より監査人が作成）

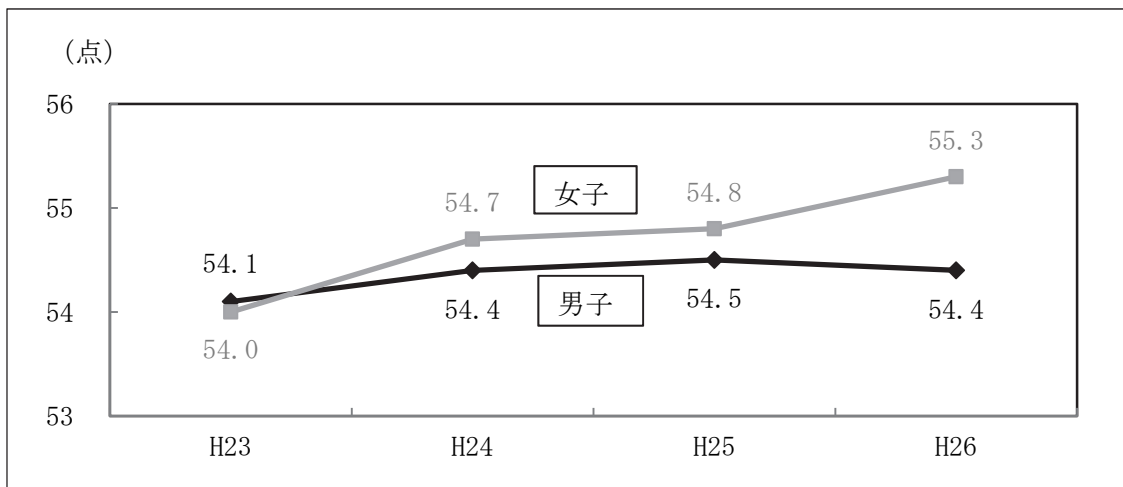
（注）平成 23 年 4 月 19 日に実施を予定していた「平成 23 年度全国学力・学習状況調査」は、東日本大震災の影響等により、調査の実施は見送りとなったため、記載していない。

表 A5-2-2 のとおり、中学校の学力についても、平成 26 年度はすべての科目において全国の中で上位に位置している。また、年度推移を見た場合、平成 22 年度と比較するとすべての科目において上昇傾向にあることが分かる。

次に、都は「体」の視点から、体力向上を図る取組の 1 つの施策として、平成 26 年度の「体力向上施策の推進」事業に予算 1 億 45 百万円を充てている。学力と同様、児童・生徒の体力は、本人・家庭・学校・地域など様々な環境が影響していると考えられる。このため、都の施策 1 つのみをもって体力向上の効果（アウトプット）を検討することはできないものと考えられるが、体力向上を目標とする施策の複合的な効果（アウトプット）を検討するに当たって、その効果（アウトプット）測定の前提の 1 つとなる体力の状況を把握することが必要であると考えられる。

都の小学校 5 年生（小 5）、中学校 2 年生（中 2）及び高等学校 2 年生（高 2）については東京都統一体力テストが実施されており、その結果はグラフ A5-2-1、グラフ A5-2-2 及びグラフ A5-2-3 のとおり推移している。

グラフ A5-2-1 小5の体力合計点の推移（都統一体力テストの結果）

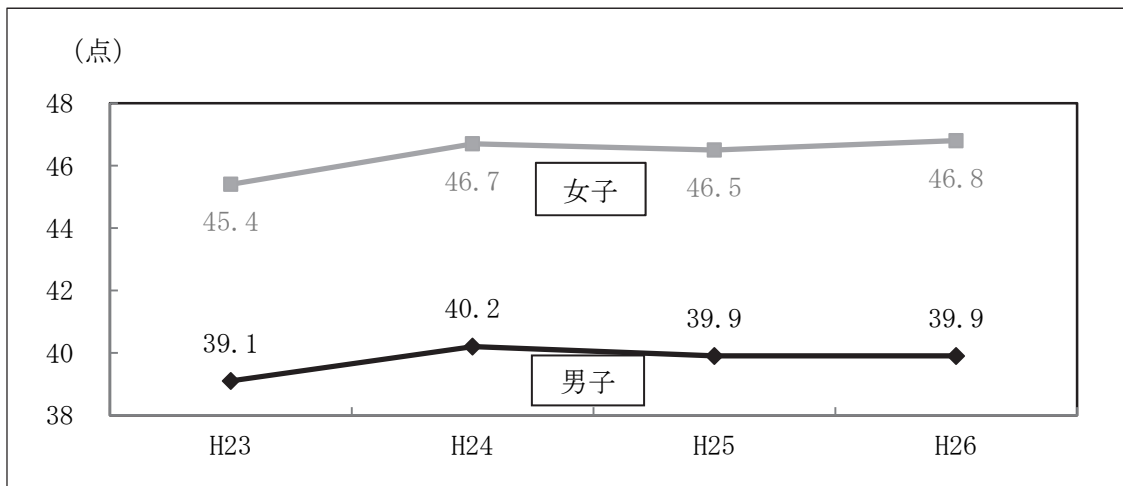


（都教育委員会作成資料より監査人が作成）

グラフ A5-2-1 のとおり、小5の女子は平成23年度から上昇傾向にあるが、一方、男子は現状維持にとどまっているものと考えられる。

それでは、中2の場合はどうか。この推移を示すと、グラフ A5-2-2 のとおりである。

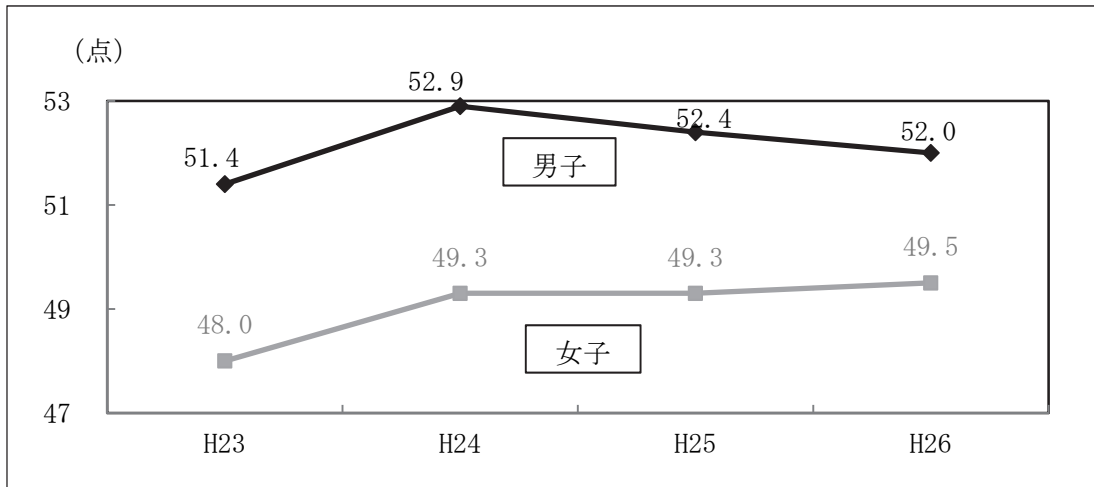
グラフ A5-2-2 中2の体力合計点の推移（都統一体力テストの結果）



（都教育委員会作成資料より監査人が作成）

グラフ A5-2-2 のとおり、中2の場合、男女ともに、平成23年度と比べて平成26年度は、体力が向上していることが分かるが、ここ3年間は現状維持にとどまっているものと考えられる。

グラフ A5-2-3 高2の体力合計点の推移（都統一体力テストの結果）

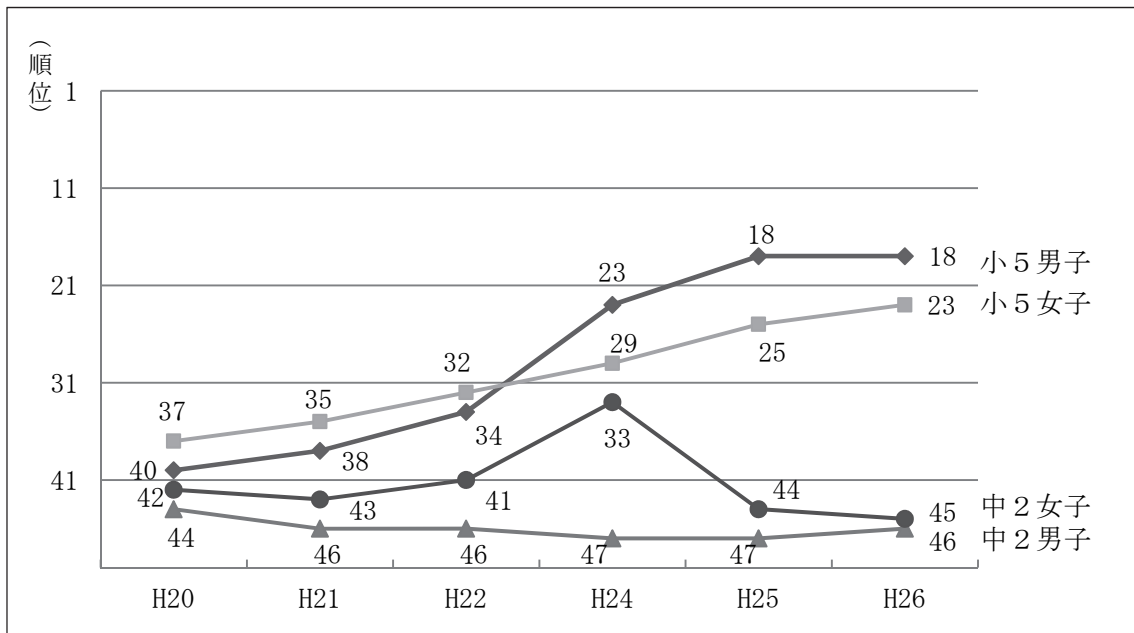


（都教育委員会作成資料より監査人が作成）

グラフ A5-2-3 のとおり、高2の場合、男子は平成24年度をピークに微減傾向にあるのに対して、女子は微増ではあるが上昇傾向にあることが分かる。

このように様々な年齢層ごとに体力合計点の推移は異なるが、他の道府県と比較した場合、都の順位はグラフ A5-2-4 のとおりである。

グラフ A5-2-4 都道府県別順位の推移（全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）



（都教育委員会作成資料より監査人が作成）

なお、高 2 の全国の都道府県別順位の推移（全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）は、調査の対象ではなく実施していないため、小 5 と中 2 のみで比較を行ったものがグラフ A5-2-4 である。

グラフ A5-2-4 のとおり、小 5 の男子・女子については、平成 20 年度に全国で下位の順位であったが、その後は上昇傾向にあり、平成 26 年度に中位程度にまで上昇していることが分かる。一方、中 2 の男子・女子については、平成 20 年から平成 26 年度まで、全国で下位の順位にとどまっている。

以上から分かるように、都は区市町村を含む都の児童・生徒の学力や体力の測定結果を公表している。学力向上という点では、都は全国で上位の順位であることから、学校教育費という教育投資に対して学力面で一定の成果を出しているものと考えられる。ただし、体力向上という点では、中学校 2 年生について平成 20 年度から他の道府県と比べて下位の順位で推移していることから、学校教育費という教育投資に対して体力面で十分な成果を出しているとは言い難い。

それでは、なぜ、中学校 2 年生の体力テストが全国順位で下位のまま停滞しているのでしょうか。教育庁の説明によれば、1 週間の総運動時間が全国で一番短いことが原因の 1 つであるとのことである。そこで、都は今後の取組として、平成 32 年（2020 年）までに、昭和 50 年代の水準まで体力を向上させること及び東京オリンピック・パラリンピック開催都市にふさわしい運動・スポーツに親しむ児童・生徒を育成することを目標とし、都として、学年別・男女別・種目別に体力テストの到達目標を具体的に設定した「東京都アクティブプラン to 2020」を作成するとともに、区市町村教育委員会、学校においても各実態に即した具体的な目標や取組内容を設定したアクティブプラン to 2020 を作成し、児童・生徒用の「体力向上ハンドブック」の作成・配布、教師用の「体力向上指導マニュアル」の作成・配布、コオーディネーショントレーニング実践研究校の成果を普及し、全校で実践することにより、評価が上位の層を 10%増加させ、下位の層を 10%減少させていく取組を強化することとしている。

3. 東京都の役割について

地方分権が進む昨今においては、広域の教育行政を担う都教育委員会と地域の教育行政を担う区市町村教育委員会との役割分担及び連携強化は、今後の教育行政において重要な課題であると考えられる。

この点、平成 17 年 1 月 13 日に中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会の「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」によると、次の 3 つの考え方の下、国に対して義務教育に関する地方教育行政の在り方を検討すべきであると提言している。

すなわち、(ア) 全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度拡大、(イ) 説明責任の徹底及び (ウ) 保護者や地域住民の参画の拡大が必要である旨が提言されている。

(ア) 全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度拡大について

ここでは、基本的な義務教育の枠組みや基準の設定を国が行うとしても、その具体的な実現は可能な限り地方の自主性に委ねられることが望ましく、地域の実情に応じた教育が実現されることが必要であるとされている。そのため、教育の直接の実施主体である市町村や学校の裁量を拡大することにより、市町村や学校が特色を出し、向上に努めるようにすることが必要であり、また、市町村や学校が裁量を生かして創意工夫しつつ、目標を明確に設定し、その実現に向けて努力するよう、市町村の行政体制や学校の組織運営体制を強化していくことが必要であるとされている。

このような考え方の下では、都道府県教育委員会は、市町村の行政体制や学校の組織運営体制の強化を実現できるよう最大限の支援を実施していく体制の構築が必要となるものと考えられる。

(イ) 説明責任の徹底について

ここでは、市町村や学校の自由度を拡大するとともに、評価・公開を徹底することが要請されている。

このような考え方の下では、都道府県教育委員会は、市町村や学校が実施する地域住民や保護者に対して説明する責任を十分に果たせるよう支援する体制の強化が必要となるものと考えられる。

(ウ) 保護者や地域住民の参画の拡大について

ここでは、教育は、学校だけで担うものではなく、地域社会や家庭を含めた三者がそれぞれの役割を果たし、連携・強化をしながら行っていく必要があるものとされている。

このような考え方の下では、都道府県教育委員会は、保護者や地域住民の意向を十分に把握した上で、当該意向を反映できるよう教育行政事務を遂行していくことが必要であると考えられる。

都道府県の役割について

このような 3 つの考え方の下では、義務教育に関する都道府県の役割は、市町村教育委員会に対する支援の重要性が拡大していくことになる。すなわち、小・中学校の設置は、市町村の事務であり、その教育内容については市町村が責任を負っているが、市町村の規模等は様々であることから、県域全体における教育水準の維持向上を図るため、都道府県が、市町村の自主性を尊重しつつ、規模等の差により市町村間の格差が生じないように支援を行う必要があるとされている。

東京都の役割について

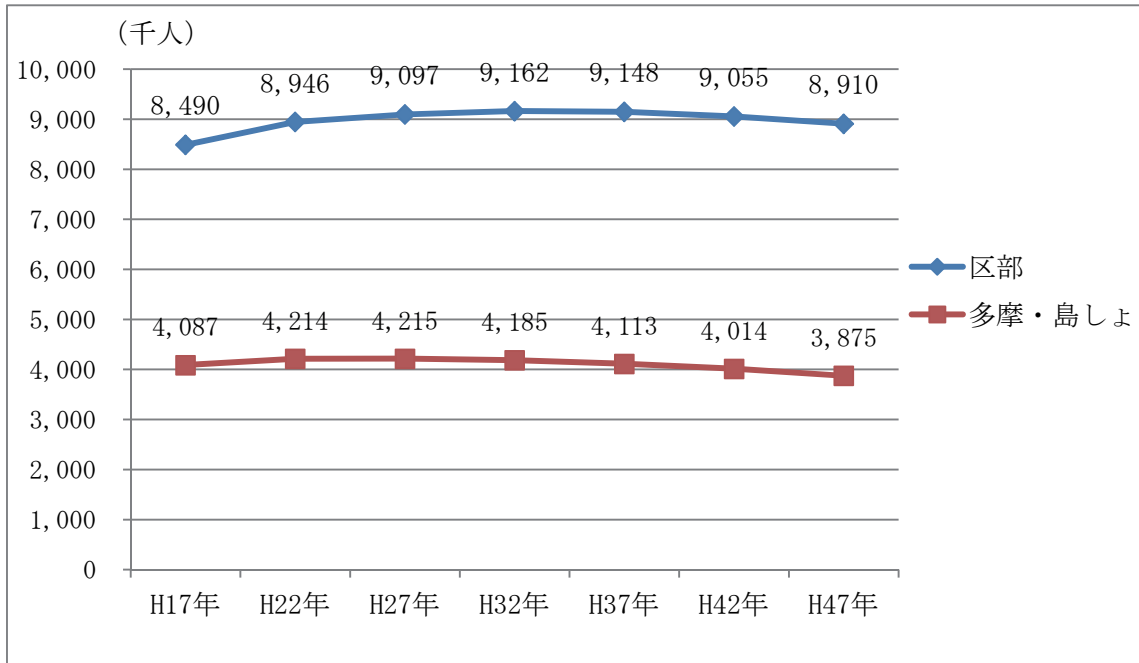
都には、小笠原諸島を含めると、23 区 26 市 5 町 8 村の合計 62 区市町村が存在し、区部と区部以外の市町村との間には、人口や財政状況等、様々な点において大きな格差があると言える。そのため、教育庁は、義務教育に係る広域の教育行政を推進する上で、これらの格差を十分に配慮しながら、区市町村間において教育水準の格差が生じないように最大限の支援を行う必要があるものと考えられる。

都教育委員会と区市町村教育委員会との関係について

地教行法第 48 条第 1 項において、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対し、「教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言及び援助を行うことができる」と規定されているものの、制度上、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対する命令権はないことから、完全な上下関係にあるわけではない。その中で、都教育委員会は、区市町村によって格差が生じないように、義務教育等の広域的な教育行政を遂行している。

平成 24 年 3 月に都が公表した平成 22 年国勢調査結果に基づく都の地域別人口（予測）は、グラフ A5-3-1 及びグラフ A5-3-2 のとおりである。

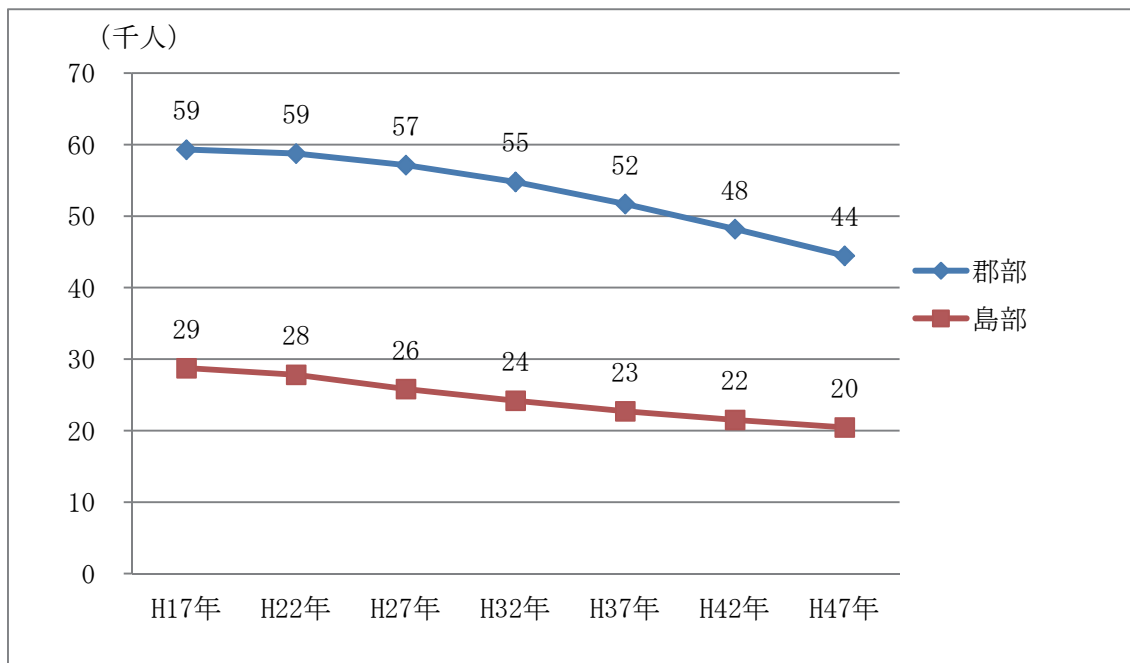
グラフ A5-3-1 都の地域別人口（予測） 区部と多摩・島しょ



（総務局「東京都区市町村別人口の予測」（平成 24 年 3 月）より監査人が作成）

グラフ A5-3-1 のとおり、最も人口が多い区部であっても、平成 32 年をピークとして緩やかな減少が進むと予想されており、多摩・島しょにあつては、平成 27 年をピークに人口が減少すると予測されていることが分かる。

グラフ A5-3-2 都の地域別人口（予測） 郡部と島部



（総務局「東京都区市町村別人口の予測」（平成 24 年 3 月）より監査人が作成）

さらに、グラフ A5-3-2 のとおり、多摩・島しょにおける郡部と島部においては、今後は過疎化が更に進むことが予測される。

このような状況において、全国で人口が最も多い東京都であっても、区市町村別に見れば、将来的には財政格差が拡大することが容易に予測される。したがって、義務教育の面において、都は区市町村の財政格差による不平等が生じないように、区市町村のバランスに配慮しつつ、将来的な広域教育行政を行わなければならないものと考えられる。

なお、表 A5-3-1 は、参考までに区市町村の財政格差の状況を示したものである。

表 A5-3-1 平成 25 年度時点の区市町村の財政格差

特別区	高い	財政力指数	市町村	高い	財政力指数
1	港区	1.26	1	武蔵野市	1.41
2	渋谷区	0.95	2	調布市	1.15
3	千代田区	0.81	3	府中市	1.10
4	目黒区	0.72	4	立川市	1.07
5	世田谷区	0.71	5	多摩市	1.07

特別区	低い	財政力指数	市町村	低い	財政力指数
1	荒川区	0.31	1	青ヶ島村	0.12
2	葛飾区	0.33	2	御蔵島村	0.14
3	足立区	0.33	3	利島村	0.14
4	北区	0.37	4	檜原村	0.17
5	墨田区	0.38	5	神津島村	0.22

(総務局公表資料より監査人が作成)

(注)「財政力指数」は、基準財政需要額及び基準財政収入額により算出した額であり、指標が大きいほど、財源に余裕がある団体となる。

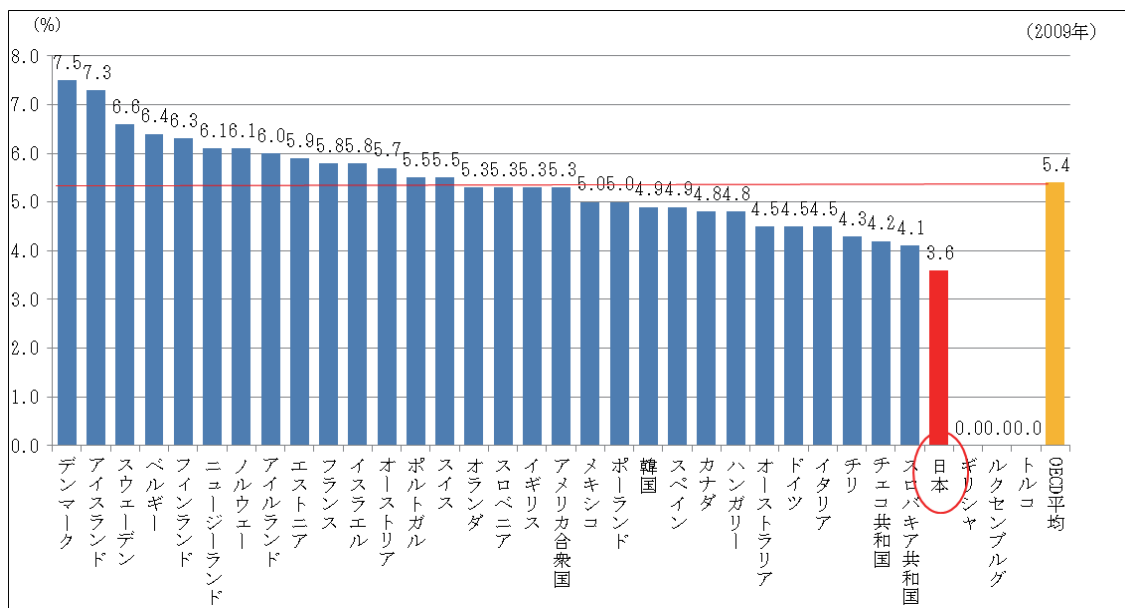
4. 世界と日本の学校教育費の比較

(1) 国内総生産（GDP）に対する学校教育費の比率

学校教育費は、公財政支出と私費負担に分けられ、国内総生産（GDP）に対する公財政支出の比率を OECD 各国と比較した場合、グラフ A5-4-1 のとおりである。全教育段階への公財政支出の対 GDP に対する割合は、2009 年度で見ると日本が OECD 各国と比較しても低いことが分かる。

そこで、文部科学省が公表している「教育指標の国際比較 平成 25（2013）年版」の「国内総生産（GDP）の円換算額（2009 年）」の中で、国内総生産（GDP）の大きい国上位 6 か国（アメリカ、日本、イギリス、フランス、ドイツ、韓国）で学種別、公財政支出・私費負担率の比較を行った。

グラフ A5-4-1 国内総生産（GDP）に対する公財政支出の学校教育費の比率



(文部科学省「教育指標の国際比較 平成 25 (2013) 年版」より監査人が作成)

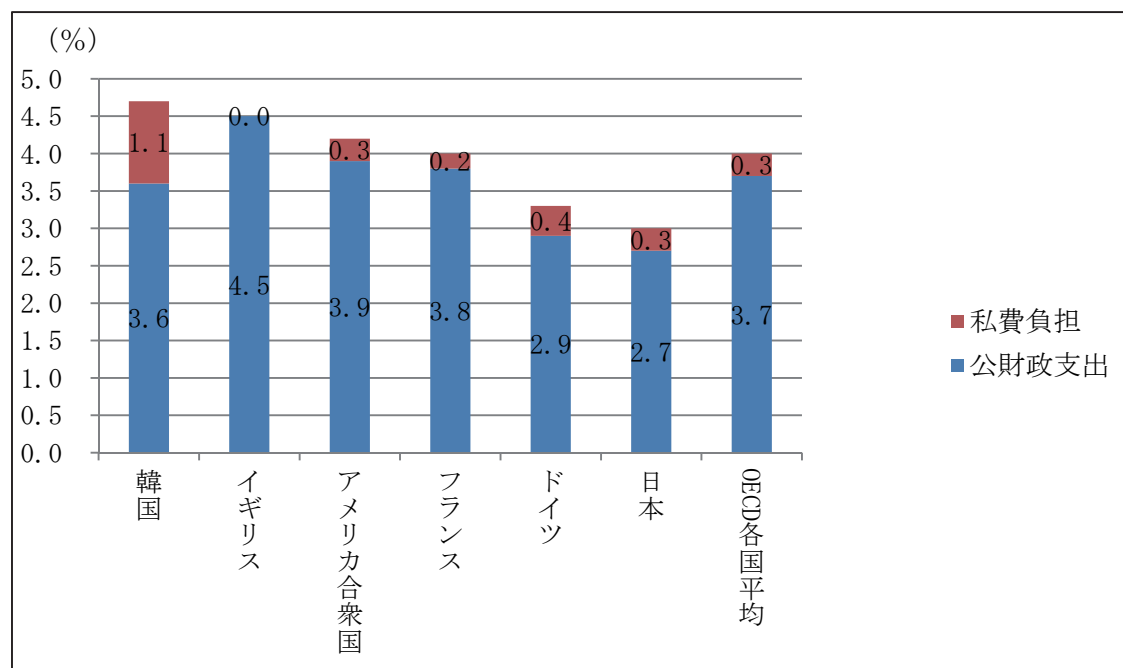
- (注 1) 学校教育費は、教育機関に対する支出であり、学校教育機関に係る支出と学校以外の教育機関に係る支出の両方を含み、教育行政費を含む。社会教育、スポーツ、青少年活動の経費を含まない（ただし、学校教育と同様のカリキュラムを提供する成人教育を含む）。また、研究費を含み、大学附属病院の経費を含まない。
- (注 2) 「公財政支出」は、国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する給与奨学金及び私立学校以外の民間機関が行う教育訓練等（商工、労働団体による成人教育、見習い訓練における企業実習等）への補助金を含む。ただし、給与奨学金は授業料などとして学校に支払われた金額のみ計上している。
- (注 3) 「私費負担」は、授業料等の家計負担及び寄付金等の民間機関による教育費で、私立学校における事業収入など独自の財源による教育費を含む。ただし、授業料等の家計負担分は、国や地方政府から支給された給与奨学金を除外している。
- (注 4) 「全教育段階」には、「初等・中等・高等教育以外の中等後教育」、「高等教育」のほか、「就学前教育」及び「その他（教育段階分類不可）」が含まれているため、本表の両欄を合計した数値とは一致しない。
- (注 5) 日本の 2009 年は、2009 年 4 月から 2010 年 3 月の学年度となっている。
- (注 6) 日本の「初等・中等・高等教育以外の中等後教育」は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校専門課程及び特別支援学校（幼稚園を除く）、「高等教育」は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程についての数値である。

① 小学校から高等学校までの負担

グラフ A5-4-2 のとおり、日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校高等課程及び特別支援学校（幼稚部を除く）の国内総生産（GDP）に対する公財政支出と私費負担の比率は、OECD 各国平均と比較した場合、公財政支出が 1.0% 低く、私費負担は同程度となっている。

国内総生産（GDP）の上位 6 か国と比較した場合には、日本は、国内総生産（GDP）は、6 か国中 2 位に位置し、国内総生産（GDP）に対する学校教育費の割合は、公財政支出は 6 か国中最下位であり、私費負担では、イギリスを除く 5 か国中 3 位であった。

グラフ A5-4-2 公財政支出と私費負担の割合



（文部科学省「教育指標の国際比較（平成 25（2013）年版）」より監査人が作成）

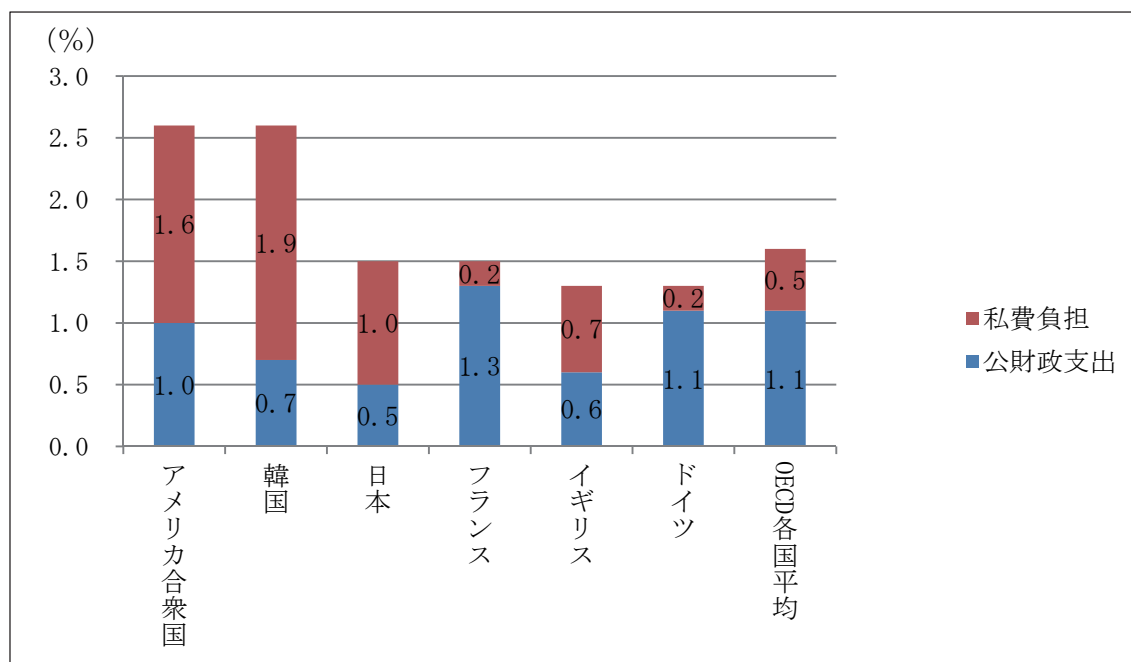
② 大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程の負担

グラフ A5-4-3 のとおり、日本の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程は、OECD 各国平均と比較した場合、国内総生産（GDP）に対する学校教育費の割合は、公財政支出が 0.6% 低く、私費負担は 0.5% 高くなっている。

また、国内総生産（GDP）の上位 6 か国と比較した場合には、日本は、国内総

生産（GDP）は、6 か国中 2 位に位置しているが、国内総生産（GDP）に対する学校教育費の割合は、公財政支出では 6 か国中最下位であり、私費負担では、6 か国中 3 位であった。公財政支出と私費負担を合計した割合では、6 か国中 3 位である。

グラフ A5-4-3 公財政支出と私費負担の割合



(文部科学省「教育指標の国際比較（平成 25（2013）年版）」より監査人が作成)

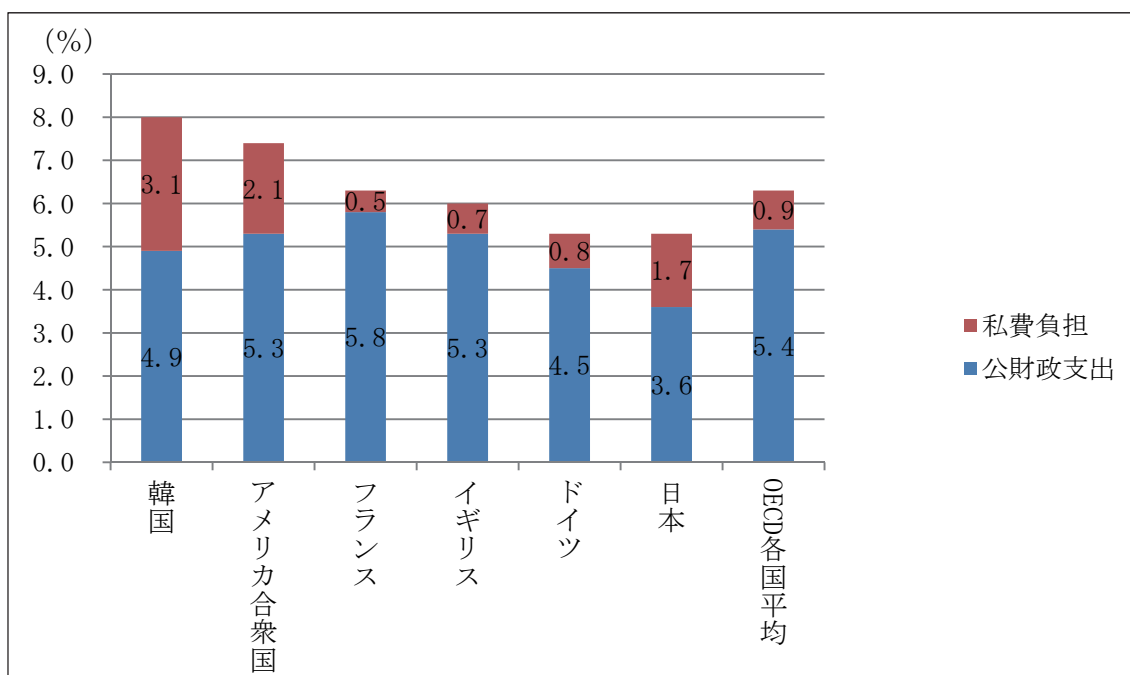
③ すべての教育課程における負担

グラフ A5-4-4 のとおり、日本の全教育段階は、OECD 各国平均と比較した場合、国内総生産（GDP）に対する学校教育費の割合は、公財政支出が 1.8%低く、私費負担には 0.8%高くなっている。

国内総生産(GDP)の上位 6 か国と比較した場合には、日本は、国内総生産(GDP)は、6 か国中 2 位に位置しているが、国内総生産（GDP）に対する学校教育費の割合は、公財政支出では 6 か国中最下位であり、私費負担では、6 か国中 3 位であった。公財政支出と私費負担を合計した割合では、6 か国中最下位である。

このように、日本は、公財政支出が低く、私費負担が OECD 各国平均と比較しても、国内総生産（GDP）上位 6 か国と比較しても多い傾向にある。これは、保護者の所得格差により、子供が教育を均等に受けられない可能性を示している。

グラフ A5-4-4 公財政支出と私費負担の割合



(文部科学省「教育指標の国際比較(平成25(2013)年版)」より監査人が作成)

それでは、今後、日本の学校教育費の公財政支出は、増加、若しくは減少していくのかが気になるところである。

昨今、財務省は、少子化を踏まえ、平成27年5月11日に公立の小・中学校の教職員数を平成36年度までに全体の6%にあたる4万2千人ほど減らす案を財政制度等審議会(財務省の諮問機関)に示しており、学校教育費を削減する方向性を示した。

この点、文部科学省は、「財政制度等審議会の財政健全化計画等に関する建議に対する文部科学省としての考え方」を公表し、学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化する中、時代の変化に対応した新しい教育に取り組まなければならない状況を考慮していないことや、教育再生の推進のためには、いじめへの対応や特別支援教育など学校が対応しなければならない教育課題は、大幅に増加しており、きめ細かい対応がこれまで以上に必要となっていること、情報化社会に対応した創造性や課題解決力等を重視したアクティブ・ラーニングに転換するための指導体制の充実が必要であることなどを踏まえ、機械的削減ではなく、加配定数をはじめとする教職員定数の戦略的充実が必要であるとし、学校教育費の削減のための教職員数の減員案について反論している。

第3 監査の結果

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

区分	指摘	意見	合計
I 教育事業全般の PDCA サイクルについて	1	14	15
II 児童・生徒等の安全管理について		2	2
III 教員の勤怠管理について		3	3
IV 都立高等学校の債権管理について	4	2	6
V 都立高等学校入試における採点誤りについて	1		1
VI 東京都教職員住宅について		1	1
VII 入札・契約について	1	3	4
VIII 広域行政における連携強化について		1	1
IX 学校等の現場監査での検出事項について	3	1	4
X 学校以外の教育施設等について	1	10	11
合計	11	37	48

I 教育事業全般の PDCA サイクルについて

行政に係るすべての事業を計画的効果的に実施するためには、中長期の視点を持って、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルにより、その事業を反復継続的に実施することが必要であると考えられる。この点を踏まえ、有効性などの観点から、教育庁の事業全般に関する事務の実行をまずは検討することとする。

1. 教育に関する主要な中長期計画等の進行管理について

教育庁は、教育に関する中長期計画、方策、あるいは対策（以下、「中長期計画等」という。）と呼ばれるものを多数策定している。そこで、主要な中長期計画等の概要について、以下で整理する。

（1）平成 25 年 4 月策定「東京都教育ビジョン（第 3 次）」について

教育ビジョンは、その計画期間を平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で定め、教育庁が中期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示した基本計画である。そのため、教育ビジョンは、都の「教育振興基本計画」として位置付けられる。

この教育ビジョンは、国の教育振興基本計画を参酌して、地域の実情に応じ、都における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育基本法第 17 条第 2 項を根拠に策定されている。

このように教育ビジョンは、都の教育全体を司る基本計画であることから、各種計画の中でも最上位に位置付けられた計画であると言える。

なお、教育ビジョンの基本的な方向性と主要施策については、本報告書第 2 の I の 3. の（1）「東京都教育ビジョン（第 3 次）における主要施策について」を参照されたい。

ここで、教育ビジョンの策定経緯及びその計画期間を示すと、表 B1-1-1 のとおりである。

表 B1-1-1 東京都教育ビジョンの策定経緯及びその計画期間

年月	名称	計画期間
平成 16 年 4 月	東京都教育ビジョン	未定
平成 20 年 5 月	東京都教育ビジョン（第 2 次）	平成 20 年度から平成 24 年度 (5 年間)
平成 25 年 4 月	東京都教育ビジョン（第 3 次）	平成 25 年度から平成 29 年度 (5 年間)

（「東京都教育ビジョン（第 3 次）」より監査人が作成）

（２）平成 24 年 2 月策定「都立高校改革推進計画」について

「都立高校改革推進計画」は、その計画期間を平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間と定め、これからの都立高等学校が都民の期待に応えるため、課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画であり、都立高等学校に関する長期計画として位置付けられている。

そのうち、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間について、都立高校改革推進計画の実現に向けた具体的な計画として策定された実施計画が「第一次実施計画」である。

なお、平成 27 年 11 月に公表された「「都立高校改革推進計画・新実施計画(案)」の骨子」によると、新たな課題に向き合い、より良い都立高等学校を目指していくため、平成 27 年度中に「都立高校改革推進計画」を一部改訂するとともに、「新実施計画」（計画期間は、平成 28 年度から平成 30 年度まで）が策定される予定である。

ここで、「都立高校改革推進計画」の策定経緯及びその計画期間を示すと、表 B1-1-2 のとおりである。

表 B1-1-2 都立高校改革推進計画の策定経緯及びその計画期間

年月	名称	計画期間
平成 9 年 9 月	（旧）都立高校改革推進計画	平成 9 年度から平成 18 年度 (10 年間)
平成 24 年 2 月	（現）都立高校改革推進計画	平成 24 年度から平成 33 年度 (10 年間)

（（現）「都立高校改革推進計画」より監査人が作成）

（注）「都立高校改革推進計画」は、平成 9 年 9 月に策定された計画も、平成 24 年 2 月に策定された計画も、同じ名称が使用されており混同を避けることを目的として、本表では、平成 9 年 9 月に策定された計画を「（旧）」、平成 24 年 2 月に策定された計画を「（現）」として表現している。

（３）平成 22 年 11 月策定「東京都特別支援教育推進計画」について

「東京都特別支援教育推進計画」は、その計画期間を平成 16 年度から平成 28 年度までの 13 年間と定め、これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画であり、特別支援教育に関する長期計画として位置付けられる。

この計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待に応え、都立特別支援学校が抱える課題の解決とともに、幼稚園、小学校及び中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実を図るために策定された計画である。

そのうち、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間について、都民のニーズ等に応えるため、第一次・第二次実施計画の成果や課題、障害のある子供の教育を巡る状況の変化、国や社会の動向等を踏まえた今日的な教育課題に適切に対応すべく、これからの都における特別支援教育推進の方向性と具体的な取組を示す計画として「第三次実施計画」が策定されている。

ここで、「東京都特別支援教育推進計画」の策定経緯及びその計画期間を示すと、表 B1-1-3 のとおりである。

表 B1-1-3 東京都特別支援教育推進計画の策定経緯及びその計画期間

年月	名称	計画期間
平成 16 年 11 月	東京都特別支援教育推進計画	平成 16 年度から平成 28 年度 (13 年間)

（「東京都特別支援教育推進計画」より監査人が作成）

（注）平成 22 年 11 月に、「障害のある児童・生徒数の将来推計」の結果を受け、今後も知的障害特別支援学校や知的障害特別支援学級の在籍者の増加、情緒障害等通級指導学級の利用者の増加が見込まれ、こうした状況に適切に対応するには、相応の実施期間を要すると判断し、計画期間を当初の平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間から平成 28 年度までの 13 年間に延長している。

（４）平成 25 年 2 月策定「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 2 次推進計画）」について

「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 2 次推進計画）」は、その計画期間を平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間と定め、都の児童・生徒の体力を総合的に向上させていくための具体的な計画であり、幼稚園を含む全公立学校を対象とした子供の基礎体力向上に関する中期計画として位置付けられる。

なお、今後、「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」は、第2次推進計画の推進状況を踏まえ、平成28年度に策定される予定である。

ここで、「総合的な子供の基礎体力向上方策」の策定経緯及びその計画期間を示すと、表 B1-1-4 のとおりである。

表 B1-1-4 総合的な子供の基礎体力向上方策の策定経緯及びその計画期間

年月	名称	計画期間
平成 22 年 7 月	総合的な子供の基礎体力向上方策 (第 1 次推進計画)	平成 22 年度から平成 24 年度 (3 年間)
平成 25 年 2 月	総合的な子供の基礎体力向上方策 (第 2 次推進計画)	平成 25 年度から平成 27 年度 (3 年間)

(「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」より監査人が作成)

(5) 平成 26 年 3 月策定「都立学校における健康づくり推進プラン」について

「都立学校における健康づくり推進プラン」は、東京都学校保健審議会において答申された児童・生徒の健康づくり指標についての数値目標を達成するために策定された「都立学校における健康づくり推進計画」の改定という形で策定された長期計画である。

この改定は、「都立学校における健康づくり推進計画」の策定から一定期間経過したことにより、新型インフルエンザの大流行、社会状況の変化に伴う児童・生徒の心の健康問題やアレルギー疾患の増加など新たな健康課題に対応するために行われたものである。

ここで、「都立学校における健康づくり推進プラン」の策定経緯及びその計画期間を示すと、表 B1-1-5 のとおりである。

表 B1-1-5 都立学校における健康づくり推進プランの策定経緯及びその計画期間

年月	名称	計画期間
平成 17 年 2 月	都立学校における健康づくり推進計画	平成 16 年度から平成 25 年度 (10 年間)
平成 26 年 3 月	都立学校における健康づくり推進プラン	平成 26 年度から平成 35 年度 (10 年間)

(「都立学校における健康づくり推進プラン」より監査人が作成)

(注)「都立学校における健康づくり推進計画」は、当初の計画期間は、平成 16 年度から平成 22 年度の 7 年間であったが、関連する計画である「東京都保健医療計画」及び「東京都健康推進プラン 21」の改定が平成 24 年度に予定されていたことから、重点プランの取組を中心に計画期間を 3 年間延長している。

(6) 平成 27 年 2 月策定「第三次東京都子供読書活動推進計画」について

「第三次東京都子供読書活動推進計画」は、その計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間と定め、「第二次東京都子供読書活動推進計画」により、不読率が大幅に改善していることを踏まえ、これまでの取組を基本としながら、子供の成長に応じた不読率の改善及び読書の質を高めるための取組や取組環境充実を目的とした読書環境の整備について、具体的に示した中期計画である。

ここで、「東京都子供読書活動推進計画」の策定経緯及びその計画期間を示すと、表 B1-1-6 のとおりである。

表 B1-1-6 東京都子供読書活動推進計画の策定経緯及びその計画期間

年月	名称	計画期間
平成 15 年 3 月	東京都子供読書活動推進計画	平成 15 年度から平成 19 年度 (5 年間)
平成 21 年 3 月	第二次東京都子供読書活動推進計画	平成 21 年度から平成 25 年度 (5 年間)
平成 27 年 2 月	第三次東京都子供読書活動推進計画	平成 27 年度から平成 31 年度 (5 年間)

(「第三次東京都子供読書活動推進計画」より監査人が作成)

(7) その他の中長期計画について

上記(1)から(6)に例示した中長期計画等の他に、表 B1-1-7 をはじめとした中長期計画等が複数存在する。

表 B1-1-7 その他の中長期計画等 (一部)

年月	名称	計画期間
平成 18 年 8 月	都立図書館改革の具体的方策	—
平成 24 年 3 月	小中学校の校務改善推進プラン	—
平成 26 年 1 月	体罰根絶に向けた総合的な対策	—
平成 26 年 7 月	いじめ総合対策	—
平成 26 年 9 月	第四次中期計画	平成 27 年度から平成 31 年度 (5 年間)

(教育庁ホームページより監査人が作成)

さらに、教育庁は、実態調査を通じた課題等の把握や今後の方向性を検討するために専門部会や委員会等を設置し、最終的には、そこで検討された結果が「報告書」としてまとめられ、ホームページ等を通じて一般に公表される。直近の 10 年間に於いて、ホームページで公表された「報告書」の一部を示すと、表 B1-1-8 のとおりとなる。

表 B1-1-8 各種報告書 (一部)

年月	名称
平成 17 年 7 月	中央ろう学校 (仮称) 基本計画検討委員会報告書
平成 17 年 8 月	教員の給与制度検討委員会報告について～「これからの教員給与制度について」(第二次報告)～
平成 17 年 8 月	病弱養護学校の高等部設置に関する検討委員会報告
平成 17 年 10 月	部活動基本問題検討委員会報告書
平成 17 年 10 月	知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校等基本計画検討委員会報告書ー永福学園養護学校 (仮称) 基本計画ー
平成 17 年 10 月	知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校等基本計画検討委員会報告書ー青梅東学園養護学校 (仮称) 基本計画ー
平成 17 年 11 月	大田地区養護学校 (仮称) 検討会報告
平成 18 年 3 月	区部東部地区における知的障害養護学校高等部職業コース検討委員会報告書

平成 18 年 3 月	南多摩地区学園養護学校（仮称）及び多摩養護学校知的障害教育部門設置に関する基本計画検討委員会報告書
平成 18 年 4 月	部活動振興専門委員会報告書
平成 18 年 7 月	教員の職のあり方検討委員会報告書
平成 20 年 10 月	府中地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告
平成 20 年 10 月	練馬地区特別支援学校（仮称）検討会報告
平成 20 年 12 月	板橋学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告
平成 21 年 1 月	江戸川地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告
平成 21 年 1 月	東京都公立学校教職員の研修制度検討委員会報告書－東京都公立学校教員研修体系の再編・整備等について－
平成 23 年 2 月	都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制検証委員会報告書
平成 23 年 3 月	東部地区学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告書
平成 24 年 3 月	南花畑学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告書
平成 24 年 6 月	臨海地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告書
平成 25 年 2 月	東京都理数教育振興施策検討委員会報告書
平成 25 年 3 月	「都立高校中途退学者等追跡調査」報告書
平成 25 年 4 月	特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト報告書
平成 25 年 5 月	体罰調査委員会報告書
平成 26 年 1 月	東京都立知的障害特別支援学校高等部職業学科入学相談検討委員会報告書
平成 26 年 3 月	国際バカロレアの導入に向けた検討委員会報告書
平成 26 年 6 月	王子地区特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告書
平成 26 年 8 月	都立高校入試調査・改善委員会報告書
平成 27 年 3 月	光明学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会報告書
平成 27 年 6 月	都立専門高校改編基本計画検討委員会報告書
平成 27 年 6 月	教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会最終報告について

（教育庁ホームページより監査人が作成）

（８）教育に関する主要な中長期計画等の進行管理について

教育に関する各種計画や方策に加え、計画策定の前提となる様々な検討結果や報告書を合わせると、表 B1-1-8 のとおり膨大な数となる。

そこで、どのようにすべての中長期計画等の進行管理を統括しているかという点について、教育庁に質問したところ、「東京都教育ビジョン（第３次）については、進行管理しているものの、その他の事業計画等については、進行管理を実施しておらず、計画に関する権限を有する各担当部署に進行管理を委ねている」とのことであり、事務事業の進行管理を所管する教育政策課は、「各課との日常的な連絡調整に加え、重要案件等について定期的に会議を開催するなどによりその状況を把握している」との回答であった。また、「教育ビジョンについては、２～３年に１回の頻度で、全項目の進行度合いを調査することにより、網羅的な進行管理を行っている」とのことである。加えて、各年度の重要な計画の進行度合いについては、「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」にて、事務事業のうちトピック項目を必ず取り扱っていることから、漏れなく進行管理ができているとの説明を受けた。

ここで、進行管理とは、教育ビジョンをはじめとした、中長期計画等で設定した達成すべき事業目標に対して、毎年度どの程度までその目標を達成しているかについて、事業実績を確認する行為と定義することとする。

このように進行管理を定義すると、日常業務において、前述の体制が構築されていることに加え、予算編成作業の中で、翌年度の事務事業の予算積算を実施する過程で前年度までの実績等を踏まえる官庁会計の仕組みからすると、一定程度、各計画等の進行度合いは、実質的な管理がなされているものと推察される。

しかしながら、中長期計画等の進行管理の状況については、教育庁から紙面又はデータをもって提示されなかったため、監査人は中長期計画等の進行管理の状況を確認することができなかった。これは、２～３年に１回の頻度で、全項目の進行度合いをチェックする仕組みはあるものの、毎年度、進行度合いをチェックする仕組みとはなっていないことに起因する。また、「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」（以下、「点検評価報告書」という。）は、単年度の評価報告書であり、中長期計画等の進行度合いを可視化している様式とはなっていないため、当該報告書を見ても、主要な中長期計画期間における現在の進行度合いを把握できる状況にはなっていない。

この点、教育行政においては、必ずしも定量的な進行度合いを確認できない性質を有する事業（例えば、道徳教育の推進事業のように、児童・生徒が身に付けた力を数値化することが困難な事業など）が存在するため、定期的に、過年度の実績を踏まえた定量的な中長期計画等の進行管理を実施することに困難が伴うことは理解できるが、都税を負担している都民の目線からすると、定量的に測定できる主要な中長期計画等の進行度合いについては、可能な限り可視化して、中長期計画等の進行度合いを確認できる仕組みを構築し、当該情報を公開していくことが必要であると考えられる。

このように、教育行政における事務事業の PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを可視化することで、教育庁として自らの中長期計画等の進行度合いを適切にモニタリングし、もって更なる教育行政サービスの向上に繋がるよう主要な事務事業の進行管理を行い、これらの情報を一般に公開することによって、都民に対する説明責任を果たすことができると考えられる。

（意見 1－1）教育に関する主要な中長期計画等の進行管理について

事務事業の進行管理を所管する教育政策課の説明によると、中長期計画等の進行管理については、日常的な連絡調整や定期的な会議の開催に加え、2～3 年に 1 回の頻度で、全項目の進行度合いを調査することにより、網羅的な進行管理を行っており、毎年度のトピック項目については、点検評価報告書にて、漏れなく進行管理を行っているとのことであった。

確かに、日常業務において、このような体制が構築されていれば、一定程度、中長期計画等の進行管理を実質的には行うことができるものと推察される。

しかしながら、その進行管理の状況について、監査人は、紙面又はデータをもって確認することができなかった。これは、中長期計画等の進行度合いを可視化できる仕組みがないことに起因する。

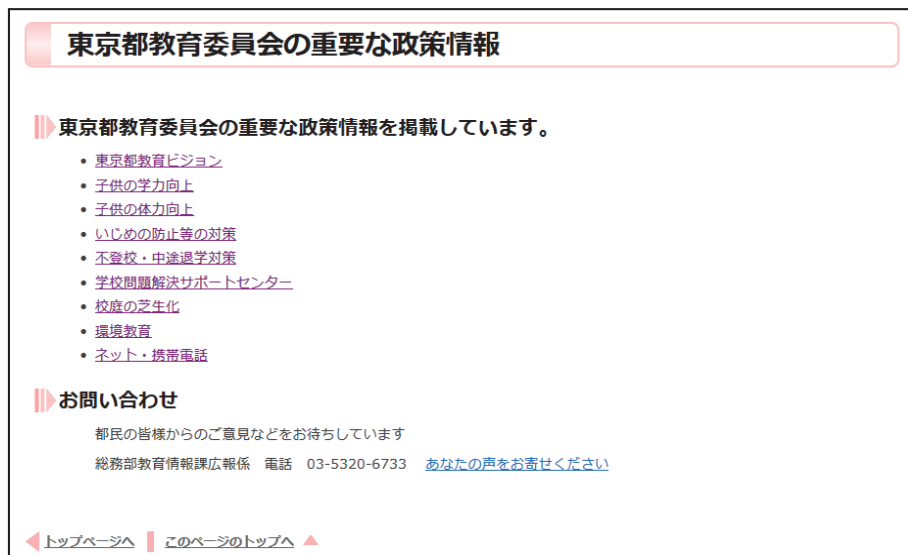
もちろん、教育行政という性質上、定量的な進行度合いを確認することができない事業は少なからず存在するが、都民に対する説明責任を充実するという観点からすると、可能な限り、中長期計画等の進行度合いを可視化して、モニタリングの結果を明確にする仕組みを構築するとともに、少なくとも主要な中長期計画等については、毎年度、その進行度合いの情報を公開することとされたい。

2. 中長期計画等の体系化とその発信について

インターネットが普及した現代においては、情報の発信ツールとして、ホームページは有効な手段であると考えられる。その一方で、ホームページ内の情報量が増加すればするほど、明瞭性に欠け、教育庁が本来発信したいと考える情報が、利用者に対して正確に伝わらないおそれがある。

ここで、教育庁のホームページを見てみると、「重要な政策情報」については、トップページから図 B1-2-1 のページに直接リンクすることができる。

図 B1-2-1 各種事業計画等のホームページ掲載状況（平成 27 年 9 月現在）



（教育庁ホームページより監査人が作成）

図 B1-2-1 の「重要な政策情報」は、都民ニーズの高さを基準に、膨大な量の情報を最大限に絞り込んだ上での情報提供であることから、明瞭性の観点からは一定の評価はできる。

しかしながら、教育庁のホームページには、教育庁が所管するすべての情報を体系的に整理したページが存在しない。

例えば、図 B1-2-1 を見てみると、都の教育振興基本計画である「教育ビジョン」は掲載されているが、都立高等学校全体に関する計画である「都立高校改革推進計画」や特別支援教育全体に関する計画である「東京都特別支援教育推進計画」については、「重要な政策情報」として掲載されていない。もちろん、これらの計画については、他のページで掲載されているものの、初めて情報

を利用する者の立場からすれば、これらの情報の存在を知らない限り、目的のページには辿り着けないおそれがある。この点、教育庁は、ホームページ上の「事業内容で探す」の「学校」ページにこれらの情報が掲載されていることから、利便性において大きな問題があるとは考えていないと主張する。

しかしながら、前述のとおり、利用者はホームページ全体の体系を理解しない限り、目的を達成できない可能性があることから、本例示ページ以外の情報を含め、利用者に対する明瞭性の観点を持って、工夫改善の余地はあるものと考えられる。

また、一般的には、中長期計画は計画期間が存在する。そして、計画期間が到来すると、計画期間で実施した事業の結果を踏まえて、計画自体を見直すこととなる。そのため、古い情報がいつまでも整理されないと、新旧の計画情報がホームページ内に混在することとなり、結果として、どの中長期計画が最新の計画なのか、あるいはどの報告書がどの計画と対応するのかなど、利用者が教育に関する中長期計画を体系的に理解することが極めて困難なものとなる。

（意見１－２）中長期計画等の体系化とその発信について

教育庁が所管する様々な中長期計画等は、今後の教育行政の展望を示す重要な情報であることから、都民に対して、これを明瞭に伝達することは必要不可欠である。しかしながら、教育庁が所管する中長期計画等は膨大な量が存在し、教育庁のホームページを見ても、これらの情報を体系的に理解することが非常に困難であることから、教育庁の中長期計画等の情報については、どの情報が最新のものであるかを含め、定期的に整理して体系化するとともに、明瞭性の観点から、都民に対して、これを分かりやすく開示することとされたい。

3. 他局等との連携が必要な施策について

教育ビジョンは、都における「教育振興基本計画」であり、その計画期間を5年間とした教育全般に関する中期事業計画である。したがって、教育庁は、ここで掲げられた主要な施策の実施については、その状況を定期的に把握し、必要に応じて改善策を講じなければならないものと考えられるが、表 B1-3-1 のとおり、その把握が不十分な事例が存在する。なお、この表 B1-3-1 には、監査人が教育庁から入手した施策の実績も併せて記載している。

表 B1-3-1 主要な施策の実施について、その状況の把握が不足している事例

主要な施策	施策の内容	施策の実績
【主要施策 6】 社会の変化に自律的に対応できる力の育成	1. 子供たちが、実社会において適切に社会生活を営むことができるよう、消費者教育や様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を育成する教育を推進する。	①区市町村教育委員会指導主事対象の消費者教育・環境教育推進委員会を都消費生活総合センターと連携するなどして年2回実施。 ②「Web 版消費者教育読本（高校）」（都消費生活総合センター所管）の作成・検討委員会に参加（年6回） ③講座や読本については、校長連絡会等で周知。

（「東京都教育ビジョン（第3次）」及び教育庁からの回答より監査人が作成）

教育庁によると、表 B1-3-1 の施策の実績のうち、②の「Web 版消費者教育読本（高校）」（以下、「教育読本」という。）の作成・検討委員会に参加（年6回）とあるのは、指導主事等を業務に従事させているとのことであるが、それはあくまでも教育読本を作成する段階でのことである。

それでは、教育読本を作成した後の対応、すなわち事後的な教育庁の関与は適切であろうか。この点、消費者教育を円滑に推進していくためには、教育読本を作成した後の利用実態を適切に把握するとともに、今後の課題を適時適切に把握し、その課題に対して迅速な対応を図ることが何よりも重要であると考えられる。

ところが、「東京くらし WEB」の教材掲載ページのアクセス数は、当該ホームページの所管局である生活文化局において把握しているものの、学校における消費者教育を所管する立場にある教育庁との情報共有は図られていない。このような状況下において、教育庁は、利用者の関心がどこにあるかなどの実態を把握できず、したがって、今後の施策の推進に対する課題を把握することがで

きないこととなる。

教育庁の説明によれば、「教育読本の主な利用者は、教材として利用する教員である」とのことであるが、そもそも利用者ニーズの状況や利用実態を把握しないのであれば、この教育読本が教員から教材として受け入れられているのか、教材として利用価値が高いのか低いのか、全く分からない。

ところで、教育読本は、「東京くらし WEB」に掲載されている。そこで、「東京くらし WEB」における当該教材掲載ページのアクセス数を確認した結果が表 B1-3-2 である。

表 B1-3-2 「東京くらし WEB」における教材掲載ページへのアクセス数

平成 24 年度作成教材	平成 25 年度作成教材	平成 26 年度作成教材
1, 499 件	8, 330 件	1, 417 件

(生活文化局からの回答より監査人が作成)

(注 1) アクセス数は、平成 26 年 10 月 1 日以降から測定を開始しているため、アクセス数のカウント期間は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 5 月 6 日までの数値を記載している。

(注 2) 平成 24 年度作成教材は、「インターネットのトラブルから身を守れ！ネットでキャット大作戦」。対象者は、小学生期、中学生期、高校生期、成人期（若者）、成人期（成人一般）である。また、本教材は、中学校の教員が関わり、中学校学習指導要領の学習内容に基づいて作成されたものである。

平成 25 年度作成教材は、「しっかり考え、楽しくチャレンジ さあ、始めよう！自分でお買い物」。対象者は、小学生期、中学生期、成人期（成人一般）である。また、本教材は、小学校の教員が関わり、小学校学習指導要領の学習内容に基づいて作成されたものである。

平成 26 年度作成教材は、「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日～」。対象者は、高校生期、成人期（若者）、成人期（成人一般）である。また、本教材は、高等学校の教員が関わり、高等学校学習指導要領の学習内容に基づいて作成されたものである。

(注 3) 平成 26 年度作成教材は、平成 27 年 3 月更新。

(注 4) このアクセス数は、一般の閲覧者を含む総アクセス数であるが、アクセス者のドメインから教育機関での閲覧が多いと生活文化局では推測している。

また、表 B1-3-2 のデータを利用して、「1 日当たりアクセス数」及び「1 学級当たりアクセス数」を算出した結果が表 B1-3-3 である。

表 B1-3-3 「東京くらし WEB」における教材掲載ページへの単位当たりアクセス数

	平成 24 年度作成教材	平成 25 年度作成教材	平成 26 年度作成教材
1 日当たり件数	6.87 件	38.21 件	39.36 件
1 学級当たり件数	0.04 件	0.30 件	0.36 件

(表 B1-3-2 のデータから監査人が作成)

(注 1) 「1 日当たり件数」を算出するため、表 B1-3-2 のアクセス数を、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 5 月 6 日の日数である 218 日を除して算出した。ただし、平成 26 年度作成教材については、平成 27 年 3 月に更新したとのことであるため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 6 日までの日数である 36 日を除して算出した。

(注 2) 「1 学級当たり件数」は、表 B1-3-2 のアクセス数を、平成 26 年 5 月 1 日時点における小学校の学級数 20,099 学級、中学校の学級数 7,611 学級及び高等学校の学級数 3,881 学級の合計 31,591 学級で除して算出した。ただし、平成 25 年度作成教材の対象者は、小学校期及び中学校期であるため、その合計学級数 27,710 学級で、平成 26 年度作成教材の対象者は、高校生期以上であるため、高等学校の学級数 3,881 学級で除して算出した。

表 B1-3-3 を見ると、平成 26 年度作成教材の公表時期が遅かったことが影響したために、平成 26 年度においては、平成 25 年度作成教材の利用が最も多かったものと推測される。また、各学校における教育読本の活用の仕方が様々であることから想定しても、「1 日当たり件数」、「1 学級当たり件数」のアクセス数を見ると、いずれの教材も極めて活用度が低いのではないかとの印象を受ける。

教育庁は、「東京くらし WEB」の教材掲載ページのアクセス数を把握しておらず、したがって、原因分析も実施していないことから、アクセス数が多いのか少ないのか、その傾向について明らかにしていない。

この点、教育庁は、「教育読本は、教員がダウンロードして印刷すれば、学校で共有でき、また各学級のアクセス数については、各教室がインターネットを利用できる ICT 環境にないため、アクセス数を基に「利用されていない」とする分析は適切でない」と主張する。また、「ホームページのアクセス数の把握や分析については、事業を主管する生活文化局が主として行うことであり、教育庁が率先して行う立場にはない」とのことである。

確かに、既に消費者教育カリキュラムが各授業の中で取り込まれている現状においては、教育読本に対するアクセス数だけが、消費者教育の実績を示す指標とはならない。しかしながら、都税を投入して作成された教育読本の利用実績に対する傾向を把握しなければ、消費者教育推進の一環として作成協力を行った教育読本の PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルのうち、Check 及び

Action の視点が欠落することになる。

さらに、このように少ないとの印象を受けるアクセス数を見る限りにおいては、そもそも教員用教材として作成された教育読本が、ほとんど利用されていない可能性がある。この点、教育庁は、消費者教育に関わる他の教材についても学校に紹介していると主張するものの、仮に、教育読本が利用されていないのが実態であるならば、教育庁は、直ちにその対策を講ずる必要がある。しかしながら、所管部署が生活文化局であるという理由から、アクセス数に基づく利用実態の傾向について、教育庁が関心を持っていない。

また、生活文化局所管の消費者センター所長会においても、教育庁との連携の必要性を感じつつも、有効な対策を図れずに苦慮しているという実態について、教育庁は当該情報を共有できていない。

すべての事業は、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルをもって、反復継続的に実施することが必要であるが、このように、Check と Action が不十分な事例が存在する。特に、教育庁と他局が連携しなければならない事業にあっては、教育庁自らが情報を入手する体制を構築し、主導的な立場から対策を講じなければ、教育行政の目的を達成できない可能性すら存在する。したがって、教育庁は、改めて事業の PDCA サイクルを全うできる体制を構築するとともに、他局が関係する事業にあっては、これまで以上に円滑な連携を図るなどして、教育に関する事業の PDCA サイクルが適切に機能する仕組みを早急に構築することが必要である。

（意見１－３）他局等との連携が必要な施策について

教育行政に係るすべての事業は、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルをもって、反復継続的に実施することが必要であるが、教育ビジョンで掲げられた主要な施策の実施について、この PDCA サイクルのうち Check と Action が不十分な事例が存在する。

例えば、教育庁は、生活文化局で所管する消費者教育における Web 版の教育読本に対するホームページアクセス数の把握及び分析、さらには課題の把握状況などの情報を共有していない。また、教育庁との連携の必要性を感じつつも、各地域における消費者センターが有効な対策を図れずに苦慮しているという報告が、生活文化局所管の消費者センター所長会においてなされているが、教育庁は当該情報を共有できていない。

教育事業の中には、教育庁単独で実施する事業のほか、他局等と連携しなければ、その目的を達成することができない施策も複数存在することから、このような施策を全うするためには、これまで以上に他局等と円滑な連携を図るなどして、教育事業の PDCA サイクル上、その施策の実施・評価を適切に講ずることができる体制を早急に構築することとされたい。

4. 平成 26 年度の主要事務事業の評価について

(1) 平成 26 年度の主要事務事業の概要について

教育庁は、「平成 26 年度主要事務事業の概要」(以下、「平成 26 年度事業概要」という。)に「平成 26 年度教育庁主要施策」を記載し公表している。この主要施策は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「教育ビジョン」に基づき、東京都教育委員会が平成 26 年度において重点的に取り組む施策を示したものであり、教育事業に関する単年度事業計画書という位置付けであると考えられる。なお、教育庁は、各年度の主要施策を毎年 3 月 31 日又は 4 月 1 日付けで公表している。

平成 26 年度に重点的に取り組む施策は、表 B1-4-1 のとおり、10 の取組の方向、30 の主要施策及び 47 の主要事業から構成されている。

表 B1-4-1 平成 26 年度の教育庁主要施策

取組の方向	主要施策	主要事業
1. 学びの基礎を徹底する	都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第 5 学年児童、中学校第 2 学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上方策の充実を図る。また、都教育委員会と学力向上を重点課題とする地区とが協力して効果的な指導方法を開発・協力する「学力向上パートナーシップ事業」を実施するとともに、小学校第 4 学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材「東京ベーシック・ドリル」の活用を推進する。 全小学校の第 3 学年から第 6 学年までの算数の授業において、習熟度別指導が可能となるよう指導体制を充実し、「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいて、個々の児童の学習状況に応じて、前の学年に立ち戻る指導の徹底を図るなど、学習の基礎・基本を徹底し、児童・生徒の学力向上につなげていく。 全都立高等学校が、「都立高校学力スタンダード」を踏まえ、具体的な学習目標を明示した自校の学力スタンダードを作成し、それに基づいた組織的・効果的な指導を行う。学力向上開拓推進事業を通して明らかになった「指導と評価の PDCA サイクル」を活用して授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。学力を確実に定着させるため、生徒の学力を正確に把握して繰り返しの指導を行い、その成果を確かめるために履修年度末に統一的な学力調査を実施する。 難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学指導に関する専門的な知識を有する外部専門家によるコンサルティングを新たに導入するなど、進学対策の充実のために必要な支援を行う。	児童・生徒の学力向上を図るための調査等
		習熟度別指導の効果的な推進 新規
		都立高等学校学力向上開拓推進事業
		「都立高校学力スタンダード」活用事業
2. 個々の能力を最大限に伸ばす	児童・生徒の論理的思考力・表現力をはじめとする言語能力の向上を図るため、古典文学等の音読や暗唱、説明や討論等の言語活動を取り入れた授業の実施など、伝統的な言語文化の理解や社会生活に役立つ言語の技能の育成を重視した取組を推進する。 都における理数教育の推進を図るため、小・中学校において、理数教育に先進的に取り組み、各区市町村における理数教育の中核的な役割を担う「理数フロン	進学指導重点校等における進学対策の推進
		言語能力向上推進事業
		理数教育の推進

	ティア校」を指定するとともに、科学の専門家から指導を受けることのできる「東京ジュニア科学塾」を実施し、科学に高い興味・関心がある中学生の育成を図る。都立高等学校においては、「理数フロンティア校」に対して、中間発表の機会を設定するなど研究・開発の支援を行うとともに、「理数教育チャレンジ団体」を指定し、自然科学に関わるテーマを設定して行う生徒の研究活動を支援し、理数教育の一層の充実を図る。 さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。	
	都における英語教育の充実を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、小学校の教員が外国語活動の授業を単独で円滑に実施できるよう支援する。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討するため、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議」において、公立小・中学校及び都立高等学校における英語教育推進のための具体的方策を検討し、英語教育の改善に取り組む。	英語教育の推進
	様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を体験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を開発・実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。また、英語授業の改善を図るため、JET プログラムによる外国人の招致を拡大するとともに、外国人指導者として在京外国人の更なる活用を図り、教員とネイティブによる指導を充実する。	次世代リーダー育成道場 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の実施 新規
	これからの国際社会で活躍する人材の育成に向け、高等学校卒業後、生徒が海外の大学に進学し、厳しい環境の中にあっても世界各国から集まる学生と切磋琢磨できるよう、都立学校における教育環境を整備していく。このため、都立国際高等学校において、国際バカロレアの認定の取得に向けた取組を推進する。平成 26 年度から、数学や物理などで選択科目を設置し、希望する生徒を対象に英語による授業を行う。また、平成 27 年度には、国際バカロレアの教育プログラム	国際バカロレアの認定の取得に向けた取組

	で学ぶ生徒を対象とした新たなコースを設置するため、国際バカロレア機構との調整を進める。 理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方とする「都立小中高一貫教育校」の設置について、12年間一貫した教育の在り方や教育課程の弾力的な運用等の検討を進める。	
3. 豊かな人間性を培い、規範意識を高める	国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。 都独自の新しい教科についての検討委員会を継続して設置し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容について検討を進める。	都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進 道徳教育の推進 新教科の設置 新規
4. 社会の変化に対応できる力を高める	有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。また、子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校の全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICT活用の在り方に関するフォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるため、「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用を図るとともに、「外部人材活用モデル事業」の成果の周知、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進など、系統的なキャリア教育を推進する。 都立高校生が、社会人・職業人として自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを企業やNPO等との連携により実施する。加	インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導 系統的なキャリア教育の推進 都立高校生の社会的・職業的自立支援事業 特別支援学校におけるキャリア

	えて、中途退学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、中途退学・進路未決定卒業の未然防止、中途退学者・進路未決定卒業者に対する進路支援に関するモデル事業を実施する。 障害のある児童・生徒が働く喜びなどを実感できるようにするため、小・中学校等の段階からキャリア教育を充実するとともに、障害のある生徒の自立と社会参加を目指すため、就労支援体制の構築等により企業就労を促進する。	教育と就労支援
5. 体を鍛える	子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を推進する。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。	体力向上施策の推進
	オリンピック教育推進校の指定や都独自の補助教材の作成、オリンピック・パラリンピアン为学校への派遣、来日した海外アスリートとの交流等を通して、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割についての正しい理解を深められるよう、オリンピック教育を推進する。	オリンピック教育の推進 新規
	南関東四都県が連携して開催する「平成26年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」への参加を通して、生徒の健全育成、競技力の向上を図る。また、全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高等学校を強化拠点に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高等学校全体に関わるスポーツの隆盛と競技力の向上の底上げを図る。	部活動の推進
6. 健康・安全に生活する力を培う	学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校給食を中心とする予防体制の確保と緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な対応をより一層推進する。	アレルギー疾患に関するガイドライン等の資料に基づく体制整備の推進
	児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教	公立学校における食育の推進

	職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を促進する。	
	今後、発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるよう、防災教育の改善と一層の充実を図る。特に、都立高等学校では、想定される首都直下地震等が発生した際の心構えや対処を学ぶため、全校で一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、「防災活動支援隊」の結成、消防、警察、自衛隊等と連携した防災訓練及び備蓄食準備訓練や体育館での就寝訓練などを行う。また、消防学校等と連携した二泊三日の宿泊防災訓練を実施し、学年単位での上級救命講習の受講などを通して、自校の防災と近隣住民の安全を支え、社会貢献に対する意識と実践力を持つ生徒を育成する。	防災教育の充実
7. 教員の資質・能力を高める	教員の大量退職、大量採用が続く中で、優秀な教員を継続的に確保するため、採用選考における受験者数の確保に向けた取組を一層推進していくとともに、大学との連携を強化する。また、新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会の充実を図り、積極的に提供する。 初任から3年目までの若手教員等に対して、都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。また、英語指導の質的向上を図るため、中学校・高等学校の英語科教員140名を3か月間海外に派遣し、英語圏の大学において、最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。 将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見出し、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来性のある若手教員を選抜して計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。	養成段階における実践的な指導力の育成
		優秀な教員の確保
		若手教員の育成
		学校リーダー育成プログラム
	教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対しても優れた指導力を有する指導教諭の任用を、都立学校に引き続き、区市町村立学校においても開始する。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。	指導教諭の活用と拡充
	平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。まず、体罰禁止の考え	体罰の根絶に向けた取組の推進 新規

	方を徹底するため、教員の経験年数や職層に応じた体系的な研修を行うとともに、衝動的に体罰を振るう教員等に対するアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを開発・実施する。また、体罰のない適切な教育活動を展開するためには、様々な立場からのチェック機能の強化が重要であることから、体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化した DVD を、教職員はもとより児童・生徒、保護者等に対しても活用し、共通認識を深める。 さらに、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催し、言葉で伝える力を高める指導法等の徹底を図るとともに、都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。	
	教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査、昇任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング等を実施し、「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。 精神疾患による休職者の円滑な職場復帰及び再就職の予防を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。	教職員のメンタルヘルス対策
8. 質の高い教育環境を整える	真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人が潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、専門高校においては、企業が求める専門的な技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。	都立高校改革の推進
		ものづくり人材育成の推進
		都立専門高校技能スタンダード
	特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を昨年度に引き続き実施する。また、知的障害教育部門（小学部・中学部）と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立鹿本学園と、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立青山特別支援学校を平成 26 年 4 月に開校する。 病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタ	東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の実現

	ブレット端末を活用し、児童・生徒に対する個別の指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。	
	児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。 平成 25 年 11 月に公表した「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」を踏まえ、いじめ問題への対応については、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本とし、各種の取組を講じる。 まず、組織的な対応の核となる「学校いじめ対策委員会」を全校に設置し、各々の教職員の役割と責任を明確化し、機動的かつ組織的な対応を取るよう徹底するとともに、教員個々の指導力を高めるため、職層・経験に応じた研修を新たに実施する。 また、子供の声を確実に受け止めるため、スクールカウンセラーによる小学校第 5 学年、中学校・高等学校の第 1 学年の全児童・生徒の面接を実施するとともに、いじめの実態調査を継続して実施し、調査結果を分析・活用することにより、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底する。 いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくりを推進するため、新たに作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用し「いじめは絶対に許されない」等について自覚させる「いじめに関する授業」を定期的に実施するよう周知・徹底する。また、「いじめを見て見ぬふりをしない」意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動の取り方などを記載した「いじめ防止カード」等を作成し、その活用を促進する。 さらに、関係者間の連携を深められるよう、教育と福祉に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの全区市町村への配置に向けた取組等を進めていく。	いじめに対する総合対策の実施 新規
	都立高等学校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。	外国人児童・生徒への指導の充実
	教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を	教科主任の設置

	図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する。	
	地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。	耐震化の推進
	児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、区市町村立学校の特別教室の冷房化について支援を行う。	冷房化の推進
	ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成への寄与及び教育環境の整備を図るため、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。	校庭芝生化の推進
9. 家庭の教育力向上を図る	地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等を行い、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。また、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。	地域における家庭教育支援活動の促進
10. 地域・社会の教育力向上を図る	学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。	学校支援ボランティア推進協議会の設置促進
	学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。	教育庁人材バンク事業
	子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報収	放課後子供教室推進事業

	集・提供を充実させ、区市町村を支援する。 社会人としての自立に役立つ体験型の教育プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、コーディネーター・教員・区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場면을参観者に公開するとともに、教育プログラムに関連する情報を提供していく。	企業等による体験型講座の実施 新規

(教育庁「平成 26 年度事業概要」より監査人が作成)

（２）教育事業の点検評価の概要について

「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下、「点検評価」という。）は、平成 19 年 6 月公布の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により新たに規定された同法第 26 条第 1 項に基づいて行われ、教育委員会は、毎年、その結果に関する報告書（点検評価報告書）を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。都は、この公表を毎年 9 月に行っている。なお、同第 2 項の規定により、点検評価を行うに当たっては教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、点検評価報告書には有識者からの意見が記載されている。

ここで、改めて点検評価の位置付けを整理すると、平成 26 年度事業概要に掲げられた「主要施策」に対する点検評価であり、教育事業に関する単年度（平成 26 年度）の事業計画を評価した結果の報告書と位置付けられる。

しかしながら、この点検評価の内容・方法について、法による詳細な定めがなく、その詳細が各団体の教育委員会に委ねられている。このため、他の道府県と比較しても、その内容・方法等について相当の差がある。この点、都教育委員会の点検評価の実施方針（平成 20 年 6 月 12 日）は、表 B1-4-2 のとおりである。

表 B1-4-2 点検評価の実施方針

点検評価	実施方針等
1. 目的	(1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。 (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。
2. 対象	「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。
3. 実施方法	(1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。 (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。 (3) 教育に関し学識経験者を有する知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。 ①「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。 ②「点検・評価に関する有識者」の任期は 3 年とする。 (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(「平成 27 年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(平成 26 年度分) 報告書」より監査人が作成)

（３）教育事業の点検評価方法について

① 教育事業の点検評価方法の体系化について

教育事業を PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルをもって反復継続的に実施する場合、Plan（計画）の段階で、それを Check（評価）するための評価指標を予め設定し、この評価指標を用いて Do（実行）を Check（評価）することが必要であると考えられる。この点、客観的な評価をするために定量化した指標を用いる、いわゆるアウトカム評価などを導入する団体が近年多く見受けられる。例えば、A 市では、行政活動を「資源の投入（インプット）」から「結果（アウトプット）」を経て「成果（アウトカム）」に至る論理的過程（ロジック）で見ることにより、施策の業績評価を実施して、住民に対する説明責任を果たしている。

教育庁の点検評価は、A 市の業績評価とは異なるが、一定の点検評価指標を見出すことができる。教育庁の点検評価指標について具体的な定義付けがなされているわけではないが、A 市の例を参考に、この点検評価指標を整理すれば、表 B1-4-3 のとおりであると推察することができる。

表 B1-4-3 A 市の指標と教育庁における点検評価の指標との関係

A 市の指標	教育庁における点検評価の指標
資源の投入（インプット）	予算額、従事職員数
結果（アウトプット）	実績
成果（アウトカム）	成果

（A 市「客観指標の設定マニュアル」及び教育庁「平成 27 年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 26 年度分）報告書」より監査人が作成）

このような推察から、都の平成 26 年度点検評価を整理したものが表 B1-4-4 である。

表 B1-4-4 点検評価で用いられている業績評価指標

主要施策	施策の取組	資源の投入	実績	成果
1. 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 (小・中学校)	①「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施 ②習熟度別指導の推進	65,616 千円 (5 人)	・説明会等の開催回数及び参加人数 ・習熟度別新規加配校数	・到達目標値に達している児童・生徒の割合 ・習得目標値に達していない児童・生徒の割合
2. 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 (高等学校)	①「都立高校学カスタンダード」活用事業 ②進学指導重点校等における進学対策の推進	63,525 千円 (15.2 人)	・「都立高校学カスタンダード」等の作成 ・学力調査結果 ・学習指導専門員派遣回数 ・教科主任部会の開催状況 ・進学対策訪問回数	・アンケート結果 ・難関国立大学等の現役合格者数
3. 言語能力向上の推進	①言語能力向上拠点校の指定 ②都立高校生言葉の祭典（弁論・討論） ③高校生書評合戦	130,062 千円 (8 人)	・指定校数、訪問指導校数、発表会等実施校数及び言語能力向上指導事例集の作成・配布数 ・弁論、討論及び決勝の出場生徒数等 ・書評合戦東京都大会及び高校生書評合戦首都大会 2014 の出場生徒数等	・児童・生徒の未読者率 ・教員や保護者への普及啓発人数
4. 理数教育の推進	①小・中学校における理数教育の推進 ②都立高等学校における理数教育の推進 ③理数教育に関する研修等による教員の指導力の向上	65,248 千円 (4 人)	・理数フロンティア校（小・中学校）の指定校数 ・東京ジュニア科学塾の開催回数・参加人数 ・高校生科学の祭典の参加校数 ・「理数フロンティア校」「理数教育チャレンジ団体」指定校数	・アンケート調査結果による満足度評価 ・受講者の研修満足度評価

			・講座数	
5. 英語教育の充実	①「小学校外国語活動アドバイザー」の配置 ②東京都英語教育戦略会議	20,000 千円 (3 人)	・配置地区数、校数 ・開催数 ・中間報告、最終報告の作成	なし
6. 国際社会で活躍する人材の育成	①JETプログラムによる外国人指導者の配置 ②次世代リーダー育成道場 ③JICA と連携した研修の実施	1,050,893 千円 (5 人)	・配置人員数 ・募集人員数等 ・研修プログラム等	・事前・事後アンケート調査による意識度評価
7. 国際バカロレアの認定の取得	①国際バカロレアの認定の取得に向けた取組	58,410 千円 (1.2 人)	・周知、入学者選抜及び審査訪問への対応	・応募者数
8. 都立小中高一貫教育校の設置	①「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会等」における検討	5,000 千円 (2 人)	・開催回数	なし
9. 人権教育の推進	①指導資料「人権教育プログラム(学校教育編)」作成 ②人権教育研究協議会 ③人権教育指導推進委員会 ④人権尊重教育推進校の設置 ⑤人権教育資料センターの運営 ⑥人権教育に関する研修・啓発・研究の推進	32,963 千円 (9.5 人)	・指導資料等の発行部数 ・研修等の開催回数・参加人数 ・ブロック別連絡会の年間開催回数・参加人数 ・収集・整備した教材ビデオ及び書籍数 ・人権学習教材ビデオ検討委員会の開催数・参加人数 ・人権学習の促進事業における調査研究委員会の開催回数、報告書の作成	なし
10. 小・中学校における道德教育の推進、高等学校における	①道德教育の推進 ②高等学校における新教科の設置	46,158 千円 (6 人)	・「東京都道德教育教材集」の配布数 ・保護者向けリーフレットの配布数 ・「東京都道德教育教材集活用推進員会」	・アンケート調査結果による満足度評価

新教科の設置			- の設置、開催回数 ・東京都道徳教育推進教師養成講座の参加人数 ・道徳授業地区公開講座の実施校数・参観者数 ・新教科有識者会議の開催数 ・開発研究委員会高等学校教育開発委員会の開催回数 ・新教科に関する説明会の開催回数・参加人数	
11. 情報活用能力向上推進事業	①インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	46,062 千円 (2 人)	・学校非公式サイト等の検出件数 ・インターネット・携帯電話利用に関する実態調査結果 ・インターネット等の適正な利用に関する指導資料の配布数 ・情報活用能力向上推進事業の訪問講座の開催数・参加人数など	・指導資料集等の調査による活用度評価
12. 系統的なキャリア教育の推進	①系統的なキャリア教育の推進 ②都立高校生の社会的・職業的自立支援事業 ③特別支援学校における就労支援の充実	71,883 千円 (4 人)	・「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用の啓発 ・「外部人材活用モデル事業」パンフレットの作成・配布数 ・インターンシップ学校数及び体験者数 ・キャリア教育の年間指導計画の作成 ・外部人材を活用した研修の参加人数 ・体験型の教育プログラム導入校数 ・中途退学者への進路	なし

			支援のモデル校数 ・実習受入可能企業報告数 ・企業向けセミナーの参加法人数 ・就労支援アドバイザー任用数及び就労者数	
13. 総合的な子供の体力向上施策の推進	①総合的な子供の基礎体力向上方策の推進 ②総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）の具体的な取組	145,601 千円 (6 人)	・「子供の体力向上推進本部」等の設置、検討回数 ・「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の実施規模 ・「一校一取組・一学級一実践」運動の実践校数割合、実践例報告書の配布数 ・中学生「東京駅伝」大会の実施 ・子供の体力向上推進優秀校の顕彰校数	・全国平均との比較
14. オリンピック教育の推進	①オリンピック教育を推進する取組	361,464 千円 (3 人)	・オリンピック教育推進校の指定校数 ・オリンピック教育推進校への人的配置人数 ・オリンピック・パラリンピアン为学校派遣「一日校長先生」事業の実施の指定校数 ・オリンピック教育推進のための補助教材の配布数	なし
15. 部活動の推進	①部活動の推進	40,000 千円 (3 人)	・都立高等学校運動部活動強化拠点の指定校数 ・都立高等学校の県外遠征等の実施数	なし
16. 健康教育の推進	①アレルギー疾患に関するガイド	-千円 (3 人)	・アレルギー疾患対応研修実施回数・参加	なし

	ライン等の資料に基づく体制整備の推進 ②公立学校における食育の推進		人数 ・栄養教諭配置人数 ・研修実施内容・参加人数	
17. 防災教育の充実	①防災教育の充実	82,810 千円 (4 人)	・防災訓練の実施校数 ・防災活動支援隊の編成数 ・防災教育の実施校数 ・防災サミット開催実績 ・特別支援学校における防災訓練実績	なし
18. 養成段階における実践的な指導力の育成、若手教員の育成	①東京教師養成塾 ②教職大学院との連携 ③養成段階における実践的な指導力の育成 ④優秀な教員の確保 ⑤若手教員の育成 ⑥学校リーダー育成プログラム	359,610 千円 (44 人)	・教育実習等の開催実績 ・関係機関との連携協力校数など ・講座・研修等の開催実績、参加人数など ・採用候補者の応募者数等、採用選考 PR のための説明会開催実績及び採用候補者名簿掲載者への支援実績など ・育成研修の開催実績など ・学校マネジメント講座の実績及び学校リーダー育成特別講座開催実績など	・所属長への追跡調査による満足度評価 ・定着状況アンケート調査による満足度評価 ・受講者アンケート調査による満足度評価
19. 指導教諭の活用と拡充	①指導教諭の職の配置 ②配置計画数・任用数・模範授業実施状況 ③指導教諭を活用したOJTの仕組みの構築	-千円 (0.7 人)	・配置計画数、任用数、実績など	なし
20. 体罰根絶に向けた取組の推進	①教員の意識改革を図る新たな研修の展開 ②運動部活動顧問	31,497 千円 (3.6 人)	・研修実績 ・教育長通知 ・ガイドライン周知など	・実態調査による体罰等の減少数

	教諭に対する講習の強化 ③特別研修プログラムの開発・実施 ④Good Coach 賞の創設 ⑤外部指導員バッジ・資格証の配布 ⑥都内公立学校における体罰の実態把握 ⑦体罰事故に係る服務事故防止月間における研修等の改善・充実 ⑧体罰根絶に向けた取組の推進			
21. 教職員のメンタルヘルス	①精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組 ②「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営 ③啓発活動 ④「副校長ベーシックプログラム」の実施	302,289 千円 (2.5 人)	・ストレス検査等の実績など	なし
22. 都立高校改革の推進	①都立高校改革の推進 ②ものづくり人材育成の推進 ③「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進	15,365 千円 (8.8 人)	・都立高校改革推進本部の開催実績 ・デュアルシステムの実施校数、高等専門学校編入者数及びものづくり講座開催校数・参加人数 ・事業推進校数	なし
23. 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現	①特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実 ②都立特別支援学校の適正な規模と配置	168,941 千円 (6.2 人)	・研究協力校数、検討委員会の開催回数及び就労支援アドバイザーの活動回数など ・特別支援学校の開校実績など	なし

	③区市町村における特別支援教育推進体制 ④都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施 ⑤心理の専門家による相談支援体制 ⑥病院・施設内分教室及び訪問教育におけるタブレット端末の配備 ⑦特別支援学校の施設整備と活用		・モデル事業の実施校数など ・専門家による巡回校数・巡回時間 ・タブレット配備台数 ・あり方検討委員会の開催回数	
24. いじめに関する総合対策の実施	①いじめに関する総合対策の実施	3,510 千円 (3 人)	・スクールソーシャルワーカーの配置区市町村数など	・いじめ等の問題解決支援チームを結成し対応した件数など
25. 外国人の子供に関する教育の充実	①実態の把握 ②「在京外国人生徒対象」枠の設定の検討 ③日本語指導の充実	-千円 (1.5 人)	・外国籍の生徒数 ・指導実績校数、生徒数	なし
26. 教科主任の設置	①教科主任の設置	-千円 (0.2 人)	なし	なし
27. 教育環境の整備・充実	①耐震化の推進 ②冷房化の推進 ③校庭芝生化の推進	7,894,796 千円 (4.5 人)	・補助区市町村数、耐震化実績など ・冷房化校数 ・補助校数	・耐震化率 ・冷房化率 ・芝生化校数、専門家の派遣数など
28. 地域における家庭教育支援の推進	①地域における家庭教育支援活動の推進 ②家庭と子供の支援員	93,100 千円 (2 人)	・支援活動実績地区数、スーパーバイザーの配置人数など ・連絡会の参加人数	・支援チーム取組地区の増加

29. 地域等の外部人材を活用した教育の推進	①学校支援ボランティア推進協議会の設置促進 ②教育庁人材バンク事業	163,651 千円 (5 人)	・実施地区数・学校数の推移、推進委員会の開催回数及び報告書の配布数 ・分野別紹介状況、リーフレット配布数、講座開催回数及びチラシ配布数	・実施校数割合
30. 地域における多様な教育活動の充実	①放課後子供教室推進事業 ②企業等による体験型講座の実施	1,628,205 千円 (1 人)	・実施地区数・教室数及び研修回数・参加人数 ・体験型講座の参加者数など	・実施教室数の増加 ・アンケート調査による満足度評価

(「平成 27 年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(平成 26 年度分) 報告書」より監査人が作成)

(注 1) 本表は、「資源の投入」にインプット指標、「実績」にアウトプット指標、「成果」にアウトカム指標を記載している。なお、「資源の投入」欄には予算額と従事職員数を記載しており、カッコ書きは従事職員数を示している。

(注 2) 本表は、「平成 27 年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 (平成 26 年度分) 報告書」に指標が曖昧なものもあることから、監査人が当該報告書の記載から指標に該当すると思われる項目を推察して記載している。

以上のように整理した場合、計画 (Plan) 段階の主要施策 30 項目及び主要事業 47 項目 (表 B1-4-1 参照) と評価 (Check) 段階の主要施策 30 項目 (表 B1-4-4 参照) の関連付けが明瞭性の観点から不十分であり、分かりづらいことから、この点も改善が必要である。

（意見 1－4）教育事業の点検評価方法の体系化について

教育事業は PDCA サイクルをもって反復継続的に実施され、その結果が外部に公表されているが、その際、「資源の投入（インプット）」から「結果（アウトプット）」を経て「成果（アウトカム）」に至る論理的過程（ロジック）が必ずしも明瞭ではない面がある。例えば、主要な施策 17 の「防災教育の充実」は、防災教育を充実させるために 82 百万円を費やして、防災訓練などを実施しているが、その実施回数の把握だけでなく、避難時間の短縮などを成果指標として用いていないため、何を目指した施策なのか都民一般から分かりづらい。また主要な施策 26 の「教科主任の設置」は、教科主任を設置することで、どのような事務を効率化し、どのような成果を目指しているのかが明記されていないため、最終的なゴールが見えにくく、これも一般都民から分かりづらいものと言える。

加えて、計画（Plan）段階の主要施策及び主要事業と評価（Check）段階の主要施策との関連付けが明瞭性の観点から不十分である。例えば、平成 26 年度の主要な施策は、計画段階においては文章形式で表現されており、タイトルが存在しないため、端的に何を指す施策なのかが容易に分からないこと、その一方で評価段階においてはこの主要な施策のタイトルが新たに設定されていることから、計画段階との繋がりが分かりづらいものとなっている。

したがって、教育庁は、これらの観点を総合的に勘案した上で、教育事業の PDCA サイクルにおける計画段階から評価段階に至るまで、その論理的過程や関連性を、明瞭性などの観点から体系的に見直し、これを有効に活用することとされたい。

② 評価段階における資源投入（インプット）情報の拡充について

図 B1-4-1 は、点検評価の実施方針（表 B1-4-2 参照）に基づいて作成された実際の報告書を一部抜粋したものである。

図 B1-4-1 点検評価報告書の一部抜粋

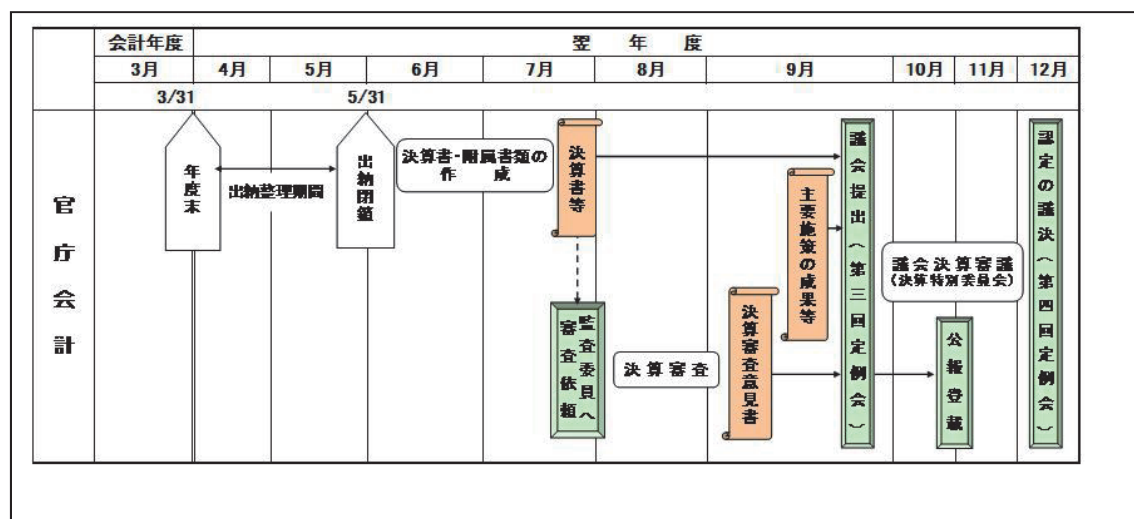
＜東京都教育ビジョン（第3次）＞			
柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
担 当		都立学校教育部	
主要施策 8		都立小中高一貫教育校の設置	
理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方とする「都立小中高一貫教育校」の設置について、12年間一貫した教育の在り方や教育課程の弾力的な運用等の検討を進める。			
施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果	◆ 【予算額：5,000 千円 従事職員数2人】		
	1 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等における検討 - 外部有識者を交えた「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」を5回開催し、都立小中高一貫教育校の設置に向け、一貫教育校における教育課程など、「中間まとめ」（平成25年8月公表）後に指摘された課題等について、検討を行った。 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、開校予定年月について検討を行った。		
課 題	1 平成26年度中に「最終報告」を取りまとめる予定であったが、中央教育審議会答申（平成26年12月）を踏まえて国において小中一貫教育制度の検討が開始されたことから、その具体的内容を見極め、報告書に反映していくことが必要となった。		
今後の取組の方向性	1 都立小中高一貫教育校の設置に向けて、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等において引き続き検討を行い、平成27年度中に「最終報告」を取りまとめる。 2 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、引き続き開校予定年月の検討を行う。		

（「平成27年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
（平成26年度分）報告書」より抜粋）

図 B1-4-1 のとおり、「施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果」欄には、「予算額」が記載されているものの、「決算額」が記載されていない。なぜ「決算額」を記載していないのか、教育庁に質問をしたところ、「東京都の決算については、第四回定例会（12月都議会）にて認定される。一方、「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」は第三回定例会（9月都議会）への提出に向け作成を行っており、認定後の決算額を記載することができない。」との回答を得た。

図 B1-4-2 は、官庁会計における決算スケジュールを示したものである。

図 B1-4-2 官庁会計における決算スケジュール



（会計管理局ホームページより抜粋）

図 B1-4-2 のとおり、官庁会計における決算は、地方自治法第 233 条に基づき調製されるものであり、まずは、同条第 1 項において、出納閉鎖後 3 か月以内に決算書類を都知事に提出しなければならないとされている。そして、同条第 2 項において、この決算書類は、監査委員の審査に付されなければならないとされており、図 B1-4-2 における 8 月の「決算審査」がこれに該当する。さらに、同条第 3 項において、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされており、この議会の認定が、「決算の認定」のことであり、図 B1-4-2 における 12 月の「認定の議決（第四回定例会）」がこれに該当する。加えて、点検評価は、決算額の確定前に有識者に諮る必要がある。これら決算のスケジュールからすると、確かに、教育庁の主張のとおり、議会の認定後の「決算額」は公表できない。

しかしながら、点検評価報告書の作成スケジュール上、確定した「決算額」を公表できないからといって、資源の投入（インプット）情報を排除する考え方は問題である。

地方自治法第2条第14項の趣旨に鑑みると、たとえ地方公共団体とは独立した執行機関である教育庁であったとしても、教育庁は、教育行政の目的を達成するとともに、「最少の経費をもって最大の効果」をあげなければならない執行機関であることに変わりはない。そうであるが故に、「東京都立学校の予算編成等に係る規定」第2条においても、「学校教育の維持向上及び教育環境の整備充実のために最少の経費をもって最大の効果をあげる」と定められていると考えられる。したがって、教育事業の評価に際しても、「最少の経費をもって最大の効果」をあげたかという視点は必要不可欠な要素であると言わざるを得ない。

このような視点からすれば、「予算額」と「決算額」又はこれに代替する財務情報とを比較して、財務上の進捗結果を表現できるよう工夫するとともに、当該財務実績をもって得られた事業の結果が費用対効果の観点からも妥当であったか否かについて言及することが必要である。その上で、図B1-4-1にある「課題」や「今後の取組の方向性」を検討するべきである。

（意見1－5）評価段階における資源の投入（インプット）情報の拡充について

教育庁が毎年9月に公表する点検評価報告書には、「予算額」が記載されているものの、点検評価報告書の作成スケジュール上、不可能であることを理由に「決算額」が記載されていない。

しかしながら、点検評価報告書の作成スケジュール上、確定した「決算額」を公表できないからといって、資源の投入（インプット）情報を排除する考え方は問題である。なぜなら、教育庁は、地方公共団体とは独立した執行機関であったとしても、「最少の経費で最大の効果」をあげなければならない執行機関であることには変わりはないからである。教育庁が、事業の結果を評価するに当たっては、この費用対効果の視点は不可欠であると考えられる。

したがって、教育庁は「予算額」と「決算額」又はこれに代替する財務情報とを比較して、財務上の進捗結果を表現できるよう工夫するとともに、費用対効果の視点をもって、適切に点検評価を実施することとされたい。

③ 評価段階における実績（アウトプット）情報の拡充について

評価段階における実績（アウトプット）情報は、活動の結果を表す指標であり、可能な限り定量的な指標を用いるべきである。しかしながら、表 B1-4-4 の「26. 教科主任の設置」のように、実績（アウトプット）情報が設けられていない評価項目が存在する。当該「26. 教科主任の設置」の施策の取組は「教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する」こととされていることから、その内容に応じて、例えば「教員の組織的な学習指導への取組を強化するための、各教科の指導の目標や方針に関する研修回数」、「教科主任の配置数」及び「学校経営支援センターによる教科主任に対する支援回数」等を定量的な指標として用いることが考えられる。

また、点検評価報告書においては、主要施策の単年度実績（アウトプット）のみが記載されている項目が多く、当初計画とした計画（目標）指標やその後の実績（アウトプット）推移が記載されていない状況である。

点検評価報告書の評価項目は、教育庁がその主要施策の達成のために重要であると認識している項目であることから、単年度実績（アウトプット）のみを記載するのではなく、当初計画した計画（目標）指標やその後の実績（アウトプット）推移を記載した上で、その達成状況や改善策を検討するとともに、これを外部に公表して自らの説明責任を果たすことが必要である。

（意見 1－6）評価段階における実績（アウトプット）情報の拡充について

点検評価報告書には定量的な実績（アウトプット）の指標を設定することが可能であるにもかかわらず、その指標が設定されていない評価項目が存在する。また、その指標が設定されているものの、単年度実績（アウトプット）のみが記載されているに過ぎず、計画（目標）指標や過年度からの実績（アウトプット）の推移が全く記載されていない評価項目も存在する。

点検評価は、教育庁がその主要施策を達成するために重要であると認識していることから、可能な限り、定量的な実績（アウトプット）に対応する計画（目標）指標を評価項目として設定し、これを点検評価報告書に記載するとともに、これらの評価項目の計画（目標）指標に応じた実績（アウトプット）情報の推移も記載することとした上で、その達成状況や改善策を検討するとともに、これを外部に分かりやすく公表し、自らの説明責任を果たすこととされたい。

④ 評価段階における成果（アウトカム）情報の拡充について

教育庁は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「教育ビジョン」に基づいて毎年「主要施策」を策定している。表 B1-4-4 の主要な施策の予算額の合計は、129 億円を超えており、このような多額の都税によって施策を実施していることから、資源の投入（インプット）に対する成果（アウトカム）を客観的な数値を用いて都民に説明することが必要であると考えられる。この点、A 市の定義を用いるならば、成果（アウトカム）は行政活動の成果を表す指標であり、行政活動の結果として都民が受ける効果を示す指標ということになる。

このような観点から見れば、表 B1-4-4 のとおり、主要な施策 30 項目のうち、14 項目については定量的な指標が設定されていないことが分かる。もちろん、教育は人間形成に投資をするためのものであり、その成果（アウトカム）は目に見えない形で児童・生徒に浸透する性質を有する面もある。このため、客観的な数値指標を設定することが難しい評価項目もあり、また仮にこれを設定することができても、公表することができない評価項目もあるかもしれない。

しかしながら、教育事業の実施には多額の都税を投入していることから、やはり都民に分かりやすい形で、可能な限り、その成果を評価した上で、改善策を講ずること、また、このような PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを都民に公表することが必要であると考えられる。

さらに、各年度の点検評価に当たっては、中長期的な計画（目標）項目・指標と関連させて、その達成度（進捗状況）と費用対効果についても言及することが必要である。なぜなら、教育事業は単年度の施策の実施によってその成果を得られるとは限らず、したがって、その単年度の評価も、中長期的な目標に向かう過程の一時点（単年度）での評価に過ぎない面があるからである。

（意見１－７）評価段階における成果（アウトカム）情報の拡充について

教育事業の実施には多額の都税を投入していることから、その成果（アウトカム）を評価し、必要な改善策を講ずるとともに、これを都民に分かりやすく公表することが必要である。

しかしながら、教育庁が公表する点検評価の主要な施策 30 項目のうち、定量的な成果（アウトカム）が設定されている項目は 16 項目のみであることから、計画段階において、可能な限り、定量的な指標を明確に設定するとともに、その評価と改善策を都民に分かりやすく公表することとされたい。

また、教育事業は単年度の施策の実施によってのみ成果が得られるとは限らず、したがって、単年度の評価は、中長期的な計画（目標）の達成に向かう過程の一時点（単年度）の評価に過ぎない面があることから、可能な限り、中長期的な計画（目標）とも関連させて、その達成度（進捗状況）や費用対効果についても言及することとされたい。

5. 学校施設の財務情報について

(1) 学校経営管理の責任について

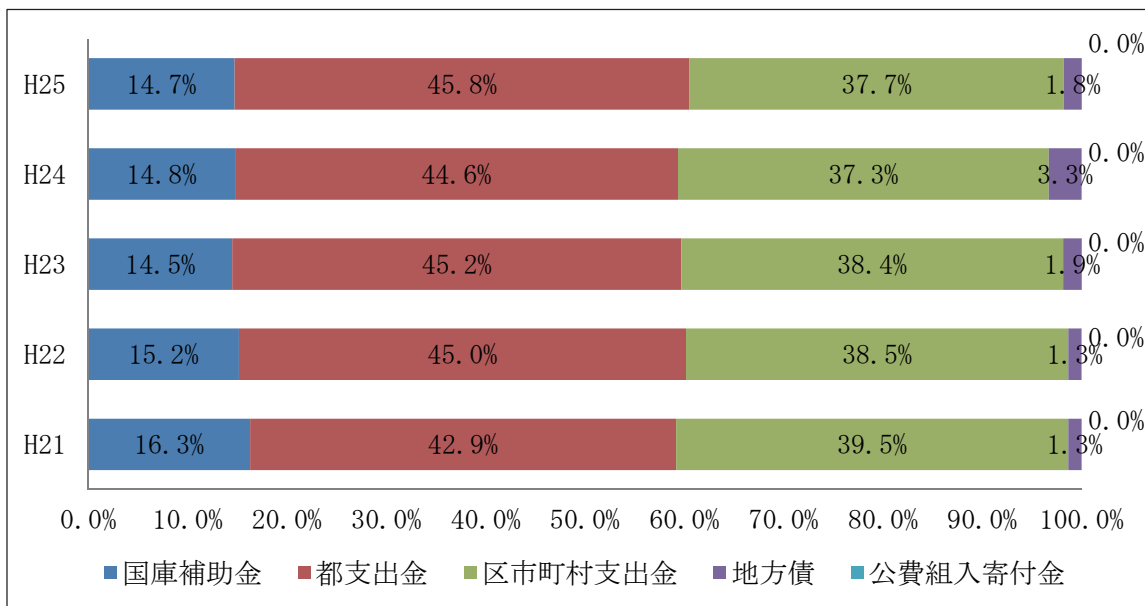
学校の管理運営に関しては、学校教育法第 5 条において「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定されている。都には、都教育委員会と各区市町村における教育委員会がある。これらの組織や業務内容等は、基本的に同一であるが、主に以下の点で異なる。

- ① 設置・管理を行う学校：都は高等学校・特別支援学校、区市町村は小・中学校
- ② 小・中学校に係る教職員人事への関与：都は給与負担・任命、区市町村は服務監督・人事の内申
- ③ 指導・助言等：都道府県教育委員会は区市町村に対し、指導、助言又は援助が可能

このため、公立の小・中学校の設置者は区市町村であり、法令に特段の定めがある場合を除き、その学校の経費を区市町村が負担することになる。
また、小・中学校の教職員の給与は、原則として都が負担している。

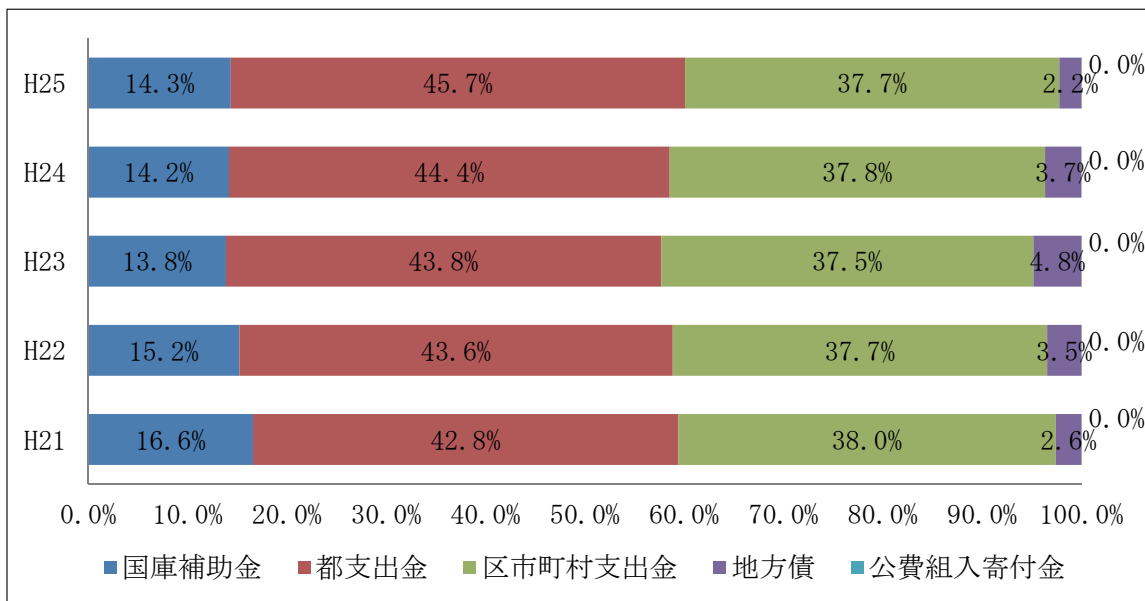
なお、過去 5 年間について、小・中学校の財源別の構成比は、グラフ B1-5-1 及びグラフ B1-5-2 のとおりであり、小学校の学校教育費のうち約 45%が都支出金、また中学校の学校教育費のうち約 45%が都支出金である。

グラフ B1-5-1 区市町村立小学校 学校教育費の過去 5 年間財源別構成比



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフ B1-5-2 区市町村立中学校 学校教育費の過去 5 年間財源別構成比

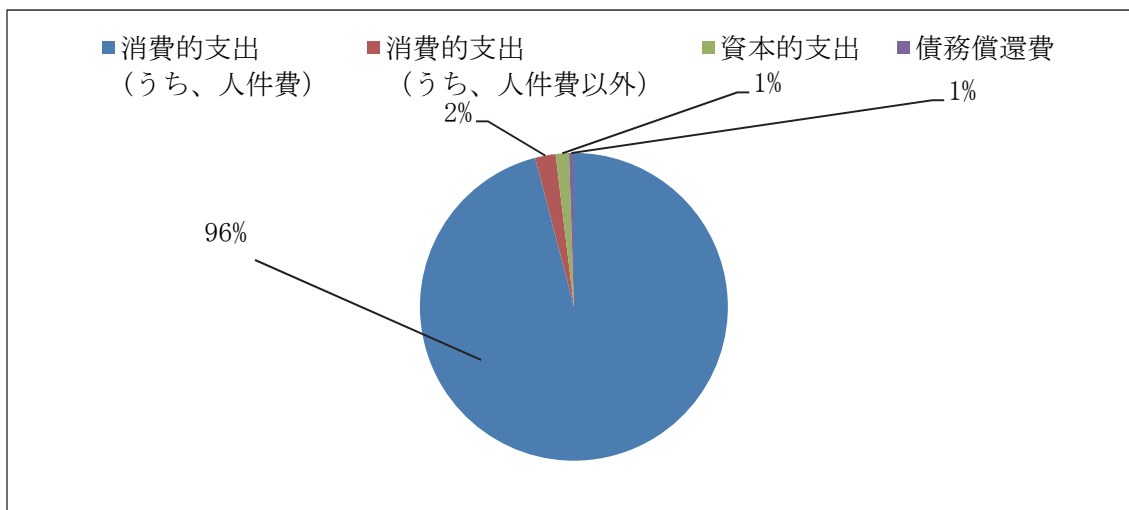


(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

(2) 都支出金の使途について

都の小・中学校に対する支出金について、主な項目の構成比率を表したのがグラフ B1-5-3 である。このグラフのとおり、都支出金の使途は、人件費が 96% を占めていることが分かる。

グラフ B1-5-3 平成 25 年度の都支出金の使途別構成比



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

都が設置者となっている学校数(254校)よりも区市町村が設置者となっている学校数(1,919校)の方が格段に多いことから、都が負担している区市町村立学校の人件費は、都立学校の人件費よりも多くなるのが容易に想像できる。

表 B1-5-1 のとおり、区市町村が設置者である学校の教職員総数(52,241人)は、都が設置者の学校の教職員数(17,540人)の約3倍である。

また、平成 25 年度の学校教育費の都支出金のうち、人件費部分を学校種別に整理すると、表 B1-5-2 のとおりとなる。

表 B1-5-1 学校数と教職員数

設置者	区分	学校数	教員数	職員数	教職員 総数
区市町村 教育委員 会	小学校	1,296 校	31,038 人	4,232 人	35,270 人
	中学校	617 校	15,064 人	1,627 人	16,691 人
	中等教育学校（区立）	1 校	76 人	10 人	86 人
	特別支援学校（区立）	5 校	153 人	40 人	193 人
	中学校通信制	(1 校)	1 人	-	1 人
	合計	1,919 校	46,332 人	5,909 人	52,241 人
都教育委 員会	中学校	5 校	113 人	7 人	120 人
	高等学校	188 校	9,843 人	1,071 人	10,914 人
	中等教育学校（都立）	5 校	335 人	26 人	361 人
	特別支援学校（都立）	56 校	5,594 人	502 人	6,096 人
	高等学校専攻科	(1 校)	-	-	-
	高等学校通信制	(3 校)	45 人	4 人	49 人
	合計	254 校	15,930 人	1,610 人	17,540 人

（「平成 26 年度公立学校統計調査報告書東京都公立学校一覧 平成 26 年 5 月 1 日現在」より監査人が作成）

（注 1）教員数は、本務者で寄宿舎指導員、実習助手、臨時的任用（妊娠出産休暇補助、育児休業補助、引継期間、妊娠障害代替）教員及び地方公務員法第 22 条第 2 項に基づく教員を含む。

（注 2）職員数は、本務者で臨時的任用（妊娠出産休暇補助及び育児休業補助）職員を含む。

（注 3）中学校通信制、高等学校専攻科及び高等学校通信制は、中学校及び高等学校に併置されているため、学校数はそれぞれの学校数の内数である。

表 B1-5-2 平成 25 年度の学校種別の都支出金の人件費

（単位：百万円）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	中等教育 学校	専修学校
0	229,027	123,386	115,602	46,598	3,630	2,057

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

（注 1）高等学校に集計している金額は、全日制、定時制、通信制の人件費を合算した値である。

（注 2）中等教育学校及び特別支援学校の種類は、区立及び都立の学校を合算した人件費である。

小・中学校の人件費と高等学校の人件費を比較した場合、小・中学校の人件費は、高等学校の人件費の約 3 倍であることが分かる。

(3) 都立学校のバランスシートについて

① 都立学校別バランスシートの状況について

会計上のバランスシートは一般的には貸借対照表と和訳されるが、教育庁が言う「バランスシート」ないし「都立学校バランスシート」は、貸借対照表、行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書を総称している（以下、「バランスシート」という。）。このバランスシートは、平成 14 年度 7 校及び平成 15 年度 66 校の試行作成を経て、平成 16 年度から都立学校全校において正式に作成され、これが各学校の学校要覧に記載されている。このような取組は全国でも先進的な事例であり、非常に高く評価することができる。

都立学校バランスシートの作成目的は、教職員のコスト意識の向上、公表による説明責任の遂行にある。

教職員のコスト意識の向上

バランスシートの作成結果を基に、教職員をはじめ、生徒・保護者に学校のコスト情報を説明することで、教職員のコスト意識の向上を図る。コスト意識を持った学校教育活動を推進することにより、都民に信頼される魅力ある都立学校経営を確立する。

公表による説明責任の遂行

各都立学校のバランスシートを学校経営計画及び学校経営報告とともに年次報告として公表することにより、教育活動にどれほどの財政が投入され、どれだけ成果が出ているかについて、都民への説明責任を果たす。

また、「都立学校の自己評価指針」によれば、「職員会議等を通じて都立学校バランスシートについて教職員の理解を深め、さらに単年度で見た数値傾向、同種同規模の他校との数値比較、また経年変化の値の推移等により、学校課題を把握することで共通理解を図り、教職員のコスト意識をもった学校教育活動を進めていくことが必要である」ともされている。

平成 25 年度決算分の「都立学校バランスシート」は、教育庁ホームページで平成 27 年 10 月中旬に公表されている。なお、貸借対照表、行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各項目についての説明資料も添付されており、また都立学校を大きく 2 区分（附属中学校・中等教育学校を含んだ高等学校と特別支援学校の 2 区分）に分け、当該 2 区分された都立学校を合算した情

報（1校当たりの平均運営コスト、生徒1人当たりの平均運営コスト）も開示している。

表B1-5-3及び表B1-5-4は平成27年10月中旬に公表されている「都立学校バランスシート」を一部抜粋したものであるが、この学校別のバランスシートは、単年度の情報にとどまっており、「都立学校自己評価指針」が求める経年変化の数値の比較情報がないこと、また同種同規模の他校との比較がしやすい形での情報開示とはなっていないことから、情報の活用面で改善が必要である。

表 B1-5-3 平成 25 年度決算分都立学校バランスシート（行政コスト計算書）

平成25年度 行政コスト計算書							
(単位: 千円)							
学校名 / 区分		白鷗 附属中学校	両国 附属中学校	武蔵 附属中学校	富士 附属中学校	大泉 附属中学校	一橋 高等学校
総 コ ス ト a		365,639	289,200	276,795	277,084	326,597	1,111,949
現金を伴う支出	b	365,639	288,185	276,795	276,196	324,703	1,080,448
	人件費 c	292,146	224,450	241,047	224,594	244,363	892,400
	公債費(利子及び一時借入金利子)	8	16	0	8	19	1,700
	その他	73,485	63,719	35,748	51,594	80,321	186,348
	現金を伴わない支出	0	1,015	0	888	1,894	31,501
減価償却費	e	0	1,015	0	888	1,894	31,501
	退職給与引当金繰入	0	0	0	0	0	0
収 入 f		64,420	42,533	45,296	50,416	52,237	75,691
現金を伴わない収入	現金収入	50,127	41,843	42,130	42,588	44,409	25,597
	授業料・入学金等 g	3	0	0	0	0	1,627
	国庫支出金	50,119	41,843	42,130	42,588	44,409	23,726
	その他 h	5	0	0	0	0	244
退職給与引当金戻入	現金を伴わない収入	14,293	690	3,166	7,828	7,828	50,094
	退職給与引当金戻入	14,293	690	3,166	7,828	7,828	50,094
収支差額 i		△ 301,219	△ 246,667	△ 231,499	△ 226,668	△ 274,360	△ 1,036,258
一般財源充当調整 j		315,512	246,342	234,665	233,608	280,294	1,054,851
一般財源充当後収支差額		14,293	△ 325	3,166	6,940	5,934	18,593
社会資本整備活動財源調整		643	307	0	407	825	△ 240,853
再計後収支差額		14,936	△ 18	3,166	7,347	6,759	△ 222,261
生 徒 数 等							
学級数	学級数(全課程) k1	12	9	9	9	9	47
	全日制課程 k2	12	9	9	9	9	0
	定時制課程 k3	0	0	0	0	0	32
	通信制課程 k4	0	0	0	0	0	15
	専攻科 k5	0	0	0	0	0	0
生徒数	生徒数(全課程) l1	481	357	359	358	360	1417
	全日制課程 l2	481	357	359	358	360	0
	定時制課程 l3	0	0	0	0	0	717
	通信制課程 l4	0	0	0	0	0	700
	専攻科 l5	0	0	0	0	0	0
	教職員数	28	24	22	23	23	93
教職員数	教職員数(全課程) m1	28	24	22	23	23	93
	全日制課程 m2	28	24	22	23	23	0
	定時制課程 m3	0	0	0	0	0	73
	通信制課程 m4	0	0	0	0	0	20
	専攻科 m5	0	0	0	0	0	0
分 析 指 標							
コ ス ト 按 分	生徒一人当たり(全課程) a/l1	760	810	771	774	907	785
	全日制生徒一人当たり a*k2/k1/l2	760	810	771	774	907	
	定時制生徒一人当たり a*k3/k1/l3						1,056
	通信制生徒一人当たり a*k4/k1/l4						507
	専攻科生徒一人当たり a*k5/k1/l5						
コスト比率(%) f/a		17.62%	14.71%	16.36%	18.20%	15.99%	6.81%
人件費コスト比率(%) c/a		79.90%	77.61%	87.09%	81.06%	74.82%	80.26%
一般財源投入率(%) j/b		86.29%	85.48%	84.78%	84.58%	86.32%	97.63%
受益者負担率(%) g/a		0.00%					0.15%

(平成 25 年度「都立学校バランスシート」より抜粋)

表 B1-5-4 平成 25 年度決算分都立学校バランスシート（キャッシュ・フロー計算書・貸借対照表）

平成25年度 キャッシュフロー計算書							
(単位: 千円)							
学校名 / 区分	白鷗 附属中学校	両国 附属中学校	武蔵 附属中学校	富士 附属中学校	大泉 附属中学校	一橋 高等学校	
教育サービス提供活動							
支出の部	365,639	288,185	276,795	276,196	324,703	1,080,448	
人件費 a	292,146	224,450	241,047	224,594	244,363	892,400	
公債費(利子及び一時増入金利子)	8	16	0	8	19	1,700	
その他	73,485	63,719	35,748	51,594	80,321	186,348	
収入の部	50,127	41,843	42,130	42,588	44,409	25,597	
授業料・入学金等	3	0	0	0	0	1,627	
国庫支出金	50,119	41,843	42,130	42,588	44,409	23,726	
その他	5	0	0	0	0	244	
収支差額	△ 315,512	△ 246,342	△ 234,665	△ 233,608	△ 280,294	△ 1,054,851	
学校施設・設備(社会資本)等整備活動							
支出の部 b	172	0	0	0	556,119	71,416	
普通建設事業費	172	0	0	0	556,119	71,416	
重要物品購入費	0	0	0	0	0	0	
収入の部 c	0	0	0	0	0	0	
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	
収支差額	△ 172	0	0	0	△ 556,119	△ 71,416	
学校経営活動							
支出の部	365,811	288,185	276,795	276,196	880,822	1,151,864	
収入の部	50,127	41,843	42,130	42,588	44,409	25,597	
収支差額	△ 315,684	△ 246,342	△ 234,665	△ 233,608	△ 836,413	△ 1,126,267	
財務活動							
支出の部	215	419	0	205	486	44,470	
公債費(元金)	215	419	0	205	486	44,470	
収入の部	0	0	0	0	0	0	
都債	0	0	0	0	0	0	
収支差額	△ 215	△ 419	0	△ 205	△ 486	△ 44,470	
合 計							
支出の部 d	366,026	288,604	276,795	276,401	881,308	1,196,334	
収入の部	50,127	41,843	42,130	42,588	44,409	25,597	
収支差額	△ 315,899	△ 246,761	△ 234,665	△ 233,813	△ 836,899	△ 1,170,737	
一般財源充当措置 e							
教育サービス提供活動	315,512	246,342	234,665	233,608	280,294	1,054,851	
学校施設・設備(社会資本)等整備活動	172	0	0	0	556,119	71,416	
財務活動	215	419	0	205	486	44,470	
貸借対照表							
学校名	白鷗附属中	両国附属中	武蔵附属中	富士附属中	大泉附属中	一橋	
資 産							
流動資産	0	0	0	0	0	0	
収入未済額	0	0	0	0	0	0	
固定資産	2,377	4,624	0	2,270	5,364	3,078,281	
土地	0	0	0	0	0	2,587,056	
建物	0	0	0	0	0	488,461	
その他(重要物品)	2,377	4,624	0	2,270	5,364	2,764	
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	
負 債							
流動負債	278	541	0	265	627	57,443	
短期借入金(都債)	278	541	0	265	627	57,443	
固定負債	172,366	261,734	33,749	170,608	172,504	1,171,920	
長期借入金(都債)	1,456	2,832	0	1,390	3,286	300,892	
退職給与引当金	170,910	258,902	33,749	169,218	169,218	871,028	
正味財産							
(うち正味財産増減額)	△ 170,267	△ 257,652	△ 33,749	△ 168,604	△ 167,767	1,848,918	
	14,936	△ 18	3,166	7,347	6,759	△ 222,261	

(平成 25 年度「都立学校バランスシート」より抜粋)

② 学校別バランスシートの分析について

1 校当たりの貸借対照表数値の3期比較

高等学校 1 校当たりの貸借対照表数値について、バランスシートを用いて 3 期比較を行い、著しい増減のある項目について分析を行った。

高等学校 1 校当たりの貸借対照表数値は、表 B1-5-5 のとおりであり、その推移をグラフにしたものがグラフ B1-5-4 である。

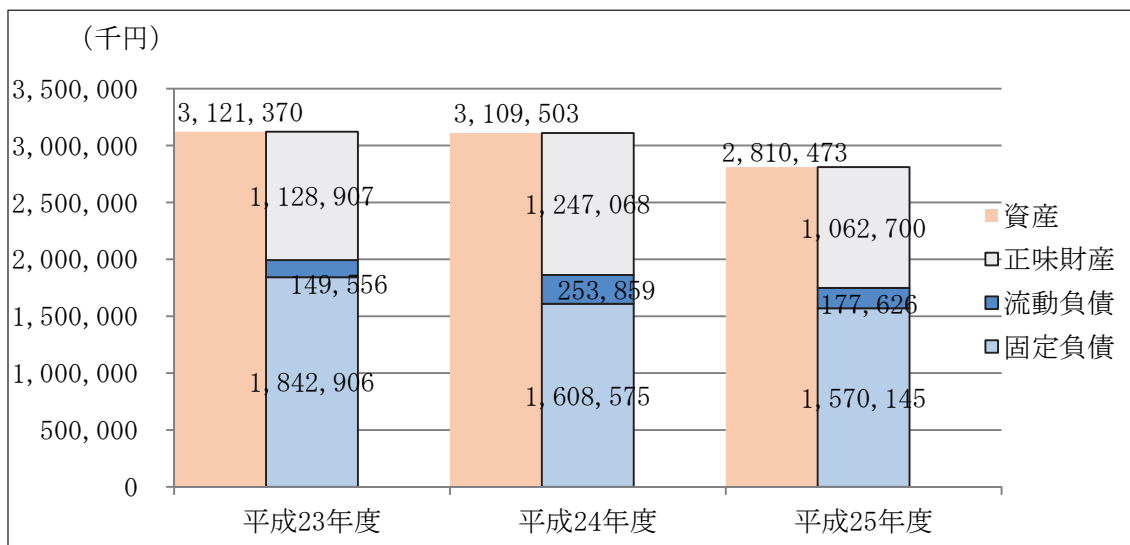
表 B1-5-5 高等学校 1 校当たりの貸借対照表推移

(単位：千円)

科目	平成 23 年度	平成 24 年度 A	平成 25 年度 B	増 (△) 減 B - A
資産	3, 121, 370	3, 109, 503	2, 810, 473	△299, 030
流動資産	0	0	0	0
収入未済額	0	0	0	0
固定資産	3, 121, 370	3, 109, 503	2, 810, 473	△299, 030
土地	1, 281, 713	1, 287, 583	1, 295, 272	7, 689
建物	1, 757, 154	1, 742, 838	1, 461, 963	△280, 875
その他 (重要物品)	15, 957	14, 767	14, 613	△154
建設仮勘定	66, 544	64, 313	38, 623	△25, 689
負債	1, 992, 462	1, 862, 434	1, 747, 772	△114, 662
流動負債	149, 556	253, 859	177, 626	△76, 233
短期借入金 (都債)	149, 556	253, 859	177, 626	△76, 233
固定負債	1, 842, 906	1, 608, 575	1, 570, 145	△38, 430
長期借入金 (都債)	1, 064, 285	938, 824	930, 428	△8, 396
退職給与引当金	778, 620	669, 750	639, 716	△30, 034
正味財産	1, 128, 907	1, 247, 068	1, 062, 700	△184, 368
(うち正味財産増減額)	103, 661	111, 976	△187, 817	△299, 794

(平成 23 年度～平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

グラフ B1-5-4 高等学校 1 校当たりの資産、負債及び正味財産の推移



(平成 23 年度～平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

表 B1-5-5 及びグラフ B1-5-4 を見ると、資産のうち建物については、減価償却の進行、除却損の計上により帳簿価額が減少していることが分かる。なお、除却損については、現状行政コスト計算書上で開示していないが、「公表の必要性については今後検討する」との回答を教育庁から得ている。

一方、負債のうち借入金（都債）については、都債発行による新規の借入れがなく、償還が進んでいることから減少している。

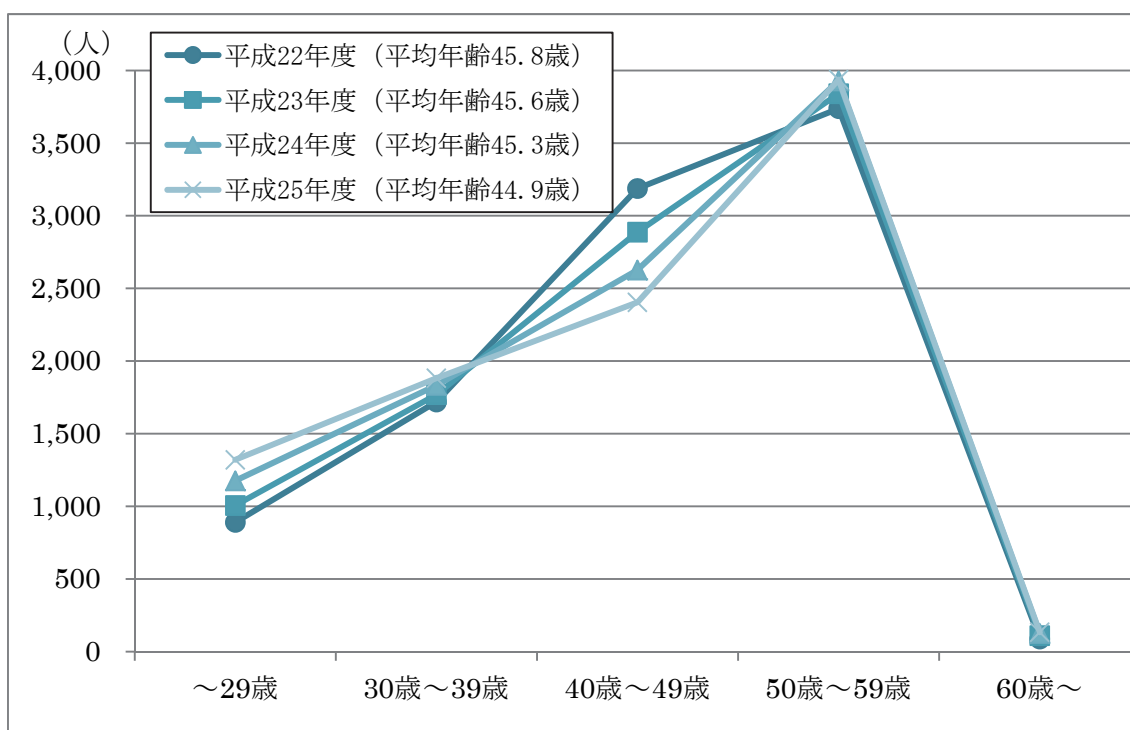
負債のうち退職給与引当金については、当年度末に在職する教職員が当年度末に退職すると仮定した場合に必要な金額を個人別に把握した後に一度全校分を合算し、人数比で各学校に按分している。平成 19 年度決算からは、新規校については前述の算定方法と同様であるが、既存校については、各校の前年度計上額に各校の教職員数前年度比と個人別に把握している退職手当額の全都立学校総額に前年度計上額総額との比率を乗じることで算定している。

現状の新規校の算定方法では勤続年数が異なっても教職員の人数が同じであれば基本的には同額の退職給与引当金が計上されてしまう。また、既存校について、前述の算定方法によると各校別の算定額合計は個人別に把握している退職手当額の全都立学校総額と必ずしも一致しない。

この点、個人別の要支給額を把握している以上、その金額を積み上げて各学校別の退職給与引当金とした方が、教職員の勤続年数等の実態をより適切に表すものと考えられる。

ここで、退職給与引当金残高は 2 年連続して減少している。その原因としては、この 3 年間で教職員の人数が 1 校当たり平均で 58 人程度とほとんど変わらないにもかかわらず、退職給与引当金が減少していることから、教職員の平均年齢の若年化が進んでいるためと推察される。実際に、公立学校統計調査報告書で教職員の年齢構成を確認すると、グラフ B1-5-5 のとおりであり、昭和 40 年代後半の第二次ベビーブーム世代の就学時に対応して昭和 50 年代後半から昭和 60 年代初めにかけて大量に採用された教職員が徐々に退職時期を迎え、そのための新規採用者の増加により教職員の平均年齢が若年化しているものと考えられる。

グラフ B1-5-5 世代別高等学校教員数の推移



(平成 22 年度～平成 25 年度「公立学校統計調査報告書」より監査人が作成)

1 校当たりの行政コスト計算書数値の 3 期比較

高等学校 1 校当たりの行政コスト計算書数値について、バランスシートを用いて 3 期比較を行い、著しい増減のある項目について分析を行った。

高等学校 1 校当たりの行政コスト計算書数値は、表 B1-5-6 のとおりであり、その推移をグラフにしたものがグラフ B1-5-6 である。

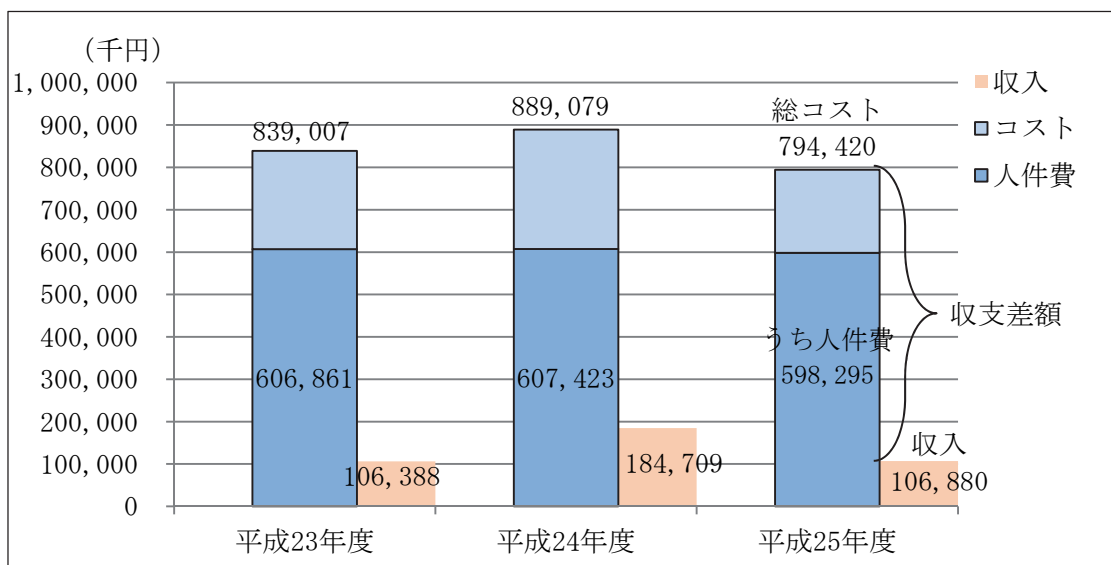
表 B1-5-6 高等学校 1 校当たりの行政コスト計算書推移

(単位：千円)

科目	平成 23 年度	平成 24 年度 A	平成 25 年度 B	増 (△) 減 B - A
総コスト	839, 007	889, 079	794, 420	△94, 659
現金を伴う支出	780, 111	836, 232	741, 045	△95, 187
人件費	606, 861	607, 423	598, 295	△9, 128
公債費 (利子及び一時借入金利子)	41, 245	97, 564	5, 258	△92, 306
その他	132, 005	131, 244	137, 491	6, 247
現金を伴わない支出	58, 896	52, 847	53, 375	528
減価償却費	49, 830	50, 994	51, 523	529
退職給与引当金繰入	9, 065	1, 852	1, 852	△0
収入	106, 388	184, 709	106, 880	△77, 829
現金を伴う収入	69, 737	71, 587	73, 118	1, 530
授業料・入学料等	1, 782	1, 542	1, 640	97
国庫支出金	67, 361	69, 442	70, 877	1, 435
その他	593	602	600	△2
現金を伴わない収入	36, 650	113, 121	33, 762	△79, 359
退職給与引当金戻入	36, 650	113, 121	33, 762	△79, 359
収支差額	△732, 619	△704, 370	△687, 540	16, 830

(平成 23 年度～平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

グラフ B1-5-6 高等学校 1 校当たりの運営コストの推移



(平成 23 年度～平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

表 B1-5-6 及びグラフ B1-5-6 を見ると、収入については、平成 23 年度から平成 25 年度のいずれの 3 か年とも、授業料不徴収制度により、保護者等による直接負担分は入学料や検定料などに限られている。一方、国庫支出金は、主に授業料の国庫負担分であり、生徒数や生徒の高等学校在籍課程構成により増減するものである。

また、コスト面について見てみると、平成 25 年度の数値は、平成 24 年度と比較して 94,659 千円減少しているが、これは都債及び一時借入金の利子償還費の減少 92,306 千円によるところが大きい。この減少理由を教育庁に確認し、数値の確認を依頼した過程で、平成 24 年度数値に誤りがあり、公債費の元金支出とすべきものを行政コスト計算書上、公債費（利子及び一時借入金利子）に係る支出として公表していたことが判明した。すなわち、平成 24 年度の高等学校 1 校当たりの公債費（利子及び一時借入金利子）のあるべき金額は 5,532 千円であり、公表値 97,564 千円は 92,032 千円過大であったことが判明した。

公表前に前年度比較等を行い、著しい増減のある項目について確認を行っていただければこのような誤りは未然に防げたものと考えられる。

1 校当たりのキャッシュ・フロー計算書数値の 3 期比較

高等学校 1 校当たりのキャッシュ・フロー計算書数値について、バランスシートを用いて 3 期比較を行い、著しい増減のある項目について分析を行った。

高等学校 1 校当たりのキャッシュ・フロー計算書数値は、表 B1-5-7 のとおり

であり、その推移をグラフにしたものがグラフ B1-5-7 である。

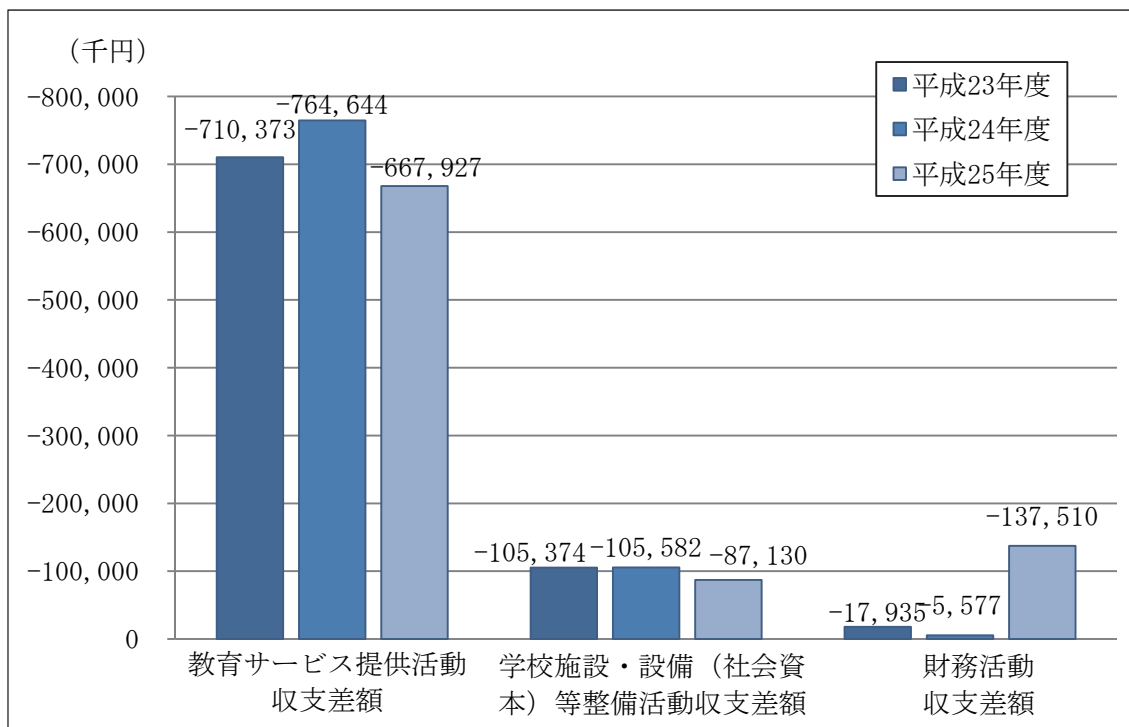
表 B1-5-7 高等学校 1 校当たりのキャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成 23 年度	平成 24 年度 A	平成 25 年度 B	増 (△) 減 B - A
I. 教育サービス提供活動収支 差額	△710, 373	△764, 644	△667, 927	96, 717
支出の部	780, 111	836, 232	741, 045	△95, 187
人件費	606, 861	607, 423	598, 295	△9, 128
公債費 (利子及び一時借入金利子)	41, 245	97, 564	5, 258	△92, 306
その他	132, 005	131, 244	137, 491	6, 247
収入の部	69, 737	71, 587	73, 118	1, 530
授業料・入学料等	1, 782	1, 542	1, 640	97
国庫支出金	67, 361	69, 442	70, 877	1, 435
その他	593	602	600	△2
II. 学校施設・設備 (社会資本) 等整備活動収支差額	△105, 374	△105, 582	△87, 130	18, 452
支出の部	107, 941	105, 622	87, 130	△18, 492
普通建設事業費	105, 613	103, 054	85, 064	△17, 990
重要物品購入費	2, 328	2, 567	2, 065	△502
収入の部	2, 567	39	0	△40
国庫支出金	2, 567	39	0	△40
その他	0	0	0	0
学校経営活動収支差額	△815, 747	△870, 226	△755, 057	115, 169
III. 財務活動収支差額	△17, 935	△5, 577	△137, 510	△131, 934
支出の部	17, 935	5, 577	137, 510	131, 934
公債費 (元金)	17, 935	5, 577	137, 510	131, 934
収入の部	0	0	0	0
都債	0	0	0	0
合計	905, 989	947, 431	965, 686	18, 255
収入の部	72, 304	71, 627	73, 118	1, 490
収支差額	△833, 684	△875, 803	△892, 568	△16, 764

(平成 23 年度～平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

グラフ B1-5-7 高等学校 1 校当たりの活動区分別収支差額の推移



（平成 23 年度～平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成）

表 B1-5-7 及びグラフ B1-5-7 を見ると、キャッシュ・フロー計算書では、教育サービス提供活動、学校施設・設備等整備活動、財務活動の 3 つの活動区分ごとの現金収支の状況を表している。

教育サービス提供活動に係る収支は、行政コスト計算書上の現金を伴う支出・収入と同額である。財務活動収支差額における公債の元金償還による支出額は、平成 24 年度数値が著しく低い金額となっているが、これは行政コスト計算書数値の 3 期比較で述べたように、平成 24 年度公表数値の誤りによるものであり、5,577 千円ではなく、正しくは 96,788 千円であると教育庁から回答を得ている。

③ 生徒 1 人当たりの運営コストの状況について

生徒 1 人当たりの平均運営コストについては、表 B1-5-8 のとおり、教育庁ホームページで公表されている。

表 B1-5-8 平成 25 年度生徒 1 人当たり平均運営コスト

	高等学校 (※)	特別支援学校
総運営コスト	157, 295, 327 千円	73, 676, 018 千円
1 校当たり平均運営コスト (うち人件費)	794, 420 千円 (597, 876 千円)	1, 315, 643 千円 (989, 826 千円)
生徒 1 人当たり平均運営コスト	1, 100 千円/人	6, 439 千円/人
学校数合計	198 校	56 校
生徒数合計	142, 978 人	11, 442 人
1 校当たり生徒数平均	722 人	204 人

(平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

※ 附属中学校・中等教育学校を含む

このように高等学校の生徒 1 人当たりの平均運営コストは 1, 100 千円であるが、これと学校別バランスシートの情報を比較すると、府中西高等学校の 701 千円から三宅高等学校の 21, 841 千円まで金額の差が大きく、学校によっては約 30 倍の乖離があった。

授業料不徴収制度により保護者等による授業料負担は、平成 25 年度は生じていないが、一律の授業料や入学料、検定料が徴収される都立学校において、運営コストにこれだけの乖離が生じている状況は、一見すると、学校間の公平性が害されているようにも見受けられることから、各学校が当該学校のみ情報を開示するのではなく、平均運営コスト情報と当該学校の運営コストとの乖離及びその理由を把握することが必要であると考えられる。

そこで、監査人は、運営コストの約 7 割を占める人件費の多寡と学校別の生徒 1 人当たり運営コストの多寡との関係に着目し、以下の分析を行った。

まず、生徒 1 人当たりが負担する人件費は、生徒 1 人当たり教職員数と、教職員の人件費単価に分解される。前者については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき都が定める配当基準により教職員定数が定められているため、同じ学級数の場合、学科別にどの程度定数の乖離があるか分析を行った。さらに、後者については、教職員 1 人当たり人件費の平均である 10, 000 千円前後と比較して著しく乖離している学校がある場合には、その要因を確認した。

表 B1-5-9 平成 25 年度学科区分による人件費等分析

学科区分等		学校数 (校)	生徒 1 人当たり コスト (千円/人)	生徒 1 人当たり 人件費 (千円/人)	教職員 1 人当たり 生徒数 (人)	教職員 1 人当たり 人件費 (千円/人)
学科 区分 (※)	農業科	5	1,882	1,325	8	10,008
	工業科	20	1,902	1,368	8	10,605
	商業科	11	1,266	909	11	10,152
	総合科	15	1,272	940	11	10,189
	その他	5	2,254	1,426	9	11,130
	普通科	132	1,379	980	14	10,400
併設型 附属中学校		5	804	643	16	10,226
中等教育学校		5	968	688	12	8,253
高等学校 計		198	1,100	1,016	13	10,341
特別支援学校 計		56	6,439	5,656	2	9,227

(平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

※ 複数学科設置校は、最も在籍人数が多い学科を当該学校の学科区分としている。

表 B1-5-8 を見ると、都立高等学校の平均規模は 1 学校当たり平均生徒数 722 人であることが分かる。この平均生徒数 722 人の学級規模を算出するために、全日制普通科の学級定員である 40 人を用いて、1 学校当たり平均生徒数 722 人を除すと、学級数はおおむね 18 学級となる（実際の学級定員は課程・学科により異なる）。

そして、学科によってどの程度教職員定数の乖離があるか確かめるため、一律に全日制 18 学級（全定併置校 20 学級）である場合を仮定した。その結果は、表 B1-5-10 のとおりである。表 B1-5-10 における農業科、工業科について見ると、他の学科と比べ教職員定数が多くなっており、実際の都立高等学校の教職員配置数と整合している。つまり、表 B1-5-9 において、農業科、工業科の教職員 1 人当たり生徒数が他の学科と比べ少なくなっているのは、専門教育実施のため、教職員定数が他の学科と比べ多く定められていることに加え、普通科と比較して学級定員が少ないためであり、これに伴って生徒 1 人当たりの人件費が他の学科と比べ多く算出されることになるのである。

また、表 B1-5-9 において教職員 1 人当たり人件費単価は、学科区分の「その他」においては 11,130 千円と他の学科に比べて若干高水準となっている。これ

は、総合芸術高等学校の教職員 1 人当たり単価が 14,369 千円と高水準になっていることに起因すると考えられる。主に芸術分野において外部講師による授業が複数設けられているが、外部講師や市民講師の人数は学校基本調査における教職員人数に含まれていないことから、教職員 1 人当たり単価が高くなっているのである。

一方、中等教育学校の教職員 1 人当たり人件費単価は 8,253 千円と、他の区分に比べて低水準となっている理由を教育庁に確認したところ、以下が判明した。すなわち、中等教育学校 5 校のうち三鷹中等教育学校、南多摩中等教育学校の 2 校において、当該校に人件費を計上していない学校籍の指導主事各校約 30 名分を当該校の教職員人数に含めていたため、教職員 1 人当たり人件費単価が小さくなっていた。該当の 2 校については、学校別バランスシート上の教職員人数について見直す必要がある。

表 B1-5-10 学科別教職員定数（全日制 18 学級、全定併置校 20 学級想定の場合）

（単位：人）

学校区分			学級数	校長	副校長	教諭	実習教諭	教員計	養護教諭	実習助手	一般事務	合計
全日制	学年制	普通科	18 学級	1	1	36	0	38	1	1	4	44
		農業科	18 学級	1	1	44	1	47	1	13	6	67
		工業科	18 学級	1	1	44	1	47	1	9	5	62
		商業科	18 学級	1	1	38	0	40	1	2	4	47
	単位制	普通科	18 学級	1	1	44	0	46	1	1	4	52
		総合学科	18 学級	1	1	46	0	48	1	1	4	54
(全定併置)	学年制	普通科	全日制 12 学級	1	1	26	0	41	1	1	4	48
			定時制 8 学級		1	12	0		1	0		

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（注 1）農業に関する学科及び工業に関する学科は小学科数を 3、商業に関する学科は小学科数を 1 とし
て算出している。

（注 2）上記は全日制 18 学級、全定併置校 20 学級を想定して、平成 26 年度時点の定数を試算したものである。

このように、学校運営コストの大部分を占める人件費については、学校別の運営コストの多寡を説明するに当たり、都立高等学校 198 校（併設型附属中学校及び中等教育学校を含む）を学科区分で分類することは有用であると考えられる。

④ 学校別バランスシートの活用の向上について

（i）学校別バランスシートの正確性について

学校別バランスシートについては、本監査の過程で以下の 2 点について誤りがあることが判明しており、正確性の点で問題がある。

1 点目の誤りは、平成 24 年度決算数値について、公債費の元金支出とすべきものを、行政コスト計算書上、公債費（利子及び一時借入金利子）として 92,032 千円を過大に計上していたものである。平成 25 年度決算の公表時期に、平成 24 年度決算数値に誤りがあることが判明したために、平成 24 年度決算分の情報を公開したとしても情報利用者を誤導するおそれがあるため、例年行っていた 2 期比較を取りやめて、単年度数値のみを公表している。

2 点目は、平成 25 年度の中等教育学校 5 校が公表している教職員数のうち 2 校の数値が誤っていたものである。すなわち、人件費の計上額は正しかったが、教職員数の集計範囲について、当該校に人件費を計上していない学校籍の指導主事各校約 30 名分を当該校の教職員人数に含めていたために、教職員 1 人当たり人件費の単価が過小となっていたのである。

（指摘 1－1）学校別バランスシートの正確性について

学校別バランスシートについては、本監査の過程で以下の 2 点について誤りがあることが判明しており、正確性の点で問題がある。

1 点目の誤りは、平成 24 年度決算数値について、公債費の元金支出とすべきものを、行政コスト計算書上、公債費（利子及び一時借入金利子）として 92,032 千円を過大に計上していたものである。平成 25 年度決算の公表時期に、平成 24 年度決算数値に誤りがあることが判明したために、平成 24 年度決算分の情報を公表したとしても情報利用者を誤導するおそれがあるため、例年行っていた 2 期比較を取りやめて、単年度数値のみを公表している。

2 点目は、平成 25 年度の中等教育学校 5 校が公表している教職員数のうち 2 校の数値が誤っていたものである。すなわち、人件費の計上額は正しかったが、教職員数の集計範囲について、当該校に人件費を計上していない学校籍の指導主事各校約 30 名分を当該校の教職員人数に含めていたために、教職員 1 人当たり人件費の単価が過小となっていたのである。

これらの誤りが生じたのは、財務会計システムのデータを手作業によって集計していること、また集計した結果の学校別バランスシートやその基礎データなどの財務数値を確認する作業の正確性が欠けていることに主な原因があると考えられる。学校別バランスシートが情報として有用に活用されるためには、公表される情報が正確であることが前提であることから、学校別バランスシート作成にあたって、その正確性を確保する事務の体制を見直すこととされたい。

(ii) 学校別バランスシートの公表の適時性について

平成 25 年度決算の学校別バランスシートは、平成 27 年 10 月 16 日付で都民一般に公表されており、決算会計年度末である平成 26 年 3 月 31 日から 1 年半も要している。

この点、教育庁は、「業務縮減検討委員会において、平成 25 年度分以降のバランスシート作成の事務について、その実施の可否の見直しを行ったことから、作業開始が通常より半年遅れたという経緯があり、通常のスケジュールでは、決算確定後、半年程度で公表している」と主張する。しかしながら、通常の作成スケジュールであっても、決算対象年度の末日から地方公共団体としての決算作業で約 6 か月要した後、その確定した決算数値を基に学校別バランスシートの作成作業を約 6 か月掛けて行うことになる。そのため、決算対象年度の末日から約 12 か月経過してからでないと学校別バランスシートは公表されないことになるが、現状の決算スケジュールでは、やはり適時性の観点から問題があると言える。

(意見 1－8) 学校別バランスシートの公表の適時性について

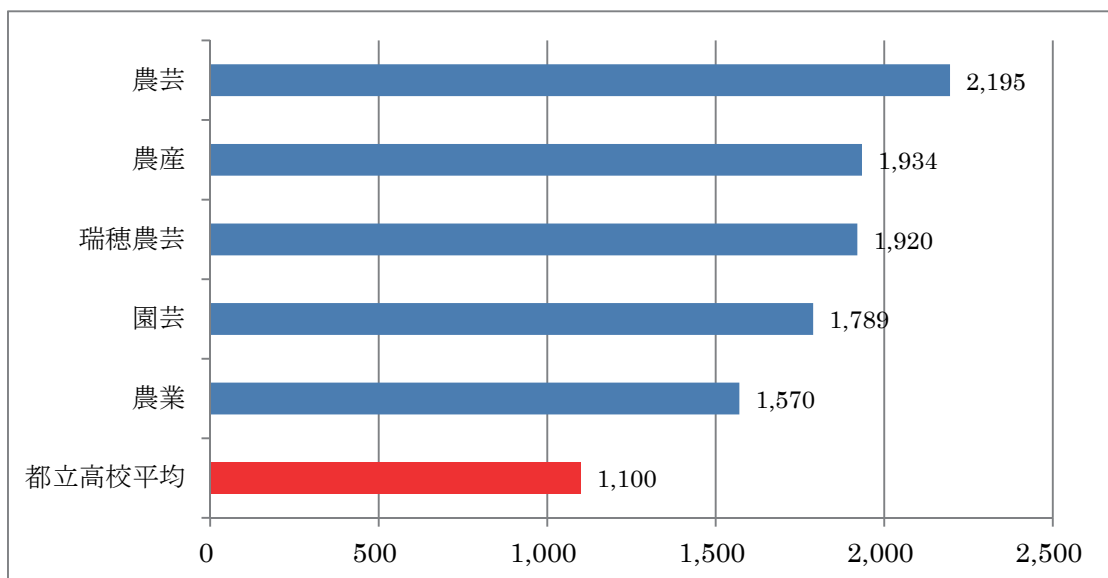
現在の学校別バランスシートの作成スケジュールでは、地方公共団体としての決算作業で約 6 か月要した後、その確定した決算数値を基に、約 6 か月掛けて学校別バランスシートを作成することになる。そのため、決算対象年度の末日から情報公開に至るまでに合計で約 12 か月を要する仕組みとなっており、適時性が損なわれている。この原因は、確定した決算数値を基に、膨大な作業時間を費やして手作業によって各都立学校に紐づけ、集計している点にあると考えられる。

教育庁は、全国でも先駆的な取組として実施している学校別バランスシートの取組を更に発展させ、公表の適時性を意識しながら、学校別バランスシートを作成・公表できるよう効率的な業務プロセスを構築することとされたい。

(iii) 学校別バランスシートの活用促進について

都立高等学校 198 校を学科区分で分類した上で、この区分のうち「農業」学科に分類される 5 校の運営コストを示すと、グラフ B1-5-8 のとおりである。

グラフ B1-5-8 農業学科生徒 1 人当たり運営コスト



(平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

グラフ B1-5-8 のとおり、農業学科の区分において生徒 1 人当たり運営コストは、農芸高等学校の 2,195 千円から農業高等学校の 1,570 千円まで幅があることが分かる。この点、農芸高等学校と農業高等学校の生徒一人当たり運営コストに差額が生じている理由を教育庁に確認したところ、「両校の運営コストの差は、固定資産のうち建物等の資産額に大きな差があることが要因である。建物の価格については、農業高等学校は、校舎、体育館、実習棟の一部に昭和 40 年代に建築した建物を有しており、それぞれ減価償却が進んでいるが、農芸高等学校の校舎、体育館及び実習棟は、平成 10 年度以降に改築工事を行った建物であり、農業高等学校に比べて比較的新しい。」との回答を得た。両校においては、校舎等の建築年度に約 30 年の開きがあることから、校舎等の取得価額にも差異が生じており、したがって、校舎等の取得価額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用化していく減価償却費に差額が生じているのである。

このように、学校別に公表されたバランスシート数値について、例えば、学科区分別にカテゴリし、同種の学校間で数値を比較することで、それぞれの学校の特色や運営の違いを財務数値という客観的な情報で把握することが可能となる。

しかしながら、学校別バランスシートについては、各学校が当該学校のみ
の情報を活用するにとどまっており、学校全体の平均値や他の学校・学科の数
値との比較分析や情報開示を十分に行っているとは言い難い。

また、学校別バランスシートは、一部の学校がホームページで公表してい
るに過ぎず、多くの学校が学校要覧に記載することと学校運営連絡協議会に
報告することとどまり、広く一般に開示しているとは言い難い状況にある。

（意見 1－9）学校別バランスシートの活用促進について

都立学校の学校別バランスシートの活用は全国でも先進的な取組であり、高
く評価することができる。しかしながら、一部の学校がホームページで公表し
ているに過ぎず、多くの学校が学校要覧に記載することと学校運営連絡協議会
に報告することとどまり、広く一般に開示しているとは言い難い状況にある
ことから、すべての都立学校はその説明責任を十分に果たすため、バランスシ
ートを広く一般に開示することとされたい。

また、各学校は当該学校のみバランスシート情報を活用するにとどまって
おり、学校全体の平均値や他の学校・学科の数値との比較分析などを十分に活
用・開示を行っているとは言い難いことから、すべての都立学校は、今まで以
上にバランスシート情報について、他校等との比較分析、過年度の推移比較、
計画・実績の比較などを実施して、その情報を十分に経営上活用し、その活用
の結果も開示することとされたい。

⑤ 区市町村立小・中学校のバランスシートの必要性について

都民は労働の対価である給料から税金が差し引かれ、納税の義務を果たして
いるのであるから、税金が公立学校にどれくらい投入され、何のために使われ
ているのかなど、学校の経営及び財政状態を金銭的に知る権利があると考えら
れる。また、保護者を含め都民一般には児童・生徒 1 人当たりのコスト負担に
についても関心があるところである。

この点、都立学校については、学校別のバランスシート、すなわち貸借対照
表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成し開示したことによ
り、教育庁は、財政の透明性を高め、都民に対する説明責任を一定程度果たし
ていると言える。また、学校別のバランスシートは、財政の効率化・適正化を
図るため、教職員のコスト意識の向上にも有用な情報を提供していると言える。

具体的には、教育庁が開示している学校別のバランスシートは、従来の予算・
決算制度に基づく現金主義・単式簿記による財務情報とは異なり、発生主義・
複式簿記といった企業会計的手法を活用した財務書類となっていることから、

(i) 現金主義では見えにくい減価償却費や退職給与引当金といったコスト情報、(ii) 単式簿記では見えにくい資産・負債といったストック情報を把握することが可能となったという点で優れているのである。

このような学校別のバランスシートを作成（発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を採用）することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくかったコスト情報・ストック情報が「見える化」され、都民に対する説明責任の履行や行政マネジメントの機能向上に活用することが可能となると考えられる。

一方、区市町村立の小・中学校における学校別のバランスシートは未だ作成・開示する体制にない状況である。この点、教育庁の説明によれば、区市町村立の小・中学校の設置者は区市町村であることから、この作成・説明責任は区市町村が負うものであって、教育庁は作成・説明責任を負っていないということである。

しかしながら、平成 25 年度の都支出金（6,311 億円）の約 6 割（3,681 億円）が区市町村立の小・中学校に関する金額であり、この金額の約 9 割が区市町村立小・中学校教職員の人件費関係である。また、都が負担する人件費は、都立学校に関する金額（2,630 億円）よりも区市町村立小・中学校に関する金額（3,681 億円）の方が大きい状況にある。このように多額の都税が区市町村立の小・中学校に投入されていることから、都税が小・中学校別にどのように使われているのか、都立学校と同程度の説明が求められるところである。更に言えば、納税者としては、その税金が都税であろうと市町村税であろうと、これら税金全体が小・中学校にどれくらい投入され、何のために使われているのかなど、学校の経営及び財政状態を金額的に知る権利があると考えられる。しかも、教職員にコスト意識を持って学校経営を行って欲しいと考えるのは、都立学校も区市町村立学校も何ら変わらない。

それにもかかわらず、区市町村立小・中学校別のバランスシートが未だ作成・開示する体制にない状況は、主に以下の 2 点が原因であると考えられる。

制度上の問題

区市町村立小・中学校別のバランスシートを作成・説明すべき立場にあるのは区市町村立小・中学校の設置者である区市町村であって、教育庁ではない、という教育庁の説明は形式的には正論であって、それを否定することはできない。しかしながら、納税者や保護者の立場から見れば、区市町村立小・中学校においても、その経営及び財政状態に関する金額的情報を開示することの必要性があり、また教職員はコスト意識をもって学校経営を行うことの必要性がある。都は多額の区市町村立小・中学校教職員人件費を負担しているのであるか

ら、実質的に、都と区市町村は強く連携し、このような要請に応えていくことが必要である。また、こうした取組は、都内の区市町村によって格差が生じないための、義務教育等の広域的な教育行政に資するものと言える。

作成者の問題

仮に区市町村は小・中学校別のバランスシートを作成するとした場合、これを作成する者の負担やノウハウが問題になる。最近では、区市町村でも地方公会計が導入され、団体全体のバランスシートを作成している。しかしながら、これを作成している部署は区市町村の教育委員会ではないことから、区市町村の教育委員会には作成する人員やノウハウが不足している可能性が高い。

そのため、都教育委員会は培ってきた、バランスシートの作成スキルなどを活用して、区市町村をサポートすることが求められているのである。

以上より、都は、まずは作成可能な区市町村の、今後の展開をサポートすることが必要であると考えられる。

（意見１－１０）区市町村立小・中学校のバランスシートの必要性について

区市町村立小・中学校別のバランスシートを作成・説明すべき立場にあるのは区市町村立小・中学校の設置者である区市町村であって、教育庁ではない。しかしながら、納税者や保護者の立場から見れば、区市町村立小・中学校においても、その経営及び財政状態に関する金額的情報を知ることの必要性がある。

教育庁は、これまで培ってきたバランスシート作成方法などの都立学校での取組が、学校の経営及び財政状態等に関する情報を開示するために、区市町村教育委員会においても参考になると考えられることから、その取組内容について紹介し、将来的にこうした取組を展開したいと考える区市町村教育委員会に対して、要請に応えて情報提供するなどの支援をすることとされたい。

6. 教育施設別のバランスシートについて

(1) 新地方公会計制度による官庁会計の補完と東京都の公会計について

近年、景気低迷による税収不足、高齢化に伴う医療費の増加など、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増していることを背景に、地方財政の透明性を高める気運が高まっている。そこで、地方公共団体では、これまでも歳入歳出決算書による予算・決算の説明や地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める各種指標を公表し、財政健全化の状況を説明しているところである。

しかしながら、地方公共団体においては、単式簿記・現金主義会計の官庁会計を基礎とし、建物などの有形固定資産に係る取得価額、帳簿価額の情報や退職給付引当金などの資産負債のストック情報が一覽的に把握されておらず、また現金支出を伴わないコスト情報が把握されないなどの問題がある。

そこで、総務省では、官庁会計を補完することを目的として、民間企業の会計の考え方である複式簿記・発生主義会計を導入した新地方公会計の統一的な基準を整備することを要請している。

一方、都は、平成 17 年 8 月 26 日、官庁会計に複式簿記・発生主義の考え方を加えた「東京都会計基準」を策定・公表し、平成 18 年 4 月から東京都会計基準に基づく財務諸表を作成公表している。この東京都会計基準は、総務省が要請する統一的な基準そのものではないが、都が地方自治の実務の中から自ら試行錯誤しながら構築したものであり、地方公会計ルールの先駆的事例として評価することができる。

また、東京都会計基準は、一般会計、特別会計の区分だけでなく局別の区分を設けており、都の膨大な予算事業を局単位でまとめるセグメントの考えを取り込み財務諸表の活用を意識している。

さらに、前述のとおり、教育庁では局単位から細分化した都立学校バランスシート（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書）を作成し、公表している。

（２）教育施設全体のバランスシートの状況（概要）について

都立学校の学校別バランスシートの活用・開示については先に述べたとおりである。それでは、これ以外の都立教育施設などを含め、都の教育施設全体について検討した場合、その活用・開示については、どのような状況であるのか。表 B1-6-1 は、その状況（概要）を整理したものである。

表 B1-6-1 教育施設別バランスシートの活用・開示の状況（概要）

施設	状況	課題
都立学校	・学校別で活用・開示	・教育事業全体の PDCA サイクルに関して活用・開示が不十分 ・学校経営支援センターに関する情報の活用・開示が不十分
都立図書館	・都立図書館全体でバランスシート等の財務情報を財務局が事業評価で活用・開示 ・図書館の施設別情報は非公表	・教育事業全体の PDCA サイクルに関して活用・開示が不十分（教育庁としては非公表）
教職員研修センター	・非公表	・教育庁としては非公表、教育事業全体の PDCA サイクルに関して活用が不十分
教育相談センター	・非公表	・教育庁としては非公表、教育事業全体の PDCA サイクルに関して活用が不十分

（教育庁からのヒアリングより監査人が作成）

表 B1-6-1 の課題について、具体的に説明すれば、以下のとおりである。

(3) 教育施設全体のバランスシートの活用・開示の課題について

① 都立学校

都立学校の学校別バランスシートは、主に、各学校でその経営管理に活用され、各学校の関係者に向けて開示されている。すべての学校別バランスシートを合計したもの、すなわち結合バランスシートの情報については、教育事業全体の計画・実績・評価・改善に至るプロセスにおいて、定量的な指数を用いた比較分析など、その活用・開示が十分になされていない。

また、学校経営支援センターのバランスシートは作成していないため、これを教育事業全体 PDCA サイクルで全く活用していない。

したがって、都立学校全体を運営するための行政コストなどが全く活用も開示もされていない。

② 都立図書館

都立図書館については、所管部署である教育庁ではなく、財務局が事業評価の一環として、表 B1-6-2 及び表 B1-6-3 のとおり、事業別の財務数値及び「財務諸表から読み取れる課題及びその対応」を、都のホームページにて公表している。

表 B1-6-2 財務局が公表している貸借対照表と行政コスト計算書（平成 25 年度）

貸借対照表		行政コスト計算書	
【資産】	26.2 億円	【負債】	25.2 億円
うち、		都債	15.9 億円
有形固定資産	25.5 億円	退職給与引当金	9.3 億円
うち、		【正味財産】	1.0 億円
無形固定資産	0.3 億円		
うち、			
重要物品	0.3 億円		
		【行政収入】	0.4 億円
		【行政費用】	20.9 億円
		うち、人件費	8.5 億円
		うち、物件費	10.3 億円
		うち、減価償却費	1.3 億円

(財務局ホームページより監査人が作成)

表 B1-6-3 財務諸表から読み取れる課題及びその対応

課題	課題への対応
資産分析 建物の維持管理と図書収蔵力の確保 建物老朽化率：65.8% 建物老朽化率は、都の建物平均（45.7%）を上回っているとともに、2 館合計の図書収蔵能力（311 万冊）に対して、平成 25 年度末の蔵書数は 307 万冊に達し、図書収蔵力の拡大が急務となっている。そのため、平成 28 年度に予定している多摩図書館の移転を計画通りに進めていくことが求められる。	図書収蔵力の確保 ・多摩図書館の移転改築に伴う経費（12.7 億円）を投じ、図書収蔵力の拡大を図る。
単位当たり分析 業務費用の活用 運用経費：262 円/冊 大規模な図書館業務を効率的に運営していくために、レファレンスサービスなどの基幹業務については専門性をもった司書が行い、資料出納などの委託が可能な部分については業務委託化を進める。また、資料整理に係る経費から算出した蔵書（図書）1 冊当たりのコストは、平成 24 年度（268 円）と比べて減少している。	運営の効率化の推進 ・都立図書館の管理運営（12.8 億円）を投じ、資料の整理業務やデータの維持管理、企画展示の運営など補助する専門性の高い非常勤職員を配置し、体制の見直しを行うことで、サービスの向上を図りつつ運営の更なる効率化を進める

（財務局ホームページより監査人が作成）

しかしながら、これは、中央図書館及び多摩図書館を合算しており、それぞれの施設単位のものではない。都立図書館は組織ないし形式的には、多摩図書館は中央図書館の一事業部門と位置付けられているが、図書館として別々に施設を設置しているため、それぞれの財務諸表を作成し、これを PDCA サイクルに活用するとともに、都民一般に開示することが必要であると考えられる。

③ 教職員研修センター

教職員研修センターについては、そもそも施設単独のストック情報、フロー情報が掲載されたバランスシートを作成していない。かかる状況にあつては、教職員研修センターを運営するための行政コストなど全く把握できず、コスト意識向上にも役立っていない。したがって、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていないのである。

④ 教育相談センター

教育相談センターも、③と同様である。

（意見 1－11）教育施設別のバランスシートについて

教育庁では、都立学校ごとのバランスシートを作成し開示しているものの、都立学校を支援する機能を有する学校経営支援センターや他の教育施設（都立図書館、教職員研修センター、教育相談センターなど）については、施設ごとのバランスシートを作成しておらず、財務情報の活用や開示が全くなされていない。

このような状況にあつては、例えばコスト規模、利用者 1 人当たりのコスト分析、固定資産の規模や老朽化率など財務情報に関して、教育行政の PDCA サイクルにおける Check 及び Action が教育事業全体に十分に機能しているとは言えず、したがって、施設単位での課題の把握やコスト意識の向上も十分に図ることができない。しかも、教育施設の管理運営には多額の都税が費やされているため、都民に対する説明責任を適切に果たすことが必要であることから、教育庁は、有効性・経済性・明瞭性などの観点から、すべての教育施設別のバランスシートを作成する体制を構築し、これを適切に利活用することとされたい。

(4) 東京都教職員研修センターの情報開示について

① 予算情報の開示について

教職員研修センターの平成26年度予算は、「平成26年度事業概要」に記載されており、その予算概要は、表B1-6-4のとおりである。この「平成26年度事業概要」は、教職員研修センターのホームページでPDFにより開示されている。

表B1-6-4 平成26年度予算概要

平成26年度予算概要

区分		予算額			備考
		26年度	25年度	増△減	
管理運営		178,532	181,122	△ 2,590	教職員研修センターの管理運営、協議会等運営
建物維持管理		118,250	115,805	2,445	教職員研修センターの建物維持管理費
指導施設管理費 計(a)		296,782	296,927	△ 145	
教員の資質・能力の向上	必修研修				
	東京都若手教員育成研修	104,103	105,227	△ 1,124	若手教員1・2・3年次研修、新規採用養護教諭等研修
	経験者研修等(10年経験者研修)	17,266	14,882	2,384	教職10年経験者研修
	小計	121,369	120,109	1,260	
	階層研修				
	教育管理職等研修	14,849	15,242	△ 393	校長、副校長、教育管理職候補者等研修
	主幹教諭研修	3,181	3,233	△ 52	都立学校主幹教諭任用時・スキルアップ研修
	指導教諭研修	109	0	109	指導教諭任用時研修
	主任教諭研修	7,976	9,426	△ 1,450	主任教諭任用前・任用時研修
	学校評価指導者研修	0	220	△ 220	教育管理職候補者等(指導主事)研修に統合
	小計	26,115	28,121	△ 2,006	
	専門研修				
	文部科学省主催講座	3,639	3,639	0	(独)教員研修センター研修参加等旅費
	専門研修	26,681	26,681	0	教科等・教育課題研修、リーダー養成研修
	学校教育相談研修	2,918	2,918	0	学校教育相談研修
	ICT活用研修	299	299	0	都立学校ICT計画との連携講座
	小計	33,537	33,537	0	
	育成研修				
	特別支援コーディネーター養成研修	1,128	1,128	0	特別支援コーディネーターの養成
	指導力不足等教員に対する研修	2,288	2,434	△ 146	指導力不足等教員に対する研修
	小計	3,416	3,562	△ 146	
	調査研究				
	調査研究	29,611	29,592	19	教育に関する調査研究、教育情報資料等の提供・普及
	人権教育事業	2,844	2,844	0	人権教育に関する資料収集・閲覧・貸出
	小計	32,455	32,436	19	
東京教師道場		95,470	95,246	224	授業研究を通して2年間で授業力を向上
教職大学院派遣研修		27,717	27,717	0	管理職候補者・現職教員を教職大学院へ派遣
都立高等学校海外留学等支援事業		519,761	311,588	208,173	毎年度200人規模で都立高校生の海外留学を支援
理科教育人材育成研修		6,434	9,434	△ 3,000	理数教育充実のため教員の理科指導力を向上
専門高校教員の指導力の向上		534	0	534	教員の自己啓発を支援
「いじめ問題」に関する調査研究		0	20,000	△ 20,000	事業終了
東京教師養成塾		65,790	65,622	168	小学校教諭を希望する大学4年生等を教師に養成
東京未来塾の運営		0	6,279	△ 6,279	事業終了
指導研修費 計(b)		932,598	753,651	178,947	
教育指導奨励費 計(a+b)		1,229,380	1,050,578	178,802	
行政職員研修		23,680	23,729	△ 49	学校事務職員、教育庁事務局職員の実務・人権研修
教育管理費 計		23,680	23,729	△ 49	
内部改修工事		102,200	18,773	83,427	H25実施設計、H26～H27工事(教育相談センター移転跡)
施設整備費 計		102,200	18,773	83,427	
教職員研修センター予算総計		1,355,260	1,093,080	262,180	

注) 建物維持管理には、東部学校経営支援センターの施設維持費を含む。

(教職員研修センター「平成26年度事業概要」より抜粋)

② 決算情報の開示について

決算情報については、予算情報のようなホームページによる開示は行われておらず、都民が教育庁に請求することによってのみ閲覧・把握することができる。しかも、この決算情報は、教職員研修センターを含めた教育庁全体の情報であって、総括的な「東京都一般会計決算説明書」で公表されている範囲にとどまっている。なお、教職員研修センターの平成26年度の予算額及び決算額は、表B1-6-5のとおりである。

表 B1-6-5 平成26年度教職員研修センター事業 予算額及び決算額

平成26年度教職員研修センター事業 予算額及び決算額

平成20年度教職員研修センター事業予算額及び決算額

区分		予算額	決算額	差引額	予算額と決算額にかい離のある事業の説明
				(単位:千円)	
指導施設管理費		296,782	269,255	△ 27,527	
	管理運営	178,532	164,878	△ 13,654	
	建物維持管理	118,250	104,377	△ 13,873	
指導研修費		932,598	881,377	△ 51,221	
	必修研修	121,369	107,853	△ 13,516	
	職層研修	26,115	20,092	△ 6,023	教育管理職等研修における計画に対する受講者数減による旅費の実績減 (教育管理職候補者B研修560人→506人、校長職候補者研修245人→215人)
	専門研修	33,537	30,012	△ 3,525	
	育成研修	3,416	2,857	△ 559	
	調査研究	32,455	31,488	△ 967	
	東京教師道場	95,470	84,481	△ 10,989	
	教職大学院派遣研修	27,717	19,499	△ 8,218	30人の定員に対して派遣者が23人とどまったため、7人分の実績減。
	都立高等学校海外留学等支援事業	519,761	519,149	△ 612	
	理科教育人材育成研修	6,434	4,676	△ 1,758	講師謝金の発生しない内部講師による研修を行ったこと等による謝金の実績減。
	専門高校教員の指導力の向上	534	457	△ 77	
	東京教師養成塾	65,790	60,813	△ 4,977	
	教育管理費		23,680	20,212	△ 3,468
	行政職員研修	23,680	20,212	△ 3,468	
施設整備費		102,200	61,600	△ 40,600	
	内部改修工事	102,200	61,600	△ 40,600	教育相談センター跡内部改修工事及び管理委託における契約実績による落差。
合計		1,355,260	1,232,444	△ 122,816	

(教職員研修センター作成資料より抜粋)

それでは、なぜホームページに決算情報を開示していないのであろうか。この点を教職員研修センターに質問したところ、「教職員研修センターの事業は、教職員の研修であるため、ホームページには事業である研修内容を記載しており、決算については、掲載していない」という回答であった。

しかしながら、教職員研修センターは都税によって運営されていることから、その運営については、予算情報のみでなく、決算情報も開示すべきである。すなわち、教職員研修センターが都税をどのような予算について、実際どのように執行したのか、その事業の目的・内容を含め、予算・決算に係る情報を都民に説明する責任があるものと考えられる。

（意見 1－12）東京都教職員研修センターの情報開示について

教職員研修センター単独の予算情報は、各年度の事業概要に記載され、ホームページによって開示されている。これに対して、予算の執行状況を示す決算情報は、このような開示がなされていない。

教職員研修センターは、都税によって運営されていることから、どのような予算について、実際どのように執行したのかが分かるよう、予算・決算に係る情報をホームページにおいて適時適切に開示し、もって都民に対する情報開示責任を十分に果たすこととされたい。

（5）東京都教育相談センターの情報開示について

教育相談センターの予算は、教育庁所管予算として、教育庁が毎年度に発行する「主要事務事業の概要」に掲載しており、教育委員会のホームページにも同様のものが公表されている。

しかしながら、教育相談センターに係る予算・決算は、単独で作成されていない。したがって、その情報は教育委員会のホームページにも公表されていない。そこで、かかる情報の把握を試みた。

まず、表 B1-6-6 及び表 B1-6-7 は、教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む予算を抜き出したものである。

表 B1-6-6 教育庁所管予算のうち、教育指導奨励費の予算比較

（単位：千円）

科目	平成 26 年度予算額	平成 25 年度予算額	増減
教育指導奨励費	9,799,608	7,881,000	1,918,608

（教育庁「平成 26 年度事業概要」より監査人が作成）

表 B1-6-7 平成 26 年度の教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む予算

(単位：千円)

科目	金額
教育指導奨励費	9,799,608
1 管理費	973,251
指導部・各事業所の人件費、その他職員関係費	
指導部 47 人	
教職員研修センター 24 人	
教育相談センター 15 人	
計 86 人	
定数外 4 人	
2 指導研修費	8,348,207
：	
(33) 学校問題解決事業	19,648
：	
3 指導施設管理費	478,150
：	
(2) 教育相談センターの管理運営	181,368
ア 管理運営	180,218
イ 教育相談体制の充実	1,150

(教育庁「平成 26 年度事業概要」より監査人が作成)

次に、表 B1-6-8 及び表 B1-6-9 は、教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む決算を抜き出したものである。

表 B1-6-8 平成 26 年度の教育指導奨励費の決算額

(単位：千円)

科目	予算額	支出済額	不用額
教育指導奨励費	9,799,608	9,044,805	754,802

(教育庁「東京都一般会計決算説明書」より監査人が作成)

表 B1-6-9 平成 26 年度の教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む決算額

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	不用額	執行率
1 管理費	973,251	901,357	71,893	92.6%
指導部・各事業所の人件費、 その他職員関係費（人数）				
指導部（人数）	47 人	53 人		
（金額）	508,253	502,862	5,391	98.9%
教職員研修センター（人数）	24 人	27 人		
（金額）	259,534	256,175	3,359	98.7%
教育相談センター（人数）	15 人	15 人		
（金額）	162,209	142,320	19,889	87.7%
計（人数）	86 人	95 人		
（金額）	929,996	901,357	28,639	96.9%
定数外	4 人	0 人		
	43,255	0	43,255	-
2 指導研修費	8,348,207	7,707,339	640,867	92.3%
：				
(41) 学校問題解決事業	19,648	17,604	2,043	89.6%
：				
3 指導施設管理費	478,150	436,108	42,041	91.2%
：				
(2) 教育相談センター	181,368	166,853	14,514	92.0%
ア 管理運営	180,218	165,800	14,418	92.0%
イ 教育相談体制の充実	1,150	1,058	92	92.0%

(教育庁「東京都一般会計決算説明書」より監査人が作成)

(注) 管理費の指導部・各事業所ごとの人件費は算定できないとのことであったため、管理費を人数で除して単価を算定し、指導部・各事業所の人数を乗じた金額を記載している。

さらに、指導教育奨励費のうち、管理費は、教育相談センターの常勤職員 15 名の人件費であり、指導研修費の学校問題解決事業及び指導施設管理費の使途は、表 B1-6-10 及び表 B1-6-11 のとおりである。

表 B1-6-10 学校問題解決事業

(単位：千円)

性質別・経費節別区分		26 年度予算額	26 年度決算額
給与関係費			
	報酬	8,572	8,260
	共済費	2,860	2,010
物件費			
	普通旅費	378	341
	特別旅費	567	552
	一般需要費	500	486
	役務費	100	80
	使用料及び賃借料	240	108
補助費等			
	報償費	6,431	5,768

(教育庁「事項別明細書」より監査人が作成)

表 B1-6-11 指導施設管理費

(単位：千円)

性質別・経費節別区分		26 年度予算額	26 年度決算額
給与関係費			
	報酬	116,734	115,679
	時間外勤務手当	243	243
	共済費	39,564	32,984
物件費			
	賃金	719	0
	普通旅費	990	592
	特別旅費	759	55
	光熱水費	7,998	7,686
	一般需要費	7,205	5,514
	役務費	2,464	1,582
	委託料	1,265	867
	使用料及び賃借料	2,001	1,056
維持補修費			
	工事請負費	0	0
補助費等			
	報償費	1,426	596
	負担補助及び交付金	0	0

(教育庁「事項別明細書」より監査人が作成)

(意見 1-13) 東京都教育相談センターの情報開示について

教育相談センターの予算は、教育庁所管予算の一部として、都教育委員会が毎年度発行する「主要事務事業の概要」に掲載されており、都教育委員会のホームページにも同様のものが公表されている。しかしながら、教育相談センター単独の予算・決算は、作成・公表されていない。そのため、都の教育相談センターを運営していくに当たり、都税が何にどのように使用されているのか分からない。また、管理費についても、常勤職員の人件費が計上されているものの、指導研修費の学校問題解決事業や指導施設管理費がどのように使用されているのか開示されていないため、この点についても分からない。

教育相談センターは、都税によって運営していることから、どのような予算について、実際どのように執行したのかが分かるよう、予算・決算に係る情報をホームページにおいて適時適切に開示し、もって都民に対する情報開示責任を十分に果たすこととされたい。

7. 公立学校の老朽化・耐震化について

(1) 公立の小・中学校の施設の整備及び管理の責任について

学校教育法第5条は、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定している。そのため、公立の小・中学校については、都の場合、設置者は、区市町村であり、各区市町村の教育委員会が、教育活動の事業主体として学校教育の目的を十分果たすことができるよう、設置する学校を適切に管理し、その運営に責任を負うことになっている。

したがって、学校の施設についても、学校の設置者（公立小・中学校については、区市町村）がその整備及び管理についての責任を負っているが、区市町村の負担を軽減して全国的に均等な教育条件を確保するため、義務教育諸学校施設費国庫負担法により、学校施設の新増築について原則 2 分の 1 を国が負担することとされている。

(2) 公立の小・中学校の施設の老朽化に対する東京都の役割について

公立の小・中学校の施設について老朽化により建替えや大規模修繕が必要となった場合に、都が区市町村に対して負担金、若しくは交付金という形で財政面を負担することがあるのかについて都教育委員会に質問したところ、都費として支出することはないとの回答であった。

また、区市町村立の小・中学校の施設の整備及び管理については、設置者である区市町村がその権限と責任において行うことが原則であるため、都においては、区市町村立小・中学校の建設年度や大規模修繕の履歴管理については行っていないとの説明を受けた。加えて、都の役割としては、区市町村の作成する公立学校施設台帳の記載内容等の審査、同台帳の維持・管理及び文部科学省の行う調査に対する回答等があるとの説明を受けた。

(3) 公立の小・中学校の施設への東京都の支援について

公立の小・中学校の施設においては、下記 3 つの事業について都が財政面で支援を行っている。

① 公立学校施設構造体耐震化支援事業

事業内容は、公立学校の園舎、校舎又は屋内運動場の耐震化を図るため、国の補助を受け、耐震補強工事又はやむを得ない理由により補強が困難なものの改築工事及び付帯工事を実施する区市町村のうち希望する場合に財政支援を行う。財政支援内容は、国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額を補助、若しくは国庫補助単価と実勢単価の乖離を補填するための単価差の一部を補助するものである。

② 公立学校施設非構造部材耐震化支援事業

事業内容は、公立小・中学校及び幼稚園施設について、国の補助金を受け、非構造部材の耐震化工事を実施する区市町村のうち希望がある場合に財政支援を行う。財政支援内容は、国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額を補助する。

③ 公立学校施設冷房化支援特別事業

事業内容は、公立小・中学校の教育環境の改善を図るため、特別教室（パソコン教室、音楽室、図書室、視聴覚室）への冷房導入工事を実施する区市町村のうち希望する場合に財政支援を行う。財政支援内容は、国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の 6 分の 1、若しくは国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額 2 分の 1 を補助する。

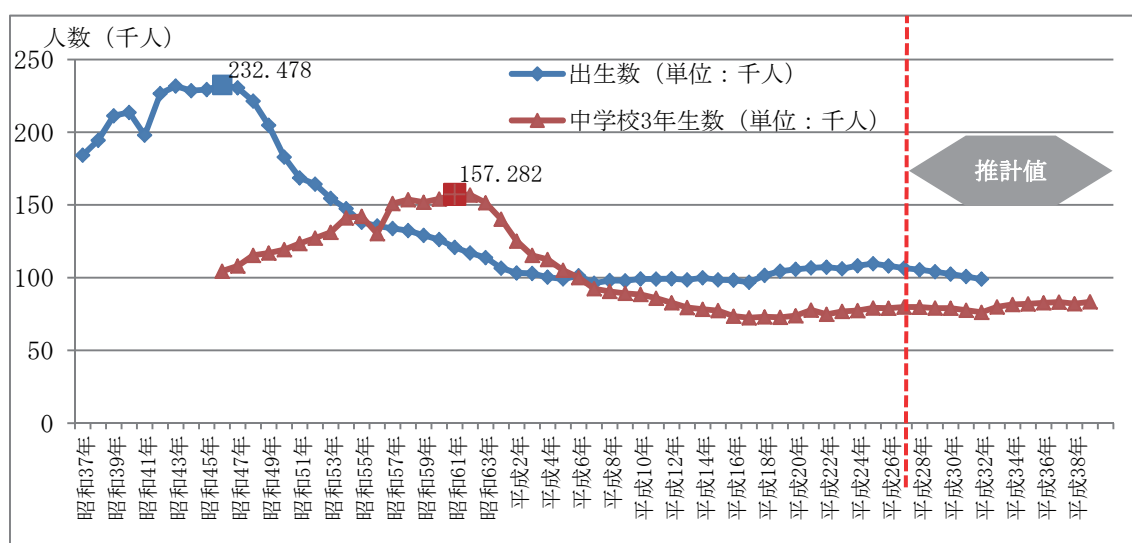
このような区市町村に対する補助事業については、総務局行政部が作成した「区市町村に対する補助等の調べ」により公表されている。

（４）都立学校の老朽化と将来負担について

① 都立学校建物の老朽化について

グラフ B1-7-1 は、東京都の出生数と中学校 3 年生の実数の推移からそれらの将来を推計したものである。教育庁では、翌年度に高等学校に入学する中学校 3 年生の将来推計が安定的に推移することから、他の道府県のような少子化による高等学校の大規模な統廃合を予定していない。

グラフ B1-7-1 東京都 出生数・中学校 3 年生数の推移



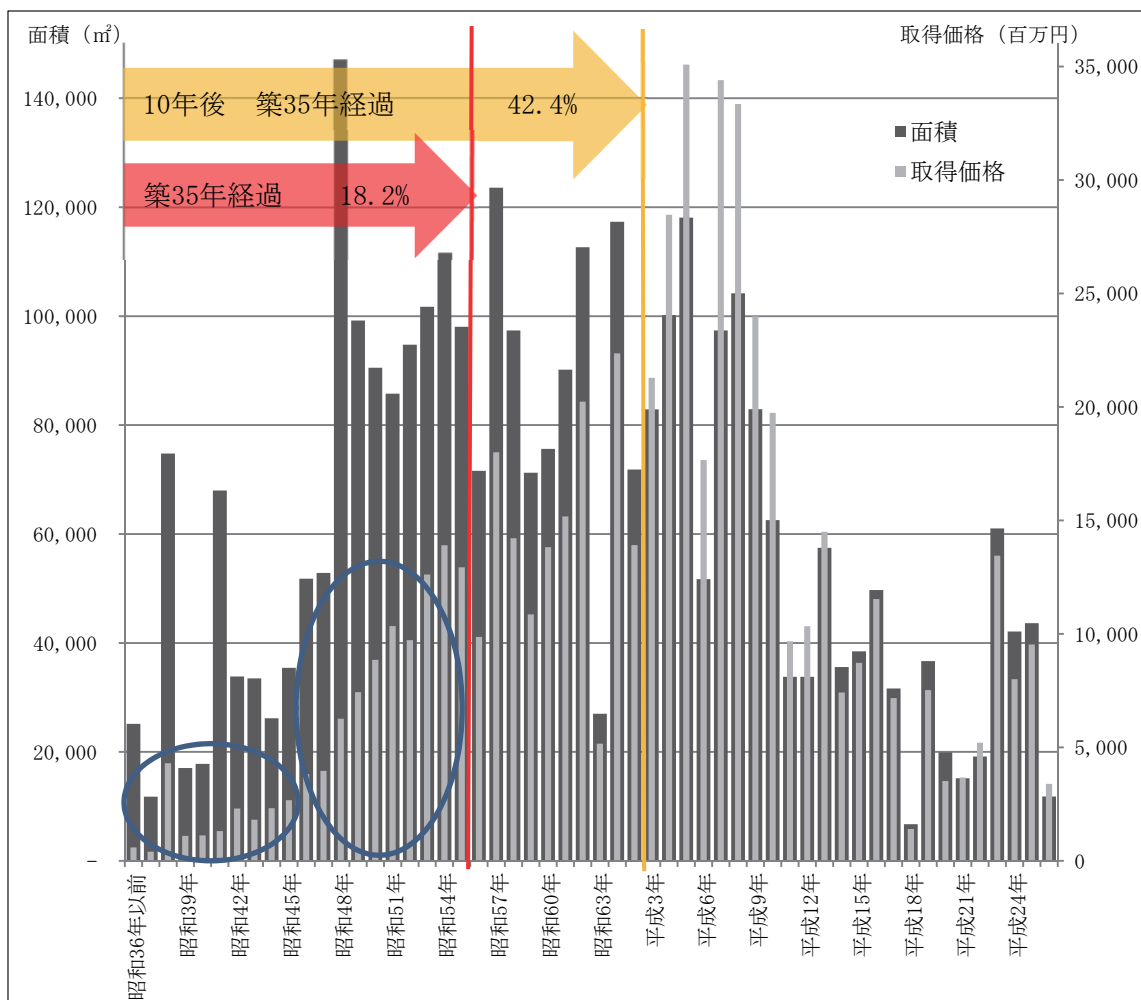
（都教育委員会「平成 26 年度 教育人口等推計報告書」より監査人が作成）

教育人口等推計（平成 26 年 11 月公表）では、都内公立中学校 3 年生数について、平成 26 年度の 79,011 人（実数）から平成 39 年度には 83,414 人（推計値）まで増加すると見込まれている。このことから、教育庁では中期的には都立高等学校の受入れ枠の増加に取り組むべき状況にある。このような状況から、現在の都立高等学校の数的な規模は中期的には維持されることが見込まれる。

それでは、このような中期的な将来予測の中で、都立学校の設備更新費用の将来負担はどのような状況になるのでしょうか。

そこで、まず、都立学校の設備投資の状況を検討することとする。グラフ B1-7-2 は、平成 26 年度末の建物の取得年別の取得価格・面積の状況を示したものである。

グラフ B1-7-2 都立学校建物の取得年別 取得価格・面積



(教育庁作成「平成 26 年度固定資産台帳 (行政財産) データ」より監査人が作成)

(注) 教育庁作成の平成 26 年度固定資産台帳 (行政財産) データより、財産種名:「建物」、用途名:「保育園等・アパート等を含む」の固定資産を抽出し、グラフを作成している。また、当該データ上、「取得価格」とされているため、本表においては「取得価格」としているが、以下では「取得価額」と表現する。

教育庁の建物の耐用年数は最長でも 50 年であるため、この 50 年を基準として考えると、グラフ B1-7-2 から分かるとおり、今後 10 年以上は取得日から 50 年を経過する建物が増加することになる。都立学校の施設整備は、昭和 30 年代から 40 年代にかけて高等学校の進学率が上昇したこと、また昭和 30 年代後半の第一次ベビーブーム世代が高等学校に進学したことから、施設整備のピークを迎えていく。したがって、この昭和 30 年代後半から 50 年以上を経過した現在から、順次、学校の設備更新が 1 つ目のピークに向かうのである。

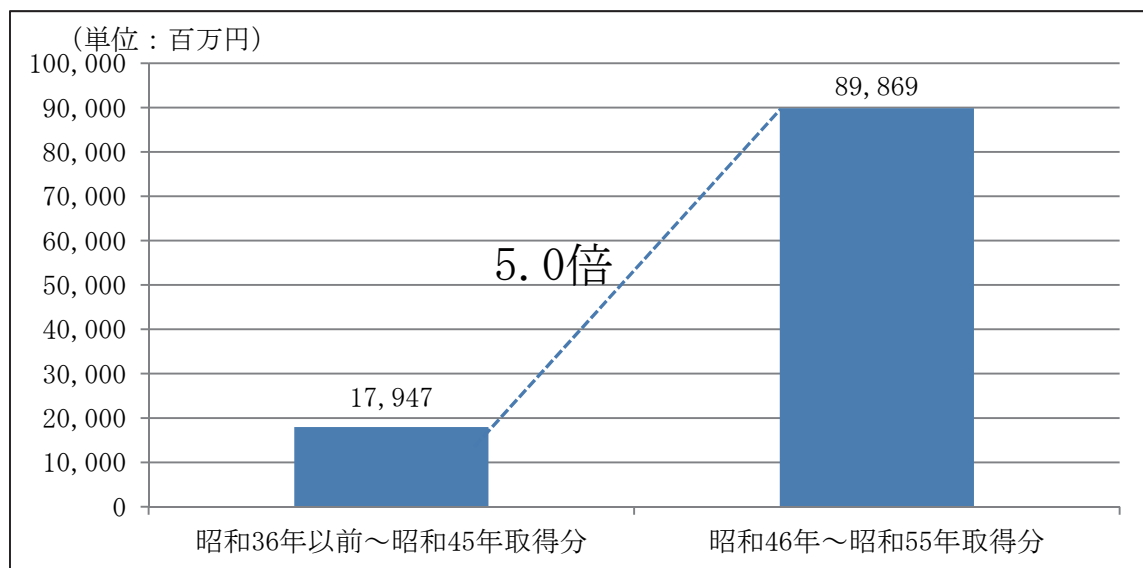
問題は、今後 10 年とその後の 10 年は設備更新の費用負担の状況が全く異なるということである。その状況を視覚的に表したものが、グラフ B1-7-3 である。

つまり、過去の取得価額ベースの面積ではあるものの、昭和 36 年以前から昭和 45 年までに取得した建物取得価額の合計 17,947 百万円と昭和 46 年から昭和 55 年までに取得した建物取得価額の合計 89,869 百万を比較すると、後者が前者の 5 倍以上になることから、今後 10 年間の設備更新費用に比べて、その後の 10 年間の設備更新費用も 5 倍以上になることが予測されるのである。

もちろん、学校設備は実際には 50 年以上使用することもできること、また各時代によって建設コストに多寡があることから、一概に 5 倍以上とは言えない。

しかしながら、いずれにしても学校の設備更新については、一定の将来推計を実施した上で、アセットマネジメントなど経済性・有効性の観点から、必要な設備更新（資金）計画を策定し、学校施設を確実に維持更新することが必要であると考えられる。

グラフ B1-7-3 昭和 45 年以前取得分と昭和 46 年～昭和 55 年取得分の取得価額



(グラフ B1-7-2 より監査人が作成)

② 都の主要施設 10 か年維持更新計画について

ところで、施設の老朽化の問題は、何も学校施設に限ったものではなく、都が所有する施設共通の問題である。このため、都では、一般会計で管理する施設を対象に、劣化状況や行政需要などを総合的に精査し、計画的な改築・改修などにより施設の維持更新を進めていく「主要施設 10 か年維持更新計画」を平成 21 年度に策定している。

その後、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 36 年度を対象とした「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」（以下、「第二次維持更新計画」という。）を策定し、次のとおり、計画の対象施設を選定している。

【（参考）第二次主要施設 10 か年維持更新計画（一部抜粋）】

- | |
|---|
| <p>① おおむね築 35 年を経過し、延べ床面積 3,000 ㎡以上の施設
高度経済成長期を中心に整備された施設であり、老朽化が進行して近年の建築物と比べて基本的性能が低く、改築を含め維持更新手法を検討してきたもの</p> <p>② おおむね築 10 年を経過し、延べ床面積 10,000 ㎡以上の施設
良質な資産として残していくため、設備機器の改修を中心に維持更新手法を検討してきたもの</p> <p>③ その他、維持更新が特に必要な施設
老朽度、緊急度など施設の改築・改修の必要性が①及び②とほぼ同等と位置付けられるもの</p> |
|---|

第二次維持更新計画では、適切な維持管理と保全の実施等により、施設の長寿命化を図り、今後の都有施設の目標使用年数を 65 年以上とする旨が明記されている。

教育庁は、主に「築 35 年を経過し、延べ床面積 3,000 ㎡以上の施設」について、施設整備に係る概算事業費（長寿命化に係る事業費を含む）を、財務局に報告している。

一方、財務局では、第二次維持更新計画期間内の都全体の概算事業費を 7,500 億円程度と見込んでいるが、個々の施設の整備費用については、各年度の予算編成過程において、最も適切な維持更新手法等の検討を踏まえ改めて積算するものとしている。

しかしながら、最近は建設コストが高騰していること、今後 10 年 20 年を見据えれば、都全体の財政が厳しくなる場合もあり得ることから、教育庁は都の第二次維持更新計画を所管する財務局と連携を密にして、学校施設を確実に維持更新することが必要であると考えられる。

（意見 1－14）都立学校の老朽化と将来負担について

都立学校では、今後右肩上がりに、その取得から 50 年を経過した設備が増加する。監査人が簡便的に推計（建物の耐用年数が 50 年で、当初建設から 50 年後に取得価額相当額の更新費用が必要になると仮定計算）したところ、今後 10 年間の設備更新費用に比べて、その後 10 年間の設備更新費用が 5 倍以上になる

ことが予測される結果となった。もちろん、学校設備は、実際には長寿命化などによって長く使用することができる場合があること、各時代によって建設コストにバラツキがあることから、このように 5 倍以上になるとは必ずしも言えない。しかしながら、取得時の 50 年前と比べて建設コストが高騰しており、また将来の 10 年 20 年を見据えれば、都全体の財政が厳しくなる場合もあり得ることから、学校施設の維持更新について、教育庁は都の第二次維持更新計画を所管する財務局と連携を密にし、一定の将来推計を実施した上、安全性・経済性・有効性の観点から、必要な設備更新の長期計画を策定し、確実に実施することとされたい。

(5) 公立学校施設の耐震化について

都教育委員会は、平成 23 年 11 月策定の「東京都防災対応指針」、平成 26 年 4 月改正の「東京都耐震改修促進計画」及び平成 26 年 7 月に修正された「東京地域防災計画 震災編」に基づき、学校における震災対策を推進している。

① 公立の小・中学校における震災対策の推進について

都内の公立の幼稚園、小・中学校施設の耐震改修状況は、平成 26 年度では、全体で 98.2%と高い耐震化率を示している。このような施設は、災害時の避難場所となることから 100%の耐震化率が望ましいと考えられる。

この点について、教育庁に質問したところ、「都内の公立の幼稚園、小・中学校施設の耐震改修状況は、平成 27 年 4 月 1 日現在において、99.6%となった。区市町村立の施設の改修は、区市町村教育委員会が計画的に実施しているため、文部科学省の耐震化年次計画調査票により区市町村から回答を得ている。同調査票の耐震化完了年度が平成 28 年度以降となっている施設については、区市町村に毎年、電話等のヒアリングにより、今後の改修計画、改築計画及び統廃合について状況を確認している。」との回答であった。

公立の小・中学校の耐震化については、区市町村が学校設置者であるため、区市町村の教育委員会が計画し、実行すべきであるため、教育庁は、公立の小・中学校の耐震化について進捗管理を行っている。

そこで、監査人は、耐震化の完了年度が平成 28 年度以降になっている学校について耐震化年次計画調査票を閲覧し、改築が既に着工している学校や適正配置の検討のため簡易補強対応とする学校のみが未完了の状態であり、教育庁による適正な進捗管理が実行されていることを確認することができた。

② 都立学校における震災対策の推進について

教育庁は、阪神・淡路大震災を契機として、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、避難場所としての機能を充実させるため、「東京都耐震改修計画」等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までにすべての都立学校の耐震化を完了している。しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、多くの学校施設において、天井材・照明器具などの非構造部材の落下による被害が多く発生した。都立学校でも、天井材が落下するなど、軽微ではあるものの一部被害が発生したことから、教育委員会では、特に天井が高く致命的な事故につながるおそれがある体育館を優先して、表 B1-7-1 の計画に基づき、天井材等の落下防止対策を実施している。

表 B1-7-1 都立学校における非構造部材の耐震化計画

(単位：棟)

対象	～平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	計	備考
高等学校	238	208	26	30	502	平成 29 年度 完了予定
特別支援学校	36	8	13	—	57	平成 28 年度 完了予定

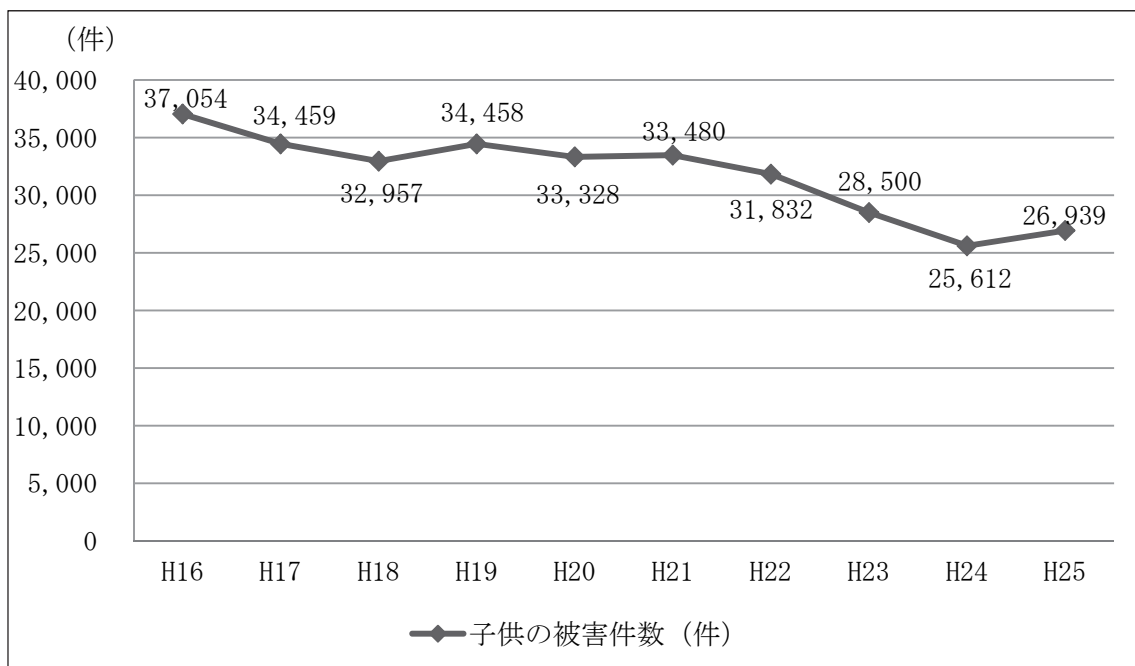
(教育庁作成資料より監査人が作成)

Ⅱ 児童・生徒等の安全管理について

1. 安全教育の必要性について

全国で 13 歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下、「子供の被害件数」という。）はグラフ B2-1-1 のとおりであり、平成 16 年度以降減少傾向にあったが、平成 25 年中は 2 万 6,939 件と、前年より 1,327 件（5.2%）増加している。

グラフ B2-1-1 子供の被害件数



（警視庁「平成 26 年度版 警察白書」より監査人が作成）

このような状況において、子供が被害者となる事件の中で、件数が多い罪種は、表 B2-1-1 のとおりである。

表 B2-1-1 子供が被害者となる事件の罪種別被害件数

(単位：件)

罪種	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
殺人	115	78	77	76	67	68
強盗	8	7	7	14	11	9
強姦	71	53	55	65	76	69
暴行	867	754	705	700	843	884
傷害	472	490	463	488	492	548
強制わいせつ	936	936	1,063	1,019	1,054	1,117
公然わいせつ	76	80	109	83	138	136
逮捕・監禁	2	7	9	7	7	9
略取・誘拐	63	77	91	83	95	94

(警視庁「平成 26 年度版 警察白書」より監査人が作成)

このような事件の発生は、日常生活の中に潜む危険な状況や行動の一部のみが結果として現れたものに過ぎない。すなわち、13 歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数が約 3 万件程度で推移しているが、これ以外にも認知されていない事件や未遂事件を含めると相当数の発生件数が存在する蓋然性は高いものと考えられる。

2. 学校安全の推進について

(1) 学校安全の確保体制について

学校においては、学校保健安全法第 27 条に、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と定められている。

そのため、公立学校は、学校安全計画を策定し、計画に沿った安全教育・安全管理・組織活動を実施するとともに、それが適切であるか否かを定期的に評価しなければならない。また、必要に応じて学校安全計画や対応マニュアル等を改訂することが求められる。

(2) 東京都の学校安全計画策定の状況について

学校保健安全法第 27 条に定める学校安全計画を策定しているか否かについて、文部科学省が実施した「平成 26 年度 学校健康教育行政の推進に関する取組状況調査（学校安全）」（以下、「平成 26 年度取組状況調査」という。）によれば、すべての公立学校で策定している状況であった。

しかしながら、定期的又は必要に応じて学校安全計画を検証しているか否かについては、一部検証を実施していない学校が存在する状況であった。学校の安全計画は、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ検証を行った上で作成されるべきものと考えられる。ここで、検証している学校数と検証していない学校数は、表 B2-2-1 のとおりである。

表 B2-2-1 学校安全計画の検証

	小学校		中学校		高等学校		中等教育 学校	
検証した	1,260 校	97.4%	590 校	94.7%	155 校	82.4%	5 校	83.3%
検証していない	33 校	2.6%	33 校	5.3%	33 校	17.6%	1 校	16.7%
	特別支援学校		幼稚園		計		全国	
検証した	55 校	93.2%	170 校	98.8%	2,235 校	95.5%	92.2%	
検証していない	4 校	6.8%	2 校	1.2%	106 校	4.5%	7.8%	

(平成 26 年度「学校健康教育行政に係る取組状況調査（学校安全）」より監査人が作成)

また、学校は、児童・生徒が 1 日の大半を過ごす学習・生活の場であり、したがって児童・生徒の安全性を確保する上で極めて重要な役割を担っていることから、学校安全計画や安全教育等の取組を保護者に周知する必要があると考えられる。ここで、学校安全計画や安全教育等の取組について、保護者への周知の状況は、表 B2-2-2 のとおりである。

表 B2-2-2 学校安全の取組を保護者に周知状況

	小学校		中学校		高等学校		中等教育 学校	
周知している	1,173 校	90.7%	547 校	87.8%	127 校	67.6%	5 校	83.3%
周知していない	120 校	9.3%	76 校	12.2%	61 校	32.4%	1 校	16.7%
	特別支援学校		幼稚園		計		全国	
周知している	48 校	81.4%	169 校	98.3%	2,069 校	88.4%	79.2%	
周知していない	11 校	18.6%	3 校	1.7%	272 校	11.6%	20.8%	

(平成 26 年度「学校健康教育行政に係る取組状況調査(学校安全)」より監査人が作成)

(意見 1-15) 学校安全の推進について

文部科学省が実施した平成 26 年度取組状況調査によれば、都の公立学校においては、学校保健安全法第 27 条に定める学校安全計画をすべての学校で策定しているものの、定期的又は必要に応じて学校安全計画を検証すべきところ、この検証を実施していない学校が一部存在し、また、学校安全計画や安全教育等の取組を保護者に周知すべきところ、この周知を実施していない学校が一部存在する。

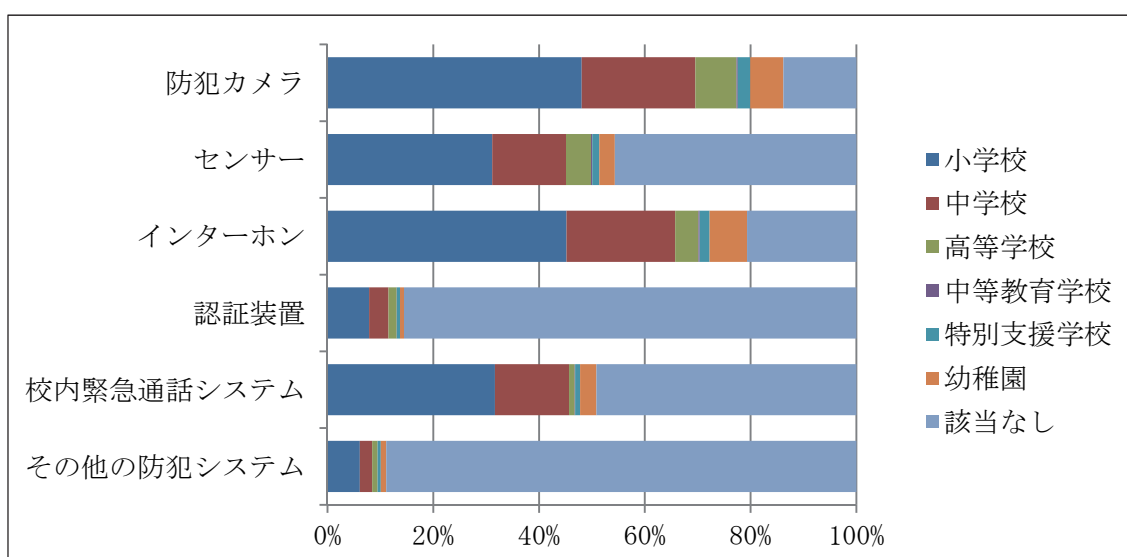
学校内や登下校中に児童・生徒が被害に遭う事件・事故災害の発生は後を絶たないこと、学校は児童・生徒が 1 日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童・生徒の安全教育や安全管理等について重要な役割を担っていることから、学校安全計画の検証及び安全教育等取組の保護者周知を徹底するよう、都立学校に対して適切に指導するとともに、教育庁としては、所管が異なるとしている区市町村立小・中学校についても、区市町村教育委員会に対し、適切に指導・助言することとされたい。

3. 学校の安全管理への取組について

平成 26 年度取組状況調査によれば、敷地内への不審者の侵入防止のための対応や校舎内への不審者侵入防止のための対応について、都の公立学校は、調査対象校 2,341 校の全校が対応している状況にある。

グラフ B2-3-1 からグラフ B2-3-3 は、学校敷地内への不審者の侵入防止などの対応・対策として、どのような設備や備品を備えているのかを視覚的に示したものである。

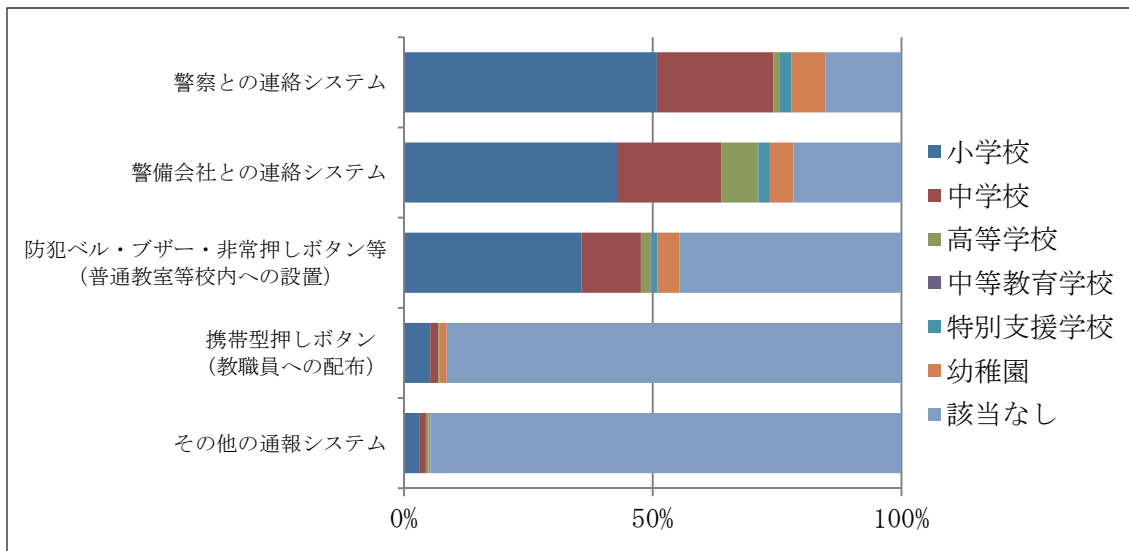
グラフ B2-3-1 防犯監視システムの状況



(平成 26 年度「学校健康教育行政に係る取組状況調査 (学校安全)」より監査人が作成)

(注) 調査対象学校数は、小学校 1,293 校、中学校 623 校、高等学校 188 校、中等教育学校 6 校、特別支援学校 59 校、幼稚園 172 校と学校種別ごとに学校数が異なる。

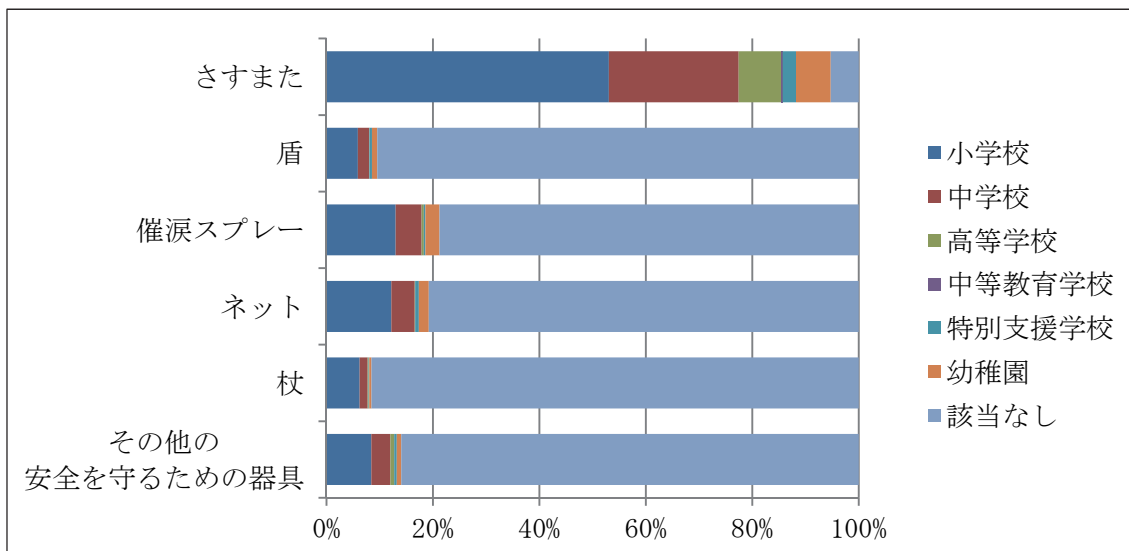
グラフ B2-3-2 通報システムの状況



(平成 26 年度「学校健康教育行政に係る取組状況調査 (学校安全)」より監査人が作成)

(注) 調査対象学校数は、小学校 1,293 校、中学校 623 校、高等学校 188 校、中等教育学校 6 校、特別支援学校 59 校、幼稚園 172 校と学校種別ごとに学校数が異なる。

グラフ B2-3-3 安全を守るための器具の状況



(平成 26 年度「学校健康教育行政に係る取組状況調査 (学校安全)」より監査人が作成)

(注) 調査対象学校数は、小学校 1,293 校、中学校 623 校、高等学校 188 校、中等教育学校 6 校、特別支援学校 59 校、幼稚園 172 校と学校種別ごとに学校数が異なる。

学校によって不審者侵入防止等の対応・対策が異なる状況であることが分かるが、各学校がどのような安全対策の状況にあるのか、これを取りまとめた資

料は存在しない。なお、教育庁の説明によれば、学校の安全対策については、各学校の判断により保護者に周知しており、区市町村の教育委員会によっては、学校の安全対策について公表している場合も存在するとのことである。

もちろん、各学校の安全対策を公表すれば、その情報が悪用されることもあり得ることから、このような弊害を勘案すれば安全対策情報を公開するに慎重を期すことが必要である。

教育庁によれば、「学校危機管理マニュアル」や「防犯カメラを効果的に活用するために」等の冊子を作成及び配布を行うことで、学校安全対策について一定の基準（目安）を示しているとのことであるが、学校内や登下校中に児童・生徒等が被害に遭う事件・事故災害の発生が後を絶たない点に鑑みると、今後は、安全対策について、地域の実情に応じた対応を前提としながらも、区市町村が共通に備えておくべき設備、備品や対策等についての目安を設けることが望ましい。

（意見 1－16）学校の安全管理への取組について

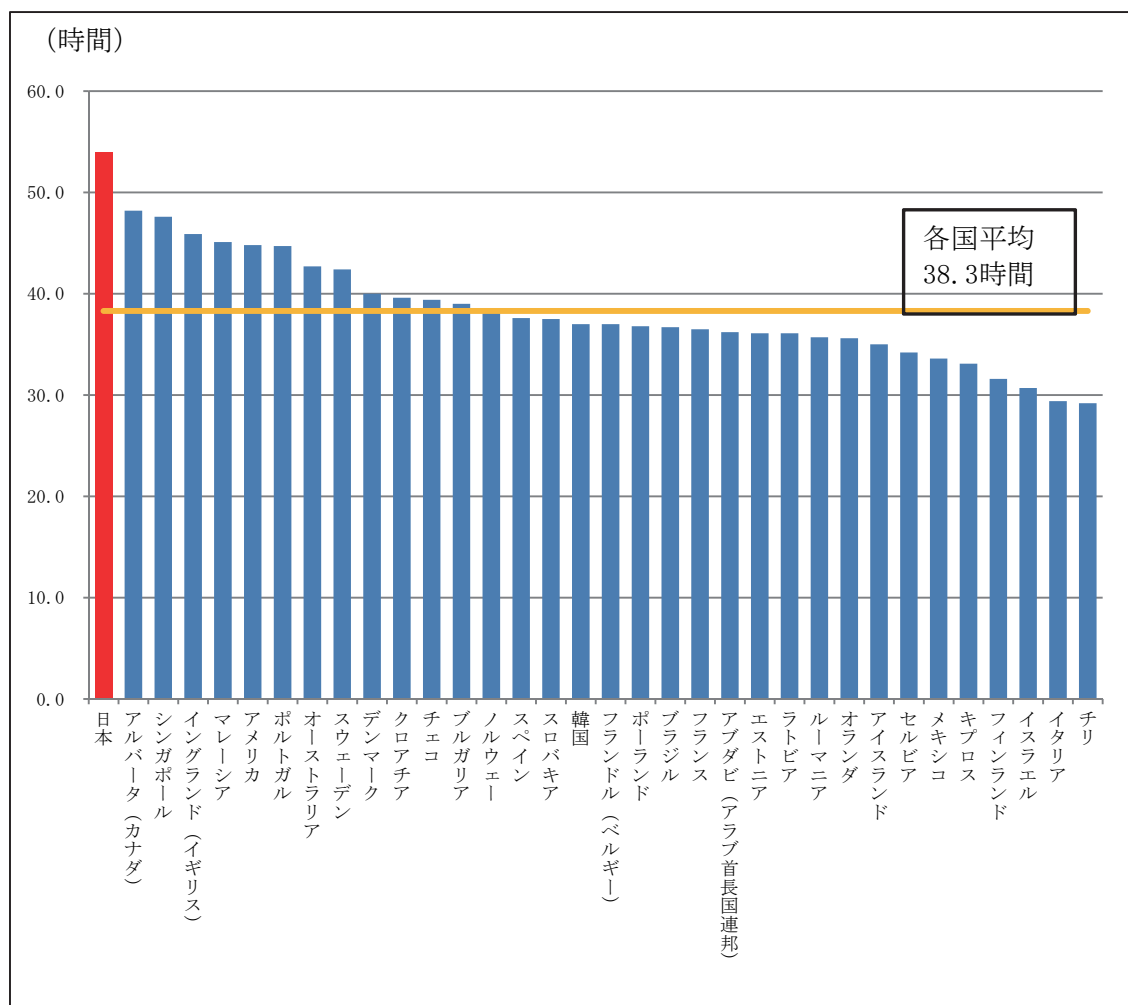
文部科学省が実施した平成 26 年度取組状況調査によれば、敷地内への不審者の侵入防止のための対応や校舎内への不審者侵入防止のための対応について、都の公立学校のすべてが対応している状況にあるが、そのための設備・備品の設置は学校ごとに異なる状況にある。学校内や登下校中に児童・生徒等が被害に遭う事件・事故災害の発生は後を絶たないことから、教育庁は、安全対策について、地域の実情に応じた対応を前提としながらも、区市町村が共通に備えておくべき設備、備品や対策等についての目安を設けることが望ましい。もって、広域教育行政に資するよう、区市町村と十分に連携し、各学校の安全対策の状況を適時適切に把握するとともに、これまで以上に、区市町村への指導・助言を行うこととされたい。

Ⅲ 教員の勤怠管理について

1. 日本と OECD 加盟参加国平均との勤務状況の比較について

中学校における日本の教員と海外の教員との勤務時間の状況の比較を視覚的に示した場合、グラフ B3-1-1 のとおりとなる。

グラフ B3-1-1 教員の勤務時間（1 週間当たり）



(「OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013 年調査結果の要約」より監査人が作成)

グラフ B3-1-1 によれば、日本の教員の 1 週間当たりの勤務時間は、OECD 加盟参加国の中で最長であることが分かる (日本 53.9 時間、参加国平均 38.3 時間)。

また、1 週間当たりの勤務時間の業務別仕事時間の内訳について、OECD 加盟参加国平均の比較を表形式で示した場合、表 B3-1-1 のとおりである。

表 B3-1-1 教員の業務別仕事時間の OECD 加盟参加国平均との比較

(単位：時間)

	日本	参加国 平均	平均との 差
指導（授業）に使った時間	17.7	19.3	△1.6
学校内外において個人で行う授業の計画や準備に使った時間	8.7	7.1	1.6
学校内で同僚との共同作業や話し合いに使った時間	3.9	2.9	1.0
生徒の課題の採点や添削に使った時間	4.6	4.9	△0.3
生徒に対する教育相談に使った時間	2.7	2.2	0.5
学校運營業務への参画に使った時間	3.0	1.6	1.4
一般的事務業務に使った時間	5.5	2.9	2.6
保護者との連絡や連携に使った時間	1.3	1.6	△0.3
課外活動の指導に使った時間	7.7	2.1	5.6
その他の業務に使った時間	2.9	2.0	0.9

(「OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013 年調査結果の要約」より抜粋)

表 B3-1-1 によれば、日本の教員が指導（授業）に使ったと回答した時間は OECD 加盟参加国平均より少ないが（日本 17.7 時間、平均 19.3 時間）、一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長く（日本平均 7.7 時間、参加国平均 2.1 時間）、また一般的事務業務（日本 5.5 時間、参加国平均 2.9 時間）、学校内外において個人で行う授業計画や準備に使った時間（日本 8.7 時間、参加国平均 7.1 時間）等も長い傾向にあることが分かる。

このように、日本の教員は、授業以外の課外活動の指導時間、学校内外において個人で行う授業計画や準備に使った時間などが他国に比べて長いため、教員の 1 週間当たりの勤務時間が長くなっていることが推測される。

2. 平成 26 年度の文部科学省の業務実態の把握について

文部科学省は、平成 26 年 11 月を調査時点とし、全国の公立小学校及び中学校を対象（地域規模、学校規模を考慮して抽出した 451 校）として、学校現場の業務改善についての必要な検討等を行うため、学校及び教職員の業務に係る従事状況や負担感、改善策等を把握することを目的として業務実態の調査を行っている。

この調査結果の一部を示したのが、表 B3-2-1 である。

表 B3-2-1 1 日当たりの平均在校時間（概算値）と平均持帰り仕事時間

（単位：時間）

	小学校		中学校	
	在校時間	持帰り仕事時間	在校時間	持帰り仕事時間
校長	11 : 00	1 : 38	11 : 17	1 : 46
副校長・教頭	12 : 50	1 : 52	12 : 53	1 : 32
教諭	11 : 35	1 : 36	12 : 06	1 : 44
事務職員	9 : 56	1 : 39	9 : 56	1 : 49

（平成 26 年度 文部科学省委託事業 全国公立小中学校事務職員研究会が作成した

「学校と教職員の業務実態の把握に関する調査研究報告書」より監査人が作成）

（注）在校時間には、休憩時間も含まれる。平均在校時間というのは、各学校で設定されている勤務時間とそれ以外の時間帯に学校で行われた業務の時間（つまり残業時間）との合計になる。

教職員の勤務時間は、学期中か否か、あるいは試験期間中か否かなど、時期によって異なることが推測される。今回の調査時期では、期末テストの採点、学期末の成績処理の時期と重なったこともあり、在勤時間が長くなっていることが考えられると記載されている。そのため、今回の調査結果で記載している在勤時間は、あくまで概算値であり、教員が通期でこのような在勤時間となっているわけではないことに注意しなければならない。

しかしながら、その一方で、この調査結果から、勤務時間内だけでは、各職位の業務を処理できない現状があるということが分かる。

また、持帰り仕事の内容については、表 B3-2-2 及び表 B3-2-3 のとおりであった。

表 B3-2-2 持帰り仕事の内容（小学校）

	小学校			
	校長 (222 人)	教頭・副校長 (247 人)	教諭 (3,364 人)	事務職員 (253 人)
教材研究・教材作成、指導案作成などの「授業準備」	0.0%	4.0%	63.5%	0.0%
試験問題作成・採点、提出物の確認・コメント記入などの「成績処理」	0.0%	2.8%	37.6%	0.0%
学年・学級通信の作成、名簿・掲示物の作成など「学年・学級事務」	0.9%	2.4%	29.9%	0.0%
報告書や調査統計、学校徴収金等の文書の作成など「事務・報告書の作成」	18.9%	44.9%	9.2%	15.8%
その他	23.0%	8.5%	4.4%	7.1%

(平成 26 年度 文部科学省委託事業 全国公立小中学校事務職員研究会が作成した

「学校と教職員の業務実態の把握に関する調査研究報告書」より監査人が作成)

表 B3-2-3 持帰り仕事の内容（中学校）

	中学校			
	校長 (170 人)	教頭・副校長 (200 人)	教諭 (3,393 人)	事務職員 (232 人)
教材研究・教材作成、指導案作成などの「授業準備」	0.6%	8.5%	50.5%	0.0%
試験問題作成・採点、提出物の確認・コメント記入などの「成績処理」	0.6%	6.0%	41.4%	0.0%
学年・学級通信の作成、名簿・掲示物の作成など「学年・学級事務」	1.2%	1.0%	19.1%	0.4%
報告書や調査統計、学校徴収金等の文書の作成など「事務・報告書の作成」	18.8%	32.0%	6.5%	12.9%
その他	17.1%	9.5%	5.1%	3.0%

(平成 26 年度 文部科学省委託事業 全国公立小中学校事務職員研究会が作成した

「学校と教職員の業務実態の把握に関する調査研究報告書」より監査人が作成)

持帰り仕事の内容を見ると、管理職・事務職員は、事務・報告書に関する業務が多いのに対し、教諭は、授業準備や成績処理などの業務について持帰りが多い。すなわち、この調査結果からは、教諭は、授業を中心とした児童・生徒への教育に係る本来的な業務を在校時間内に処理できていない現状があるということが分かる。

3. 東京都の教職員の勤務実態調査について

文部科学省で実施した小・中学校を対象とした教職員の勤務実態調査や中学校を対象とした OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013 年調査でも明らかに、日本の教員の勤務実態は、教員の業務量の多さ・勤務時間の長さによる多忙感の未解消や、生徒の抱える課題の多様化による専門的スキルの必要性を背景として長時間労働になっている。

教育庁では、教職員の勤務実態についてどのように把握し、長時間労働をどのように防止しているのかという点について質問したところ、「都立学校の場合、服務監督権者である校長に対し、所属職員の勤務時間の適正な割り振りと運用に万全を期すよう通知「平成 27 年度都立学校職員の正規の勤務時間の割り振りについて (通知)」を発出し、また、校長・副校長はその通知に基づいて、教員の勤務実態の適切な把握、管理に努めている。また、小・中学校の場合、服務監督権が区市町村教育委員会にあることから、都立学校へ発出した通知を区市町村教育委員会に参考送付している。なお、教員の職務は、自発性、創造性に期待する面が大きいいため、タイムカードなどによる時間管理の手法だけでは、教員一人一人の勤務実態をすべて正確に把握することは困難であり、各学校では、校長等が校内巡回や教員への声掛けなどにより、所属教員の勤務実態の把握に努めている」との回答であった。

都の教職員は、出勤時間については、システムによる時間管理がなされているが、退勤時間については、時間記録管理はなされていない。このような状況においては、文部科学省が小・中学校を対象に実施した平成 26 年度教職員の勤務実態調査のような調査を都立学校で一定期間実施しなければ、教職員の勤務実態を客観的に把握することができない。

都教育委員会からの通知等により校長・副校長が教職員の時間外勤務を把握し、また長時間労働の防止の必要性を認識していたとしても、それを疎明しない限りは、文部科学省の教職員の業務実態調査の結果が示す状況が実際の勤務実態ではないか、という点を否定できない。

（意見１－１７）都立高等学校の教職員に対する勤務実態調査の実施と区市町村への情報提供について

文部科学省が平成 26 年度の学校及び教職員業務実態調査を実施したことから教職員の業務の従事の様子が明らかになったが、文部科学省の調査は全国の公立の小・中学校の中から抽出された一部の学校及び在籍する教職員に対して実施したに過ぎず、服務監督権のある都立学校における勤務実態も同じような結果であるのか分からない状況にある。教育庁は、平成 26 年度に「都立高校業務縮減検討委員会」を設置するとともに、教員一人一人の業務量を把握・分析するための「都立高校における業務の改善にむけた実態調査」を実施しているとのことである。教育庁は、この調査から得られた結果に基づき、教職員の勤務実態の状況の把握・分析を継続し、その課題や改善策を検討することとされたい。

なお、区市町村立学校に勤務する教職員の服務監督権は区市町村教育委員会が有しているとのことであるが、都立高等学校に勤務する教職員の業務実態の把握及びその改善策については、区市町村においても活用することができるよう、適宜、情報提供等に取り組むこととされたい。

4. 教員の残業に対する時間外手当について

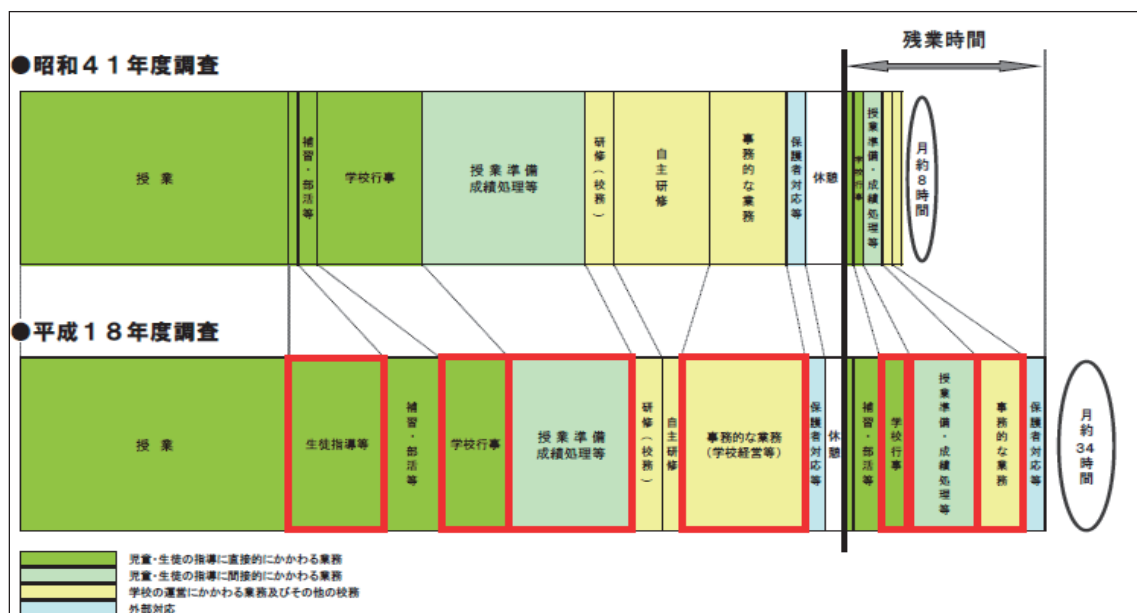
(1) 昭和 41 年度と平成 18 年度の教員の勤務実態の比較について

教員の多忙さについては、文部科学省が平成 26 年度以前に実施した平成 18 年度の教員勤務実態調査の時から既に明らかであった。

平成 19 年度の中央教育審議会答申「今後の教育給与の在り方について」（平成 19 年 3 月 29 日）では、「社会の価値観の多様化や地域や家庭の教育力の低下など、近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学校教育に対する過度な期待や学校教育が抱える課題の一層の複雑化・多様化が進んできている。このような中、学校の管理運営や外部対応に関わる業務が増えてきており、結果として教員に子どもたちの指導の時間の余裕がなくなってきている。」と指摘した上で、「学校を取り巻く環境の変化に応じて、教員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、これにより教員の職務負荷が増大している中で、文部科学省が平成 18 年度に実施した教員勤務実態調査暫定集計によれば、恒常的な時間外勤務の実態が明らかになっている」と教育行政当局自身が調査した結果に基づき、学校教育における教員の恒常的な長時間労働の存在を指摘している。

ここで、教員の勤務実態について、昭和 41 年度調査と平成 18 年度調査とを比較した場合、グラフ B3-4-1 のとおりである。

グラフ B3-4-1 文部科学省教員勤務実態調査（昭和 41 年度と平成 18 年度調査の比較）



（文部科学省「学校や教職員の現状について」より抜粋）

グラフ B3-4-1 のとおり、昭和 41 年度と比べ、平成 18 年度は残業時間が月約 26 時間増加しており、主に「事務的な業務」、「生徒指導」、「補習・部活動等」の業務が増えていることが分かる。

（２）教員の勤務時間外手当について

① 民間企業の時間外勤務手当について

民間企業及び国立・私立学校では、労働基準法により、労働組合等との書面による協定（いわゆる三六協定）に基づき時間外勤務を命じることができ、時間外勤務には、時間外勤務手当が支給される。

【（参考）労働基準法（一部抜粋）】

第 36 条 使用者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表するものとの書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

第 37 条 使用者が第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

民間企業の場合、一般的に、拘束時間から休憩時間を除いた実働時間を労働時間と考え、所定の労働時間を超えて残業した場合には、時間外勤務手当が支給される。

厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年 4 月 6 日基発第 339 号）が示され、労働基準法においては、労働時間、休日、深夜残業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適切に把握するなど適切に管理する責務を有していることは明らかであるとしている。そのため、民間企業では、出勤時間と退勤時間を管理するが、タイムカード等により記録された出勤・退勤時間が労働時間とは限らない。このため、民間企業では、遅刻早退や私的行為など労働時間に該当しない時間を把握し、これを勤務時間から除外することによって、時間外勤務手当が計算されるとともに、労働者の労働時間を管理している。

② 公立学校の教員の時間外勤務手当について

公立学校の教員には、労働基準法第 37 条が適用されない。具体的には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）の第 6 条 1 項及び 2 項で次のように規定している。

【(参考) 給特法（一部抜粋）】

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第 6 条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない

また、給特法の第 6 条 1 項にある「政令で定める基準」とは、次のとおりである。

【(参考) 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成十五年十二月三日政令第四百八十四号）】

内閣は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）の施行に伴い、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第六条第一項（同条第三項 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項（同条第三項 において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 教育職員（法第六条第一項 に規定する教育職員をいう。次号において同じ。）については、正規の勤務時間（同項 に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項 各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。）を命じないものとする。

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

- | |
|--|
| ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務 |
|--|

給特法第 6 条 1 項の政令で定める基準として、教員には、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないことを明記した上で、時間外勤務を命じる場合には、イ生徒の実習に関する業務、ロ学校行事に関する業務、ハ教職員会議に関する業務、ニ非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務の場合にのみ限定している。

また、この限定された 4 項目の時間外勤務を行ったとしても、残業時間に見合った時間外勤務手当は支払われない。なぜならば、公立学校の管理職以外の教員には、労働基準法第 37 条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっており、時間外勤務の時間数に応じた給与措置である時間外勤務手当が支給されず、原則として一律で給料に 4%の定率を乗じた額の教職調整額が支給されているからである。

教員は、時間外勤務命令に基づく業務だけでなく、授業の準備やテスト問題の作成・採点、クラブ活動の指導、家庭訪問等のすべての業務を教職員調整額の算定根拠となる時間を含めた勤務時間の中で処理していくことが想定されていると考えられる。

5. 教職調整額の算定根拠について

(1) 教職調整額制度の経緯について

教職調整額は、昭和46年2月に人事院が「義務教育諸学校等の教員に対する教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申し出」を行い、「教員の勤務は、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価することとして、現行の超過勤務手当及び休日給の制度は適用しないものとし、これに替えて新たに俸給相当の性格を有する給与として教職調整額を支給することとする」と提言した。

すなわち、教員は、極めて複雑・困難・高度な問題を取り扱い、専門的な知識・技能を必要とされるなどの職務の特殊性を有していることから、学校の業務は専門職たる各教員の自発性・創造性が必要な業務と言える。

また、時間的拘束性の強い授業時間以外の、放課後や夏休み等の長期休業期間は、この時間をどのように有効に活用するのかについて、校長その他の管理職の承認が必要ではあるが、一般の行政職業業務と異なり、教員の自発性・創造性に相当程度依拠するところがある。加えて、自己研修や修学旅行等の学校行事のように学校外で行われる業務もある。このようなことから、結果として管理・監督者が教員の勤務実態を直接把握することが困難という、特殊性な業務形態の面があると言える。

これらの理由から、教員の職務は一般労働者や一般行政職員とは異なり、特殊なものであり、超過勤務手当制度はなじまないとして、教職調整額の制度が導入されたと考えられる。

(2) 教職調整額の支給率について

教職調整額は、勤務時間の長短にかかわらず、教員の勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして、給料の4%に相当する額を基準として条例で定めるところにより支給する。都の教員も条例により、原則、給与の4%に相当する額を支給することとしている。

なお、教職調整額制度における根拠条文は、次のとおりである。

【(参考) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年五月二十八日法律第七十七号)(一部抜粋)】

第三条 教育職員(校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

【(参考) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(一部抜粋)】

第三条 義務教育諸学校等の教育職員(学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。)別表第一の教育職給料表の適用を受ける者に限る。第四項及び第五条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の四級以下である者には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

国が、教職調整額を4%に設定した根拠は、昭和41年度の文部科学省の「教員勤務実態調査」に基づいている。

表B3-5-1は、当時の調査で明らかになった教員の1週間平均のサービス時間外勤務時間数を示している。

表 B3-5-1 1 週間平均のサービス時間外勤務時間

教員の 1 週間平均のサービス時間外勤務時間数	
小学校	1 時間 20 分
中学校	2 時間 30 分
平均	1 時間 48 分

(昭和41年度「教員勤務実態調査」より監査人が作成)

1 週間平均の超過時間が年間44 週(年間52 週から、夏休み4 週、年末年始2 週、学年末2 週の計8 週を除外)にわたって行われた場合の超過勤務手当に要する金額が超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4%に相当するとしたものである。この昭和41年に設定した教職調整額が現在も採用されており、現在に至るまで支給率の見直しは行われていない。

(3) 教職調整額制度の在り方検討を含めた教育環境整備のための取組について

文部科学省で実施した教員の平成 18 年度教員勤務実態調査や OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013 年調査でも明らかなように教員の勤務実態は、長時間労働を示していると考えられる。

では、教職調整額の見直しを行い、勤務実態に即した支給率を設定すれば良いのかというと、そのように単純な問題ではないようである。

文部科学省は、教職調整額の見直しなどについて専門的・技術的な観点から検討するため、平成 20 年 4 月に「学校組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」を設置しており、本検討会議では、教職調整額の見直しは、単に給与の問題にとどまらず、学校の組織運営、教員の勤務時間管理、教員の勤務時間内外における勤務の在り方、教員の果たすべき職務の内容や責任などにも大きく影響する問題であり、特に教員の勤務時間の管理や時間外における勤務の在り方などに直接影響が及ぶものであるとしている。

確かに、授業時間そのものについては、昭和 41 年と大きく変わっていないと言える。しかしながら、現代の教育現場は、昭和 41 年と比べて、非常に多様化・複雑化しており、特に国際教育、環境教育、ものづくり教育、消費者教育、防災・安全教育、ICT 教育など様々な教育とその課題に対応することが求められており、しかも、増加、複雑化しているいじめ・不登校等の防止とその解決に対応することも求められていることから、質的な負担が極めて増加している。更に言えば、調査文書や業務関連文書作成などの事務的業務、部活動指導、また、保護者・PTA 対応、地域対応、行政関係団体対応など学校を取り巻く多様な業務も教員の負担増加を増幅させている。このような状況では、教員の長時間労働を早期に解決することは困難であり、しかも将来的には教員を目指す若者を確保することが困難になり教員不足を招くおそれもある。

一方、単に教職調整額の支給率を高くしても、それは人件費負担が多くなるという結果になるに過ぎず、抜本的な改善とは言い難い。このような状況に鑑みると、教員が授業や学級経営を中心として、児童・生徒の教育に専念することができるよう、効果的・効率的な学校運営体制を整備することが必要であると考えられる。

（意見 1－18）教職調整額制度の在り方検討を含めた教育環境整備のための取組について

文部科学省の実施した昭和 41 年度と平成 18 年度の教員の勤務実態調査から明らかなように、教員の業務は多様化し、負担が大きくなっている。これは、教育内容が国際教育、環境教育、ものづくり教育、消費者教育、防災・安全教育、キャリア教育、ICT 教育というように複雑化・多様化してきたことや、それに対応するために授業準備や教材研究が必要になり、教員の本来の役割である児童・生徒への教育指導が増大しているためであると考えられる。

このような時間外勤務増大の蓋然性が高いにもかかわらず、昭和 41 年度の勤務水準で定められた教職調整額が現在もなお採用されていることからすると、教職調整額が現在の勤務実態と整合していないのは当然である。

文部科学省は、教職調整額の見直しの必要性を認識しつつも、教員の業務の長期化は、教職調整額の見直しという単純な問題では解決しないとし、教職調整額の見直しを行う前に、学校の組織運営体制の整備・充実と地域・学校・教育委員会の役割分担と連携に課題があるとしている。

平成 27 年度、文部科学省は、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資源・能力を確実に身に付けさせることができる「チームとしての学校」の実現に取り組んでいる。

教育庁は、平成 12 年度より教職員人事考課制度の導入に始まり、早期から公立学校の教員を統括校長、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭などのそれぞれの職に応じた役割分担・責任を明確化するなど、鍋蓋組織であった教育現場を階層化した組織とすることで効率化を図ってきた。また、いじめや不登校問題等に対応するために平成 25 年度より公立小・中学校及び高等学校全校にスクールカウンセラーを配置することによって、教員が児童・生徒への教育指導にできる限り専念できるように取り組んできた。

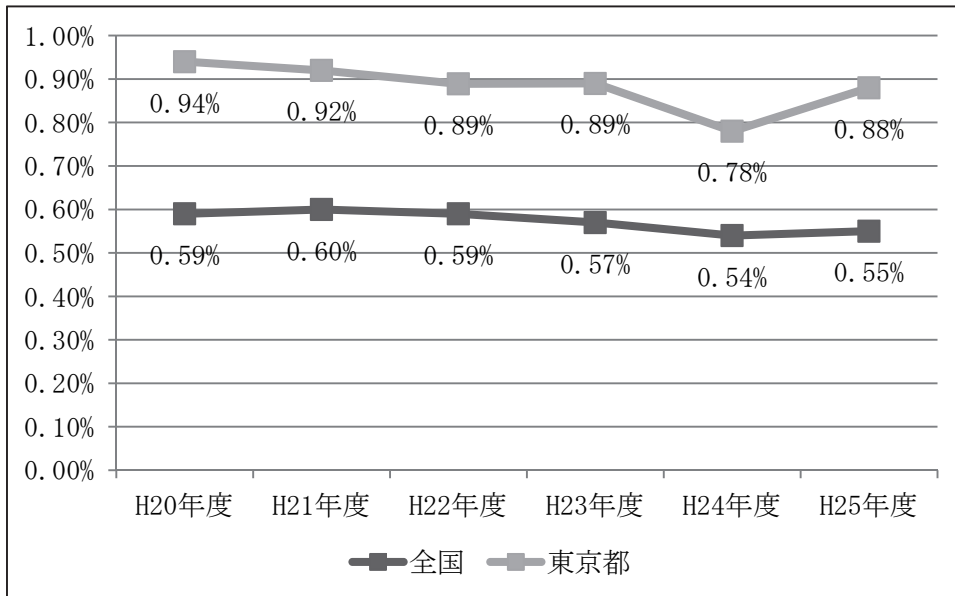
しかしながら、教職調整額の支給率は、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法により、給与月額額の 4%に相当する程度と決められており、各地方公共団体では、各々の判断により実態に即した教職調整額を設定することができない。都教育委員会は、「チームとしての学校」の実現に向けて、教員が児童・生徒への教育指導にできる限り専念できるようにするための取組を継続して実践するとともに、文部科学省に対し、教職調整額制度の在り方の検討を含め、教員が本来業務に専念できる環境の早期実現に必要な要望を行うよう取り組むこととされたい。

6. 教職員の退校時間の把握について

(1) 教員の精神疾患による休職者率について

都の精神疾患による休職者(教員)の状況は、グラフ B3-6-1 のとおりである。

グラフ B3-6-1 精神疾患による休職者(教員)の割合推移



(教育庁作成の資料より監査人が作成)

グラフ B3-6-1 のとおり、全国と比べて、都の精神疾患の休職率は高い。都教育委員会が公表している「教員のメンタルヘルス対策について」の中で精神疾患による教員の休職者率の高い都道府県を公表しており、その状況(平成19年度)は表 B3-6-1 のとおりであり、都は全国で6番目に休職率が高い状況である。

表 B3-6-1 平成19年度の休職率の都道府県順位

上位	都道府県	休職率(%)	下位	都道府県	休職率(%)
1	沖縄県	1.09	47	富山県	0.18
2	大阪府	1.01	46	静岡県	0.23
3	広島県	0.85	45	山形県	0.24
4	神奈川県	0.78	44	茨城県	0.25
5	京都府	0.76	43	山梨県	0.25
6	東京都	0.72	42	岐阜県	0.33

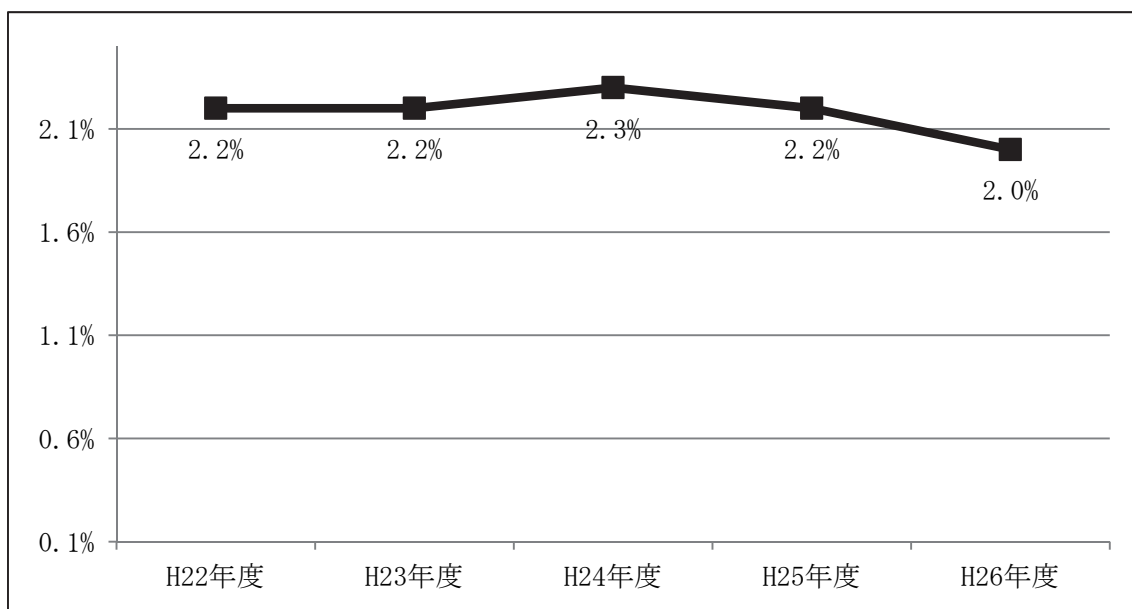
(都教育委員会「教員のメンタルヘルス対策について」より抜粋)

そこで、都では精神疾患による休職者率について他の道府県及び全国平均との比較分析を実施しているのか質問したところ、「精神疾患による休職者率を全国平均と比較したデータはあるが、それ以外はない。病気休職の予防及び職場復帰支援等に当たっては、個々の休職者の状況等を把握する必要があるが、全体の休職者率及び復職者率を他の道府県及び全国平均と比較することは必ずしも必要とは思っていない」との回答であり、精神疾患による休職率が全国平均より高い理由は不明であった。

(2) 教員の離職率について

都の教員の離職率は、グラフ B3-6-2 のとおりである。

グラフ B3-6-2 教員の離職率



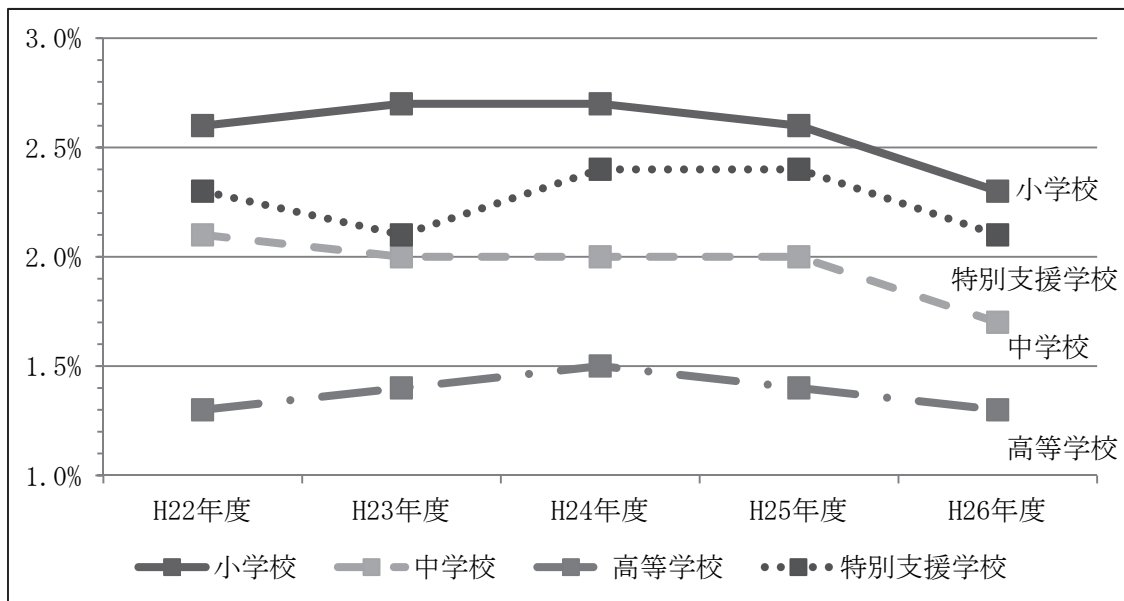
(教育庁作成の資料より監査人が作成)

(注) 定年退職者を除いた離職率である。

都の教員の離職率は、平成 22 年度から平成 26 年度まで 2%程度を推移しており、一定程度発生していることが分かる。

そこで、離職率の全国との比較の有無について、都に質問したところ「都では把握していない」との回答であった。そのため、全国平均と比較した場合に都の離職率がどのような割合なのかは不明である。

グラフ B3-6-3 学校種別の教員の離職率



(教育庁作成資料より監査人が作成)

都の離職率を学校種別で見た場合、小学校の教員の離職率が高いことが分かる。

そこで、小学校の教員の離職率が高い理由を質問により確認したところ、教育庁は、「過去5年間の普通退職者の女性比率は68.2%、勧奨退職の女性比率は69.2%で、在職者全体の女性比率(平成26年度は53.3%)よりも高いことから、全体的に女性の離職率が高い。とりわけ小学校は、最も女性比率が高い(平成26年度は63.3%)ことから、その傾向が顕著となり、離職率が高くなっている。なお、退職事由として多いのは他の道府県公立学校へ就職、育児・家事専念、傷病である。」との回答であった。

(3) 教職員のワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のことであり、個人の多様な生き方に合わせた働き方ができることを意味する。

都は、平成27年3月に「東京都職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定し、職員の意識・働き方の改革、制度の活用促進、妊娠・子育ての中の職員への支援、男性職員の子育ての参加支援・育児中の職員のキャリア形成促進、職場の危機管理としての仕事と介護の両立支援、生産性向上に向けた能力開発・働き方改革の取組を展開している。

教員のワーク・ライフ・バランスを実現するためにも、教員の健康を確保し、

安心して働くことのできる職場環境を作り、恒常的な時間外勤務の抑制やメンタルケア等に取り組むことが必要であると考えられる。

（４）教職員のメンタルケアの取組について

本報告書第３のⅢの６．（１）「教員の精神疾患による休職者率について」で記載したように、都の教員は全国平均を上回る休職者率となっている。また、都道府県別に見ても平成１９年度時点の休職者率は全国で上位６番目に位置していた。なお、都における精神疾患による休職者数は平成２０年度をピークに高止まりの状況で推移している。

精神的不調は早い段階で気付きにくく、本人が不調を自覚しないと相談や受診につながりにくいため、教育庁では予防に重点を置きながら「早期自覚」及び「早期対処」を基本とするメンタルケアに取り組んでいる。

具体的には、メンタルヘルスに関する啓発冊子による啓発の徹底、教職員の職場環境を把握した臨床心理士による土日相談、定期健診によるストレス検査の実施、セミナー講師やカウンセリングのための臨床心理士の派遣、体・心のケアやコーチングなどの研修を行う副校長ベーシックプログラム、休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を図るための復職支援、精神科医による精神保健講習会や精神保健相談事業が実施されている。

このような事業の効果として、教育庁は、①心理士派遣の利用者から「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」、「自分を見つめ直す良い機会であった」などの意見があったこと、また、②「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することでスムーズに復職することができた」などの意見があったこと、③副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「他校の副校長と面識ができたことにより、今後同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」などの意見があったことを挙げている。

(5) 都立学校（島しょを除く）教職員の退校時間の管理について

都の教職員は、出勤時には職員カード（ID カード）で出勤時間を記録しているが帰宅時の退校時間を記録していない。それは、平成 14 年に東京都教育委員会と職員団体との間で、表 B3-6-2 のような合意がなされたことによるものである。

表 B3-6-2 教育委員会と職員組合との調整

項目	調整内容
「職員カード」を導入した場合の具体的内容について	主に出勤の管理を行うので従来の出勤簿の機能を持つことになる。具体的には、 ①出勤の際、勤務時間の前にカードを通して出勤を確認するもの ②事前に申請された休暇等職免処理簿等により担当者が入力し、教職員の服務を確認する。なお、退勤には使用しない。以上のことから出勤簿は廃止する。（講師は除く）。また、打ち出し保管は必要に応じて行うことになる。

（教育庁作成資料より監査人が作成）

表 B3-6-2 のとおり、退勤時には職員カードを使用しないとなっているが、現在の機器類が整備されている環境下において、退校時間を記録し管理することは技術上可能であることが分かる。

仮に、在校時間が恒常的に長い教員の在校時間を正確に把握することができるとしたら、在校時間が長い理由を確認することによって、個々の教員が心身の健康を崩してしまう前段階で、メンタルケアが可能になること、また在校時間をデータ管理しているということをもって、不必要な在校時間の抑制効果と意に沿ったワーク・ライフ・バランスの実現効果を期待することができるものと考えられる。

（意見１－１９）教職員の退校時間の把握について

都の教員の精神疾患による休職者率は全国平均と比較すると高く、定年退職以外の理由による離職者も一定割合発生している。その原因が教員の恒常的な時間外勤務にあるとは一概には言えないが、恒常的な時間外勤務が生じている結果として、教職員の中には、意に沿ったワーク・ライフ・バランスが取れず、また心身の健康に悪い影響を及ぼしている可能性がある。教育庁は、都立学校の場合、服務監督権者である校長に対し、所属職員の勤務時間の適正な割り振りと運用に万全を期すよう通知を発出し、校長・副校長はその通知に基づいて、校内巡回や教員への声掛けなどにより、教員の勤務実態を適切に把握し管理に努めているものと主張している。しかしながら、教職員の退校時間について客観的な記録を行っていないことから、教職員の客観的な勤務実態等を事後的に確認することが難しい状況にある。

教育庁は、メンタルケアの更なる充実、意に沿ったワーク・ライフ・バランスの実現、不必要な在校時間の抑制など様々な労務対策のために、現行の職員カード（ID カード）を用いるなどして、教職員の在校時間を客観的なデータとして正確に記録する方法を導入し、その記録を定期的に分析することによって、必要な場合には勤務体制の見直しを校長等に指導するなど改善策を講ずることとされたい。

Ⅳ 都立高等学校の債権管理について

1. 高等学校等の授業料と就学支援金との関係について

高等学校等の授業料については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成 22 年 4 月 1 日より施行され、公立高等学校（全日制、定時制、通信制）の授業料不徴収制度の開始とともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金が支給される制度が開始された。

その後、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、平成 26 年度入学者から、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との 2 本立てとなっている従来の制度が、所得制限を設けた就学支援金制度へ一本化された。すなわち、平成 26 年度入学者から、授業料を原則徴収するとともに、保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者については、就学支援金が支給されることとなった。

ここで、平成 26 年 4 月以降の入学者の授業料、高等学校等就学支援金の金額は、表 B4-1-1 のとおりである。

表 B4-1-1 都立高等学校の授業料・就学支援金の金額

学校種別・課程別	授業料額等	高等学校等就学支援金支給額	
		区市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円未満の世帯	区市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上（※）の世帯
全日制課程	年額 118,800 円	年額 118,800 円 月額 9,900 円	対象外
定時制課程	年額 32,400 円	年額 32,400 円 月額 2,700 円	
定時制単位制課程	年額 1 単位につき 1,740 円 ×履修単位数	年額 1,740 円 ×履修単位数 月額 145 円 ×履修単位数	
通信制課程			
（平成 25 年度以前から在籍する生徒に適用）	年額 1 科目につき 870 円× 履修科目数		
（平成 26 年度入学生徒から適用）	年額 1 単位につき 336 円× 履修単位数		
特別支援学校高等部	年額 1,200 円	年額 1,200 円 月額 100 円	対象外

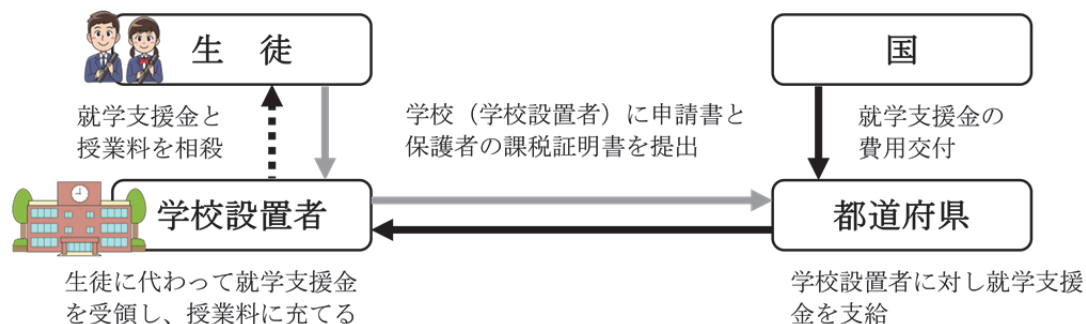
（都教育委員会ホームページより監査人が作成）

※ 両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人（16 歳以上）、中学生一人の子供がいるモデル世帯で年収 910 万円以上。

また、就学支援金の支給に係るイメージを図示した場合、図 B4-1-1 のとおりである。

図 B4-1-1 就学支援金の支給イメージ

就学支援金支給の流れ



(文部科学省ホームページより抜粋)

図 B4-1-1 のとおり、学校が、生徒本人（保護者）に代わって、国・都道府県から支給される就学支援金を生徒の授業料として受け取る制度となっているため、この就学支援金は生徒本人（保護者）に対して、都から直接支払われるものではないことが分かる。

2. 都立高等学校授業料の未納債権の取扱いについて

監査人が授業料の未納額がどの程度発生しているかについて、教育庁に対して確認したところ、表 B4-2-1 のとおりの状況であった。

表 B4-2-1 都立高等学校の授業料未納状況

学校名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		備考
	未納 人数 (人)	未納 金額 (円)	未納 人数 (人)	未納 金額 (円)	未納 人数 (人)	未納 金額 (円)	
竹台高等学校	1	96,000	-	-	-	-	平成 25 年度 96,000 円不納欠損処理
深沢高等学校	1	90,294	1	90,294	-	-	平成 26 年度 90,294 円不納欠損処理
野津田高等学校	1	50,000	1	50,000	3	132,800	
世田谷泉高等学校	1	46,800	-	-	-	-	
第五商業高等学校	1	24,345	1	24,345	-	-	平成 26 年度 24,345 円不納欠損処理
調布北高等学校	1	20,000	1	20,000	1	20,000	
世田谷総合高等学校	-	-	-	-	3	207,900	
福生高等学校	-	-	-	-	5	162,000	
葛西南高等学校	-	-	-	-	2	110,885	

蒲田高等学校	-	-	-	-	3	108,900	
稔ヶ丘高等学校	-	-	-	-	3	101,790	
永山高等学校	-	-	-	-	1	89,100	
文京高等学校	-	-	-	-	1	69,300	
秋留台高等学校	-	-	-	-	1	69,200	
八王子拓真高等学校	-	-	-	-	2	62,640	
中野工業高等学校	-	-	-	-	1	59,400	
荒川工業高等学校	-	-	-	-	1	59,400	
科学技術高等学校	-	-	-	-	1	59,400	
六本木高等学校	-	-	-	-	1	53,940	
農業高等学校	-	-	-	-	1	50,000	
荻窪高等学校	-	-	-	-	3	33,060	
葛飾商業高等学校	-	-	-	-	1	32,400	
第三商業高等学校	-	-	-	-	1	21,600	
合計	6	327,439	4	184,639	35	1,503,715	

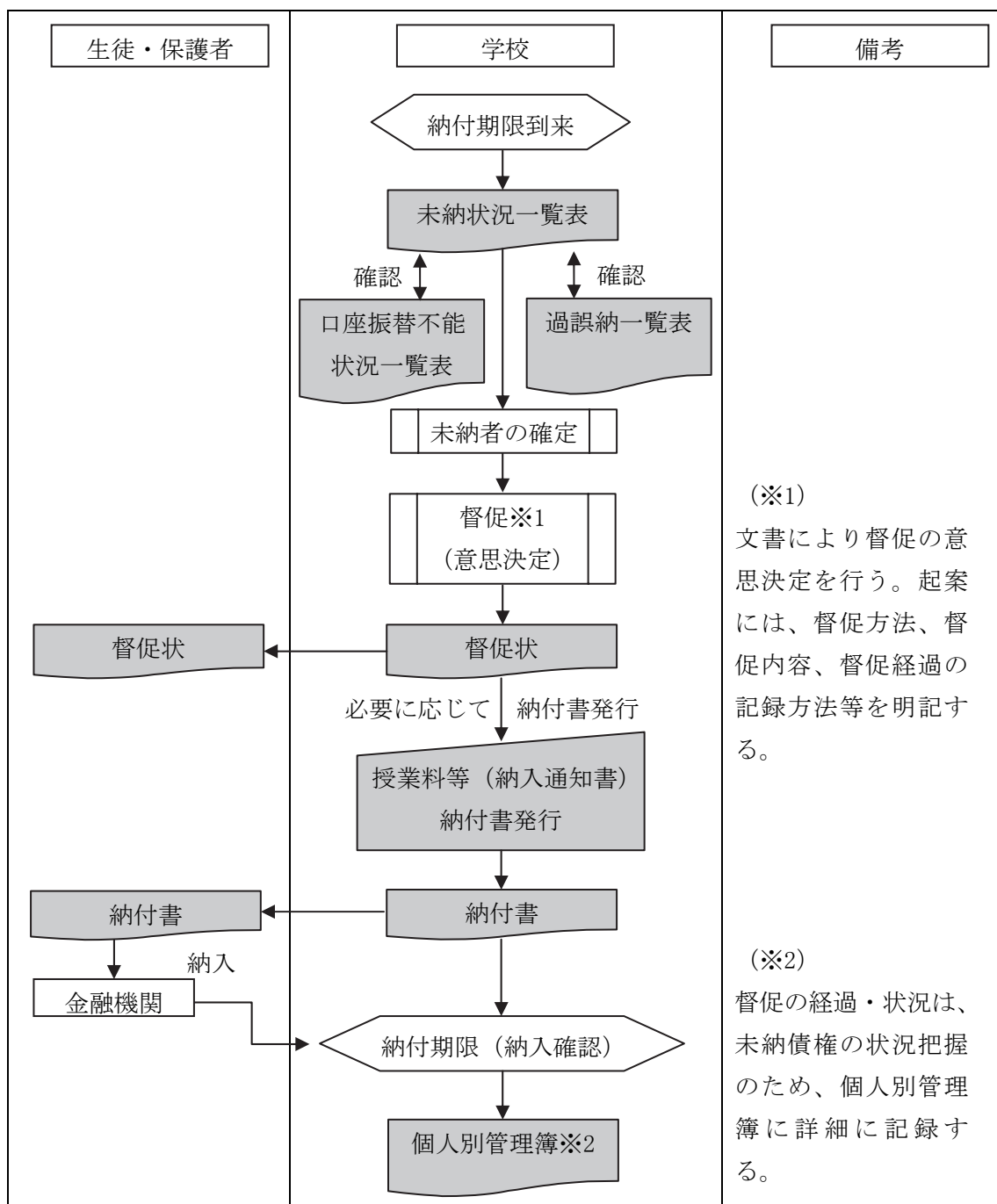
(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注 1) 平成 26 年度以前の未納人数及び未納額については、授業料不徴収制度開始前の平成 21 年度以前に発生した授業料の未納分である。

(注 2) 上記、未納人数及び未納額については、平成 26 年度決算時の数字である。

授業料の未納債権の取扱いについては、「授業料等徴収事務の手引」(以下、「徴収事務手引」という。)に基づいて実施している。ここで、具体的な授業料の未納額が発生した場合の処理フローを図示した場合、図 B4-2-1 のとおりである。

図 B4-2-1 授業料の未納額の発生時の処理フロー



(教育庁作成資料より監査人が作成)

図 B4-2-1 のとおり、授業料に未納額が発生した場合、学校は授業料等徴収システムから打ち出した「未納状況一覧表」に基づいて、督促対象を確認の上、早期の督促を行うことが必要である。このとき、徴収事務手引では、初期の督促経過の記録について、「未納状況一覧表」の余白や状況に応じて別紙を用いるなどにより、日時・督促方法・保護者の対応等の要点を正確に記載するととも

に、督促後も未納が解消されず未納期間が 3 か月以上又は未納回数が 3 回以上となった場合には、状況に応じた的確な督促を行うため「個人別管理簿」の作成を学校に求めている。これは、督促の方法を問わず、学校内での検討を含むすべての督促の経緯・経過を記録することで、未納債権の状況把握を容易にし、情報の共有化を図るためである。この「個人別管理簿」の標準様式は、徴収事務手引において明確に定められている。

監査人は、この徴収事務手引の定めに準拠して学校が未納債権を適切に管理しているか否かを確かめるため、表 B4-2-1 で示した平成 26 年度未納債権額の全件を対象として、「個人別管理簿」の閲覧を教育庁に対して要求した。

(1) 未納債権に対する督促及びその記録の体制について

この要求の結果、未納債権に係る「個人別管理簿」が作成されていない案件が、表 B4-2-2 のとおり存在することが判明した。

表 B4-2-2 個人別管理簿が未作成である高等学校の一覧

学校名	平成 26 年度 未納金額	備考
荻窪高等学校	10,440 円	平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月分
荻窪高等学校	10,440 円	平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月分 既に退学
荻窪高等学校	8,700 円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月分 既に退学
世田谷総合高等学校	29,700 円	平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月分
世田谷総合高等学校	89,100 円	平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月分
世田谷総合高等学校	89,100 円	平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月分
合計	237,480 円	

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 B4-2-2 の案件のうち、荻窪高等学校においては、平成 26 年度授業料等徴収システムから作成される「未納状況一覧表」に基づき、督促自体は行っていたものの、「個人別管理簿」が作成されていなかった。また、この学校では、本来徴取すべきものである納入計画を示した「納入確約書」を徴取しておらず、未納者 3 名のうち、2 名は既に退学していることから未納額の徴収は困難な状況にあるものと推察される。

一方、世田谷総合高等学校においては、「個人別管理簿」が作成されていないだけでなく、督促そのものも行われていなかったことが判明した。

なお、教育庁から、荻窪高等学校ではその後督促を行い、平成 27 年 12 月末日現在、3 名分の未納債権が解消されているとの説明を受けている。

表 B4-2-2 の案件は、授業料不徴収制度が廃止され、平成 26 年度から授業料が原則徴収となった制度移管時期であるがゆえに、学校が「個人別管理簿」の作成を失念していたものとも考えられる。しかしながら、未納債権に対して、適切な督促等の対応とその結果を正確に記録に残しておくことは、督促事務の基本であるから、今後このような失念のないよう、適切な未納債権管理を行うことが必要である。

(指摘 1－2) 未納債権に対する督促及びその記録の体制について

監査人が教育庁に対して未納債権に係る「個人別管理簿」の閲覧を要求したところ、世田谷総合高等学校から適切な督促等の事務を実施していない案件が 3 件、荻窪高等学校から「個人別管理簿」が作成されていない案件が 3 件、合計で 6 件 (237,480 円) の改善が必要な案件が検出された。

授業料等の未納債権について、「個人別管理簿」に発生・督促等の詳細な情報を記録することは、債務者状況の把握や適時適切な対応が可能になるとともに、これらの状況・対応に関する情報管理について一元化・共有化・効率化を図ることも可能になることから、教育庁は「個人別管理簿」作成及び未納額解消といった徴収事務手引が求める未納債権管理を徹底するよう、そのモニタリングも含め、適切な体制を構築することとされたい。

(2) 過誤等による調定額の取扱いについて

次に、「個人別管理簿」を全件閲覧した結果、表 B4-2-3 のとおり、平成 26 年度授業料に係る調定額が本来登録すべき金額よりも過大に登録されていた案件（3 件）が検出された。これらの事例は、実際の授業料の未納は生じていないにもかかわらず、学校が適切に処理しなかったことに起因して、結果的に「収入未済（未納）」が発生したという状況になっている。このような状況は、架空の債権額を財務数値として記録していることと同義である。ここで、調定とは、教育庁が歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為のことを意味している。

ところで、都の歳入の調定額に過誤等があった場合の取扱いについては、東都会計事務規則に規定されている。すなわち、同規則第 24 条で、調定額に過誤その他の理由によって、調定の取消し又は更正をしたときは、直ちに収支命令者に、調定額、歳入科目その他必要とする項目を財務会計システムに登録させる手続が必要であると規定されている。

しかしながら、当該案件（表 B4-2-3 の 3 件）は、調定の取消し等の手続が適切に実施されていないものである。

表 B4-2-3 調定の取消し等が適切に実施されていない事例

学校名	平成 26 年度	
	対象人数	収入未済金額
文京高等学校	1 人	69,300 円
荒川工業高等学校	1 人	59,400 円
六本木高等学校	1 人	53,940 円
合計	3 人	182,640 円

(教育庁作成資料より監査人が作成)

この点、過誤等の理由及びその経緯について、教育庁に質問した結果、表 B4-2-4 のとおり、その回答を得た。

表 B4-2-4 調定の取消し等が実施されなかった理由及び経緯

学校名	理由及び経緯
文京高等学校	文京高等学校授業料事務担当者は、平成 26 年 8 月に転入した生徒について、本来 69,300 円とすべき生徒の授業料調定額を、誤って 79,200 円と 9,900 円過大に登録していたことに気が付いた。このため、平成 27 年 3 月 17 日に授業料等徴収システムで調定更正を行ったが、操作の過程であるべき 69,300 円について授業料調定を二重登録してしまった。 文京高等学校は、出納閉鎖後の平成 27 年 6 月 22 日に決算審査に係る高等学校教育課からの調査において、当該本来は債権のない金額があることを認識した。その後、文京高等学校と高等学校教育課で原因の究明を行っていたところ、8 月 31 日に、二重登録により存在しないはずの債権が発生していたことを特定した。
荒川工業高等学校	荒川工業高等学校授業料事務担当者は、平成 27 年 4 月、平成 26 年 8 月に転出した生徒の授業料を誤って 9 月転出したものとして、10 月から 3 月までの 6 か月分の授業料 59,400 円を授業料等徴収システムに減額登録した。 その後、平成 27 年 5 月 1 日に同担当者は、転出月の誤りに気付き、前述の減額分を取り消すため同額を増加させる処理を行ったが、あるべき 9 月から 3 月までの授業料の減額登録を失念したため債権額が過大となっていた。
六本木高等学校	六本木高等学校授業料事務担当者は、平成 27 年 5 月、決算処理に当たり、授業料等徴収システムに対象者が特定できない収入未済額 53,940 円が登録されていることを確認した。 このため、所管課である高等学校教育課に報告し、双方で調査を進めた結果、平成 27 年 9 月 2 日、授業料等徴収システム保守業務委託の受託者がシステムメンテナンスの際（平成 27 年 4 月）に発生した誤処理が原因であることを特定した（※）。

（教育庁作成資料より監査人が作成）

※ 教育庁からの回答では、その後プログラム修正を実施し、監査報告書日現在は、問題なく運用されているとのことである。

表 B4-2-4 のとおり、いずれの案件（3 件）も過誤等の発見からの対応が不適切であることに起因している。

本来は、学校において、決算額の調製中に収入未済額を特定し、これを調査して内容を正確に把握した上、それが過誤等に起因するのであれば、調定の取

消しなど適切な是正措置を講じるべきであるが、当該案件はこれが実施されていない。

なお、本件については、本庁や学校経営支援センターの支援が十分に機能していなかったとも言える。

【(参考) 東京都会計事務規則 (一部抜粋)】

(歳入の調定)

第二十二條 歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならない。

2 前項の調定は、分割して収入するものにあつては、納付期限ごとに当該納付期限に係る金額について行わなければならない。ただし、数回分を同時に納入者に通知する必要があるものについては、この限りでない。

(歳入調定額の取扱い)

第二十三條 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに収支命令者に、調定額、歳入科目その他必要とする項目を財務会計システムに登録させなければならない。ただし、同一の科目に属する歳入で、次に掲げるものについては、月の初日から末日までの間の調定を取りまとめ、翌月の初日から五日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に定める東京都の休日は、当該期間に算入しない。第七十九条第一項第一号及び第八十一条第八項において同じ。）以内に登録させることができる。

一 第二十八条の規定による出納員の収納に係る歳入で、日々調定（一月に複数回収納することが見込まれる歳入について収納した日ごとに調定することをいう。次号において同じ。）を行うもの

二 政令第百五十八条第一項又は政令第百五十八条の二第一項の規定による委託に係る歳入で、日々調定を行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるもの

2 前項ただし書に規定する歳入であつて、同項ただし書の期間内に同項の規定による登録をさせることが困難なものについては、歳入徴収者は、会計管理者と協議の上、当該登録の期限を変更することができる。

3 第一項の規定による登録は、会計管理者に対する収入命令とみなす。

(調定の取消し、更正)

第二十四條 過誤その他の理由によつて、調定の取消し又は更正をしたときは、前条の規定に準じて処理しなければならない。

(指摘 1－3) 過誤等による調定額の取扱いについて

個人別の債権の状況を記録する「個人別管理簿」及び未納債権状況を確認することができる「教育庁作成資料」を全件閲覧したところ、過誤等を起因として過大な債権残高が授業料等徴収システムに計上されている案件(3件)が判明した。具体的には、文京高等学校、荒川工業高等学校及び六本木高等学校の3校でそれぞれ1件ずつ発生しており、合計182,640円である。

いずれの案件(3件)も過誤等の発見からの対応が不適切であることに起因しているが、このような状況は財務会計数値の信頼性を著しく損なうおそれがあることから、各学校の収入未済額を特定し、その内容を正確に把握するとともに、それが調定の取消・更正事由である場合には適切な是正措置を速やかに講じられるよう、各学校等の管理体制を再構築することとされたい。

(3) 授業料未納者に対する進級の取扱いについて

高等学校等における進級の認定は、学校教育法施行規則第104条において準用する第57条の規定に基づき、生徒の平素の成績を評価して行う校長の権限に属するものとされている。ただし、生徒の平素の成績を評価する場である成績判定会議又は卒業判定会議(以下、「成績判定会議等」という。)に付議するための前提として、授業料の納入が完了している必要がある。なぜならば、前払納付を原則としている授業料の性格に鑑みると、納入を完了していないと、他の生徒との公平性を害するからである。

このため、校長、副校長、主幹教諭、担任及び経営企画室は、未納債権の督促を協力して行うことにより、成績判定会議等の前に授業料の納入を完了させるよう未納解消に努める必要がある。

また、督促等を行ってもなお、授業料の未納がある者を成績判定会議等に掛ける場合は、個々の生徒の未納状況の把握及び納入計画を明らかにするため、「納入確約書」を提出させた上で、校長が決定するものとされており、これは徴収事務手引に規定されている。

ここで、平成26年度末時点における授業料未納者のうち、翌年度に進級した者について、徴収事務手引において定められている「納入確約書」を、成績判定会議等の前に入手しているかどうか確認を行ったところ、表B4-2-5に掲げられた3校で未入手事例が検出された。具体的には、野津田高等学校で1件、世田谷総合高等学校で3件、中野工業高等学校で1件の合計5件で未納金額は237,600円である。

表 B4-2-5 納入確約書の未入手状況

学校名	対象 人数	授業料 未納金額	未納 月数	提出書類	提出日
野津田高等学校	1 人	29,700 円	3 か月	授業料納入確約書	平成 27 年 7 月 21 日
世田谷総合 高等学校	1 人	29,700 円	3 か月	授業料等分割納入 計画書兼納入誓約 書	平成 27 年 7 月 6 日
	1 人	89,100 円	9 か月	授業料及び修学旅 行積立金分納許可 申請書兼納入誓約 書	平成 27 年 6 月 2 日
	1 人	89,100 円	9 か月	授業料等分割納入 計画書兼納入誓約 書	平成 27 年 7 月 1 日
中野工業高 等学校	1 人	59,400 円	6 か月	授業料納入確約書	平成 27 年 6 月 29 日
合計	5 人	297,000 円			

(教育庁作成資料より監査人が作成)

このように、教育庁が定める徴収事務手引では、授業料未納者を成績判定会議等に掛ける前に納入確約書の提出を明確に求めているのにもかかわらず、表 B4-2-5 の 3 校においては進級後の平成 27 年 6 月以降に、当該書類を入手している。

(指摘 1－4) 授業料未納者に対する進級の取扱いについて

授業料を適切に納めている者との公平性等の観点から、学校が授業料未納者を進級させる場合には、成績判定会議等の開催前の段階で授業料未納者から「納入確約書」を入手して、その者から納付の意思を確認することが最低限必要である。しかしながら、平成 27 年度に進級している平成 26 年度末授業料未納者から「納入確約書」を適切な時期に入手していない案件が合計 5 件（野津田高等学校で 1 件、世田谷総合高等学校で 3 件、中野工業高等学校で 1 件）存在することから、今後は、このような状況を生じさせないように、未納者の経済環境なども考慮しつつ、適切な進級の取扱いを実施することとされたい。

(4) 授業料未納者に対する卒業の取扱いについて

高等学校等における卒業の認定は、進級の場合と同じく、卒業判定会議の開催前の段階で、「納入確約書」を入手する必要があるとされている。

そこで、既卒者について、平成 24 年度から平成 26 年度までの未納授業料の有無とその未納金額の推移を確認したところ、表 B4-2-6 のとおりであった。

表 B4-2-6 既卒者に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの未納授業料推移

学校名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	未納 人数	未納 金額	未納 人数	未納 金額	未納 人数	未納 金額
竹台高等学校	1 人	96,000 円	-	-	-	-
深沢高等学校	1 人	90,294 円	1 人	90,294 円	-	-
野津田高等学校	1 人	50,000 円	1 人	50,000 円	1 人	50,000 円
調布北高等学校	1 人	20,000 円	1 人	20,000 円	1 人	20,000 円
合計	4 人	256,294 円	3 人	160,294 円	2 人	70,000 円

(教育庁作成資料より監査人が作成)

この結果を受け、該当生徒について、平成 24 年度から平成 26 年度の「個人別管理簿」の閲覧、「納入確約書」の入手状況及びその後の顛末を追加で質問し、その回答をまとめたものが表 B4-2-7 である。

表 B4-2-7 卒業者に対する未納債権の顛末

学校名	教育庁からの回答
竹台高等学校	納入確約書は提出されなかったが、成績、欠時では問題がないので、学校経営及び教育的観点から校長の判断により平成 20 年に卒業を認めたもの。 卒業後は、一度も入金がない。 地方自治法第 236 条により、平成 25 年度不納欠損処理。
深沢高等学校	退学を前提にした督促を再三にわたって行い、卒業直前の一部入金及び学校積立金の充当承諾書を徴取している。3 月末を納期とする納入確認書の提出をもって、平成 22 年に卒業を認めている。 卒業後は、一度も入金がない。 地方自治法第 236 条により、平成 26 年度不納欠損処理。
野津田高等学校	納入確約書の提出、及び卒業式前日に平成 15 年度上半期分の納入があったことから保護者からの残額の納入を見込んで平成 16 年に卒業を認めている。 卒業後に一部入金（101,200 円）があるが、平成 25 年 2 月 25 日から入金がない。未納残額は、50,000 円である。
調布北高等学校	卒業直前に連絡が取れるようになり、一部入金及び卒業式当日の午前中に残額をすべて支払う旨の連絡があり、平成 16 年の卒業式に該当生徒を参列させたもの。 卒業後に一部入金（34,000 円）されているが、平成 24 年 1 月 10 日から入金されていない。未納残額は 20,000 円である。

（教育庁作成資料より監査人が作成）

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第 5 条第 1 項において、授業料が期限内に納付されなかった場合は、校長は該当生徒の出席を停止し、又は退学させることができる旨が規定されている。また、徴収事務手引においても、成績判定会議等にかけた授業料未納者については、校長が責任を持って進級・卒業前に納入を完了させるよう規定されている。

表 B4-2-7 の案件（4 件）については、個々のケースに応じて、慎重に卒業判定が行われたものであると考えられるが、結果として、竹台高等学校及び深沢高等学校の 2 件については卒業後一度も入金がされず、不納欠損処理がなされていることから、授業料を適切に納めた生徒との公平性が著しく害されていると言える。なお、不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったこ

とを表示する決算上の処分を言い、都の会計上、いったん認識していた債権が消滅することになる。

また、残りの案件（野津田高等学校及び調布北高等学校）についても、現実的には未納額の回収が困難な状況となっている。

このように、授業料が未納である生徒を卒業させてしまうと、その後に未納額の回収を行うことは、現実的には極めて困難な状況になることから、より慎重かつ厳格な判断が必要である。

【(参考) 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（一部抜粋）】

(授業料未納の場合の出席停止等)

第五条 校長は、授業料が期限内に納付されなかつた場合は、当該授業料にかかる生徒の出席を停止し、又は退学させることができる。

2 校長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定により退学させた者の未納の授業料を免除することができる。

(指摘 1－5) 授業料未納者に対する卒業の取扱いについて

高等学校等における卒業の認定については、教育庁が定めた徴収事務手引により、卒業判定会議の開催前の段階で「納入確約書」を入手することが求められているが、竹台高等学校では、これを入手しないまま卒業を認めている案件（1 件）があり、卒業後は未納額が一度も回収されないまま不納欠損処理がなされている。深沢高等学校では「納入確約書」を入手しているものの、卒業後は未納額が一度も回収されないまま不納欠損処理がなされている（1 件）。また、野津田高等学校及び調布北高等学校では、「納入確約書」を入手しているものの、卒業後の未納額の回収が滞っている案件がある（2 件）。今後は、このような状況が生じないよう、より慎重かつ厳格な卒業の取扱いを実施することとされたい。

なお、平成 26 年度末に未納額が残存している案件（2 件）については、今後も督促を継続の上、確実に回収することとされたい。

（５）授業料未納者への対応体制強化について

前述のとおり、平成 26 年度の入学生から、従来の授業料不徴収制度が廃止され、一定水準以上の所得年収（910 万円以上）のある世帯についてのみ授業料の実質的負担を求める制度に移行していることから、授業料不徴収制度開始前の授業料未納者の状況と、現行制度における未納者の状況とは、その状況が異なる。なぜなら、当時は生活に困窮する世帯が未納者となる場合が多かったが、現行制度においては授業料負担能力があるにもかかわらず、未納者となっている場合があると考えられるからである。かかる状況下において、（指摘 1－2）から（指摘 1－5）のように、都立高等学校では不適切な督促等事務の事案が散見されることから、現行の体制のままでは、今後も同様の事案が発生する可能性が高いものと言える。

教育庁では、他の道府県と異なり、学校経営支援センターが各学校を支援する体制を構築していることから、学校経営支援センターが実施する授業料事務の点検を通して、的確な進行管理、助言などにより、各学校の未納債権の回収を支援することが必要であると考えられる。

（意見 1－20）授業料未納者への対応強化について

平成 26 年度の入学生から従来の授業料不徴収制度が廃止され、一定水準以上の所得年収（910 万円以上）のある世帯についてのみ授業料の実質的負担を求める制度に移行している。このような状況において、（指摘 1－2）から（指摘 1－5）のような不適切な督促等事務の事案が散見されることから、今後このような事案が発生しないよう、学校経営支援センターは、徴収事務手引や学校経営支援センターが実施する学校事務担当者の連絡会等において、個々の学校の対応事例や督促・回収のノウハウ等を共有化するなどして各学校が未納債権を適切に管理する手法を確実に定着させる支援を行うとともに、学校経営支援センターが実施する授業料事務の点検を通して、的確な進行管理、助言などにより、各学校の未納債権の回収を実現できるよう支援することとされたい。

（６）個人別管理簿の標準様式の見直しについて

徴収事務手引においては、未納債権に係る「個人別管理簿」について、その標準様式が定められている。この様式は、記載すべき内容を削除することはできないが、必要に応じて記載内容を追加することができると定められている。

しかしながら、「個人別管理簿」の標準様式には、未納金額の残高を記載すべき箇所が設けられていないことから、各学校の「個人別管理簿」においては、未納金額を記載している学校とそうでない学校が存在している。このような状況においては、仮に担当者が交代した場合には、督促の実績履歴だけでは業務の引継ぎが適切になされない可能性がある。個人別の未納債権の状況を正確に把握し、業務を適切に継続するためには、未納金額の残高も重要な情報であることから、これを標準様式の記載事項として統一的に運用することが必要であると考えられる。

（意見１－２１）個人別管理簿の標準様式の見直しについて

未納債権に係る「個人別管理簿」については、徴収事務手引においてその標準様式が定められているが、この標準様式には未納金額の残高を記載すべき箇所が設けられていない。担当者の引継ぎも含め、個人別の未納債権の状況を正確に把握して業務を適切に継続するためには、未納金額の残高も重要な情報であることから、これを標準様式の記載事項として統一的に運用するよう、見直しを図ることとされたい。

V 都立高等学校入試における採点誤りについて

1. 発覚の経緯について

平成 26 年 4 月 10 日、都立荻窪高等学校において新入生の学力を把握するため、既に終了した同校の入学者選抜における学力検査の答案を確認していたところ採点誤りが見つかった。

この事実を受け、都立高等学校と都教育委員会は、平成 25 年度及び平成 24 年度に実施した都立高等学校入学者選抜における学力検査のすべての答案の点検を実施した。

さらに、答案の保存期間は 1 年間であるが、一部の高等学校では、この保存期間を超えている平成 23 年度に実施した答案が保有されていた。この年度の受検者は当時高校 3 年生として在籍しており、仮に採点誤りで追加合格となった場合には転学による救済措置を講じることできる可能性が残されていたため、この年度の答案も点検を実施した。

この入試答案再点検の結果（概要）は、表 B5-1-1 のとおりである。

表 B5-1-1 都立高等学校入試の採点誤りに係る答案の再点検結果（概要）

		平成 23 年度実施分	平成 24 年度実施分	平成 25 年度実施分
点検実施校数		56 校	127 校	175 校
誤りのあった学校数		52 校	117 校	158 校
誤りの件数		345 件	1,289 件	1,418 件
追 加	学校数	－	6 校	13 校
合 格	人数	－	6 人	16 人

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（注）平成 23 年度実施分及び平成 24 年度実施分の点検実施校数が少ないのは、文書保存期間 1 年が経過していることにより、答案用紙を既に廃棄している学校があるためである。

2. 都立高等学校入試における採点誤りの点検の結果について

この点検の結果、3か年にわたって、都立高等学校全体の9割を超える学校で、3,000件を超える入試の採点誤りが判明した。また、本来は合格であったにもかかわらず不合格とされていた受検者は、合計22名に上ることが明らかになったのである。

このような結果を受けて、都教育委員会は、外部有識者5名を含む18名の委員で構成される「都立高校入試 調査・改善委員会」を平成26年5月14日設置した。この委員会では、4か月掛けて誤りの原因と課題の考察、再発防止・改善の方向性と具体的方策について、計8回の審議を行っている。その再発防止・改善の方向性と具体的方策は、表B5-2-1のとおりである。

表 B5-2-1 再発防止・改善の方向性と具体的改善策

採点・点検に専念できる十分な時間と環境を確保する	
方策 1	学力検査翌日から合格発表日の前日までの日数を現行の3日間から4日間とする。
方策 2	学力検査翌日と翌々日の2日間については生徒を登校させず、採点・点検業務に専念できる環境をつくる。
方策 3	連続作業による集中力の減衰を避けるため、原則、作業50分ごとに10分間の休憩を設ける。
マークシート方式を導入する。	
方策 1	記号選択式問題の解答形式については、マークシート方式を導入する。
採点点検方法を抜本的に見直す。	
方策 1	読み上げ方式による採点・点検を2系統で行う。
方策 2	作文等の記述式問題についても採点・点検は2系統で行う。
方策 3	合格発表日までに、合否ボーダーライン上下の一定範囲にある受検者の答案を再点検する。
方策 4	採点・点検業務の詳細を定めた「採点・点検実施要項」を新たに作成する。
採点誤りを起こしにくい仕組みをつくる	
方策 1	完全正答を求める出題形式を変更する。
方策 2	点数の計算誤りを防止するため、解答用紙に各問題の点数を記入する欄を設ける。
方策 3	正答表の様式を解答用紙の様式と同一の様式に改め、部分点を与える際の基準を示す。
方策 4	採点・点検の責任の所在を明確にするため、「解答用紙の綴り」の様式を改善する。
採点・点検に対する意識を高める	
方策 1	新たに作成する「採点・点検実施要項」に採点・点検業務の意義の重要性について明記する。
方策 2	初任者研修や階層研修等の研修内容に入学選抜に関する内容を組み込む。
方策 3	採点・点検の差異、各教科の採点責任者は、校長に対して誤りの事例や業務の進捗状況を適宜報告する。
方策 4	課題や改善策等について、学校現場と東京都教育委員会が定期的に意見交換する場を設ける。

(平成26年9月「都立高校入試の採点誤りに関する再発防止・改善策」より監査人が作成)

3. 今後の対応について

このような再発防止・改善の方向性と具体的方策に基づき行われた、平成 26 年度に実施した都立高等学校入学者選抜における学力検査の採点誤りの状況は、表 B5-3-1 のとおりである。

今回は採点ミスによる追加合格はなかったものの、依然として約半数の学校で採点ミスが生じている。この採点誤りの内容として、誤答を正答として採点した、正答を誤答として採点した、合計点を誤って算出した、という「単純ミス」が前回の 1,178 件から今回は 60 件に大きく減少しており、再発防止の具体的改善策が一定の成果を上げていると言える。

しかしながら、記述式問題に関する採点誤りは依然として今回も 1,004 件と多く生じていることから、更なる改善策（特に誤字脱字の採点誤り防止策）を講ずることが必要である。

表 B5-3-1 平成 26 年度に実施した選抜における採点誤りの状況

		平成 26 年度実施分
学力検査実施校数		176 校
誤りのあった学校数		99 校
誤りの件数		1,064 件
追 加 合 格	学校数	－
	人数	－

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（指摘 1－6）都立高等学校入学者選抜における学力検査の採点誤りの今後の対応について

都立荻窪高等学校が平成 25 年度に実施した入学者選抜における学力検査において、採点誤りが発覚したことから、都教育委員会が、平成 24 年度及び平成 25 年度に実施した都立高等学校入学者選抜における学力検査のすべての答案（一部の学校では、平成 23 年度実施分を含む）について点検を行ったところ、9 割を超える学校で、合計 3,000 件以上の採点誤りが判明した。また、採点誤りにより本来合格であったにもかかわらず、不合格とされていた受検者（追加合格者）が 22 名存在していることが明らかになった。これを受けて都教育委員会は、再発防止・改善の方向性と具体的方策を策定・公表したが、平成 26 年度に実施した入学者選抜においても未だ 1,064 件の採点誤りの存在が判明しており、このような事態は受検生のその後の人生を大きく左右する可能性があること、ひいては広く一般都民の信頼を損ねるものであることから、今後このような事態

が生じないよう、更なる具体的改善策を講じて、継続的な対応を図ることとされたい。

VI 東京都教職員住宅について

1. 教職員住宅の概要について

教職員住宅は、地方公務員法第 41 条、第 42 条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定に基づき、教職員の福利厚生の実施及び人事交流を行うために設置されている。

東京都教育委員会職員住宅管理規則によれば職員住宅は 3 つの区分に分類されている。この区分ごとの、平成 26 年度における都の教職員住宅の住宅数・戸数・入居率は、表 B6-1-1 のとおりである。

表 B6-1-1 都の教職員住宅の状況

第 1 号住宅（職務住宅）		
勤務時間外においても児童及び生徒の安全確保等の非常勤務に従事するため、職務の執行上一定の場所に居住する必要がある者の居住の用に供するために設置 (平成 26 年 5 月 1 日現在 以下同じ)		
地区	住宅数	戸数
多摩	1 住宅	3 戸
島しょ	1 住宅	18 戸
第 1 号住宅 計	2 住宅	21 戸
		平成 26 年度入居率 85.7%
第 2 号住宅（準職務住宅）		
通常の勤務場所に比して、へき遠な場所にある都立学校及び市町村立学校に勤務する者の住宅の用に供するために設置		
地区	住宅数	戸数
多摩	3 住宅	43 戸
島しょ	大島地区	31 住宅 377 戸
	三宅地区	9 住宅 98 戸
	八丈地区	12 住宅 170 戸
	小笠原	3 住宅 42 戸
第 2 号住宅 計	58 住宅	730 戸
		平成 26 年度入居率 87.3%
第 3 号住宅（福利住宅）		
現に、住宅に困窮している者の住居の用に供するために設置 →平成 22 年度末にすべて廃止している。		

(教育庁作成資料より監査人が作成)

2. 教職員住宅資金の金利負担軽減について

都の教職員住宅は、公立学校共済組合（以下、「共済組合」という。）との住宅譲渡契約により、共済組合が建設を行っている。その契約により、共済組合が住宅建設に要する資金を支出し、当初は共済組合が住宅を所有しているものの、この建設資金を都が20年を掛けて共済組合に支払い、この支払（償還）が終了した時に、建物所有権が都に譲渡されるという仕組みになっている。このような全額償還後の所有権移転を約束する長期（20年）賦払いによる譲渡契約は、会計上一般には、所有権移転ファイナンスリース契約であると考えられる。

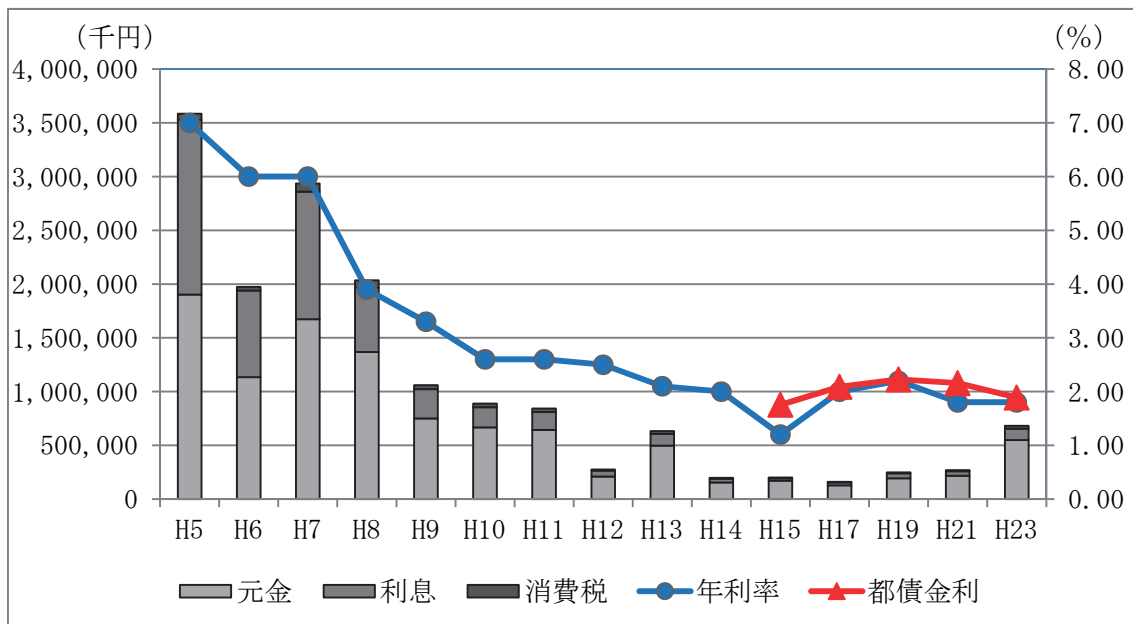
ここで、平成26年度の都の教職員住宅の、当初の契約額及び平成26年度支払額について、その内訳を元利金の別に示した場合、表B6-2-1のとおりである。また、表B6-2-1のうち、当初契約額の元利金別内訳を視覚的に示した場合、グラフB6-2-1のとおりである。

表 B6-2-1 平成26年度の都の教職員住宅元利金の支払状況

議決年度	年利率 (%)	契約額（千円）			平成26年度支払額（千円）		
		合計（税込）	元金	利息	合計（税込）	元金	利息
平成5年度	7.00	3,584,522	1,902,444	1,625,004	184,912	170,772	9,016
平成6年度	6.00	1,974,360	1,134,748	805,569	102,195	89,733	9,769
平成7年度	6.00	2,935,638	1,672,733	1,187,490	152,299	124,683	21,994
平成8年度	3.90	2,035,458	1,368,600	598,428	105,237	87,275	13,597
平成9年度	3.30	1,060,465	749,989	272,976	54,705	44,907	7,552
平成10年度	2.60	888,471	667,432	187,668	45,741	37,799	6,052
平成11年度	2.60	842,199	643,610	166,408	46,683	33,652	11,348
平成12年度	2.50	276,078	209,214	56,402	14,183	11,235	2,385
平成13年度	2.10	632,682	496,668	111,181	32,469	25,964	5,207
平成14年度	2.00	197,290	155,564	33,947	9,865	7,804	1,671
平成15年度	1.20	201,558	171,606	21,372	10,331	8,702	1,194
平成17年度	2.00	160,891	127,431	27,088	8,231	6,148	1,775
平成19年度	2.20	249,046	192,837	46,567	12,394	8,481	3,489
平成21年度	1.80	269,773	216,646	42,294	13,418	9,419	3,527
平成23年度	1.80	682,079	549,978	104,602	34,767	23,989	9,579
合計	-	15,990,518	10,259,506	5,287,002	827,436	690,569	108,161

（教育庁作成資料より監査人が作成）

グラフ B6-2-1 都の教職員住宅契約額の元利金別内訳・年利率の推移



(教育庁作成資料及び財務局ホームページより監査人が作成)

(注)「都債金利」は、財務局が公表している「公募 20 年債」の表面利率を使用している。なお、表面利率は、年度で複数回にわたって債券が発行されているときは、単純平均によって利率を算出している。

表 B6-2-1 及びグラフ B6-2-1 のとおり、平成 7 年度以前の教職員住宅契約の年利率（6%～7%）は、直近の平成 23 年度の年利率（1.8%）と比較して、非常に高い水準にある。更に言えば、グラフ B6-2-1 のとおり、年利率が高い水準にある平成 7 年度以前の契約額は、その内訳から明らかなように、元金相当額とほぼ同じくらいの利息相当額を負担している。

このように利率が低下している局面において、経済性の観点から期間トータルコスト（償還費用）を削減する方法を検討しているか教育庁に質問したところ、「金利負担を少しでも圧縮するために、高金利の借入金から低金利の借入金へ借換えを行うことは、民間では一般的に行われているが、教職員住宅においては借換えについてはこれまで前提としてこなかった」との回答を得た。

年利率の高い平成 7 年度以前の教職員住宅契約は、まもなく支払（償還）期間を満了する、ないし既に満了しているが、年利率が中程度（3%前後）の契約の支払（償還）期間は今後もしばらく継続することから、利率の高い契約について優先的に繰上返済を行う、若しくは契約利率を引下げるよう、共済組合と契約見直しを交渉する等、金利負担軽減による費用削減の方法を検討する必要

があると考える。

なお、グラフ B6-2-1 を見る限りにおいては、都債の表面利率よりも共済組合が設定している年利率の方が低い傾向にあることから、都債を発行して資金を調達するよりは、幾分有利な契約を締結しているという点を、ここで申し添えておく。

（意見 1－22）教職員住宅資金の金利負担軽減について

都の教職員住宅は、共済組合との住宅譲渡契約により、共済組合が住宅建設に要する資金を支出し、当初は共済組合が住宅を所有するものの、この建設資金を都が 20 年を掛けて共済組合に支払い、この支払（償還）が終了した時に、建物所有権が都に譲渡される仕組みになっている。しかしながら、平成 23 年度の年利率（1.8%）と比較して平成 7 年度以前の教職員住宅契約の年利率（6%～7%）は非常に高く、また平成 8 年度以降も中程度の年利率（3%前後）の契約があることから、利率の高い契約について優先的に繰上返済を行うなど、金利負担軽減による費用削減の方法を検討することとされたい。

Ⅶ 入札・契約について

1. 入札・契約の制度について

(1) 入札・契約の制度について

教育庁が締結する入札・契約については、地方自治法第 234 条第 1 項に規定されているとおり、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約などの類型がある。

また、この入札・契約締結に関する権限は、地方自治法第 180 条の 2 に基づき、表 B7-1-1 の範囲内で、知事から教育長に委任されている。

表 B7-1-1 知事から教育長へ委任されている権限の範囲

契約区分	委任の範囲
建築工事請負	2 億円未満
土木工事並びに船舶の製造及び修繕に係る工事請負	1 億 5,000 万円未満
その他の工事請負	8,000 万円未満
設備工事請負	2,600 万円未満
物品の買入れ	3,000 万円未満
物件の借入れ	2,000 万円未満

(「東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則」より監査人が作成)

(注 1) 「委任の範囲」は、すべて予定価格の金額を意味する。

(注 2) 平成 27 年 4 月 1 日より、入札契約事務の効率化の観点から、委任の範囲が拡大されている。

① 一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告を行い、不特定多数の人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法である。

この方法によれば、公正性と機会均等性が確保されることとなる。そのため、地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によることとされている。

② 指名競争入札について

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他において適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から地方公

共団体に最も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約する方法をいう。

一般的に、この方法によれば、一般競争入札に比べ選定の段階で不適当な参加者を排除することができ、一般競争入札に比べ手続の手間を省くことができるというメリットがあるが、その一方で、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し、偏重する可能性が残るというデメリットがある。

③ 随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争によらずに任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

この方法によれば、一般的に、契約手続が一般競争入札又は指名競争入札に比べて簡略であること、資力、信用、技術、経験など相手方の能力等を熟知の上で選定することができること、経費削減に効果的であることとされている。

しかしながら、契約の性質上、特定の二者としか契約できない場合を除き、随意契約には、相手方が固定化し競争原理が働かないおそれがあること、契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがあることも、一般的に指摘される。このため、随意契約を選択することは慎重に行うべきであると考えられる。また、この随意契約の中でも、特定の二者のみを契約の相手方として選択して契約を締結する方法を、特命随意契約という。

ここで、東京都契約事務規則第 34 条の 2 では、随意契約によることができる場合の予定価格の額について、表 B7-1-2 のとおり定めている。また、同規則第 34 条において、「随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、随意契約におけるデメリットを可能な限り排除し、一定の競争性を担保される仕組みとなっている。

表 B7-1-2 随意契約によることができる場合の予定価格の額

区分	金額
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
上記以外のもの	100 万円

(「東京都契約事務規則」より監査人が作成)

(2) 平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約の推移について

監査人は、教育庁の入札・契約の状況を比較することにより、そこに何らかの特徴や偏りがないか、ある場合はそこに何らかの問題はないかという視点を持って検討を行った。

このような監査の視点から、平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約について、物品・工事の区分で、その件数・金額を集計した結果、表 B7-1-3 のとおりであった。

表 B7-1-3 入札・契約の類型別件数・金額の推移

区分	類型	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
物品	指名	207	3,085,144	200	3,109,549	175	3,265,213
	随契	855	531,206	804	531,901	849	386,977
	特命	226	3,882,937	239	4,106,518	187	4,467,277
工事	指名	145	2,169,363	86	2,583,793	75	2,056,540
	随契	34	27,624	85	151,454	67	124,110
	特命	31	90,858	43	165,133	41	131,059
小計	指名	352	5,254,507	286	5,693,342	250	5,321,754
	随契	889	558,831	889	683,355	916	511,087
	特命	257	3,973,795	282	4,271,651	228	4,598,336
合計		1,498	9,787,135	1,457	10,648,351	1,394	10,431,178

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注 1) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

(注 2) 各契約のうち、一定金額以上のものは財務局案件となり、教育庁の統制外の案件となるため、本表では除外している。また、一般競争入札も財務局案件となるため、本表に記載していない。

(注 3) 本表における契約金額は、当初契約の金額を記載しており、変更契約後の金額は集計していない。

(注 4) 本表においては、教育庁のみの契約を集計しており、出先機関や都立学校で締結している契約は集計の対象としていない。

表 B7-1-3 を見ると、物品の区分においては、随意契約の件数が突出している。これは、少額の物品購入や各種委託の発注に際して、随意契約の手法を採用しているものであり、平成 26 年度における物品区分 1 件当たりの随意契約額を計算してみると 455 千円と少額である。なお、平成 26 年度の契約金額が、前年度から大きく減少しているのは、電気の需給契約について、学校経営支援センタ

一で一括して締結したためである。

一方、指名競争入札と特命随意契約については、件数はやや減少傾向にあるものの、金額はやや増加傾向にあることが分かる。平成 26 年度における物品区分について、1 件当たり指名競争入札の契約額は 18,658 千円であるのに対し、1 件当たり特命随意契約額は 23,889 千円となっており、5 百万円ほど特命随意契約の方が高い。これは、特命随意契約の金額の中に、学校施設維持管理業務委託（241 校対象）19 億円が含まれているために、1 件当たりの契約金額を引き上げているからであり、これを除いた場合の特命随意契約の 1 件当たり契約金額は 13,928 千円となる。一般的に、指名競争入札と特命随意契約を比べると、より競争性を担保する必要性の高い案件が多い指名競争入札の方が、1 件当たり契約金額は高くなることが想定されることから、この結果は異常な乖離のないものと考えられる。

工事の区分においては、指名競争入札は工事契約、随意契約は設計業務委託契約、特命随意契約は工事監理業務委託契約からおおむね構成される傾向にある。その中でも、工事契約は金額が大きくなる傾向にあることから、1 件当たり契約金額は、指名競争入札が突出している結果となっている。

また、平成 24 年 12 月の財務局通知「工事及び設計等委託に関する情報の公表等について（通知）」を受け、平成 25 年度以降、設計業務委託契約は予定価格の多寡にかかわらず、教育庁では見積合せによる随意契約を行っていることから、平成 24 年度と平成 25 年度における指名競争入札と随意契約との間で、件数及び契約金額の入り繰りが発生している。

ここで、特命随意契約を構成する個別の契約については、主に工事監理業務委託契約である点に着目した。この点については、本報告書第 3 のⅦの 1. の（４）①「公共施設に係る建築工事監理等業務委託について」を参照されたい。

次に、表 B7-1-3 を基に作成した、入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移を示すと、表 B7-1-4 のとおりである。

表 B7-1-4 入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移

(単位：％)

区分	類型	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数 ベース	金額 ベース	件数 ベース	金額 ベース	件数 ベース	金額 ベース
物品	指名	13.8	31.5	13.7	29.2	12.6	31.3
	随契	57.1	5.4	55.2	5.0	60.9	3.7
	特命	15.1	39.7	16.4	38.6	13.4	42.8
工事	指名	9.6	22.2	5.9	24.3	5.4	19.7
	随契	2.3	0.3	5.8	1.4	4.8	1.2
	特命	2.1	0.9	2.9	1.6	2.9	1.3
小計	指名	23.4	53.7	19.6	53.5	17.9	51.0
	随契	59.3	5.7	61.0	6.4	65.7	4.9
	特命	17.2	40.6	19.3	40.1	16.4	44.1
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注 1) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

(注 2) 各契約のうち、一定金額以上のものは財務局案件となり、教育庁の統制外の案件となるため、本表では除外している。また、一般競争入札も財務局案件となるため、本表に記載していない。

表 B7-1-4 のとおり、物品の区分においては、平成 26 年度の特命随意契約の契約金額の割合が、平成 24 年度及び平成 25 年度と比べて増加している。これは、前述のとおり、学校施設維持管理業務委託の平成 26 年度の契約金額が 19 億円と平成 25 年度の契約金額 16 億円と比べて、約 3 億円増加したことによる影響である。その他、割合に大きな変化はなく、異常な増減は見受けられない。

一方、工事の区分においては、平成 25 年度の指名競争入札の契約金額の割合が高くなっているが、これは、教職員大島住宅の新築工事 5 億円を発注した影響により、一時的に増加したものである。その他、前述のとおり、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、指名競争入札と随意契約との間で、設計業務委託契約の入り繰りが発生したことにより、件数及び契約金額の割合の増減が現れているが、これを除外して考えると、おおむね一定であり、異常な増減は見受けられない。

ただし、表 B7-1-4 の全体を俯瞰してみると、特命随意契約による契約金額の割合が 40%を超えており、競争性が確保されていない契約が多い印象を受ける。そこで、実際の予定価格に対する落札率の分布状況を以下で検討する。

(3) 平成 26 年度の落札率の状況について

契約類型ごとの落札率について全体の状況を把握する観点を持って、平成 26 年度の落札率の状況に応じた契約件数を集計したものを示すと、表 B7-1-5 のとおりである。

表 B7-1-5 平成 26 年度類型別の落札率の件数

(単位：件)

区分	類型	落札率			
		95%以上	85%以上 95%未満	85%未満	合計
物品	指名	29	32	114	175
	随契	417	185	247	849
	特命	132	31	24	187
工事	指名	23	51	1	75
	随契	23	8	36	67
	特命	32	8	1	41
小計	指名	52	83	115	250
	随契	440	193	283	916
	特命	164	39	25	228
合計		656	315	423	1,394

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

また、同様の観点を持って、平成 26 年度の落札率の状況に応じた件数割合を算出したものを示すと、表 B7-1-6 のとおりである。

表 B7-1-6 平成 26 年度類型別の落札率の件数割合

(単位：％)

区分	類型	落札率の件数割合			
		95％以上	85％以上 95％未満	85％未満	合計
物品	指名	2.1	2.3	8.2	12.6
	随契	29.9	13.3	17.7	60.9
	特命	9.5	2.2	1.7	13.4
工事	指名	1.6	3.7	0.1	5.4
	随契	1.6	0.6	2.6	4.8
	特命	2.3	0.6	0.1	2.9
小計	指名	3.7	6.0	8.2	17.9
	随契	31.6	13.8	20.3	65.7
	特命	11.8	2.8	1.8	16.4
合計		47.1	22.6	30.3	100.0

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と記載している。

この表 B7-1-5 及び表 B7-1-6 のとおり、全体の 52.9％は、落札率が 95％未満で落札しており、一定の競争原理が働いていたものと推測される。

では、落札率が 95％以上の高落札率案件はどのようなのだろうか。

この点、落札率が 95％以上ある契約は、全体の 47.1％であるが、そのうちの 67.1％が、特命随意契約を除いた随意契約である。そして、その随意契約のうち 94.6％が物品の区分から発生しているが、これは少額の物品購入に際して発生したものであり、もともと競争原理が働きづらい性質を有しているため、95％以上の落札率となっていると推測される。

しかしながら、指名競争入札と特命随意契約にあっては、随意契約の場合とは少し異なる。

なぜなら、指名競争入札の場合は、指名業者間において競争原理が働くことが想定されるため、通常、落札率は下がる傾向にあるが、結果として高落札率の案件が一定数存在するということは、適切な競争原理が働いていない可能性があると考えられるからである。

また、特命随意契約の場合は、特定の相手方とのみ契約を締結する手法であることから、他の契約手法と比べて、落札率が高まる傾向にあるものの、結果

的に特命随意契約のうちの 72.0%が高落札率案件となっており、落札率に偏りがある可能性を否定できないからである。

もちろん、いずれの契約手法においても、需給バランスにより落札率が決定されるため、一概に、高落札率の契約案件であることをもって、その適否を判断することはできない。しかしながら、前述のように競争原理が働いていない可能性を否定できないことから、更に詳細な個別手続を実施した。

(4) 入札・契約の個別手続の結果について

① 公共施設に係る建築工事監理等業務委託について

教育庁が所管する公共施設の大部分が学校施設であり、都立学校数は 240 か所を超える。そのため、定期的な改修工事が毎年度発生することになるが、この改修工事の発注に際して、設計業務と工事監理業務とに分割して業者に発注している。この工事監理業務に係る契約推移は、表 B7-1-7 のとおりである。

なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの教育庁が発注した工事監理業務は、すべて設計業務の業者と同一の業者と特命随意契約を締結している。

表 B7-1-7 公共施設に係る建築工事監理等業務委託契約の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数 (件)	27	28	33
契約総額 (千円)	73,144	60,370	72,760
1 件当たり契約額 (千円)	2,709	2,156	2,204

(教育庁作成資料より監査人が作成)

まず、設計業務と工事監理業務とを別契約として実施する理由を教育庁に質問したところ、「監理業務委託の履行期間に関連する工事契約の工期については、施工場所や関係部署との調整作業が生じることから、設計業務委託の入札を行う時点においては不確定である。また、工事入札が不調となることもあるため、設計業務委託と監理業務委託とは別契約にせざるを得ない」との説明を受けた。

確かに、設計業務と工事監理業務を一括して発注する場合は、工事監理業務の履行時期等が確定していないまま、入札及び契約を実施することになり、契約変更が必ず伴うこと、年度を跨ぐ工期となる場合は、不確定要素が多い中で債務負担行為として議会の議決が必要となることなど、事務処理が煩雑となり、契約事務に要するコストが増大するおそれがある。このような背景からすると、特命理由が明白かつ定型化している場合に限り、特命随意契約により工事監理業務を発注することを許容している教育庁の事務処理に一定の合理性があることは理解できる。

しかしながら、前述のとおり、特命随意契約はあくまでも例外的な契約手法であることに鑑みると、安易に特命随意契約による業務の発注をすべきではない。

そこで、教育庁が、公共施設にふさわしい品質をどのように確保しているか、また工事監理業務の競争性をどのように担保しているのかという点を確認するため、監査人は、平成 26 年度に発注した工事監理業務と、その業務に紐づく設計業務との落札率の関係に着目し、予定価格では「設計業務＞工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額では「設計業務＜工事監理業務」となった案件の抽出を行った。結果は、表 B7-1-8 のとおりである。

表 B7-1-8 設計業務及び工事監理業務の落札率比較

(単位：千円、%)

工事名	設計業務			工事監理業務		
	予定	契約	落札率	予定	契約	落札率
都立武蔵高等学校 プールろ過設備改修工事 ※1	1,807	851	47.1	1,125	1,101	97.9
都立墨東特別支援学校 空調設備改修工事 ※2	5,278	2,341	44.4	2,856	2,851	99.8
都立八王子盲学校 防火シャッターその他改修工事 ※2	1,866	672	36.0	1,154	1,065	92.3
東京都教職員大島（差木地第三）住宅改修工事 ※2	7,505	2,415	32.2	6,548	6,544	100.0
都立北特別支援学校 空調設備その他改修工事 ※2	7,807	1,942	24.9	2,948	2,916	98.9
都立千早高等学校 ゼミ室改修工事 ※2	2,472	1,018	41.2	1,566	1,555	99.3

(教育庁作成資料より監査人が作成)

※1 設計業務及び工事監理業務の発注時期が、いずれも平成 26 年度である工事

※2 設計業務の発注時期は、平成 25 年度であり、工事監理業務の発注時期は、平成 26 年度である工事

表 B7-1-8 は、平成 26 年度に発注した工事監理業務 33 件のうち、6 件の工事監理業務である。この 6 件の設計業務は二以上の業者からの相見積りを入手する随意契約や指名競争入札による契約であるため、一定の競争性が働いていると考えられる。

しかしながら、これらの案件は、次の 2 点で問題がある。

1 点目は、設計業務が予定価格を遥かに下回る低落札の結果となっており、設計業務の品質が適切に確保されているのか疑念を生じざるを得ない点である。つまり、本来、設計業務の方が工事監理業務よりも高額になるであろうと予測されていたにもかかわらず、結果的に工事監理業務よりも安価になっている場合には、設計業務の品質が適切に確保されているかどうか、より慎重に判断する必要があるものと考えられる。

2 点目は、工事監理業務については、すべて高落札の結果となっており、設計業務の発注段階で確保されていた競争性が継続しているとは言い難いという点である。つまり、設計業務と工事監理業務とを一括して発注したときと比べ、果たして経済性の観点から、適切な業務の発注となっていたか不明であるということである。

（意見 1－23）公共施設に係る建築工事監理等業務委託について

教育庁では、平成 26 年度の建築工事監理業務委託契約 33 件について、設計業務と同一の業者に特命随意契約による工事監理業務を発注している。このうち 6 件（契約金額 16,034 千円）については、設計業務の発注段階では随意契約や指名競争入札などの手法を用いて一定の競争性を確保しているものの、工事監理業務発注段階では競争性が確保されていない。具体的には、予定価格の設定段階では「設計業務＞工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額では「設計業務＜工事監理業務」となっている。

このような状況は、設計業務が予定価格を遥かに下回る低落札の結果となっており、設計業務の品質が適切に確保されているのか疑念を生じざるを得ないという点、また、工事監理業務では高落札となり、設計業務において確保されていた競争性が継続しているとは言い難いという点で問題がある。

経済性の観点からは、設計業務と工事監理業務を一括して発注し、これを指名競争入札などの方式で発注することが望ましいが、一定の要件を充足して特命随意契約による業務発注することが合理的である場合も存在する。

ただし、低落札の設計業務については、その品質に疑念を生じさせるおそれがあることから、教育庁は適切なモニタリングを実施する仕組みを構築することとされたい。また、工事監理業務の発注に当たっては、一定の要件を充足して形式的に特命随意契約による業務発注することが許容される場合であっても、

競争性の確保及び品質の確保の観点を総合的に勘案して、競争性が担保された方式で発注するのか、若しくは特命随意契約で発注するのか、慎重に判断することとされたい。

② 安易な特命随意契約による発注の見直しについて

地方公共団体における契約制度においては、複数の契約手法が認められている中で、一般的に、一般競争入札が原則とされているものである。このことに鑑みると、一般競争入札が事務上煩雑であっても、合理性を欠いたまま、安易に特命随意契約の対象を拡大すべきではないものとする。そこで、特命理由の合理性を検討するため、特命随意契約理由書を閲覧した。

その結果、表 B7-1-9 のとおり、その合理性に疑義がある案件（2 件）を検出した。

表 B7-1-9 特命随意契約とその理由

契約名 (見積日時)	見積金額	特命随意契約理由
都立篠崎高等学校 (26) 建物調査委託 (平成 26 年 7 月 4 日)	7,100 千円	本案件は、校舎等大規模改修及びエレベーター棟増築に伴う同一敷地内の既存建物調査であり、前年度建物調査計画作成業務委託と密接な関係があり、一貫性をもたせる必要がある。上記業者は、前年度に引き続き江戸川区と協議する上で真摯な対応が期待でき、豊富な経験がある。また、本案件の遂行のために必要な資料（設計打合せ簿、設計図データ）を有し、施設の概要及び敷地の条件等を熟知しており、経済的で、限られた期限内に円滑な業務が期待できる。 以上の理由により、上記業者に特命する。 【本案件に伴う建物調査計画作成業務】 大規模改修及びエレベーター棟増築に伴い計画通知を行うにあつては、江戸川区との協議の結果、既存建物の意匠調査、構造調査、設備調査を実施するよう求められている。このため、当該建物調査の前提として、建物調査計画作成業務を行った。 (件 名) 都立篠崎高等学校 (25) 建物調査計画作成業務委託 (25 教総契工第 196 号) (契約金額) 997,500 円 (契約期間) 平成 25 年 11 月 6 日から平成 26 年 3 月 20 日まで
都立深沢高等学校 (26) 清明亭耐震改修その他 工事実施設計 (平成 26 年 7 月 17 日)	4,600 千円	当該業者が耐震診断調査を行ったことにより、施設の概要及び敷地の条件等を熟知しており、かつ、その他の必要資料を豊富に持っている。 (件 名) 都立深沢高等学校 (25) 清明亭耐震診断 (契約金額) 997,500 円 (契約期間) 平成 25 年 12 月 9 日から平成 26 年 3 月 14 日まで

(「見積経過調書」より監査人が作成)

表 B7-1-9 のうち、前者は平成 26 年度に契約した「建物調査」業務である。当該業務は平成 25 年度に契約した「建物調査計画作成」業務と密接に関係しており、「建物調査計画作成」業務と「建物調査」業務とを分割して同一の業者に発注しているものである。

この点、「建物調査計画作成」業務を発注する段階で「建物調査」業務も発注することを予定していなかったのか、教育庁に質問したところ、「当初から建物調査の委託は見込まれていたが、建物調査を行うに当たっては、調査結果内容に齟齬や不足等が無いよう、前もって調査計画を江戸川区の建築主事と協議し、了承を得た上で実施するよう江戸川区から求められていた。そのため、「建物調査計画作成」業務の成果物である調査計画をもって江戸川区と協議してからでなければ、「建物調査」業務の内容を確定することができず、一括発注することができなかった。」と説明を受けた。

確かに、教育庁の説明によれば、「建物調査」業務の発注に際して、その仕様を確定することができないため、「建物調査計画作成」業務と合わせて一括発注を行うことは困難であった点は一定の理解ができるものの、特命随意契約により「建物調査」業務の発注を行っており、競争性が担保されていない。

また、後者は「耐震改修その他実施設計」業務であるが、これは「建物耐震診断調査」業務を実施した後の「実施設計」業務であり、この 2 つの業務を同一の業者に発注しているものである。

この点、教育庁の説明によれば、「本業務の対象である「清明亭」は、通常の学校施設とは異なり、昭和 6 年に建築された木造（地下の一部は鉄筋コンクリート造）の建物で、東京都景観条例に定める「都選定歴史的建造物」にも選定されている。そのため、耐震診断においても景観への配慮が前提となり、原則建物の外観を変えずに耐震補強の設計を行う必要があった。また、設計時には、東京都景観審議会委員の学識経験者の意見を聞かなければならず、その際には、診断時における景観への配慮の詳細等について熟知している必要があった。以上のとおり、耐震診断から設計に至るまでの継続的要素が、通常の耐震診断・設計業務と比べて圧倒的に多く、特命随意契約による発注が合理的であると判断した」とのことである。

教育庁の主張は一定の理解ができるものの、特命随意契約が例外的に許容された契約手法である点に鑑みると、「建物耐震診断調査」の業務報告書が適切なものであれば、他の設計業者が景観に配慮しながら「耐震改修その他実施設計」業務を行うことは可能であるとも考えられる。また、競争性も担保されていない。

(指摘 1－7) 安易な特命随意契約による発注の見直しについて

特命理由の合理性を検討するため、平成 26 年度の特命随意契約理由書を閲覧した結果、その合理性に疑義がある案件 (2 件) を検出した。

1 つ目は、篠崎高等学校の「建物調査」業務である。本件は前年度「建物調査計画作成」業務と密接に関係しているものであり、2 つの業務を分割して同一の業者に発注している。これは江戸川区との協議を前提とした業務発注であることに起因し、一括して業務を発注できなかったとする教育庁の主張に一定の理解はできるが、そうであったとしても、競争性が担保された契約手法によって業務を発注すべきである。

2 つ目は、深沢高等学校の「耐震改修その他実施設計」業務である。本件は「建物耐震診断調査」業務を実施した後の「実施設計」業務であり、この 2 つの業務を同一の業者に発注しているものである。本件の対象が歴史的な建造物であり、景観に配慮しなければならなかったことを理由として、教育庁は特命随意契約による業務発注が合理的であると主張するが、「建物耐震診断調査」の業務報告書が適切なものであれば、他の設計業者が「耐震改修その他実施設計」業務を行うことができる可能性を否定できないことから、本件も競争性が担保された契約手法によって業務を発注することを検討すべきである。

いずれの案件も特命理由に合理性を欠くものであることから、今後は安易な理由による特命随意契約を締結しないよう、2 つ以上の関連業務は最初の業務発注段階から関連業務をまとめて発注するなど、関連業務が全体として競争性、公正性及び経済性を確保するように、その管理体制を再構築することとされた。

③ 特別支援学校スクールバス運行に係る契約について

特別支援学校とは、主として学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定された、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の 5 つの障害及びその程度に該当する幼児・児童・生徒が就学又は入学する学校である。

また、学校教育法第 78 条において、特別の事情のある場合を除き、特別支援学校には寄宿舎を設けなければならない旨が規定されており、教育庁では寄宿舎設置義務の代替手段として、特別支援学校に在籍する児童・生徒が登下校するためにスクールバスを運行している。

平成 26 年度の特別支援学校数のうち、スクールバスの運行を行っている学校数、寄宿舎を設置している学校数は、表 B7-1-10 のとおりである。

表 B7-1-10 特別支援学校の設置数、スクールバス運行学校数・寄宿舎設置校数一覧

(単位：校)

障害種別	学校数	うち、	
		スクールバス運行学校数	寄宿舎設置校数
視覚障害	3	1	3
聴覚障害	4	2	0
肢体不自由	9	9	1
知的障害	29	25	0
病弱	1	0	1
肢体不自由・知的障害	8	8	0
視覚障害・知的障害	1	1	1
知的障害・病弱	1	1	0
計	56	47	6

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注) 本表は、平成 26 年 4 月 1 日現在 のものを示している。

教育庁の説明によれば、スクールバスの運行は、児童・生徒の乗車時間が 60 分以内になるようにコース設定を行い、民間バス事業者からバスの車両、運転手及び添乗員を一体として借上げる契約を、学校ごとに、希望制指名競争入札の手法を用いて締結しているとのことである。

そこで、平成 26 年度及び平成 27 年度のスクールバス運行に要する契約金額及び乗車人数より、利用者 1 人当たりの費用を算出し、その経済合理性を検討

することとした。その計算結果は、表 B7-1-11 のとおりである。

表 B7-1-11 特別支援学校スクールバスの乗車人数及び契約金額

障害種別/ バス区分	平成 26 年度			平成 27 年度			対前 年比
	① 利用 者数 (人)	② 契約金額 (千円)	③= ②/① 1 人当 たり 金額 (円)	④ 利用 者数 (人)	⑤ 契約金額 (千円)	⑥= ⑤/④ 1 人当 たり 金額 (円)	⑥/③ 1 人当 たり 金額 増加率
肢体不自由/ リフト付きバス	1,729	1,630,375	942	1,692	2,196,845	1,298	37.8%
視覚・聴覚・知 的障害/ 観光型バス	3,834	1,168,173	304	4,069	1,938,932	476	56.6%

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 B7-1-11 のとおり、肢体不自由者の利用者 1 人当たり費用は、視覚・聴覚・知的障害者（以下、「肢体不自由者以外」という。）のそれと比べると倍以上となっているのが分かる。これは、肢体不自由者以外の送迎が主に中型の観光型バスを用いているのに対して、車いす等を利用する肢体不自由者の送迎が、定員 10 名程度のリフト付きバスを用いていることに起因している。

また、平成 27 年度において、いずれの区分も利用者 1 人当たり費用が増加しているが、これは国土交通省が新たな貸切バスの運賃・料金制度（平成 26 年 3 月 26 日付公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」）を導入したことに起因している。この新たな制度は関越道高速ツアーバス事故で浮き彫りになった貸切バス市場の構造的な問題の改善の一環として、安全に係るコストを適切に反映した運賃・料金の設定をバス事業者に求めることとしたものである。この制度の導入によって、平成 27 年度都立特別支援学校バス運行に係る各バス事業者の入札金額が増加し、その結果、平成 27 年度において、いずれの区分も利用者 1 人当たり費用が増加したのである。

しかしながら、肢体不自由者用のリフト付きバスの 1 人当たり金額の増加率が 37.8%であるのに対して、肢体不自由者以外のそれが 56.6%であり、両者の

増加率に乖離が見られる。この原因は、前者については平成 27 年度契約から契約方法を見直し、単年度契約から 3 年の長期継続契約としたことにあると考えられる。一般的に、長期継続契約は、事業者にとって初期投資（必要な設備、人材育成等）などの費用を計画的に回収することが可能となることから、新規事業者の参入が促進され、競争性の向上が期待でき、結果的に契約金額の削減につながる可能性がある。実際、都のスクールバス契約においても、長期継続契約としたリフト付きバスの一人当たり金額の増加率（37.8%）は、単年度契約の肢体不自由者以外のそれ（56.6%）に比べて低く抑えられている。

仮に肢体不自由者以外についても、長期継続契約を締結し、その増加率を 37.8%に抑えることができたとすれば、表 B7-1-12 のとおり、契約金額を 230,529 千円削減できたと推定される。

表 B7-1-12 特別支援学校スクールバス契約金額の削減額推計（肢体不自由者以外）

内容	金額	計算式
①平成 27 年度 1 人当たり契約金額	476,513 円	1,938,932 千円 ÷ 4,069 人
②平成 26 年度 1 人当たり契約金額	304,687 円	1,168,173 千円 ÷ 3,834 人
③肢体不自由バス単価の増加率	37.8%	
④＝② × (1＋③)	419,858 円	304,687 円 × 137.8%
⑤＝①－④	56,655 円	476,513 円－419,858 円
⑥平成 27 年度乗車人数	4,069 人	
⑦＝⑤ × ⑥（監査人推計）	230,529 千円	56,655 円 × 4,069 人

（表 B7-1-11 より監査人が作成）

リフト付きバスにおける 3 年の長期継続契約については、価格面のみならず品質面（障害のある児童・生徒対応に関するバス事業者の知識・ノウハウ等）も評価の基準とし、履行能力の高いバス事業者と契約する総合評価方式を導入している。

肢体不自由者以外の観光型バスの運行契約についても、事業者により提供されるサービスの水準を一定水準以上に保つことはもちろんのこと、経済性・効率性の観点から、現行の単年度契約を長期継続契約に改める、あるいは学校・コースを一定程度まとめて発注するなど、契約の在り方を再検討することが必要である。

（意見 1－24）長期継続契約等による契約方法への見直しについて

特別支援学校のスクールバス運行に係る契約には、肢体不自由者に対するリフト付きバスの運行契約と、肢体不自由者以外に対する観光型バスの運行契約の 2 種類の契約パターンが存在する。平成 27 年度に新たな貸切バスの運賃・料金制度が導入されたことにより、いずれの契約も利用者 1 人当たりの費用は増加しているが、前者は平成 27 年度にそれ以前の単年度契約を総合評価方式による長期継続契約に変更し、その増加率を後者の増加率より低く抑えることができている。そのため、肢体不自由者以外の観光型バスの運行契約についても、事業者により提供されるサービスの水準を一定水準以上に保つことはもちろんのこと、経済性・効率性の観点から、今後は現行の単年度契約を長期継続契約に改める、又は学校・コースを一定程度にまとめて発注するなど、その契約の在り方を再検討することとされたい。

④ 東京都教育相談センターにおける契約の予定価格設定について

教育相談センターにおいて、日本語を十分に話すことが困難な外国人等からの相談に対応し、通訳を介した教育相談や都立学校への入学・進級に関する相談及び翻訳された情報提供の充実を図るため、単価契約による通訳者の派遣業務契約を締結している。なお、この契約の対象となる言語は、中国語、英語、韓国語・朝鮮語の 3 か国語である。

この外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣業務については、その契約の方法や期間などに疑義が生じたため、平成 26 年度の契約の経緯を検討した。

表 B7-1-13 平成 26 年度の外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣業務（単価契約）

契約件名	契約期間	入札方法
平成 26 年度外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣（単価契約）		
	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	希望制指名競争入札 (入札不調)
(その 2)	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 6 月 30 日	随意契約
(その 3)	平成 26 年 7 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	希望制指名競争入札

(教育相談センター作成資料より監査人が作成)

当初、過去の実績を基に設定した予定価格に基づいて、希望制指名競争入札を行ったが、予定価格を下回る業者がいなかった。このため、入札を打ち切り、最低価格提示者である業者に減価交渉を求めたが、これに応じず、結果的に入札不調となった。

この結果を受け、翌月に控えた派遣業務を滞らせるわけにはいかず、当面の期間 3 か月を業務期間とした随意契約を行っている。仕様内容の見直し、業者選定、選定した業者の準備期間の確保といった点から時間不足と考えられる。

その後、残りの期間 9 か月について、値上りしている相場価格を反映した予定価格を再度設定し、希望制指名競争入札を行った結果、落札業者と契約締結に至ったのである。

ところで、東京都契約事務規則第 13 条第 2 項によれば、予定価格は需給の状況等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

【(参考) 東京都契約事務規則 (一部抜粋)】

(予定価格の決定方法)

第十三条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

また、教育庁が通知している「契約における留意事項について (通知)」(以下、「通知」という。)においては、更に具体的な予定価格の設定方法が、次のように示されている。

【(参考) 契約における留意事項について (通知) (24 教総契第 427 号通知より一部抜粋)】

1 (2) 対応

予定価格が契約金額決定の基準となることを踏まえ、予定価格の設定については適切に行うこと。また、予定価格の決定方法については、東京都契約事務規則第 13 条第 2 項に「予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」と規定されているので適切に処理すること。

教室の形状など施設の状況に応じた備品類や大掛かりな設置・接続等を伴う産業教育用物品の購入等において、事業所管課（所、都立学校）が、契約目途額を設定するための資料として参考見積りを徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取すること。契約担当部署が、事業所管課（所、都立学校）で徴取した参考見積りをもとに、契約目途額の確認や予定価格の設定を行う場合には、見積りの比較、取引実例との比較等を行い、適正な予定価格の設定等に努めること。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

この通知にあるように、予定価格の設定については、過去に設定した予定価格に基づくのではなく、適切に「参考見積」を徴収するなどして、必要な情報の収集・調査を行うことが必要である。にもかかわらず、教育相談センターはこれを怠ったがゆえに、平成 26 年度最初の入札が不調に終わったものと考えられる。もし教育相談センターが複数の業者から参考見積を徴収するなどして、必要な情報の収集・調査をしていれば、オリンピック招致などに起因する単価の上昇を踏まえて、その予定価格を設定することができるものと考えられる。

(意見 1－25) 予定価格の適切な設定について

東京都契約事務規則第 13 条第 2 項においては、予定価格は需給の状況を考慮して適正に定めなければならないと定められている。しかしながら、教育相談センターの「平成 26 年度外国人児童・生徒相談における通訳者の派遣（単価契約）」については、オリンピック招致などに起因して単価が上昇しているにもかかわらず、その需給の状況を考慮することなく、過去に設定したものをそのまま予定価格とした結果、平成 26 年度最初の入札が不調に終わっている。今後は、過去に設定した予定価格をそのまま利用するのではなく、必要に応じて複数の業者から適正に参考見積を徴収するなどして、需給の状況などを考慮した予定価格を適正に設定するよう、その管理体制を再構築することとされたい。

Ⅷ 広域行政における連携強化について

１．広域行政に係る補助事業の執行率について

教育庁は、広域的な支援を行う補助事業等を数多く実施している。この補助事業等に係る予算は、地方自治法第 211 条の規定に基づき、都議会の議決を経て調製されたものである。

表 B8-1-1 は、平成 26 年度における補助事業等の予算額のうち、有効性の観点から、予算の執行率が低い補助事業を集計したものである。

表 B8-1-1 予算の執行率が低い補助事業

補助事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行残 (千円)	執行率 (%)
①学校支援ボランティア推進協議会事業 (国庫補助事業)	130,700	91,527	39,173	70.0
②公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助事業	138,536	36,007	102,529	26.0
③地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (国庫補助事業)	8,275	6,282	1,993	75.9

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(１) 学校支援ボランティア推進協議会事業について

学校支援ボランティア推進協議会事業は、国の学校支援地域本部に関する事業を活用し、区市町村において、学校と地域が連携して、地域住民や保護者等がボランティアとして学校教育支援を行い、地域全体で子供の教育活動を支えていく仕組みである。この取組を都内に広げるために、教育庁では、区市町村における取組が円滑に展開されるよう、研修会開催や情報提供など様々な支援をしている。

しかしながら、表 B8-1-1 のとおり、平成 26 年度予算額に対する執行率は 70.0%となっており、当初想定していた事業が 2/3 程度しか進捗しなかったことを示している。この点、執行率が 70.0%となっている理由を教育庁に質問し

たところ、「区市町村への意向調査に基づき、積算したが、特に新規実施予定校において、実施体制が整わず、計画どおりに活動が進まなかったため」との回答を得た。

確かに、教育庁が実施した意向調査は、予算編成の日程の都合上、平成 25 年度の早い段階で実施されていることからすれば、その当時に予定されていた区市町村の意向と平成 26 年度における実施体制に乖離が生じることは、やむを得ないとも言える。

一方、平成 25 年度における区市町村からの意向調査の段階においては、区市町村から 1 億 8 千万円超の要望があり、将来の不確定要素を考慮するために、教育庁では、要望額から 31.2%減の 1 億 2 千万円強の予算額を設定している。このように予算額を保守的に設定しているのであるから、当該事業の執行に当たっては、執行率が高まる結果となるように、これまでの支援以上に区市町村との連携強化を図るべきであったものと考えられる。

(2) 公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助事業について

公立小中学校運動場芝生化事業については、教育ビジョンにおいて、主要な施策の一つとして掲げている事業である。そのため、教育庁は、校庭の芝生化に関する初期投資に加えて、芝生の維持管理経費についても、区市町村に対して補助を実施している。

ところが、表 B8-1-1 のとおり、平成 26 年度予算額に対する執行率は 26.0% となっており、当初想定していた事業の 1/4 程度しか進捗していない。その理由を教育庁に質問したところ、「区市町村立小・中学校の芝生化した校庭について専門的維持管理を行うに当たり、業者等との契約において契約差金等が発生したため」と回答を得た。

しかしながら、契約差金等の発生だけで、執行率が 26.0%となることは、通常想定することができないことから、更に追加で差異の発生内容について教育庁に質問したところ、補助対象となった学校数が半減していることが判明した。すなわち、予算段階においては、198 校と想定していたのに対し、最終的な補助実績は、93 校にとどまっているのである。

もちろん、小・中学校において、独自に維持管理組織を構築し、教育庁からの補助金を得ずに芝生化を維持する学校が登場することは好ましいことである

が、執行率が他の事業に比べてかなり低いため、維持管理等のアドバイスをきめ細かく行くと共に、更に事業の活用を促すなど、今まで以上に区市町村との連携を十分に図り、執行率を高めるための取組が必要だと考えられる。

（３）地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について

当該事業に関しては、平成 26 年度事業概要に次のように記載されている。すなわち、「学校管理下における児童の安全対策は、学校、家庭及び地域が連携して、交通安全、防犯及び災害対策の各観点から、総合的に実施されることが重要である。そこで、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用し、区市町村教育委員会において実施する、学校が保護者や地域住民等のボランティアとともに取り組む安全対策の事業を支援している」と記載されており、平成 26 年度における主要な施策の一つである。

ところが、表 B8-1-1 のとおり、平成 26 年度予算額に対する執行率は 75.9% となっており、執行率が低い状況となっている。この点を教育庁に質問したところ、「学校や通学路において児童生徒の見守りを行うに当たり、区市町村においてスクールガード・リーダーの巡回回数やスクールガード養成講習会の実績が当初計画より少なかったことにより、補助金交付額が減った」との回答を得た。

教育庁は、主要な施策の一つとして掲げている事業については、事業を実施している段階から、様々な支援の方策を模索すべきである。例えば、スクールガード・リーダーの巡回回数が少ないのであれば、区市町村から実態を適宜把握することで、何らかの支援が可能であったと考えられる。区市町村への指導・助言を更に充実させることで、執行率を高めることは可能なのである。

（４）広域行政に係る補助事業のうち執行率の低い事業について

教育庁が、主要な施策として掲げられている事業について、合理的な理由による執行率の低下要因を除き、事業が進捗しなかったことによって執行率が低い状況になってしまうことは望ましい状況ではない。このような状況の要因の一つには、区市町村との連携が図られていなかったこともあると考えられるため、今以上に区市町村への指導・助言を行い、連携を図っていく必要がある。

2. 区市町村教育委員会との連携について

前述のとおり、制度上は、都教育委員会の権限と区市町村教育委員会の権限とは、明確に区分されている。

将来的には、都の人口が減少することが予測され、ますます、地方公共団体の財政格差は拡大するものと思料されるところであるが、義務教育をはじめとした教育行政を円滑に推進していくためには、都と区市町村とが一体となって教育行政を遂行していく必要があるものとする。

（意見 1－26）広域行政における連携強化について

教育庁は広域的な支援を行う補助事業等を数多く実施しているが、その中には、平成 26 年度において、例えば学校支援ボランティア推進協議会事業の予算執行率 70.0%（予算 130,700 千円）、公立小中学校運動場芝生化維持管理経費補助金の予算執行率 30.0%（予算 138,536 千円）及び地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の予算執行率 75.9%（予算 8,275 千円）のように、予算執行率が低いものがある。合理的な理由による未執行は何ら問題があるものではないが、これら 3 件の予算執行率が低い事業等は、区市町村教育委員会と教育庁との連携が十分に機能していないことを原因としている側面がある。

教育庁が所管する事業は多岐にわたり、中でも、広域的支援事業については、地域関係者等との連携が不可欠である。したがって、教育庁は、これまで以上に有効性の視点を加え、教育庁は区市町村教育委員会等との緊密な連携を更に強化することとされたい。

IX 学校等の現場監査での検出事項について

監査人は、表 B9-0-1 の理由から、学校運営の現場である学校とその経営支援を行っている学校経営支援センターを現場監査の往査先として選定した。

表 B9-0-1 現場視察先の選定理由

選定先	選定理由
世田谷総合高等学校	① 単位制の総合学科を設置した高等学校であること ② 2つの学校が統合してから比較的日子が浅いこと ③ 部活動推進指定校に指定されていること ④ 債権管理の状況に脆弱性が見受けられたこと
中部学校経営支援センター	① 世田谷総合高等学校を支援していること ② 都内3つのセンターの中心的役割を担っていること

(監査人が作成)

1. 世田谷総合高等学校の概要について

世田谷総合高等学校は、玉川高等学校全日制課程と砧工業高等学校全日制課程を発展的に統合し、両校のこれまでの教育実績を踏まえた統合学科の学校として、平成 20 年 4 月 1 日から第 1 期生を受け入れた高等学校である。

世田谷総合高等学校の教育目標と目指す学校は、表 B9-1-1 のとおりである。

表 B9-1-1 世田谷総合高等学校の教育目標と目指す学校

教育目標	○望ましい職業観・勤労観を育む。 ①働くことに対する敬意の育成を図る。 ②「産業社会と人間」の充実を図る。 ③相談機能の充実を図る。 ○確かな学力を育む。 ①基礎・基本の確実な定着を図る。 ②自学自習の習慣の定着を図る。 ③補習等の学習支援の充実を図る。 ○規範意識を育む。 ①協調の精神と他者を思いやる心の育成を育む。 ②基本的生活習慣の定着を図る。 ③社会的ルール・マナーの習得を図る。
目指す学校	『心身の健全育成を図り、総合的人間力を育てる学校』 『落ちついた教育環境で、安心・安全に学ぶことができる学校』 『生き方あり方を考え、目標に挑戦し、実現することができる学校』

(平成 27 年度「学校要覧」より監査人が作成)

また、平成 27 年 4 月 1 日における世田谷総合高等学校の生徒数を示すと、表 B9-1-2 のとおりである。

表 B9-1-2 世田谷総合高等学校の生徒数（平成 27 年 4 月 1 日時点）

性別	1 年	2 年	3 年	合計
男	76 人	64 人	66 人	206 人
女	164 人	171 人	168 人	503 人
合計	240 人	235 人	234 人	709 人

(平成 27 年度「学校要覧」より監査人が作成)

さらに、教育課程編成の基本方針を示すと、表 B9-1-3 のとおりであり、中でも 6 系列で選択できる教科・科目の存在が、総合高等学校としての特色を示している。

表 B9-1-3 教育課程編成の基本方針

基本方針
①単位制を原則とした教育課程を編成する。
②6 系列を設置し、系列に関連した専門性の基礎・基本が学べるよう教科・科目を開設する。 設置系列 「社会・教養」「環境・サイエンス」「国際・文化理解」「情報デザイン」 「ライフデザイン」「ものづくり」
③生徒の個性や進路希望に対応し、大幅な選択制と少人数指導を充実させる。
④系列や今日的課題に対応した学校設定教科・充実を図る編成とする。
⑤基礎学力の定着と、さらなる発展・充実を図る編成とする。
⑥言語技術・表現に関わる教育の充実により、コミュニケーション能力を育成する。
⑦異文化理解や外国語教育の充実、「日本の伝統・文化」に関する教育の実施により、多様な文化を理解し、尊重する態度を養う。
⑧キャリア教育やガイダンス機能を充実し、科目選択や学習に主体的に取り組む態度を育成する。
⑨「本物」にふれる学習、実践的体験的学習を重視するとともに、学習成果を発表する機会を設け、学習意欲の向上につなげる。
⑩地域社会や外部機関と連携した教育活動を行い、社会性や奉仕の精神を育成する。

(平成 27 年度「学校要覧」より監査人が作成)

2. 中部学校経営支援センターの概要について

学校経営支援センターは、都立学校に対する多様な教育ニーズや環境変化に柔軟に対応し、自律的な学校経営とより質の高い教育サービスを提供するためには、学校訪問を通したきめ細かい実態把握を行い、学校からの要望等を一つの窓口で対応するとともに、学校の個性化・特色化を発揮させるためには、校長の学校経営を組織的にサポートする体制整備が必要であるとして、設立された組織である。

そして、学校経営支援センターは、主に「人事管理支援」、「学校経営支援」及び「教育活動支援」の3つの観点から、都立学校の様々な事務を支援している。なお、中部学校経営支援センターは「センター・オブ・センター」として、都内にある3つの学校経営支援センターで中心的な役割を担っている。

学校経営支援センターは、都立学校への支援に特化した組織であり、他の道府県には同様の組織が存在しないことから、教育庁の特色の一つと言える。なお、区市町村教育委員会との連携を目的とした教育事務所とは異なる機能を持っている。その他の詳細は、本報告書第2のⅡの2.「学校経営支援センターについて」を参照されたい。

なお、以下においては、現場監査においての検出事項を記載しているが、教育現場である学校での検出事項として取り上げ、学校経営支援センターについては、センターとしての支援体制に過不足がなかったかという観点から記載しているため、特段、場合分けをしていない。

3. 教育目標、重点目標及び数値目標の関連性について

都立学校においては、毎年度、すべての学校で「都立学校・学校経営シート」（以下、「経営シート」という。）を作成しており、教育庁ホームページにて、その結果を公表している。この経営シートには、教育課程の特徴や進路実績などの基本情報に加え、該当年度の重点目標と数値目標、自己評価結果、さらには中長期的な目標値などが記載されている。

そこで、世田谷総合高等学校が掲げる教育目標、経営シートに記載された重点目標及び数値目標について、これらがどのように関連付けられているのか比較検討したところ、表 B9-3-1 のとおり、直接的な関連性が分かりづらい事例が一部検出された。

表 B9-3-1 世田谷総合高等学校における各種目標比較

教育目標	平成 26 年度重点目標	平成 26 年度数値目標
望ましい職業観・勤労観を育む	進路希望実現への支援	希望進路達成した生徒の割合
確かな学力を育む	学力向上推進の取組	生徒の授業満足度
規範意識を育む	主体的自律的活動の推進	行事に満足している生徒の割合

（平成 27 年度「学校要覧」及び平成 26 年度「学校経営シート」より監査人が作成）

表 B9-3-1 のとおり、学校の教育目標である「確かな学力を育む」と平成 26 年度重点目標である「学力向上推進の取組」については、直接的に関連付けられた目標となっていることは理解できるものの、これらの目標と平成 26 年度数値目標である「生徒の授業満足度」とについては、直接的に関連付けられているかどうか明らかではない。なぜなら、生徒の授業の満足度と学校が学力向上を推進した成果は、直ちに正比例しないと考えられるからである。つまり、生徒の授業満足度が上がったとしても、それが直ちに、学力向上に繋がったかどうかは計り知ることができないため、直接的な関連性が分かりづらいのである。

この点、重点目標が「学力向上推進の取組」であるならば、数値目標は、学力向上の結果を示す数値（例えば、全国で統一して行われるテストの成績や進学実績など）、又は取組の結果を示す数値（例えば、自習時間の増加率など）を用いるなどして、重点目標と直接的な関連性を具体的に示すことが有用であると考えられる。

（意見１－２７）教育目標、重点目標及び数値目標の関連性について

世田谷総合高等学校において、経営シートを閲覧したところ、平成26年度の重点目標「学力向上推進の取組」に対して数値目標が「生徒の授業満足度」とされているように、両者の直接的な関連性が分かりづらい事例が検出された。この点、成果指標としての数値目標は、例えば、全国で統一して行われるテストの成績や進学実績などが望ましい。

したがって、学校はその教育目標、重点目標及び数値目標について、これらの関連性が誰から見ても客観的で分かりやすく設定するとともに、学校経営支援センターはこの当該設定に関する支援を適時適切に実施し、その役割を十分に果たすこととされたい。

4. 個人情報を含む書類の取扱いについて

世田谷総合高等学校では、定期考査の答案用紙について、専用の袋に収納し、これを施錠できる場所で保管するという定期考査の適正な実施及び管理に係るガイドラインに基づきルールを設けている。これは、定期考査の答案用紙のように、個人情報などを含む書類を校内で紛失するリスクを防止することを目的としているものである。

【(参考) 定期考査の適正な実施及び管理に関する規程（一部抜粋）】

採点は、職員室または教科準備室で行い、答案用紙は考査袋に入れ、施錠できる場所（考査ロッカーや自席机等）に保管する。一時的に採点を中止する場合でも施錠できる場所に保管する。やむを得ず自宅で採点をする場合は、管理職の許可を得る。

このルールが原則どおり適切に運用されれば、校内での個人情報の漏えいリスク発生の可能性を最低限にとどめることができる。

しかしながら、「やむを得ず自宅で採点をする場合は、管理職の許可を得る。」という例外を認め、定期考査の答案用紙について、校外へ持ち出すことを認めている点では、大きなリスクを内包していると言える。なぜなら、重要な書類であると意識しつつ、細心の注意をもって答案用紙を校外に持ち出すものと考えられるが、校外の場合は、本人が十分に注意を払っていても、答案用紙を入れたカバンをひったくられるなど、答案用紙の紛失のリスクは飛躍的に高まることになる。仮に、何らかの理由で答案用紙を校外で紛失し、生徒の個人情報が漏えいした場合、その後の漏えい範囲が無限に拡大してしまうおそれもある。このような事態は、教員の単なる服務事故では済むものではなく、生徒・保護者ないし都民一般からの信頼を失墜させるおそれがある。

しかも、答案用紙の校外持ち出しは、やむを得ず自宅で採点する場合に限定されているのであろうが、そもそも教員や非常勤講師が自宅で採点しなければならないような職場環境など、学校運営の仕組みが問題ではないであろうか。また、自宅での答案採点を許可することは、教員に時間外勤務を許可することと同義であることから、残業などの勤務上の問題がないのかといった懸念が生じる。

なお、教育庁が定める「都立学校情報セキュリティ・個人情報保護対策マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）によれば、定期考査の答案用紙は「S-2」に分類される。この「S-2」は、マニュアルにおいて、校外へ書類等を持ち出す都度、校長等の承認を得ることと規定されている。したがって、世田谷総合高

等学校の「定期考査の適正な実施及び管理に関する規程」は、マニュアルに準拠しているものである。したがって、この世田谷総合高等学校のルールが内包するリスクは、教育庁が定めるルールの問題でもあると考えられる。

（指摘１－８）個人情報を含む書類の取扱いについて

世田谷総合高等学校では、教育庁が定めるマニュアルに準拠して、定期考査の答案用紙について「やむを得ず自宅で採点をする場合は、管理職の許可を得る。」という例外的な取扱いを認めているが、このような個人情報を校外に持ち出した場合は、本人が十分に注意を払っていても、個人情報を入れたカバンをひったくられるなどの紛失のリスクが飛躍的に高まることになり、仮に個人情報が漏えいしたら、その後の漏えい範囲が無限に拡大して、生徒・保護者ないし都民一般からの信頼を失墜させるおそれがある。しかも、教員や非常勤講師が自宅で採点をしなければならないような職場環境など、学校運営の仕組みが問題ではなかろうか。このような個人情報を含む書類の取扱いや学校運営の仕組みについては、適切に見直しを図ることとされたい。なお、必要に応じて、マニュアルの適切な見直しも図ることとされたい。

5. 「いじめ」に対する取組について

世田谷総合高等学校は、表 B9-5-1 のとおり、いじめの件数を過去 3 年間 0 件と認識している。

表 B9-5-1 世田谷総合高等学校が認識しているいじめの件数

年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
件数	0 件	0 件	0 件

(世田谷総合高等学校作成資料より監査人が作成)

このように、いじめの件数が過去 3 年間 0 件であるのは、世田谷総合高等学校が「いじめの実態把握のためのアンケート」を年 3 回行っており、いじめが深刻な状態になるまで放置されることを未然に防止していることの効果の一つであると言える。また、このアンケートにいじめと疑える記載があった場合には、その事案について、担任以外の生活指導主任が事実を確認し、校長・副校長に報告した上で、当該事案が解決されるに至るまで、校長・副校長・生活指導主任の 3 名でフォローアップをする体制が確立されていることが大きな功を奏していると考えられる。このような仕組みについては、一定の評価をすることができる。

世田谷総合高等学校の説明によれば、平成 26 年度に実施したアンケートにおいては、いじめと疑われるような記載があったものの、生活指導主任を中心としてこの記載の事案を確認した結果、いじめではないという結論に至ったということであった。

しかしながら、生徒との面談など事実確認がどのように行われ、事案の解決に至ったか、その対応の経緯と顛末の記録が残されていない。このように問題事案が発生した場合には、その対応の経緯と顛末を記録することが重要である。なぜなら、この記録がない場合、保護者に対して説明責任を十分に果たすことができない可能性がある。また、校長・副校長・生活指導主任が交代する時の業務上の引継ぎに問題が生じる可能性もある。

(指摘1－9)「いじめ」に対する取組について

世田谷総合高等学校では、年3回の「いじめの実態把握のためのアンケート」を実施しており、いじめと疑える記載がアンケートにあった場合には、その事案について、担任以外の生活指導主任が事実を確認し、校長・副校長に報告した上で、当該事案の解決に至るまで、校長・副校長・生活指導主任の3名でフォローアップをする体制が確立されている。しかしながら、生徒との面談など事実確認がどのように行われ、その事案が解決に至ったか、その対応の経緯と顛末の記録が残されていない。かかる状況では、保護者等に対する経緯や顛末の説明責任を十分には果たせないこと、校長・副校長・生活指導主任が交代する際の業務上の引継ぎに問題が生じるなど、様々な問題が発生する可能性があることから、その対応の経緯と顛末を適時適切に記録することとされたい。

また、教育庁は、すべての都立学校に対して、いじめに関するアンケート等で発覚した事案について、その対応の経緯と顛末を記録するよう、適切な指導を実施することとされたい。

6. 過大な学校徴収金の取扱いについて

(1) 過大な学校徴収金の経緯について

平成 27 年 2 月に作成された、世田谷総合高等学校全体に対するアンケート結果を監査人が閲覧したところ、「本来 10 回の修学旅行の積立金の支払であるはずなのに、11 回分を口座から引き落とされており、学校側に何度も伝えているにもかかわらず返金されない」旨の保護者からのコメントを検出した。

このコメントについて、世田谷総合高等学校に追加で質問したところ、表 B9-6-1 のとおり、その経緯が判明した。

表 B9-6-1 過大徴収した学校徴収金の経緯

発生時期	発覚事実
平成 26 年度 (発生時期は不明)	本来 10 回の修学旅行積立金の徴収事務の際に、学校担当者が誤って、保護者等 (31 件) から、11 回目の口座引落しを上司の承認を得ずに実行した。 口座引落とし請求時のデータの一部を適切に保存していなかった。 本来作成すべき「個人別管理表」の作成が一部 (H26.6～H26.8) 適切に行われていなかった。
平成 26 年 11 月	修学旅行実施
平成 27 年 4 月	従前の担当者が人事異動で他校へ異動したことに伴い、新担当者が世田谷総合高等学校に着任した。
平成 27 年夏頃	新担当者が過大な学校徴収金が存在する事実を把握した。
平成 27 年 10 月	新担当者は、過大に徴収した相手方の特定を試みるも、特定できたのは 4 件だけで、残り 27 件は特定できなかった。 平成 27 年 10 月 31 日現在の未返還残高は、合計 223,830 円である。
平成 27 年 11 月	平成 27 年 11 月 23 日に、保護者会を開催し、事実経過の説明及び謝罪等を行った。
平成 27 年 12 月	平成 27 年 12 月 22 日までに、関係保護者等に全額返還がなされた。

(世田谷総合高等学校からのヒアリングより監査人が作成)

（２）学校徴収金について

学校徴収金は、教育活動上必要となる経費として、学校が保護者等から徴収する金銭であり、公費とは別に、私費として区分される。この学校徴収金（私費）の具体例としては、修学旅行積立金、給食費、PTA 会費及び生徒会費などが挙げられる。なお、本事案については、世田谷総合高等学校が、修学旅行積立金を過大に徴収した事案であることから、学校徴収金として取上げている。

教育庁では、学校徴収金に関する規程として、「学校徴収金事務取扱規程」、「学校徴収金会計点検マニュアル（管理・監督者用）」及び「学校徴収金等事務手引」を作成し、これらを教職員に配布している。この「学校徴収金等事務手引」において、学校徴収金は公費に準じた取扱いがなされるべき旨が明記されている。したがって、学校担当者は学校徴収金（私費）を公費に準じて各会計に分類し、必要な帳票類を整理しなければならない。

(3) 本事案の問題点について

本事案は複合的な問題点が存在するため、改めて段階別に問題点を整理すると、表 B9-6-2 のとおりとなる。なお、過大に学校徴収金を徴収した学校担当者は、職務怠慢であることが明らかであることから、表 B9-6-2 においては、学校担当者の職務怠慢を起因とした不適切な事務処理結果を、もっと早い段階で、発見又は未然に防止できなかったのか、その体制の問題点に焦点を当てている。

表 B9-6-2 過大徴収した学校徴収金の問題点

段階	問題点
過大徴収前の段階	①上司の承認を経ずして、学校担当者が、保護者等の口座からの引落しを可能とする体制であった点
過大徴収後の段階	①学校担当者による保護者等からの口座引落とし請求に係るデータの適切な保存及び確認ができない体制であった点 ②学校担当者が、本来作成すべき「個人別管理表」が一部適切に作成されていなかったことを発見できない体制であった点 ③学校に再三の保護者からの連絡があったはずであるにもかかわらず、問題を放置する体制であった点 ④アンケート結果を集計した時点で、アンケート集計担当者が本事案の存在に気付き、速やかに組織上の対応をすべきであったにもかかわらず、これを実施できない体制であった点 ⑤本来作成されるべき修学旅行積立金会計の決算書が作成されていないことに気付いていながら、対応できなかった点及びその体制ができていなかった点
人事異動時の段階	①学校担当者の人事異動時に、担当者間で事務の引継ぎが不十分である体制であった点
人事異動後の段階 (本事案発覚前)	①学校徴収金の残高の内訳に問題があること及び修学旅行積立金の精算がなされていないことを、学校担当者が発見するのが遅れた点
人事異動後の段階 (本事案発覚後)	①本事案の発覚後、組織として、未返還者の特定や、特定ができない人数の把握など、迅速な対応を実施していない点 ②本事案の発覚後、速やかに保護者等に事実の通知等を実施するとともに、謝罪が必要であったと考えられるが、これを実施していない点

(世田谷総合高等学校からのヒアリングより監査人が作成)

表 B9-6-2 のとおり、本事案が発生する前の段階から本事案が発覚した後の段階に至るまで、様々な問題点が数多く存在する。もはや学校徴収金に関する組織的体制は皆無に等しく、学校としての意識が完全に欠如していることから、この点について、厳しく批判せざるを得ない。

なお、世田谷総合高等学校の説明によれば、「平成 27 年 11 月 23 日に保護者を開催し、保護者等に対して事実経過の説明や謝罪等を行うとともに、世田谷総合高等学校、学校経営支援センター及び教育庁の三者が、連携を密にし、一体となって返還に取り組んだ結果、平成 27 年 12 月 22 日までに、過大に徴収してしまった修学旅行の積立金は全額返還され、事務処理は完了した。」とのことである。

（指摘 1－10）過大な学校徴収金の取扱いについて

平成 27 年 10 月に、監査人が現場監査を行った結果、平成 26 年度の学校徴収金の事務処理に不適切な事案が検出された。具体的には、世田谷総合高等学校の修学旅行の積立金について、本来 10 回口座引落としを行うところ、誤って 11 回なされていた。不審に思った保護者等から複数回問い合わせがあったが、その際、学校の対応が不十分であったため、平成 27 年 10 月時点では、未返還額 223,830 円（27 件分）が存在し、保護者等に対する事実経過の説明や謝罪等もなされていなかった。

学校徴収金は、学校事務を処理するに当たって公費に準じて取り扱う必要があることから、このような状況を誘発した学校の学校徴収金事務に係る組織体制そのものに大きな欠陥があると言わざるを得ない。

教育庁は、類似の案件が他の都立高等学校にも存在しないことを確認した上で、学校徴収金に係る事務処理方法を再度検証し、強固なチェック体制を再構築するとともに、徹底した再発防止策を早急に講じられることとされたい。

X 学校以外の教育施設等について

1. 東京都教職員研修センターについて

(1) 適切な備品の管理について

教職員研修センターの現場監査において、その施設内の状況を把握するため視察を行った結果、303 機材機器室に、長期間使用していないと想定される物品等が多数保管されていた。そこで、実際の使用状況を質問したところ、「多くは現在、使用していない」との回答を得た。その際に入手した、303 機材機器室に保管されている物品は、表 B10-1-1 のとおりである。

表 B10-1-1 303 機材機器室に保管されている物品

品名	取得価格 (円)	取得日	規格	物品管理番号
戸棚	525,500	H8.4.1	木製 1224 * 620 * 2600 下段引出し	L01-001308
携帯用コンピュータ	176,890	H13.3.26	エプソン N570D30300	L01-004571
携帯用コンピュータ	176,890	H13.3.26	エプソン N570D30300	L01-004574
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000002
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000003
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000004
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000005
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000009
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000010
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000011
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000012
携帯用コンピュータ	168,000	H14.5.10	SOTEC	L02-000013

			WINBOOKWE292	
携帯用コンピュータ	168,000	H14. 5. 10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000014
携帯用コンピュータ	168,000	H14. 5. 10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000016
携帯用コンピュータ	168,000	H14. 5. 10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000018
携帯用コンピュータ	168,000	H14. 5. 10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000019
携帯用コンピュータ	168,000	H14. 5. 10	SOTEC WINBOOKWE292	L02-000020
携帯用コンピュータ	225,120	H16. 3. 12	NEC VarsaPro VY14F/DX	L03-000035
携帯用コンピュータ	225,120	H16. 3. 12	NEC VarsaPro VY14F/DX	L03-000036
ディスプレイ装置	110,880	H12. 1. 28	FTD-XT15F-A	L01-002526
映像投影機	919,086	H10. 12. 17	液晶プロジェクター	L01-001895
オーバーヘッドプロジェクター	412,000	H5. 9. 13	フジックス ZM-575	L01-001911
オーバーヘッドプロジェクター	161,298	H8. 3. 1	OHP 3M MODEL9800	L01-001917
スクリーン	123,600	H9. 1. 24	三脚型 100 インチ	L01-002909
テレビ受像機	206,000	H5. 9. 17	ソニーKV-29ST90	L01-002095
テレビ受像機	206,000	H5. 9. 17	ソニーKV-29ST90	L01-002096
テレビ受像機	569,730	H16. 1. 14	シャープ LC-37AD1	L03-000030
テレビ受像機	365,400	H17. 1. 14	プラズマ TH-37X300	L04-000004
ビデオカメラ	169,847	H9. 2. 7	松下 NVS200	L01-003044
ビデオテープレコーダー	170,980	H4. 11. 20	ナショナル AG-5700	L01-002160
ビデオテープレコーダー	170,980	H4. 11. 20	ナショナル AG-5700	L01-002161
スライド映写機	109,830	H14. 10. 24	Af II -2500 ロータリーマガジン付き	L02-000029
実物映写機	284,550	H15. 11. 21	松下 We-mv180b	L03-000021
実物映写機	284,550	H15. 11. 21	松下 We-mv180b	L03-000022

(教職員研修センター「物品管理者別物品一覧表(一般物品)(平成26年度)」より監査人が作成)

これらのうち、303 機材機器室に保管されている携帯用コンピュータのオペレーティングシステム（以下、「OS」という。）は、マイクロソフト社製の WindowsXP であり、セキュリティ更新プログラムや有償サポート、技術情報のアップデートなどの提供が既に終了していることから、既に陳腐化した備品であると言える。写真 B10-1-1 は、この OS の保管状況である。

また、写真 B10-1-2 は、303 機材機器室に保管されているテレビ受像機（物品管理番号 L01-002095、L01-002096）である。これはブラウン管テレビであり、現在主流の液晶テレビに比べて陳腐化していると言わざるを得ない。

写真 B10-1-1 303 機材機器室に保管されている OS



（平成 27 年 8 月 26 日監査人が撮影）

写真 B10-1-2 303 機材機器室に保管されているブラウン管テレビ



（平成 27 年 8 月 26 日監査人が撮影）

ところで、長期間使用していない物品の取扱いについては、東京都物品管理規則において、次のように規定されている。

【(参考) 東京都物品管理規則 (一部抜粋)】

第五節 所属換え等

(所属換えのあつせん)

第二十九条の二 局長又は所長は、当該局又は所の所属の出納員の保管に係る物品のうち、使用の見込みがなく、かつ、共用可能なものについては、会計管理者が別に定める場合を除き、所属換えのあつせんをしなければならない。

第六節 区分換え及び不用品の処分

(区分換えの決定)

第三十三条 局長又は所長は、当該局又は所に属する物品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものがあるときは、他の区分に区分換えをしなければならない。この場合において、他の用途に供する見込みがないと認められるものについては、不用品に区分換えをしなければならない。

2 局長又は所長は、第二十九条の二の規定による所管換えのあつせんが不調となったときは、当該物品を材料品又は不用品に区分換えをしなければならない。

(不用品の処分)

第三十五条 局長又は所長は、不用品を処分する場合にあつては、会計管理者が別に定める場合を除き、適正な対価による譲渡が困難であると認められるときは、当該不用品を廃棄することができる。ただし、適正な対価による譲渡が困難であると認めるときは、当該不用品を廃棄することができる。

この規則により、303 機材機器室に保管されている長期間使用していない物品については、今後の使用見込みを慎重に検討した上で、使用見込みがなく、かつ、共用可能なものについては、所属換えのあつせんをしなければならない。また、本来の用途に供することができないと認められるものは、不用品などに区分換えをしなければならない。

303 機材機器室に保管されている長期間使用していない物品は多数あることから、保管スペースの有効活用や保管コストを勘案すれば、速やかに、この規則に従った対応を行うことが必要である。

(指摘 1－1 1) 備品の取扱いについて

教職員研修センターの機材機器室には長期間使用していない物品等が多数保管されていることから、その保管スペースの有効活用や保管コストを勘案し、東京都物品管理規則に従って、今後の使用見込みを慎重に検討の上、使用見込みがないものについては、所属換えのあっせん、あるいは不用品等に区分換えをするなど、速やかに適切な対応を図ることとされたい。

(2) ホームページのアクセス分析について

教職員研修センターという名称から想像すると、教職員のために研修のみを行っているように思えるが、実際には、高校生、教員を目指している学生、教員採用前の候補者などを対象とした育成事業も実施している。また、都民を対象とした公開講座も実施している。このことから、同センターは様々な情報をホームページで開示している。具体的には、このホームページ内にある「都民の皆さんへ」をクリックした場合は都民が対象となる情報ページに、また「学生・生徒の皆さんへ」をクリックした場合は高校生、教員を目指している学生、教員採用前の候補者などが対象となる情報ページにリンクされるなど一定の工夫を凝らしている。

それでは、このような教職員研修センターのホームページは、有効性などの観点から、どのように活用されているのであろうか。

この点、トップページでは「あなたは、○番目の訪問者です。」と表示され、ホームページ利用者のアクセス数を即時に把握することができる。平成 27 年 9 月時点において、そのアクセス数は、218 万を超えており、数多くの利用者が存在していることが分かる。

しかしながら、都民向けの公開講座や学生・生徒向けのページでは、教職員研修センターがそのアクセス数を把握していないことから、利用者の数やその傾向などを分析することができない状況にある。

そこで、トップページ以外のアクセス数の把握の必要性について、教職員研修センターに質問したところ、「どのページのアクセス数を把握することが必要であるか、ホームページの運用契約を含むホームページ運用上の諸条件の確認などを行い、今後、実施の可否については、総合的に検討する」との回答を得た。

（意見１－２８）ホームページのアクセス分析について

教職員研修センターは、教職員のための研修のみでなく、高校生、教員を指している学生、教員採用前の候補者などを対象とした育成事業を実施しており、また都民を対象とした公開講座も実施していることから、このような対象に関する様々な情報をホームページの各ページで開示している。しかしながら、同センターはホームページの各ページのアクセス数を把握していないことから、今後は、各ページのアクセス数を把握し、有効性などの観点から、サイト構成やその内容の見直しが必要かどうか検討を行うこととされたい。

2. 東京都教育相談センターについて

(1) 電話相談の応答率について

教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供の教育に関して、子供・保護者・学校関係者等から寄せられる相談について、電話での対応を実施している。具体的には、相談者の話を傾聴し、共に考えることで、不安・悩みの軽減や問題解決を図り、必要に応じて助言・他機関の紹介等を行っている。

そこで、有効性の観点から、この電話での対応状況を検討した。

まず、表 B10-2-1 は、教育相談センターで実施している電話相談の対応等を整理したものである。

表 B10-2-1 電話相談の対応等のまとめ

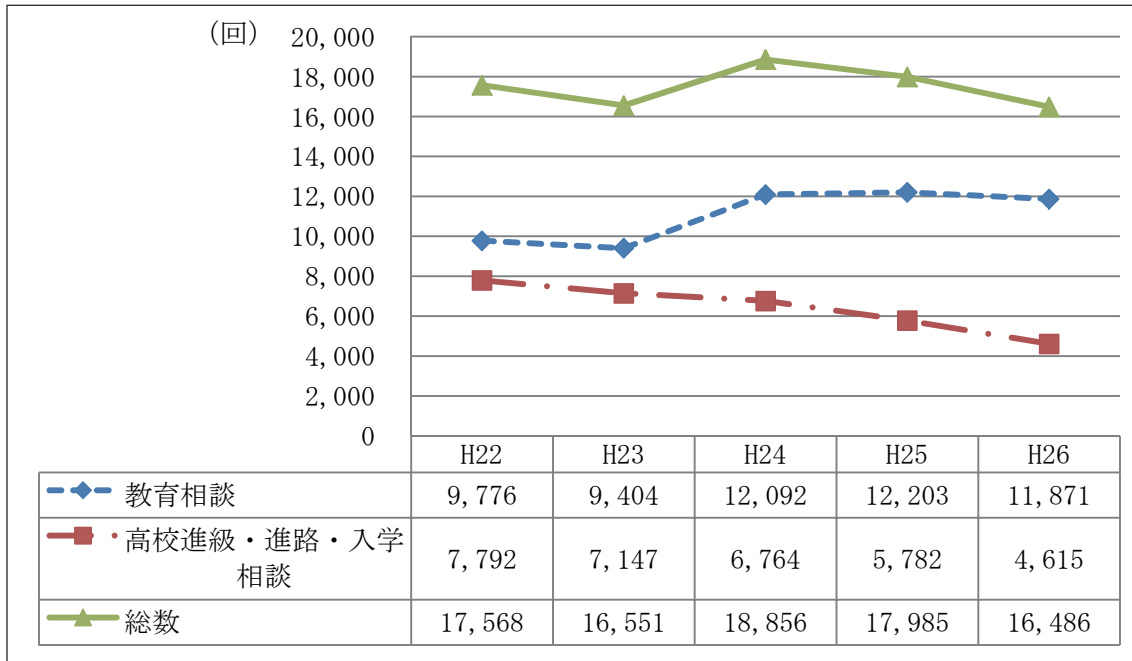
相談種類	相談内容	実施時間
教育相談	・いじめ、不登校、友人関係、集団不適応、学業不振等に関する相談 ・気になる癖、発達障害、非行傾向、家庭内暴力、自傷、子育て等に関する相談 ・体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントに関する相談	【平日】 午前 9 時から午後 9 時まで 【土日祝日】 午前 9 時から午後 5 時まで （閉庁日・年末年始を除く）
いじめ相談 （※1）	・いじめに関する相談	【開業時間帯】 教育相談センターの電話相談で対応。 【拡大時間帯】（※2） 平日：午後 9 時から翌朝 9 時まで 土日祝日：午後 5 時から翌朝 9 時まで 年末年始：午前 9 時から翌朝 9 時まで 閉庁日：午前 9 時から翌朝 9 時まで
高校進級・進路・入学相談	・都立高等学校の進路に関する相談 ・都立高等学校への入学・進級・転編入に関する相談 ・都立高等学校入学に関する資料・願書配布 ・高等学校卒業程度認定試験受験案内配布など	【平日】（※3） 午前 9 時から午後 9 時まで 【土日祝日】（※3） 午前 9 時から午後 5 時まで （閉庁日・年末年始を除く）

（教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成）

- ※1 いじめに関する相談については、平成 19 年 2 月から、「東京都いじめ相談ホットライン」を設置し、365 日、24 時間体制で受け付けている。
- ※2 財務局契約による希望制指名競争入札により委託業者（平成 26 年度は、株式会社セーフティ・ネット）が対応している。
- ※3 教育相談、高校進級・進路・入学相談とも、実施時間外は留守番電話で受け付けている。
 翌開庁日に受信状況及び録音内容を確認し、当センターからの連絡を希望して連絡先が録音されていた場合には、当センターから連絡するなどの対応を行っている。

次に、グラフ B10-2-1 は、電話による相談回数について、過去 5 年間の推移を示したものである。

グラフ B10-2-1 内容別電話相談の直近 5 年間推移

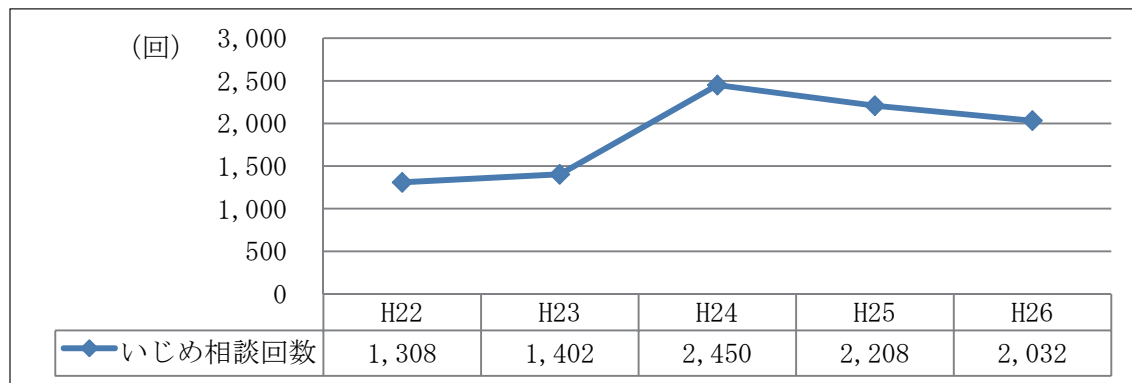


(教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成)

グラフ B10-2-1 のとおり、相談回数の総数は、おおむね横ばいであるが、その構成に若干増減がみられる。すなわち、「高校進級・進路・入学相談」が減少傾向にあるのに対して、「教育相談」は増加傾向にある。このうち、平成 24 年度の「教育相談」の回数が急激に増加している理由を教育相談センターに質問したところ、「いじめ」相談の増加が影響しているとの回答を得た。

そこで、「教育相談」回数のうち、「いじめ相談」回数の推移を示したものが、グラフ B10-2-2 である。

グラフ B10-2-2 いじめ相談回数の直近 5 年間推移



(教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成)

グラフ B10-2-2 のとおり、「いじめ相談」回数は、平成 24 年度をピークに、その後やや減少に転じているものの、5 年間全体を俯瞰してみれば増加傾向にあると考えられる。

ところで、教育相談センターでは、グラフ B10-2-1 及びグラフ B10-2-2 のとおり、電話相談の応答件数をその内容別に把握している。しかしながら、電話の着信件数の総数に対する応答率を把握していない。この点は、外部業者への業務委託している同センター「東京都いじめ相談ホットライン」の拡大時間帯も同様である。

教育相談センターにおける相談回数が平成 24 年度以降おおむね横ばいであったとしても、それが対応可能な許容範囲の限界にあるため「横ばい」であるのか、あるいは都民ニーズを反映していないため「横ばい」であるのか、応答率を把握していない場合には、その原因が分からない。また、個々の相談員の過不足やシフトの不効率も分からない。いずれも、同センターの事業の業務改善に資するためには、応答率を把握し、必要な改善を図る体制とすることが必要である。

(意見 1-29) 電話相談の応答率の把握について

教育相談センターの主要な業務の一つである電話相談については、その応答件数は把握しているものの、電話の着信件数の総数に対する応答件数で計算される応答率を把握していない。しかしながら、このように応答率を把握していない場合には、同センターの相談件数が平成 24 年度以降おおむね横ばいであることについて、相談員の対応可能な許容範囲に限界があるため「横ばい」であるのか、あるいは相談そのものの件数が「横ばい」であるのか、その原因が不

明であること、また個々の相談員の過不足やシフトの効率性も不明であることから、同センターの電話相談については、効率性・有効性の観点から、電話の応答率を把握・分析した上で、必要な業務改善を図る体制とすることとされた。

(2) 来所相談者への満足度調査の実施について

① 来所相談について

教育相談センターは、電話相談のほかに、幼児から高校生相当年齢までの子供、保護者、学校関係者等に対して、教育に関する相談を面談により実施し、心理職等の継続的な相談を行うことで解決への支援を行う業務を実施している。

ここで、教育相談センターで実施している来所相談の対応等について整理したものが、表 B10-2-2 である。

表 B10-2-2 来所相談の対応等のまとめ

相談種類	相談内容	実施時間
教育相談	・いじめ、不登校、友人関係、集団不適応、学業不振等に関する相談 ・気になる癖、発達障害、非行傾向、家庭内暴力、自傷、子育て等に関する相談 ・体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメントに関する相談	【教育相談センター（北新宿）】 平日：午前 9 時から午後 5 時まで （閉庁日・年末年始を除く） 【立川出張相談室】 週 2 回：午前 10 時から午後 6 時まで （閉庁日・年末年始を除く）
高校進級・進路・入学相談	・都立高等学校の進級・進路及び入学・転学・編入学の相談 ・都立高等学校の案内、願書等の資料配布	【教育相談センター（北新宿）】 平日：午前 9 時から午後 5 時まで （閉庁日・年末年始を除く） 【立川出張相談室】 実施していない。

（教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成）

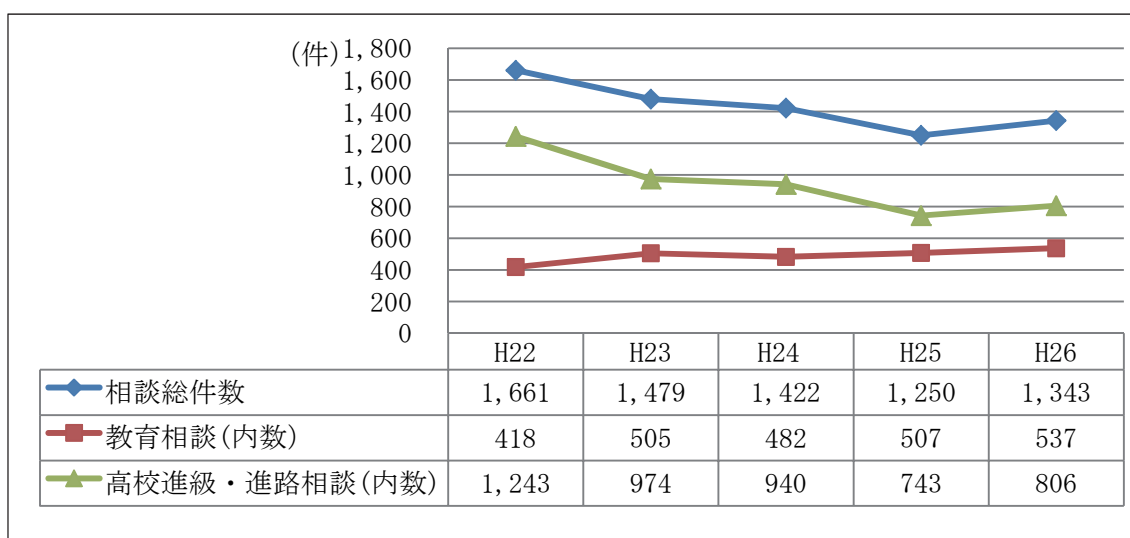
② 来所相談件数等の過去 5 年間の推移について

教育相談センターでは、教育相談の来所相談について予約制を採用している。これは、担当者を固定化して継続的な相談を実施することで、相談者の解決への支援に資するためである。

グラフ B10-2-3 は、来所相談の相談種類別の事例件数の推移を示している。

なお、「教育相談」については事例の件数をグラフ化したものであるが、「高校進級・進路・入学相談」の来所相談は、その相談内容の性質上、原則として継続的な相談を行っていないことから、1 回の相談をそのまま 1 件として集計している。

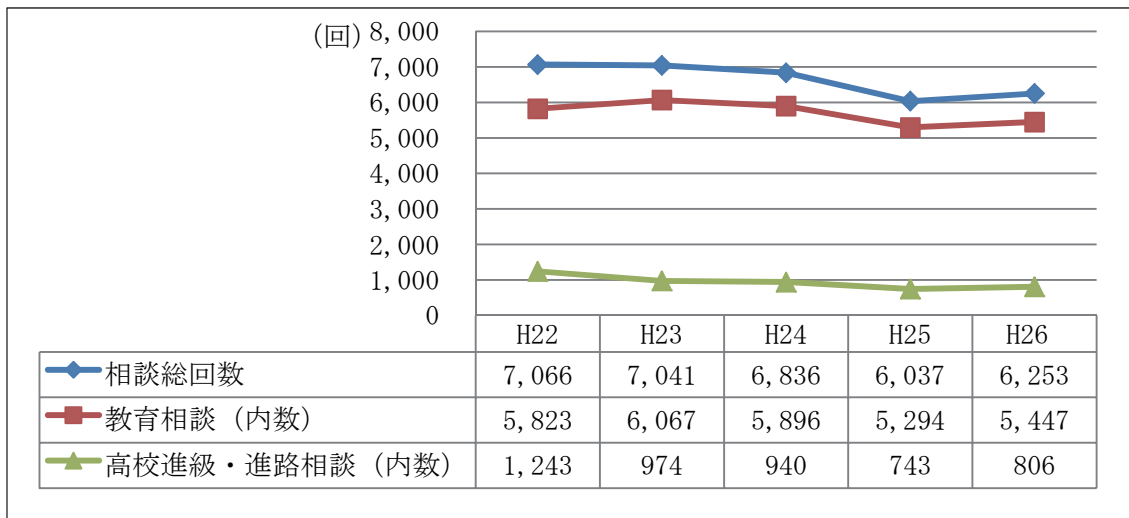
グラフ B10-2-3 来所相談件数の直近 5 年間推移



(教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成)

グラフ B10-2-3 を見ると、来所相談の総件数は、平成 22 年度から減少傾向にあることが分かる。これは、「高校進級・進路相談」の件数が減少していることに起因するものである。一方、「教育相談」の相談件数は、若干増加傾向にあると言える。

グラフ B10-2-4 来所相談回数の直近 5 年間推移



（教育相談センター「平成 27 年度事業概要」より監査人が作成）

（注）「高校進級・進路相談」については、原則として継続的な相談を行っていないため、グラフ B10-2-3 における「件数」と同数になる。

グラフ B10-2-4 は、それぞれの「教育相談」事例について、相談者（子供及び保護者や教職員関係者）が来所した回数をそれぞれ 1 回と数えた際の合計延べ回数をグラフ化したものである。来所相談件数と比例して、来所相談回数も減少傾向にあることが分かる。

ここで、着目したいのは、「教育相談」の 1 件当たり相談回数である。この推移を示したものが、表 B10-2-3 である。

表 B10-2-3 教育相談 1 件当たり相談回数の直近 5 年間推移

（単位：回）

	H22	H23	H24	H25	H26
1 件当たり相談回数	13.9	12.0	12.2	10.4	10.1

（注記記載の資料より監査人が作成）

（注）グラフ B10-2-4 における「来所相談回数の教育相談（内数）」を、グラフ B10-2-3 における「来所相談件数の教育相談（内数）」で除した値を記載している。

表 B10-2-3 を見ると、「教育相談」1 件当たり相談回数が、減少傾向にあることが分かる。この点、教育庁の説明によれば、「平成 22 年度から平成 26 年度の教育相談の来所相談総件数は増加傾向である。来所相談には、「新規ケース」と前年度以前から続く「継続ケース」があり、「新規ケース」はアセスメントを行い、混乱状態を落ち着かせるまで毎週又は隔週ごとに対応しているケースが多

いが、「継続ケース」は比較的安定してくるので月 1 回、若しくは数か月に 1 回と相談間隔を空けて対応しているケースが多い。また、「継続ケース数」及び「継続ケースが来所相談全体に占める割合」は、平成 22 年度から 26 年度まで増加傾向にある。お尋ねの 1 件当たりの相談回数の減少傾向は、この「継続ケース」の増加によるものと推測される。」とのことである。

しかしながら、教育相談センターにおいては、相談者の満足度を調査しておらず、1 件当たりの相談回数の減少が教育相談センターが提供するサービスに対する満足度との関連を分析することができない。

（意見 1－30）来所相談者への満足度調査の実施について

教育相談センターへの来所相談のうち、「教育相談」については、1 件当たり回数が平成 22 年度からの直近 5 年間では減少傾向にある。

この点、教育庁は、相談件数を新規と継続に分けた場合、相談件数に占める継続の割合が増加しており、継続の場合は、相談間隔が新規と比べて空くことから教育相談 1 件当たり相談回数が減少していると主張する。

しかしながら、継続相談件数の割合の増加しているという背景があるにせよ、相談者の満足度がどのように推移しているのか調査しておらず、1 件当たりの相談回数の減少と相談者の満足度との関連を分析することができない。

仮に、相談者の満足度の減少が生じているのであれば、教育相談センターは、各種相談・支援というサービスの提供を通じて、学校教育及び家庭教育の充実及び振興に寄与するという教育相談センターの設置目的を効率的かつ効果的に達成できない可能性がある。

また、インターネット等が広く普及した近年においては、都民が様々な情報を入手しやすい環境が整備されているとは言えるものの、教育相談センターが、年間 6,000 回以上もの「来所相談」を受け入れていることからすると、依然として、行政による直接的・継続的な相談・支援が、社会的なニーズとして存在していることを示していると考えられる。

教育相談センターは、より相談者の満足度を高め、もってその設置目的を達成することが重要であると考えられることから、教育相談センターは、来所相談者に対する満足度調査などを実施して、これまで以上に相談体制の充実に資する体制を構築することとされたい。

(3) ホームページ情報の更新について

① 教育相談センターホームページのリンク設定について

教育相談センターの事業方針の一つに、区市町村の公立教育相談機関との連携強化を掲げている。その一環として、教育相談センターのホームページには、区市町村の公立教育相談機関へのリンクが設定されており、教育相談センターのホームページの利用者の利便性に資する仕組みが構築されている。

しかしながら、教育相談センターのホームページの有効性を確認したところ、実際には、表 B10-2-4 のとおり、各区市町村の教育相談所に移動することができないリンク設定が散見された（平成 27 年 7 月時点）。

表 B10-2-4 区市町村教育相談所のサイトへの移動が適切に実行できないリンク一覧

区市町村名	リンク先の画面内容
A 市	「申し訳ありませんが、指定されたページまたは、ファイルが見つかりませんでした。」と表示される。
B 市	「リクエストされた URL は、このサーバ上には見つかりません」と表示される。
C 市教育相談室	ID、パスワードが求められ、閲覧制限が掛かる。
D 市	「ご指定のページはこのサーバでは見つかりません。」と表示される。
E 町教育相談室	「ただいまホームページリニューアル直後のため、お探しのページが見つからないことがあります。」と表示される。
F 区児童・家庭支援センター	「ご指定のページはみつかりませんでした。」と表示される。
G 区立教育センター教育相談室	「ページが見つかりません」と表示される。

（教育相談センターホームページより監査人が作成）

また、表 B10-2-5 のとおり、区市町村に教育相談所が設置されており、そのホームページがあるにもかかわらず、教育相談センターのホームページに、そのリンクが設定されていないものもある（平成 27 年 7 月時点）。

表 B10-2-5 リンクが設定されていない区市町村設置の教育相談所の一覧

H 区立教育センター教育相談室
I 区立教育相談所

(教育相談センターホームページより監査人が作成)

このような状況は、広域の教育行政を担う教育庁の所管施設として、あつてはならない事例であり、教育相談センターは、類似の案件がほかにないか早急に確認するとともに、情報開示を適時適切に更新する体制を再構築することが必要である。

平成 27 年 7 月時点で情報開示の更新に不備があった点について指摘したところ、速やかに改善が行われたことを確認した。また、11 月 25 日時点で監査人が再度教育相談センターのホームページにアクセスし、情報更新を確認したところ、リンク先に移動できないページが 1 件見つかったが、既に教育相談センター内の更新体制により、直近の指示書にて更新指示が行われていたことも確認した。

(意見 1-31) ホームページの更新について

教育相談センターは、その事業方針の中で、区市町村の公立教育相談機関との連携強化を掲げている。その一環として、教育相談センターのホームページに区市町村の公立教育相談機関へのリンクが設定され、ホームページ利用者が在住地域の相談機関のサイトを確認することができる仕組みとなっている。

しかしながら、有効性の観点からこのリンク先のページを確認したところ、区市町村教育相談機関のサイトに移動できないリンク設定が 7 件、区市町村教育相談機関のサイトへのリンクが設定されていないものが 2 件存在する(平成 27 年 7 月時点)。教育相談センターは広域の教育行政を担う教育庁の所管施設であることから、類似の案件がほかにないか早急に確認するとともに、情報を適時適切に更新する体制を早急に再構築することとされたい。

3. 都立図書館について

(1) 都立図書館と区市町村立図書館との役割分担について

平成 24 年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が文部科学大臣から告示され、その中で、市町村立図書館と都道府県立図書館との役割について表 B10-3-1 のとおり示されている。

表 B10-3-1 市町村立図書館と都道府県立図書館との役割分担

図書館	役割
市町村立図書館	知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
都道府県立図書館	住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。 市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

（「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」より監査人が作成）

平成 14 年 1 月に、都立図書館あり方検討委員会による「今後の都立図書館のあり方～社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して～」が公表された。その中で、都立図書館の主な役割は、「高度・専門的なレファレンス等、広域的・総合的な住民ニーズに応える図書館サービスと、「図書館の図書館」として区市町村立図書館に対して行う協力支援である」と明記されている。

現在、都立図書館は港区に「中央図書館」と立川市に「多摩図書館」の 2 館を設置しており、いずれも、広域的・総合的情報拠点として区市町村立図書館への協力支援（資料の貸出し、調査活動及び研修への援助）を行うとともに、レファレンスサービス（利用者の調査研究、課題解決等のために必要な資料や情報を提供）を行うことに力を入れている。これらの機能の充実・強化を図るため、いずれの施設も、資料の個人への館外貸出しは行っていない。

（２）中央図書館と多摩図書館の役割分担について

多摩図書館は、多摩地域に設置されていた、①都立立川図書館（昭和 22 年開館）、②都立青梅図書館（昭和 22 年開館）及び③都立八王子図書館（昭和 30 年開館）の 3 つの施設を統合し、立川市に昭和 62 年に設立・開館している。当時の中央図書館と多摩図書館は、いずれも「地域分担」を担っており、多摩図書館が多摩地域の市町村立図書館の協力支援を担い、中央図書館は区立図書館及び島しょ地域への協力支援を行っていた。

しかしながら、このような地域分担では、都立図書館に求められる「高度・専門的なレファレンス等、広域的・総合的な住民ニーズに応える図書館サービスと、「図書館の図書館」として区市町村立図書館に対して行う協力支援」といった役割に対して、限られた財源・人的資源を重点的に投入することが困難な状況になってきた。このような背景から、平成 14 年度において、それぞれ役割分担を見直し、「地域分担」から、「機能分担」に転換を図っている。すなわち、従来、2 館がそれぞれの地域での総合的な図書館としての運営を行っていたのに対して、中央図書館を 2 館の中心館として位置付け、管理・運営等の機能を集中させたのである。

図書の収集・整理等の業務についても、中央図書館で一元的に行い、2 館での資料収集、保存は原則 1 点とすることで、区市町村立図書館で収集が困難な専門書や高価本をより多く収集し都民サービスの一層の向上を図っている。

また、中央図書館では、人文科学、社会科学、自然科学等の一般・社会人向けの図書資料を収蔵している。これに対して、多摩図書館では、（i）児童・青少年資料、（ii）雑誌、（iii）文学資料の一部を収蔵している。多摩図書館は、平成 21 年度から調査研究における雑誌を提供する「雑誌による専門的サービス（東京マガジンバンク）」機能や子供の読書活動に関わる方への支援を行う「児童青少年資料サービス」機能を担い、中央図書館では、引き続き企画・運営等の統括機能を有するとともに、多摩図書館が提供するサービス以外の機能を担うこととしている。

(3) 多摩図書館の「東京マガジンバンク」について

① 「東京マガジンバンク」の経緯について

平成 18 年 8 月公表の「都立図書館改革の具体的方策」において、「時代の社会経済状況を先鋭的に捉え、速報するといった、図書とは異なる雑誌ならではの有用性に着目して東京マガジンバンクを創設し、調査研究における雑誌の提供を多摩図書館の機能として展開していく」と記されている。これを契機として、多摩図書館は、平成 21 年 5 月に、公立図書館としては初めての雑誌を集中的にサービス提供する「東京マガジンバンク」を創設している。「東京マガジンバンク」では、所蔵する雑誌 17,000 誌のうち、534 誌（バックナンバーを含めて最大 1 年分）は分野別に開架に並べており、手に取って閲覧することができる。

また、多摩図書館が所蔵する約 6,300 誌の創刊号コレクションから、様々な雑誌を展示・紹介している点も特徴的である。なお、統合前の多摩地区の都立 3 館のうち、立川図書館が雑誌を中心としたサービスを行っていたことから、その蔵書を継承した多摩図書館は開館時から特色ある雑誌（創刊号コレクションやポピュラーな雑誌を、バックナンバーを含めて多数）を収蔵しているのである。

【参考】

表 B10-3-2 は、雑誌を中心としてサービスを行っている民間の専門図書館等の概要である。これは、多摩図書館のホームページで、「関連機関案内」として紹介されている。

表 B10-3-2 雑誌を中心としたサービスを行っている民間の専門図書館等（概要）

団体名	説明	備考
（一社）日本雑誌協会	雑誌ジャンル・カテゴリー区分別一覧を PDF で掲載。JMPA マガジンデータとして、各雑誌の印刷証明付き部数を公開。	－
（公財）大宅壮一文庫	評論家・大宅壮一の雑誌コレクションを引き継いで、明治時代以降 130 年余りの雑誌を所蔵。雑誌記事索引を作成。	日本で初めての雑誌図書館。 入館料（閲覧 10 冊、一般）300 円。
六月社	蔵書内容は一般書店で購入可能な 1983 年から最新号までの日本語雑誌。	国内雑誌のバックナンバー（1983 年～）を 10 万冊所有。会員制で利用料金（1 時間まで）300 円。
東京大学大学院情報学環・学際情報学府図書室	マスコミュニケーション及びジャーナリズムの研究図書・基礎資料、言論の自由に関する諸資料を所蔵。	－
東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）／明治文庫	明治・大正期の新聞・雑誌及び関連図書。主要な雑誌については終戦時まで。	－

（都立図書館ホームページ、各団体ホームページより監査人が作成）

日本図書館協会発行の「図書館用語集」において、雑誌とは、「逐次刊行物のうち、多くは週刊から季刊程度の頻度で定期的に刊行され、通常は一定の誌名を掲げ、毎号逐次番号（巻・号数、逐次番号ともいう）を持ち、一般に複数の執筆者による多数のそれぞれ独立した記事を各号に含み、かつ通常は仮綴じ冊子の形態で終期を予定せず発行される出版物」とされている。

② 雑誌の収集コストについて

東京マガジンバンクが開設された平成 21 年度から平成 26 年度までの雑誌購入費用を質問したところ、平成 21 年及び平成 22 年のデータは、文書管理上の保存期限が過ぎているため廃棄しているとのことであった。平成 23 年以降の雑誌購入費用は、表 B10-3-3 のとおりである。

表 B10-3-3 多摩図書館の雑誌購入費用の推移

(単位：千円)

年度	和雑誌	洋雑誌	合計
平成 23 年度	32,973	7,990	40,963
平成 24 年度	31,422	8,669	40,091
平成 25 年度	32,788	9,052	41,841
平成 26 年度	31,220	10,024	41,244
計	128,404	35,736	164,140

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注 1) 上記の金額には、中央図書館分として、レファレンス及び重点的情報サービスのための複本購入分を含む(全体の約 1~2 割程度)。

(注 2) 洋雑誌の購入費用が増加しているのは、主として為替レートの変動、原価が値上がりしているためである。

③ 雑誌の収集等について

都立図書館で収集される雑誌の収集方針は、「東京都立図書館資料収集方針」の中で、以下のように定められている。

【(参考) 東京都立図書館資料収集方針 (一部抜粋)】

2 逐次刊行物

(3) 雑誌 (パンフレット、リーフレットを含む)

ア 一般雑誌

(ア) 日本語雑誌

全分野にわたり、広く収集する。ただし、高度に専門的分野の雑誌については厳選する。

(イ) 外国語雑誌

- a 国内及び海外主要国で刊行された公共図書館、書誌及び日本関係のものは、できる限り収集する。
- b 主要国及び近隣国の国情をよく紹介し、世論を代表するような時事総合誌をできる限り収集する。
- c その主題分野の刊行物として世界的によく知られているものを収集する。
- d 前記三項目以外のもので、レファレンス資料として有用なものは収集する。

イ 児童雑誌

(ア) 日本語雑誌

- a 高学年向きの読物、漫画雑誌は厳選する。
- b 右記のもの以外は網羅的に収集する。

(イ) 外国語雑誌

主要国の代表的な雑誌を収集する。

ウ 青少年雑誌

青少年を対象として出版された雑誌については、幅広く収集する。

この方針によれば、①「一般雑誌」のうち日本語雑誌は、高度に専門的分野の雑誌は厳選するが、それ以外は全分野にわたり、広く収集する、②「児童雑誌」のうち日本語雑誌は、高学年向きの読み物、漫画雑誌は厳選するが、それ以外は網羅的に収集する、③「青少年雑誌」は、幅広く収集する、と定められている。しかしながら、このような方針では具体性に欠けるため、その運用方法によっては雑誌の収集・選定に偏りが生ずる可能性が高いと言わざるを得ない。なぜなら、「東京都立図書館資料選定基準」では、「東京都立図書館資料収集方針」と比べて、より詳細に雑誌の種類別（総合誌、一般週刊誌、女性誌等）

に区分し、その選定基準を規定しているものの、やはり「網羅的に」、「幅広く」、「積極的に」という定めが多いからである。したがって、このような基準では、例えば同種の雑誌が複数ある場合、編集・掲載内容が異なるという理由をもって複数の雑誌が永続的に収集されることになり、結果的に、多摩図書館は非常に多くの種類の雑誌を収集する可能性が高くなるものと考えられる。この点に関して、監査人は、都立図書館ホームページで公表されている「東京マガジンバンク」の利用の多い雑誌タイトルベスト 20 を検討した（表 B10-3-4 参照）。

表 B10-3-4 利用の多い雑誌タイトルベスト 20

順位	雑誌名	順位	雑誌名
1	鉄道ピクトリアル	11	時刻表
2	ノンノ	12	週刊文春
3	FM fan	13	モア
4	Weekly プレイボーイ	14	週刊現代
5	週刊朝日	15	エコノミスト
6	オリーブ	16	TVガイド
7	an・an	17	女性セブン
8	フライデー	18	アニメージュ
9	鉄道ファン	19	週刊新潮
10	週刊ポスト	20	鉄道ジャーナル

（都立図書館ホームページより監査人が作成）

（注）平成 23 年から 3 年間の調査結果である。

表 B10-3-4 のとおり、ベスト 20の中には同種と思われる雑誌があるものと考えられる。これらの雑誌も、一旦収集を始めたタイトルは、その雑誌が休刊や廃刊等の理由で収集継続が不可能にならない限り、その収集を永続するということである。なお、「東京都立図書館資料選定基準」では、「娯楽・室内遊戯に関するものは、総合的なものを中心に収集する」としつつ、「パズル・クイズ、ギャンブル性の強いもの、娯楽目的のアダルト誌の類は収集しない」と規定している。

この点、都立図書館は、「同種の雑誌の多数タイトルを提供して、比較対照を可能にすることは、「調査研究のための雑誌を提供する機能」に該当し、必要なことと考える。また、雑誌は、区市町村立図書館では保存しにくく、各図書館でそれぞれ保存するより、都立が 1 か所でまとめて保存し、利用に供することが都立の役割であり、都民にとっても税金の使い方として正しい方向であると考え。」と主張している。

確かに、雑誌はその時代を反映した出版物であり、そのバックナンバーをすべて保存しようとする目的に一定の意義があることは理解することができる。しかしながら、同種の雑誌などを多額の都税を投入して収集することが、必ずしも多摩図書館の重要な役割である「調査研究のための雑誌を提供する機能」に該当するとは言えない側面がある。

雑誌の選定結果によっては雑誌の収集・保管コストが多額になり、長期間にわたって経済性の面で都民に負担を強いることになることから、雑誌の収集・保管については、数年間という周期の一定頻度で、図書館の利用者以外を含む様々な都民のニーズを客観的に幅広く調査・分析するとともに、既に収集・保管されている雑誌についても調査研究の利用実態を調査・分析し、これらの結果を踏まえ、経済性・有効性などの観点から、その収集・保管対象を見直す仕組みを構築し、その結果を定期的に都民一般に開示することが必要であると考ええる。

なお、監査人は多摩図書館内の書庫に、「東京マガジンバンク」とは別に「児童資料」の調査研究用として、現在も発刊されている少年向けの週刊マンガ雑誌（現在3種）が継続的に収集されていることも確認している。

（意見1－32）雑誌の収集等について

多摩図書館の「東京マガジンバンク」は、平成18年8月公表の「都立図書館改革の具体的方策」に基づき、時代の社会経済状況を先鋭的に捉え、速報するといった、図書とは異なる雑誌ならではの有用性に着目して、調査研究における雑誌の提供という機能を展開するものとして平成21年5月に創設されている。この雑誌の選定は、「東京都立図書館資料収集方針」及び「東京都立図書館資料選定基準」に基づいて行われており、調査研究のための資料が多摩図書館に長期的に収集・保管されている。

このような調査研究のための雑誌提供という機能については一定の理解ができるものの、その収集に年間40百万円以上の多額の都税が投入されていること、また一度選定された同種・多数の週刊誌・月刊誌などは長期的に保管され、その保管コストも相当程度発生することから、雑誌の収集・保管については、数年間という周期の一定頻度で、多摩図書館の利用者以外を含む様々な都民のニーズを客観的に幅広く調査・分析するとともに、既に収集・保管されている雑誌についても調査研究の利用実態を調査・分析し、これらの結果を踏まえ、経済性・有効性などの観点から、雑誌の収集・保管の対象を見直す仕組みを構築し、その結果を都民一般に開示することとされたい。

（４）都立図書館の利用状況について

都立図書館の入館者数及び利用状況を示す各種指標の５か年推移は、表B10-3-5のとおりである。

入館者数は平成23年度、平成25年度及び平成26年度において、前年実績を下回っており、全体の推移としても減少傾向にあることが分かる。なお、平成24年度は、前年実績を上回っているものの、これは平成23年度が、東日本大震災の影響によって閉館時間の繰上げが行われ、通常の年度よりも利用者数が減少した反動により増加したことによる影響であり、実質的な増加とは言えない。

また、入館者数に比例すると考えられる、いわゆる「来館型サービス」の利用状況について見てみると、「書庫内図書利用冊数」、「複写枚数」については、4年連続で前年実績を下回っており、減少傾向が顕著であることが分かる。

「レファレンス件数」については、平成25年度に前年実績を上回ったものの、翌年度は前年実績を大きく下回っている状況にある。

表 B10-3-5 都立図書館の利用状況の5か年推移

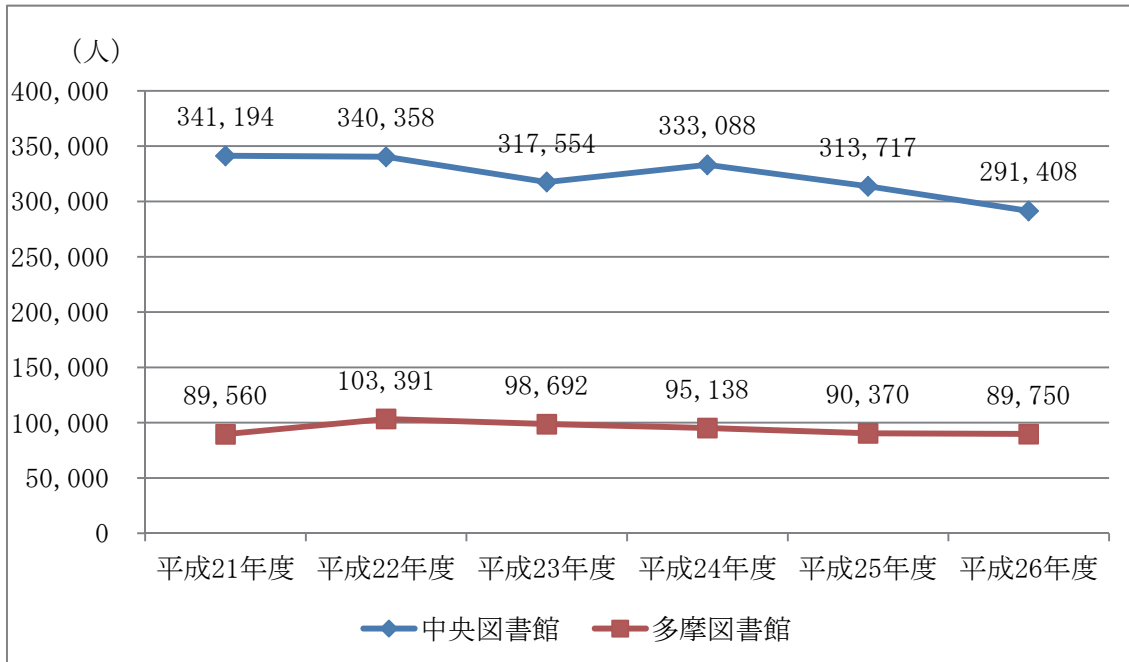
指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入館者数	443,739 人 【中央】 1,041 人/日 【多摩】 306 人/日	416,246 人 【中央】 980 人/日 【多摩】 300 人/日	428,226 人 【中央】 994 人/日 【多摩】 282 人/日	404,087 人 【中央】 962 人/日 【多摩】 273 人/日	381,158 人 【中央】 894 人/日 【多摩】 271 人/日
書庫内図書利用冊数	527,586 冊 【中央】 1,050 冊/日 【多摩】 545 冊/日	483,113 冊 【中央】 963 冊/日 【多摩】 520 冊/日	457,130 冊 【中央】 888 冊/日 【多摩】 474 冊/日	436,283 冊 【中央】 860 冊/日 【多摩】 471 冊/日	418,019 冊 【中央】 818 冊/日 【多摩】 449 冊/日
複写枚数	2,079,595 枚 【中央】 5,811 枚/日 【多摩】 531 枚/日	2,000,433 枚 【中央】 5,657 枚/日 【多摩】 510 枚/日	1,840,640 枚 【中央】 4,997 枚/日 【多摩】 494 枚/日	1,698,905 枚 【中央】 4,736 枚/日 【多摩】 468 枚/日	1,592,587 枚 【中央】 4,455 枚/日 【多摩】 424 枚/日
レファレンス件数	89,900 件	84,121 件	79,370 件	81,578 件	71,042 件

(平成 24 年度及び平成 25 年度「東京都立図書館自己評価」、
都立図書館「事業概要 平成 27 年度版」より監査人が作成)

表 B10-3-5 の都立図書館の入館者数について、中央図書館、多摩図書館別にグラフで示すと、グラフ B10-3-1 のとおりとなる。

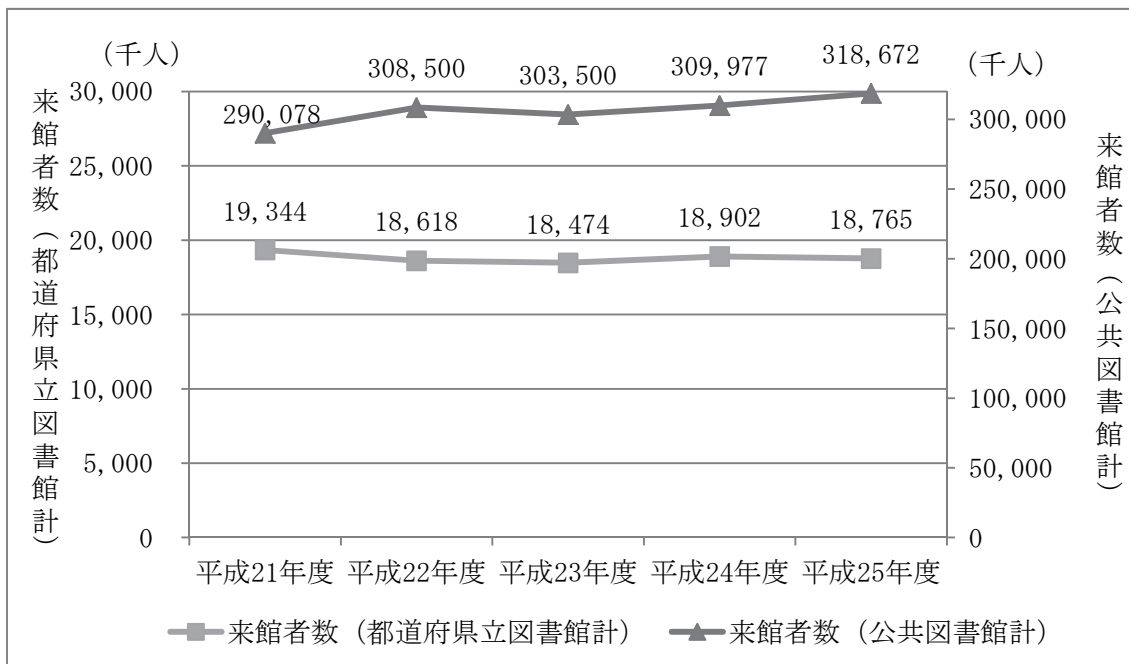
また、全国の都道府県立図書館及び公共図書館の入館数の推移を示すと、グラフ B10-3-2 のとおりとなる。なお、ここでいう公共図書館には、都道府県立、区市町村立及び私立の図書館が含まれる。

グラフ B10-3-1 都立図書館入館者数の推移



(都立図書館「事業概要 平成27年度版」より監査人が作成)

グラフ B10-3-2 全国の都道府県立図書館・公共図書館の来館者数の推移



(日本図書館協会「日本の図書館 統計と名簿」より監査人が作成)

(注1) 「来館者数 (公共図書館計)」には、私立図書館の来館者数も含まれている。

(注2) 「来館者数 (都道府県立図書館計)」は、「来館者数 (公共図書館計)」の内数である。

(注3) 本報告書においては、「来館者数」と「入館者数」を同義と捉え、以下「入館者数」とする。

グラフ B10-3-1 で分かるように、中央図書館では 2 年連続、多摩図書館では 4 年連続して入館者数が減少している。

一方、全国の都道府県立図書館、公共図書館の入館者数をグラフ B10-3-2 で見てみると、平成 23 年度に東日本大震災の影響で入館者数が落ち込んだものの、それ以降の年度は震災前の平成 22 年度を上回っており、公共図書館の入館者数は増加傾向にあり、都道府県立図書館の入館者数は横ばいの傾向にある。

(5) 都立図書館の自己評価について

都立図書館においては、平成 20 年度から利用者本位の質の高いサービスを提供することを目的に、図書館内に委員会を設置し、「東京都立図書館自己評価」（以下、「自己評価」という。）を行っている。

この自己評価では、入館者数を含む 70 項目程度の基礎指標による都立図書館のサービス全般に関する評価を行うとともに、重点事業についてインプット、アウトプット、「利用実態・満足度調査」に基づくアウトカムの各種指標による分析を行っている。そして、自己評価の結果は、外部有識者で構成される東京都立図書館協議会に報告され、協議会の委員の意見とあわせてホームページで公表される。

その後、マネジメントサイクルによる事業改善を実施することになる。

ところで、自己評価結果を見ると、次のような言及がなされている。

【(参考) 平成 25 年度東京都立図書館自己評価（一部抜粋）】

全般的にサービスを利用された方からは一定の評価を受けているといえるが、一方で図書館資料等のインプット指標の増が入館者数等のアウトプットに反映していない状況は、平成 26 年度も継続している。今後は来館者数の減少の背景や原因を調査・分析するとともに、潜在的利用者層のニーズを把握し、改善策を講じていく必要がある。

そして、都立図書館協議会の外部有識者からは、この状況を受けて、「利用者の属性分析を丁寧に行い、ターゲットをより正確に限定し戦略を練って広報を打つことがサービス拡大につながる」等の意見が出されている。

そこで、監査人は、都立図書館に対して、入館者の減少の要因分析及び対応について、具体的にどのように行っているか質問をしたところ、次のような回答を得た。

都立図書館の説明によると、「原因分析としては、平成 26 年度以降、表 B10-3-6 の調査を行うことを予定しており、調査の実施結果も踏まえ、原因分析を総合的に行っていく予定である」とのことである。

表 B10-3-6 都立図書館入館者減少の要因分析方法

種類	対象	実施年度	備考
図書館職員からの意見聴取	都立図書館職員	平成 26 年度	
利用実態満足度調査	入館者（中央・多摩）	平成 22～26 年度実施分（過去 5 年分）	年 1 回実施（3 日間）
潜在利用者への調査	イベント会場への来場者等	平成 27 年度	全 3 回予定（1 回目終了）

（都立図書館作成資料より監査人が作成）

また、入館者数の減少に係る対応策としては、「入館者数の減少の要因分析と並行して、平成 27 年 5 月に都立図書館改善検討委員会を立ち上げ、課題をカテゴリとレベル、長期的なものから短期的に取り組むべきものに分類し、具体策の検討とともに取組を始めている。また、既に実施済の取組としては、本や読書への関心の高い層が多数集まる館外イベントを活用した広報の強化や、1 階エントランスのカフェスペース設置等が挙げられる」とのことである。

都立図書館からは、入館者数の減少要因については、明確な回答を得られなかったが、都立図書館の入館者数の減少傾向は、全国の公共図書館の入館者数に見られる増加傾向とは逆の傾向にあることから、一般的に言われる電子書籍の普及等による活字離れをもって、都立図書館の入館者数が減少したとは考えにくい。そこで、監査人は、都立図書館が利用者ニーズに十分に答えられていないために入館者数が減少したのではないかと考え、都立図書館の利用実態・満足度の傾向について、どのような状況にあるのかを以下で確認した。

（6）中央図書館の利用実態・満足度調査の結果について

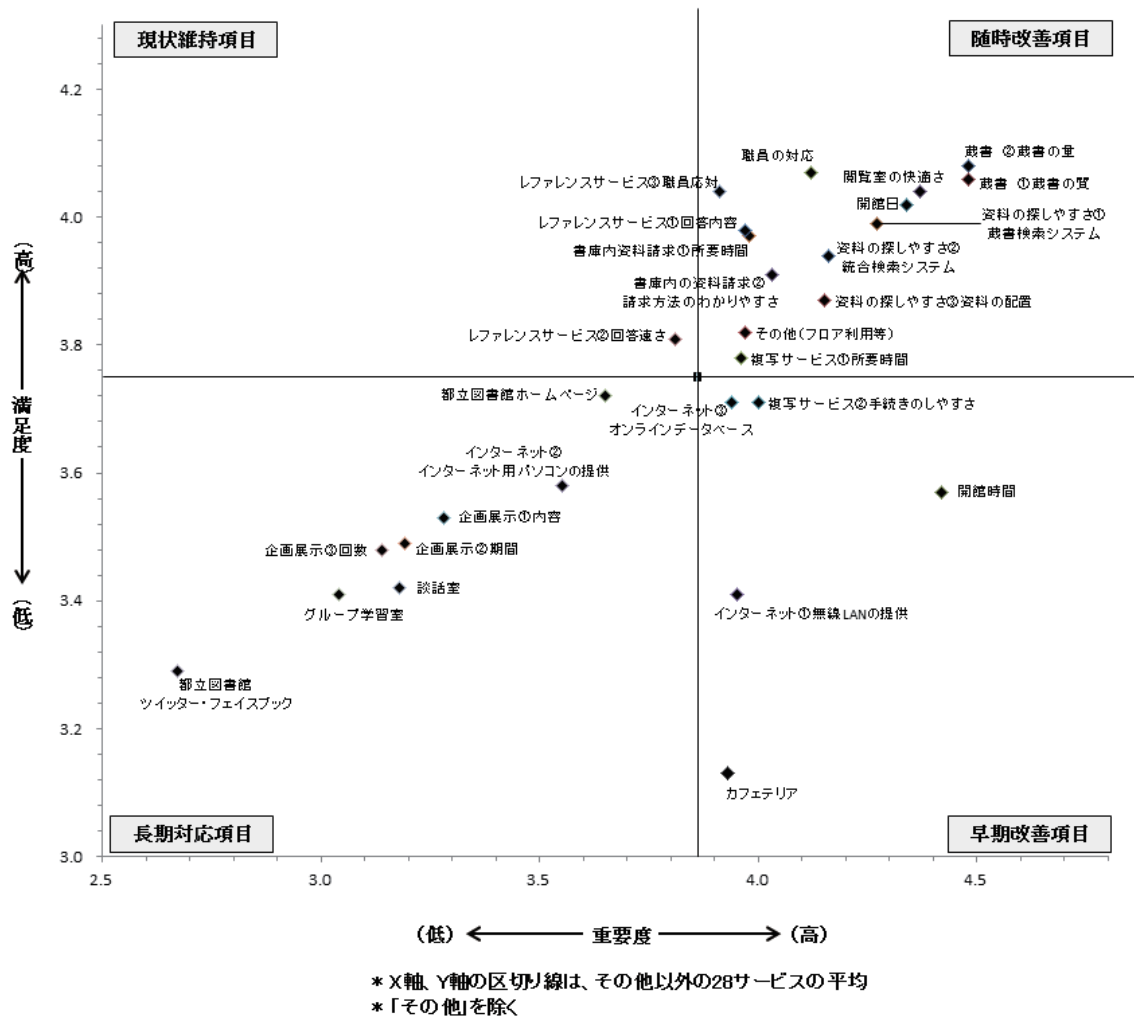
中央図書館では、今後の図書館運営やサービス向上の参考とするため、「図書館利用実態・満足度調査」を定期的に行っている。

平成 26 年度の調査は、2 月 8 日、9 日、11 日の 3 日間で行われ、調査結果を集計の上、現状の利用実態や各種課題を把握して、都立図書館運営のための参考資料として役立てている。多摩図書館においても、同様の調査を実施してい

る。

これらの調査結果については、「都立図書館利用実態・満足度調査」として冊子にまとめ、一般に公開している。中央図書館の利用実態・満足度調査の結果、重要度と満足度を軸線とするサービスの平均点の散布状況は、図 B10-3-1 のとおりである。

図 B10-3-1 各サービスの重要度と満足度



（中央図書館「都立図書館利用実態・満足度調査」より抜粋）

図 B10-3-1 によれば、「蔵書①蔵書の質」、「蔵書②蔵書の量」、「職員の対応」、「開館日」、「閲覧室の快適さ」、「資料の探しやすさ①蔵書検索システム」、「資料の探しやすさ②統合検索システム」、「資料の探しやすさ③資料配置」などが重要度、満足度ともに平均点を上回っており、図書館としての本質的なサービスは、高い評価を得ていると考えられる。

その一方で、重要度が平均点より高く、満足度が平均点より低いサービス、図 B10-3-1 における早期改善項目としては、「カフェテリア」、「インターネット①無線 LAN の提供」「開館時間」などが挙げられている。

まず、「カフェテリア」については、図書館の本質的なサービスとは異なるが、図書館利用者がより快適に過ごす環境を整備し、もって利用者の満足度を高めることを目的として設置しているものである。

この満足度調査の結果を受けて、平成 26 年度には、「カフェテリア」の運営を従来とは異なる業者に委託するとともに、喫茶スペースそのものを 1 階に設けるなど、より利用者が休憩しやすいように工夫がなされている。

次に、「インターネット①無線 LAN の提供」については、図書館の閲覧室などで、個人がインターネットを利用しやすいように、従前から利用可能であった「ドコモ Wifi」と「ソフトバンクテレコム BB モバイルポイント」の 2 社に加え、平成 27 年度より「au Wifi」の利用を可能とし、さらには、平成 28 年度に全館での利用ができるよう準備がなされている。

最後の「開館時間」は、図書館としての本質的なサービスに関わるところである。図 B10-3-1 のとおり、「開館時間」については、重要度が高く、満足度が低い結果となっていることが分かる。

「開館時間」に対する「やや不満足」、「不満足」の理由として挙げられている内容に、「土日遅くまで開けてほしい」、「開館時間が遅い」「平日の夜利用したい」などがある。この点、「開館時間」を延長することにより、利用者がどのような行政サービスを享受することを望んでいるのか、利用者ニーズの実態を掘り下げる必要があるものと考えられるが、中央図書館は、これを実施していない。

そこで、都立図書館に対して、開館時間延長の検討の有無について質問したところ、「開館時間の延長を行うためには、出納委託、警備委託、清掃委託等の運営に係る委託業務すべてを延長することとなり、その分の予算の確保が必要となる。現在の時間帯別利用状況等を見ると、早急に改善が必要であるとは考えておらず、これまでのところ開館時間の延長についての検討は行っていない。また、都立図書館 2 館のうちのもう 1 館である多摩図書館は、現在は中央図書館より開館時間が短い、平成 28 年度の移転に伴い中央図書館と時間を合わせ、開館時間を延長する予定である。」との回答であった。

なお、表 B10-3-7 は、現時点における、中央図書館と多摩図書館の開館時間であり、両者の開館時間が異なっている。

表 B10-3-7 中央図書館と多摩図書館の開館時間

曜日	中央図書館	多摩図書館
平日	10 時 00 分～21 時 00 分 ただし、特別文庫室は、 10 時 00 分～17 時 30 分 音声・映像資料室は、 13 時 00 分～17 時 30 分	9 時 30 分～19 時 00 分
土・日・祝休日	10 時 00 分～17 時 30 分	9 時 30 分～17 時 00 分

(都立図書館ホームページより監査人が作成)

(注) 多摩図書館については、平成 29 年 1 月に移転し、新多摩図書館が開館する予定である。この新多摩図書館では、開館時間が見直され、中央図書館と同じ時間帯での開館となることが予定されている。

このように都立図書館では、利用実態・満足度調査の結果を踏まえ、様々なサービスの拡大を図っており、これらの取組については一定の評価ができる。

(7) 中央図書館セミナールームの利用状況について

中央図書館においては、各階の閲覧室のほかに、5 階にノートパソコンや電動式スクリーンを備えたセミナールームを設け、各種説明会・研修等に使用している。ここで、平成 24 年度から平成 26 年度までのセミナールームの利用状況は、表 B10-3-8 のとおりである。

表 B10-3-8 中央図書館 5 階セミナールームの利用状況

年度	①	②	①/②
	使用日数	開館日数	使用率
平成 24 年度	13 日	335 日	3.9%
平成 25 年度	16 日	326 日	4.9%
平成 26 年度	20 日	326 日	6.1%
3 か年平均	16.3 日	329.0 日	5.0%

【平成 26 年度利用内容】

- ・図書館学実習
 - ・首都大学東京インターンシップ
 - ・教員 10 年研修
 - ・ホームページ修正業務説明会
 - ・蔵書評価報告会
 - ・IC タグによる棚管理システムのデモンストレーション
 - ・電子書籍サービスショートセミナー（全 5 回）
 - ・レファレンス研修（全 5 回）
 - ・課内研修（全 3 回）
 - ・図書館活用講座
- 計 20 日使用

（都立図書館作成資料より監査人が作成）

表 B10-3-8 のとおり、セミナールームの過去 3 年の利用実績は、年間 15 日前後であることが分かる。これは、開館日のうちの 5%程度しか稼働していないことを示している。

セミナールームが低稼働である理由は、隣接する 5 階閲覧室でのパソコン、電卓等の機器使用が禁止されていることに起因する。すなわち、5 階閲覧室は、館内で最も静かなスペースとして位置付けているが、セミナールーム内の壁面の防音化対策がなされていないために、5 階閲覧室へセミナールームの音や声が漏れるおそれがあることから、中央図書館では、開館時間帯のセミナールームの使用を実質的に制限してきたためである。

この制約を外すことを目的として、中央図書館では、関係局に対して平成 28 年度に壁面の防音化工事をする予算を要求するとのことである。と同時に、セミナールーム内で使用する ICT 機器（パソコン、プリンタ、プロジェクタ等）を整備し直し、利用率改善を図りたいとしている。

（８）多摩図書館の利用者の状況について

中央図書館と多摩図書館は、前述のとおり、地域分担ではなく、機能分担という役割を担っている。そこで、多摩図書館について、多摩地域以外に居住する利用者の状況を検討するため、これに関する質問をした結果は、表 B10-3-9 のとおりである。

表 B10-3-9 多摩図書館利用者の居住地属性の推移

年度	近隣 3 市 (※)	その他 市町村	23 区内	東京都外	無回答	計
平成 21 年度	65.7%	24.8%	3.1%	5.8%	0.6%	100%
平成 22 年度	59.6%	28.8%	4.4%	7.3%	0.0%	100%
平成 23 年度	63.4%	28.0%	2.8%	5.4%	0.5%	100%
平成 24 年度	65.4%	26.8%	3.7%	3.9%	0.3%	100%
平成 25 年度	59.0%	28.6%	5.8%	6.2%	0.4%	100%
平成 26 年度	60.0%	28.2%	5.5%	3.8%	2.6%	100%

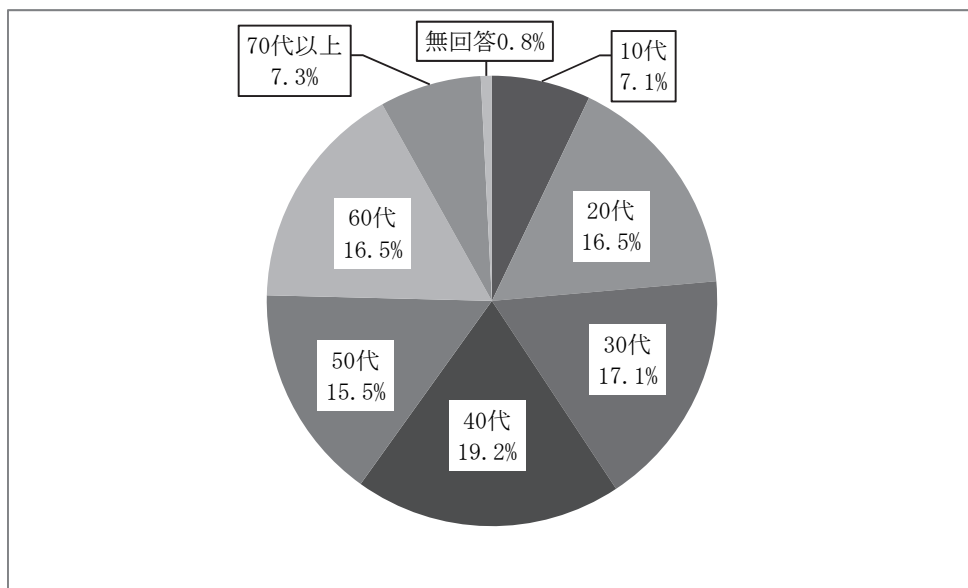
(多摩図書館作成資料より監査人が作成)

※ 近隣 3 市は、立川市、国立市、日野市である。

表 B10-3-9 のとおり、毎年度、近隣 3 市の居住者が約 60%を、また多摩地区全体の居住者が約 90%を占めている。したがって、多摩図書館は、地域性の強い図書館であると考えられる。

また、多摩図書館は、雑誌以外にも、児童・青少年向け図書、乳幼児向け絵本等を収蔵し、都内の子どもの読書を支援することも目的の 1 つとしている。そこで、多摩図書館利用者の年代別状況を検討するため、これに関する質問をした結果は、グラフ B10-3-3 のとおりである。

グラフ B10-3-3 多摩図書館の年代別利用状況



(都立図書館作成資料より監査人が作成)

グラフ B10-3-3 のとおり、多摩図書館は10代以下の利用があまり多くないことが分かる。このような結果の原因は、児童・青少年向け図書について、貸出しを行っていないこと、利用者が子どもに限らず、学校等図書館の司書といった大人が選書の判断材料とするために来館していることなどが考えられる。

(9) 都立図書館の利用者数増加に向けた対策について

近年、ネットワーク化、デジタル化等の進展により、図書館を取り巻く情報環境は大きく変化している。住民の情報拠点である公立図書館には、来館者に対するサービスのみならず、図書館に直接来館できない人に対する遠隔サービス（非来館型サービス）の充実を図ることが求められている。

このような環境の変化に対応し、都立図書館では、広域的自治体の図書館として、都内の様々な機関の蔵書を一度に検索できる統合検索システムの提供、区市町村立図書館を介した情報提供サービス、世界的にも関心の高い江戸・東京関係資料のアーカイブ化・発信、メールでの質問受付など、非来館型サービスに積極的に取り組んでいる。

一方、先に述べたように、都立図書館は、ここ2～3年、中央図書館も多摩図書館も来館者の人数が減少傾向にある。この対策として、館内に改善検討委員会を設置し、来館者増に向けた改善策を検討するとともに、既に各種イベント

での図書館 PR、潜在的利用のニーズ調査等を行っているが、必ずしも抜本的な対策を講じているとは言えない。

表 B10-3-10 は、都内にある公立図書館の数である。都内 62 区市町村には、都立図書館を除くと 384 館の図書館が存在し、現在は、都内全域で図書館が充実している状況である。教育庁の説明によれば、最近では、リニューアルにより居心地の良い環境を整え、これまで図書館を利用しなかったニーズの掘り起こしを含め、入館者数を増やしている区市町村立図書館も多いとのことである。

表 B10-3-10 都内にある公立図書館数（都立を除く）

	区市町村数	図書館数 (※)	1 区市町村当 りの図書館数	図書館 1 館 当たりの人口
区部	23 区	223 館	9.7 館	40,984 人
市部	26 市	151 館	5.8 館	27,251 人
町村部（島部除く）	4 町村	5 館	1.3 館	11,726 人
島部	9 町村	5 館	0.6 館	4,095 人
計	62 区市町村	384 館	6.2 館	34,723 人

（平成 27 年度「東京都公立図書館調査（総括表）」より監査人が作成）

（注）本表では、図書館設置条例に基づく図書館数を示している。また、国立図書館（1 館）、都立図書館（F2 館）を除いている。

一方、都立図書館と都道府県立図書館との比較において、後者の入館者数が横ばいであるのに対して、前者のそれは減少傾向にある（グラフ B10-3-2 参照）。

そこで、都立図書館の特徴を把握するため、人口に対する入館者数の割合などについて、平成 25 年度数値を用いて都立図書館と全国都道府県立図書館平均との比較検討を行った。その結果が表 B10-3-11 である。

表 B10-3-11 全国の都道府県立図書館との比較（平成 25 年度）

	東京都立図書館 (中央・多摩計)	全国都道府県立図書館 平均 (注)
入館者数 (千人)	404	399
平成 25 年度末の人口 (千人)	13, 143	2, 731
人口に対する入館者数の割合 (%)	3. 1	14. 7
蔵書冊数 (千冊)	2, 435	982
人口 1 人当たり蔵書冊数 (冊/人)	0. 18	0. 35
図書館費予算額 (千円)	1, 225, 734	224, 374
うち資料費予算額 (千円)	316, 953	57, 397
人口 1 人当たり資料費予算額 (円/人)	24. 11	21. 01

(日本図書館協会「日本の図書館 統計と名簿 2014」より監査人が作成)

(注) 47 都道府県すべてに都道府県立図書館が設置されていることから、全国の都道府県立図書館の合計を 47 で除することで全国平均を算出している。

表 B10-3-11 のとおり、都立図書館は、その蔵書冊数が全国平均の約 2.5 倍、また資料費の予算額が全国平均の約 5.5 倍と全国平均を大きく上回っており、全国都道府県立図書館の中でも最大クラスの規模と言える。一方、人口 1 人当たりで見ると、蔵書冊数は全国平均の 0.5 倍、予算額は 1.1 倍となっており、低い値となっている。これは、区市町村立図書館との役割分担に基づき、都民の調査研究に必要な専門書や高価本の収集を行っている結果とも言える。

このように人口 1 人当たり蔵書冊数に換算すると、全国平均よりも低い値になっているとはいえ、資料購入予算の総額は全国平均を大きく上回っており、多額の都税が投入されていることが分かる。もちろん全国平均と比べる場合には、人口規模や立地状況などを勘案する必要があるが、単純比較はできないが、多額の都税が投入されている点は事実であることから、費用対効果の観点を持って、これまで以上に非来館型サービスの一層の充実を図るとともに、図書館の本質的なサービスの提供先である来館者数を増加させることが必要である。

(意見 1－33) 都立図書館の利用者数増加に向けた対策について

都立図書館は、広域的自治体の図書館として、その役割を踏まえた図書館サービスが求められている。昨今の情報通信技術の進展など社会環境の変化に伴い、図書館に求められる利用者ニーズは大きく変化し、直接来館しての利用のほか、ネットワークを介して、調査研究活動や学習活動等に必要な情報を、場所や時間に制限されることなく利用できる非来館型の利用環境も重要となっている。

これら非来館型のサービスについては、都内の様々な機関の蔵書が一度に検索できる統合検索システムの提供や都民に身近な区市町村立図書館を介した情報提供サービス、世界的にも関心の高い江戸・東京についての資料のアーカイブ化など非来館型のサービスを拡充している。

一方、来館型のサービスを見ると、ここ 2～3 年、中央図書館も多摩図書館も入館者の人数が減少傾向にある。その理由は、非来館型のサービスに移行した影響であるとも考えられるが、都立図書館の本質的なサービスは、やはり来館型サービスであると言える。したがって、都立図書館は、これまで以上に潜在的な利用者のニーズを捉え、豊富な知的情報資源へのアクセスを促し、もって来館者数を増加させることが必要と考える。

今後オリンピック・パラリンピック開催などにより大きく変化する都市東京を情報面で支える都立図書館として、日本の伝統文化や江戸の文化を国内外に発信するための新たなコーナーの設置や個人で利用する場のほかグループでも調査研究・学習活動ができる場の提供、アクティブ・ラーニングなど新たな学校教育を支える図書館機能の強化など、新しいニーズに対応し、非来館型の利用とともに来館型の利用者数の増加策を講じられたい。

なお、その際には、それぞれのサービスに応じた利用者数を可能な限り詳細に把握するとともに、その傾向を分析する体制を構築されたい。

【参考】多摩図書館の移転について

多摩図書館は、国分寺市へ移転することが決定しており、平成 29 年 1 月の新多摩図書館の開館に向けて、現在建設工事を行っている。

写真 B10-3-1 完成予想図と工事の状況

(完成予想図)	(平成 27 年 7 月 31 日の工事の状況)
	

(多摩図書館ホームページより抜粋)

都によれば、移転後の主なサービス展開としては、以下を予定しているとのことである。

【(参考) 多摩図書館移転後の主なサービス展開予定】

- (1) 東京マガジンバンク
直接閲覧できる雑誌を 534 誌から計 6,000 誌の最新 1 年分に拡大
- (2) 児童青少年資料サービス
児童書の新刊 1 年分 4,500 冊を直接閲覧できる選書コーナーを設置
- (3) 施設等の充実
 - ア 大規模な研修等を行うセミナールームの設置 [200 名 (100 名×2 分割可)]
 - イ 打ち合わせをしながら資料を利用できるグループ閲覧室の設置 (20 名程度)
 - ウ カフェスペースの設置
 - エ 開館時間の延長 (中央図書館に準じる)
- (4) オリンピック・パラリンピックをきっかけとした国際化の支援
 - ア 外国語雑誌最新 1 年分が直接閲覧可能 (400 誌、9 か国語)
 - イ 外国語の児童書を展示

また、移転により、多摩図書館の収蔵容量は 103 万冊から 285 万冊に増加する予定であり、現在、外部倉庫に保管している資料（中央図書館分を含む）をすべて新多摩図書館に移送し、外部倉庫は使用しなくなるとのことである。

ここで、平成 24 年度から平成 26 年度までの外部倉庫保管資料数及び外部倉庫保管料を示すと表 B10-3-12 のとおりである。

表 B10-3-12 平成 24 年度から平成 26 年度までの外部倉庫保管資料数及び外部倉庫保管料

年度	外部倉庫保管資料数（※1）	外部倉庫保管料（※2）
平成 24 年度	約 18.9 万冊	7,265 千円
平成 25 年度	約 19.7 万冊	7,983 千円
平成 26 年度	約 21.2 万冊	8,024 千円

（教育庁作成資料より監査人が作成）

※1 年度末現在の保管冊数である。

※2 外部倉庫年間契約金額である。

多摩図書館では、他の一般的な図書館のように一定期間経過後に雑誌を破棄することはせず、継続して収集を行っているため、年間当たり相当数の蔵書増加が想定される。

一時的には、新多摩図書館への移送により外部倉庫による保管の必要性がなくなるが、今後蔵書増加が続くと、再度外部倉庫による保管が必要となると考えられる。

そこで、多摩図書館移転後の収蔵スペースの長期計画について質問を行ったところ、以下のような回答が得られた。

【教育庁からの回答】

新多摩図書館の書庫は、中央と多摩の書庫として一体的に活用するものである。新多摩図書館の書庫の活用計画については、館内で検討しているところである。現在、資料の図書及び雑誌のサイズを計測中であり、この結果をもって配架計画を作成し、収蔵余力の確認を行う。

つまり、多摩図書館の移転計画、建設が先行し、書庫等の収蔵スペースの利用に関する長期計画は作成していない状況である。

基本的に雑誌の廃棄を前提としていない多摩図書館の特質上、雑誌の収蔵を継続するのであれば、年間でどの程度の収蔵スペースが追加で必要になるか把握し、何年先まで新多摩図書館で蔵書が可能か等の検討が、建設に入る前の段階で必要であったと考えられる。

なお、多摩図書館移転に要する費用は、表 B10-3-13 のとおり、総額で 5,509 百万円とのことである。

表 B10-3-13 多摩図書館移転に要する費用

(単位：千円)

事項	金額
設計 (埋蔵文化財発掘調査・基本設計・実施設計費)	254,383
工事 (建築・電気・機械・工事監理)	5,105,176
移転等 (図書等資料移転再配架計画の策定及び移転・再配架) ※	150,120
計	5,509,679

(教育庁作成資料より監査人が作成)

※ 契約締結済みの事項について契約額を計上。備品・什器・事務文書等の運搬、16 mmフィルム保管庫の移設に要する経費等が見込まれるが、平成 28 年度に契約を締結する予定であるため、費用は未定。

4. ユース・プラザ整備等事業について

(1) ユース・プラザ整備等事業の概要について

都教育委員会は、青少年を取り巻く環境の変化やニーズの多様化・高度化に対応できる新たな青少年社会教育施設の整備を行うため、平成10年に「青年の家再編・整備（ユース・プラザ建設）方針について」を決定した。

その後、平成11年の「区部ユース・プラザ（仮称）基本計画」、平成12年の「多摩地域ユース・プラザ（仮称）の基本構想」により、都内に7か所あった青年の家を再編・整備し、都内区部及び多摩の2か所にユース・プラザが整備されることとなった。都内の2か所のユース・プラザはPFI事業方式により設置され、区部のユース・プラザは「東京スポーツ文化館」として、多摩のユース・プラザは「高尾の森わくわくビレッジ」として業務運営が行われている。

ここで、PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金やノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う事業手法である。一般的に、PFI事業を行うことにより、低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、適切な役割分担に基づく行政と民間の新たな協力関係の形成、民間の事業機会を創出することによる経済の活性化等の効果が期待される。

(2) 区部ユース・プラザの運営体制等について

東京スポーツ文化館における PFI の事業方式は、表 B10-4-1 のとおりである。

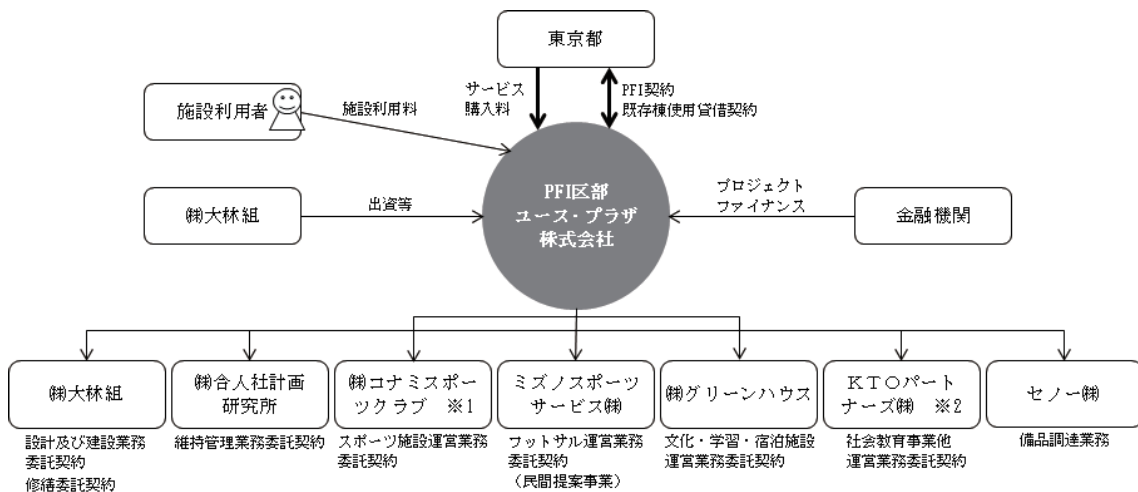
また、その運営体制は、図 B10-4-1 のとおりである。PFI 事業会社である PFI 区部ユース・プラザ株式会社が、各社と業務内容に応じた委託契約を締結することで実際の事業運営を行っている。

表 B10-4-1 東京スポーツ文化館 PFI 事業方式

事業法方式	説明
新棟（宿泊棟）	PFI 事業者が施設を建設し（土地使用料は免除）、運営・維持管理を行った後、施設の所有権を都に移転する。
既存棟	PFI 事業者が都から無償で貸し付けられる既存の夢の島体育館を改修し、運営・維持管理を行った後、施設を都に返還する。
事業期間	20 年間
事業の形態	PFI 事業者は施設（宿泊施設、会議室、体育館等）の利用料金収入と、都が支払うサービス購入料により事業を行う。

(教育庁作成資料より監査人が作成)

図 B10-4-1 東京スポーツ文化館の運営体制



(東京スポーツ文化館「平成26年度事業報告書」より監査人が作成)

※1 平成27年10月1日に社名変更をしている。

※2 平成27年6月1日に事業承継をしている。

表 B10-4-2 東京スポーツ文化館 施設利用料金

【スポーツ施設 個人利用料金】

施設名	貸出 単位	一般	青年	少年	利用可能時間帯
メインアリーナ フィットネス スタジオ サブアリーナ マルチスタジオ 剣道場 柔道場	1 人 1 回 2 時間	160	160	120	9:00～22:00
フィットネスジム	1 人 1 回 2 時間	520	520	利用不可	
アーチェリーフィ ールド	1 人 1 回 2 時間	310	310	210	
屋内温水プール	1 人 1 回	310	310	210	
スポーツサウナ	1 人 1 回	670	670	利用不可	13:00～22:00

【スポーツ施設貸切利用料金】

施設名	面積 (m ²)	上段：一般の利用 下段：青少年団体の利用			
		午前	午後	夜間	全日
メインアリーナ (半面使用)	1,410	23,760	23,760	32,832	64,800
		11,880	11,880	16,416	32,400
		11,880	11,880	16,416	32,400
		5,940	5,940	8,208	16,200
サブアリーナ	490	8,100	8,100	10,800	21,600
		4,104	4,104	5,508	10,800
フィットネススタジ オ	320	1,944	1,944	2,700	5,184
		972	972	1,404	2,592
マルチスタジオ 柔道場 剣道場	220	3,348	3,348	4,536	8,748
	220	1,728	1,728	2,268	4,428
	220				
アーチェリー		3,780	3,780	5,400	10,260

フィールド		1,944	1,944	2,700	5,184
屋内温水プール		25m プール 1 コース 2 時間			2,592
					1,404
		初心者用プール 2 時間			6,048
					3,132

【ミュージックスタジオ利用料金】

施設名	面積	一般の利用			
	(m ²)	午前	午後	夜間	全日
ミュージック スタジオ A	53	2,700	2,700	3,240	6,480
		1,296	1,296	1,620	3,240
ミュージック スタジオ B	83	6,480	6,480	8,100	16,200
		3,240	3,240	3,996	8,100
アクトーズスタジオ	70	3,780	3,780	4,644	9,288
		1,836	1,836	2,268	4,644
クリエイション スペース	50	2,700	2,700	3,240	6,480
		1,296	1,296	1,620	3,240
マルチホール	160	8,640	8,640	10,800	21,600
		4,320	4,320	5,400	10,800
研修ルーム A (和室)	66	2,700	2,700	3,240	6,480
		1,296	1,296	1,620	3,240
研修ルーム B	124	5,400	5,400	6,696	13,392
		2,700	2,700	3,348	6,696
研修ルーム C	55	2,160	2,160	2,700	5,400
		1,080	1,080	1,296	2,700

(東京スポーツ文化館ホームページより監査人が作成)

(3) 区部ユース・プラザの事業内容について

前述のとおり、ユース・プラザは、老朽化の進んだ青年の家を再編・整備し、青少年を取り巻く環境の変化やニーズの多様化・高度化に対応した新たな青少年教育施設として区部と多摩地域に1か所ずつ設置された施設である。

このうち、東京スポーツ文化館については、2つの設置目的を持っている。

1つは、青少年の自立と社会性の発達を支援することと、いま1つは、生涯学習の振興を図ることである。

この2つの目的を達成するために、東京スポーツ文化館では、表10-4-3の事業を実施しているほか、「施設提供」、「文化・スポーツ教室」及び「民間提案事業」など様々な事業を展開している。

表 B10-4-3 社会教育事業における7つの事業とユース・スクエア事業の内容

事業名	具体的な事業名	事業の内容
社会教育事業	チャレンジ・アシスト・プログラム	都内在住・在学・在勤のおおむね18歳以上30歳までの方が半数を占める3人以上のグループが、社会参加・社会貢献・課題解決する活動を企画・提案し、審査の上、事業費の助成や活動場所の提供を行う。
	子供のお仕事塾	小学4年～6年生が、工場現場の見学、様々な職業体験、みらい地図作りワークショップなどをおして自分の将来の夢を描く講座。
	中学生の映画塾	全18回（合宿型）中学生の映画制作ワークショップ。共同でシナリオづくりから監督・役者・撮影・編集まで本格的な映画製作を体験する。
	親子で体験 I N 夢の島	小学生と保護者が東京スポーツ文化館に宿泊して、他の参加者と一緒に合宿体験をしながら、文化・スポーツ等を学習することを通して親子のふれあいを深める。知的好奇心の成熟度及び体力的な違いから、低学年と高学年に分けて、同じテーマについても、プログラム内容を変えている。
	大江戸探検倶楽部	小学生4年～6年生が、昔から伝わる東京の文化（伝統的な産業、民俗文化）を体験することで、「ふるさと・東京」を発見するとともに、自ら調べ学ぶ意欲を育む。シルバーガイドとの交流によ

		り、世代間交流を体験する。また、保護者から離れた、初めての同世代同士の合宿体験により、参加者相互間の協力と交流を促進する。
	社会参画支援ワークショップ	一般参加者と事例発表者である活動団体の若者が「ワールドカフェ」や「フィッシュボール」という話し合いの手法を取り入れてワークショップを行う。「若者ソーシャル 60 人会議 vol.2」と題し、ゲストの話を聞き、様々な社会活動を理解し、学び、発見の場とする。
	スポーツリーダーズセミナー	スポーツ活動を実践している青少年を対象に、正しい指導法やプログラムの組成方法を習得させるとともに、地域スポーツの現状や将来の展望についての理解を深めてもらうことを目的とした講習会を実施する。本講習会への参加により、他者とのコミュニケーション能力を高めるとともに、各々のスポーツ活動の充実を図り、地域のスポーツ環境の向上に向けた様々な活動への参画に対する動機づけを行う。
ユース・スクエア事業	活動情報の収集・提供	東京スポーツ文化館の情報（施設案内、イベント案内、文化スポーツなどのプログラム案内、ユース・スクエア案内等）、周辺の施設情報や利用者団体情報等の情報収集、及び情報交換コーナー、ホームページや情報誌等を介在した利用者への情報提供。
	社会教育主事有資格者等による相談	社会教育主事有資格者等による利用者の活動相談。
	利用者団体による発表会・交流の場の提供	利用者団体が行うワークショップ、発表会等による交流機会の提供。
	活動支援プログラムの提供	主として学校をはじめとする団体の施設利用に際し、プラスアルファのプログラムを提供する活動支援プログラムの提供。
	ボランティアの活用	ユース・スクエアの企画・運営に携わるボランティアの募集やボランティア活動の推進。

（東京スポーツ文化館「平成 26 年度事業報告書」より監査人が作成）

（４）効果的な利用者アンケートの実施について

ユース・プラザ整備等事業の遂行に関して、教育庁から PFI 事業者に要求する業務水準を示す「業務要求水準書 第 3 運營業務要求水準」によると、利用者モニタリングについて、次の水準の業務運営を要求している。

【（参考）「区部ユース・プラザ（仮称）整備等事業 業務要求水準書」（平成 13 年 11 月 8 日）より一部抜粋】

8. その他

（１）利用者モニタリング

事業者は以下の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果について都に報告すること。

ア利用者アンケート

施設利用者を対象に、本件施設において提供するサービスの評価に関するアンケート調査を日常的に実施する。事業者はアンケート用紙の作成、回収及び分析を行う。

イ利用者懇談会

施設利用者の中から希望する者を募り、施設の運営についての意見等を聞く利用者懇談会を、年に 1 回以上開催する。事業者は日時等の設定、参加者の募集、会の運営等、開催に必要な業務を行う。

ウ社会教育事業参加者アンケート

社会教育事業の参加者へのアンケートを実施する。事業者は、アンケート用紙の作成、回収、分析及び事業の評価を行う。

ここで、東京スポーツ文化館で行っている利用者モニタリングの実施状況を確認したところ、結果は、表 B10-4-4 のとおりであった。

表 B10-4-4 平成 26 年度 東京スポーツ文化館利用者モニタリングの実施状況

区分		利用者モニタリングの実施概要
利用者アンケート	宿泊・文化学習施設	客室にアンケート用紙を設置し、平成 26 年度回答者数は 191 件と口頭の 2 件。 部屋、食事、大浴場、についてはアンケート項目を分け（大変満足、ほぼ満足、やや不満、不満）、最後に「当施設の総合評価」（大変満足、満足、ほぼ満足、普通、やや不満、不満、大変不満）を行う形。
	スポーツ施設	御意見箱を設置（サウナ男性脱衣所、サウナ女性脱衣所、1 階通路、2 階通路）しているものの、平成 26 年度は投書なし。 口頭によるヒアリングを実施し（メインフロント、プールフロント、サウナフロント）246 件の回答を得ている。 スポーツ施設の運営業務委託を行っている㈱コナミスポーツ＆ライフ（平成 27 年 10 月 1 日社名変更により、㈱コナミスポーツクラブ）で 12 月末から 1 月中旬にかけて、自主的に利用者アンケートを実施し 32 件の回答を得ている。
	ユース・スクエア	ユース・スクエアにアンケート用紙を設置し、平成 26 年度回答者数 76 件。
利用者懇談会		平成 26 年度は、平成 27 年 3 月 15 日（日）13 時半～15 時実施。 平成 26 年 10 月 1 日よりホームページで利用者懇談会の開催を告知し、平成 27 年 1 月 20 日に 106 の利用団体に対して案内状を発送し、44 の団体から出欠の回答を得ている。 事前に 12 団体から 22 の意見・助言をうけ、懇談会当日追加で 7 つの意見・助言があり回答を行っている。懇談会当日の出席団体は 9 団体 9 名。 懇談会での意見・助言・回答は 3 月 29 日から館内に掲示し公開している。
社会教育事業		平成 26 年度の 7 つの事業において参加者にアンケートを配布。

（東京スポーツ文化館作成資料より監査人が作成）

東京スポーツ文化館は、業務要求水準書に基づき、各種アンケートを実施している。ところが、アンケート用紙を実際に見てみると、スポーツ施設の運営

業務を行う事業者と宿泊施設の運営業務を行う事業者とが異なることのほか、日帰りで単一の施設を利用する利用者が多いこと等に起因して、利用者の声の収集体制が、施設ごとにいわゆる「縦割り」型で構築されていると見受けられる。

具体的には、例えば、宿泊施設については、回答者が、各部屋の中でアンケートに回答することが可能であるため、回答者数は 191 件と多くなっている。その反面、アンケートの設問項目は、部屋・食事・大浴場等の宿泊施設に関する項目が主であり、スポーツ施設・文化施設に関する設問項目に至っては、一切設けられていない状況にある。

また、スポーツ施設では、利用者の声を聞き取るための「御意見箱」を設けているものの、投書実績は 1 件もない。そのため、実際の利用者の声は、主にフロント担当者が、口頭で収集しており、また、苦情があった場合には、内容を口頭・メモ等を使用して情報を共有するなどの方式で運用されている。

このように宿泊施設とスポーツ施設等の運営事業者が異なることのほか、日帰りで単一の施設を利用する利用者が多いこと等により、利用者の声の収集体制が施設ごとの「縦割り」型となっており、東京スポーツ文化館全体に対しての利用者の声が、十分に吸い上げられているのか疑問が残る。

確かに、PFI 事業者から各種の業務運営委託を受けた各施設の運営事業者の立場からすれば、自らが提供するサービスに関する利用者の声を収集し、今後の運営に生かしていくべきなのは当然である。しかしながら、そもそも、アンケートの実施は東京スポーツ文化館として利用者の意見・要望を把握し、より魅力的な施設運営を行うためであり、現状の「縦割り」型のアンケート収集体制を見直し、各施設の運営事業者で協働して東京スポーツ文化館の利用者全体のニーズについて、より効率的かつ効果的に吸い上げることができるよう施設運営体制の構築が望まれる。

（意見１－３４）効果的な利用者アンケートの実施について

東京スポーツ文化館は、PFIによる運営がなされているが、あくまでも都の施設であり、そのサービスは東京スポーツ文化館全体として行政サービスを提供する場である。しかしながら、東京スポーツ文化館の各種アンケートにおいては、宿泊施設とスポーツ施設等の運営事業者が異なっていることにより、回収率に差が見受けられるほか、口頭での収集となっている場合も見受けられ、またアンケートの設問項目など、利用者の声の収集体制が運営事業者ごとの「縦割り」型となっている。

東京スポーツ文化館の運営に当たって、教育庁は「都民の多様なニーズにタイムリーに応える魅力的な運営を心がける」ことを PFI 事業者に要求していることからすれば、現状のアンケート収集体制を見直し、施設利用者全体のニーズを、より効率的かつ効果的に吸い上げることができるよう、PFI 施設運営事業者との適切な協働体制を再構築することとされたい。

5. 東京都埋蔵文化財センターについて

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下、「スポーツ事業団」という。）の事業所である東京都埋蔵文化財センター（以下、「事業団埋蔵文化財センター」という。）が実施している事業は、教育庁の指導の下に、国及び都等の開発事業に伴い実施する埋蔵文化財の発掘調査等の「埋蔵文化財調査等事業」と、指定管理者として東京都立埋蔵文化財調査センター（以下、「都立調査センター」という。）の建物維持管理等及び広報普及活動等を行う「管理運営等事業」の2つに分類される。

都立調査センターは、都民の文化的向上に資するため、考古遺物などの調査研究、資料の収集、保存活用及び普及活動を行う施設として設置され、主として多摩ニュータウン遺跡群から出土した遺物を中心として収集保管し、スポーツ事業団が指定管理者として、その一部を展示ホール及び遺跡庭園において一般公開している。

（1）利用者アンケートの推進について

事業団埋蔵文化財センターは、施設利用者のニーズ等を把握する方法として、常設展・企画展・遺跡庭園を訪れた一般入館者及び、体験教室等行事参加者を対象としてアンケート等を実施している。

平成26年度のアンケート等の回収実績は、表B10-5-1のとおりである。

表 B10-5-1 平成26年度アンケート等回収実績

	入館者数・参加者数	回収数	回収率
一般入館者	28,692 人	ご意見箱 19 件	0.1%
体験教室等参加者	1,282 人	アンケート 1,009 件	78.7%

（教育庁作成資料より監査人が作成）

一般入館者に対しては、展示ホール受付にご意見箱を設けていたが、平成26年度の回収数は19件にとどまっており、入館者数に対する回収率も0.1%と著しく低い水準にとどまっていたことから、平成27年8月からアンケート形式での実施を開始し、アンケート用紙を受付、体験コーナー、特別収蔵庫付近の3か所に設置し、受付で回収を行っている。入館時に受付で声掛けを行うとともに、回答者にはセンター特製のクリアファイル等を贈呈するなどの回収率を高める工夫も行っている。

また、体験教室等参加者については、過年度より体験教室等各行事の終了後にアンケートを行い、行事ごとに結果を集約しているが、行事アンケート全体での集計は平成 26 年度から実施しており、今後は、年度比較等の分析を実施していく予定とのことである。

（意見 1－35）利用者アンケートの推進について

事業団埋蔵文化財センターは、施設利用者のニーズ等を把握する方法として、常設展・企画展・遺跡庭園を訪れた一般入館者に対してご意見箱を設置していたが、平成 26 年度の回収数は 19 件にとどまっていた。この点、事業団埋蔵文化財センターにおいて検討を行い、平成 27 年 8 月からアンケート形式での実施を開始し、入館時にアンケート回答協力の声掛けを行うとともに、回答者には粗品を贈呈するなど回収率を高める工夫を行っている。

アンケートの回収は、今後の事業の効果を測定し、より効率的かつ効果的な事業運営に資する重要な意見の集約方法の一つであることから、引き続き利用者のニーズをできる限り多く吸い上げる体制を維持するとともに、認識した利用者ニーズについては、適切に分析した上で、確実に対応する体制を構築されたい。

（2）体験型行事の申込方法拡充について

事業団埋蔵文化財センターは、縄文土器づくり教室や、火起こし体験等、年間で 20 種類程度の体験型行事を実施しており、当日参加可能な一部の行事を除き、ほとんどの行事で事前に往復はがきで参加申込みを募る方法を採用している。

参加希望者は、行事開催の約 2 週間前の締切までに申し込み、申込みが多数の場合には、抽選が行われる。

事業団埋蔵文化財センターに対して、行事参加の申込みの手段が往復はがきに限られている理由を確認したところ、「高齢者の参加申込みが多く、インターネットを利用していない利用者が一定数いると想定されることと、応募者多数の場合は抽選する必要がある、利用者の公平性を確保するため、申込みの受付結果の確認を双方で確実に行うため」であるとの回答であった。

また、「過去に電話による申込みを検討したこともあるが、夏休みや土日中心に行事を開催しているため、同日に複数の異なる行事を開催している場合や、同日同行事で複数回の開始時間がある場合、土日で同じ行事を 1 回ずつ開催する場合等で、電話受付では間違いが生じることが予想されるため申込方法とし

ては適さないという結論に至った」とのことである。

（意見 1－36）体験型行事の申込方法拡充について

事業団埋蔵文化財センターは、体験型行事の参加の申込方法を往復はがきに限定しているが、インターネットや FAX が普及している現在においては、このような方法は申込みの利便性が損なわれていることから、その利便性を高めるとともに、利用者数の増加を図るために、有効性と経済性の観点を踏まえつつ、その申込方法の見直しを検討することとされたい。

（3）ホームページのアクセス数の把握及び分析について

現在、事業団埋蔵文化財センターにおいては、ホームページのアクセス数を独自に把握していない状況である。この点、事業団埋蔵文化財センターに質問したところ、「事業団埋蔵文化財センターのホームページは、スポーツ事業団ホームページの一部であり、現在は、事業団埋蔵文化財センターが独自にアクセス数を把握することはできない。そのため、アクセス数を確認したい場合には、スポーツ事業団事務局に承認を得て、管理委託業者から、アクセス数確認権限の情報提供を受ける必要がある」との回答を得た。

このようにアクセス数を確認できる手段があるにもかかわらず、事業団埋蔵文化財センターでは、これを確認していない。

また、ホームページのアクセス数をカウントすることは、自らの発信情報の利用状況を把握・分析することが可能となることから、運営上の課題を改善するための有効な手段であると考えられる。

（意見 1－37）ホームページのアクセス数の把握及び分析について

事業団埋蔵文化財センターのホームページは、アクセス数を独自に把握していないことから、ホームページ利用者の数及び利用の傾向を分析し、運営上の課題を解決する手段に限られる。事業団埋蔵文化財センターの説明によると、その運営母体であるスポーツ事業団の事務局から承認を得ることで、当該アクセス数を確認することが可能であるとのことである。

そうであるならば、今後は有効性と経済性の観点を踏まえつつ、自らの発信情報の利用状況を把握・分析し、事業団埋蔵文化財センターの事業運営の改善に役立たせるために、ホームページの利用者数をカウントすることとされたい。

生活文化局の事業に関する事務の執行について

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

生活文化局の事業に関する事務の執行について

III 監査対象年度

平成26年4月1日から平成27年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象局

東京都生活文化局

V 監査の実施期間

平成27年7月23日から平成28年2月9日まで

VI 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

資格等	氏名
公 認 会 計 士	佐久間 清 光

2. 補助者

資格等	氏名
公 認 会 計 士	柳 澤 秀 樹
公 認 会 計 士	金 子 靖
公 認 会 計 士	大立目 克 哉
公 認 会 計 士	関 根 明日香
公 認 会 計 士	八 木 哲 生
公 認 会 計 士	森 泰 文
公 認 会 計 士	川 本 恭 兵
公 認 会 計 士	松 田 麻 貴
公 認 会 計 士	村 田 明 子
公 認 会 計 士	向 川 美 樹
公 認 会 計 士	渡 邊 靖 雄
公 認 会 計 士	齋 藤 誉 朗
公 認 会 計 士	久保田 和 夏
公 認 会 計 士	森 本 恵梨奈
公認会計士試験合格者	大 貫 航
公認会計士試験合格者	三 浦 麻 波
米国公認会計士	炭 竈 紘 孝
米国公認会計士	牛 島 康 介
米国公認会計士	高 本 徹
公認情報システム監査人	加佐見 明 夫
公認情報システム監査人	畠 山 豊

VII 特定の事件を選定した理由

生活文化局は、都民の日常生活と深いかかわりのある施策を一体的に推進するために昭和 51 年 8 月に設置された都民生活局を再編して昭和 55 年 12 月に発足した。その後も様々な再編を繰り返しており、平成 14 年 4 月には文化施設 4 館（東京文化会館、東京芸術劇場、東京都美術館、東京都現代美術館）及び文化振興事業が、平成 18 年 4 月には財団法人東京都交響楽団が教育庁から移管されている。なお、教育庁所管のスポーツ事業及び東京オリンピック招致本部所管の東京マラソン事業が、平成 19 年 4 月に生活文化局に移管され、スポーツ振興部を新設して生活文化スポーツ局となったが、平成 22 年 7 月にこのスポーツ振興部が新設のスポーツ振興局に移管したため、名称を生活文化局に戻している。現在の生活文化局の主な施策は次のとおりである。

- ・ 広報広聴及び情報公開のための施策
- ・ 都民生活、男女平等参画推進の施策
- ・ 消費生活の安定と向上のための施策
- ・ 私学振興のための施策
- ・ 文化振興のための施策

生活文化局は、都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応える役割を担うとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、文化振興の施策等に取り組んでいる。平成 26 年度予算において、生活文化局の歳出総額は 2,054 億 6 百万円であり、一般会計歳出総額 6 兆 6,667 億 8 百万円の 3.1%を占めている。

以上の状況にある生活文化局の事業に関する事務の執行については、効果的・効率的になされているか否かについて都民の関心も高いものと考えられることから、合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から総合的に検討することに意義があると判断し、監査対象事件として選定した。

VIII 外部監査の方法

1. 監査の要点

生活文化局の事業に関する事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関連法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2. 主な監査手続

関連法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

IX 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 生活文化局の主な概要について

1. 生活文化局の沿革について

昭和51年8月1日に、当時の広報室、都民室を広報広聴部門、総務局及び民生局の一部を婦人青少年対策部門、物価局を消費者行政部門とし、これに企画部門を加えて都民生活局が発足した。この都民生活局は、都の総合窓口機能の役割を果たし、かつ、都民の日常生活と深いかかわりのある施策を一体的に推進するために設置されたものである。

その後、都市化の進展に伴い、「人間性豊かな生き生きと暮らせるふるさと東京」を実現するための施策の強化が、都民ニーズに基づく新たな都政の重要課題として明らかにされてきた。このような新たな行政課題に応えるために、昭和55年12月1日、それまでの都民生活局を中心に局組織を編成して発足したのが生活文化局である。具体的には、当時の総務局の一部を新たに国際交流部門等、公害局の一部を交通安全対策部門として位置付けたほか、資源エネルギー部門、コミュニティ文化部門を新設した。

そして、都は、昭和59年12月1日には組織の効率的運営を図る観点から、局の再編整備を行い、昭和60年1月1日に、局機能の一部である広報広聴部門を情報連絡室へ移管した。また、平成2年8月1日に、21世紀に向けての社会的課題（技術革新、情報化、国際化等）に対応した新組織とするため、国際交流部を組織改正し国際部とするとともに、消費者行政部門を大幅に見直し、組織の整備を図った。さらに、平成4年7月1日には、青少年行政の今日的課題に対処するため、女性青少年部の組織の再編整備を行った。

平成9年4月1日に、消費生活関連施策を総合的・一元的に推進し、効率的な執行体制の確立を図るとともに、消費者センターの広域的・専門的機能を充実させ、消費者行政の一層の推進を図るため、消費者部と価格流通部の統合を行い、消費者センター及び4支所を再編し、新たに消費生活総合センターを設置した。また、平成12年7月1日には、交通・通信手段の発達等の時代状況の変化を踏まえ、ニューヨーク事務所及びパリ事務所を廃止した。

さらに、都は、より効率的な執行体制の整備に着手した。生活文化局においては、平成13年4月1日に、政策報道室から広報・広聴部門を、総務局から私

学振興及び公益・宗教法人の許可等の部門を統合するとともに全部門を再編成した。また、財団法人に委託していた東京ウィメンズプラザの運営を都が直接行うこととして、都民の幅広い活動を支援する施策を担う局としての体制を整えた。

平成14年4月1日には、文化施策の充実・強化を図るため、文化施設4館（東京文化会館、東京芸術劇場、東京都美術館、東京都現代美術館）及び文化振興事業を教育庁から移管するとともに、文化振興部門の再編を行った。消費生活部門においては、社会経済環境の変化に対応した消費者行政を展開するため、消費生活部及び消費生活総合センターの組織を再編整備した。また、東京ウィメンズプラザを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として指定した。

平成15年4月1日には、より効果的な広報活動を行うとともに、都民からの要望等の受付を一元的に集約することで都民サービスの向上を図るため、広報・広聴部門を再編整備した。

平成16年度、都は、社会経済状況の変化に合わせて、都政の主要課題に対応した政策を実現するため、組織体制の整備を行った。生活文化局においては、4月1日に、幅広く都民生活の支援を行い、都民サービスの向上を図るため、都民協働部を都民生活部へ再編し、また、交通安全対策や渋滞対策などの都民の安全対策を、より効果的に推進していくため、総務部に都民安全対策室を設置した。これにより、都民の生活を守り、支援する事業を効果的に実施していく体制が整備された。

平成17年8月1日には、都は、青少年育成及び治安対策に係る事業を一体的、総合的に推進するため、新たに局担当の組織として青少年・治安対策本部を設置した。このことに伴い、生活文化局では、所管している青少年対策部門及び交通安全・渋滞対策部門を新組織に移管した。

平成18年4月1日には、財団法人東京都交響楽団を教育庁から移管し、文化施策を統一的に推進することとした。

平成19年4月1日には、東京オリンピック招致や東京国体開催を見据え、スポーツ振興のための執行体制をより一層強化するため、教育庁のスポーツ事業や東京オリンピック招致本部の東京マラソン事業を移管し、スポーツ振興部を新設し、局の名称を「生活文化スポーツ局」に変更した。

平成22年7月16日には、東京オリンピック招致活動のレガシーを今後のスポーツ振興に反映させ、あわせて東京国体の開催準備に本格的に対応する観点から、都のスポーツ行政のより総合的な推進を目的に、都はスポーツ振興局を設置した。このことに伴い、生活文化スポーツ局では、所管しているスポーツ振興部を新組織に移管し、局の名称を「生活文化局」に変更した。

2. 生活文化局の機能について

生活文化局は、情報化、国際化、少子高齢化等社会の変化に的確に対応しながら、都民の幅広い活動を支援し、生活の質的豊かさを求める都民の多様なニーズに応える役割を担っている。この役割を果たすため、都民の日常生活と深いかわりのある施策について、各局横断的に調整、推進している。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、都市広報や文化振興などそれぞれの分野において、世界一の都市・東京の実現及びオリンピック・パラリンピックの成功のための施策に取り組んでいる。

具体的には、広報広聴及び情報公開のための施策、都民生活・男女平等参画推進の施策、消費生活の安定と向上のための施策、私学振興のための施策、文化振興のための施策の 5 つをそれぞれの部に分け所管している。

3. 職員及び組織の状況について

(1) 職員の状況について

平成 26 年度末現在、生活文化局の職員の状況は表 C1-3-1 のとおりである。

表 C1-3-1 役職別の職員数（平成 26 年度末現在）

（単位：人）

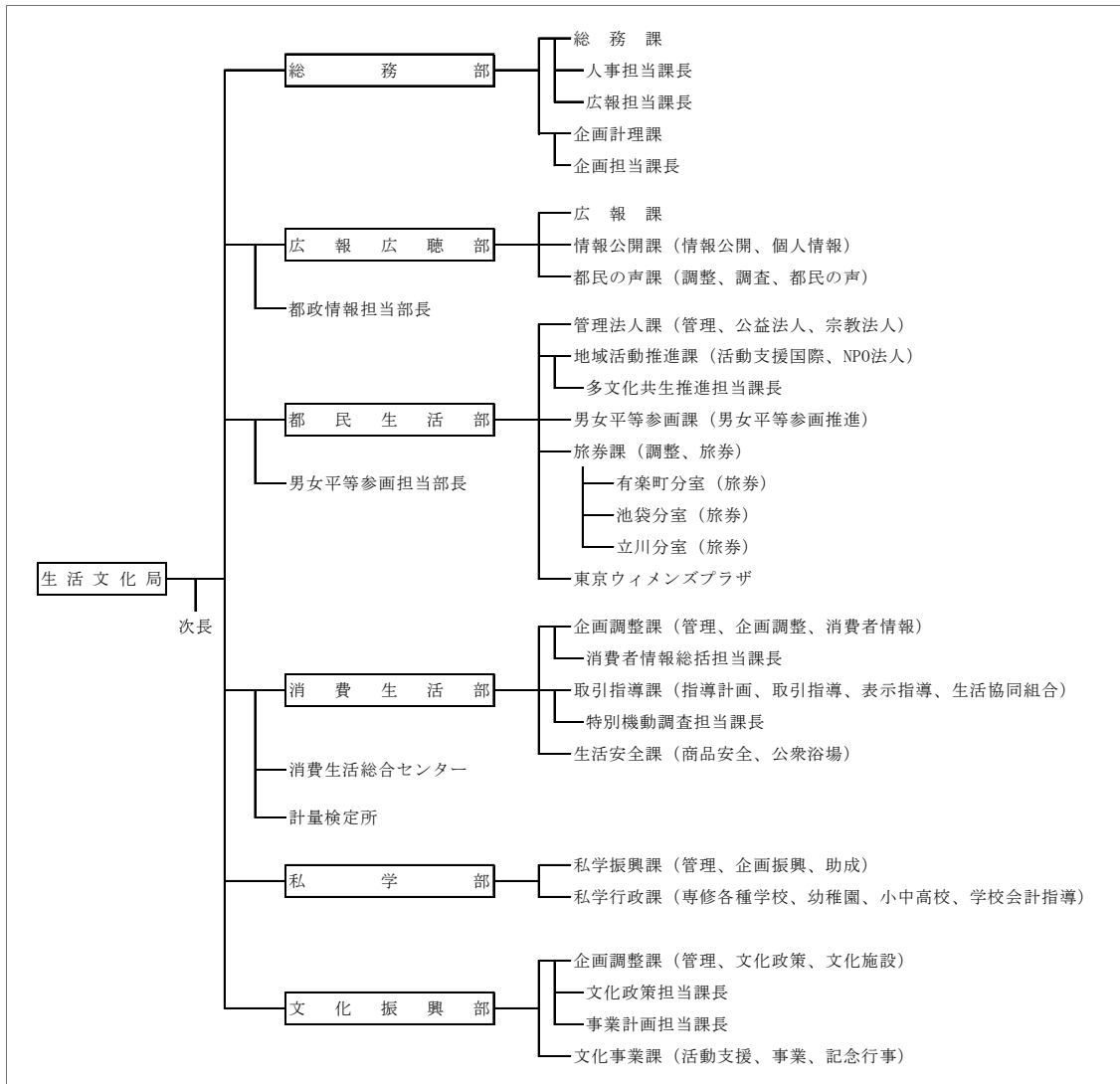
部署・施設	局長	部長	課長	課長 補佐	係長	主任	主事	合計
総務部	1	2	5	6	10	12	15	51
広報広聴部	－	2	4	5	17	14	19	61
都民生活部	－	2	10	8	21	32	27	100
消費生活部	－	1	5	4	11	15	12	48
私学部	－	1	4	3	10	10	16	44
文化振興部	－	2	6	4	6	8	10	36
消費生活総合センター	－	1	3	4	13	13	10	44
計量検定所	－	1	3	6	15	36	13	74
合計	1	12	40	40	103	140	122	458

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

(2) 組織の状況について

平成 27 年 4 月 1 日現在、生活文化局の組織は図 C1-3-1 のとおりである。

図 C1-3-1 生活文化局の組織図（平成 27 年 4 月 1 日現在）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

４．平成 26 年度における歳入歳出の予算決算について

（１）平成 26 年度における歳入予算決算について

平成 26 年度の歳入に係る予算現額及び決算額（収入済額）は、表 C1-4-1 のとおりである。

表 C1-4-1 平成 26 年度における歳入の予算現額及び決算額（収入済額）

款	項	科目名	予算現額 (百万円)	収入済額 (百万円)	構成割合 (収入済額) (%)	差額 (百万円)
07		使用料及手数料	1,219	1,264	2.8	44
	01	使用料	63	74	0.2	11
	02	手数料	1,155	1,189	2.7	33
08		国庫支出金	42,765	37,896	84.7	△4,868
	02	国庫補助金	42,750	37,859	84.6	△4,891
	03	委託金	15	37	0.1	22
09		財産収入	60	60	0.1	△0
	01	財産運用収入	60	60	0.1	△0
10		寄附金	－	0	0.0	0
	01	寄附金	－	0	0.0	0
11		繰入金	3,132	4,910	11.0	1,778
	03	基金繰入金	3,132	4,910	11.0	1,778
12		諸収入	576	592	1.3	16
	03	貸付金元利収入	521	524	1.2	3
	08	弁償金及報償金	－	1	0.0	1
	09	物品売払代金	31	17	0.0	△14
	10	雑入	23	49	0.1	25
合計			47,754	44,724	100.0	△3,030

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 C1-4-1 を見ると、歳入全体の収入済額 447 億 24 百万円のうち、84.7%を占めるのが「国庫支出金」であり、これは「国庫補助金」と「委託金」から構成されている。「国庫支出金」の大部分を占める「国庫補助金」の 54.2%を占めているのが私立学校に係る「高等学校等就学支援金交付金」205 億 47 百万円であり、44.1%を占めているのが私立学校に係る「経常費」167 億 2 百万円である。

したがって、歳入の「国庫支出金」は、主に私立学校に関する国負担分を受け入れたことによるものと言える。なお、「国庫補助金」の収入済額が予算現額を48億91百万円下回っているが、これは「高等学校就学支援金交付金」及び「経常費」の交付決定額が45億95百万円減少したことが主な原因である。

また、「繰入金」は、収入済額が49億10百万円となっており、歳入全体の11.0%を占めている。この「繰入金」は、「高等学校等生徒修学支援基金繰入金」をはじめとした基金からの繰入金で構成されている。なお、「基金繰入金」の収入済額が予算現額を17億78百万円上回っているのは、主に高等学校等生徒修学支援基金事業の終了に伴う国庫返還分を繰り入れたことの影響による。

さらに、「使用料及手数料」は、収入済額が12億64百万円となっており、歳入全体の2.8%を占めている。この「使用料及手数料」のうち、大部分が「手数料」である。なお、この「手数料」の収入済額が予算現額を33百万円上回っているのは、主に旅券申請件数が増加したことに伴い、旅券発給手数料収入が増加した影響による。

(2) 平成 26 年度における歳出予算決算について

平成 26 年度の歳出に係る予算現額及び決算額（支出済額）は、表 C1-4-2 のとおりである。

表 C1-4-2 平成 26 年度における歳出の予算現額及び決算額（支出済額）

款	項	科目名	予算現額 (百万円)	支出済額 (百万円)	構成割合 (支出済額) (%)	不用額 (百万円)
04	生活文化費		28,939	27,071	13.9	1,868
	01	生活文化費	28,939	27,071	13.9	1,868
13	学務費		177,142	166,664	85.6	10,477
	02	私立学校振興費	174,926	165,525	85.0	9,400
	03	育英資金費	2,216	1,138	0.6	1,077
17	諸支出金		948	948	0.5	0
	04	諸費	948	948	0.5	0
合計			207,029	194,683	100.0	12,346

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C1-4-2 を見ると、歳出で最も大きい支出となっている科目が「学務費」の大部分を占める「私立学校振興費」1,655 億 25 百万円であり、歳出全体の 85.0% を占める。これは、主に私立学校の運営費や管理費等の補助金の交付など私立学校の振興のための経費支出によるものである。また、そのうちの一部は、国庫補助事業であることから、これに対応した歳入を「国庫支出金」として受け入れている。なお、「私立学校振興費」の支出済額が予算額を 94 億円下回ったのは、主に、私立高等学校等就学支援金の実績及び私立学校安全対策促進事業費の補助実績が予算積算時と比べ少なかったことによる。

また、「生活文化費」については、私学部以外の部署全般にわたる科目となっている。すなわち、「生活文化費」は、生活文化行政に係る職員の人件費等から構成される「管理費」33 億 68 百万円、広報広聴部所管経費としての「広報広聴費」25 億 75 百万円、都民生活部所管経費としての「都民生活費」23 億 65 百万円、消費生活部所管経費としての「消費生活対策費」16 億 46 百万円、計量検定所の管理運営に要する経費としての「計量検定所費」3 億 47 百万円及び文化振興部所管経費としての「文化振興費」167 億 68 百万円から構成されている。なお、「生活文化費」の支出済額が予算額を 18 億円 68 百万円下回ったのは、文化振興施策経費の実績減や落札差金の発生などが主な原因である。

Ⅱ 生活文化局の各部における実施事業について

生活文化局は、広報広聴及び情報公開のための施策、都民生活・男女平等参画推進の施策、消費生活の安定と向上のための施策、私学振興のための施策、文化振興のための施策の 5 つの機能を担っているが、表 C2-0-1 のとおり、それぞれの施策について所管組織が分かれている。

表 C2-0-1 生活文化局の各部の所管組織

生活文化局の機能	所管組織
広報広聴及び情報公開のための施策	1. 広報広聴部
都民生活・男女平等参画推進の施策	2. 都民生活部
消費生活の安定と向上のための施策	3. 消費生活部・消費生活総合センター・計量検定所
私学振興のための施策	4. 私学部
文化振興のための施策	5. 文化振興部

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が抜粋)

1. 広報広聴部について

(1) 広報広聴部の事業内容について

広報広聴部において行われる広報広聴及び情報公開のための施策の目的は、都政の情報を都民に迅速に知らせるとともに、都民の多様な声を集約し、都政に反映させることにより都民と都政のより良いコミュニケーションを図ることにある。このため、広報広聴部と各局広報・広聴部門との密接な連携に努め、都政の重要課題や都民の関心の高い事業を中心に、積極的に広報広聴活動を展開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の円滑な運営にも努めている。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国内外の人々に対し東京の魅力や都政の情報を効果的に発信している。

広報広聴部は大きく分けて、広報課、都民の声課、情報公開課の 3 つに分かれておりそれぞれに事務分掌されている。

① 広報課

広報広聴部広報課は、都政全般にわたる広報を所管する部門として、「広報東京都」、テレビ・ラジオ及びインターネット等の媒体により、都民に対して都政情報の提供を行っている。また、「とちょうーi」やシティホールテレビ（CHTV）による職員向け広報を行っている。

さらに、庁内各局との会議の開催や連絡調整を行うとともに、他の道府県等とも情報交換するなど、広報広聴活動の向上に努めている。

② 都民の声課

広報広聴部都民の声課は、都民の声を広く取り入れ都政に反映させていく役割と、都民の提言・苦情・要望を受け付け、適切に対応する機能とが求められている。そのため、都民の声を取り入れるための事業として、世論調査やインターネット都政モニター調査を実施するとともに、都への提言・苦情・要望を受け付け適切に対応するために各局へ内容を伝達し、集計・分析を行うほか、相談対応を行っている。

また、都民情報ルームによる情報提供を行っている。

③ 情報公開課

広報広聴部情報公開課は、都民に対する都政の説明責任を全うし、開かれた都政の推進を図るため、情報公開制度を運用するとともに、個人情報の取扱いの適正化を通じて個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度を運用している。

（２）広報広聴費及び都政広報の予算概要について

表 C2-1-1 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の広報広聴費は 27 億 72 百万円であり、このうち 8 割超を都政広報に係る費用が占める。また、表 C2-1-2 のとおり、都政広報に係る当初予算額 24 億 2 百万円のうち、6 割超をテレビによる広報が、約 3 割を広報紙による広報が占めていることが分かる。

つまり、広報広聴費全体で見ても、テレビによる広報が 5 割超を、広報紙による広報が 2 割超を占めることとなる。

表 C2-1-1 広報広聴費に係る平成 26 年度の当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	広報広聴費に占める割合(予算) (%)
都政広報	2,402,634	2,288,177	86.7
都庁総合ホームページの運営	43,558	18,763	1.6
シティホールテレビの運営	54,148	38,268	2.0
情報公開事務	61,044	38,822	2.2
調査広報	35,974	38,678	1.3
都民の声事業	103,646	94,456	3.7
広報広聴企画調整等	71,457	57,841	2.6
合計	2,772,461	2,575,005	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C2-1-2 広報広聴費のうち都政広報に係る平成 26 年度の当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	都政広報に占める割合(予算) (%)
広報効果の測定	7,522	6,571	0.3
都政	1,353	514	0.1
新聞広告等	47,534	42,600	2.0
都政記録写真	13,205	10,271	0.5
都市広報	40,110	10,428	1.7
テレビ・ラジオの企画取材	6,072	5,672	0.3
テレビ	1,497,359	1,465,745	62.3
ラジオ	113,530	109,413	4.7
広報東京都(印刷版)	634,724	568,636	26.4
広報東京都(点字版・テープ版)	41,225	34,060	1.7
その他	-	34,267	-
合計	2,402,634	2,288,177	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

2. 都民生活部について

都民生活部は、幅広く都民生活に支援を行い、都民サービスの向上を図るため、地域の国際化、法人の許認可、男女平等参画に関する施策の推進、女性活躍推進の気運醸成及び旅券の発給等の事務を行っている。

(1) 都民生活部の事業内容について

① 地域活動・国際化の推進について

都は、ボランティア・NPO等の活動や町内・自治会活動を支援するとともに、外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的、専門的な検討を行い、多文化共生に向け、外国人に係る都の施策に反映させている。主な事業は次のとおりである。

・防災（語学）ボランティア

災害発生時に被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・選考・登録するものである。平常時にも通訳ボランティアとして活用している。

・東京都太田記念館の管理運営

故太田宇之助氏から日中友好のためにと寄贈を受けた施設である太田記念館を、生活文化局所管施設として管理運営している。

・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、日本を訪れる外国人が安心して滞在できる環境を整えるため、街中で外国人に積極的に声を掛け、簡単な外国語で道案内等の手助けをする語学ボランティアを、2019（平成31）年度までに3万5千人を目標に育成している。

・地域活動の促進

都民による自主的・自発的なボランティア活動等の市民活動の促進を図るとともに、行政とNPO・ボランティア・企業等との協働を推進していくため、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの運営費補助等を行っている。

・「地域力」向上に向けた取組

地域の課題を解決するために、地域活動の担い手である町内・自治会が取り組む事業に都が直接助成を行う「地域の底力再生事業助成」を実施している。

② 法人の許認可等について

公益認定法等に基づき、東京都公益認定等審議会及び会計部会を設置・運営し、公益認定を行うとともに、公益法人等の継続的な指導監督を行っている。

その他宗教法人の認証等に関する事務、特定非営利活動法人の認証等に関する事務等を行う。

③ 男女平等参画施策の企画調整について

都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することや、国、道府県、区市町村との連携会議の開催等により、情報交換を行い連携の推進を図っている。

④ 東京ウィメンズプラザの運営について

東京ウィメンズプラザは豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的・実践的な活動の拠点として設置され、講座・研修、活動の場の提供、情報提供、相談等の事業を実施している。

⑤ 渡航事務について

都民の海外渡航に必要な旅券発給に関する事務、渡航相談等を行っている。

表 C2-2-1 都の旅券窓口

	旅券課（新宿）	有楽町分室	池袋分室	立川分室
所在地	新宿区西新宿 2-8-1 都議会議事堂地下 1 階	千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 2 階	豊島区東池袋 3-1-3 サンシャインシテ ィ・ワールドインポ ートマート 5 階	立川市曙町 2-1-1 ルミネ立川店 9 階
面積	951.86 m ²	1,173.13 m ²	556.58 m ²	795.42 m ²
開設	昭和 63 年 5 月 1 日	昭和 40 年 6 月 1 日	昭和 53 年 11 月 1 日	昭和 53 年 11 月 1 日

（生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

（２）都民生活部の所管施設について

① 東京ウィメンズプラザについて

（い）東京ウィメンズプラザの概要について

東京ウィメンズプラザは平成 7 年 11 月に開館し、平成 13 年 4 月に直営化した。平成 13 年 4 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布され、これを受けて都として対応すべく、平成 14 年 4 月に配偶者暴力相談支援センター機能を設置した。

東京ウィメンズプラザは、246 席の円形ホールを有しており、講演会やコンサートを実施することが可能な施設である。また、施設を利用する際に幼児を預けることが可能な保育室も完備され、利用人数に応じた複数の大きさの会議室や視聴覚室を有している。さらに、男女平等参画社会の実現を目指す研究・活動や女性に関する様々な問題を解決するために、必要な図書、行政資料、民間団体やグループ等が発行する資料、雑誌、新聞、ビデオなどの資料を幅広く収集し、情報を提供する男女平等参画のための専門図書館も有している。

東京ウィメンズプラザにおける主な事業は、以下のとおりである

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・講座・研修事業…男女平等参画を推進するための講座・研修を実施・相談事業…一般相談、法律相談、男性のための悩み相談等・図書資料室の運営…男女平等参画に関する情報の収集・提供・施設の提供…男女平等参画の推進に関する講演会、研究会等のためのホール・会議室等の貸出・配偶者暴力相談支援センター事業…配偶者からの暴力被害相談、被害者の保護及び支援、暴力防止のための事業 |
|--|

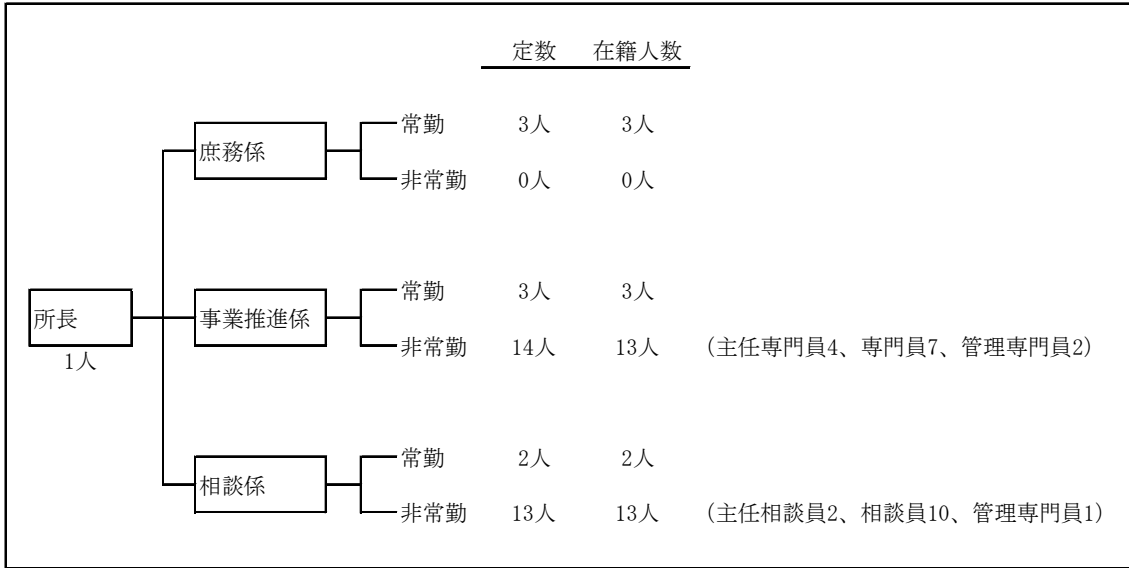
東京ウィメンズプラザの施設の概要及び組織図並びに沿革は表 C2-2-2 及び図 C2-2-1 並びに表 C2-2-3 のとおりである。

表 C2-2-2 東京ウィメンズプラザの施設の概要

項目	概要
施設名	東京ウィメンズプラザ
所在地	東京都渋谷区神宮前 5-53-67
開館年月	平成 7 年 11 月
施設内容	ホール、視聴覚室、会議室、講師控室、保育室、ワーキングルーム、交流コーナー、ロッカー
設立目的	女性の社会的地位の向上と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加及び参画の促進を図り、もって豊かで平和な男女平等社会の実現に寄与するため
管理運営形態	都直営
開館時間	月曜日～土曜日：9 時～21 時、日曜日・休日：9 時～17 時 (図書資料室の開館時間) 月曜日～土曜日：9 時～20 時、日曜日・休日：9 時～17 時
休館日	臨時休館日(原則、毎月第 3 水曜日)、7 月第 3 日曜日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで) (図書資料室の休館日) 上記及び図書整理期間(年間約 5 日間)
入館料	無料
構造、施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 2 階
延床面積	4,566.42 m ²
建物賃貸借契約先	東京都土地信託共同受託者 三井住友信託銀行株式会社(代表受託者) みずほ信託銀行株式会社
設置根拠	東京ウィメンズプラザ条例(平成 7 年 3 月 16 日 条例第 20 号)
写真	

(生活文化局作成資料、東京ウィメンズプラザホームページより監査人が作成)

図 C2-2-1 東京ウィメンズプラザの組織図（平成 26 年度末現在）



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C2-2-3 東京ウィメンズプラザの沿革

年月	沿革
昭和 54 年 4 月	東京都婦人情報センターを都立日比谷図書館内に開設
昭和 59 年 6 月	東京都飯田橋庁舎に移転
平成元年 4 月	「東京ウィメンズプラザの基本構想」発表
平成 4 年 4 月	東京都婦人情報センターを東京都女性情報センターと改称
平成 4 年 7 月	財団法人東京女性財団を設立し、管理・運営を委託
平成 7 年 11 月	東京ウィメンズプラザ開館
平成 11 年 6 月	男女共同参画社会基本法 施行
平成 12 年 3 月	東京都男女平等参画基本条例 制定
平成 13 年 4 月	東京ウィメンズプラザ直営化
平成 13 年 10 月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行
平成 14 年 4 月	東京ウィメンズプラザに配偶者暴力相談支援センター機能を設置

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(3) 都民生活費の予算概要について

表 C2-2-4 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の都民生活費は 24 億 63 百万円であり、このうち 8 割近くを東京ウィメンズプラザの運営及び海外渡航相談及び旅券発給が占める。

また、表 C2-2-5 のとおり、東京ウィメンズプラザの運営に係る当初予算額 9 億 63 百万円のうち、東京ウィメンズプラザが入居するコスモス青山の賃借料等が 7 割超を、管理運営（委託費）が 1 割超を占めることが分かる。

さらに、表 C2-2-6 のとおり、海外渡航相談及び旅券発給に係る当初予算額 9 億 9 百万円のうち、業務委託費が約 5 割、分室賃借料が約 3 割を占めている。

表 C2-2-4 都民生活費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	予算額 (千円)	決算額 (千円)	都民生活費に占 める割合（予算） (%)
市民活動の促進	258,913	242,638	10.5
国際交流事業	130,389	115,941	5.3
外国人に対する防災情報提供 対策の強化	9,295	8,781	0.4
男女平等参画施策の企画調整	25,676	67,953	1.0
東京ウィメンズプラザの運営	963,551	947,798	39.1
海外渡航相談及び旅券発給	909,184	833,803	36.9
「地域力」向上に向けた取組	166,895	148,436	6.8
合計	2,463,903	2,365,350	100.00

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 C2-2-5 都民生活費のうち東京ウィメンズプラザの運営に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	運営費に占める 割合 (予算) (%)
東京ウィメンズプラザ賃貸借等	706,744	706,740	73.3
男女平等参画推進事業	46,235	48,340	4.8
相談事業	17,671	15,680	1.8
配偶者暴力相談支援センター	40,501	39,556	4.2
管理運営	138,754	120,654	14.4
女性の活躍支援	13,646	16,828	1.4
合計	963,551	947,798	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C2-2-6 都民生活費のうち海外渡航相談及び旅券発給に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	海外渡航相談及 び旅券発給費用 に占める割合 (予算) (%)
業務委託(申請受付、電話案内等)	436,759	379,041	48.0
分室賃借	303,462	300,212	33.4
人件費(非常勤職員、共済費等)	106,143	102,051	11.7
その他事務費	62,820	52,499	6.9
合計	909,184	833,803	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

3. 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所について

(1) 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の事業内容について

都の消費生活行政は、商品事故、取引被害を防止するとともに、表示の適正化などにより消費者の適切な商品選択の確保策を講じるなど、消費者の生活を守るための諸施策を推進している。同時に、消費者と事業者間の構造的な情報力、交渉力の格差を埋めるため、消費生活相談、消費者教育、消費者への情報の提供等を通じた消費者支援を行うことにより、消費者が自己責任に基づいた行動ができる環境整備を目指している。消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所が所管する主な事業は以下のとおりである。

表 C2-3-1 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の主な事業

項目	概要
消費生活行政の企画調整 ①企画調整 ②消費生活調査	消費生活に係る社会経済状況の変化に的確に対応し、消費生活関連施策を着実に推進するため、各種企画調整、情報の収集、調査分析等を行っている。
取引指導事業 ①取引指導 ②表示適正化対策	不適正な取引や表示に対する調査等を行い、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行っている。
安全対策事業	商品・サービスの利用に伴う危害・危険を防止するための情報収集や調査分析を行い、その結果を都民に提供することで都民の安全な消費生活の確保に努めている。
消費生活協同組合の育成指導	消費生活協同組合法に基づく許認可、検査等を行うほか、各種相談、業務運営上の各種調査・指導等を行っている。
公衆浴場対策	都民の入浴機会を確保し、適正な公衆衛生水準を維持するために必要な公衆浴場に対する各種助成策を実施するとともに、東京都公衆浴場対策協議会の意見を聴取しつつ、適正な入浴料金統制額の決定を行っている。
消費生活センター事業 ①消費生活相談事業 ②情報提供、消費者教育及び活動支援	消費生活を支援するため、消費生活相談、消費生活情報の提供及び被害防止啓発、消費者教育、消費者活動支援及び相談テスト等を行っている。
計量の適正化	適正な計量の実施を確保するため、製造・修理・販売事業者及び計量証明事業者の届出・登録等、各種特定計量器等の検定・検査及び普及啓発等の事業を実施している。

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

（２）消費生活対策費及び計量検定所費の予算概要について

消費生活に関する予算は、生活文化費の消費生活対策費と計量検定所費から構成される。

表 C2-3-2 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の消費生活対策費は 13 億 59 百万円であり、このうち公衆浴場対策が 7 億 95 百万円 (58.5%)、消費生活総合センターの運営が 3 億 97 百万円 (29.2%) となっている。

消費生活行政の企画調整が、当初予算額 63 百万円なのに対し、決算額が約 5 倍の 3 億 21 百万円となっているが、それは、消費者行政活性化基金を取り崩して、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業に 63 百万円、区市町村への助成として 2 億 37 百万円を支出したためである。それと同時に、消費者行政活性化事業に関して、予算はゼロであるが、決算額が 3 億円となっているのは、同額を消費者行政活性化基金に積み立てたことによる。

公衆浴場対策が、当初予算額 7 億 95 百万円に対し、決算額が 5 億 87 百万円と約 7 割の支出にとどまっているのは、公衆浴場耐震化促進支援事業等で、見込んでいた件数より申請が少なかったためである。

表 C2-3-2 消費生活対策費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	消費生活対策費に 占める割合（予算） (%)
消費生活行政の企画調整	63,216	321,363	4.7
取引指導事業	34,308	29,584	2.5
安全対策事業	39,836	30,552	2.9
消費生活協同組合の育成事業	9,235	8,318	0.7
公衆浴場対策	795,179	587,204	58.5
流通環境改善事業	1,354	604	0.1
消費生活総合センターの運営	397,540	352,723	29.2
悪質事業者等から都民を守る対策 の強化	16,114	13,998	1.2
多重債務問題に対する総合的な取 組の推進	2,646	1,730	0.2
消費者行政活性化事業	-	300,811	-
合計	1,359,428	1,646,887	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

また、表 C2-3-3 に記載のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の計量検定所費は 4 億 51 百万円となっている。

表 C2-3-3 計量検定所費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	計量検定所費に 占める割合（予算） (%)
管理運営	103,868	62,995	23.0
計量器の検定	92,885	87,310	20.6
使用計量器検査等	146,217	138,277	32.4
移転改築	108,471	58,865	24.0
合計	451,441	347,447	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(3) 消費生活部の関連施設について

① 消費生活センター事業について

消費生活センター事業実施のため、新宿区（飯田橋）に消費生活総合センターを、また立川市に多摩消費生活センターを設置している。

(i) 消費生活総合センターの沿革と業務内容について

消費生活総合センターは、総合的な消費生活行政サービスの提供、消費者の自主的活動の支援、区市町村の消費生活行政の支援、利用者の立場に立った都民に開かれたセンターの 4 つの考え方を実現し、都域全体の消費生活行政を更に向上させるために、各種事業を実施している。

(主な事業)

(ア) 消費生活相談等

消費者が日常生活において商品を購入し、又はサービスを利用するときに生じる販売方法、契約内容、品質、価格等のトラブルに関して、消費者の被害の救済、損害の回復、利益の保護等を図るため、次の事業を行っている。

- ・消費生活相談
- ・相談情報システム
- ・相談テスト
- ・被害の救済

(イ) 情報提供、消費者教育及び活動支援

規制緩和、構造改革により市場メカニズム重視社会へ移行する中、消費者には従来以上に自己責任に基づく適切な行動が求められている。消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう必要な情報の提供や、消費者教育を行っている。また、消費者問題の解決に向けて自ら学習し行動する消費者の活動を支援している。

- ・情報提供及び被害防止啓発
- ・消費者教育事業
- ・活動支援・協働

(ウ) 消費生活総合センターの管理運営

消費生活総合センターの適切な事業運営を行うため、センター業務に関する基本的な事項について協議する運営協議会を設置している。また、消費生活総合センター事業実施のため、消費生活総合センター、多摩消費生活センターの建物維持管理を行っている。

表 C2-3-4 消費生活総合センター・多摩消費生活センターの概要

項目	概要	
施設名	消費生活総合センター	多摩消費生活センター
所在地	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ（飯田橋庁舎） 10、15、16、17 階	立川市柴崎町 2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所 3 階
面積	2,313.67 m ²	845.63 m ²
開設年月	昭和 44 年 4 月（東京都消費者センターとして開設） 昭和 59 年 4 月移転 平成 9 年 4 月名称変更	平成 9 年 4 月 平成 20 年 3 月移転
施設内容	相談窓口、図書資料室、教室、学習室、活動作業室、保育室、展示・交流コーナー、実験実習室、相談テスト室	教室、学習室、実習室（実験・調理）、図書資料室、交流コーナー、保育室
事業内容	消費生活に関する情報の提供、学習の推進及び相談並びに商品及びサービスのテスト及び研究に関する事務	
設置根拠	東京都組織規程（昭和 27 年規則第 164 号） 東京都消費生活総合センター処務規程（昭和 49 年訓令第 10 号）	
管理運営形態	都直営	都直営
利用時間	①相談受付時間 月～土曜日：9 時から 17 時まで ②教室等利用時間 ・平日：9 時から 17 時まで （金曜日は学習室 G のみ 20 時まで） ・土曜日：10 時から 16 時半まで （学習室 G のみ） ③図書資料室利用時間 ・平日：9 時から 17 時まで （金曜日は 20 時まで） ・土曜日：10 時から 17 時まで	①教室等、図書資料室利用時間 平日：9 時から 17 時まで
図書資料室休室日	日曜日、祝日、年末年始、蔵書整理期間	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、蔵書整理期間
入館料、使用料	無料	無料
写真		

(消費生活総合センター「事業概要 平成 27 年版」、生活文化局作成資料より監査人が作成)

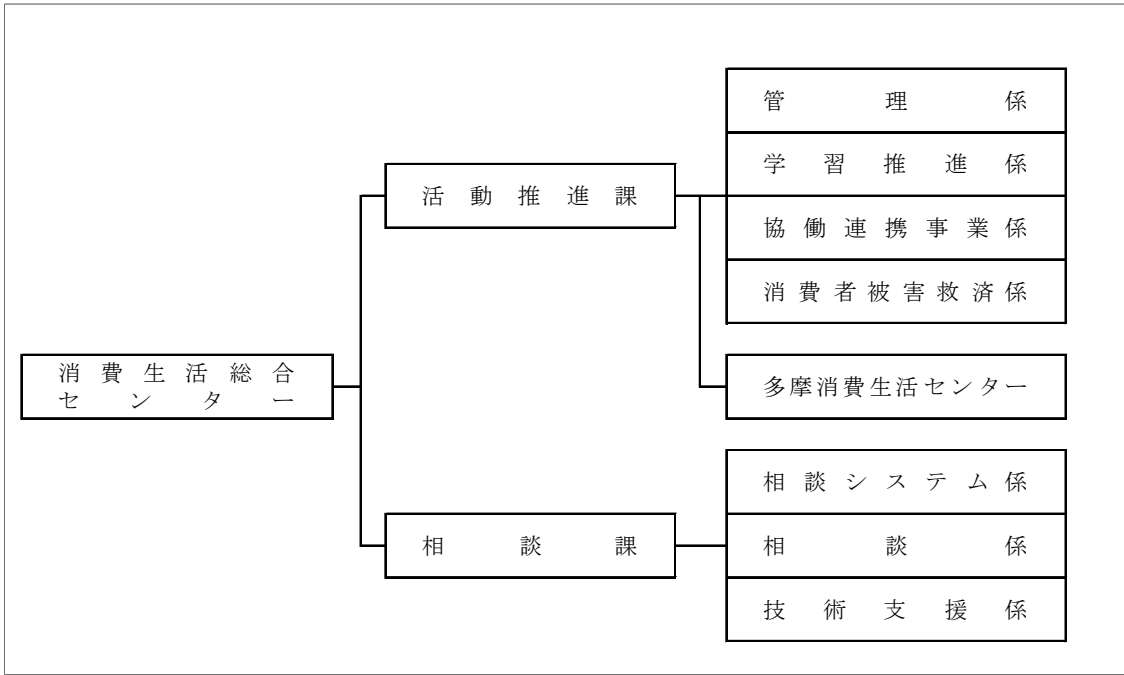
表 C2-3-5 消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの主な沿革

年月	沿革
昭和 44 年 4 月	「東京都消費者センター」として発足
昭和 59 年 4 月	消費者センター体制整備により機能を強化し、飯田橋庁舎に移転
平成 9 年 4 月	4 支所を廃止し、新たに「多摩消費生活センター」を設置
平成 14 年 4 月	「多摩消費生活センター」の相談部門を「相談課」に統合
平成 20 年 3 月	「多摩消費生活センター」移転

(消費生活総合センター「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

(ii) 消費生活総合センターの組織等について
消費生活総合センターの組織図は、以下のとおりである。

図 C2-3-1 消費生活総合センターの組織図 (平成 26 年度末現在)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

② 計量検定所について

(i) 計量検定所の沿革と業務内容について

計量検定所は、「計量の適正な実施を確保するため」設置された行政機関として、計量法の趣旨・目的に沿って以下の事業を行っている。

実施している事業は、表 C2-3-6 のとおりである。

表 C2-3-6 計量検定所の事業

事業	内容
事業届出・登録・指定	・計量器の製造・修理・販売を行う事業者の届出 ・計量証明を行う事業者の登録 ・適正計量管理事業所の指定
検定	製造、修理又は輸入した特定計量器について、法で定める構造や性能を有しているかどうかの検査 (計量法では、はかり、体温計、血圧計、燃料油メーター及びタクシーメーターなど 18 種類の計量器を「特定計量器」と定めており、国や東京都などの公的機関が検定を実施している。検定に合格した特定計量器は取引や証明に使用することができる)
基準器検査	基準器(※)の検査(基準器は、検定や検査等の信頼性を保つため、有効期限が定められ常に一定の精度を有することが求められている)
定期検査	取引や証明に使用するはかりの定期検査(2年に1度実施)
計量証明検査	計量証明事業の登録を受けた事業者が使用している特定計量器について、種類ごとに定められた周期で検査を実施
立入検査等	・計量販売されている商品を購入する消費者の利益を守るため、デパート、スーパー、一般小売店、製造メーカーなどを中心に商品量目の立入検査を常時実施 ・電気、ガス、水道メーター、燃料油メーター及びタクシーメーター等、特定計量器を取引・証明に使用している事業者への立入検査などを実施
計量受託検査	計量法による検査とは別に、事業者や消費者などが使用している計量器などの精度を確認するために東京都計量受託検査条例に基づく検査を実施
JCSS(質量区分・分銅)	分銅等の校正の実施(国際 MRA 対応認定事業者として認定され、ISO 取得事業者や企業の品質管理向上、輸出促進への技術支援を行っている)
計量の普及活動	計量思想の普及のために、計量展示室の公開、計量記念日行事、区市町村消費者展への参加、計量相談を行っている

(計量検定所ホームページより監査人が作成)

※ 基準器とは、特定計量器の検定や検査等を行う時に基準として使用する計量器のことである。

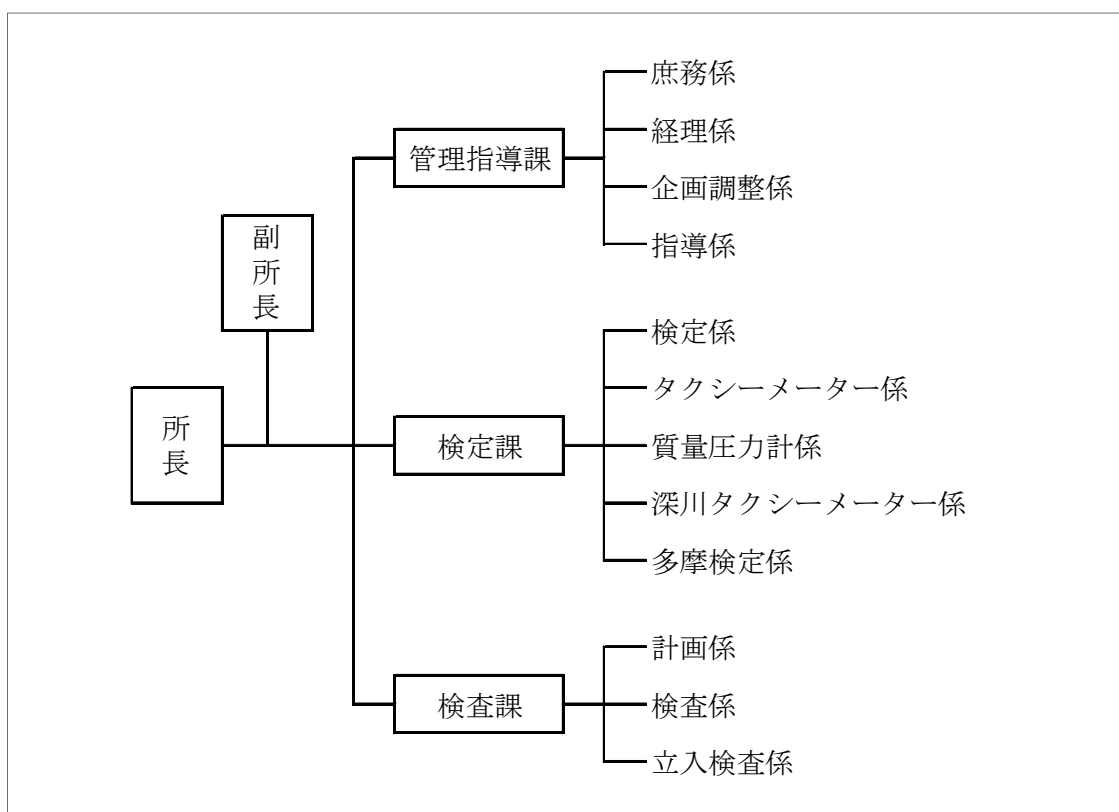
計量検定所の施設の概要及び組織図並びに沿革は表 C2-3-7 及び図 C2-3-2 並びに表 C2-3-8 のとおりである。

表 C2-3-7 計量検定所の本所、タクシーメーター検査場の概要

項目	本所	タクシーメーター検査場		
		立川検査場	深川検査場	港南検査場
所在地	江東区新砂 3-3-41	立川市柴崎町 6-8-13	江東区千石 1-5-7	港区港南 5-1-26
面積（敷地）	3,532.17 m ²	2,572.51 m ²	3,436.83 m ²	2,794.42 m ²
面積（建物）	4,353.14 m ²	280.00 m ²	2,066.02 m ²	1,185.26 m ²
施設利用 開始年月	平成 26 年 1 月	昭和 44 年 4 月	昭和 60 年 5 月	平成 25 年 10 月

（計量検定所「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

図 C2-3-2 計量検定所の組織図（平成 27 年 4 月 1 日現在）



（計量検定所「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

表 C2-3-8 計量検定所の主な沿革

年	沿革
明治 8 年	東京府内務部で度量衡行政を開始
昭和 31 年	東京都計量検定所となる
昭和 34 年	タキシーメーター深川検査場開設
昭和 44 年	タキシーメーター立川検査場開設
昭和 48 年	タキシーメーター竹芝検査場開設
昭和 55 年	組織改正により生活文化局所管となる
昭和 60 年	タキシーメーター新深川検査場開設
平成 25 年	タクシーメーター竹芝検査場が港区港南（港南検査場）へ移転
平成 26 年	本所が港区海岸から江東区新砂へ移転

（計量検定所「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

4. 私学部について

(1) 私学部の事業内容について

私立学校は、公立と異なり私人の寄附財産等によって成り立っており、その運営も各設置者が建学の精神に基づき自律的に行っている。

現在、都内の学校に在籍する児童・生徒のうち、私立学校に在学する割合は、高等学校で5割を超え、幼稚園で約9割、専修学校・各種学校ではほぼ10割となっており、私立学校が都の公教育に果たす役割は大きい。

私学部は、このような都内の私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として各種の事務事業を推進しており、主な事業は、次のとおりである。

① 私立学校の認可・指導事務

学校教育法及び私立学校法等に基づき、都知事が所管する私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）や学校法人に関する認可・指導等を行っている。

② 私立学校教育への助成事業

(i) 私立学校振興助成法等に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の経済的負担の軽減とともに経営の健全性を高めることを目的として、都知事が所管する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の経常費に対する補助（経常費補助）を行っている。

(ii) 保護者の経済的負担の軽減を目的とし、保護者に補助又は貸付けを行っている。

(iii) 学校施設整備に関する補助等、各種補助を行っている。

③ 東京都育英資金事業

東京都育英資金条例に基づき、勉学意欲のある者の教育を受ける機会の拡充に寄与することを目的とする東京都育英資金事業を実施している。

平成17年度からは、事業実施主体が、都から公益財団法人東京都私学財団に

変更され、都は事業実施に必要な支援を行う体制となった。

ただし、平成 16 年度までに都が採用した奨学生の返還金については、従来通り返還終了まで都がその事務を担当することとなっている。

（２）学務費（私立学校振興費及び育英資金費）の予算概要について

私学部の事業に関する予算は、学務費の私立学校振興費及び育英資金費から構成される。

平成 26 年度当初予算の私立学校振興費合計額は、1,749 億 26 百万円、育英資金費合計額は、22 億 16 百万円であり、学務費の合計額は 1,771 億 42 百万円となる。これは、生活文化局の当初予算合計額 2,054 億 6 百万円の 86.2%を占めている。

① 私立学校振興費について

私立学校振興費については、表 C2-4-1 のとおりである。

表 C2-4-1 私立学校振興費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	私立学校振興費に 占める割合(予算) (%)
管理費	974,310	698,154	0.6
助成費	173,951,690	164,827,054	99.4
合計	174,926,000	165,525,208	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C2-4-1 の管理費は、私立学校振興事務等に従事する職員の職員費及び管理事務費に要する経費から構成されている。

また、助成費の内訳は表 C2-4-2 のとおりである。

表 C2-4-2 私立学校振興費の助成費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事業概要	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	助成費に 占める割 合 (予算) (%)
私立高等学校經常費補助	63,230,768	63,401,266	36.3
私立中学校經常費補助	25,987,466	25,499,221	14.9
私立小学校經常費補助	6,711,885	6,253,142	3.9
私立幼稚園經常費補助	19,145,675	19,910,202	11.0
私立特別支援学校等經常費補助	1,430,686	1,424,488	0.8
私立通信制高等学校經常費補助	142,317	104,560	0.1
私立高等学校等特別奨学金補助	5,104,872	4,594,217	2.9
私立高等学校等奨学給付金事業費補助	274,719	239,281	0.2
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	5,612,358	5,068,682	3.2
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	10,277	8,623	0.0
私立学校安全対策促進事業費補助	8,840,972	5,641,536	5.1
私立学校教育振興資金融資利子補給	597,683	469,913	0.3
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	26,547	21,877	0.0
私立専修学校教育環境整備費補助	541,400	507,129	0.3
認定こども園運営費等補助	1,087,577	874,758	0.6
私立幼稚園教育振興事業費補助	2,021,570	2,018,800	1.2
私立幼稚園特別支援教育事業費補助	154,840	164,248	0.1
私立専修学校教育振興費補助	307,677	298,488	0.2
私立専修学校特別支援教育事業費補助	66,640	53,312	0.0
私立外国人学校教育運営費補助	69,945	66,355	0.0
私立幼稚園預かり保育推進補助	573,124	590,335	0.3
私立高等学校都内生就学促進補助	688,052	656,167	0.4
私立学校退職手当補助	3,987,715	3,902,371	2.3
私立学校教職員共済費補助	1,578,307	1,537,759	0.9
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	267,081	113,469	0.2
私立高等学校海外留学推進補助	400,000	218,550	0.2
私立学校教育研究費補助等	618,001	482,916	0.4
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	219,041	207,560	0.1
私立高等学校等就学支援金	24,254,495	20,497,817	13.9
合計	173,951,690	164,827,054	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

② 育英資金費について

育英資金費については、表 C2-4-3 のとおりである。

表 C2-4-3 育英資金費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	育英資金費に 占める割合(予算) (%)
育英資金事業	2,177,396	1,108,552	98.3
事務費	38,604	30,326	1.7
合計	2,216,000	1,138,879	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 C2-4-3 を見ると、育英資金事業費のうち、育英資金事業の決算額が当初予算額の 50.9% の執行率しかないが、これは、他の助成事業が充実してきたことに伴い、育英資金の貸付総額が全体として減少傾向にあるためであり、結果として実績額が減少したこと、当初予算額よりも回収額が増加したことによる。

(3) 私学部の所管報告団体について

報告団体は、監理団体以外の出資等を行っている団体等のうち、局長等が補助金交付要綱等に基づき適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握し、毎年度終了後、団体の運営について総務局長に報告する団体とされている。

私学部では公益財団法人東京都私学財団を報告団体として所管している。

① 公益財団法人東京都私学財団の概要

(i) 公益財団法人東京都私学財団の沿革と業務内容について

公益財団法人東京都私学財団は、平成 15 年 4 月に財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団として設立された団体で、平成 23 年 4 月には、公益法人制度改革に基づき財団法人から公益財団法人に移行している。

公益財団法人東京都私学財団は、東京都内の私立学校等の教育振興のため、各種事業を行い、もって都内私立学校教育の充実と振興を図り、東京都教育文化の高揚に資することを目的とし、主に以下の事業を行っている。

(主な事業) (ア) 私立学校における教育環境の充実・向上のための支援 ・ 学校施設の整備等のための融資・助成 ・ 教育設備の改善・充実のための助成 ・ 教職員の待遇安定化のための資金の交付 ・ 学校経営に関する助言・相談 ・ 学業優秀者等の顕彰 ・ 私立学校に関する広報活動 (イ) 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援	

表 C2-4-4 公益財団法人東京都私学財団の概要

項目	概要
設立	平成 15 年 4 月 (財) 東京都私立学校教育振興会と (社) 東京都私学退職金社団が組織統合して財団法人東京都私学財団として発足 平成 23 年 4 月 公益財団法人に移行
基本財産	1,375,000 千円
出捐者	東京都 (200,000 千円 14.5%) 東京都私立幼稚園連合会 東京都私立初等学校協会 (一財) 東京都私立中学高等学校協会 (公社) 東京都専修学校各種学校協会 みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行
理事長	近藤 彰郎 (学校法人八雲学園理事長)
役員・評議員	理事 22 名、監事 3 名、評議員 26 名
事務局職員数	41 名 (臨時職員の人数を除く、平成 28 年 1 月 1 日現在) (うち都派遣職員 11 名)
写真	

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」、「平成 26 年度事業報告」ほかより監査人が作成)

表 C2-4-5 公益財団法人東京都私学財団の主な沿革

年月	沿革
昭和 40 年 12 月	社団法人東京都私学退職金社団設立
昭和 56 年 6 月	財団法人東京都私立学校教育振興会設立
平成 14 年 12 月	両法人による統合に関する協定書締結
平成 15 年 4 月	両法人が統合し財団法人東京都私学財団が発足
平成 23 年 4 月	東京都の公益認定を得て公益財団法人へ移行

(公益財団法人東京都私学財団ホームページより監査人が作成)

(ii) 公益財団法人東京都私学財団の財務状況の推移について

公益財団法人東京都私学財団の平成 24 年度から平成 26 年度の財務状況は、表 C2-4-6 の正味財産増減計算書、表 C2-4-7 の貸借対照表のとおりである。

表 C2-4-6 平成 24 年度から平成 26 年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 一般正味財産の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	11,281	15,968	15,869
②特定資産運用益	825,660	1,374,346	1,175,858
③受取入会金	70	40	115
④受取会費	84,156	83,680	83,829
⑤事業収益	8,547,739	8,533,831	8,651,185
⑥受取補助金等	13,189,264	11,476,822	11,470,168
⑦特定資産評価益	8,274,678	6,962,384	9,056,763
⑧雑収益	1,947	2,755	1,675
経常収益 計	30,934,798	28,449,830	30,455,464
(2) 経常費用			
①事業費	30,880,746	28,408,167	30,408,442
②管理費	54,768	41,970	59,561
経常費用 計	30,935,515	28,450,137	30,468,003
当期経常増減額	△ 716	△ 307	△12,539
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①引当金戻入益	1,000	1,000	2,000
経常外収益 計	1,000	1,000	2,000
(2) 経常外費用			
①固定資産除却損	124	0	54

経常外費用 計	124	0	54
当期経常外増減額	875	1,000	1,945
当期一般正味財産増減額	158	692	△10,593
一般正味財産期首残高	1,748,725	1,748,884	1,749,576
一般正味財産期末残高	1,748,884	1,749,576	1,738,982
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1) 受取補助金等			
①教育振興事業受取東京都補助金	-	-	29,752
②育英資金受取東京都補助金	1,721,760	1,502,432	1,108,552
(2) 引当金繰入額			
①貸倒引当金繰入額	△ 84,000	△ 113,085	△99,253
(3) 一般正味財産への振替額			
①一般正味財産への振替額	△ 108,623	△ 109,292	△120,535
当期指定正味財産増減額	1,529,136	1,280,054	918,516
指定正味財産期首残高	10,655,198	12,184,335	13,464,390
指定正味財産期末残高	12,184,335	13,464,390	14,382,906
Ⅲ 正味財産期末残高	13,933,219	15,213,966	16,121,889

(公益財団法人東京都私学財団の「決算書」より抜粋)

表 C2-4-7 平成 24 年度から平成 26 年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産	17,135,479	16,380,002	16,646,584
2. 固定資産	132,228,670	140,303,541	149,376,157
(1) 基本財産	1,375,000	1,375,000	1,375,000
(2) 特定資産	101,957,872	110,113,562	120,652,924
(3) その他固定資産	28,895,797	28,814,979	27,348,232
資産合計	149,364,150	156,683,543	166,022,742
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債	17,079,898	16,015,594	16,287,093
2. 固定負債	118,351,032	125,453,982	133,613,760
負債合計	135,430,930	141,469,577	149,900,853
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産	12,184,335	13,464,390	14,382,906
2. 一般正味財産	1,748,884	1,749,576	1,738,982
正味財産合計	13,933,219	15,213,966	16,121,889
負債及び正味財産合計	149,364,150	156,683,543	166,022,742

(公益財団法人東京都私学財団「決算書」より抜粋)

5. 文化振興部について

(1) 文化振興部の事業内容について

東京には、江戸時代からの歴史と伝統文化の蓄積がある。また、多くの文化施設や文化団体、アーティストが集まり、伝統芸能からメディア芸術まで、日々、様々な文化活動が行われている。さらに、文化活動を支援する企業や団体も多い。

文化振興部では、このような文化資源を活かしながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、都民はもとより世界が文化的魅力を感じるような世界一の文化都市・東京を目指し、文化振興のための施策を総合的に展開している。

主な事業として、文化振興施策の企画調整、文化事業の推進、文化施設の管理運営、監理団体への助成等がある。具体的な施策としては主に以下を実施している。

① 文化振興施策の企画調整について

(i) 東京芸術文化評議会の組織・運営等

文化首都・東京を実現するための文化振興施策についての提言を行う東京芸術文化評議会の運営事務を行っている。東京芸術文化評議會は、都の文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため、平成18年12月に設置された都知事の附属機関であり、当該評議員は、文化振興に関し見識を有する者のうちから、都知事が任命する15名以内で構成される。

また、東京芸術文化評議會は、特定の事項を調査審議するための専門部会を有し、課題に対する検討体制の強化を図っている。

(ii) アーツカウンシル東京の組織・運営

東京が持つ潜在力を活かし、芸術文化創造の更なる促進や東京の魅力向上を図るため、東京芸術文化評議会の提言に基づく施策を推進する機関として、平成24年11月に公益財団法人東京都歴史文化財団内にアーツカウンシル東京を設置した。アーツカウンシル東京は、芸術文化に精通した専門家で構成されており、行政と民間の活動現場を橋渡しすることを通じて、戦略的な文化の創造・発信及び文化都市の形成を目指した事業に取り組んでいる。都は、「アーツカウンシル東京」の取組を充実させることにより、文化振興施策の戦略的展開を図

ろうとしている。

(iii) 2020 年東京五輪文化プログラム

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に併せて実施される文化プログラムの具体化に向けた検討を行っている。

(iv) 文化振興施策の企画調整

文化振興施策のための総合的企画、文化庁との連絡調整、全国主要都道府県及び大都市文化行政連絡会議等の広域連絡会議、その他区市町村や文化団体等との連絡調整や文化活動等に関する各種調査等を行っている。

また、都立公園等における野外芸術作品の設置及び保守管理や、昭和初期を代表する文化的・建築史的建物である旧小笠原邸の保存活用等を行っている。

② 文化事業の推進について

(i) 各種文化事業や記念行事の実施

舞台芸術の振興として、都民芸術フェスティバルの開催や、子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業の実施、島しょ芸術文化振興事業、アジア舞台芸術祭を実施している。また、文化行事として、名誉都民や東京都栄誉賞などの顕彰制度、都民の日記念行事、隅田川花火大会への助成、東京都平和の日記念行事、芸術文化を活用した被災地支援事業等を行っている。

(ii) 東京文化発信プロジェクト事業の実施

「世界的な文化創造都市・東京」の実現に向けて、イベントやフェスティバル、子供・青少年向け体験プログラム、まちなかで展開するアートプログラム、国際ネットワーク形成等の事業を実施し、東京から新しい文化の創造・発信、芸術文化を通じた子供・青少年の育成、多様な地域の文化拠点の形成を図ろうとしている。

(iii) アーティスト支援の実施

新進美術作家を対象に、東京都現代美術館及び都庁舎内壁面を作品発表の場として提供するトーキョーワンダーウォールや、国内外の若手芸術家・グループの育成を図るため、作品の展示や芸術家同士及び作家と都民等との交流を実施するトーキョーワンダーサイトの運営、公共空間を活動の場として提供するヘブンアーティスト事業、都立施設の壁面等をペインティングの場として開放するストリートペインティング、都の遊休施設を活用し、舞台芸術の練習・創

作の場を提供する東京舞台芸術活動支援センター（水天宮ピット）事業等に取り組んでいる。

③ 文化施設の管理運営について

都における芸術文化の振興を図るため、条例等によって設置された文化施設 7 館（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）の管理運営を行っている。展覧会や公演等により歴史資料や芸術作品に接する機会を提供するほか、貴重な資料・作品の収集及び調査研究、教育普及活動、他施設とのネットワーク化の推進や国際的な施設間連携を展開している。

④ 監理団体への補助について

都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的として設立した公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。

また、交響楽を通じて都民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与することを目的として設立した公益財団法人東京都交響楽団に対し、その運営に要する経費の補助を行っている。

（２）文化振興費の予算概要について

表 C2-5-1 のとおり、平成 26 年度生活文化局の当初予算において、生活文化費の文化振興費は 17,664,360 千円である。

表 C2-5-1 文化振興費に係る平成 26 年度当初予算額及び決算額の内訳

事項	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	文化振興費に 占める割合 (予算) (%)
文化振興施策の企画調整	8,062,034	7,478,031	45.7
芸術活動の発信支援	71,684	54,568	0.4
文化事業の推進	145,634	142,240	0.8
文化施設の運営	5,228,096	5,228,096	29.6
公益財団法人東京都歴史文化財団助成	1,128,818	957,054	6.4
公益財団法人東京都交響楽団助成	1,050,000	1,050,000	5.9
アーツカウンシル等による文化の創造・発信	1,978,094	1,858,136	11.2
合計	17,664,360	16,768,125	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

（３）文化振興部の所管施設について

文化振興部では、都における芸術文化の振興を図るため、条例等によって設置された文化施設 7 館の管理運営を行っている。

本報告書においては、文化施設について、表 C2-5-2 のとおり、劇場や会館などの「ホール系文化施設」と、博物館や美術館などの「展示系文化施設」に分けて記載する。

表 C2-5-2 文化施設の類型

文化施設の類型	文化振興部所管の文化施設
ホール系文化施設	東京文化会館、東京芸術劇場
展示系文化施設	東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、 東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

① ホール系文化施設について

(i) 東京文化会館

東京文化会館は、都民に音楽・バレエ等の鑑賞の機会を提供し、次世代の輝きと可能性を感じ育てる場とすることを目的として、設置されている。

表 C2-5-3 東京文化会館の概要

項目	概要
名称	東京文化会館
開館年月日	昭和 36 年 4 月 7 日
設置根拠	東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地	東京都台東区上野公園 5-45（都立上野恩賜公園内）
外観	

（生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

(ii) 東京芸術劇場

東京芸術劇場は、都民に親しまれる音楽・演劇・歌劇・舞踊等の発表と鑑賞の場を提供することを目的として設置されている。

なお、平成 24 年 9 月 1 日にリニューアルオープンしている。

表 C2-5-4 東京芸術劇場の概要

項目	概要
名称	東京芸術劇場
開館年月日	平成 2 年 10 月 30 日
設置根拠	東京文化会館及び東京芸術劇場条例
所在地	東京都豊島区西池袋 1-8-1
外観	

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

② 展示系文化施設について

(i) 東京都江戸東京博物館

東京都江戸東京博物館は、江戸東京の文化を保存し次代に継承するとともに、江戸東京の歴史を振り返り、これからの東京の都市と生活を考える場として設置されている。

表 C2-5-5 東京都江戸東京博物館の概要

項目	概要
名称	東京都江戸東京博物館
開館年月日	平成 5 年 3 月 28 日
設置根拠	東京都江戸東京博物館条例
所在地	東京都墨田区横網 1-4-1
外観	

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

(ii) 東京都写真美術館

東京都写真美術館は、都民が写真をはじめとする映像文化に親しむ新たな文化創造の場、そして国際的な文化交流の場として、設置されている。

なお、平成 26 年 9 月 24 日から改修工事に伴い全面休館しており、リニューアルオープンは平成 28 年 9 月頃を予定している。

表 C2-5-6 東京都写真美術館の概要

項目	概要
名称	東京都写真美術館
開館年月日	平成 7 年 1 月 21 日（平成 2 年 6 月 1 日第一次施設開館）
設置根拠	東京都写真美術館条例
所在地	東京都目黒区三田 1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内
外観	

（生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

(iii) 東京都現代美術館

東京都現代美術館は、都民が優れた現代美術を中心とする美術作品に接する機会と創造・交流活動の場として、また、日本における現代美術の振興を目的として、設置されている。

表 C2-5-7 東京都現代美術館の概要

項目	概要
名称	東京都現代美術館
開館年月日	平成 7 年 3 月 18 日
設置根拠	東京都現代美術館条例
所在地	東京都江東区三好 4-1-1（都立木場公園内）
外観	

（生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

(iv) 東京都美術館

東京都美術館は、都民のための美術の振興を図る施設として設置されている。

なお、平成 22 年度から平成 23 年度まで改修工事に伴い全面休館し、平成 24 年 4 月 1 日にリニューアルオープンした。

表 C2-5-8 東京都美術館の概要

項目	概要
名称	東京都美術館
開館年月日	大正 15 年 5 月 1 日
設置根拠	東京都美術館条例
所在地	東京都台東区上野公園 8-36（都立上野恩賜公園内）
外観	

（生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

(v) 東京都庭園美術館

東京都庭園美術館は、昭和 8 年に朝香宮邸として建てられた建物を活用し、緑豊かで広大な庭園とアール・デコ様式の建物、美術作品とを併せて鑑賞できる都民の憩いの場として開館した。平成 5 年 3 月には、本館（旧朝香宮邸）が東京都指定有形文化財（建造物）に指定され、平成 27 年 7 月には旧朝香宮邸 4 棟 1 基が国の重要文化財（建造物）に指定されている。なお、平成 23 年 11 月から、改修工事に伴い全面休館していたが、平成 26 年 11 月 22 日にリニューアルオープンしている。

表 C2-5-9 東京都庭園美術館の概要

項目	概要
名称	東京都庭園美術館
開館年月日	昭和 58 年 10 月 1 日
設置根拠	東京都庭園美術館設置及び管理に関する規程
所在地	東京都港区白金台 5-21-9
外観	

(生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

（４）文化振興部の所管監理団体について

監理団体とは、「東京都監理団体指導監督要綱」によると、都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要のある団体等と定義されている。

文化振興部では公益財団法人東京都歴史文化財団及び公益財団法人東京都交響楽団を監理団体として所管している。

① 公益財団法人東京都歴史文化財団の概要

（い）公益財団法人東京都歴史文化財団の沿革と業務内容について

公益財団法人東京都歴史文化財団は、平成 7 年 10 月に財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸東京歴史財団を統合し、「財団法人東京都歴史文化財団」として設立された団体で、平成 22 年 4 月には、公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人に移行している。

公益財団法人東京都歴史文化財団は、東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的とし、主に以下の事業を行っている。

（主な事業）

- ・ 国指定重要文化財等を活用した芸術文化の振興
- ・ 江戸及び東京期を中心とした都市の歴史と文化の振興
- ・ 写真及び映像文化の振興
- ・ 現代美術を中心とした芸術文化の振興
- ・ 美術を中心とした芸術文化の振興と表現活動拠点の提供
- ・ 音楽、演劇、歌劇、舞踏等の芸術文化の振興
- ・ 若手芸術家の育成、支援及び芸術家と都民との交流の振興
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

表 C2-5-10 公益財団法人東京都歴史文化財団の概要

項目	概要
設立	平成 7 年 10 月 (財) 東京都文化振興会と(財)江戸東京歴史財団が 統合して財団法人東京都歴史文化財団として発足 平成 22 年 4 月 公益財団法人に移行
基本財産	1,551,498 千円
出捐者	東京都 (200,000 千円 12.9%)
理事長	日枝 久
役員・評議員	理事 10 名、監事 2 名、評議員 13 名
職員数	300 名 (常勤 238 名、非常勤 62 名、平成 26 年 4 月 1 日現在) (うち都派遣職員 33 名)

(「公益財団法人東京都歴史文化財団事業のご案内、平成 26 年度事業報告」より監査人が作成)

表 C2-5-11 公益財団法人東京都歴史文化財団の主な沿革

年度	沿革
昭和 57 年度	財団法人東京都文化振興会設立
平成 2 年度	財団法人江戸東京歴史財団設立
平成 7 年度	両法人が統合し財団法人東京都歴史文化財団が発足
平成 20 年度	東京文化発信プロジェクトを開始
平成 22 年度	東京都の公益認定を得て公益財団法人へ移行
平成 24 年度	アーツカウンシル東京を設置

(「公益財団法人東京都歴史文化財団事業のご案内」より監査人が作成)

(ii) 公益財団法人東京都歴史文化財団の財務状況の推移について

公益財団法人東京都歴史文化財団の平成 24 年度から平成 26 年度の財務状況は、表 C2-5-12 の正味財産増減計算書、表 C2-5-13 の貸借対照表のとおりである。

表 C2-5-12 平成 24 年度から平成 26 年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	7,640	6,281	4,349
②特定資産運用益	1,724	896	689

③事業収益	2,714,020	3,301,350	2,734,414
④受取補助金	1,230,420	1,257,940	1,330,125
⑤受取助成金	22,440	47,912	20,470
⑥受取負担金	1,600,872	1,484,222	1,391,139
⑦受託収益	5,474,998	4,244,853	5,964,697
⑧受取寄附金	11,600	78,251	292,752
⑨雑収益	28,564	37,696	48,851
経常収益 計	11,092,282	10,459,405	11,787,490
(2) 経常費用			
①事業費	10,984,060	10,221,343	11,730,158
②管理費	25,704	28,372	26,534
経常費用 計	11,009,765	10,249,716	11,756,692
当期経常増減額	82,516	209,689	30,798
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①固定資産受贈益	3,251	4,666	0
②過年度修正益	1,968	13,498	45
経常外収益 計	5,220	18,165	45
(2) 経常外費用			
①棚卸資産評価損	2,240	1,939	1,942
②棚卸資産除却損	4,111	0	457
③固定資産除却損	1,020	3,688	4,696
④固定資産寄贈額	0	0	18,086
経常外費用 計	7,373	5,628	25,182
当期経常外増減額	△2,152	12,537	△25,136
法人税等	74,943	86,598	574
当期一般正味財産増減額	5,420	135,627	5,087
一般正味財産期首残高	5,955,309	5,960,730	6,096,358
一般正味財産期末残高	5,960,730	6,096,358	6,101,445
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
①受取寄附金	800	120,000	325,000
②一般正味財産への振替額	0	△68,096	△280,705
当期指定正味財産増減額	800	51,903	44,294
指定正味財産期首残高	200,000	200,800	252,703
指定正味財産期末残高	200,800	252,703	296,997
Ⅲ 正味財産期末残高	6,161,530	6,349,061	6,398,443

(公益財団法人東京都歴史文化財団「決算書」より抜粋)

表 C2-5-13 平成 24 年度から平成 26 年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 資産の部			
1. 流動資産	5,623,977	5,880,734	6,671,455
2. 固定資産	3,538,671	3,456,132	3,519,487
(1) 基本財産	1,551,498	1,551,498	1,551,498
(2) 特定資産	1,394,424	1,284,692	1,145,072
(3) その他固定資産	592,749	619,942	822,916
資産合計	9,162,648	9,336,867	10,190,942
II 負債の部			
1. 流動負債	2,397,490	2,346,474	2,932,422
2. 固定負債	603,627	641,331	860,076
負債合計	3,001,118	2,987,805	3,792,499
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	200,800	252,703	296,997
2. 一般正味財産	5,960,730	6,096,358	6,101,445
正味財産合計	6,161,530	6,349,061	6,398,443
負債及び正味財産合計	9,162,648	9,336,867	10,190,942

(公益財団法人東京都歴史文化財団「決算書」より抜粋)

② 公益財団法人東京都交響楽団の概要

(i) 公益財団法人東京都交響楽団の沿革と業務内容について

公益財団法人東京都交響楽団は、東京オリンピックの記念文化事業として都が昭和 40 年に設立しており、平成 23 年度に公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人に移行した団体である。

公益財団法人東京都交響楽団は、楽団を国際水準まで育て上げ、都民の生活の向上と青少年の情操教育に役立てることによって国際的な文化都市「東京」の建設に寄与することを目的とし活動を行っている。

表 C2-5-14 公益財団法人東京都交響楽団の概要

項目	概要
設立	昭和 40 年 2 月 東京オリンピックの記念文化事業として発足 平成 23 年 4 月 公益財団法人に移行
基本財産	22,951 千円
出捐者	東京都 (1,000 千円 4.4%)
理事長	近藤 誠一
役員・評議員	理事 9 名、監事 2 名、評議員 11 名
職員数	109 名 (平成 26 年 4 月 1 日現在) (うち都派遣職員 2 名)

(「公益財団法人東京都交響楽団事業のご案内、平成 26 年度事業報告」より監査人が作成)

表 C2-5-15 公益財団法人東京都交響楽団の主な沿革

年度	沿革
昭和 39 年度	財団法人東京都交響楽団設立
平成 23 年度	公益財団法人東京都交響楽団設立

(「公益財団法人東京都交響楽団事業のご案内」より監査人が作成)

(ii) 公益財団法人東京都交響楽団の財務状況の推移について

公益財団法人東京都交響楽団の平成 24 年度から平成 26 年度の財務状況は、表 C2-5-16 の正味財産増減計算書、表 C2-5-17 の貸借対照表のとおりである。

表 C2-5-16 平成 24 年度から平成 26 年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	56	33	8
②特定資産運用益	93	73	62
③事業収益	623,105	624,587	541,368
④受取補助金等	1,130,860	1,144,900	1,142,100
⑤受取負担金	0	0	1,000
⑥受取寄附金	21,800	24,659	21,812
⑦雑収益	899	348	172
経常収益 計	1,776,816	1,794,602	1,706,525
(2) 経常費用			
①事業費	1,570,961	1,738,645	1,627,512
②管理費	90,865	80,188	88,325
経常費用 計	1,661,826	1,818,833	1,715,838
当期経常増減額	114,989	△24,231	△9,313
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①固定資産売却益	29	6	0
経常外収益 計	29	6	0
(2) 経常外費用			
①固定資産除却損	20	33	668
経常外費用 計	20	33	668
当期経常外増減額	9	△26	△668
法人税等	86	161	193
当期一般正味財産増減額	114,911	△24,419	△10,174
一般正味財産期首残高	629,379	744,291	719,872
一般正味財産期末残高	744,291	719,872	709,697
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000	1,000	1,000
指定正味財産期末残高	1,000	1,000	1,000
III 正味財産期末残高	745,291	720,872	710,697

(公益財団法人東京都交響楽団「決算書」より抜粋)

表 C2-5-17 平成 24 年度から平成 26 年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

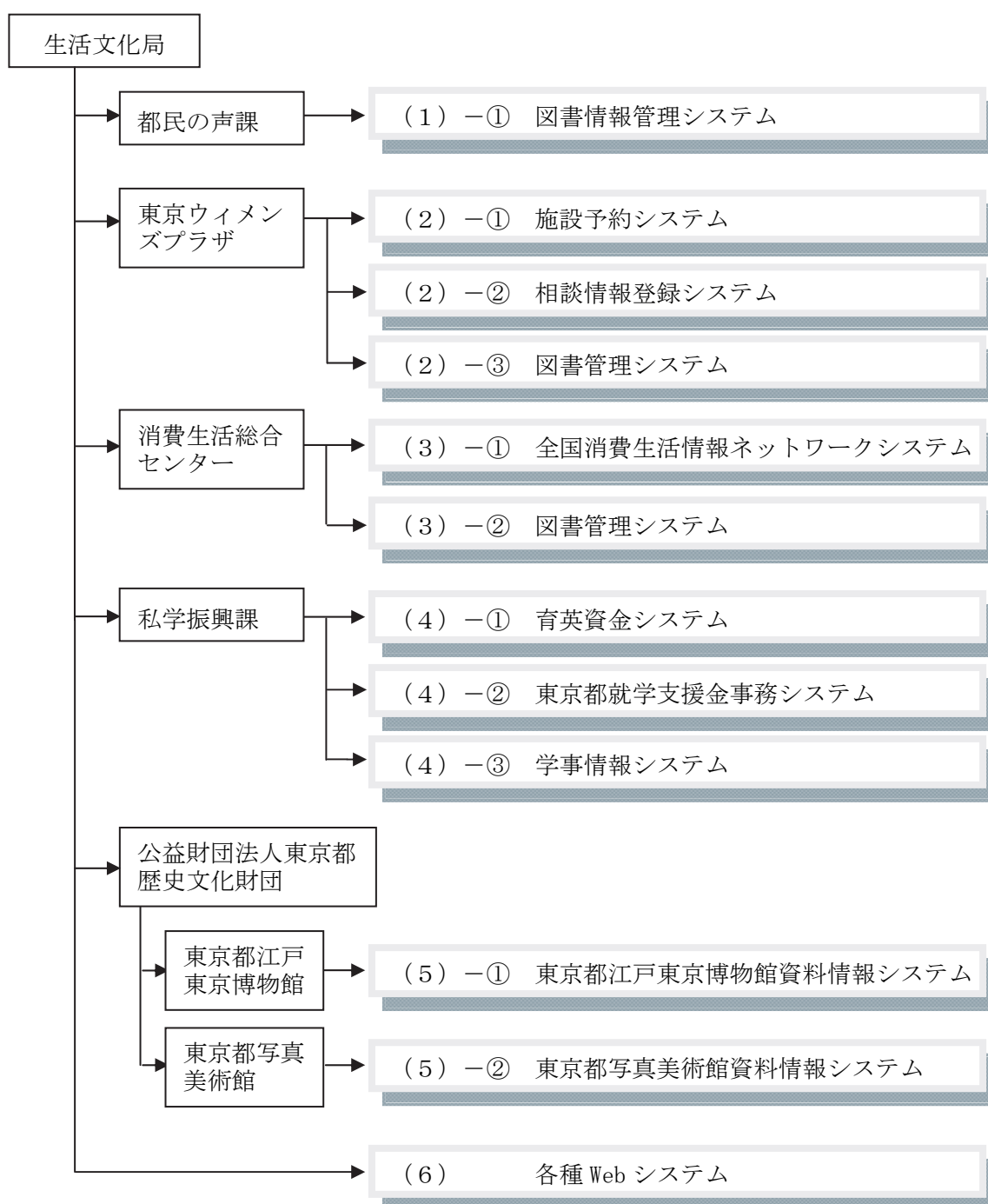
科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
I 資産の部			
1. 流動資産	575, 124	465, 652	409, 709
2. 固定資産	555, 557	555, 858	544, 345
(1) 基本財産	22, 951	22, 951	22, 951
(2) 特定資産	462, 725	406, 852	438, 784
(3) その他固定資産	69, 880	126, 055	82, 610
資産合計	1, 130, 681	1, 021, 510	954, 055
II 負債の部			
1. 流動負債	265, 664	250, 786	191, 574
2. 固定負債	119, 725	49, 852	51, 784
負債合計	385, 389	300, 638	243, 358
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1, 000	1, 000	1, 000
2. 一般正味財産	744, 291	719, 872	709, 697
正味財産合計	745, 291	720, 872	710, 697
負債及び正味財産合計	1, 130, 681	1, 021, 510	954, 055

(公益財団法人東京都交響楽団「決算書」より抜粋)

Ⅲ 生活文化局における主要な業務処理システムについて

生活文化局の主要な業務処理システムは、図 C3-0-1 のとおりである。

図 C3-0-1 生活文化局の主要な業務処理システム



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

1. 業務システムの概要について

(1) 広報広聴部都民の声課で使用しているシステムについて

① 図書情報管理システム

広報広聴部都民の声課の蔵書の管理、貸出業務等の効率化、情報提供の迅速化のためのシステムである。パッケージソフトを導入しており、主な機能は以下のとおりである。

- ・図書新規登録及び除籍処理
- ・貸出管理
- ・利用者登録
- ・蔵書管理
- ・蔵書検索
- ・統計処理

(2) 東京ウィメンズプラザで使用しているシステムについて

① 施設予約システム

東京ウィメンズプラザのホール、視聴覚室、会議室等の施設を一般利用者がインターネットを利用して予約するためのシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・施設空き状況照会
- ・電子抽選、予約、使用申請
- ・空き施設予約
- ・予約状況確認

施設予約システムは、従来、手作業により行っていた、施設予約の管理業務を、正確かつ効率的に行うため、独自仕様により開発を行ったシステムである。

② 相談情報登録システム

東京ウィメンズプラザに寄せられた相談について、どのような相談が寄せられているのか等の統計資料を作成するためのシステムである。

スタンドアロン（ネットワーク等に全く接続されていない）PC 上で稼働し、利用する際は、施錠された保管場所より取り出して使用している。また、使用

後は、速やかに保管場所に戻して施錠している。

③ 図書管理システム

東京ウィメンズプラザの蔵書の管理、貸出業務等の効率化、情報提供の迅速化のためのシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・受付業務（利用者登録、利用者管理）
- ・受入業務（図書登録、雑誌登録、ビデオ登録）
- ・貸出業務（貸出処理）
- ・返却業務（返却処理、督促一覧）
- ・検索業務（タイトル、責任表示、出版社、件名、分類番号等）
- ・統計業務
- ・蔵書管理業務

（３）消費生活総合センターで使用しているシステムについて

① 全国消費生活情報ネットワークシステム

都民から受け付けた消費生活相談情報を蓄積し、活用するための情報システムであり、情報システムの開発、保守、運用等、個人データを含む情報管理は、独立行政法人国民生活センター（以下、「国民生活センター」という。）にて実施されている。

② 図書管理システム

消費生活総合センター内、図書資料室に所蔵の、消費生活に係る蔵書の管理、貸出業務等の効率化、情報提供の迅速化のために、平成９年１月から稼働しているシステムである。パッケージソフトを導入しており、主な機能は以下のとおりである。

- ・受付業務（利用者登録、利用者管理）
- ・受入業務（図書登録、雑誌登録、ビデオ登録）
- ・貸出業務（貸出処理）
- ・返却業務（返却処理、督促一覧）
- ・検索業務（タイトル、責任表示、出版者、件名、分類番号等）
- ・統計業務
- ・蔵書管理業務

(4) 私学部私学振興課で使用しているシステムについて

① 育英資金システム

育英資金を貸し付けた奨学生の個人情報、貸付情報、返還情報などの管理及び返還金請求データの作成等を行うためのシステムである。貸付業務については公益財団法人東京都私学財団に移管されたことに伴い、平成 16 年度をもって新規貸付業務を終了しており、返還のみ行っている。

② 東京都就学支援金事務システム

就学支援金支給業務に合わせて、平成 23 年度より構築したシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・ 受給資格申請
- ・ 停止、再開申請
- ・ 消滅申請
- ・ 加算申請
- ・ 支給月修正

③ 学事情報システム

平成 6 年に導入された私学事務に使用するシステムであり、主な機能は以下のとおりである。

- ・ 学事情報の登録
- ・ 学事情報の照会
- ・ 経常費補助金の算出
- ・ 叙勲表彰管理

（５）公益財団法人東京都歴史文化財団で使用しているシステムについて

① 東京都江戸東京博物館資料情報システム

東京都江戸東京博物館の所蔵品の収集情報の支援と、資料に関する情報を蓄積・整理するため、及び図書室来館者へ、図書収蔵資料について検索サービスの提供と閲覧業務の支援を行うとともに、来館者への江戸東京博物館収蔵資料についての検索サービスの提供と情報公開を目的とするシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・資料収集
- ・資料登録
- ・資料管理
- ・資料検索
- ・資料装備
- ・運用管理
- ・閲覧資料検索
- ・収蔵資料検索

平成５年３月の東京都江戸東京博物館の開館に合わせて開発したものである。

② 東京都写真美術館資料情報システム

東京都写真美術館の美術館作品及び預託作品を管理するためのシステムである。主な機能は以下のとおりである。

- ・資料収集
- ・資料登録
- ・資料管理
- ・資料検索
- ・運用管理

平成７年１月の東京都写真美術館の開館に合わせて、東京都江戸東京博物館の資料情報システムをベースに開発したものである。

（６）その他について

各部署での情報公開等の目的で構築している Web サイトが存在する。

第3 監査の結果

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

区分	指摘	意見	合計
I 生活文化局に共通する指摘と意見	0	9	9
II 広報広聴及び情報公開事業に関する指摘と意見	0	6	6
III 都民生活、男女平等参画推進事業に関する指摘と意見	0	4	4
IV 消費生活の安定と向上事業に関する指摘と意見	2	9	11
V 私学振興事業に関する指摘と意見	3	8	11
VI 文化振興事業に関する指摘と意見	3	17	20
合計	8	53	61

また、監査の結果の本文中における各団体及び文化施設については、以下の略称を用いる。

団体名	略称
公益財団法人東京都私学財団	私学財団
公益財団法人東京都歴史文化財団	歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団	都響

施設名	略称
東京文化会館	文化会館
東京芸術劇場	芸術劇場
東京都江戸東京博物館	江戸博
江戸東京たてもの園	たてもの園
東京都写真美術館	写真美術館
東京都現代美術館	現代美術館
東京都美術館	都美術館
東京都庭園美術館	庭園美術館

I 生活文化局に共通する指摘と意見について

1. PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルと説明責任について

(1) 生活文化局全体としての中長期的な計画について

生活文化局は、都民生活の質的豊かさを求める都民のニーズに応える役割を担い、①広報広聴、②都民生活、③消費生活、④私学振興、⑤文化振興といった様々な事業を実施しているが、これらの事業全体を総括するような、局全体としての中長期的な計画を策定していない。

生活文化局に、局全体としての中長期計画を策定していない理由と今後策定する予定を確認したところ、以下の回答であった。

東京都では、昨年末（2015 年末）、2020 年東京大会と 10 年後の東京が目指すべき将来像を示す中長期計画である「東京都長期ビジョン」を策定しており、本計画の中で、当局における事業の将来像や政策目標等を掲げている。

このほか、文化政策においては、今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を本年（2016 年）3 月末に策定し、2020 年東京大会の開催やその先を見据えた施策の展望を示している。

また、法律や条例に基づき個別事業の中期計画を策定している。

このように、生活文化局は、局全体の計画としては「東京都長期ビジョン」等に織り込まれているとの認識である。

しかしながら、「東京都長期ビジョン」は生活文化局全体の主要な事業を網羅していないことから、これをもって生活文化局全体として中長期計画を策定しているものではないと考えられる。

すなわち、「東京都長期ビジョン」は、「世界一の都市・東京」の実現を目指し、策定されたものであり、都が目指す将来像を達成するための基本目標や政策目標、その達成に向けた具体的な政策展開、3 か年の実施計画などを明らかにしているが、このうち生活文化局に関連する項目は表 D1-1-1 のとおりであって、例えば、①広報広聴については都市外交以外の主要施策（都民への広報や都民からの広聴等）が織り込まれていないこと、②消費生活については犯罪対策以外の主要政策（公衆浴場対策、計量適正化等）が織り込まれていないことから、

「東京都長期ビジョン」をもって、生活文化局全体として中長期計画を策定しているとは考えられないのである。

表 D1-1-1 「東京都長期ビジョン」における生活文化局関連項目（抜粋）

都市戦略	政策指針	頁	内容	関連部署
都市戦略1	政策指針1	55	文化プログラム・教育プログラムの展開	文化振興部 私学部
都市戦略3	政策指針7	120	2020年大会に向けた、ボランティアの裾野拡大及び着実な育成	都民生活部
都市戦略3	政策指針7	122	幅広い市民活動への支援を通じた、共助社会の実現	都民生活部
都市戦略3	政策指針8	135	誰もが身近に芸術文化に親しめる環境の整備	文化振興部
都市戦略4	政策指針9	148	特定沿道建築物及び住宅の耐震化の促進	私学部
都市戦略4	政策指針9	152	自助・共助の取組を一層促進し、地域の防災力を向上	都民生活部
都市戦略4	政策指針10	164	地域における身近な犯罪等への対策を推進	都民生活部 消費生活部
都市戦略5	政策指針11	177	安心して子供を産み育てられる社会の実現	私学部 文化振興部
都市戦略6	政策指針17	244	女性の多様な働き方を支援し、社会的活躍を促進	都民生活部
都市戦略6	政策指針17	247	ワーク・ライフ・バランスの充実	都民生活部
都市戦略6	政策指針18	258	世界で通用するグローバル人材の育成	私学部
都市戦略6	政策指針18	261	学びの基礎を徹底	私学部
都市戦略6	政策指針19	265	新たな戦略に基づく都市外交の推進	都民生活部
都市戦略6	政策指針19	266	2020年大会の成功と東京の発展に寄与する戦略的な都市外交の推進	文化振興部
都市戦略8	政策指針24	327	地域資源を生かした文化・スポーツ環境の整備	文化振興部

（「東京都長期ビジョン」より生活文化局が抜粋）

（２）生活文化局各部としての中長期的な計画について

生活文化局の各部においては、表 D1-1-2 のとおり、法令の要請によって中長期の計画を策定しているものがあるが、広報広聴部・私学部・文化振興部では、中長期計画の策定を法令によって要請されていないことから、これを策定して

いない。また、都民生活部・消費生活部では、法令によって要請されている事業の計画のみを策定しているに過ぎず、これ以外の事業に関する中長期計画は策定していない。

表 D1-1-2 生活文化局の部ごとの法令に基づく中長期計画の策定状況

部署	計画名	計画期間	根拠法令
広報広聴部	—	—	—
都民生活部	男女平等参画のための東京都行動計画	平成 24 年度～平成 28 年度（5 か年）	東京都男女平等参画基本条例第 8 条
	東京都配偶者暴力対策基本計画	平成 24 年度～平成 28 年度（5 か年）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 1 項
消費生活部	東京都消費生活基本計画	平成 25 年度～平成 29 年度（5 か年）	東京都消費生活条例第 43 条
	東京都消費者教育推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度（5 か年）	消費者教育の推進に関する法律第 10 条第 1 項
私学部	—	—	—
文化振興部	—	—	—

（生活文化局作成資料より監査人が抜粋）

なお、本報告書第 3 の VI の 1. 「文化振興部における文化振興事業全体の経営管理体制について」に記載のとおり、文化振興部は、文化施設の管理運営について、指定管理者として歴史文化財団を指定しており、当該財団が中長期計画を策定しているが、この中長期計画は、文化振興部のすべての事業を計画しているものではなく、また当該財団の自主事業も含まれていることから、文化振興部の中長期計画とは言えない。

また、都は平成 27 年 3 月に、「2020 年大会のレガシーとして東京を世界のどこにもない文化都市にする」ことを目指し、「東京文化ビジョン」を策定・公表しているが、これは「2015 年から 2025 年までの 10 年間をターゲット」に、「東京都の芸術文化振興における基本指針」、「2020 年大会に向けた文化プログラムの先導的役割」及び「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」といった 3 つの性格に応じて 8 つの文化戦略（表 D1-1-3 参照）のビジョンを掲げている。

表 D1-1-3 「東京文化ビジョン」における文化戦略

文化戦略1	伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
文化戦略2	多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
文化戦略3	あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
文化戦略4	新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
文化戦略5	都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
文化戦略6	教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
文化戦略7	先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
文化戦略8	東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現

(「東京文化ビジョン」より監査人が抜粋)

「東京文化ビジョン」は、都全体で「東京芸術祭（仮称）」を展開し世界発信することや、文化・教育施設が集結している上野について文化交流の国際ハブ（拠点）となることを目指すためのソフト・ハード両面にわたる整備指針、世界での活躍が期待できる多分野の新進若手芸術家の登竜門としての新人賞などのコンペティションの創設等、具体的な取組目標が盛り込まれており、都が目指す文化都市としての方向性について大きな意義を持つものと考えられる。

しかしながら、「東京文化ビジョン」は方向性を示すビジョンであって、生活文化局全体ないし文化振興部として、現在実施している主要施策を PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの観点から中長期的に計画しているものではないと考えられる。

（３）中長期計画と PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの必要性について

文化庁が公表する「文化政策の評価手法に関する調査研究報告書」（平成 24 年 3 月）においては、文化芸術の振興に関する施策の評価について、各施策の PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの確立と改善、採択団体の PDCA サイクルの確立と改善への寄与、国民の説明責任と施策の成果・必要性のアピールの 3 つが基本的な目的として挙げられているところである。このような説明責任を含むマネジメントは、文化芸術の振興に関する施策のみならず、生活文化局全体にも、また各部それぞれの事業についても必要であるものと考えられる。

すなわち、生活文化局の事業は、いずれも、その事業の実施から具体的な成果が生じるのに相応の時間を必要とし、また成果を評価することが難しい面もあるが、生活文化局は、中長期の目標（方針・ビジョン）を設定した上で、こ

れに応じて、可能な限り具体的な中長期計画を策定して、その達成度合いを定期的に評価し、PDCA サイクルの中で必要な改善策を実施すること、また、このようなマネジメントについて、都税を負担する都民一般に対して、適時に分かりやすく説明し、その財源負担についての理解を得ることが必要であると考えられる。

また、その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標（方針・ビジョン）に応じて、定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定することが必要であると考えられる。

（意見 2－1）中長期計画と PDCA サイクルの必要性について

生活文化局は、様々な事業を実施しているが、局全体としても、各部としても、適切な中長期計画を策定していない。すなわち、生活文化局は局全体の計画が「東京都長期ビジョン」等に織り込まれていること、部の計画としては法令の要請により必要な計画を策定していることと認識しているが、「東京都長期ビジョン」には織り込まれていない部もあり、また織り込まれていても主要施策の一部のみしか織り込まれていない場合があること、また法令の要請によって策定している計画があるものの、それは生活文化局の一部の部署の一部の事業のみであることから、適切な中長期計画を策定しているとは言えない。生活文化局の行う事業は、その事業の実施から具体的な成果が生じるのに相応の時間を必要とし、また成果を評価することが難しい面もあるが、有効性・経済性の観点から、中長期の目標（方針・ビジョン）に応じて、可能な限り具体的な中長期計画を策定した上で、その達成度合いを定期的に評価し、必要な改善策を実施する PDCA サイクルの経営管理体制を適切に構築すること、またこのようなマネジメントについては、都税を負担する都民一般に対して、その財源負担の理解を得られるよう、適時に分かりやすく説明することとされたい。

その際には、より客観的な評価や説明を実施するよう、目標（方針・ビジョン）に応じて、可能な限り定量的な計画ないし評価の指標・基準を設定することとされたい。

（4）中長期計画等の体系化とその情報の発信について

ホームページは、インターネットが普及した現代において、情報の発信ツールとして有効な 1 つの手段であると考えられる。しかしながら、その一方で、その情報を利用する立場からみれば、ホームページ内の情報量が増加すればするほど、本来利用したい情報の検索や理解が困難となるおそれがある。

このような観点で、生活文化局広報広聴部が所管する都ホームページ「都政

全般の主な計画」から、都全体の計画や生活文化局内の計画の閲覧を行った。

その結果、「都政全般の主な計画」に係るページは、都政に関する各種計画の情報を局横断的に提供するものであり、情報発信の観点から一定の評価をすることができた。しかしながら、都及び生活文化局のページにおいては、生活文化局が所管する各種計画の情報が体系的に整理されていないように見受けられた。

例えば、「都政全般の主な計画」には、「東京都長期ビジョン」、「東京文化ビジョン」、「東京都消費生活基本計画」及び「東京都消費者教育推進計画」が掲載されている。しかしながら、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」が掲載されていない。もちろん、これらの計画は、他のページで掲載されているが、初めて情報を利用する立場からすれば、その情報の存在を知らない限り、ホームページから目的の情報に辿りつけないおそれがある。

また、各部の中長期計画の中には計画期間が終了しているにもかかわらず、いつまでも整理・削除されていない計画が存在することから、新旧の計画情報がホームページ内に混在し、どの中長期計画が最新のもので、どの計画が期間を過ぎているものなのか不明瞭である。

しかも、ホームページに掲載されている計画に対応して、どのような報告書（実績・評価・改善策などに関する情報）が存在するのか、あるいは存在しないのかも分からない。

このように、ホームページを利用する外部の者からすれば、生活文化行政に関する計画等の情報を体系的に理解することが極めて困難な状況であると考えられる。

（意見２－２）中長期計画等の体系化とその情報の発信について

生活文化局が所管する計画等には、ホームページから容易に検索することができない情報、例えば「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」が存在しているほか、新旧の計画等がホームページ内に混在している。しかも各計画に対応する報告書（実績・評価・改善策などに関する情報）の有無も分かりづらいことから、ホームページを利用する都民の目線で、生活文化行政に関する計画等の情報を網羅的かつ体系的に、分かりやすく発信する体制を構築することとされたい。

2. 生活文化局が所管する施設の財務情報について

(1) 生活文化局が所管する施設のコスト（フロー）情報について

生活文化局は、以下のとおり、多数の施設を所管しているが、施設別のコストや資産に係る財務情報が都民一般に開示されていない。そこで、監査人は、これらの財務情報の把握を試みることにした。

表 D1-2-1 生活文化局が所管する施設の一覧

所管部署	施設名
(生活文化局直営施設)	
都民生活部	東京ウィメンズプラザ
都民生活部	東京都太田記念館
都民生活部	旅券事務所（新宿、有楽町、池袋、立川）
消費生活総合センター	消費生活総合センター、多摩消費生活センター
計量検定所	計量検定所（本所）・タクシーメーター検査場（立川、深川、港南）
(歴史文化財団管理施設)	
文化振興部	江戸博
文化振興部	たてもの園（江戸博分館）
文化振興部	写真美術館
文化振興部	現代美術館
文化振興部	都美術館
文化振興部	文化会館
文化振興部	芸術劇場
文化振興部	庭園美術館

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D1-2-1 のうち、直営施設について、平成 26 年度のコストを試算したところ表 D1-2-2 のとおりであった。なお、コストとしては様々な費目が想定されるが、おおよその財源負担を把握することを目的としているため、ここでは簡便的に主なコストのみから算定している。

表 D1-2-2 生活文化局の直営施設に係るコスト（平成 26 年度）

（単位：千円）

科目	東京ウィメンズプラザ	東京都太田記念館	旅券事務所 （※1）	消費生活総合センター （※2）	計量検定所 （※3）
指定管理料	-	-	-	-	-
委託料	73,496	21,579	387,281	42,985	218,242
補助金・負担金	53,352	-	26,589	9,815	1,177
人件費	58,098	-	237,250	271,160	476,347
物件費	820,948	6,568	419,932	299,922	73,686
維持補修費	-	381	-	168	598
工事請負費（※4）	-	-	-	-	-
建物等減価償却費	-	16,641	-	-	51,042
重要物品減価償却費	745	-	-	2,680	14,507
合計	1,006,639	45,169	1,071,052	626,730	835,599
都民一人当たり負担額（※5）	75 円	3 円	80 円	47 円	62 円

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※1 新宿旅券課、有楽町分室、池袋分室、立川分室の合計値である。

※2 多摩消費生活センターを含む。

※3 本所及びタクシーメーター検査場（立川、深川、港南）の合計値である。

※4 工事請負費については、全額資本金的支出とみなしてコストに含めていない。

※5 都民一人当たり負担額については平成 26 年 4 月時点における都の人口 13,321,447 人を基に算出。

表 D1-2-2 のとおり、東京ウィメンズプラザは物件費が多額であることが分かる。これは、物件費のうち、東京ウィメンズプラザが入居するコスモス青山に係る不動産賃借料等（7 億 6 百万円）が多額であることに起因している。コスモス青山は表参道駅から徒歩 7 分の場所に位置しており、この賃借料は、生活文化局が直営する他の施設と比較すると、突出して多額であることが分かる。なお、東京ウィメンズプラザにおける賃借料については、本報告書第 3 のⅢの 2. の（1）「建物の賃貸借について」を参照されたい。

また、旅券事務所は、4 つの事務所を設置しており、その運営を外部業者に委託しているため、業務委託料（387,281 千円）が生じている。また、有楽町分室・池袋分室・立川分室は事務所用建物の賃借料等（290,818 千円）が生じている。

次に、文化振興部が所管する文化施設について、平成 26 年度のコストの試算したところ、表 D1-2-3 のとおりであった。

表 D1-2-3 平成 26 年度の生活文化局各文化施設におけるコスト

(単位：千円)

科目	江戸博	たてもの園	写真美術館	現代美術館
指定管理料	1,538,860	281,341	693,081	839,639
委託料	-	-	-	-
補助金・負担金	-	-	-	-
人件費	-	-	-	-
物件費	-	-	-	-
維持補修費	102,940	52,296	-	35,295
工事請負費（※1）	-	-	-	-
建物等減価償却費	917,545	87,060	167,536	947,044
重要物品減価償却費	8,490	-	-	745
合計	2,567,835	420,697	860,617	1,822,724
都民一人当たり負担額（※2）	192 円	31 円	64 円	136 円

科目	都美術館	文化会館	芸術劇場	庭園美術館
指定管理料	570,641	345,360	959,174	-
委託料	-	-	-	-
補助金・負担金	-	-	-	261,700
人件費	-	-	-	-
物件費	-	-	-	-
維持補修費	4,201	-	5,000	7,022
工事請負費（※1）	-	-	-	-
建物等減価償却費	136,783	109,857	489,681	17,143
重要物品減価償却費	9,951	17,257	17,978	240
合計	721,576	472,474	1,471,833	286,104
都民一人当たり負担額（※2）	54 円	35 円	110 円	21 円

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※1 工事請負費については、全額資本的支出とみなしてコストに含めていない。

※2 都民一人当たり負担額については平成 26 年 4 月時点における都の人口 13,321,447 人を基に算出。

なお、これらコストについての監査人の所見は、本報告書第 3 の VI の 1. の（１）②「東京都における芸術文化経費について」、（１）③「文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等について」及び（４）②「文化施設に係る PDCA サイクルと情報開示について」を参照されたい。

（２）生活文化局が所管する施設の資産（ストック）情報について

① 固定資産の残高について

生活文化局が所管する固定資産について、平成 26 年度末の残高は表 D1-2-4 のとおりである。

表 D1-2-4 固定資産残高の推移（平成 24 年度から平成 26 年度）

（単位：千円）

科目	資産種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
有形固定資産	土地	88,466,714	88,466,714	88,315,086
	建物	68,698,104	67,957,433	65,668,721
	工作物	1,016,580	1,005,512	981,153
	立木	153,585	153,585	153,585
無形固定資産	地上権	3,089,282	3,089,282	3,089,282
	その他無形固定資産	906,995	918,802	927,119
重要物品	重要物品（※）	18,923,949	19,079,179	19,323,663
建設仮勘定	建設仮勘定	891,266	3,380,684	1,272,550
投資その他の資産	投資その他の資産	9,279,090	8,316,997	3,211,054
合計		191,425,565	192,368,188	182,942,213

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）都が作成した生活文化局全体に係る貸借対照表を基に作成しており、償却資産（建物、工作物、重要物品）については、取得原価から既減価償却額を控除した金額である。また、行政財産と普通財産を合計している。

※ 重要物品とは、都の有する物品のうち、取得価額が 100 万円以上のものである。

表 D1-2-4 においては、平成 26 年度末の固定資産の残高のうち、建物が 35.9%、土地が 48.3%と全体の約 8 割を占めていた。そこで、土地及び建物について、生活文化局各部の取得価額を把握することとした（表 D1-2-5 参照）。なお、監査人が入手した情報のうち、表 D1-2-4 の建物は帳簿価額ベースで、表 D1-2-5 の建物は取得価額ベースであるため、両者の金額が異なることに留意されたい。

表 D1-2-5 生活文化局の各部で保有する土地及び建物の取得価額

所管部	土地（千円）	建物（千円）	計（千円）	割合（％）
都民生活部	1,154,263	689,880	1,844,143	0.8
消費生活部（※）	3,498,931	2,452,132	5,951,063	2.7
文化振興部	83,661,892	128,330,753	211,992,645	96.5
合計	88,315,086	131,472,765	219,787,851	100.0

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※ 消費生活部には、計量検定所・タクシーメーター検査場を含めて計算している。

表 D1-2-5 のとおり、生活文化局全体の 9 割超を文化振興部が占めていることが分かる。

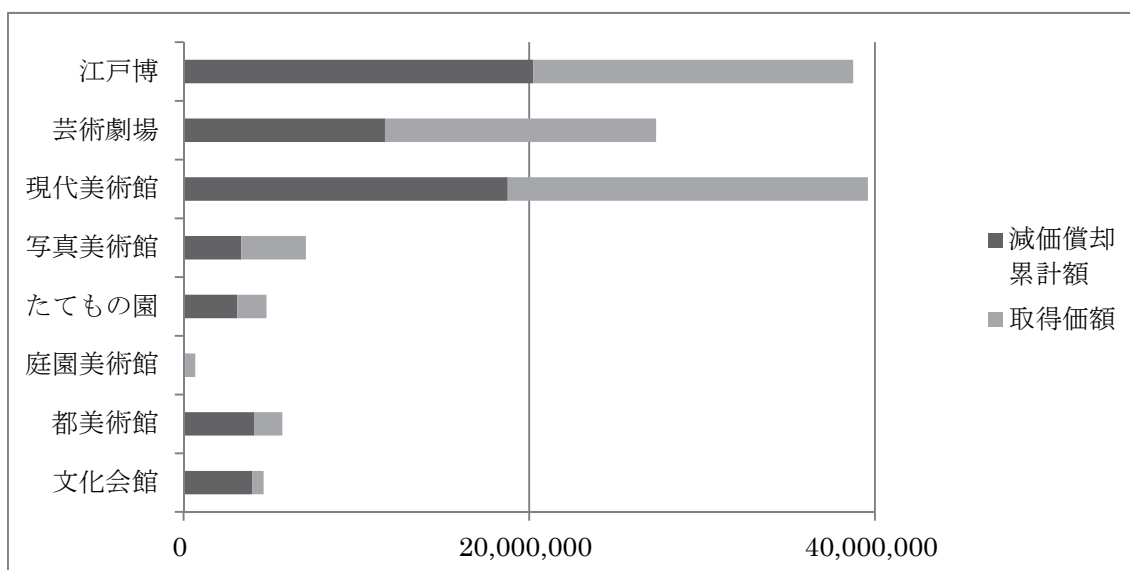
② 建物の老朽化について

建物などの固定資産は、時の経過とともに価値が減少する。これを会計上処理する方法が減価償却であり、固定資産の既減価償却額である減価償却累計額は、資産の価値減少額を意味する。

そこで、文化振興部が所管する文化施設について、その取得価額と減価償却累計額を表したものが、グラフ D1-2-1 である。また、文化施設ごとに取得価額に対する減価償却累計額の割合を用いて老朽化を簡便的に計算したものが（老朽化率＝減価償却累計額／取得価額×100）グラフ D1-2-2 である。

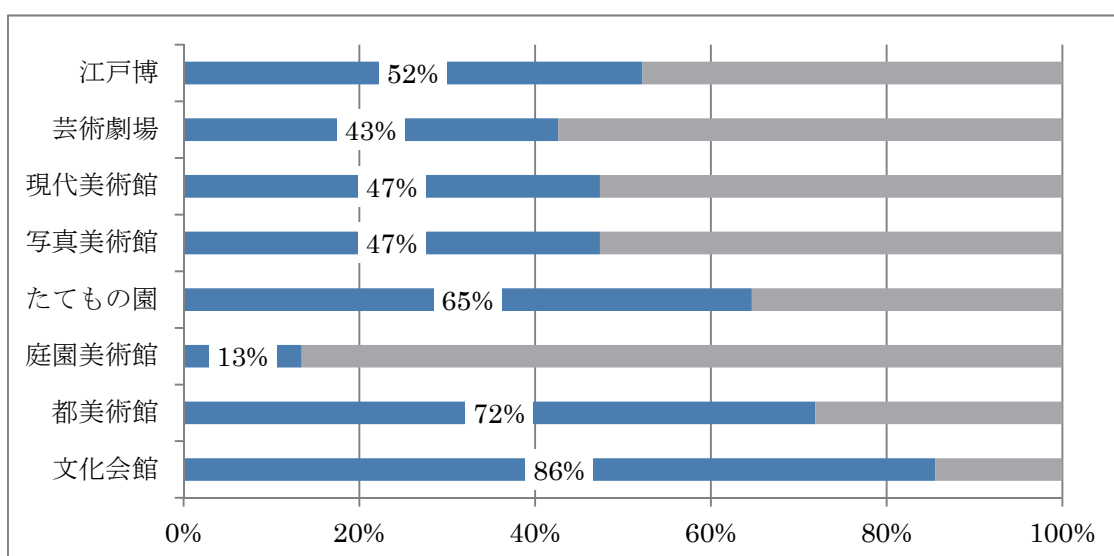
グラフ D1-2-1 建物の減価償却累計額の割合（平成 26 年度末）

（単位：千円）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

グラフ D1-2-2 文化施設ごとの老朽化率（平成 26 年度末）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

グラフ D1-2-1 とグラフ D1-2-2 を見ると、江戸博と現代美術館は、比較的取得価額が大きいものの、老朽化率は 50%程度である。一方、文化会館と都美術館は、比較的取得価額が小さいものの、老朽化率が 70%以上であり、老朽化が進行しているものと言える。なお、各施設の建設時期及び主な改修時期は表 D1-2-6 のとおりである。最近、大規模な工事を行った施設は、新規投資額に

対する減価償却が進んでいないため、その老朽化率が低い値となる。

表 D1-2-6 各施設の建設時期及び主な改修時期

施設名	建設時期	主な改修時期
江戸博	平成 5 年	－
たてもの園	平成 5 年	－
写真美術館	平成 7 年	平成 26 年～工事中
現代美術館	平成 7 年	－
都美術館	大正 15 年	昭和 50 年 平成 22 年
文化会館	昭和 36 年	昭和 58 年～59 年 平成 9 年～11 年 平成 26 年
芸術劇場	平成 2 年	平成 24 年
庭園美術館	昭和 8 年（※）	平成 25 年

（生活文化局作成資料及びホームページより監査人が作成）

※ 朝香宮邸の建設時期は昭和 8 年だが、庭園美術館としての開館は昭和 58 年である。

平成 11 年度に行われた包括外部監査において、江戸博・現代美術館に対する意見として長期的な視点に基づいた施設設備の維持管理が挙げられている。この意見を受け、都は平成 12 年 3 月に長期保全計画（長期修繕計画）を策定しており、この長期保全計画では、江戸博（本館・分館）・写真美術館・現代美術館・文化会館・芸術劇場・庭園美術館がその対象とされ、年度ごとに行うべき工事内容などを計画的に定めている。そこで、長期保全計画の実行率（平成 26 年度までの達成率）を質問したところ、「長期保全計画は、計画策定時点において既に発生している、若しくは将来的に発生が予測される施設設備の維持補修箇所等について明らかにするものである。したがって、その後の事情変更や実際の劣化進行とのズレ等を考慮し、「達成率」で測るものではないため、そのような率については算定を行っていない」との回答を得た。

なお、現在、都が所有する施設については、文化施設のみでなく、すべてを対象として、財務局が「主要施設 10 か年維持更新計画」を策定している。

③ 生活文化局が所管する施設別の資産（ストック）情報について

さらに、表 D1-2-4 のうち、直営施設について、平成 26 年度末の主な資産の残高を試算したところ、表 D1-2-7 のとおりであった。

表 D1-2-7 直営施設に係る主な資産（平成 26 年度末）

（単位：千円）

	東京ウィメンズプラザ	東京都太田記念館	旅券事務所	消費生活総合センター（※）	計量検定所	タクシーメーター検査場
土地	-	724,715	-	-	370,545	2,193,790
建物	-	283,735	-	-	1,642,463	535,351
工作物	35	10,539	-	-	6,791	9,678
著作権	38,032	-	-	63,949	-	-
重要物品	93,282	37,217	-	-	81,023	左に含む
保証金（敷金）	1,077,529	-	-	-	-	-

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※ 多摩消費生活センターを含む。

なお、直営以外の施設（文化振興部が所管する文化施設）の資産（ストック）情報に関しては、本報告書第 3 の VI の 1. の（４）②「文化施設に係る PDCA サイクルと情報開示について」を参照されたい。

(3) 生活文化局所管の施設別の財務情報の状況（概要）について

生活文化局が所管する施設について、施設別の財務情報の活用・開示の状況（概要）を整理したものが表 D1-2-8 である。

表 D1-2-8 生活文化局所管の施設別の財務情報の活用・開示の状況（概要）

施設	状況	課題
①東京ウィメンズプラザ	・ 非公表	・ 生活文化局としては非公表、生活文化局全体の事業の PDCA サイクルに関して活用が不十分
②東京都太田記念館	・ 非公表	・ 同上
③旅券事務所	・ 非公表	・ 同上
④消費生活総合センター・多摩消費生活センター	・ 非公表	・ 同上
⑤計量検定所・タクシーメーター検査場	・ 計量検定所・タクシーメーター検査場全体で財務情報を財務局が事業評価で活用・開示 ・ 計量検定所・タクシーメーター検査場別の財務情報は非公表	・ 生活文化局全体の事業の PDCA サイクルに関して活用・開示が不十分（生活文化局としては非公表）
⑥文化施設		
江戸博	・ 非公表	・ 生活文化局としては非公表、生活文化局全体の事業の PDCA サイクルに関して活用が不十分
たてもの園	・ 非公表	・ 同上
写真美術館	・ 非公表	・ 同上
現代美術館	・ 非公表	・ 同上
都美術館	・ 非公表	・ 同上
文化会館	・ 非公表	・ 同上
芸術劇場	・ 非公表	・ 同上
庭園美術館	・ 非公表	・ 同上

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D1-2-8 の課題を具体的に説明すれば、以下のとおりである。

（４）生活文化局所管の施設別の財務情報の活用・開示の課題について

① 東京ウィメンズプラザ

東京ウィメンズプラザについては、施設単独のストック情報、フロー情報が掲載された財務諸表が作成されていない。かかる状況にあつては、東京ウィメンズプラザを管理運営するための行政コストが把握できず、コスト意識の向上に役立てることができない。したがって、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていないと言える。なお、東京ウィメンズプラザについては、建物賃借料等に関する情報開示について、本報告書第３のⅢの２．の（１）②「東京ウィメンズプラザのこれまでの賃貸借契約について」にて記載しているため、参照されたい。

② 東京都太田記念館

東京都太田記念館についても、①と同様である。したがって、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていない状況であると言える。

③ 旅券事務所

旅券事務所も、①と同様である。したがって、PDCA サイクルの観点から、財務情報の活用がなされていない状況であると言える。

④ 消費生活総合センター・多摩消費生活センター

消費生活総合センター・多摩消費生活センターも、①と同様である。なお、消費生活総合センターと多摩消費生活センターは、別々に施設を設置しているため、それぞれの財務諸表を作成し、これをPDCA サイクルに活用するとともに、都民一般に開示することが必要であると考えられる。

⑤ 計量検定所・タクシーメーター検査場

計量検定所・タクシーメーター検査場については、所管部署である生活文化局ではなく、財務局が事業評価の一環として、表 D1-2-9 及び表 D1-2-10 のとおり、事業別の財務数値及び「財務諸表から読み取れる課題及びその対応」を、都のホームページにて公表している。しかしながら、これは、計量検定所及び

タクシーメーター検査場を合算しており、それぞれの施設単位のものではない。タクシーメーター検査場は、組織ないし形式的には、計量検定所の一事業部門と位置付けられているが、検定所・検査場として別々に施設を設置しているため、それぞれの財務諸表を作成し、これを PDCA サイクルに活用するとともに、都民一般に開示することが必要であると考えられる。

表 D1-2-9 財務局が公表している貸借対照表と行政コスト計算書（平成 25 年度）

（単位：億円）

貸借対照表				行政コスト計算書	
【資産】	60.3	【負債】	42.7	【行政収入】	1.2
うち固定資産	60.1	都債	42.7	うち使用料及手数料	1.2
うち土地	36.5			【行政費用】	4.5
うち建物	22.7	【正味財産】	17.7	うち物件費	3.7
うち重要物品	0.9			うち減価償却費	0.2

（財務局ホームページより監査人が作成）

表 D1-2-10 財務諸表から読み取れる課題及びその対応

課題	課題への対応
資産分析 資産の維持管理 建物老朽化率：20.6％ ・建物老朽化率は、移転に係る取組により、昨年度の老朽化率（75.9％）から大幅に改善したが、今後も計画的に更新を行っていく必要がある。 ・移転に伴い、重要物品老朽化率（51.7％）も、昨年度の老朽化率（92.4％）から改善したが、中には都の重要物品平均老朽化率（63.7％）を上回っているものもあることから、計画的に更新を行っていく必要がある。	計画的な備品の更新 ・検査装置の購入経費（10,000 千円）を投じ、経年劣化が進んでいる検査装置の更新を計画的に行うことで、故障による業務の中断を未然に防止し、行政サービスの円滑な提供につなげる。
単位当たり分析 適正な計量の実施 検査等費用：1,476 円/検査等 ・移転にあわせて行った省エネ設備の導入などにより、維持管理コストの縮減を図った一方、移転に伴う初期費用が発生したことにより物件費は増加し、行政費用は 45 億円となった。今後も、更なるコスト縮減に向けた効率的な運営が求められる。	建物維持管理の効率化 ・計量検定所・タクシーメーター検査場の建物維持管理（90,000 千円）を投じ、省エネ設備の導入効果により、光熱水費の縮減を図り、効率的な建物維持管理を行っていく。

（財務局ホームページより監査人が作成）

⑥ 文化施設（東京都江戸東京博物館、江戸東京たてももの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京都庭園美術館）

文化施設については、施設単独のストック情報、フロー情報が掲載された財務諸表が作成されていない。指定管理者制度を採用している文化施設については、指定管理者である歴史文化財団が財務諸表を作成しているが、当該財務諸表には歴史文化財団が所有している資産しか計上されず、文化振興部が所有している資産については計上されていないため、歴史文化財団が作成している財務諸表だけでは不十分である。かかる状況にあっては、文化施設を管理運営するための行政コストなどを十分に把握できず、コスト意識の向上に役立てることができない。したがって、PDCA サイクルの観点からも都民一般に対する情報開示の観点からも、財務情報の活用がなされていない状況である。

なお、文化施設に関しては、本報告書第3のVIの1. の（4）②「文化施設に係る PDCA サイクルと情報開示について」を参照されたい。

（意見2－3）生活文化局所管の施設別の財務情報について

文化振興部が所管する文化施設に関しては、指定管理者である歴史文化財団が、施設ごとの財務情報を作成・開示している。しかしながら、この財務情報には歴史文化財団の資産や費用のみが計上されているに過ぎず、都に帰属する資産などのストック情報や費用などのフロー情報が計上されていない。

また、文化施設以外の施設（東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターなど）については、施設別の財務情報を作成・開示していない。

このような状況にあっては、例えばコストの規模、利用者1人当たりのコスト分析、固定資産の規模や老朽化率など財務情報に関する適切な分析を行えないことから、生活文化局全体としてのPDCA サイクルにおけるCheck 及びAction が十分に機能しているとは言えず、したがって各施設単位での課題の把握やコスト意識の向上も適切に活用されていないこと、各施設の管理運営の財源を負担している都民に対して説明責任を十分に果たしていないことから、生活文化局は、有効性・経済性・明瞭性などの観点から、所管するすべての施設別の財務情報を作成する体制を構築し、これを適切に利活用することとされたい。

3. 入札・契約について

(1) 入札・契約の制度について

生活文化局が締結する入札・契約については、地方自治法第 234 条第 1 項に規定されており、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約などの類型がある。

また、この入札・契約締結に関する権限は、同法第 153 条第 1 項に基づき、表 D1-3-1 の範囲内で、都知事から生活文化局長に委任されている。

表 D1-3-1 都知事から生活文化局長へ委任されている権限の範囲

契約区分	委任の範囲
建築工事請負	2 億円未満
土木工事並びに船舶の製造及び修繕に係る工事請負	1 億 5,000 万円未満
その他の工事請負	8,000 万円未満
設備工事請負	2,600 万円未満
物品の買入れ	3,000 万円未満
物件の借入れ	2,000 万円未満

(「東京都契約事務の委任等に関する規則」より監査人が作成)

(注 1) 「委任の範囲」は、すべて予定価格の金額を意味する。

(注 2) 平成 27 年 4 月 1 日より、入札契約事務の効率化の観点から、委任の範囲が拡大されている。

① 一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告を行い、不特定多数の人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法である。

この方法によれば、公正性と機会均等性が確保されることとなる。そのため、地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によることとされている。

② 指名競争入札について

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他において適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から地方公共団体に最も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約する方法をいう。

一般的に、この方法によれば、一般競争入札に比べ選定の段階で不適当な参

加者を排除することができ、一般競争入札に比べ手続の手間を省くことができるというメリットがあるが、その一方で、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し、偏重する可能性が残るというデメリットがある。

③ 随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が競争によらずに任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

この方法によれば、一般的に、契約手続が一般競争入札又は指名競争入札に比べて簡略であること、資力、信用、技術、経験など相手方の能力等を熟知の上で選定することができること、経費削減に効果的であることとされている。

しかしながら、契約の性質上、特定の二者としか契約できない場合を除き、随意契約には、相手方が固定化し競争原理が働かないおそれがあること、契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがあることも、一般的に指摘される。このため、随意契約を選択することは慎重に行うべきであると考えられる。

また、この随意契約の中でも、特定の二者のみを契約の相手方として選択して契約を締結する方法を、特命随意契約という。

ここで、東京都契約事務規則第 34 条の 2 では、随意契約によることができる場合の予定価格の額について、表 D1-3-2 のとおり定めている。また、同規則第 34 条において、「随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、随意契約におけるデメリットを可能な限り排除し、一定の競争性を担保される仕組みとなっている。

表 D1-3-2 随意契約によることができる場合の予定価格の額

区分	金額
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
上記以外のもの	100 万円

(「東京都契約事務規則」より監査人が作成)

(2) 平成 24 年度から平成 26 年度までの入札・契約の推移について

監査人は、生活文化局の入札・契約の状況を比較することにより、そこに何らかの特徴や偏りがないか、ある場合はそこに何らかの問題はないかという視点を持って検討を行った。

このような監査の視点から、平成 24 年度から平成 26 年度の入札・契約について、物品・工事の区分で、その件数・金額を集計したのが表 D1-3-3 である。

表 D1-3-3 入札・契約の類型別件数・金額の推移

区分	類型	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
物品	一般	6	556,747	4	481,423	4	492,680
	指名	121	1,020,122	123	1,073,286	109	1,070,426
	随契	852	246,405	865	240,741	807	256,336
	特命	117	2,136,273	109	2,093,247	116	2,319,471
工事	一般	0	0	0	0	0	0
	指名	18	148,100	22	4,748,318	21	625,819
	随契	8	5,024	25	20,142	13	7,680
	特命	6	14,023	13	302,080	12	43,349
小計	一般	6	556,747	4	481,423	4	492,680
	指名	139	1,168,222	145	5,821,605	130	1,696,246
	随契	860	251,430	890	260,883	820	264,017
	特命	123	2,150,296	122	2,395,327	128	2,362,821
合計		1,128	4,126,698	1,161	8,959,240	1,082	4,815,765

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注 1) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、特命随意契約以外の随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

(注 2) 本表における契約金額は、当初契約の金額を記載しており、変更契約後の金額は集計していない。

表 D1-3-3 を見ると、物品の区分においては、随意契約の件数が突出している。これは、少額の物品購入や各種委託の発注に際して、随意契約の手法を採用しているものであり、表 D1-3-3 から計算すると平成 26 年度における 1 件当たりの契約金額は 317 千円と少額である。

一方、指名競争入札と特命随意契約については、110 件から 120 件前後と毎年ほぼ同じ件数、金額で推移していることが分かる。平成 26 年度における指名競

争入札の 1 件当たり契約金額は 9,820 千円であるのに対し、特命随意契約の 1 件当たり契約金額は 19,995 千円となっており、10 百万円ほど特命随意契約の方が高い。これは、表 D1-3-3 の特命随意契約の金額には、都政広報番組の制作・放送の委託（4 件）968 百万円や高等学校就学支援金支給事務に関する委託（1 件）309 百万円が含まれているために、1 件当たりの契約金額を引き上げているからであり、これらを除いた場合の特命随意契約の 1 件当たり契約金額は 9,385 千円となる。一般的に、指名競争入札と特命随意契約を比べると、より競争性を担保する必要性の高い案件が多い指名競争入札の方が、1 件当たり契約金額は高くなることが想定されることから、この結果と異常な乖離はないものと判断できる。

工事の区分においては、平成 25 年度の指名競争入札と随意契約の契約金額が多額に発生している。これは平成 25 年度に東京文化会館の改修工事を行ったためであり、表 D1-3-3 の平成 25 年度の契約のうち、東京文化会館に関する指名競争入札は、6 件で 44 億 78 百万円、随意契約は、5 件で 2 億 83 百万円である。

ここで、特命随意契約を構成する個別の契約について、主に工事監理業務委託契約である点に着目した。この点については、本報告書第 3 の I の 3. の（4）①（i）「公共施設に係る建築工事監理等業務委託について」を参照されたい。

次に、表 D1-3-3 を基に作成した、入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移を示すと、表 D1-3-4 のとおりである。

表 D1-3-4 入札・契約の類型別件数・金額の割合の推移

(単位：％)

区分	類型	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		件数 ベース	金額 ベース	件数 ベース	金額 ベース	件数 ベース	金額 ベース
物品	一般	0.5	13.5	0.3	5.4	0.4	10.2
	指名	10.7	24.7	10.6	12.0	10.1	22.2
	随契	75.5	6.0	74.5	2.7	74.6	5.3
	特命	10.4	51.8	9.4	23.4	10.7	48.2
工事	一般	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指名	1.6	3.6	1.9	53.0	1.9	13.0
	随契	0.7	0.1	2.2	0.2	1.2	0.2
	特命	0.5	0.3	1.1	3.4	1.1	0.9
小計	一般	0.5	13.5	0.3	5.4	0.4	10.2
	指名	12.3	28.3	12.5	65.0	12.0	35.2
	随契	76.2	6.1	76.7	2.9	75.8	5.5
	特命	10.9	52.1	10.5	26.7	11.8	49.1
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

表 D1-3-4 を見ると、物品の区分においては、平成 25 年度の特命随意契約の契約金額の割合が、平成 24 年度及び平成 26 年度と比べて減少している。これは、前述のとおり、文化会館の改修工事が行われたことにより工事関係の契約が増加したことによる影響で減少したものである。その他、割合に大きな変化はなく、異常な増減は見受けられない。

一方、工事の区分においては、平成 25 年度の指名競争入札の契約金額の割合が高くなっているが、これは、前述のとおり平成 25 年度に文化会館の改修工事発注した影響により、一時的に増加したものである。その他については、おおむね一定であり、異常な増減は見受けられない。

ただし、表 D1-3-4 の全体を俯瞰してみると、文化会館の改修工事を行った平成 25 年度を除き、特命随意契約による契約金額の割合が約 50%となっており、競争性が確保されていない契約が多い印象を受ける。そこで、実際の予定価格に対する落札率の分布状況を「(3) 平成 26 年度の落札率の状況について」において、更に検討する。

(3) 平成 26 年度の落札率の状況について

契約類型ごとの落札率について全体の状況を把握する観点を持って、平成 26 年度の落札率の状況に応じた契約件数を集計したものを示すと、表 D1-3-5 のとおりである。

表 D1-3-5 平成 26 年度類型別の落札率の件数

(単位：件)

区分	類型	落札率				
		100%	95%以上 100%未満	85%以上 95%未満	85%未満	合計
物品	一般	0	0	3	1	4
	指名	4	8	28	69	109
	随契	494	105	111	97	807
	特命	74	30	11	1	116
工事	一般	0	0	0	0	0
	指名	0	4	14	3	21
	随契	5	1	2	5	13
	特命	1	8	1	2	12
小計	一般	0	0	3	1	4
	指名	4	12	42	72	130
	随契	499	106	113	102	820
	特命	75	38	12	3	128
合計		578	156	170	178	1,082

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

また、同様の観点を持って、平成 26 年度の落札率の状況に応じた件数割合を算出したものを示すと、表 D1-3-6 のとおりである。

表 D1-3-6 平成 26 年度類型別の落札率の件数割合

(単位：％)

区分	類型	落札率				
		100％	95％以上 100％未満	85％以上 95％未満	85％未満	合計
物品	一般	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4
	指名	0.4	0.7	2.6	6.4	10.1
	随契	45.7	9.7	10.3	9.0	74.6
	特命	6.8	2.8	1.0	0.1	10.7
工事	一般	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指名	0.0	0.4	1.3	0.3	1.9
	随契	0.5	0.1	0.2	0.5	1.2
	特命	0.1	0.7	0.1	0.2	1.1
小計	一般	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4
	指名	0.4	1.1	3.9	6.7	12.0
	随契	46.1	9.8	10.4	9.4	75.8
	特命	6.9	3.5	1.1	0.3	11.8
合計		53.4	14.4	15.7	16.5	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 一般競争入札は「一般」、指名競争入札は「指名」、随意契約は「随契」、特命随意契約は「特命」と表現している。

この表 D1-3-5 及び表 D1-3-6 を見てみると、落札率が 95％未満での落札は、全体の 32.2％しかない。これは、随意契約で落札率 100％の契約が 46.1％を占めているためであり、一般入札及び指名競争入札については一定の競争原理が働いていたものと推測される。

では、落札率が 95％以上の高落札率案件はどうであろうか。

この点、落札率が 95％以上ある契約は、全体の 67.8％であるが、そのうちのおよそ 8 割が特命随意契約を除いた随意契約である。そして、その随意契約のうち 9 割以上が物品の区分から発生しているが、これは少額の物品購入に際して発生したものであり、もともと競争原理が働きづらい性質を有しているため、95％以上の落札率となるのは、契約制度上やむを得ないものと思料する。

しかしながら、指名競争入札と特命随意契約にあつては、随意契約の場合とは少し異なる。

指名競争入札の場合は、本来、指名業者間において競争原理が働くことが想定されるため、通常の場合、落札率は下がる傾向にあると考えられるが、結果として、高落札率の案件が一定数存在するということは、適切な競争原理が働いていない可能性が考えられるからである。

また、特命随意契約の場合は、特定の相手方とのみ契約を締結する手法であ

ることから、他の契約手法と比べて、落札率が高まる傾向にあるものと考えられるものの、結果的に特命随意契約のうちの 8 割以上が高落札率案件となっており、落札率に偏りがある可能性を否定できない。

もちろん、いずれの契約手法においても、需給バランスにより落札率が決定されるため、一概に、高落札率の契約案件であるからといって、その適否を判断することはできないが、前述のように競争原理が働いていない可能性を否定できないことから、更に詳細な個別手続を実施した。

(4) 入札・契約の個別手続について

① 生活文化局全般に係る事項について

(i) 公共施設に係る建築工事監理等業務委託について

生活文化局は美術館や博物館等の文化施設を中心とした公共施設を所管しているため、定期的な改修工事が毎年度発生するものと考えられる。この改修工事の発注に際して、設計業務と工事監理業務とに分割して業者に発注している。

この工事監理業務に係る契約推移は、表 D1-3-7 のとおりである。なお、平成 26 年度において生活文化局が発注した工事監理業務は、すべて特命随意契約により実施されている。

表 D1-3-7 公共施設に係る建築工事監理等業務委託契約の推移

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数 (件)	3	10	7
契約総額 (千円)	2,094	121,784	21,554
1 件当たり契約額 (千円)	698	12,178	3,079

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注 1) 平成 24 年度は、すべて特命随意契約により契約が締結されている。

(注 2) 平成 25 年度は、本表のうち、1 件 (合計 1,281 千円) が随意契約であり、それ以外はすべて、特命随意契約により契約が締結されている。

では、工事監理業務がすべて設計業務の業者と同一の業者と特命随意契約を締結していることから、このような工事監理業務の競争性は担保されているのだろうか。この点を確認するため、監査人は、平成 26 年度に発注した工事監理業務と、その業務に紐づく設計業務との落札率の関係に着目し、予定価格では「設計業務＞工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額では「設計業務＜工事監理業務」となった案件の抽出を試みた。その結果は、表 D1-3-8 のとおりである。

表 D1-3-8 設計業務及び工事監理業務の契約金額の比較

(単位：千円、%)

工事名	設計業務			工事監理業務		
	予定	契約	落札率	予定	契約	落札率
江戸東京博物館 無停電電源装置更新工事	1,465	840	57.3%	1,285	1,188	92.4%
東京都江戸東京博物館 貸出施設照明設備改修工事	9,647	1,575	16.3%	4,207	3,564	84.7%

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 設計業務の発注時期は平成 25 年度であり、工事監理業務の発注時期は平成 26 年度である

表 D1-3-8 は、平成 26 年度に発注した工事監理業務 7 件のうち、2 件の工事監理業務である。この 2 件の設計業務は二以上の業者からの相見積りを入手する随意契約や指名競争入札による契約であるため、一定の競争性が働いていると考えられるが、この設計業務と同一の業者に特命随意契約による工事監理業務を発注しており、しかも予定価格の段階では「設計業務＞工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額が「設計業務＜工事監理業務」となっていることから、工事監理業務では、高落札率となり、設計業務において確保されていた競争性が継続しているとは言い難い。

したがって、経済性の観点からは、設計業務と紐づけて工事監理業務を特命随意契約によって発注するのではなく、当初から設計業務と工事監理業務を一括し、これを指名競争入札などの方式で発注することが望ましいものと考えられる。

(意見 2-4) 公共施設に係る建築工事監理等業務委託について

生活文化局では、平成 26 年度の建築工事監理業務委託契約 7 件（契約金額総額は、21,554 千円）について、設計業務と同一の業者に特命随意契約による工事監理業務を発注している。このうち 2 件（契約金額 4,752 千円）については、設定業務の発注段階では随意契約や指名競争入札などの手法を用いて一定の競争性を確保しているものの、監理業務発注段階では競争性が確保されていない。具体的には、予定価格の段階では「設計業務＞工事監理業務」としていたにもかかわらず、実際の契約金額では「設計業務＜工事監理業務」となっている。このような状況は、設計業務が予定価格を遥かに下回る低落札の結果となっており、設計業務の品質が適切に確保されているのか疑念を生じざるを得ないという点、また、工事監理業務では高落札となり、設計業務において確保されていた競争性が継続しているとは言い難いという点で問題がある。

経済性の観点からは、設計業務と工事監理業務を一括して発注し、これを指名競争入札などの方式で発注することが望ましいが、一定の要件を充足して特命随意契約による業務発注することが合理的である場合も存在する。

ただし、低落札の設計業務については、その品質に疑念を生じさせるおそれがあることから、生活文化局は適切なモニタリングを実施する仕組みを構築することとされたい。また、工事監理業務の発注に当たっては、一定の要件を充足して形式的に特命随意契約による業務発注することが許容される場合であっても、競争性の確保及び品質の確保の観点を総合的に勘案して、競争性が担保された方式で発注するのか、若しくは特命随意契約で発注するのか、慎重に判断することとされたい。

② 各事業における契約について

生活文化局の各事業における入札・契約の個別手続に係る内容や指摘・意見については、表 D1-3-9 のとおり、本報告書の項目番号に記載してある。

表 D1-3-9 入札・契約に関する指摘と意見

事業	項目番号	内容	指摘/意見
広報広聴及び情報公開事業	Ⅱ 1. (5)	「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等委託契約について	意見
広報広聴及び情報公開事業	Ⅱ 3.	テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託契約について	意見
消費生活の安定と向上事業	Ⅳ 6. (1)	はかりの定期検査及び計量証明検査に関する委託契約について	意見
私学振興事業	V 5.	高等学校等就学支援金支給事務に関する委託契約について	意見
私学振興事業 (私学財団)	V 7. (2)	一者のみから見積りを徴取する随意契約について	指摘
文化振興事業 (歴史文化財団)	Ⅵ 8.	東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館の資料情報システムについて	意見
文化振興事業 (歴史文化財団)	Ⅵ 9. (3) ①	公益財団法人東京都歴史文化財団における特定契約（特命随意契約）について	意見
文化振興事業 (江戸博)	Ⅵ 9. (3) ②	東京都江戸東京博物館における特定契約（特命随意契約）理由について	意見
文化振興事業 (都美術館)	Ⅵ 9. (3) ③	東京都美術館における特定契約（特命随意契約）価格の妥当性について	意見
文化振興事業 (都響)	Ⅵ 10. (6)	特定契約（特命随意契約）について	指摘

4. 生活文化局が実施している相談事業について

生活文化局では、表 D1-4-1 のとおり、各部・各課において様々な相談事業を行っている。

表 D1-4-1 生活文化局所管の相談事業

所管部・課	相談内容	内容
広報広聴部・都民の声課	都政一般相談	都政等の諸問題に係る都民からの相談や問い合わせ等に対し、適切な助言や情報提供を行い、都民と都政のパイプの役割を果たしている。
	交通事故相談	交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて損害賠償額、示談の仕方、保険請求の手続、生活更生問題などの相談に応じている。
	外国人相談	都内に在住する外国人から寄せられる日常生活に関する相談等に応じ、適切な助言を行うとともに、必要な生活情報を提供することにより、外国との制度や習慣の違いからくるギャップを埋め、外国人と都政を結ぶ役割を果たしている。
都民生活部・男女平等参画課 東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センターとしての機能も含む）	一般相談	結婚・離婚・人間関係やセクハラ被害など、様々な悩みに専門相談員が対応し、相談者自ら問題解決の糸口を見つけ、個々の価値観に基づいて自分らしい生活を築けるよう支援している。
	配偶者からの暴力被害者相談	電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。
	特別相談・法律相談	・法律専門知識を必要とする相談について、女性弁護士が相談対応を行っている。 ・配偶者暴力被害者の離婚等法的な問題に弁護士が面接相談で対応している。
	特別相談・精神科医師による面接相談	・精神科医師による医学的、心理学的指導を行っている。 ・配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的とし、面接相談を実施している。
	特別相談・男性相談	・男女平等参画推進を目的に、男性が抱える悩みについて問題解決のための相談を実施している。 ・配偶者暴力に関する男性からの電話及び面接相談、保護命令申立援助等を実施している。
都民生活部・旅券課	渡航相談	都民の海外渡航に関する相談を実施している。
消費生活総合センター相談課	消費生活相談	消費者被害の救済等を図るため、都民の消費生活に係る相談を受け付け、問題解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っている。

	架空請求に関する相談	消費生活相談のうち架空請求専用の相談窓口である。
	高齢消費者被害相談	消費生活トラブルで困っている高齢者のための相談窓口である。
	高齢消費者見守りホットライン	高齢者の身近にいるヘルパー等からの地域の高齢者被害についての通報や問い合わせ用の相談窓口である。

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

生活文化局では、このような様々な相談事項に対応するため、各部・各課が窓口と相談員を配置している。その相談件数及び相談員の人数・給与等は、表 D1-4-2 のとおりである。

表 D1-4-2 平成 26 年度 相談事業に係る相談件数及び相談員の人数・給与等

相談内容	相談件数	相談員の人数	相談員の 人件費総額	1 件当たり相 談員人件費	1 人当たり相 談員人件費
都政一般相談	11,788 件 (※1)	6 人 (※2)	18,036 千円	1,530 円	3,006 千円
交通事故相談	10,052 件	9 人 (※3)	32,673 千円	3,250 円	3,630 千円
外国人相談	2,155 件	14 人 (※4)	16,923 千円	7,853 円	1,208 千円
東京ウィメン ズプラザ	17,026 件	12 人 (※5)	34,992 千円	2,055 円	2,916 千円
消費生活総合 センター	33,692 件 (※7)	44 人 (※8)	156,515 千円	4,645 円	3,557 千円
個人情報保護	480 件	(※6)	-	-	-

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

- ※1 生活文化局で把握しているのは、都政に関する提言、意見、苦情、要望等を含んだ 63,756 件である。
都政一般相談のみの件数は把握していないが、経路別件数において電話と来訪の合計件数は 11,788 件であり、都政一般相談の件数はこれに近似すると仮定する。
- ※2 平成 27 年 3 月現在。月 16 日勤務。延べ 96 人日/月。
- ※3 平成 27 年 3 月現在。月 16 日勤務。延べ 144 人日/月。
- ※4 平成 27 年 3 月現在。英語：9 人…2 人/相談日、中国語：4 人…2 人/相談日、韓国語：1 人…1 人/相談日。延べ 66 人日/月。
- ※5 平成 27 年 3 月現在。
- ※6 専任相談員ではなく広報広聴部情報公開課職員が対応。
- ※7 件数は相談の案件数で、同一案件につき複数回対応する場合も 1 件としてカウントしている。
- ※8 平成 27 年 3 月現在。月 16 日勤務。延べ 517 人日/月。

東京ウィメンズプラザ及び消費生活総合センターでは、外国人専用の窓口は設けていない。また、東京ウィメンズプラザは通訳等を常駐させておらず、相談員も外国語を話すことができることを採用時の応募要件としていないため、日本語での対応が困難な外国人に対しては、広報広聴部の外国人相談窓口や、法務省の外国人総合相談支援センターを紹介している状況である。消費生活総合センターでは、通訳を確保しているが、日本語での予約が必須であり、その場で相談し解決することが困難な状況である。そもそも日本語を話すことができないならば予約すらできないため、実効性は低いものと考えられる。

（意見２－５）生活文化局が行っている相談事業について

生活文化局の相談事業は各部・各課がそれぞれの相談事業の目的に応じて様々な場所などで異なる運営を実施しており、例えば外国人専用窓口の有無や常駐通訳の有無などについて運営が異なるため、その相談対応の有効性・効率性が必ずしも確保されていない面があること、また運営主体それぞれが相談員を採用しており、相談場所も異なるため、双方で物理的な融通が利かない状況であることから、生活文化局は、有効性・効率性の観点から、相談事業を実施する部署が連携するとともに、今まで以上に利用者にとっての利便性を向上させるための体制を構築することとされたい。

5. 生活文化局が管理している図書資料について

(1) 生活文化局の図書資料室の閲覧・貸出しの状況について

生活文化局では、表 D1-5-1 のとおり、各部・各課において様々な図書資料室を有しており、都民に対し閲覧又は貸出しを実施している。

表 D1-5-1 図書資料の閲覧・貸出しの場所・内容

所管部・課	図書資料室名	場所	内容
広報広聴部/都民の声課	都民情報ルーム	都庁第一本庁舎	都政に関する図書資料・ビデオ等の閲覧・貸出し
都民生活部/男女平等参画課	図書資料室	東京ウィメンズプラザ	男女平等参画に関する図書資料の閲覧・貸出し
消費生活総合センター活動推進課	図書資料室	消費生活総合センター 多摩消費生活センター	消費生活に関する図書資料・DVD等の閲覧・貸出し
江戸博	図書室	江戸博	江戸東京の歴史文化に関する専門図書・ビデオ等の閲覧（貸出不可）
写真美術館	図書室	写真美術館	国内外の写真と映像に関する専門図書資料の閲覧（貸出不可）
現代美術館	美術図書室	現代美術館	主として、近現代の美術に関する専門図書資料の閲覧（貸出不可）
文化会館	音楽資料室	文化会館	クラシック音楽を中心に、民族音楽、邦楽、舞踊などに関する音楽専門図書資料（貸出不可）

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D1-5-2 図書資料の冊数・利用状況

図書資料室名	冊数 (※1)	利用人数 (※2)	貸出登録者数 (※1)	資料貸出冊数 (※2)
都民情報ルーム	約 3 万点	85,939 人	2,129 人	資料：2,778 冊 ビデオ等：91 本
東京ウィメンズプラザ 図書資料室	64,363 冊	54,532 人	1,828 人	5,996 冊
消費生活総合センター 図書資料室	図書：22,074 冊 雑誌：3,781 冊 ビデオ等：1,188 本	51,512 人	1,271 人	資料：3,012 冊 DVD 等：1,027 本
多摩消費生活センター 図書資料室	図書：7,039 冊 雑誌：62 冊 ビデオ等：823 本	333 人 (※3)	209 人	資料：541 冊 DVD 等：130 本
江戸博図書室	約 20 万冊	37,434 人	(※5)	(※5)
写真美術館 図書室	図書：41,022 冊 雑誌：54,618 冊	15,423 人	(※5)	(※5)
現代美術館 美術図書室	図書：51,000 冊 カタログ：65,000 冊 雑誌：4,545 タイトル ほか	20,035 人	(※5)	(※5)
文化会館 音楽資料室	音源資料：71,574 枚 映像資料：33,445 枚 図書：23,665 冊 ほか	6,296 人 (※4)	(※5)	(※5)

(生活文化局作成資料及び各施設ホームページより監査人が作成)

※1 平成 27 年 3 月末現在 (ただし、都民情報ルームについては、平成 27 年度末時点の貸出登録者数を遡って把握することができないため平成 26 年 10 月 5 日現在の件数である。)。

※2 平成 26 年度実績。

※3 多摩消費生活センターは、入室者数カウント機器を設置してないため、図書等の貸出人数を記載している。

※4 平成 26 年度は文化会館の改修工事のため約半年間休室。

※5 貸出業務を行っていない。

（２）生活文化局の図書資料室の検索システムについて

教育庁は都立図書館のホームページを所管しており、そのページに設置されている「東京都立図書館統合検索システム」においては、都立図書館だけでなく、区立図書館、市町村立図書館、東京都公文書館、首都大学東京図書館、東京都議会図書館、江戸東京博物館図書室、国立国会図書館など多くの図書館の蔵書を検索することが可能である。

しかしながら、この検索システムには、生活文化局所管の江戸東京博物館図書室が含まれているものの、都民情報ルーム、東京ウィメンズプラザ図書資料室と消費生活総合センター図書資料室が含まれていない。その理由を生活文化局に質問したところ、「都立図書館統合検索・東京資料リサーチに参加するには、東京都図書館等連絡会へ加盟していることが条件となる。現在、都民情報ルーム、東京ウィメンズプラザと消費生活総合センターは同連絡会に加盟していないため、システム上の連携はしていない。しかしながら、都立図書館のホームページに「専門図書館ガイド」が掲載されており、そこから、都民情報ルーム、東京ウィメンズプラザ図書資料室、消費生活行政のホームページで所蔵資料等の目録を閲覧、蔵書検索が可能である。」との回答を得た。

都立図書館ホームページには、「東京都立図書館統合検索システム」のバナーが設置されているのみであり、「専門図書館ガイド」のバナーは設置されていない。したがって、この統合システムに含まれていない図書資料を検索するためには、結局のところ、各図書資料室の個別的検索システムを利用することになり、生活文化局所管の図書資料室全体から統合的に検索することができない状況にある。このような状況は、利用者にとって利便性に欠ける面があると言わざるを得ない。東京都図書館等連絡会に加盟する場合の加盟料等は不要であり、加盟とは専用の回線を引くことと同義であることから、江戸東京博物館図書室以外の図書資料室についても、利用者にとって利便性を向上するために、専用回線を引くことの費用対効果を勘案の上、東京都図書館等連絡会に加盟して「東京都立図書館統合検索システム」を活用することが必要であると考えられる。

（意見２－６）生活文化局の図書資料室の検索システムについて

生活文化局では、各部・各課において様々な図書資料室（都民情報ルーム、東京ウィメンズプラザ図書資料室、消費生活総合センター図書資料室など）を有しており、都民に対して図書資料の閲覧又は貸出しを実施している。一方、教育庁では都立図書館のホームページを所管しており、そのページに設置されている「東京都立図書館統合検索システム」においては、都立図書館だけでな

く、区立図書館、市町村立図書館、東京都公文書館、首都大学東京図書館、東京都議会図書館、江戸東京博物館図書室、国立国会図書館など多くの図書館の蔵書を検索することが可能である。

しかしながら、この検索システムには生活文化局所管の江戸東京博物館図書室が含まれているものの、東京ウィメンズプラザ図書資料室や消費生活総合センター図書資料室などが含まれていないため、この統合システムに含まれていない図書資料を検索するためには、各図書資料室の個別的検索システムを利用することになり、生活文化局所管の図書資料室全体から統合的に検索することができないことから、生活文化局は、江戸東京博物館図書室以外の図書資料室についても、利用者にとっての利便性を更に向上するために、費用対効果を勘案の上、「東京都立図書館統合検索システム」を活用することを検討することとされたい。

6. 生活文化局における個人情報保護について

生活文化局における個人情報については、「東京都個人情報取扱事務要綱」に従って、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」を定め、以下の業務を実施している。

- ・ 情報セキュリティ委員会の設置、開催
- ・ 各課における個人情報管理責任者ほか、責任者の設置
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティのための研修計画の策定
- ・ 研修の実施
- ・ 安全管理体制の点検、報告
- ・ 監査

(1) 情報システム（ハードディスク）内の個人情報を物理削除する基準について

生活文化局では、個人情報を利用する各種事務について、各課にて情報システムを調達・利用している。しかしながら、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」においては、この情報システム（ハードディスク）内の個人情報について、データを物理削除する基準が設けられていないことから、以下の事項が検出された。

① 私学部における育英資金システム

私学部所管の育英資金システムにおいては、育英資金の返還が終了している個人情報をハードディスクから物理削除していなかった。

② 東京ウィメンズプラザにおける図書システム

東京ウィメンズプラザ所管の図書システムにおいては、2年間未使用の個人データを自動的に消去する仕組みということである。しかしながら、このデータは、ハードディスクにデータが残っている論理削除の状況であるのか、あるいは、ハードディスクから完全に物理削除の状況であるのか、そのシステム仕様を把握することができなかった。

③ 消費生活総合センターにおける全国消費生活情報ネットワークシステム

消費生活総合センターが利用する全国消費生活情報ネットワークシステム（以下、「PIO-NET」という。）は、個人情報に6年後に消去されるルールということであるが、このルールは消費生活総合センターが策定したルールではなく、国民生活センターが策定したルールである。消費生活総合センターは、このルールが、ハードディスクから完全に物理削除するものであるのか、あるいはバックアップデータが暗号化されているに過ぎないものなのかなど、物理的なルールの詳細を国民生活センターに確認していない。

以上の事項が存在する場合には、情報システム内（ハードディスク）の個人情報を物理削除しているとは言い切れない。仮に、物理削除されていない場合には、個人情報が情報システム内に蓄積される一方であり、個人情報の漏えいリスクを内在することになる。

（意見2-7）情報システム（ハードディスク）内の個人情報を物理削除する基準について

生活文化局では、個人情報を利用する各種事務について、各課にて情報システムを調達・利用しているが、この情報システム（ハードディスク）内の個人情報データを物理削除するための基準が設けられていないため、情報システム内（ハードディスク）の個人情報を物理削除しているとは言い切れない。物理削除されていない場合には、情報システム内に個人情報が蓄積される一方であり、個人情報の漏えいリスクを内在することになることから、情報システム（ハードディスク）内の個人情報データを物理削除するための基準を適切に設定し、これを確実に運用する体制を再構築することとされたい。

（2）情報システム利用者に対する個人情報アクセス管理について

消費生活総合センターが利用するPIO-NETには、過去6年間入力したすべての個人情報を含む相談データを一覧形式でダウンロードする機能が備わっている。このデータはシステム利用者全員が利用可能な状態であることから、そこに個人情報漏えいリスクがあると言わざるを得ない。そのような状況にあるにもかかわらず、ダウンロードに関する利用記録や持ち出しの監視は制度化されていない状況である。

また、PIO-NETを稼働する端末機については、USBメモリを利用することができないよう制限されているシステム仕様であるが、この端末機に備わっている

CD-R ドライブには CD-R に書き込みが可能であることから、そこに個人情報漏えいリスクがあると言わざるを得ない。しかし、CD-R の書き込みや持ち出しに関する監視は制度化されていない状況である。

したがって、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」等において、個人情報を含む情報システムについて、各課のアクセス制限が更に十分になされるよう、点検項目を設定することが必要である。

（意見 2－8）情報システムに対する個人情報アクセス制限について

消費生活総合センターが利用する全国消費生活情報ネットワークシステムには、①過去に相談員が入力したすべての個人情報を含む相談データを一覧形式でダウンロードする機能が備わっていること、また②同システムを稼働する端末機に備わっている CD-R ドライブにはデータ書き込みの制限がなされていないことといった個人情報漏えいリスクが内在していることから、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」等におけるアクセス制限の点検項目を見直した上で、ダウンロードに関する利用記録や持ち出しの監視及び CD-R の書き込みや持ち出しに関する監視を適切に制度化することとされたい。

（3）外部委託業者に対する個人情報保護の管理について

生活文化局は、個人情報を使用する事務のため、各課にて、それぞれ情報システムを調達し、利用している。そのため、各課が、情報システム関連業務を業者に委託する場合は、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」に従い、委託契約書上において、例えば、以下の事項を外部委託業者の責務として定めることとしている。

- ・委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- ・個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること
- ・前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと 等

しかしながら、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」及び様式等には、外部委託業者における個人情報管理の適切性を具体的に評価するための点検項目について定めがなく、外部委託業者からの個人情報のアクセス管理体制、

個人情報の保管体制について定期的かつ具体的に報告を求めるべき事項、調査すべきとする事項を定めていない。そのため、以下のとおり、外部委託業者による個人情報漏えいリスクという観点からは、各課が十分に個人情報保護の評価・管理をしているとは言い難いものと考えられる。

① 東京ウィメンズプラザ

東京ウィメンズプラザでは、契約書上、外部委託業者が図書館管理システムの改修ないし機能追加をする場合、東京ウィメンズプラザにて作業を実施することとなっているが、(i) 外部委託業者が図書館管理システムにリモートアクセスし得るか否か、(ii) 外部委託業者が同システムの改修ないし機能追加をする場合、どのようにシステムテストを実施しているのか（本番システムの個人情報を利用しているのか）を十分に把握していないこと。

また、外部委託業者が東京ウィメンズプラザに訪問し、上記作業を行う目的で図書館管理システムにアクセスする場合、図書館管理システム担当者が、事前に業者から提出を受けた内容の作業を実施しているかを確認するため、同業者の作業状況を必ず立ち会い、監視しているということであるが、その詳細な記録が残されていないこと。

② 消費生活総合センター

消費生活総合センターでは、消費者の相談対応のため、国民生活センターの情報システムである PIO-NET を利用しているが、消費生活総合センターが入力している相談データに対し、国民生活センターのアクセス保護対策（システム担当者や外部委託業者などがアクセスを許可されているか否か、またアクセスした場合、それを消費生活総合センターに報告するのか否かなど）の評価をしていないこと。

ところで、生活文化局が所管するシステムについて、外部委託業者が個人情報を漏えいするという事案は過去に発生していないということであるが、昨今の世間一般の社会事件として、このような事案が幾つか発生しているところである。仮に、生活文化局が所管するシステムについて、このような事案が発生した場合には、これに関する緊急対策の業務やコストは多大なものになると考えられる。したがって、生活文化局所管のシステムについて、各課の個人情報管理責任者などは、外部委託業者に対しても更に十分な個人情報漏えいリスクの対策を講じることが必要であると考えられる。

また、このような対策を講じるためには、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」等において、情報システムの外部委託業者に対して講ずるべき管理方法などを見直すことも必要であるものと考えられる。

（意見２－９）外部委託業者による個人情報漏えいリスクとその対策について

生活文化局では、システムを所管する各課が情報システム関連業務を業者に委託する場合、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」に従って、委託業者が遵守すべき個人情報管理に関する事項を契約書に織り込んである。しかしながら、一部の課の個人情報管理責任者などが、①外部委託業者が図書館管理システムにリモートアクセスし得るか否か、②外部委託業者が同システムの改修ないし機能追加をする場合、どのようにシステムテストを実施しているのか（本番システムの個人情報を利用しているのか）などを十分に把握していないことから、外部委託業者による個人情報漏えいリスクという観点からは、各課が十分に個人情報保護の評価・管理をしているとは言い難い。

生活文化局が所管するシステムについて、外部委託業者が個人情報を漏えいするという事案は過去に発生していないということであるが、昨今の世間一般の社会事件として、このような事案が幾つも発生しており、仮に生活文化局が所管するシステムについて、このような事案が発生した場合には、これに関する緊急対策の業務やコストが多大なものになることから、「生活文化局保有個人情報の安全管理実施基準」等において、情報システムの外部委託業者に対して講ずるべき管理方法などを見直した上で、各課の個人情報管理責任者などは、外部委託業者に対しても更に十分な個人情報漏えいリスクの対策を講じることとされたい。

Ⅱ 広報広聴及び情報公開事業に関する指摘と意見

1. 「広報東京都」活字版の発行と廃棄について

(1) 「広報東京都」の概要について

生活文化局広報広聴部では、毎月 1 日に全都民を対象に都の広報紙である「広報東京都」を発行している。「広報東京都」には、都政の重要政策についての分かりやすい解説、都民生活に必要な情報や催しなどを掲載している。媒体は活字版のみならず、WEB 版、点字版、音声版がある。

表 D2-1-1 「広報東京都」の概要

印刷 媒体名	内容	平成 26 年度 発行計画	平成 26 年度 発行実績
活字版	都政の重要施策についての分かりやすい解説や、都民生活に必要なお知らせ等を盛り込んでいる。配布方法は、主要日刊紙（6 紙）への新聞折り込みが主体である。新聞非購読者のためには、区市町村、福祉事務所、保健所、郵便局などの窓口や都営地下鉄の駅等で配布している。	年 12 回 8 頁 8 回 4 頁 4 回 409 万部/回	年 12 回 8 頁 8 回 4 頁 4 回 406 万部/回
WEB 版	活字版「広報東京都」の内容をインターネットで提供している。	年 12 回	年 12 回
点字版	点字を解読できる視覚障害者向けに、活字版「広報東京都」の内容を点字に翻訳し、希望者へ配付している。	年 12 回 1,190 部/回	年 12 回 1,100 部/回
音声版	点字を解読できない視覚障害者向けに、活字版「広報東京都」の内容をカセットテープに吹き込み、希望者へ貸し出している。平成 26 年度からはデジジー規格（CD-ROM）の公共施設への配付及び希望者への配付（11 月号から）を開始している。	年 12 回 テープ版：1,540 組/回、1 組=2 本（90 分テープ） デジジー版：320 枚/回、1,350 枚/回（11 月号から）	年 12 回 テープ版：1,370 組/回、1 組=2 本（90 分テープ） デジジー版：440 枚/回

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（２）広報広聴活動に関する調査結果について

広報広聴部は、都民に発信した都政情報に対して、都民がどのように接し、どう理解し、評価しているのか、また、どのような広報媒体により、どのような情報提供を望んでいるのか等を把握するため、「広報広聴活動に関する調査」（以下、「本調査」という。）を毎年実施している。

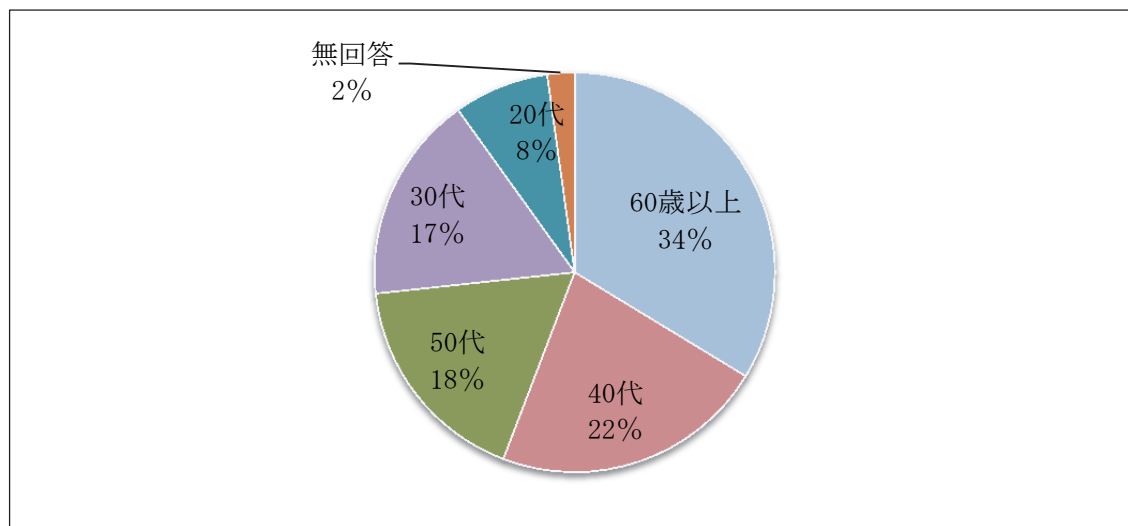
表 D2-1-2 平成 26 年度における本調査の実施概要

調査地域	東京都
調査対象	満 20 歳以上の男女個人
標本数	3,000 標本
抽出方法	住民台帳に基づく層化二段無作為抽出法
地点	200 地点
調査方法	郵送配布郵送回収方法
調査期間	平成 26 年 11 月 7 日（金）から平成 26 年 11 月 30 日（日）
回収結果	有効回収標本数（回収数） 1,368 標本（45.6%）

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

グラフ D2-1-1 のとおり、本調査の回答者の年代構成については、40 代以上の回答者が 74%と大多数を占めている。

グラフ D2-1-1 本調査回答者の年代構成



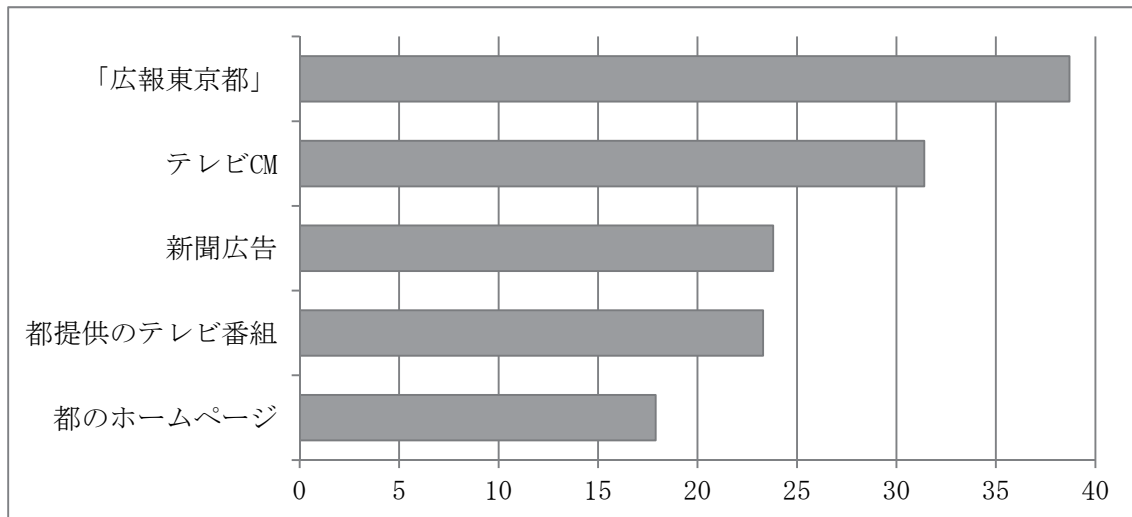
（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）本表は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、項目を合計しても 100.0%とならない。

それでは、都民が都政情報を入手する上で、今後どのような広報媒体を期待しているのでしょうか。その調査結果はグラフ D2-1-2 のとおりであった。

グラフ D2-1-2 都民が今後力を入れてほしい広報媒体

(単位：％)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

グラフ D2-1-2 のとおり、都民は都政情報を入手する媒体については、広報紙「広報東京都」による情報発信を期待していることが分かる。

(3) 「広報東京都」の発行部数について

「広報東京都」は、都民一般を対象に配布されており、平成 26 年度は活字版を毎月 406 万部発行している。その算定式は以下のとおりである。

平成 26 年度の「広報東京都」発行部数の算定式

平成 26 年度 1 回当たり発行部数 ＝（平成 25 年 12 月における新聞折り込み部数＋公共窓口等配布部数）×1.01 ＝（3,863,300＋151,071）×1.01 ＝4,054,514 ⇒406 万部（1 万部以上切り上げ）

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注 1）準備契約時直近（12 月）の実配布部数（新聞折り込み及び公共窓口等における配布分）の残が全体の 1%程度となる部数を発行規模とする。

（注 2）準備契約とは、次年度開始直後（4 月 1 日）から履行が必要な業務については、次年度に入ってから契約手続を行ったのでは業務に支障をきたすため、「次年度予算が議会において承認された場合」という条件を付した上で、前年度中に契約確定のための準備作業を行うものである。

都では「広報東京都」を、臨時号を除き毎月発行しているため、平成 26 年度の総発行部数は以下のとおりとなる。

$406 \text{ 万部/回} \times 12 \text{ 回/年} = 4,872 \text{ 万部}$ （平成 26 年度は臨時号の発行なし）

上記、「広報東京都」発行部数の算定式のとおり、この発行部数には予備部数として全体の 1%を上乗せしていることが分かるが、監査人としては、このような予備については、有効性・経済性の観点から、1%の算定根拠ないし過剰在庫の妥当性について疑問が生ずるところである。

そこで、まず、このように配布実績の 1%を予備として確保する理由を広報広聴部に質問したところ、以下の回答を得た。すなわち、新聞購読者数の減少などにより、毎年「広報東京都」の発行部数が減少しているが、広報広聴部では、その対策として公共窓口等への配布箇所の拡大に努めていることから、年度途中の配布部数が拡大しても対応できるよう、1%の予備を確保しているということである。しかしながら、当該 1%とすることの客観的な根拠については、回答を得ることができなかった。

なお、「広報東京都」新聞折り込みと公共窓口等へ配架・配布の推移は、表 D2-1-3 のとおりである。また、これを月別の推移にしたものが、グラフ D2-1-3（新聞折り込み部数の推移）とグラフ D2-1-4（公共窓口等配布部数の推移）である。

表 D2-1-3 「広報東京都」の配布部数の推移

(単位：部)

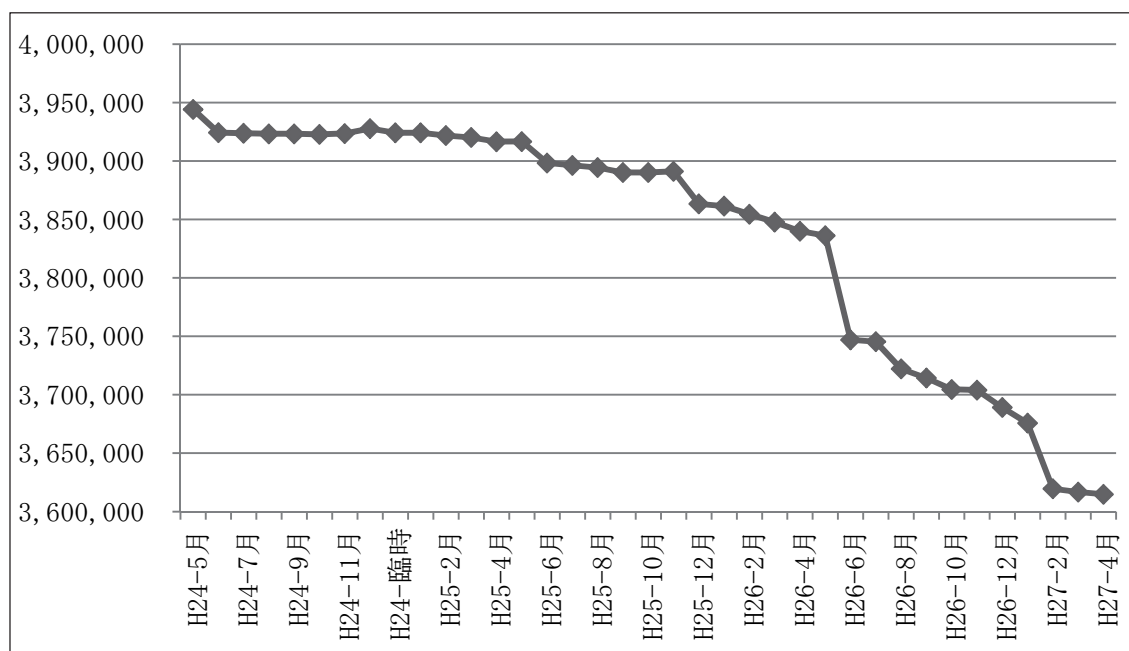
配布箇所	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新聞折り込み ①	3,924,588	3,878,675	3,699,133
公共施設	143,996	146,279	136,986
JR・私鉄 鉄道駅	2,500	2,900	11,500
4 年制大学	2,570	3,250	3,160
生活協同組合	-	-	5,000
民間医療機関	-	-	1,800
公共文化施設	-	-	2,480
公共窓口等小計 ②	149,066	152,429	160,926
合計 (①+②)	4,073,654	4,031,104	3,860,059

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

平成 24 年度と比較して平成 26 年度においては、グラフ D2-1-3 のとおり新聞折り込み部数が激減していること、またグラフ D2-1-4 のとおり公共窓口等への配布箇所が拡大していることが分かる。

グラフ D2-1-3 「広報東京都」新聞折り込み部数の推移

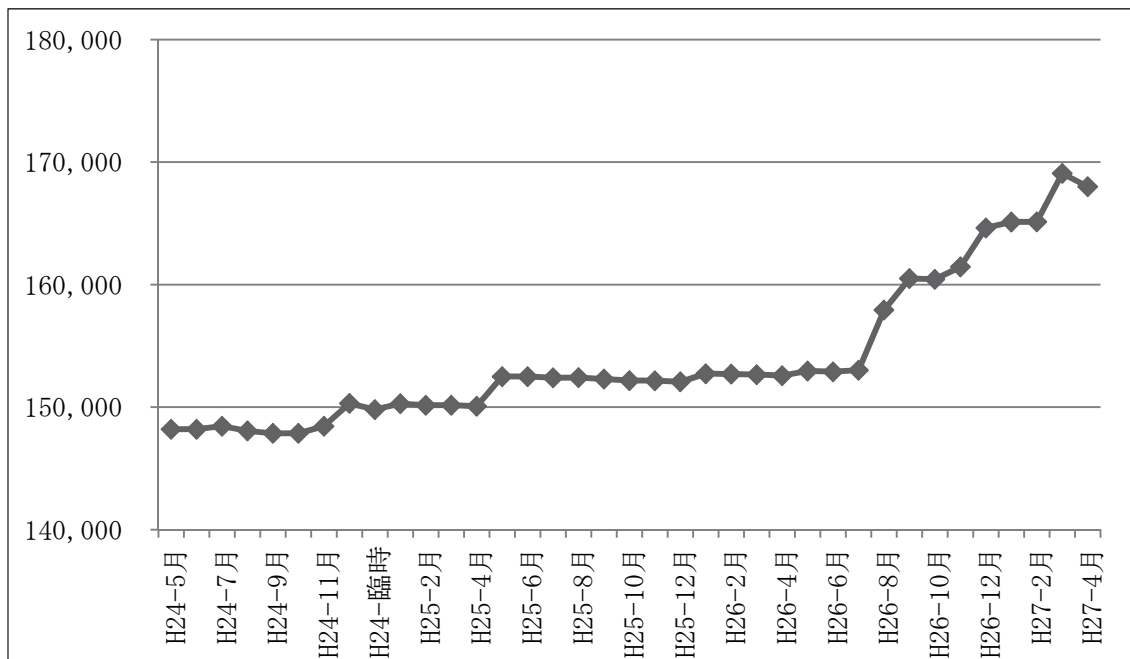
(単位：部)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

グラフ D2-1-4 「広報東京都」 公共窓口等配布部数の推移

(単位：部)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

次に、このような公共窓口等への配布箇所を拡大する取組については理解することができるものの、一方でこのように新聞折り込み部数が激減していることから、「広報東京都」の過剰在庫について検討する。

(4) 「広報東京都」の廃棄部数について

「広報東京都」の配布については、表 D2-1-3 のとおり、公共窓口等と比べて新聞折り込みの方が圧倒的に多い。公共窓口等への配布部数の増加よりも、新聞折り込みによる配布部数の減少の方が大きければ、廃棄部数が必然的に増えるものと推定することができる。ここで、「広報東京都」の廃棄部数の推移は表 D2-1-4 のとおりである。

表 D2-1-4 「広報東京都」 廃棄部数の推移

(単位：部)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
廃棄部数 (年間)	1, 122, 498	1, 066, 753	2, 399, 291

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

都は平成 26 年度の「広報東京都」の発行に係る契約に当たっては、例年どおりの積算に基づき発行部数を算定しているが、実際には消費税等の増税などが影響して、新聞購読者数が大幅に減少し、結果として、廃棄部数が例年以上に増加している。

なお、ここで廃棄部数は、以下のとおり計算している。

$\text{廃棄部数} = \text{発行部数} - (\text{新聞折り込み部数実績} + \text{公共窓口等配布部数実績})$

発行部数には予備部数も含まれているため、当初からすべてを配布する予定ではないが、予備部数を配布しない場合には、「広報東京都」の配送委託業者が未配送部数を廃棄することになる。

ただし、新聞折り込み分については、各新聞販売店の新聞購読契約数に基づいて、毎月必要部数を配布しているが、一方で、公共窓口等へ配布した分については、都が余剰分を把握・回収していないことから、廃棄部数としてカウントしていない。つまり、上記の算定式によれば、公共窓口等に配布したもののうち、実際には都民の手元に配布されなかった部数、すなわち余剰部数は、上記の廃棄部数に含まれていないことを意味しており、したがって、都民の手元に配布されずに、実際に廃棄された部数は、表 D2-1-4 の廃棄部数よりも多いものと考えられる。本来は、このように実際には都民の手元に配布されなかった部数を可能な限り把握ないし分析して、翌年度以降の発行部数に織り込むことが必要であると考えられる。

さて、ここで廃棄部数に関するコストを把握・検討するため、監査人が平成 26 年度の「広報東京都」1 部当たりに要するコストを推定計算したところ、表 D2-1-5 のとおり、その推定金額は 11.47 円であると判明した。

表 D2-1-5 「広報東京都」1 部当たりコストの推移

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約金額（税込） （千円）	レイアウト、イラスト・ カット類制作等委託	12,878	13,445	14,306
	印刷委託	144,907	149,393	161,294
	配送委託	380,812	380,061	383,374
	合計 ①	538,597	542,899	558,974
年間発行部数（万部） ②		4,992	4,944	4,872
1 部当たりコスト（円） ①÷②		10.79	10.98	11.47

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

この「広報東京都」1部当たりコストを用いて、平成26年度に廃棄された「広報東京都」の金額を推計すれば、以下のとおり、その推定金額は27百万円であることが判明した。

@11.47 円/部 × 2,399,291 部/年 ÷ 27 百万円

ただし、先に述べたように、公共窓口等に配布されたものの中には、実際には都民の手元に配布されずに廃棄されたものもあることから、廃棄に係る実際の金額は、監査人の推計金額27百万円よりも多いものと考えられる。

（意見2－10）「広報東京都」活字版の発行と廃棄について

「広報東京都」は都民一般を対象に配布されており、平成26年度は活字版を毎月406万部発行している。この発行部数は、予備部数を含め、民間会社との委託契約において年間4,872万部と決められているが、公共窓口等への配布箇所の拡大に努めているものの、結果として廃棄部数が例年と比べて大幅に増加しており、監査人の推定計算では、少なくとも年間27百万円もの廃棄損失が生じている。このような損失が発生する原因は消費税等の増税などが影響して新聞購読者数が大幅に減少したことにもよるが、そもそも発行部数を決めるに際して、前年度の配布部数の1%を予備としてこれを固定化しているからであり、したがって、「広報東京都」活字版については、有効性・経済性などの観点から、必要な発行部数を機動的に決められるよう、その体制を適切に再構築することとされたい。

(5)「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等委託契約について

都では、「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等を業者へ委託している。その平成 26 年度の委託契約の内容は表 D2-1-6 のとおりである。

表 D2-1-6 「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等委託契約の概要

件名	平成 26 年度「広報東京都」レイアウト、イラスト・カット類制作等委託
委託内容	「広報東京都」紙面のデザイン・レイアウト、版下の作成及び印刷業者への引渡し等
契約金額	14,305,680 円（税込）
予定価格	14,338,080 円（税込）
落札率	99.8%
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
契約方法	特命随意契約

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D2-1-6 の契約相手は、平成 25 年度の企画提案方式で採用されたものであり、平成 26 年度は特命随意契約として継続している。

まず、平成 25 年度の企画提案方式で採用された理由を質問したところ、「広報東京都」の紙面デザインを見直すことを前提としており、その企画提案が読みやすさに十分配慮した工夫がされているなど、応募した 5 者の中で最も高い評価を得ていたという回答を得た。

次に、平成 26 年度の委託契約を特命随意契約とした理由を質問したところ、以下の回答を得た。

「広報東京都」のデザインは、多くの都民にとって読みやすく親しみやすいものであるとともに、東京らしさを印象づけることのできる都の広報紙にふさわしいものであることが求められる。また、受託業者は行政広報について理解があり、「広報東京都」の編集工程上、極めて限られた時間内に原稿の差替えその他緊急事態に的確に対応できる高度な専門知識と技術、能力を有していることが不可欠である。このため、委託業者については、価格競争で決定することは困難であり、企画提案方式で選定してきた経緯がある。

「広報東京都」の紙面デザインは、都民がなじみ一目で視認できるものとするため、毎年変更するのではなく相当の期間継続することが必要であり、現在のデザインについても、変更を必要とする特段の事情が生じない限り、当分の間は継続することとしている。

しかしながら、特命随意契約の相手先と当分の間は継続することが想定されているのであれば、当初の平成 25 年度の企画提案方式の段階で、平成 26 年度以降の複数年度の価格にも競争原理を取り入れた企画提案方式を採用すること、あるいは平成 25 年度の段階から長期継続契約を締結することも可能であると考えざるを得ない。

（意見 2－11）「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等委託契約について

「広報東京都」のレイアウト、イラスト・カット類制作等委託契約の相手先は、平成 25 年度の企画提案方式で採用されたものであり、平成 26 年度は特命随意契約として継続している。特命随意契約の理由の中で「広報東京都」のデザインについては「変更を必要とする特段の事情が生じない限り、当分の間は継続する」としていることから、特命随意契約の相手先と当分の間は委託業務を継続することが想定されているのであれば、当初の企画提案方式の段階で、翌年度以降の複数年度の価格にも競争原理を取り入れた企画提案方式を採用する、あるいは当初の段階から競争原理を取り入れた長期継続契約を締結するよう、その入札・契約方式を競争性、公平性及び経済性の観点から見直す体制を構築することとされたい。

2. テレビ・ラジオによる都政広報について

広報広聴部では、テレビ・ラジオにより、都民に対して都政情報の提供を行っている。平成 26 年度の都政広報番組は表 D2-2-1 のとおりである。

表 D2-2-1 平成 26 年度 都政広報番組（テレビ・ラジオ）

媒体	番組名	放映局	放送時間 (再放送時間)	番組内容
テレビ	東京サイト	テレビ朝日	月～金曜日 14:00～14:04	生活に密着した都政の話題を伝達
	どうする？東京	TOKYO MX	毎月第 4 土曜日 21:00～21:30 (日曜日 11:30～12:00)	東京が抱える課題の解決策を探る
	すけっち	テレビ東京	水曜日 19:55～20:00	いきいきと輝く子供たちの笑顔を「すけっち」する
	TOKYO ガルリ (平成 26 年度 下期)	テレビ東京	月曜日 21:54～22:00	若者の課題解決のヒントやお役立ち情報を紹介する若者応援番組
	ヨルカフェ TOKYO (平成 26 年度上期)	テレビ東京	水曜日 22:48～22:54	若者の課題解決のヒントやお役立ち情報を紹介する若者応援番組
	東京クラッソ！	TOKYO MX	土曜日 10:00～10:30 (日曜日 21:00～21:30)	東京に暮らす人たちに“ためになる旬な情報”を発信する情報番組
	東京インフォメーション	TOKYO MX	月～金曜日 7:15～7:20	都政の最新情報を、土日を除く毎日、生放送で伝達
ラジオ	都民ニュース	TBS ラジオ	月～土曜日 8:47～8:52 日曜日 8:40～8:45	身近な都政情報やイベント情報などをお知らせ
	TOKYO City Information	Inter FM	土曜日 9:56～9:59 (日曜日 9:56～9:59)	英語による都政・生活情報案内

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

テレビ・ラジオによる広報は、行政として都民に伝える必要のある施策、テーマなどを取り上げ、タイムリーに分かりやすく都民へお知らせし、都政への

関心をより高めていくことが目的である。番組の効果については、視聴率調査、テレビ局・広告会社が実施するモニター調査、都が行う「広報広聴活動に関する調査」の結果などにより、検証している。テレビ・ラジオの番組別の視聴率の推移は表 D2-2-2 のとおりである。

表 D2-2-2 テレビ・ラジオの視聴率・聴取率の推移

(単位：％)

媒体	番組名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
テレビ	東京サイト	4.1	4.2	4.2
	どうする？東京	2.0	2.0	1.4
	すけっち	－	－	4.8
	すなっぷ	2.7	2.0	－
	TOKYO ガルリ (平成 26 年度下期)	－	－	4.5
	ヨルカフェ TOKYO (平成 26 年度上期)	－	－	4.0
	TOKYO マヨカラ！	0.6	0.7	－
	東京クラッソ！	－	－	1.1
	Tokyo Boy	1.5	1.5	－
	東京インフォメーション	0.7	1.6	2.5
ラジオ	都民ニュース	1.7	1.9	1.5
	TOKYO City Information	0.2	0.3	0.2

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D2-2-3 平成 26 年度 テレビ・ラジオによる都政広報のコスト分析

媒体	番組名	年間コスト (千円)	1 回当たりコ スト (千円)	1 分当たりコ スト (円)
テレビ	東京サイト	331,743	1,300	325,000
	どうする？東京	89,294	3,720	124,000
	すけっち	184,093	3,609	721,800
	TOKYO ガルリ (平成 26 年度下期)	78,759	3,150	525,000
	ヨルカフェ TOKYO (平成 26 年度上期)	81,909	3,150	525,000
	東京クラッソ！	386,942	3,720	124,000
	東京インフォメーション	159,252	622	124,400
ラジオ	都民ニュース	90,687	252	50,400
	TOKYO City Information	10,782	103	34,333

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

ここで、「東京都の統計」（東京都総務局統計部）によると、平成 26 年 10 月 1 日現在の東京都の人口は 13,378,584 人である。そこで平成 26 年度の視聴率・聴取率と番組作成のための年間コストから、対象を都民に限定するとの仮定を置いた上でテレビ・ラジオを視聴・聴取した都民 1 人に対する年間コストの推定計算を行った。なお、視聴・聴取者数は放送回数に応じて増えるものであると考えられるが、視聴・聴取者が番組ごとに固定的（毎回同じ人が番組を見ている）であるか、放送回ごとに異なる（毎回違う人が番組を見ている）か不明であるため、それぞれのパターンに応じて推定計算を行った。その結果、視聴・聴取者を固定と仮定した場合の計算結果は表 D2-2-4、放送回ごとに異なると仮定した場合の計算結果は表 D2-2-5 のとおりであった。

表 D2-2-4 平成 26 年度 テレビ・ラジオを視聴・聴取した都民に対する年間コスト（視聴・聴取者は固定的であると仮定）

媒体	番組名	年間コスト (千円)	視聴率・ 聴取率 (%)	視聴者・聴取 者(人)(※1)	1人当たり コスト(円)
テレビ	東京サイト	331,743	4.2	561,900	590.4
	どうする？東京	89,294	1.4	187,300	476.7
	すけっち	184,093	4.8	642,172	286.7
	TOKYO ガルリ (平成 26 年度下期)	78,759	4.5	602,036	130.8
	ヨルカフェ TOKYO (平成 26 年度上期)	81,909	4.0	535,143	153.1
	東京クラッソ！	386,942	1.1	147,164	2,629.3
	東京インフォメーション	159,252	2.5	334,464	476.1
ラジオ	都民ニュース	90,687	1.5	200,678	451.9
	TOKYO City Information	10,782	0.2	26,757	403.0
合計		1,413,461	-	2,669,024 (※2)	5,598.0 (※3)

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※1 平成 26 年 10 月 1 日現在の東京都の人口 13,378,584 人×視聴率・聴取率により監査人が算定。

※2 TOKYO ガルリ、ヨルカフェ TOKYO は平均値を合計に加算。

※3 番組ごとの 1 人当たりコストを合計したものであり、年間コスト合計を視聴者・聴取者数で除した金額とは一致しない。

表 D2-2-5 平成 26 年度 テレビ・ラジオを視聴・聴取した都民に対する年間コスト（視聴・聴取者は放送回ごとに異なると仮定）

媒体	番組名	年間コスト (千円)	放送回数 (回)	視聴率・聴取率 (%)	視聴者・聴取者 (人) (※1)	1 人当たりコスト (円)
テレビ	東京サイト	331,743	255	4.2	143,284,635	2.3
	どうする？東京	89,294	24	1.4	4,495,204	19.8
	すけっち	184,093	51	4.8	32,750,774	5.6
	TOKYO ガルリ (平成 26 年度下期) ヨルカフェ TOKYO (平成 26 年度上期)	160,668	51	4.3	28,998,081	5.5
	東京クラッソ！	386,942	104	1.1	15,305,100	25.2
	東京インフォメーション	159,252	256	2.5	85,622,938	1.8
ラジオ	都民ニュース	90,687	359	1.5	72,043,675	1.2
	TOKYO City Information	10,782	104	0.2	2,782,745	3.8
合計		1,413,461	-	-	385,283,151 (※2)	65.2 (※3)

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※1 平成 26 年 10 月 1 日現在の東京都の人口 13,378,584 人×視聴率・聴取率×放送回数により監査人が算定。

※2 TOKYO ガルリ、ヨルカフェ TOKYO は平均値を合計に加算。

※3 番組ごとの 1 人当たりコストを合計したものであり、年間コスト合計を視聴者・聴取者数で除した金額とは一致しない。

表 D2-2-4、表 D2-2-5 のとおり、番組によって視聴率・聴取率に高低があり、また年間コストの多寡も異なるが、テレビ・ラジオ番組の全体を平均すれば、視聴・聴取している都民 1 人当たりコストは 65.2 円から 5,598 円という結果である。

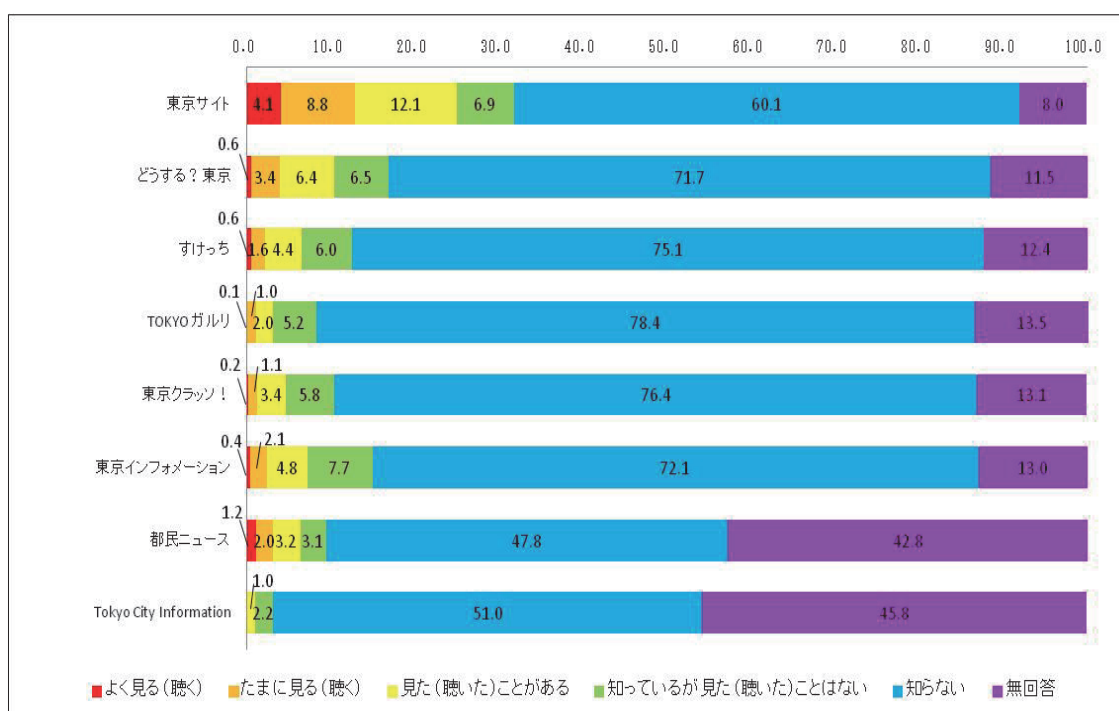
番組の内容の見直しや番組枠からの撤退について、これまでの状況を都に確認したところ、放送時間帯の変更や、ナレーションによる番組構成からナビゲーターを出演させる番組に変更するなど、より多くの都民に視聴・聴取され、より分かりやすく情報を伝達することができるように、見直しを行っているとのことである。これにより、視聴率が向上するなどの効果を得ているものもあることは事実であるが、一方で視聴率が低下している番組もある。

ここで、テレビ・ラジオによる都政広報について、都民の考えを検討するこ

ととする。広報広聴部では、広報広聴活動に係る都民の意見を把握するとともに、更に事業推進に効果のある広報展開を追求するため、「広報広聴活動に関する調査」を実施している。平成 26 年度の「広報広聴活動に関する調査」において、都が提供するテレビ・ラジオ番組の視聴状況についての結果が掲載されており、内容はグラフ D2-2-1 のとおりである。

グラフ D2-2-1 テレビ・ラジオ番組の視聴状況

(単位：％)



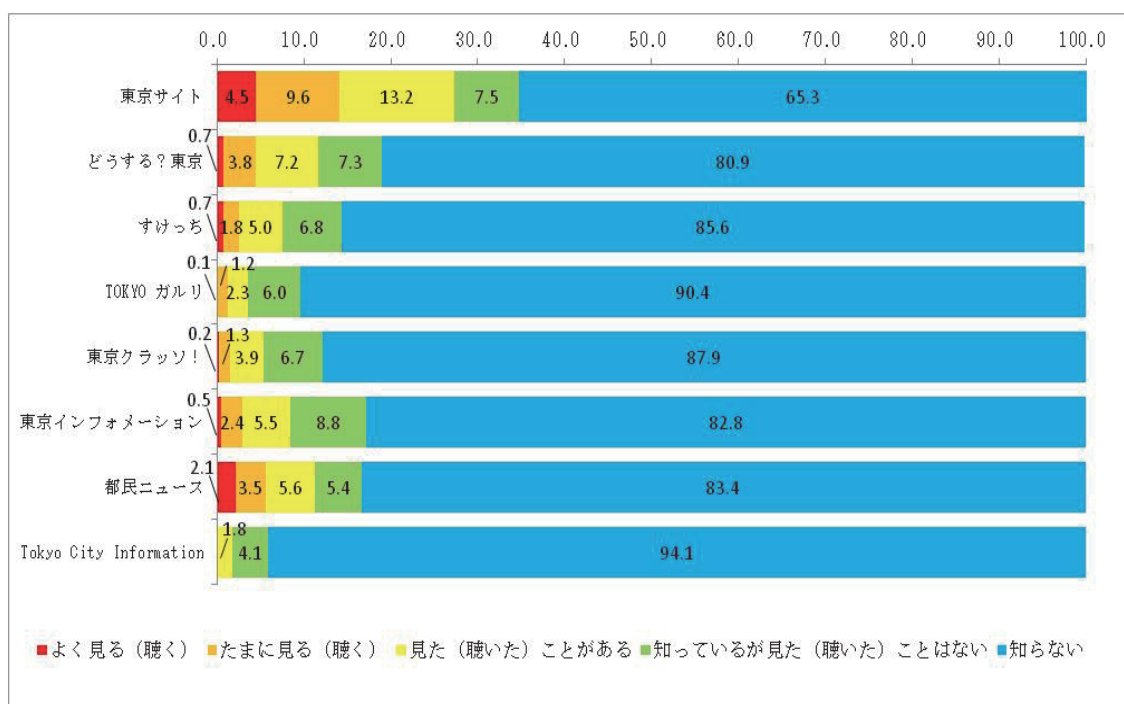
(「平成 26 年度 広報広聴活動に関する調査」より監査人が作成)

(注) 本表は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、項目を合計しても 100.0% とならないものがある。また、グラフ D2-2-2 についても同様である。

グラフ D2-2-1 によれば、無回答の占める割合が高いことが分かる。このため、仮に無回答が無かった場合の回答数を分母とした場合の回答比率を再計算した場合、グラフ D2-2-2 のとおりである。

グラフ D2-2-2 テレビ・ラジオ番組の視聴状況（再計算後）

（単位：％）



（「平成 26 年度 広報広聴活動に関する調査」より監査人が作成）

グラフ D2-2-2 のとおり、いずれの番組についても「知らない」と回答した都民の割合が多いことが分かる。特に、東京サイト以外の番組では「知らない」と回答した都民の割合が 8 割を超えており、都が提供するテレビ・ラジオ番組の知名度の低さが顕著であると言わざるを得ない。

（意見 2－1 2）都政広報番組（テレビ・ラジオ）による広報活動の効果について

広報広聴部のテレビ・ラジオ番組の全体について、平成 26 年度の視聴・聴取している都民 1 人当たりコストを監査人が推定計算したところ、年間コストが多額（1,413 百万円）であるのに対して視聴・聴取している都民が少ない（推定 2,669 千人から 385,283 千人）ことから、利用者 1 人当たり年間コストが 65.2 円から 5,598 円という結果になった。また、広報広聴部が平成 26 年度に実施した「広報広聴活動に関する調査」によれば、テレビ・ラジオ番組を知らないと回答した割合が非常に高い状況にある。番組によっては、その内容の見直しを実施しているものの、視聴率・聴取率が非常に低迷していると言わざるを得ないことから、このような番組については、効率性・経済性の観点から、撤退を含む抜本的な改革を講じられたい。

3. テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託契約について

広報広聴部では、テレビ・ラジオによる都政広報番組の制作・放送を民間会社に委託している。この番組ごとの予定価格及び契約金額並びに落札率の推移は、表 D2-3-1 のとおりである。

表 D2-3-1 番組ごとの番組制作・放送委託に係る予定価格、契約金額、落札率の推移

a 東京サイト

期	契約相手	予定価格（円） （税込）	契約金額（円） （税込）	落札率 （％）
平成 24 年度上期	A 社	164,192,175	164,192,175	100.0
平成 24 年度下期	A 社	159,381,810	159,381,810	100.0
平成 25 年度上期	A 社	165,656,610	165,656,610	100.0
平成 25 年度下期	A 社	158,126,850	158,126,850	100.0
平成 26 年度上期	A 社	170,389,656	170,389,656	100.0
平成 26 年度下期	A 社	162,644,760	162,644,760	100.0

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

b TOKYO MX による都政広報番組（どうする？東京、東京インフォメーション、東京クラス！）

期	契約相手	予定価格（円） （税込）	契約金額（円） （税込）	落札率 （％）
平成 24 年度上期	B 社	316,512,000	316,512,000	100.0
平成 24 年度下期	B 社	307,708,800	307,708,800	100.0
平成 25 年度上期	B 社	310,732,800	310,732,800	100.0
平成 25 年度下期	B 社	307,104,000	307,104,000	100.0
平成 26 年度上期	B 社	319,610,880	319,610,880	100.0
平成 26 年度下期	B 社	315,878,400	315,878,400	100.0

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

c すけっち、すなっふ

期	契約相手	予定価格（円） （税込）	契約金額（円） （税込）	落札率 （％）
平成 24 年度上期	C 社	91,244,790	91,244,790	100.0
平成 24 年度下期	C 社	87,735,375	87,735,375	100.0
平成 25 年度上期	C 社	91,244,790	91,244,790	100.0
平成 25 年度下期	C 社	87,735,375	87,735,375	100.0
平成 26 年度上期	C 社	93,851,784	93,851,784	100.0
平成 26 年度下期	C 社	90,242,100	90,242,100	100.0

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

d TOKYO ガルリ、ヨルカフェ TOKYO、TOKYO マヨカラ！

期	契約相手	予定価格（円） （税込）	契約金額（円） （税込）	落札率 （％）
平成 24 年度上期	D 社	76,571,250	76,571,250	100.0
平成 24 年度下期	D 社	79,634,100	79,634,100	100.0
平成 25 年度上期	D 社	79,634,100	79,634,100	100.0
平成 25 年度下期	D 社	76,571,250	76,571,250	100.0
平成 26 年度上期	D 社	81,909,360	81,909,360	100.0
平成 26 年度下期	D 社	78,759,000	78,759,000	100.0

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

e 都民ニュース

期	契約相手	予定価格（円） （税込）	契約金額（円） （税込）	落札率 （％）
平成 24 年度上期	E 社	44,943,885	44,943,885	100.0
平成 24 年度下期	E 社	43,224,720	43,224,720	100.0
平成 25 年度上期	E 社	44,943,885	44,943,885	100.0
平成 25 年度下期	E 社	43,224,720	43,224,720	100.0
平成 26 年度上期	E 社	46,227,996	46,227,996	100.0
平成 26 年度下期	E 社	44,459,712	44,459,712	100.0

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

f TOKYO City Information

期	契約相手	予定価格（円） （税込）	契約金額（円） （税込）	落札率 （％）
平成 24 年度上期	F 社	5,326,650	5,326,650	100.0
平成 24 年度下期	F 社	5,241,600	5,241,600	100.0
平成 25 年度上期	F 社	5,241,600	5,241,600	100.0
平成 25 年度下期	F 社	5,241,600	5,241,600	100.0
平成 26 年度上期	F 社	5,391,360	5,391,360	100.0
平成 26 年度下期	F 社	5,391,360	5,391,360	100.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

まず、表 D2-3-1 の契約は、いずれも特命随意契約により契約を締結していることから、その理由を質問したところ、「番組の目的を踏まえ、放送局・放送曜日・放送時間を定めて、その放送枠でのテレビ・ラジオ番組の制作・放送を行うものであるが、放送枠については、契約相手のみが放送局より販売を委ねられているものであるため、特命随意契約により契約を締結している。」との回答を得た。

次に、表 D2-3-1 のとおり、いずれも落札率が 100.0%であることから、契約金額の妥当性をどのように検証しているか質問したところ、「いずれの広報番組についても、視聴率調査、テレビ局・広告会社が実施するモニター調査、広報広聴活動に関する調査などを総合的に勘案し、一定の効果が得られていることから、契約金額は妥当であると考えている」との回答を得た。しかしながら、具体的な数値目標の設定はなく、また定量的な分析も行っていないことから、一定の効果が得られていると判断した具体的な根拠は不明であり、したがって契約金額が妥当であると判断している根拠も不明確であると言わざるを得ない。視聴率調査、テレビ局・広告会社が実施するモニター調査、広報広聴活動に関する調査などを総合的に勘案するに際しては、具体的な数値目標を設定し、また定量的な実績の分析を行うなどした上で、効率性・経済性の観点から、広報広聴部は特命随意契約の相手と価格交渉を行うことが必要であると考えられる。

（意見２－１３）テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託契約金額の妥当性の検証について

広報広聴部では、テレビ・ラジオによる都政広報番組の制作・放送を民間会社に委託しているが、いずれも特命随意契約であり、その予定価格と契約金額が一致している（落札率 100.0%）。広報広聴部としては「番組の目的を踏まえ、放送局・放送曜日・放送時間を定めて、その放送枠でのテレビ・ラジオ番組の制作・放送を行うものであるが、放送枠については、契約相手のみが放送局より販売を委ねられているものであるため、特命随意契約により契約を締結している。」ということであるが、契約金額（落札率 100.0%）の妥当性については具体的な根拠が不明確であることから、広報広聴部は、視聴率調査、テレビ局・広告会社が実施するモニター調査、広報広聴活動に関する調査などについて、効率性・経済性の観点から、外部有識者の視点も取り入れるとともに、定量的な実績の分析を行うなどして一定の評価を行うこと、また、これらを総合的に勘案した上で、公平性・経済性・競争性の観点から、契約金額の妥当性について検証することとされたい。

4. 都民情報ルームの所蔵一覧について

広報広聴部が所管する都民情報ルームのホームページには、約 3 万点の都政情報に関する資料の一覧が掲載されている。一方、これとは別に、都民情報ルームにおいても、蔵書検索システムにより、所蔵一覧などを把握することができる。したがって、都民は、前者にアクセスするか、後者にアクセスすることによって、都政情報に関する資料を検索することができる。

しかしながら、前者のデータは、更新が年 1 回であることから、アクセス時点において、後者のデータをすべて把握することができない状況にある。

ここで、前者のデータの更新が年 1 回であることの理由を質問したところ、「都政情報に関する資料は毎年定期的に刊行されるものが多いため」という回答を得た。しかしながら、後者の蔵書検索システムでは、すべてバーコードによって所蔵・貸出しのデータを入力しており、訪問時点の最新データを把握することが可能である。したがって、このような後者のデータを活用して、より頻繁に前者のデータを更新することができれば、利用者の立場にとって、更に利便性が向上するものと考えられる。

（意見 2－14）都民情報ルームにおける所蔵一覧のホームページへの掲載について

広報広聴部が所管する都民情報ルームのホームページには、約 3 万点の都政情報に関する資料の一覧が掲載されているが、これとは別に、都民情報ルーム内においても、蔵書検索システムによって、所蔵一覧などを把握することができる。都民は、前者にアクセスするか、後者にアクセスすることによって、都政情報に関する資料を検索することができる。しかしながら、前者は更新が年 1 回であるのに対して、後者はバーコードによって管理し、最新のデータを入力しているため、両者のデータについては適時性に大きな乖離が認められる。後者のデータを活用し、より頻繁に前者のデータを更新することができれば、利用者の立場にとって、更に利便性が向上することから、有効性・経済性の観点から、このような更新の可否を検討の上、蔵書検索システムをホームページで公開するなど、データの適時性を確保することとされたい。

5. 他局等との連携について

広報広聴部では、前述の調査結果を受けて、「広報東京都」がより利用しやすい広報紙となるように、次のような取組を行っている。

- ・平成 25 年 11 月号からリニューアルを図り、幅広い年齢層への訴求効果を高めるため、紙面をオールカラー化するとともに、インパクトある題字デザインで新聞折り込みチラシの中で埋没しないような取組
- ・解説記事は右開き、告知記事は左開きのデザインとすることで、紙面の検索性を向上させる取組
- ・高齢者の購読率が高いことから、行間を広く、文字を大きくし、識別しやすいユニバーサルデザインフォントを取り入れるなど、より読みやすい紙面とする取組

このように、広報広聴部は、広報紙の利用拡大に向けた、様々な取組を実施しているものの、都が広報紙やテレビ・ラジオ番組などを通じて行う広報活動の充足度を訪ねたところ、「十分だと思う」(5.0%)と「まあ十分だと思う」(20.4%)を合わせた『十分だと思う』は 25.4%となった。一方、「不十分だと思う」(20.4%)と「やや不十分だと思う」(13.0%)を合わせた『不十分だと思う』は 33.4%となっており、『不十分だと思う』が『十分だと思う』を上回っている。

まず、「広報東京都」の閲読状況についての調査結果は、表 D2-5-1 のとおりである。

表 D2-5-1 「広報東京都」の閲読状況

「広報東京都」の閲読状況	割合
ときどき読んでいる	30.0%
ほとんど読んでいない	26.5%
発行していることを知らなかった	25.1%
毎月読んでいる	17.5%
無回答	1.0%

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 本表は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、項目を合計しても 100.0%とならない。また、表 D2-5-2 についても同様である。

表 D2-5-1 のとおり、毎月「広報東京都」を閲読しているのは全体の 17.5%に

とどまっていることが分かる。それでは、都政情報の広報活動の充足度を不十分と感じているにもかかわらず、「広報東京都」を閲読しない理由は何か。

次に、広報紙「広報東京都」を読まない理由についての調査結果は、表 D2-5-2 のとおりであり、その中で最も多く挙げられているのが「入手しづらいから」ということである。

表 D2-5-2 「広報東京都」を読まない理由

読まない理由	割合
入手しづらいから	24.6%
読む時間がないから	17.7%
都政に関心がないから	14.1%
紙面が面白くないから	13.5%
気付かなかったから	7.2%
他の媒体から情報を得ているから	6.4%
その他	7.5%
無回答	9.1%

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

この調査結果を受け、広報広聴部では、これまで区市町村の窓口や都営地下鉄の駅・警察署・郵便局等配架先を積極的に拡大する取組を行ってきたことは、先にも述べたところである。当該施策により配架箇所数の総数が増加傾向にあることから、都民が手に取る機会が増えているという点においては、一定の評価をすることができる。なお、直近3年間の配架箇所数の推移は、表 D2-5-3 のとおりである。

表 D2-5-3 「広報東京都」配架箇所数の推移

(単位：箇所)

配架先	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公共施設	3,518	3,511	3,486
JR・私鉄 鉄道駅	25	29	109
4 年制大学	63	82	82
生活協同組合	－	－	64
民間医療機関	－	－	31
公共文化施設	－	－	74
合計	3,606	3,622	3,846

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

一方、広報広聴部が配架を希望しても、配架コストとの兼ね合いから、実際に配架を行えない箇所が複数存在することも事実である。このように、配架箇所数を無限に増加させ続けることは現実的には難しいことから、今後は、既存の配架先や公共施設をいかに有効に活用していくかという点、すなわち効率性・経済性の観点が重要になるものと考えられる。

このような観点からすれば、表 D2-5-3 のうち、「公共施設」への配架数の推移が減少している点は見過ごせない状況である。

例えば、既存の配架先である「公共施設」の中には、多くの人々が訪れる都内有数の観光地として都庁第一本庁舎の展望台（以下、「都庁展望台」という。）が含まれている。しかしながら、この都庁展望台においては、実際に広報紙を配架しているものの、設置しているのみであり、広報広聴部は、実際の配布冊数の状況及びその傾向把握や対策を実施していない。さらには、都庁展望台の利用者数の推移状況も把握していない。

写真 D2-5-1 都庁展望台における「広報東京都」配架状況



（平成 27 年 10 月 23 日監査人撮影）

このように、都庁展望台の利用者数の推移を把握していない理由を質問したところ、「展望台は「国内外からの旅行者及び見学者を対象に観光情報等を提供し、東京に対する理解と関心を深める場」として設置されており、財務局の所管施設となるため把握を行っていない」という回答を得た。

しかしながら、このような広報広聴部の見解には問題があると言わざるを得ない。なぜなら、都庁展望台利用者には、現在の都民のみならず、将来は都内に転居する可能性のある者（いわば潜在的な都民）が含まれていること、また

2020 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国内外を問わず、今後はますます展望台利用者が増加することが予想されることから、このような利用者に対して広く都政情報を発信することは、日本を代表する地方公共団体として存在感を発揮できるとともに、国内外に対して、都政に対する理解と関心を深めることが可能となり、結果的に広報広聴行政の目的を効率的・経済的に達成できるものと考えられるからである。

なお、都民情報ルームと都庁展望台とを比較すると、表 D2-5-4 のとおり、利用者数に約 20 倍もの大きな差がある。また、表 D2-5-5 のとおり、開室時間にも開きがある。このようなことから、利用者の利便性の観点からは、「都庁展望台」の方がはるかに優れているものと考えられる。

表 D2-5-4 都民情報ルームと都庁展望台における利用者数の比較

場所	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
都庁展望台	約 145 万人	約 150 万人	約 153 万人
都民情報ルーム	約 9 万人	約 8 万人	約 9 万人

(都民情報ルームは生活文化局作成資料、都庁展望台は財務局作成資料より監査人が作成)

表 D2-5-5 都民情報ルームと都庁展望台における開室時間の比較

場所	開室時間	休室日
都庁展望台 (財務局所管)	9 時 30 分～23 時 00 分	・南展望室： 第 1 及び第 3 火曜日 ・北展望室： 第 2 及び第 4 月曜日 ※祝日に重なる場合は開室し、その翌日を休室とする ・年末年始
都民情報ルーム (生活文化局所管)	9 時 00 分～18 時 15 分	・土日祝日 ・年末年始

(都庁ホームページより監査人が作成)

このように、都庁展望台を一つの例として取り上げたのは、広報広聴部の広報紙の配架について、他局との連携が不十分であるからである。

都には、様々な部局が存在し、数多くの公共施設を保有するのであるから、広報広聴部は、効率性・経済性の観点から、どのように広報紙を配架することが、最少の経費をもって最大の効果をあげられるのかについて、他局との連携や区市町村との連携など、更なる改善策を図る体制を早急に再構築することが必要であると考えられる。

（意見２－１５）他局等との連携について

広報広聴部は、広く都政情報を発信する広報紙について、その配架箇所を区市町村の窓口や都営地下鉄の駅・警察署・郵便局などで積極的に拡大する取組を行ってきたところであるが、ここ数年は公共施設の配架箇所数が減少傾向にある。都には、様々な部局が存在し、例えば都庁第一本庁舎にある展望台のように、数多くの公共施設を保有することから、広報広聴部は、効率性・経済性の観点から、どのように広報紙を配架することが、最少の経費をもって最大の効果をあげられるのかについて、他局との連携や区市町村との連携など、更なる改善策を図る体制を早急に再構築することとされたい。

Ⅲ 都民生活、男女平等参画推進事業に関する指摘と意見

1. 公益社団・財団法人の認定について

都民生活部は、公益認定法等に基づき、東京都公益認定等審議会を設置し、公益法人の認定及び監督を実施している。

ここで、本報告書第3のⅥの9.「公益財団法人東京都歴史文化財団について」及び10.「公益財団法人東京都交響楽団について」に記載のとおり、いずれの財団も、海外などで公益目的事業を実施していることから、本来であれば定款にその旨を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受けるべきではないか、という疑問が生じる。

【（参考）「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）平成27年4月版」内閣府 問Ⅰ-9-①より抜粋】

問Ⅰ-9-①

（公益認定申請先行政庁）

公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

中略

3 具体的には、現在の主務官庁が国の機関か地方自治体かにかかわらず、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。

中略

4（2）事業を行う地理的範囲の意義

事務所が一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、例えば芸術団体で他の都道府県でも興行している法人、学術団体や産業団体で他の都道府県からも幅広く社員、会員を組織し、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るなど、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2以上の都道府県において事業を実施するものと考えられますので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定め

るようになっています。

一方で、公益目的事業を２以上の都道府県で行う定款の定めのある法人について、当該定めが実態を伴わない場合には、実態に合わせた申請の指導を行います。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

このような疑問に対して、都民生活部は「都響は、主要な公演を定款の記載のとおり東京都内で実施しており、他の公共団体や施設などから依頼されて他道府県や海外で実施する公演は、その都度依頼によって時期や場所も異なる単発的に実施する事業であると判断し、都知事の所管法人」であること、また「歴史文化財団は、①事業の実態が、海外の公益に資することを目的とはせず、事業を通じて東京の文化発信力を高め、東京都における公益を増進することを目的としていること、②法所管庁である内閣府に確認したところ、「申請先行政庁は事業の目的がどこに向かっているかで判断すべき」として、本件についても都知事の所管とすることができるとの回答を得たこと」から適正な処理をしているとの主張であった。都民生活部は都響に関して内閣府に確認していないが、監査人としては、公益法人制度上の取扱いに関する判断を行う立場にはないことから、このような疑問についての指摘・意見を差し控えることとした。

2. 東京ウィメンズプラザについて

(1) 建物の賃貸借について

① 賃借物件の概要について

本報告書第2のⅡの2. 表C2-2-5のとおり、東京ウィメンズプラザの運営に係る費用のうち、賃貸借等に係る費用が7割超を占める。

東京ウィメンズプラザは、東京都渋谷区神宮前にあるコスモス青山に入居しており、東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線の表参道駅から徒歩7分又はJR・東急東横線・京王井の頭線・東京メトロ副都心線の渋谷駅宮益坂口から徒歩12分という交通の便に恵まれた立地に所在する。

東京ウィメンズプラザが入居しているコスモス青山は、土地を所有していた都が信託銀行と信託契約を締結し、信託銀行が建設した建物である。

平成元年4月に発表された「東京ウィメンズプラザの基本構想」において、現在の場所に設置することが明記されており、建物自体も東京ウィメンズプラザが入居するために特殊な仕様になっているとのことである。

表 D3-2-1 コスモス青山土地信託事業の概要

名称	コスモス青山
所在地	東京都渋谷区神宮前 5-53-15
信託目的	東京ウィメンズプラザ及び賃貸用業務施設ビルを建設し、管理・運用する
延床面積	41,027 m ²
施設概要	地上5階、地下4階
契約日	平成元年11月24日
建物完成日	平成7年7月31日
供用開始日	平成7年8月1日
受託者	三井住友信託銀行株式会社（代表受託者） みずほ信託銀行株式会社

(財務局「事業概要 平成27年版」より監査人が作成)

② 東京ウィメンズプラザのこれまでの賃貸借契約について

東京ウィメンズプラザを所管する生活文化局は、コスモス青山に入居するテナントとして信託銀行と賃貸借契約を締結している。

東京ウィメンズプラザの入居するコスモス青山の建賃貸借契約については、平成7年8月1日に締結された原契約以後、毎年度契約更新が行われており、契約初年度から当初信託期間終了まで、月額賃借料が変更されていなかった。

そこで、過去の賃借料改定の検討や、賃借料の妥当性の検討、周辺相場との比較状況について、契約部署である生活文化局にヒアリングしたところ、「東京ウィメンズプラザの賃借料は、財務局が所管する土地信託事業計画を基本として定められていた。この土地信託事業計画は、信託期間中の事業計画、資金計画及び収支計画を含むものであり、それら全体を通して賃借料の妥当性が決定されていた。」との回答を得た。

東京ウィメンズプラザは、都が青山車庫跡地の利活用を目的とした土地信託を導入するに当たって、信託目的の主たる用途として明記されている「公的施設部分」に該当する。つまり、東京ウィメンズプラザが入居している建物は、建設計画の当初から長期間の入居を前提としていた。また、東京ウィメンズプラザの事業に必要な特別仕様（多目的ホールや図書室等）となったため、土地信託契約において、公的施設部分の賃借料については、信託銀行が作成した土地信託事業計画を基本として定めることとしており、これに基づいて東京ウィメンズプラザの賃借料は定められていた。そのため、東京ウィメンズプラザの賃借料については土地信託の枠組みの中で決定し、市場価格に左右されるものではないと、都は考えていたとのことである。

なお、東京ウィメンズプラザを賃借するに当たっては生活文化局が信託銀行と賃貸借契約を締結しているが、賃借料の決定については生活文化局と財務局が調整し、これを受けた財務局が信託銀行と協議して賃借料を定めていた。

③ 土地信託の契約延長後の賃貸借契約について

平成27年9月28日に当初の土地信託契約期間が満了し、都は5年間の延長契約を締結したが、当初の土地信託契約期間満了後に土地信託契約の延長をするに当たっては、賃借料及び共益費を引き下げよう、生活文化局から土地信託事業を所管する財務局へ要望書が提出された。当該要望書は平成25年9月27日に、生活文化局男女平等参画担当部長から財務局利活用調整担当部長宛に提

出されたものであり、要望書において、引き下げ要望の理由として「平成 27 年度に信託期間を終了する土地信託契約において土地信託事業計画を基本として定めることとなっており、これまでは、建物の建設経費の性格を有していたが、信託期間満了後、土地信託契約の延長をする場合に当たっては、賃借料の引き下げが可能と考えられる」と記載されていた。

実際に賃借料の改定に当たっては、生活文化局が信託銀行と賃借料の減額交渉を行い、平成 27 年 9 月 14 日に、信託銀行から生活文化局長宛に「東京ウィメンズプラザ施設賃料の改定について」という通知書が送付され、賃借料が改定された。当初の信託期間終了後の賃借料については、信託銀行が第三者の不動産鑑定士より鑑定評価書を取得しており、生活文化局は、契約締結に当たり、不動産等の評価部門である財務局財産運用部管理課評価係に内部評価を依頼し、同係が実施した内部評価に基づき、賃借料水準の妥当性を判断した上で合意しているとのことであった。

東京ウィメンズプラザの賃借料等を含む運営コストについては、少なくとも都税が投入されているため、事業の有効性・経済性などの観点から、生活文化局のホームページにおいて都民に分かりやすく公表することが望ましいと考える。

しかしながら、生活文化局にこの点を確認したところ、以下のとおり、都としては賃借料など契約の詳細について公表することはできないとの見解を得た。監査人としては、守秘義務契約及び情報公開条例上の取扱いに関する判断を行う立場にはないことから、東京ウィメンズプラザの運営コストについての指摘・意見を差し控えることとした。

「賃借料」の性格について

不動産賃貸市場においては、賃貸人と賃借人の交渉により、相対で賃借料は決定しており、一般に広く公開されているものではなく、賃借人が賃借料等の記載された賃貸借契約の内容を第三者に提供することは制限されているのが一般的である。

これは、賃借料等の契約内容に係る情報が第三者に提供されてしまうことにより、市場競争力が損なわれ、企業側の不利益発生を防止することを主眼としたものである。なお、都においても平成 22 年に信託事業に関する開示請求があった際に、テナントとの賃貸借契約に関する内容は非開示とした事例がある。（東京都情報公開条例第 7 条第 3 号）

「東京ウィメンズプラザの賃借料・共益費の算定根拠について」

信託契約延長後の賃借料等については、信託銀行が第三者の不動産鑑定士より鑑定評価書を取得しているが、信託銀行はこれに基づき、借主である生活文化局に改定後の賃借料等を

提示した。生活文化局は、その妥当性について、改めて都の内部の評価部門である財務局財産運用部管理課評価係に内部評価を依頼した上で、判断している。なお当該鑑定評価書は信託銀行が取得したものであり、第三者である不動産鑑定士により評価されたものであり、適正な賃借料等の水準を裏付けるものであると判断している。

「賃借料等の公表について」

信託銀行から提示される鑑定評価書については、民間企業である信託銀行と、信託銀行が鑑定を依頼した不動産鑑定士との間で交わされている守秘義務契約上、広く公表することはできない。

都としては、延長期間における収支を試算しているが、信託報酬以外の収支試算の内容は公表していない。

これは同業他社やテナントが、それら賃借料等の情報を入手した場合には、ビル運営や交渉の場面等、様々な局面においてオーナー側（信託銀行）に不利に働き、賃借料水準の下落や空室増加を招く可能性があること、このため、結果的に、信託ビルの収益力や資産価値が低下し、信託事業運営に支障をきたす恐れがあることから、賃借料等に係る数値については公表していないものである。

また、都の財務局財産運用部管理課評価係が実施している内部評価に関しても、当該文書は東京都情報公開条例第 7 条第 6 号のいわゆる「行政運営情報」に当たり、仮に開示請求があったとしても算定根拠等を非開示としているものであるため、この点からも、賃借料等は公表には馴染まないものと考えられる。

(2) 貸出施設の利用状況について

東京ウィメンズプラザでは、表 D3-2-2 の貸出施設及び表 D3-2-3 の附帯設備を都内に活動拠点があり、非営利の団体・グループに対し、貸し出している。なお、ホール及びその附帯設備については、営利団体であっても営利を目的としていない場合は貸出しが可能である。

表 D3-2-2 東京ウィメンズプラザ貸出施設の利用料金表

(単位：円)

施設名			全日 9～21 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～21 時
ホール（246 席・553 ㎡）			146, 200	48, 700	60, 900	60, 900
視聴覚室 （181 ㎡）	分割しないで使用		19, 600	6, 500	8, 100	8, 100
	分割して使用	A	6, 600	2, 200	2, 700	2, 700
		B	6, 600	2, 200	2, 700	2, 700
		C	6, 400	2, 100	2, 700	2, 700
第一会議 室（97 ㎡）	分割しないで使用		10, 400	3, 400	4, 300	4, 300
	分割して使用	A	4, 800	1, 600	2, 000	2, 000
		B	5, 600	1, 800	2, 300	2, 300
第二会議 室（74 ㎡）	分割しないで使用		8, 000	2, 600	3, 300	3, 300
	分割して使用	A	3, 500	1, 100	1, 400	1, 400
		B	4, 500	1, 500	1, 900	1, 900
第三会議室（和室）（33 ㎡）			3, 500	1, 100	1, 400	1, 400
第一講師控室（11 ㎡）			1, 100	300	400	400
第二講師控室（18 ㎡）			1, 900	600	800	800
ビデオ編集室（12 ㎡）			1, 200	400	500	500

(東京ウィメンズプラザホームページより監査人が作成)

表 D3-2-3 東京ウィメンズプラザの附帯設備の利用料金表

(単位：円)

施設名	附帯設備名	全日 9～21 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～21 時
ホール	拡大投影装置 (OHC)	4,500	1,500	1,800	1,800
	映写装置 (ビデオ)	8,300	2,700	3,400	3,400
	映像投影機 (プロジェクター)	13,900	4,600	5,800	5,800
	ビデオカメラ・調整卓	12,800	4,200	5,300	5,300
	ピアノ	7,300	2,400	3,000	3,000
視聴覚室	映写装置 (天吊りプロジェクター、ビデオ)	28,500	9,500	11,800	11,800
	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
第一会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
	音響装置	1,500	500	600	600
第二会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
	音響装置	1,500	500	600	600
第三会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200

(東京ウィメンズプラザホームページより監査人が作成)

仮に、上記の貸出施設及び附帯設備の利用率がいずれも 100%である場合、1 日当たりの施設利用料金収入の合計は 271,800 円となる。

東京ウィメンズプラザの休館日は表 C2-2-2 で記載のとおりであり、年間 19 日である。そのため、貸出施設及び附帯設備の利用率が 100%である場合の年間の施設利用料金収入合計は以下のとおりである。

@271,800 円/日	×	(365 日 - 19 日)	=	94,042,800 円

東京ウィメンズプラザにおいて、外部からの収入が得られる手段としては、主に貸出施設及び附帯設備の施設利用料金収入である。

一方、東京ウィメンズプラザの運営に係る費用は、平成 26 年度当初予算額で 963,551 千円であり、うち、建物賃借料等は 706,744 千円であることから、仮に利用率が 100%であったとしても、施設利用料金収入では運営費用の 9.8%、賃借料等の 13.3%しか賄えないことになる。

そこで、東京ウィメンズプラザの貸出施設及び附帯設備の利用料の決定方法を質問したところ、貸出施設の維持管理に係る人件費、維持管理費、減価償却費を基に算出しているとの回答を得た。なお、貸出施設の利用料については、財務局が 2 年に 1 回見直しを行い、受益者負担適正化調査に基づいて決定している。また、建物賃借料を含む資本的経費については、財務局が定める全庁的な基準により、原則として利用料に反映させないこととしている。

表 D3-2-4 東京ウィメンズプラザの貸出施設維持管理に係る経費を基に算出した事業費

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費 (※)	3,360	3,360	3,360
維持管理費	25,200	25,147	26,167
うち、貸出施設に係る維持管理費	23,247	23,194	24,277
うち、ホール特有の維持管理費	1,953	1,953	1,890
合計	28,560	28,507	29,527

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 減価償却費は、開館より 20 年が経ち、設備の耐用年数を経過しているため考慮外とのことである。

※ 財務局が示した単価により算出した、施設管理事務（業者との調整や契約等）に係る都職員の人件費

都によると、東京ウィメンズプラザの貸出施設利用料については、表 D3-2-4 に示したとおりの貸出施設の維持管理に直接係る費用を賄うように設定されているとのことである。

次に、東京ウィメンズプラザの貸出施設及び附帯設備の利用率の推移は、表 D3-2-5 及び表 D3-2-6 のとおりである。

表 D3-2-5 貸出施設の利用率の推移

(単位：％)

施設名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (10 月末まで)
ホール	59	50	48	57
視聴覚室	57	54	55	59
第一会議室	70	67	68	68
第二会議室	72	69	69	71
第三会議室	63	65	66	69
平均	64	61	61	65

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 利用時間単位（午前、午後、夜間）及び最少貸出単位に細分化（視聴覚室は 3 部屋、第一・第二会議室は 2 部屋に分割）し、各施設の利用コマ数を利用可能コマ数で除して算出。

表 D3-2-6 附帯設備の利用率の推移

(単位：％)

施設名	附帯設備名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ホール	拡大投影装置 (OHC)	1.2	0.6	0.0
	映写装置 (ビデオ)	1.8	0.8	0.1
	映像投影機 (プロジェクター)	35.5	36.3	33.8
	ビデオカメラ・調整卓	2.6	0.5	0.7
	ピアノ	8.5	3.9	5.0
視聴覚室	映写装置 (天吊りプロジェクター、ビデオ)	7.1	6.9	9.6
	卓上映写機 (プロジェクター)	23.8	25.0	31.8
第一会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	－	－	－
	音響装置	12.6	10.9	12.4
第二会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	－	－	－
	音響装置	5.4	5.1	4.2
第三会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	－	－	－

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

また、東京ウィメンズプラザにおける貸出施設及び附帯設備の貸出しによる施設利用料収入の推移は、表 D3-2-7 及び表 D3-2-8 のとおりである。

表 D3-2-7 貸出施設の貸出しによる利用料収入の推移

(単位：千円)

施設名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ホール	23,409	19,335	21,424
視聴覚室	3,819	3,555	3,559
第一会議室	2,325	2,277	2,309
第二会議室	1,931	1,950	1,885
第三会議室	773	826	833
ビデオ編集室	27	5	2
第一講師控室	221	212	216
第二講師控室	445	418	416
合計	32,950	28,578	30,644

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D3-2-8 附帯設備の貸出しによる利用料収入の推移

(単位：千円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
附帯設備の利用料収入合計 (※)	2, 083	2, 039	2, 064

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 施設予約システムにおいて項目別の集計をしていないため、内訳別の利用料収入は不明。

表 D3-2-5 のとおり、平成 26 年度の東京ウィメンズプラザの貸出施設については、施設全体の利用率が 61%と低く、特にホールの利用率は 48%にとどまっていることから、利用率の向上を図ることが必要であると考えられる。

そこで、利用率の向上のために実施している施策を質問したところ、「民間企業にチラシ等を配布するなどして利用を呼び掛けたり、ホームページのデザインを一新して施設貸出しの PR を充実させたりしている」との回答を得た。しかしながら、表 D3-2-5 のとおり、利用率の推移を見る限り、平成 27 年度 10 月末までにおいて利用率の上昇の兆しが見られるものの、顕著な効果が出ていないことから、貸出施設の利用率を向上させるためには、更なる改善策が必要であるものと考えられる。

(意見 2-16) 貸出施設の利用率について

東京ウィメンズプラザでは、ホールや会議室等の貸出事業を実施しているが、その施設全体の利用率がここ数年 60%前後と低迷しているため、この利用率を改善すべく、ホームページのデザインを一新するなどの対策を講じている。しかしながら、その貸出施設が好立地であり、平成 27 年度において利用率の上昇の兆しが見られるものの、改善策の効果はいまだ十分ではないことから、有効性・経済性の観点より、貸出施設の利用率を向上させるために、更なる改善策を講じる体制を構築することとされたい。

(3) 相談事業について

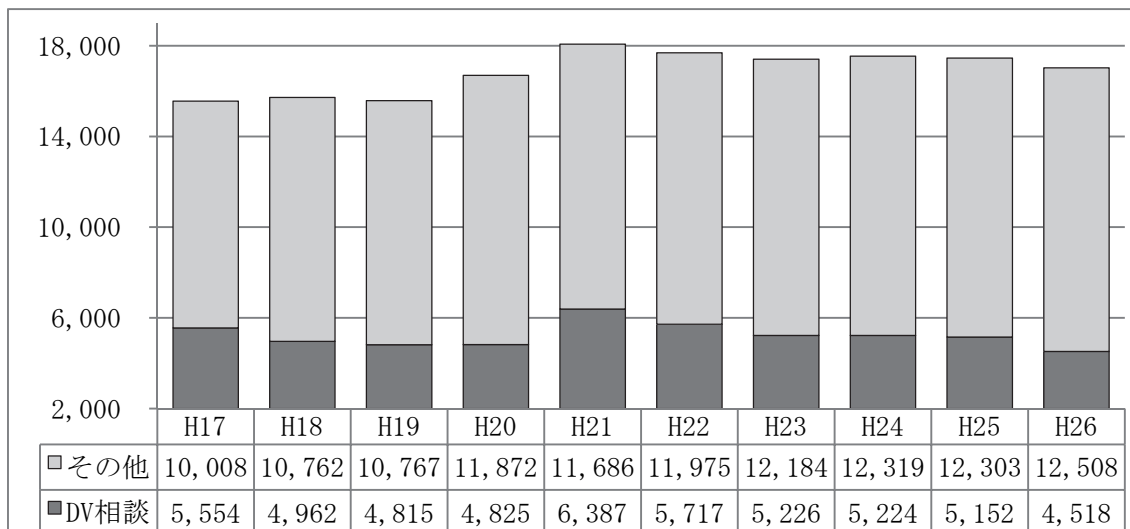
東京ウィメンズプラザでは、相談事業として以下の相談を実施している。

- ①一般相談
- ②特別相談
 - ア 法律相談
 - イ 精神科医師による面接相談
 - ウ 男性相談
- ③スーパーバイズ

平成 17 年度から平成 26 年度の、東京ウィメンズプラザで受けた相談件数の推移はグラフ D3-2-1 のとおりである。

グラフ D3-2-1 相談件数の推移（平成 17 年度から平成 26 年度）

（単位：件）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

なお、東京ウィメンズプラザで受けている相談事業の電話応答率の推移は表 D3-2-9 のとおりである。

表 D3-2-9 電話応答率の推移

(単位：％)

年度	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
応答率	19.7	23.2	27.7	33.9	32.9	29.3	27.8	25.3	25.1	17.4

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 応答率＝応答回数÷着信回数×100 として計算している。

東京ウィメンズプラザの電話相談の応答率は表 D3-2-9 のとおり、平成 22 年度以降逡減しており、平成 26 年度に至っては 17.4％という直近 10 年で最も低い水準になっている。

このように、東京ウィメンズプラザで受けている電話相談の応答率が低い理由を質問したところ、「電話相談に係る相談員及び電話回線数が少ない状態が続いているため」との回答を得た。平成 17 年度から平成 26 年度の相談対応状況は、相談員が 12 名、電話回線が 3 回線である。

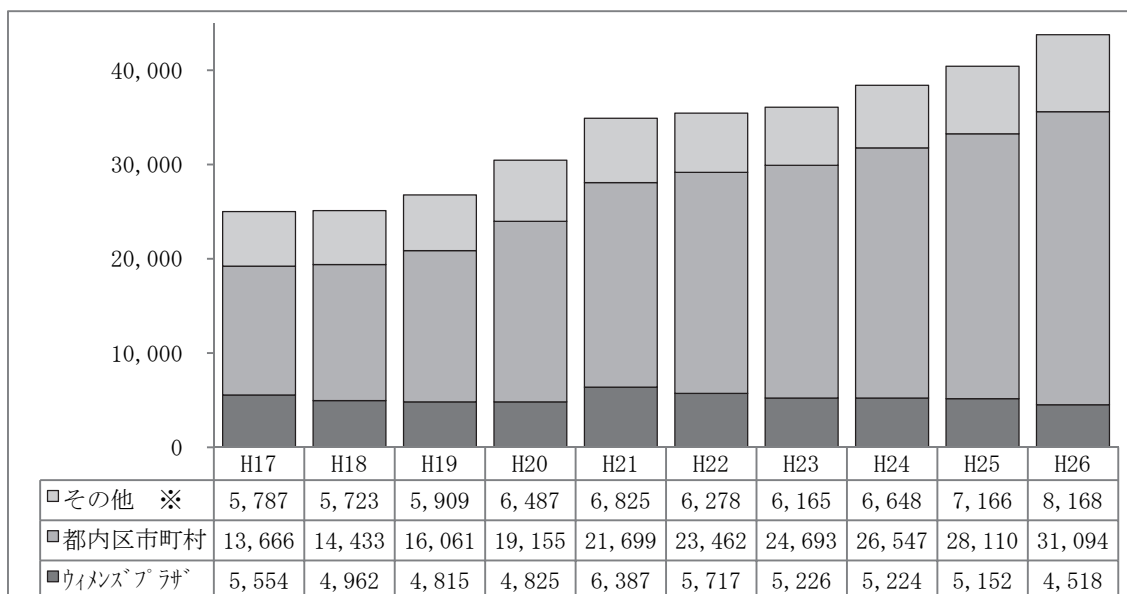
東京ウィメンズプラザでは、様々な女性の悩み相談を受けている。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV に関する悩みや被害の相談についても相談を受けている。

都によると、平成 19 年度の配偶者暴力防止法の改正により、被害者にとってより身近な地域で相談できる体制を整備するため、区市町村における配偶者暴力相談支援センターの整備が努力義務とされ、以降、東京ウィメンズプラザは区市町村相談員の養成のための各種研修の実施や、区市町村の支援センター機能整備に向けた支援を行うなど、都内のセンター・オブ・センターズとしての役割を果たすことに力点を置いてきたとのことである。また、その結果、現行の「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成 24 年度～平成 28 年度)においても、都が区市町村における支援センターの設置を支援していくとしている。

そのため、グラフ D3-2-2 のとおり、東京ウィメンズプラザの DV 相談件数は横ばいである一方、平成 27 年 3 月現在、区市町村において 7 団体において支援センターが設置された結果、区市町村の DV 相談件数は増えている。

グラフ D3-2-2 都域における DV 相談件数の推移

(単位：件)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 女性相談センター及び警視庁の配偶者暴力相談件数の合計

ここで、グラフ D3-2-2 より、都域全体においては、DV 相談件数は右肩上がり
に伸びている。こうした状況にある中で、東京ウィメンズプラザで受けている
DV 相談件数が横ばいである状況を見ると、相談需要の増加に対して的確に対応
できていないのではないかと懸念が残る。

現に、東京ウィメンズプラザでは、平成 27 年度に電話回線数を 3 回線から 4
回線に増設し、相談員を 12 人から 16 人へ増員させたことによって、平成 27 年
4 月から 8 月までの相談件数は前年同期比で、一般相談が 2,280 件の増加（増加
率 35.1%）、DV 相談が 343 件の増加（増加率 19.2%）となっている。また、応
答率は、平成 26 年度通期で 17.4%であったのに対し、平成 27 年 4 月から 8 月
末までの期間の応答率が 20.7%と、3.3%上昇している。このような状況から、
潜在的な需要はあるにもかかわらず、東京ウィメンズプラザがこれに応えられ
ていなかった可能性を否定できない。また、この応答率の分母である着信数は、
平成 22 年度から毎年増加しており、平均すると 4.7%の伸び率であったが、平
成 26 年度は前年比 40%を超える異常な増加率が認められた。しかしながら、現
時点において東京ウィメンズプラザは、着信数の急激な増加原因の分析はでき
ていないとのことである。

そのため、東京ウィメンズプラザは、低い応答率の原因の分析に努めるとと
ともに、都域全体での相談需要の増加への対応が必要である。

(意見 2-17) 東京ウィメンズプラザにおける相談事業の応答率について

東京ウィメンズプラザは、都域の DV 等の相談ニーズに対応するため、区市町村に対して、相談員の人材育成や配偶者暴力相談支援センター機能の整備促進を図るとともに、東京ウィメンズプラザにおける応答率が低い原因を検討し、より一層の相談業務の充実に努められたい。

(4) 東京都女性相談センターとの連携について

都では、配偶者暴力相談支援センターとして、生活文化局所管の東京ウィメンズプラザと、福祉保健局所管の東京都女性相談センターを有している。

東京都女性相談センターは、緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性及びその者の監護する児童に対し、生活各般の相談、指導及び援護を行うことにより、その福祉の増進を図ることを目的に都が設置している機関である。主な業務として、電話・来所・出張等による相談業務、医学的・心理学的・職能的な判定を行う業務、一時保護業務、婦人保護施設等への入退所の決定、婦人保護施設の運営管理及び指導、広報・啓発活動、各種研修等を行っている。

東京都女性相談センターにおいても、以下のとおり、東京ウィメンズプラザと同様に女性の抱える様々な問題について相談事業を行っている。

一般相談	…	婦人相談員による夫等の暴力の相談、生活の問題・人間関係等の相談、配偶者暴力防止法第 10 条に規定する保護命令申立の情報提供・支援
専門相談	…	家事問題等の相談、医学的相談、心理学的相談

また、東京都女性相談センターは、センター（本所）と多摩支所を有しており、センター（本所）の電話相談受付時間は、以下のとおりである。

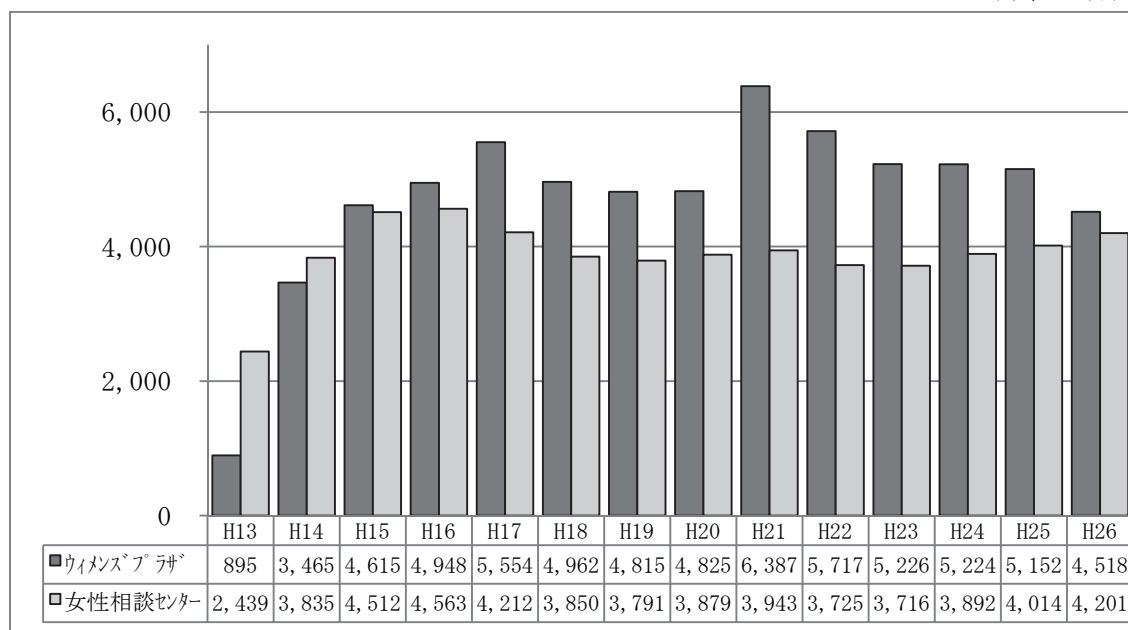
受付時間	…	午前 9 時～午後 8 時（土曜日、日曜日、祝休日、年末年始除く）
緊急相談	…	上記時間以外の夜間、土曜日、日曜日、祝休日、年末年始

つまり、東京都女性相談センター（本所）では、緊急相談を含めると、24 時間 365 日電話相談業務を行っている。一方、東京ウィメンズプラザの相談受付時間は、年末年始を除く午前 9 時～午後 9 時までであり、夜間に対応していない。平日午前 9 時～午後 8 時は、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの 2 か所で相談対応を行っていることとなる。

ここで、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの相談件数を比較してみると、グラフ D3-2-3 のとおりである。

グラフ D3-2-3 都の配偶者暴力相談支援センターでの相談件数の推移

(単位：件)



(東京都女性相談センター「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成)

都の配偶者暴力相談支援センター機能を有する 2 つの機関のうち、東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担い、東京都女性相談センターは相談機能のほかに一時保護機能を担っているが、いずれも相談事業を共通して実施しており、相談件数に偏りはない。

ここで、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターは、総務局人権部、児童相談センター、精神保健センター、都立病院、教育庁、各区市町村関係機関、保健所、警視庁、民間団体等広範な関係機関を含めた配偶者暴力相談支援センター連携会議や、その他様々な会議において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターの共通の課題等について、意見交換や情報提供等を行っているとのことである。

しかしながら、同じ相談事業を行っている東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターは、相談事案についての日常的な情報共有の仕組みは存在していない。会議における事例の共有化だけではなく、被害者に対する直接的な支援を行う東京都女性相談センターと、都民に開かれた総合相談窓口として広範な相談に対応している東京ウィメンズプラザが、それぞれの特徴を活かしながら連携することで、都の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を更に高めていくことが可能であると考えられる。

（意見 2－18）東京都女性相談センターとの更なる連携について

都は、配偶者暴力相談支援センターとして、生活文化局所管の「東京ウィメンズプラザ」と福祉保健局所管の「東京都女性相談センター」の 2 つの施設において、ともに女性に関する相談受付機能を有しており、当該 2 施設は各種会議において情報交換を図っているが、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターで、日常的な相談事案についての情報共有の仕組みが存在していない。会議における事例の共有化だけではなく、これまで以上に東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターとが連携し、都の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を更に高めていくこととされたい。

(5) 外国人からの相談事業について

東京ウィメンズプラザにおいては、男女問わず様々な悩み相談等を実施している。しかしながら、外国人からの専用相談窓口は設けておらず、また、英語を話すことができる相談員を配置していないため、日本語を話すことができない外国人からの相談について、適時に解決することが不可能である。

外国人からの最近の相談状況について、東京ウィメンズプラザに質問したところ、主な外国人対応としては、都の配偶者暴力相談支援のセンター・オブ・センターズとして、直接被害者の支援に携わる区市町村や民間団体への支援を中心に行っているとのことであった。具体的には、区市町村の関係職員及び外国人DV被害者支援を行う民間団体向けに研修を行うほか、平成24年度には「外国人の配偶者暴力のための対応シート」を8か国語で作成し、区市町村や民間団体に配布・活用いただいているとのことであった。

また、外国人からの相談は特段増えていないため、外国人で日本語での相談が困難な相談者については、英語・中国語・韓国語に対応している広報広聴部都民の声課の外国人相談窓口や、英語・中国語・韓国語のほか、ポルトガル語・スペイン語・ベンガル語・インドネシア語・ベトナム語に対応している法務省の外国人総合支援センター等を案内しており、相談状況に特段の変化が見られない限りは、こうした対応を続けていくとのことである。

ここで、都の外国語版総合ホームページに相談窓口の紹介があるが、これは広報広聴部都民の声課が実施している外国人相談窓口を示しているに過ぎないことから、これを見た外国人が、直接、東京ウィメンズプラザに電話を掛けるとは言い難いものと考えられる。

東京ウィメンズプラザでは、外国人からの相談は極めて少ないため、これまでの対応を継続していくとのことであったが、東京ウィメンズプラザのホームページには外国人相談に関する案内に記載すらされていない。このことは、日本語が話せない外国人は東京ウィメンズプラザのホームページを見ることはなく、したがって東京ウィメンズプラザに電話を掛けることはない、と想定していることと同義であると考えられる。したがって、外国人からの相談が増えていないから窓口を設置する必要性が乏しい、という東京ウィメンズプラザの考え方は本末転倒である。

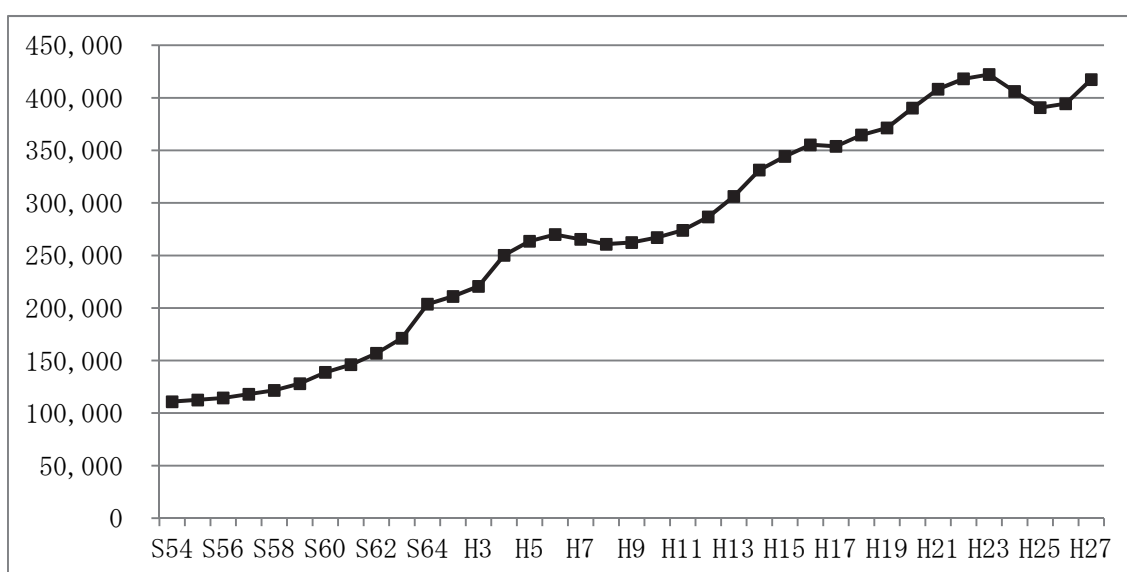
しかも、東京ウィメンズプラザと同じく配偶者暴力相談支援センター機能を担っている東京都女性相談センターにおいては、一時保護機能も有しており、外国籍女性について、通訳が必要な場合には通訳派遣依頼を行い、入所に際し

での説明や相談に応じている。これに対して、東京ウィメンズプラザでは外国人からの相談があった場合、他の外国人相談窓口を紹介しているとのことであるが、広報広聴部都民の声課の外国人相談窓口では外国語を話すことができる相談員が日常生活に関する相談等に応じる役割を果たしているに過ぎず、暴力などの被害に関する専門的な知識があるわけではない。

なお、グラフ D3-2-4 のとおり、都内に在住する外国人の人口は増加傾向にある。

グラフ D3-2-4 都内在住の外国人人口の推移（各年 1 月 1 日現在）

（単位：人）



（総務局「東京都の統計」より監査人が作成）

（注）平成 24 年 7 月までは外国人登録者数、平成 24 年 8 月からは住民基本台帳上の人口である。

このような外国人の人口の増加に伴って、今後ますます外国人からの相談が増えることも想定されるため、東京ウィメンズプラザは、単独で外国人相談を実施するのではなく、有効性・経済性などの観点から、外国人向けの案内について、リーフレットやホームページなどで情報提供をするとともに、他部署との更なる連携を図り、利用者にとっての利便性を向上させることが必要である。

（意見 2－19）外国人相談窓口について

東京ウィメンズプラザでは、外国人 DV 被害者支援に向けた区市町村及び民間団体への支援や外国人相談窓口などを行っているとのことであるが、その情報発信は十分ではない。今後は、都内の外国人の人口は増加し、日本語が理解できない外国人も多くなると予想されることから、外国人への積極的な情報提供が必要であると考えられる。

したがって、東京ウィメンズプラザは、有効性・経済性などの観点から、外国人向けの案内について、リーフレットやホームページなどで情報提供をするとともに、利用者にとっての利便性を向上させるため、東京都女性相談センター及び広報広聴部都民の声課の外国人相談窓口との連携を更に強化されたい。

IV 消費生活の安定と向上に関する指摘と意見

1. 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所の事業について

消費生活部は、本報告書第2のⅡの3.「消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所について」に記載のとおり、表D4-1-1に示した各事業を実施している。また、⑥消費生活センター事業と⑦計量の適正化の各事業について、それぞれ消費生活総合センター（多摩消費生活センターを含む）、計量検定所（本所、立川検査場、深川検査場、港南検査場）が所管している。

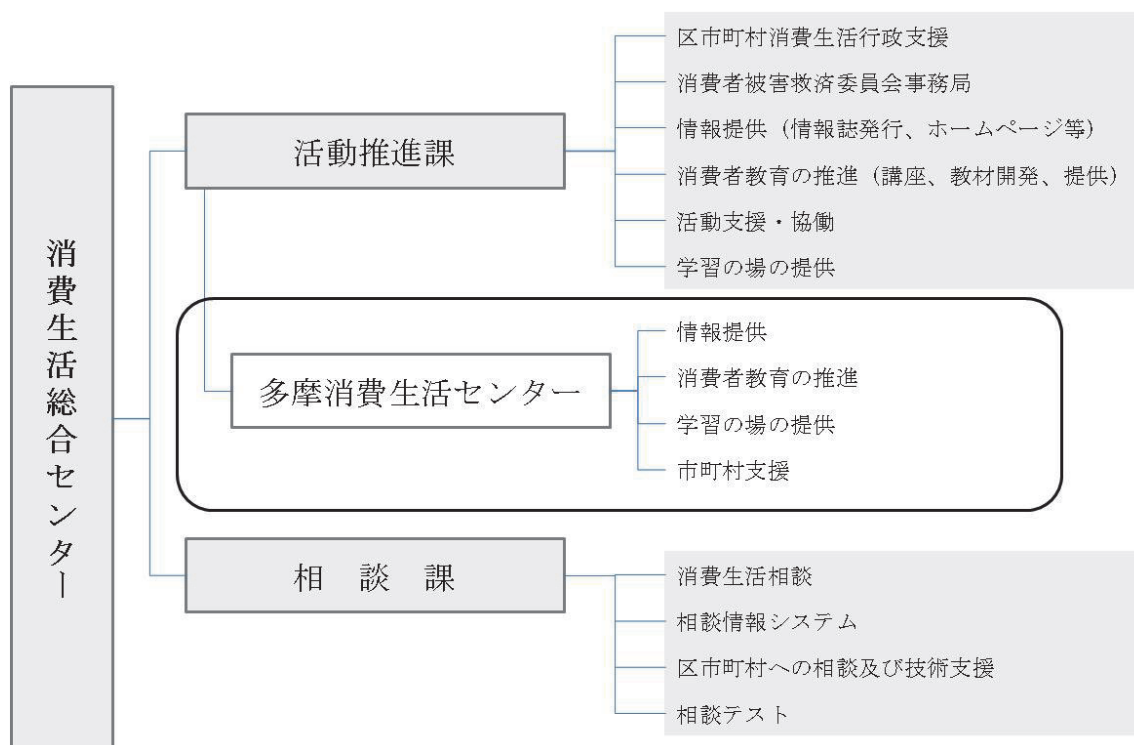
表 D4-1-1 消費生活部、消費生活総合センター及び計量検定所で実施している事業

事業	事業所名
① 消費生活行政の企画調整	—
② 取引指導事業	—
③ 安全対策事業	—
④ 消費生活協同組合の育成指導	—
⑤ 公衆浴場対策	—
⑥ 消費生活センター事業	消費生活総合センター (多摩消費生活センターを含む)
⑦ 計量の適正化	計量検定所（本所、立川検査場、深川検査場、港南検査場）

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

消費生活総合センターは、都民の主体的かつ合理的な消費生活を支援するため、表D4-1-2のとおり、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者教育の推進、消費者活動の支援・協働、相談に伴う商品テストなどの事業を実施している。多摩消費生活センターは、消費生活総合センターの活動推進課の一部であり、図D4-1-1において太線で囲まれている部分を所掌している。

図 D4-1-1 多摩消費生活センターの実施事業



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D4-1-2 消費生活総合センターと多摩消費生活センターの実施事業

事業	事業内容	消費生活総合センター （飯田橋）	多摩消費生活センター （立川）
消費生活相談	消費者被害の救済等を図るため、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に係る相談を受け付け、問題解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っている。	○	×
消費者被害救済委員会	消費生活総合センター等に寄せられた苦情、相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、都知事の附属機関である「東京都消費者被害救済委員会」に付託し、「あっせん・調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図っている。	○	×

区市町村消費生活行政支援	① 消費生活行政担当職員及び相談員向け研修 ② 市町村との共催講座 ③ 所長会、行政事務担当者連絡会等の開催 ④ ブロック会議等への出席 ⑤ 広報啓発物品の貸出し	△ (※1)	△ (※2)
情報提供	① 図書資料室で、消費生活に関する資料の閲覧、貸出し ② 「東京くらしねっと」の発行 ③ 視覚の不自由な方のための情報提供 ④ 消費者被害防止啓発 ⑤ インターネットや啓発資料による情報提供	○	△ (※3)
消費者教育の推進	① 消費生活講座 ② 教員向け講座など ③ 消費者教育教材の開発・提供	○	△ (※4)
活動支援・協働	① 東京都消費者月間事業（愛称「くらしフェスタ東京」） ② 教室・学習室、保育室、交流コーナーを提供 ③ 出前講座 ④ 出前寄席	○	△ (※5)
相談に伴う商品テスト	消費生活相談に資する技術的支援（区市町村も含む。（商品・サービスによる事故や不具合等に関する消費者からの相談による当該商品等に係る事故原因の究明テストや、商品等に関連する技術情報の提供））	○	×

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※1 ②以外の事業を行っている。

※2 ①以外の事業を行っている。

※3 ①と⑤のみ行っている。

※4 ①と②のみ行っている。

※5 ①と②のみ行っている。

2. 安全対策事業について

(1) 商品テストに関する情報について

消費生活部は、事故情報の収集分析や機動的調査の結果等に基づき抽出・選定した商品等についてテストを実施し、商品等に起因する危害・危険の再発及び未然防止を図っている。

消費生活行政が実施する商品等のテストには、安全対策事業で行う商品テストと消費生活センター事業で行う相談テストがある。

商品テストは、消費生活部が、商品等に起因する危害・危険の再発及び未然防止を目的に、消費生活相談の統計結果を基に年に数件の商品を抽出・選定して実施しているテストである。一方、相談テストは、消費生活総合センターにおいて、都民から寄せられる個々の消費生活相談を処理するに当たり、その原因究明のために当該商品等に対して実施しているテストである。

表 D4-2-1 商品テストと相談テスト

項目	内容	対象事業
商品テスト	事故情報の収集分析や機動的調査の結果等に基づき抽出・選定した商品等に関するテスト	安全対策事業（生活安全課）
相談テスト	商品・サービスによる事故や不具合等に関する消費者からの相談による当該商品等に係る事故原因の究明テスト	消費生活センター事業

（生活文化局「事業概要 平成 27 年版」より監査人が作成）

商品テストは、国民生活センター、都を含む全国の都道府県設置の消費生活センター及び区市町村設置の消費生活センターで実施されている。

国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施している。

商品テストは、国レベル、都道府県レベル、区市町村レベルでそれぞれ実施し、その結果を公表しているため、既に他の団体が実施している内容をテストの対象とすることは、都税の効率的な支出面から避けるべきと考えられる。

そこで、消費生活部が実施した内容と類似の案件が、国民生活センターでテストされているか確認したところ、表 D4-2-2 のような結果となった。

表 D4-2-2 過去 3 年間の商品テスト実施状況及び国民生活センターにおける類似テストの実施状況

年度		東京都		国民生活センター	
		実施内容	発表年月	実施内容	発表年月
平成 24 年度	①	子供向けエアガンの安全性	平成 24 年 11 月	なし	-
	②	ウォーターサーバーの安全性	平成 25 年 3 月	なし	-
	③	機械式立体駐車場の安全な使用	平成 25 年 4 月	なし	-
平成 25 年度	①	折りたたみ電動アシスト自転車の安全性（表示調査、組立調査、電動アシスト確認試験、モーターのみでの走行試験）	平成 26 年 3 月	販売時の表示とは異なり、公道走行できないペダル付き電動二輪車－電動アシスト自転車と外観が類似しているので要注意－	平成 26 年 3 月
	②	ストーブの安全な使用	平成 26 年 11 月	なし	-
	③	イオン式空気清浄機の性能及び安全性（集塵・脱臭性能テスト、排出するオゾン濃度測定）	平成 27 年 1 月	花粉やホコリ、ニオイ等の除去を謳った空気清浄機能の効果	平成 14 年 3 月
平成 26 年度	①	家具転倒防止器具の性能及び器具の組合せによる性能（ポール式・ストッパー式等の器具を使用し、タンス等の大型家具に対する加振テスト、表示調査）	平成 27 年 3 月	薄型テレビの転倒防止対策の重要性（粘着マット等を使用し、薄型テレビに対する加振テスト）	平成 24 年 3 月
	②	組立式家具の安全性（アンケートによる組立中の危害等調査、モニターによる本棚・食器棚等の組立テスト）	平成 27 年 9 月	組立途中で突然倒れた組立式テーブル（外観調査、荷重による事故再現テスト）	平成 24 年 11 月
	③	電子レンジの安全な使用（使用実態アンケート、レトルトパックの過熱など誤った使用方法による発煙発火テスト、突沸の再現テスト）	平成 27 年 10 月	電子レンジ庫内の発煙発火（庫内の汚れによる発煙発火テスト）	平成 27 年 3 月

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

また、消費生活部が平成 26 年度に実施した各テストに要した期間と費用は表 D4-2-3 のとおりである。

表 D4-2-3 平成 26 年度に実施した各テストに要した期間と費用

実施内容	テストに要した期間	費用（千円）
①家具転倒防止器具の性能及び器具の組合せによる性能	約 5 か月間	5,940
②組立式家具の安全性	約 5 か月間	1,587
③電子レンジの安全な使用	約 4 か月間	270

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D4-2-2 のとおり、消費生活部が平成 26 年度に実施した①～③のテストは、いずれも国民生活センターが実施している項目と重複している部分があると考えられる。

この点、消費生活部に、国民生活センターと連絡を密に取り、国民生活センターでどのような検証を予定・進行中か、把握できないのか質問したところ、商品テストの実施に当たり、国民生活センターが主催する会議（都道府県及び政令指定都市担当者が出席、年 1、2 回開催）に出席するなど、可能な限り、他の団体が行う商品テストの実施状況について、予定・進行中のものを含め把握に努めているが、国民生活センターで実施しているテストに関するすべての情報は、国民生活センターから消費生活部に提供されていない。商品テストの情報共有化について、消費生活部は国民生活センターに働きかけを行っており、現在、各団体が実施する商品テストのデータベース作成について、国民生活センターで検討を進め、相談の事故原因を究明するための相談テストについては、国民生活センターによりデータベースが構築された。

また、国民生活センターが実施したテスト結果について、消費生活部が消費者への情報提供として追加の検討が必要と判断した場合、追加のテストを、消費生活部が改めてテストするのではなく、国民生活センターに事前・事後的に追加テストを依頼することは現状できないとのことである。

各団体が実施する危害・危険の再発及び未然防止のための商品テストの計画や結果がデータベース化され、各団体がそれを利用することができれば、重複した商品テストの実施が避けられ、結果として商品テストに要する費用の削減や別項目の商品テストが実施できる等、都税の効果的な使用が可能となる。しかし、国民生活センターが商品テストのデータベースを作成するのかは未定である。消費生活部は引き続き国民生活センターへ情報共有化の働きかけを行うとともに、消費生活部としても他の団体が行う商品テストの実施状況の把握に努める必要がある。

(意見 2-20) 商品テストに関する情報について

消費生活部は事故情報の収集分析や機動的調査の結果等に基づき抽出・選定した商品等についてテストを実施し、商品等に起因する危害・危険の再発及び未然防止を図っている。しかしながら、同様のテストが国（独立行政法人国民生活センター）レベル、他の道府県レベル、区市町村レベルでも、それぞれ実施している場合があるにもかかわらず、このようなテストの情報の共有化が不十分な状況にある。現在、これらテスト情報の共有化を図るべく、消費生活部は独立行政法人国民生活センターに働きかけているところではあるものの、商品テストのデータベースの共有化についてはいまだ予定されていないことから、テストが重複しないよう、効率性・経済性の観点から、更なる働きかけを行い、テスト情報を把握することとされたい。

(2) 多摩消費生活センターにおける商品テスト用機材等の取扱いについて

多摩消費生活センターは、現在の場所に移転した平成 20 年 3 月以前まで商品テストを実施していたが、それ以降は商品テストを実施していない。この移転の際、使用予定が明確でなかった商品テスト用機材等が現在の同センターに持ち込まれている。このため、多摩消費生活センターには、表 D4-2-4 のとおり、主に商品テスト用機材等（物品）が長期間使用されずに保管されている。その保管状況は、写真 D4-2-1 のとおりである。なお、これら商品テスト用機材は特殊な機器であるため、多摩消費生活センターでは、現在、これらが実際に使用することが可能か否かを把握していない。

表 D4-2-4 多摩消費生活センターの不使用物品
(重要物品)

品名	取得価額 (千円)	取得年月	規格	物品管理番号
電光標示板	2,617	平成 9 年 3 月	ウチダ インフォボ ード UL-8	J98-000287
赤外線分光光度計	2,499	平成 11 年 8 月	島津 FTIR-8300 一式	J99-000482

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(一般物品)

品名	取得価額 (千円)	取得年月	規格	物品管理番号
ビデオカメラ	273	平成 9 年 4 月	実験実習室 OHC WE-MV180	L97-000876
ミキサー	108	平成 9 年 4 月	実験実習室 ミキサ ーWR-X02	L97-000870
冷凍庫	336	平成 9 年 11 月	メディカルフリーザ ー MDF-U536D	L97-001002
電気炉	344	平成元年 10 月	電気マッフル炉 FM-37	L93-002214
水素イオン濃度測定器	185	平成 5 年 9 月	東亜電波工業 pH メー タ HM-30V	L93-002998
分光光度計	808	平成 9 年 11 月	レシオビーム U-1100	L97-001003
遠心分離器	151	平成 13 年 8 月	アジティション遠心 器 AU-10	L01-000140
純水製造装置	494	平成 5 年 10 月	-	L93-002170
純水製造装置	312	平成 12 年 7 月	アドバンテック東洋 CPW-100	L00-000057
超音波洗浄装置	212	昭和 57 年 6 月	ブランソン 42	L93-002660

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 電光標示板、ビデオカメラ及びミキサーは商品テスト用機材ではない。

写真 D4-2-1 不使用となっている重要物品等



(平成 27 年 10 月 27 日監査人が撮影)

(注) 左は、電光標示版である。右は、機材室にて保管されている不使用物品である。

都が所有する物品のうち、今後使用予定のないものの取扱いは、東京都物品管理規則において、次のように規定されている。

【(参考) 東京都物品管理規則 (一部抜粋)】

第五節 所属換え等

(所属換えのあつせん)

第二十九条の二 局長又は所長は、当該局又は所の所属の出納員の保管に係る物品のうち、使用の見込みがなく、かつ、供用可能なものについては、会計管理者が別に定める場合を除き、所属換えのあつせんをしなければならない。

第六節 区分換え及び不用品の処分

(区分換えの決定)

第三十三条 局長又は所長は、当該局又は所に属する物品のうち、本来の用途に供することができないと認めるものがあるときは、他の区分に区分換えをしなければならない。この場合において、他の用途に供する見込みがないと認められるものについては、不用品に区分換えをしなければならない。

2 局長又は所長は、第二十九条の二の規定による所管換えのあつせんが不調となつたときは、当該物品を材料品又は不用品に区分換えをしなければならない。

(不用品の処分)

第三十五条 局長又は所長は、不用品を処分する場合にあつては、会計管理者が別に定める場合を除き、適正な対価による譲渡が困難であると認められときは、当該不用品を廃棄することができる。

この規則により、不使用物品については、今後の使用見込みを慎重に検討した上で、使用見込みがなく、かつ、供用可能なものについては、所属換えのあつせんをしなければならない。また、本来の用途に供することができないと認められるものは、不用品などに区分換えをしなければならない。

多摩消費生活センター内には、現在使用しておらず、今後も使用する予定のない物品が多数あることから、保管スペースの有効活用や保管コストを勘案すれば、速やかに、この規則に従った対応を行うことが必要である。

（指摘２－１）多摩消費生活センターにおける商品テスト用機材等の取扱いについて

多摩消費生活センターにおいては、平成 20 年度以降商品テストを実施していないにもかかわらず、商品テスト用機材等が多数保管されている。その保管スペースの有効活用や保管コストを勘案すれば、東京都物品管理規則に従って、今後の使用見込みを慎重に検討し、使用見込みがないものがあれば、所属換えのあっせん、あるいは不用品等に区分換えをするなど、速やかに適切な対応を図ることとされたい。

3. 消費生活相談事業について

(1) 消費生活相談事業の概要について

消費生活総合センターは、消費者被害の救済等を図るため、消費生活相談員（44 名）を配置し、都民の消費生活に係る相談を受け付け、問題解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っている。なお、相談業務は消費生活総合センターのみで実施されており、多摩消費生活センターでは行われていない。相談方法には電話相談と来所相談がある。

表 D4-3-1 平成 26 年度の消費生活総合センターにおける方法別相談件数 (単位: 件)

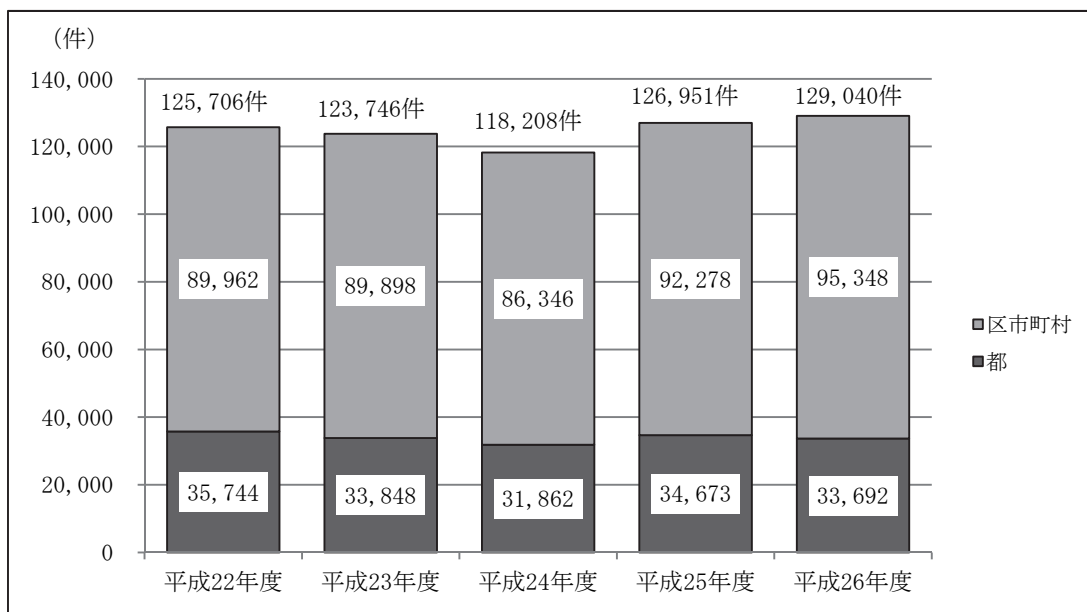
電話	来所	文書	計
32, 355 (96. 0%)	1, 282 (3. 8%)	55 (0. 2%)	33, 692 (100. 0%)

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 文書による相談は、原則として受け付けていない。

また、都内の消費生活相談は消費生活総合センター及び各区市町村で行われており、平成 26 年度における都全域の消費生活に関する相談件数は、グラフ D4-3-1 のとおり、129, 040 件である。この件数は、前年度より 1. 6% 増加している。

グラフ D4-3-1 相談件数の推移



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 平成 27 年 7 月 1 日より、消費生活相談の全国統一番号が「188」の 3 けた化されたため、平日日中の相談については各区市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口に優先的に接続されるため、今後は都と区市町村の受付割合が変化する可能性がある。

グラフ D4-3-1 から分かるように、都全域の消費生活に関する相談件数のうち、区市町村の消費生活センター等で受け付けている相談が、都内の総相談受付数の 70%超を占めている。消費生活総合センターは、この区市町村の消費生活センター等を支援する「センター・オブ・センターズ」として位置付けられており、高度専門機能を果たすため、平成 14 年より相談員を専門分野グループに編成し、専門分野別相談を実施している。

表 D4-3-2 10 の専門分野グループ及び相談員配置数（平成 27 年 9 月末現在）

(単位：人)

分野	内容	相談員 配置数
美容等	エステ、美顔機器、美容医療など	5
学習等	英会話スクール、学習教材、結婚相手紹介サービスなど	4
サイドビジネス	連鎖販売、副業あっせん、モデルタレント契約など	4
不動産	アパートの賃貸契約、マンション購入、リフォームなど	5
金融	株、商品先物取引、生命保険、損害保険など	4
通信	携帯電話、光回線、ケーブルテレビなど	5
旅行等	旅行、留学、引っ越し、廃品回収など	4
高齢者支援	高齢者からの相談、その家族や介護者などからの通報など	5
多重債務・通信デジタルコンテンツ	消費者金融などの多重債務や、オンラインゲームなど	4
安全・表示	商品やサービスの安全性、安全に関する表示や不当表示など	4
合計		44

(消費生活総合センター作成資料より監査人が作成)

また、消費生活総合センターでは、電話相談や来所による面談で受けた相談内容について、相談者から受け付けた相談内容、氏名、住所、契約情報等を、消費生活相談情報として国民生活センターが配備している PIO-NET に入力し、記録を残している。

当該システムは、都内各区市町村（一部町村を除く）にも導入されており、データは、都内で受け付けた相談に関する分析に使用されている。

(2) 消費生活総合センターの相談窓口の機能充実について

① 相談窓口の開設時間について

消費生活総合センターの相談窓口の開設時間は、月曜日から土曜日の 9 時から 17 時までである。

消費生活総合センターでは、平成 21 年 4 月から土曜日の相談を実施し、開設時間の拡充を図っている。電話の着信状況を確認すると、日曜日は相談窓口が開設されていないことがホームページ等で記載されているにもかかわらず、平成 26 年度は、年間で 896 件の着信があり、日曜日の相談窓口開設に関して一定のニーズがあると考えられる。しかしながら、このようなニーズに対して消費生活総合センターは消極的である。その理由は、一般職非常勤職員である相談員 44 名の勤務が月 16 日勤務であり、現状の要員で日曜日も相談業務を実施するとなれば、勉強会開催などができずに、相談業務の質の確保が困難になること、また、受け付けた相談に関して事業者にお問い合わせをする場合があるが、その事業者が日曜日に休業していることが多く、日曜日に相談窓口を開設しても非効率であることなどによる。

なお、日曜日に電話の着信があった場合には、日曜日に相談窓口を開設している国民生活センターへ問い合わせするよう自動音声案内がなされるとのことである。

それでは、近隣県において日曜日に開設している相談窓口はないのであろうか。この点を確認した結果、表 D4-3-3 のとおりである。

表 D4-3-3 近隣県の日曜日、祝日の相談窓口の開設状況

道府県名	日曜日、祝日の開設時間
【参考：国民生活センター】	日曜祝日 10:00～16:00
神奈川県	日曜祝日 9:30～16:30
埼玉県	なし
千葉県	なし
群馬県	日曜日 9:00～17:00（12:00～13:00 は除く）

(国民生活センター及び各県ホームページより監査人が作成)

消費生活総合センターは、他県に先駆け、専門分野グループ別に消費生活相談員を配備し、その相談に対応している。日曜日の相談窓口開設に一定程度のニーズがある以上、他県のように、相談窓口の開設時間についても更なる拡充を図ることが必要であると考えられる。

(意見 2-21) 相談窓口の開設時間について

消費生活総合センターの相談窓口の開設時間は、月曜日から土曜日の 9 時から 17 時までである。平成 21 年 4 月から土曜日の相談を実施し、開設時間の拡充を図っているものの、平成 26 年度において日曜日の着信が年間で 896 件あり、日曜日の相談窓口開設に関して一定のニーズがある。

現在、日曜日の相談については、国民生活センターが対応しているが、近隣県（神奈川県、群馬県）でも日曜日、祝日に相談窓口を開設していることから、都でも相談窓口の開設時間についても更なる拡充を図ることを検討されたい。

② 相談方法について

現在、消費生活総合センターでは、電子メールやインターネットでの相談を受け付けていない。この点、他道府県の状況を確認した結果、表 D4-3-4 のとおりである。

表 D4-3-4 電子メールやインターネットで相談を受け付けている他の道府県（一部）

道府県名	相談や回答の対応方法
北海道	回答は相談受付後、おおむね 2～3 日以内に電話又は電子メールで回答 回答は 1 回限り
神奈川県	入力フォームに必要事項を入力して、送信 相談のメールによる回答は、原則として 1 回限り
福島県	フォームに入力
愛知県	相談受付後、おおむね 5 日以内に電子メール又は電話で回答 受付した相談に対する回答は 1 回限り
大阪府	相談受付後の相談者との連絡は、原則として電子メール

(各道府県ホームページより監査人が作成)

消費生活総合センターにおいて、電子メールやインターネットでの相談を過去に検討したか、また導入しないのは何故か質問したところ、「電子メールやインターネットによる相談については、これまでも実施について検討してきたところであるが、相談対応に欠かせない詳細な事実関係の把握が十分にはできず、的確なアドバイスや情報提供が困難であることから、受け付けていない。電子メールによる相談が入った場合には、返信メールでその旨を伝え、電話又は来所により、相談していただくようお願いしている。なお、相談が多い事例については、ホームページ「東京くらし WEB」上の消費生活相談 FAQ に対処方法を掲載している」との回答を得た。

しかしながら、現在は電子メールやインターネットが普及し、時間を問わずに用件を伝えることができる点で、これらは有用な相談方法であると考えられる。また、所定のフォームを設定しておくことで、相談業務に必要な項目の入力を相談者に求めることができ、システム入力作業の省力化にも繋がる可能性がある。したがって、他道府県と同様に、回答は 1 回限りと制約を設けるなどして、電子メールやインターネットによる相談を受け付けることを再度検討することが必要であると考えられる。

（意見 2－22）相談方法について

消費生活総合センターでは、電子メールやインターネットによる相談の受付について、相談対応に欠かせない詳細な事実関係の把握が十分にできず、的確なアドバイスや情報提供が困難であることから、これを実施していない。しかしながら、現在は電子メールやインターネットが普及しており、これを利用することにより相談者の利便性が向上すること、また消費生活総合センターにとっても、所定のフォームに必要な項目を入力することを相談者に求めれば業務の効率化に資することから、他の道府県と同様に一定の条件を付した上で、電子メールやインターネットによる相談の受付を導入するよう、再度検討することとされたい。

(3) 電話相談の応答率について

消費生活総合センターは、相談内容の複雑化・高度化に対応するため、専門分野グループ別に消費生活相談員を配置し、日曜日以外の 9 時から 17 時の時間帯で、電話相談及び来所相談に従事している。

表 D4-3-5 消費生活相談の電話番号及び回線数

相談内容	電話番号	回線数
消費生活相談	03-3235-1155	10 回線
架空請求 110 番	03-3235-2400	6 回線
高齢者被害 110 番	03-3235-3366	4 回線
高齢消費者見守りホットライン	03-3235-1334	1 回線

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注 1) 平成 27 年 7 月 1 日より、消費生活相談の全国統一番号が「188」に 3 けた化され、区市町村の消費生活センター等の休止時間帯等については、消費生活総合センターの相談窓口に接続される。

(注 2) 見守りホットライン以外は、すべての相談員の固定電話 (44 台) で受けることが可能である。なお、見守りホットラインは、高齢者被害担当係長の固定電話番号である。

消費生活総合センターでは、電話相談による応答率を、応答回数を着信回数で除することで算出しており、その推移は表 D4-3-6 のとおりである。

表 D4-3-6 消費生活総合センターの電話相談による応答率の推移 (平成 24 年度～平成 26 年度)

(単位：回)

年度	着信回数 (回) A	応答回数 (回) B	応答率 (%) $B \div A \times 100$
平成 24 年度 (※)	46,854	31,820	67.9
平成 25 年度	55,022	37,075	67.4
平成 26 年度	58,949	35,955	61.0

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 平成 24 年度までは、相談受付時間が現在より 1 時間短い 16 時までであった。

一般的に、公的機関や事業会社などのコールセンターでは応答率の目標値を設定し、それを実績と対比することで、相談者からの意見を適時に吸い上げられているか、着信数に対して相談員の数是否妥当かどうか等を検証するための重要な指標として取り扱っている。つまり、応答率は、業務改善に活かすことが

可能な指標であると考えられる。

そこで、消費生活総合センターの平成 26 年度における曜日別・時間帯別の応答率（表 D4-3-7 参照）を検討した結果、以下の点が挙げられる。

- ・土曜日や 16 時～17 時の時間帯の応答率が 40% 台と他と比べて低い。
- ・16 時～17 時の時間帯の着信件数（9,000 件超）が他時間帯と比べて多い。

表 D4-3-7 曜日別・時間帯別の応答率（平成 26 年度）

曜日	応答率（%）	時間帯	応答率（%）	着信件数（件）
月曜日	65.1	9 時～10 時	66.2	7,379
火曜日	65.7	10 時～11 時	67.5	7,188
水曜日	67.4	11 時～12 時	64.3	6,978
木曜日	67.3	12 時～13 時	61.9	6,047
金曜日	65.1	13 時～14 時	64.9	7,008
土曜日	40.9	14 時～15 時	63.3	6,772
		15 時～16 時	62.5	7,221
		16 時～17 時	43.7	9,391

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

更に検討するため、平成 27 年 3 月分のシフト表を閲覧したところ、消費生活総合センターでは、通常 9 時から 16 時の時間帯には平均 5 名から 6 名の消費生活相談員を新規相談（電話）受付対応として配置しているが、16 時から 17 時の時間帯に関しては、4 名程度の配置となっている。つまり、16 時から 17 時の時間帯は他の時間帯に比べて着信件数が一番多いにもかかわらず、新規相談（電話）受付対応者が少ない状況である。したがって、時間帯別着信件数の情報が相談員のシフト予定を策定する際、効果的に活用されていないものと考えられる。

このような情報が効果的に活用されていないのは、主に以下の 2 点の原因が挙げられる。

1 点目は、消費生活総合センターでは、着信・応答内容の中に、間違い電話や消費生活に関連しない内容なども含まれており、消費生活の相談事項として扱う内容がすべてではないため、応答率を重要視する意識が低いことが原因であると考えられる。

2 点目は、16 時から 17 時の時間帯は勤務終了間近であることから、この時間帯は消費生活相談員がその日の相談内容を PIO-NET へ入力する時間に充てること、あるいは継続相談の対応などに充てることが多いことに原因があると考えられる。

いずれにせよ、この時間帯に着信件数が多いのであるから、このような情報を活用した上で、消費生活相談員の数の過不足やシフトの妥当性を検討するなど業務改善に努めることが必要であると考えられる。

なお、消費生活相談の全国統一番号が3けた化(188)されたことから、今後はこれに伴って時間帯別着信件数なども変化する可能性があり、この点も留意する必要がある。

(意見2-23) 電話相談の応答率について

消費生活総合センターでは、主な事業の1つとして電話相談による消費生活相談を実施しており、その電話相談の応答率を把握している。しかしながら、例えば、平日16時から17時の時間帯は他の時間帯に比べて着信件数が一番多いにもかかわらず、新規相談(電話)受付対応者が少ない状況であることなど、有効性の観点から、応答率などの情報を利活用した上で、消費生活相談員の数の過不足やシフトの妥当性を検討するなど業務改善を図る体制を構築することとされたい。

(4) 外国語による消費生活相談について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会などが控える今後において、外国人居住者や観光客の増加により、消費生活相談に関するニーズの高まりといった状況の変化なども考慮し、外国語による消費生活相談の一層の充実が重要になってくるものと考えられる。

しかしながら、消費生活総合センターのホームページでは、外国語による相談について、東京くらしWEB(外国語相談)上にて、以下の告知がなされている。

「片言の日本語ができ、予約の日に来ていただける人、または、日本語を話せる人がそばにいて、予約の日をきめられる人」
「予約の日、外国語で相談できます。」

この告知は、日本語が話せない相談者の場合、緊急を要する場合でも予約がなければ電話相談を受け付けてもらえないことを意味する。

この点、消費生活総合センターの説明によれば、外国語に限らず日本語の場合も相談に対応する際、関係書類を受領し、これを確認して詳細に相談内容を把握している。日本語の場合は、相談員が相談内容を電話で聞き取った後に、相談者から関係書類のコピーをファクシミリや郵送により送付してもらうことで対応できる。しかし、外国語の場合は、あらかじめ関係書類を受領し、それ

を確認しながら詳細を聞き取る方法を採用しており、予約日に、相談者に必要書類等を持参してもらうとともに、通訳を手配し、詳細な聞き取りを行っている。

仮に電話だけの相談を実施する場合には、通訳の確保、又は外国語で詳細な相談に応じられる語学力を持つ相談員を配置する必要がある、現時点では人員・予算面で対応が困難であるということであった。

ところで、都には広報広聴部が実施している外国人相談があり、外国語（英語、中国語、韓国語）による電話相談が可能となっている。ただし、その対応は、日本の商慣習についての相談や、「商品等の苦情はどこに言えば良いか」など、その内容が比較的容易で、その場で回答できる問い合わせに限られているものと考えられる。

消費生活総合センターが通訳や語学堪能な相談員を常時配備することができないのであれば、日本語が話せない相談者に対しては、消費生活総合センターと広報広聴部が今まで以上に連携するとともに、利用者にとっての利便性を向上させるための施策を検討し、日本語が話せない外国人の相談者に対しても十分対応を行う体制を構築することが必要であると考えられる。

（意見２－２４）外国語による消費生活相談について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを控える今後において、外国人居住者や観光客の増加により、消費生活相談に関するニーズの高まりといった状況の変化なども考慮し、外国語による消費生活相談の一層の充実が重要になってくるところである。消費生活総合センターにおいては、外国語の相談に対応するためには、外国人相談者から関係書類を受領し、これを確認しながら詳細を聞き取る際に通訳が必要となることから、予約日に通訳を手配した上で、外国人相談者に必要書類等を持参してもらうこととしている。なぜなら、仮に電話だけの相談を実施する場合には、通訳の確保、又は外国語で詳細な相談に応じられる語学力を持つ相談員を配置する必要がある、現時点では人員・予算面で対応が困難であるからである。

しかしながら、都には広報広聴部が実施している、外国人からの一般的な相談を受け付ける窓口があり、外国語（英語、中国語、韓国語）による電話相談が可能である。よって、消費生活総合センターが通訳や語学堪能な相談員を常時配備することができないのであれば、有効性・経済性の観点から、消費生活総合センターと広報広聴部が今まで以上に強く連携するとともに、利用者にとっての利便性を向上させるための施策を検討し、日本語が話せない外国人の相談者に対しても十分な対応を行う体制を構築されたい。

（５）多摩消費生活センターにおける相談業務について

多摩消費生活センターにおいては、平成 9 年の設置当初は相談部門を有していたが、平成 14 年から相談部門が相談課に統合され、現在は相談窓口を開設していない。

年に 2 回開催されている多摩地域の利用者懇談会における意見として、相談窓口の復活の声が上げられているところであるが、消費生活総合センターとしては、現在のところ、多摩消費生活センターに相談窓口を再開することはないとのことである。その理由は、消費生活総合センターに相談機能を一元化することによって、これを「センター・オブ・センターズ」として位置付け、相談員の知識・経験を集約して専門グループによる高度専門的な相談対応を図るとともに、市町村が実施する相談業務を支援するという役割を強化するためである。また、都に寄せられる消費生活相談のうち 96%が電話相談であり、既に多摩地域の 26 市すべてで消費生活相談が実施され、住民に身近な相談窓口の充実強化が進められてきていることから、今後とも、市町村に対する支援を強化する予定である。

なお、多摩消費生活センターに相談窓口があると思っ来所する相談者や電話をする相談者は、ここ数年は 1 か月に 20～30 人程度、うち来所は 1～2 割程度とのことである。この点に関しては、多摩消費生活センターが相談窓口を設置していないことを更に周知することが望ましい。

4. その他の事業について

(1) 図書資料室の利用状況について

① 図書資料室の利用率について

消費生活総合センター及び多摩消費生活センターでは、図書資料室を設置し、消費生活に関する行政資料、団体資料（消費者団体、事業者団体）、図書、雑誌、ビデオソフトなどを総合的に収集し、閲覧や貸出しに供している。

この図書資料室の利用者数の状況は、表 D4-4-1 のとおり、消費生活総合センターでは年々利用者数が増加し、平成 26 年度には初めて 5 万人を超える利用がある一方、多摩消費生活センターでは年間 300 人前後の貸出人数にとどまっている。

表 D4-4-1 図書資料室の利用者数推移（平成 24 年度から平成 26 年度）

（単位：人）

年度	消費生活総合センター （飯田橋）		多摩消費生活センター （立川）
	利用者数	図書等の貸出人数	図書等の貸出人数
平成 24 年度	43,486	2,031	325
平成 25 年度	43,691	2,079	270
平成 26 年度	51,512	1,953	333

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）多摩消費生活センターは、入室者数カウント機器を設置していないため、利用者数を把握することができず、貸出人数のみとなっている。

表 D4-4-1 によれば、消費生活総合センターの平成 26 年度の利用者数は前年度までよりも増加しており、また利用人数も多いが、これと比べて多摩消費生活センターの利用者が少ないことから、利用者増加に向けた施策を質問したところ、（i）図書資料室を紹介している「図書資料室ご利用案内」や「ご存知ですか？図書資料室」、定期的に発行している新着速報、タイムリーな話題にあった図書を紹介する「図書資料室だより」を施設内に掲示・配架するとともに、区市町村の消費生活窓口や消費者団体等に配布し、また（ii）「東京暮らし WEB」や「東京暮らしねっと」においても、図書資料室の情報を掲載するなどして、図書資料室の周知を図っているという回答を得た。

② 図書資料室の蔵書について

図書資料室の総蔵書数に対する貸出割合は表 D4-4-2 のとおりである。

表 D4-4-2 図書資料室の総蔵書数と貸出割合

年度	消費生活総合センター (飯田橋庁舎)			多摩消費生活センター (立川)		
	総蔵書数 (冊)	図書等の 貸出冊数 (冊)	貸出割合 (%)	総蔵書数 (冊)	図書等の 貸出冊数 (冊)	貸出割合 (%)
平成 24 年度	26,516	4,530	17.0	7,018	742	10.6
平成 25 年度	25,974	4,713	18.1	7,446	580	7.8
平成 26 年度	27,043	4,039	14.9	7,924	671	8.5

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 図書等には、図書と DVD 等が含まれている。

消費生活総合センター（約 27,000 冊）及び多摩消費生活センター（約 8,000 冊）で有している図書資料のうち、都立図書館や他の施設の資料室では保有していないものはどのくらいか質問したところ、「すべてについて、都立図書館や他の施設の資料室で保有しているか否かは把握しているわけではないが、消費生活総合センター及び多摩消費生活センター合計で、消費者団体資料約 1,200 冊、事業者団体資料約 2,100 冊については、一般の図書館には置かれていないと考えられる。」という回答を得た。つまり、消費生活総合センター及び多摩消費生活センターのみで保有している資料が、両施設で保有している 35,000 冊のうち 3,300 冊と 10%に満たないということになる。

なお、近隣県の消費生活センターにおける資料室の設置状況を調査した結果、表 D4-4-3 のとおり、都のように図書資料室を設置しているところは少なく、DVD やパネルの貸出しのみを実施しているところが多かった。

表 D4-4-3 近隣県における資料室の設置状況

県名	資料室の設置状況
神奈川県	設置なし
埼玉県	埼玉県消費生活支援センターでは、展示パネル等の貸出しのみ行っている。なお、埼玉県生活科学センター（※）内に図書ゾーンがあり、消費生活に関する本や資料の閲覧と貸出しを行っている。
千葉県	図書は閲覧のみ。ビデオ、DVD、パネルは貸出しを行っている。
群馬県	設置なし
栃木県	ビデオ、DVD、簡易テスト機器、パネルなどの貸出しを行っている。
茨城県	図書や、DVDなどを閲覧、貸出しを行っている。

（各県ホームページより監査人が作成）

（注）各県の消費生活センターのホームページから把握可能な範囲で記載している。

※ 埼玉県生活科学センター（愛称：彩の国くらしプラザ）は、消費生活に関する学習支援、情報提供、交流支援などを行うため、平成 15 年 2 月に開設された公の施設であり、消費生活の分野で全国唯一の本格的な参加体験型展示施設で、クイズや体を動かすゲーム、疑似体験を通して、子供から大人まで楽しみながら、お金の上手な使い方や悪質商法の被害防止について学ぶことができる。

（２）学習室の利用状況について

消費生活総合センター及び多摩消費生活センターでは、消費者問題についての学習活動の場として、教室、学習室、保育室、実習室等を提供している。このうち、多摩消費生活センターにある調理実習室は、消費生活総合センターにはない施設である。

これらの学習室などは、消費生活問題について学習・活動をしている都内の団体、グループであれば、事前に利用団体登録が必要となるが、無償で利用することができる。

消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの教室、学習室等の平成 26 年度の稼働率は、表 D4-4-4 及び表 D4-4-5 のとおりであり、後者の稼働率が低い。

なお、稼働率は、貸出件数を貸出可能コマ数（平日の日数×午前・午後で計 2 コマ）で除して算出している。

表 D4-4-4 平成 26 年度 消費生活総合センターの稼働率

対象施設	部屋数（室）	定員（人）	稼働率（％）
教室	2	I：100、II：50	69.2
学習室	6	12～100	74.4
保育室（※）	1	－	25.2
実習室	1	－	47.5

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※ 保育室は学習室も兼ねている。

表 D4-4-5 平成 26 年度 多摩消費生活センターの稼働率

対象施設	部屋数（室）	定員（人）	稼働率（％）
教室	2	I：50、II：50	42.4
学習室	2	A：18、B：18	34.8
保育室	1	－	25.6
実習室	1	－	57.2

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

なお、表 D4-4-4、表 D4-4-5 の稼働率には、消費生活総合センター及び多摩消費生活センター主催の研修、講座及び会議等も含まれている。

また、教室、学習室等を利用できる団体の登録は、「東京都消費生活総合センター施設等利用要領」に基づき行っており、平成 24 年度から平成 26 年度までの登録件数、団体数等は表 D4-4-6 のとおりである。

【(参考) 東京都消費生活総合センター施設等利用要領 (一部抜粋)】

- 第 3 施設等は、センターが主催する消費生活講座等に使用するとともに、消費生活上の諸問題について活動（以下「消費生活活動」という。）する団体、グループ（以下「消費者団体等」という。）が、消費生活活動に関する講演会、学習会及びその他の消費生活活動のために使用するとき、別表 1 に掲げる飯田橋施設及び別表 2 に掲げる多摩施設を利用に供することができる。
- 第 4 第 3 に定める施設等を利用できる団体は、半数以上が都民により構成され、又は都内に活動拠点がある消費者団体等とする。
- 第 5 施設等を利用しようとする消費者団体等は、あらかじめ利用団体登録申請書（別記第 1 号様式）に規約等、役員名簿及び機関紙等の活動状況のわかるものを添付してセンター所長に提出する。

表 D4-4-6 平成 24 年度から平成 26 年度までの登録件数、団体数等

(単位：件)

年度	消費生活総合センター				多摩消費生活センター			
	申請 件数	登録 件数	抹消 件数	年度末 団体数	申請 件数	登録 件数	抹消 件数	年度末 団体数
平成 24 年度	8	8	3	76	5	5	1	28
平成 25 年度	4	4	11	69	4	4	3	29
平成 26 年度	10	10	2	77	3	3	5	27

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(3)「東京くらしねっと」について

消費生活総合センターでは、消費生活に関する様々な問題、消費生活相談事例、商品テスト結果、安全情報などを提供する総合情報誌「東京くらしねっと」を毎月発行している。消費生活総合センターの情報提供、消費者教育及び活動支援事業を代表する情報媒体として位置付けられており、ウェブサイト「東京くらし WEB」からも WEB 版の閲覧が可能である。

表 D4-4-7 「東京くらしねっと」の概要

媒体名	内容	発行部数等
活字版	消費生活に関する様々な問題、消費生活相談事例、商品テスト結果、安全情報などを提供している。配布方法は、区市町村の消費者行政窓口や都内チェーンストア等で配架している。	年 12 回（毎月）発行 発行部数 毎月 10 万部
WEB 版	活字版「東京くらしねっと」の内容をウェブサイト「東京くらし WEB」で提供している。	年 12 回（毎月）発行
音声版	視覚障害者向けに、掲載記事の中から抜粋したものを録音した内容を CD で提供している。	年 6 回発行

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

平成 26 年度の月別の配布先別部数は、表 D4-4-8 のとおりである。毎月の発行部数について、配布先別の部数に大きな変動はないことが分かる。

年間の発行部数は、「東京くらしねっと」読者アンケート等の声も踏まえて、必要部数の確認を年 1 回配布先に対して行っているが、結果的に、従来から年間を通じて毎月約 10 万部の配布となっている。消費生活総合センターとしては、毎月 10 万部の発行部数については、おおむね都民 100 人に対して 1 部の割合を考えているとのことであった。

また、配布残部数が毎月 2 千部ほど発生しており、平成 26 年度の配布残部数合計は 32,190 部であるが、配布先での在庫部数は消費生活総合センターでは一切把握していないため、発行されたものの都民の手元に届けられていない「東京くらしねっと」は、それ以上の部数となっているものと考えられる。

そこで、監査人が活字版「東京くらしねっと」1部当たりの発行コストを推定計算した（表 D4-4-9 参照）。その結果、それは 9.5 円であることから、これに平成 26 年度の配布残部数合計 32,190 部を乗じれば、少なくとも年間 305 千円の無駄が生じていることが分かる。

表 D4-4-8 平成 26 年度における月別の配布先別部数

配布先	5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		10月分	
	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)
庁内窓口	149	6,480	149	6,480	149	6,480	149	6,479	149	6,479	149	6,479
区市町村消費者行政窓口	63	24,444	63	24,444	63	24,444	63	24,444	63	24,444	63	24,344
区市町村施設	324	7,032	324	7,032	323	7,022	323	7,022	323	7,022	326	7,052
図書館	327	6,524	327	6,524	327	6,524	324	6,484	324	6,499	315	6,369
国の行政機関等	66	1,161	66	1,161	66	1,161	66	1,161	66	1,161	66	1,161
消費者団体	51	1,228	51	1,228	51	1,228	51	1,228	51	1,228	51	1,228
生活協同組合	34	1,913	34	1,913	34	1,913	34	1,913	34	1,913	34	1,913
地下鉄・私鉄駅	26	6,000	26	6,000	26	6,000	26	6,000	26	6,000	26	6,000
銀行	269	307	269	307	269	307	267	305	267	305	267	305
公衆浴場	103	2,856	103	2,856	103	2,856	101	2,816	99	2,756	98	2,726
百貨店	33	3,072	33	3,072	33	3,072	33	3,072	33	3,072	33	3,072
チェーンストアー	249	24,053	249	24,053	248	24,048	248	24,048	247	23,938	247	23,938
郵便局	119	7,410	119	7,410	119	7,410	119	7,410	119	7,410	119	7,410
弁護士会等各種団体	55	885	55	885	56	895	76	915	76	915	76	915
医療機関	73	3,905	73	3,905	73	4,003	73	4,003	73	4,003	73	4,003
公立高校	9	18	9	18	9	18	9	18	9	18	9	18
私立高校(支部長校)	12	504	12	504	12	504	12	504	12	504	12	504
都立高校	191	384	191	384	191	384	191	384	191	384	191	384
合計	2,153	98,176	2,153	98,176	2,152	98,269	2,165	98,206	2,162	98,051	2,155	97,821
残部	-	1,824	-	1,824	-	1,731	-	1,794	-	1,949	-	2,179

配布先	11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分	
	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)	件数 (件)	部数 (部)
庁内窓口	148	6,484	148	6,464	148	6,250	148	6,250	148	6,250	148	6,250
区市町村消費者行政窓口	63	24,344	63	24,344	63	24,114	63	24,114	63	24,114	63	24,114
区市町村施設	326	7,052	325	7,027	321	6,770	320	6,745	320	6,745	320	6,745
図書館	315	6,369	314	6,344	313	6,274	313	6,274	313	6,274	313	6,274
国の行政機関等	66	1,161	66	1,161	66	1,153	66	1,153	66	1,153	66	1,153
消費者団体	51	1,228	51	1,228	50	1,203	50	1,203	50	1,203	50	1,203
生活協同組合	34	1,913	34	1,913	34	1,891	34	1,891	34	1,891	34	1,891
地下鉄・私鉄駅	26	6,000	26	6,000	26	6,000	26	6,000	26	6,000	26	6,000
銀行	266	304	265	303	265	303	265	303	265	303	265	303
公衆浴場	98	2,726	98	2,726	98	2,716	98	2,716	98	2,716	97	2,686
百貨店	33	3,072	33	3,072	33	2,852	33	2,852	33	2,852	33	2,852
チェーンストアー	246	23,888	244	23,788	244	23,598	244	23,488	241	23,058	241	23,058
郵便局	119	7,410	119	7,410	119	7,410	119	7,410	119	7,410	119	7,410
弁護士会等各種団体	76	915	75	914	75	914	75	918	74	917	75	967
医療機関	73	4,003	73	4,003	73	3,888	73	3,888	73	3,888	73	3,888
公立高校	9	18	9	18	9	18	9	18	9	18	9	18
私立高校(支部長校)	12	504	12	504	12	504	12	504	12	504	12	504
都立高校	191	384	191	384	191	384	191	384	191	384	191	384
合計	2,152	97,775	2,146	97,603	2,140	96,242	2,139	96,111	2,135	95,680	2,135	95,700
残部	-	2,225	-	2,397	-	3,758	-	3,889	-	4,320	-	4,300

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D4-4-9 「東京くらしねっと」の発行コスト

(単位：千円)

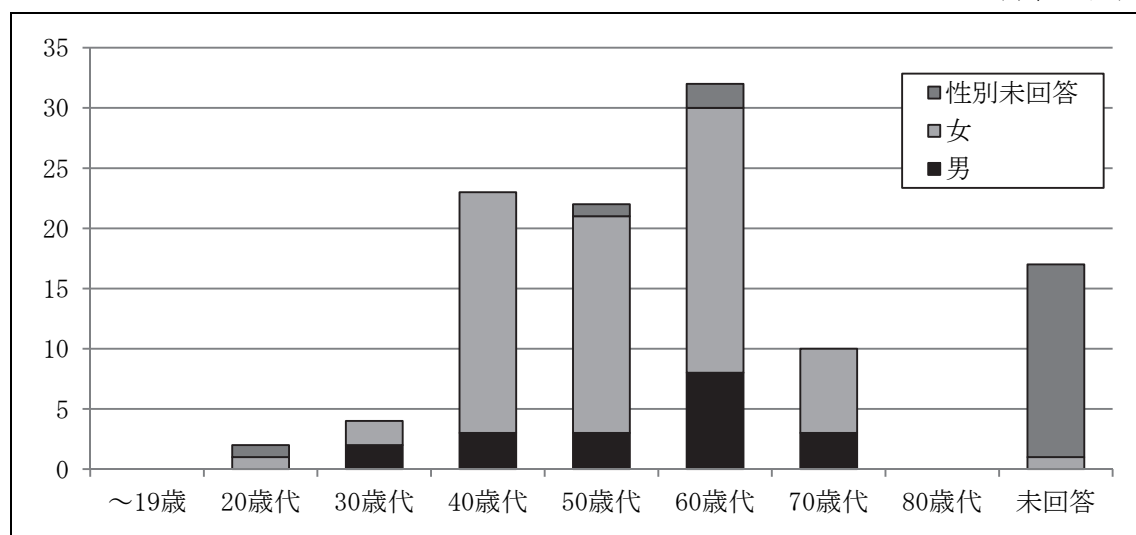
契約件名	金額
平成 26 年度消費生活情報誌「東京くらしねっと」(上半期)の印刷	3,013
平成 26 年度消費生活情報誌「東京くらしねっと」(下半期)の印刷	2,786
平成 26 年度消費生活情報誌「東京くらしねっと」デザイン・レイアウト等の委託	5,652
合計 (活字版一部当たり発行コスト)	11,451 (9.5 円/部)

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

次に、アンケートの調査結果から平成 26 年度の「東京くらしねっと」の年代別性別の読者属性を確認した(グラフ D4-4-1 参照)。その結果、10 代から 30 代の若い世代の割合が 10%以下と著しく低いことが分かる。アンケートではチェーン展開しているコーヒーショップやレンタルビデオ店など比較的若い世代が集い、入手しやすい場所での配布を希望する声も寄せられていることから、配布場所に検討の余地が認められる。

グラフ D4-4-1 年代別性別の読者属性(一般読者・定期読者個人)(平成 26 年度)

(単位：人)



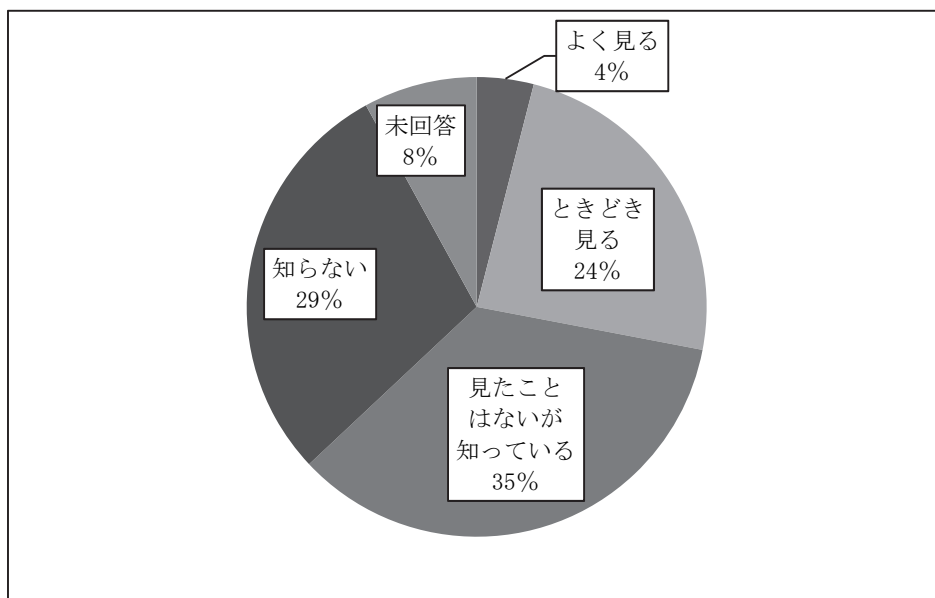
(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) サンプル数=110 名

また、同アンケートの調査結果「WEB 版くらしねっとの閲覧経験」(グラフ D4-4-2)によれば、「よく見る・ときどき見る」の割合は 28%にとどまり、「見

たことがない」、「WEB 版自体の存在を知らない」の割合が 6 割を超えていることから、ホームページでの広報の在り方についても検討の余地が認められる。

グラフ D4-4-2 WEB 版くらしねっとの閲覧経験（平成 26 年度）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（４）消費者教育教材について

① 消費者教育 DVD の作成とホームページによる公開について

消費生活総合センターでは、相談や被害が多いトラブル等をテーマとして設定し、視聴対象者を絞り込んだ上で、見て楽しめる分かりやすい教材として、区市町村主催の消費者教育講座、企業の採用者研修や大学での新入生教育、介護従事者や高齢者福祉施設などで手軽に活用してもらえるように、ドラマ仕立ての DVD 動画を作成し、無料で配布している。

そこで、まず、消費者教育 DVD について、平成 24 年度から平成 26 年度までの作成状況を確認したところ、表 D4-4-10 のとおりである。

表 D4-4-10 消費生活総合センターで作成した DVD

(単位：千円)

年度	タイトル	製作費	配布費
平成 24 年度	ちょっと待った！その契約～賃貸住宅の契約トラブルを防ぐために～	5,669	456
	ヒヤリハットリくん只今参上！！～高齢者の身の回りの危険を防ぐでござる！～	5,565	
平成 25 年度	洗濯の心得～洗濯とクリーニングの基本～	5,617	292
	若者たちを狙う悪質商法～SNS を悪用した出会いにご用心～	5,669	
平成 26 年度	私は、だまされない～悪質商法の被害を防ぐ鉄則集～	5,832	257

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

次に、消費生活総合センターで作成した消費者教育 DVD は 1 年間ホームページで動画配信されており、このことは消費者教育 DVD 制作委託契約書（仕様書を含む）で定め、あるいは事前に説明して同意を得ているということであるが、監査人がその配信状況を確認した結果、平成 27 年 8 月時点で、1 年間を超えて公開されている消費者教育 DVD が 2 件（平成 25 年度作成の「若者たちを狙う悪徳商法」及び「洗濯の心得」）存在していた。

このような状況が生じた原因を質問したところ、消費者教育 DVD をホームページで公開（動画配信）する作業は消費生活総合センター職員が実施しており、その作業を誤ったことにあるという回答を得た。なお、この質問を契機に、当該 2 件はホームページでの公開（動画配信）から削除されているが、今後このような状況が生じないよう、消費生活総合センターは、消費者教育 DVD のホームページ公開（動画配信）について、配信期間を適切に管理するためのルールなど体制を構築し、これを確実に運用することが必要である。

なお、消費者教育 DVD のホームページ公開（動画配信）期間について現在は 1 年としているが、これをもっと長い期間にすることは可能か質問したところ、「契約等によって 1 年間を条件としていたため、これを超えて公開（動画配信）するには、受託（製作）会社を通じて、出演者の属するプロダクション等と肖像権使用や使用料を交渉することが必要であり、可能か否かはその交渉次第である。」という回答を得た。したがって、満足度調査などを実施し、消費者教育に効果が認められる消費者教育 DVD については、その公開（動画配信）期間の延長を交渉することが望ましい。

（指摘２－２）消費者教育 DVD のホームページ公開（動画配信）期間の超過について

消費者教育 DVD のホームページ公開（動画配信）期間は契約等で１年間と定められているが、これを超過して公開（動画配信）されている消費者教育 DVD が２件（平成 25 年度作成の「若者たちを狙う悪徳商法」及び「洗濯の心得」）存在していた。今後は、このような状況が生じないよう、消費生活総合センターは、消費者教育 DVD のホームページ公開（動画配信）について、配信期間を適切に管理するためのルールなど体制を構築し、これを確実に運用することとされたい。

② 消費者教育 DVD 等の配布について

消費生活総合センターでは、消費者教育 DVD を、表 D4-4-11 のとおり、各関係機関に配布している。

表 D4-4-11 消費者教育 DVD の配布先

（単位：枚）

配布先	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度
	ちょっと待った！その契約	ヒヤリハットりくん只今参上！	若者たちを狙う悪質商法	洗濯の心得	私は、だまされない
国、区市町村	69	130	134	132	130
教育機関	402	－	376	485	－
図書館	192	192	188	188	185
消防署	－	95	－	－	－
高齢者福祉施設	－	416	－	－	462
事業者等（※1）	202	76	58	7	25
庁内	36	26	52	40	35
監修者	1	1	1	1	1
（在庫）（※2）	48	14	191	147	162
計	950	950	1,000	1,000	1,000

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※1 消費生活協同組合等。DVD のテーマに関連する事業者に啓発（事前防止）目的で配布している。

※2 作成年度末現在の所内保管分。その後も必要に応じ配布している。

表 D4-4-11 のとおり、消費生活総合センターは、教育機関をはじめ、高齢者福祉施設、事業者等に消費者教育 DVD を配布しているが、これら配布先での活

用状況を確認しているか質問したところ、「図書資料室における一般利用者への貸出しや閲覧のほか、約 200 件の出前講座（企業や町内会、教育機関からの依頼による講師派遣事業）などでの活用に伴う講師からの報告や、講座受講者からの感想などにより、その活用状況を確認している。また、他の道府県等から複製を依頼される（平成 26 年 178 件）都度、依頼者に活用状況を確認している。」との回答を得た。しかしながら、消費生活総合センターは、これら配布先から、消費者教育 DVD の視聴者の人数に関する情報を収集していないため、可能な限り、この情報も入手して分析し、今後の消費者教育 DVD の作成などに役立てることが望ましい。

③ 他団体が作成した消費教育教材 DVD 等の活用について

消費生活部は、東京都消費生活基本計画において、「教育機関や消費者団体はもとより、新たに事業者・事業者団体、民間 ADR 機関、NPO 法人、試験研究機関、大学等、多様な主体との連携により、事業者団体等が有するノウハウ等を活用して都民向けの消費者教育・啓発を促進」することとしている。

このことから、消費生活総合センターはどのように他団体のノウハウ等を活用しているか質問したところ、「消費生活総合センターでは、他の自治体や関係団体等と、日頃から消費者教育・啓発に関する情報交換を行っており、その情報交換の中で、それぞれの団体が作成する教材等の情報は共有している。また、消費者庁や消費者教育に関する専門機関が発行する機関誌やホームページ等を通じて、他団体が作成する教材等の把握に努めている。このうち、学校教員等が取寄せて授業等で活用することが可能な教材等については、一覧に取りまとめ、消費生活総合センターで開催する教員講座の際に配布するとともに、会場内で教材の現物の展示及び内容の説明を行っている。この一覧は区市町村にも配布し、消費生活部のフェイスブックで紹介するなど、学校教育における活用促進を図っている。」という回答を得た。

しかしながら、消費生活総合センターが主催する講座等では、自らが作成した消費者教育教材は利用するものの、他団体が作成した教材等は利用していないという状況である。したがって、教員等や区市町村に配布している一覧表に記載のある他団体作成教材等も、消費生活総合センターが主催する講座等で活用することも、都民の財源負担軽減の観点から、また消費者教育の観点からも望ましい場合があると考えられる。

（５）消費者教育に関する教育庁との連携について

① 東京都消費生活基本計画と東京都消費者教育推進計画について

少子高齢化の進行、インターネットを利用した電子商取引の拡大、東日本大震災後の消費者の意識の変化など、消費生活を巡る状況は大きく変化している。また、悪質商法による深刻な消費者被害についての相談や、身近な商品やサービスの安全に関する事故、食の安全に関する不安なども後を絶たない状況にある。このような状況の中、消費生活部では、消費者が直面する様々な課題を解決し、都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的として、平成 25 年 3 月に「東京都消費生活基本計画」を改定した。その中で都は、消費者教育を重要な柱として捉え、東京都消費生活基本計画の一部として「東京都消費者教育推進計画」（以下、「推進計画」という。）を定め、消費者教育に取り組んでいるところである。

平成 25 年 5 月付「消費者教育に関する実施状況調査-報告書-」（以下、「実施状況調査」という。）によれば、表 D4-4-12 のとおり、消費者教育に関する授業はすべての学校で行われているわけではなく、また行われていても年間の授業時間は 1～2 時間程度にとどまっている学校が約半数を占めている。

表 D4-4-12 消費者教育に関する授業実施状況等

（単位：％）

対象	消費者教育に関する授業実施の有無			年間授業時間が 1～2 時間を占める学校の割合
	行っている	行っていない	無回答	
小学校	80.1	17.1	2.8	60.1
中学校	93.6	5.6	0.7	42.2
高等学校	88.5	9.4	2.1	55.0

（生活文化局「消費者教育に関する実施状況調査-報告書-」平成 25 年 5 月より監査人が作成）

さて、推進計画は、平成 24 年 12 月に施行された消費者教育推進法の規定に基づき、積極的に消費者教育に取り組んでいくため、消費者教育に関する調査結果を踏まえ、都が全国の都道府県で初めて策定したものである。推進計画では、「多様な主体との連携」や「若者の消費者被害の防止」など、特に重点的に取り組む世代・テーマ等を設定している。推進計画の中では、ライフステージごとの施策として、小学生期・中学生期・高校生期における学校現場での取組・支援が掲げられている。

【(参考) 東京都消費者教育推進計画 (一部抜粋)】

- 学習指導要領に基づく消費者教育
- 学校向け出前講座
- 消費者教育用教材の作成・活用
- 学校教員向けの講座
- 学校教員向けの情報誌の発行
- 環境教育に関する教職員向け研修会
- 事業者・事業者団体・民間 ADR 機関等と連携した教職員への支援
- 児童等に対する防火防災教育
- 出前計量教室

このような施策を実施するのは、大学生・社会人になる前の小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育が非常に重要であるとの考えが背景にあるものと考えられる。したがって、このような施策を円滑かつ有効に推進していくためには、公立学校等を所管する教育庁との連携が重要かつ不可欠であると考えられる。このような観点から、教育庁との連携を確認したところ、(i) 教育庁職員が消費者教育推進協議会に委員として参加、(ii) 消費生活総合センターが学校に消費者教育教材や指導書等を配布、(iii) 消費生活総合センターが義務教育特別支援教育指導課(平成 27 年 4 月 1 日から義務教育指導課となった。)事業説明会や都立高等学校副校長連絡会で PR、(iv) 教育庁指導部推薦者による製作物の監修などが挙げられる。

② 東京都消費者教育アクションプログラム

消費生活部は、推進計画の具体的な取組について「東京都消費者教育アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)を策定している。都は、アクションプログラムを毎年度改定し、大学や企業等との連携を強化しながら実施しているところである。

ここで、アクションプログラムにおいて記載がある具体的な施策とその平成 26 年度の実績は、表 D4-4-13 のとおりである。

表 D4-4-13 アクションプログラムにおける消費者教育の施策（ライフステージごとの取組）

施策名	取組実績（平成 26 年度）	
	主な取組（要約）	回数・時期等
若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施	平成 27 年 1 月～3 月
若者向けに悪質商法の手口を分かりやすく紹介する効果的な取組	悪質商法をテーマに芸人が作った漫才・コントをネット動画で公開	公開収録イベント（平成 26 年 12 月） ネット動画配信（平成 27 年 1 月）
大学生等が集まる機会を活用した出前講座	新入生ガイダンス等への講師派遣 ミニ出前講座の実施	37 回 （13 大学、受講者数 7,649 人） （うちミニ出前講座 9 回）
大学生協等と連携した大学生向けセミナー	若者向け消費者教育セミナーの実施	2 回（受講者数 73 人）
新社会人向け消費者教育教材の作成・提供や出前講座	新入社員研修等に講師派遣 若者向け消費者読本を配布	13 回（受講者数 1,779 人） 平成 27 年 3 月から配布
スマートフォン用ゲームアプリの活用	ゲーム画面上部に流れるテロップを活用した、消費生活関連情報の発信	配信情報数 255 件
ホームページ「東京くらし WEB」のスマートフォン向けサイトによる消費生活関連情報の提供	・ホームページのスマートフォン対応 ・注意喚起情報をスマートフォン利用者への情報発信	平成 26 年 10 月から
高齢者悪質商法被害防止キャンペーン	高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの実施	平成 26 年 9 月
介護事業者向けの出前講座	介護事業者等高齢者を見守る立場の人を対象に講座を実施	200 件（受講者数 6,002 名）
高齢者が集まる機会を利用した出前講座・出前寄席	介護施設、老人会、町内会等において、出前講座、出前寄席を実施	出前講座 37 回 （老人クラブ等 34 団体、受講者数 1,184 人） 出前寄席 143 回（参加者数 8,964 人）
高齢者向けに悪質商法の手口等を分かりやすく紹介する効果的な取組	受講者参加型の再現ドラマ付 出前講座を実施	11 回（受講者数 925 人）

生活協同組合等と連携した高齢者向け消費者教育セミナーの実施	高齢者の消費者被害防止をテーマとした講演会等を実施	3回（受講者数 310 人）
地域における高齢者見守りのネットワークづくり支援	各区市町村における高齢者見守りネットワークの状況調査を実施。それを踏まえ、区市町村に対する支援メニューを取りまとめ	平成 26 年 4 月 （アンケート調査実施） 平成 26 年 9 月～12 月 （ヒアリング調査実施）
子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発	子供の安全に配慮した商品見本市を実施	平成 26 年 11 月 延べ参加者数 4,540 人
	子育て世代が多く集まる各種イベント、消費生活展等で、保護者や子供に体験型の啓発を実施	本所防災館ゴールデンウィークこどもぼうさいたいけん（平成 26 年 5 月） 丸の内キッズジャンボリー（平成 26 年 8 月） くらしフェスタ東京（平成 26 年 10 月） 子供未来とうきょうメッセ（平成 26 年 12 月）
子育て支援団体等とのネットワークを活用した啓発	「セーフティグッズフェア with サイエンスアゴラ 2014」において、体験型ワークショップを実施	延べ 18 回
幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等	「乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド」を作成し、幼稚園、保育所、保健所等へ配布	平成 26 年 10 月作成 40,000 部配布

（「東京都消費者教育アクションプログラム」より抜粋）

表 D4-4-13 のとおり、アクションプログラムには、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の具体的な取組や目標がない。そもそも、このアクションプログラムは、推進計画の具体的な取組・目標を示すものであるから、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育という点で、推進計画と不整合である。この点を消費生活部に質問したところ、「推進計画は都における消費者教育を体系的に推進していくため策定したものであるため、幼児期から高齢期までライフステージごとの取組を記載している。アクションプログラムは、若者が多く集まることや一人暮らしの高齢者が多いという東京の特性を踏まえ、

推進計画の中で特に重点的に取り組む世代・テーマ等を定めたものである。小学生期・中学生期・高校生期については、学習指導要領に基づき、消費者教育に取り組んでいるところである。一方、大学生、若手社会人、高齢者については、消費者教育を受ける機会そのものが少ないため重点的に取り組むこととしたものである。」との回答を得た。しかしながら、推進計画では消費者教育の現状について以下のような記載がされている。

【(参考) 東京都消費者教育推進計画 (一部抜粋)】

第2章 消費者教育の現状に対する基本認識

都内では、学習指導要領に基づく学校での消費者教育、行政の消費生活部門が中心となって実施する様々な講座等による社会人向けの消費者教育などが実施されています。

しかし、幼児期から高齢期に至るまでの体系的な消費者教育を、対象者の年齢や特性などのライフステージに応じてきめ細かく実施しているとまでは言えない状況にあります。

基本計画では、「ライフステージに応じた消費者教育の推進」を重点施策として掲げています。

そこで、都は、国、区市町村、消費者団体、事業者団体など消費者教育の実施主体との連携を一層強化しながら、体系的な消費者教育を推進するとともに、区市町村の消費者教育の推進を支援し、東京都内全域における消費者教育の水準の向上を図る必要があります。

1 学校における消費者教育の現状

(1) 小・中・高等学校

学校教育現場においては、学習指導要領に基づき、授業が実施されています。

平成20年及び21年に改訂された、小・中・高等学校の学習指導要領において、社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科などを中心に、消費者教育に関する教育内容の充実が図られています。

多くの学校では、消費者教育の授業が行われていますが、都が平成24年度に実施した「消費者教育に関する実施状況調査」によると、消費者教育の推進には取り組むべき課題があることがわかります。(以下略)

このように、学習指導要領の改訂によってもなお、消費者教育には現状で取り組むべき課題があるという認識であるのに、「学習指導要領に基づき、消費者教育に取り組んでいる」ためアクションプログラムに織り込まないのは矛盾していると考えられる。

③ 都内の市町村の消費生活センターからの意見について

都内の市町村消費生活センターの所長により組織される市町村消費生活センター所長会の議事録を閲覧したところ、消費者教育について、表 D4-4-14 のような意見が寄せられていることが判明した。

表 D4-4-14 市町村消費生活センター所長会の議事録

市	消費者教育の教育委員会との連携状況
A 市	教育委員会に出前講座の実施を持ちかけたが断られ、それ以来動きが無い。
B 市	学校は年間の行事が決まっていり入り込めない。校長会において資料を配り説明する必要があるため、ハードルが高い。
C 市	特に教育委員会と調整したことはない。
D 市	教材として良い資料があるので、家庭科の先生向けに独自に校長会に打診し、配っていこうと考えている。
E 市	校長会で学校でも出前授業を PR したところ、一つの中学校から話をもらい実施した。1 年生を対象に総合授業の枠を 1 時間使い、実施した。反応は非常に好評だが、次につながる学校はまだない。
F 市	教育委員会との関わりについて報告を受けていない。
G 市	平成 26 年度に市内公立小学校全校の新 5 年生を対象に出前授業を行うことになった。数年前より、小学生向け副読本を配布しており、それを使って授業を行うことを校長会で提案したものの、カリキュラムを理由に話は進まなかった。平成 25 年度の副読本の内容が情報モラル教育の面があり、教育委員会指導課のニーズと一致していたため話が進んだ。
H 市	教育委員会に依頼し、小学校 5 年生と中学校 2 年生に対し、夏休み前に資料を配布した。
I 市	中学校 1 校に対し、相談員が学校に出向いてスマートフォンほか 2、3 テーマを説明した。他の中学に広げたいが、教育委員会より個々の学校の校長先生の意向を踏まえないと難しい面がある。
J 市	文部科学省が教育委員会あてに出した調査について、教育委員会の回答をみると、消費者教育は消費者行政部門で一括して行うから特に対応は必要ないという姿勢を感じる。学校との連携もなかなか切り出せない。
K 市	教育委員会を通じて学校に情報提供している。
L 市	教育委員会に協議会の話を持って行ったが、カリキュラムの関係で入り込めないというようなことを言われ、その後進んでいない。

(「平成 25 年度第 2 回市町村消費者センター所長会の議事録」より監査人が抜粋・要約)

このような意見が寄せられているということは、市の消費生活センターにおいては、それぞれの市の教育委員会や学校との連携が十分にできず、それを課題と認識し、その連携の在り方を模索していることがうかがえる。消費生活総合センターは、消費者教育に関して、教育庁との連携に課題があると言わざるを得ない。すなわち、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育は重要であり、これに関しては前述のとおり消費生活総合センターは教材等の作成における協力など、市の消費生活センター等は連携しているものの、各市の消費生活センターの小・中学校レベルの活動が有効に機能していない面があることから、ここに生活文化局と教育庁が連携し、この小・中学校レベルの活動を強く支援することが必要であると考えられる。

（意見２－２５）消費者教育に関する教育庁との連携推進について

消費生活部は、消費者が直面する様々な課題を解決し、都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的として、平成 25 年 3 月に東京都消費生活基本計画を改定した。その中で、消費者教育を重要な柱として「東京都消費者教育推進計画」を定め、消費者教育に取り組んでいる。この取組のうち、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育については、学校現場への支援として、消費生活総合センターは消費者教育教材の作成・提供、講師を派遣して行う出前講座、教員向け講座などを実施しているが、実際には、区市町村立小・中学校における普及活動が十分に推進されていないという意見も多く寄せられているところであることから、区市町村が設置する消費生活センター及び区市町村教育委員会の連携を強化するよう、消費生活部は教育庁と全庁的に連携し、この普及活動を更に推進する体制を構築することとされたい。

また、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育に関する取組については、毎年度作成する「東京都消費者教育アクションプログラム」に織り込まれていないが、有効性・経済性の観点から、今後は当該プログラムに具体的な施策の計画を織り込んだ上で、その実績を評価し、必要な改善策を実施することとされたい。

5. 公衆浴場対策について

(1) 公衆浴場の概要について

公衆浴場法第 1 条において、公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設であり、これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）の許可を得なければならない、と規定されている。

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。このうち、消費生活部が事業の対象としているのは、一般公衆浴場の入浴料金統制額の指定及び各種助成策の実施である。

表 D4-5-1 公衆浴場の種類

種類	内容
一般公衆浴場	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設。 物価統制令によって入浴料金が統制されている、いわゆる「銭湯」、老人福祉センターの浴場 等
その他の公衆浴場	保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等がある。

(厚生労働省ホームページより監査人が作成)

(2) 東京都の公衆浴場の現状について

都内の公衆浴場及び公衆浴場利用者は、表 D4-5-2 及び表 D4-5-3 のとおり、年々減少している。その理由を消費生活部に質問したところ、以下の回答を得た。

- ・施設設備の老朽化（更新には多額の資金が必要）
- ・浴場事業者の高齢化（事業者の半数以上は 70 歳以上）
- ・後継者不足（3 割以上の浴場は後継者がいない）
- ・自家風呂の普及、スーパー銭湯等類似入浴施設との競合による利用者の減少

表 D4-5-2 都内の公衆浴場数の推移

(単位：軒)

年	23 区	市町村	計
平成 16 年	976	101	1,077
平成 17 年	931	94	1,025
平成 18 年	873	90	963
平成 19 年	837	86	923
平成 20 年	797	82	879
平成 21 年	762	78	840
平成 22 年	730	71	801
平成 23 年	698	68	766
平成 24 年	675	66	741
平成 25 年	645	61	706
平成 26 年	612	57	669

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 浴場数は各年 12 月末現在。

表 D4-5-3 都内の公衆浴場利用者数の推移

年	年間延べ利用者数 (千人)	一浴場一日当たりの 平均入浴人員 (人)	自家風呂保有率 (%)
平成 16 年	45,676	136	－
平成 17 年	42,558	134	－
平成 18 年	39,273	131	－
平成 19 年	36,218	126	－
平成 20 年	33,815	124	97.6
平成 21 年	31,605	122	－
平成 22 年	30,204	122	－
平成 23 年	28,519	120	－
平成 24 年	27,687	120	－
平成 25 年	26,169	119	－ (※)
平成 26 年	25,007	120	－

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注 1) 年間延べ利用者数は、各年 1 月から 12 月の利用者を集計している。

(注 2) 自家風呂保有率については、5 年に 1 回実施される総務省の住宅・土地統計調査を利用した。

※ 平成 25 年実施の「住宅・土地統計調査」では、浴室の有無について調査は行われていない。

(3) 公衆浴場の入浴料金統制額について

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令に基づく統制料金となっており、統制額の指定に当たっては、東京都公衆浴場対策協議会（以下、「浴場協議会」という。）に検討を依頼し、その意見を参考に、都知事が指定している。

平成 26 年東京都公衆浴場入浴料金の統制額（税込）は、大人料金が 450 円から 460 円に改定されている。

表 D4-5-4 入浴料金統制額（税込）の改定

（単位：円）

対象	改定前	改定後（平成 26 年 7 月 1 日施行）	値上額
大人（12 歳以上の者）	450	460	+10
中人（6 歳以上 12 歳未満の者）	180	180	-
小人（6 歳未満の者）	80	80	-

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

入浴料金の統制額を検討するに当たり、浴場協議会は、「公衆浴場入浴料金原価計算表」を参考にしている。入浴料金の統制額の検討過程は表 D4-5-5 のとおりである。

表 D4-5-5 入浴料金の統制額の検討過程

- ①浴場協議会が会計調査の対象浴場選定条件を決定する。
- ②消費生活部が、①の条件に合致する浴場約 40 軒を選定する。
 - ・前年度選定浴場が閉鎖されていなければ、継続して選定する。
 - ・新規に選定する浴場については、資料提出に協力してくれる浴場を選定する。
- ③選定された約 40 軒の浴場の決算書等を参考に、消費生活部が「公衆浴場入浴料金原価計算表」を作成する。浴場協議会に対しては、公衆浴場入浴料金原価計算結果を提出し、算定方法等について説明している。
- ④「公衆浴場入浴料金原価計算表」を参考に、浴場協議会で入浴料金統制額の改定等について検討する。

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

現在、浴場協議会は公開で行っており、入浴料金統制額の算定方法及び入浴料金原価計算表は、当該会議で公表している。しかしながら、都民が容易に閲覧できるホームページにおいては、浴場協議会の報告資料は公表されているも

の、統制額の算定方法や入浴料金原価計算表は公表されていない。

入浴料金は、物価統制令により現在では唯一、都道府県知事が指定することとされていることからすると、消費生活部は、どのように入浴料金を指定しているかについて、広く都民に情報を公開し、もって入浴料金の透明性を確保することが必要であると考えられる。

なお、神奈川県、大阪府、福岡県などでは公衆浴場入浴料金原価計算表を公衆浴場入浴料金審議会資料の一部として、ホームページで公表している。

（意見 2－26）公衆浴場の入浴料金統制額について

公衆浴場の入浴料金統制額は、物価統制令に基づき都知事が指定することとなっている。統制額の指定に当たっては、浴場協議会に検討を依頼し、その意見を参考にしているが、都民が容易に閲覧できるホームページには入浴料金統制額の算定方法や原価計算表が公表されていないことから、消費生活部は、情報公開の透明性を確保する観点から、都民一般に対して入浴料金統制額に係る情報をより積極的に開示することとされたい。

（4）東京都の公衆浴場対策について

① 東京都の公衆浴場対策の概要について

近年、都民の日常生活における健康の維持と適正な公衆衛生水準を確保する上で必要な公衆浴場が、浴場利用者の減少や後継者不足等による転廃業の続出で著しく減少している。このような状況の中、消費生活部は、都民の入浴機会の確保と転廃業の防止及び経営の安定化を図るため、各種助成策を実施している。

消費生活部における平成 26 年度の公衆浴場対策事業費決算額は 5 億 87 百万円であり、その内訳は表 D4-5-6 のとおりである。

表 D4-5-6 平成 26 年度公衆浴場対策事業 事業別決算額

（単位：千円）

事業名	金額	内容
① 公衆浴場への補助金交付額		
健康増進型公衆浴場改築支援事業	189,642	区市と連携しつつ、ミニデイサービスや健康増進事業などが実施できる場の提供やバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い浴場として施設更新する浴場に対し、改築又は改修に要する費用の一部を補助している。

公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業	113,153	公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換し、また、LED 照明器具等を導入することに対し、経費の一部を補助することにより、省エネ等を促進し、二酸化炭素等の排出削減に寄与するとともに、公衆浴場経営の安定を図っている。
公衆浴場耐震化促進支援事業	60,680	耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、都内公衆浴場の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図っている。
公衆浴場改善資金利子補助	15,575	浴場所有者又は経営者が、特定金融機関から公衆浴場の改築その他施設の改善等のために資金の貸付けを受けた場合、その利子の一部を都が補助することにより、公衆浴場経営の安定を図っている。
設備確保資金利子補助等 (旧制度)	2,097	施設確保資金利子補助の過年度分の助成決定に係る利子補助を行っている。
小計	381,147	
② 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合への補助金交付額		
公衆浴場利用促進事業補助	40,219	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が行うホームページ掲載情報の更新やソーシャル・ネットワークキング・サービスを活用した銭湯情報の発信等に要する経費について、補助金を交付することにより、公衆浴場利用者の増加を促進し、浴場経営の安定を図っている。
③ 生活保護世帯		
生活保護世帯入浴券助成	34,659	生活保護世帯の負担を軽減するため、共通入浴券を配付することにより補助している。
④ その他		
確保浴場融資利差補助	1,703	確保浴場への融資の促進を図るため、東浴信用組合が確保浴場に対し、日本政策金融公庫と同一の利率で貸し付けた場合に、同組合に対しその利差分を補助している。
下水道料金補助	119,835	入浴料金の抑制と浴場経営の安定化を図るため、下水道局において浴場用下水道料金の軽減措置を講じているが、この軽減分を下水道局に繰り出している。
公衆浴場対策協議会等	9,641	入浴料金の統制額の指定及び確保すべき浴場の選定などに関し、公衆浴場対策協議会の意見を聴取しつつ、公衆浴場対策の円滑な推進を図るため、各種問題の検討を行っている。
小計	131,179	
合計	587,204	

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

② 補助金交付先に対する事業継続の確認について

消費生活部は、浴場事業者の高齢化（事業者の半数以上は 70 歳以上）、後継者不足（3 割以上の浴場は後継者がいない。）という状況の中、施設設備の改修等に要する経費補助等、ハード面に対する施策を実施している。

（i）健康増進型公衆浴場改築支援事業

ミニデイサービスや健康増進事業などが実施できる場の提供やバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い浴場として施設更新する浴場に対し、改築又は改修に要する費用の一部を補助している。

（ii）公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業

公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換し、また、LED 照明器具等を導入する経費の一部を補助することにより、省エネ等を促進し、二酸化炭素等の排出削減に寄与するとともに、公衆浴場経営の安定を図っている。

表 D4-5-7 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業の補助率等

区分	補助率	補助限度額（千円）
クリーンエネルギー化	2/3	4,000
LED 照明器具設置	1/2	750
コージェネレーション設備設置	1/2	2,250
太陽光発電システム設置	1/2	2,200
既設ガス燃料設備更新	2/3	4,000

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（iii）公衆浴場耐震化促進支援事業

耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、都内公衆浴場の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図っている。

表 D4-5-8 公衆浴場耐震化促進支援事業の補助率等

区分	補助率	補助限度額（千円）
応急的修繕	2/3	4,000
計画的修繕	2/3	6,600

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

これらの補助金に関して、浴場の継続的な営業が可能か検討を実施しているか消費生活部に質問したところ、以下の回答を得た。

既設公衆浴場の改築費及び改修費の一部を補助する「健康増進型公衆浴場改築支援事業」については、改築で15年間、改修で10年間、継続して営業する意思があることを書面で確認している。これについては、今まで補助金交付後に廃業した浴場はない。
煙突解体やガラス飛散防止対策等の経費の一部を補助する「公衆浴場耐震化促進支援事業」については、大規模地震に備え浴場利用者の安全を早急に確保する必要があること、また使用燃料を、重油・廃油・雑燃料から都市ガス等に転換する経費の一部を補助する「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」については、周辺環境の改善や省エネの促進等に迅速に取り組む必要があることから、継続的な営業を問わず補助金の交付を行っている。

そこで、継続的な営業を問わずに交付を行っている「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」について、事業が開始された平成20年度以降の補助金交付先の廃業状況を確認した（表D4-5-9参照）。

表D4-5-9 補助金交付後に廃業した浴場の補助金交付状況（平成20年度から平成26年度交付分）

廃業までの期間	耐震補強（※1）		ガス化（※2）		交付額 合計 （千円）
	件数 （件）	交付額計 （千円）	件数 （件）	交付額計 （千円）	
1年未満	1	973	－	－	973
1年以上2年未満	3	4,245	2	2,765	7,010
2年以上3年未満	7	8,719	3	4,181	12,900
3年以上4年未満	7	10,658	4	5,635	16,293
4年以上5年未満	1	1,361	4	7,575	8,936
5年以上6年未満	－	－	1	1,635	1,635
6年以上	4	6,283	4	7,897	14,180
合計	23	32,239	18	29,688	61,927

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）補助金交付後に廃業した浴場は30軒であるが、複数の補助金交付を受けている浴場があるため、合計件数は41件となっている。

※1 公衆浴場耐震化促進支援事業

※2 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業

表 D4-5-9 のとおり、「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」については、補助金交付後に比較的短期間で廃業している浴場が存在する状況である。このような状況を踏まえれば、確かに二酸化炭素排出削減による地球環境の保護や、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図るために都内公衆浴場の耐震化を迅速に促進することは重要であるものの、その一方で、補助金交付後数年以内に廃業が見込まれるのであれば、そのような公衆浴場に対して多額の都税を費やすことは適切ではないと言わざるを得ない。

このような観点からすれば、「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」についても、「健康増進型公衆浴場改築支援事業」と同様に、継続して営業する意思を書面で確認すべきであり、その上で、補助金交付から数年以内に廃業するようなケースについては補助金を返還させるなどの対策を講じることが必要であると考えられる。

（意見 2－27）補助金交付先に対する事業継続の確認について

消費生活部が実施している公衆浴場に対する補助事業のうち、「健康増進型公衆浴場改築支援事業」は補助先である公衆浴場の営業の継続性を確認しているのに対して、「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」はこれを確認しておらず、後者については、補助金交付後に比較的短期間で廃業している浴場が存在する状況である。したがって、有効性・経済性の観点から、前者と同様に、継続して営業する意思を書面で確認すべきであり、その上で、補助金交付から数年以内に廃業するようなケースについては補助金を返還させるなどの対策を講じることとされたい。

6. 計量の適正化事業について

(1) はかりの定期検査及び計量証明検査に関する委託契約について

計量検定所では、計量法第 19 条第 1 項に基づく定期検査及び同法第 116 条第 1 項に基づく計量証明検査を、一般社団法人東京都計量協会（以下、「計量協会」という。）に委託している。平成 26 年度の委託契約の内容は表 D4-6-1 のとおりである。

表 D4-6-1 はかりの定期検査及び計量証明検査に関する委託契約の概要

件名	平成 26 年度はかりの定期検査及び計量証明検査業務委託
契約相手	一般社団法人東京都計量協会
委託内容	計量法第 19 条第 1 項に基づく定期検査及び同法第 116 条第 1 項に基づく計量証明検査
契約金額	123,290,057 円（税込）
予定価格	123,290,057 円（税込）
落札率	100.0%
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
契約方法	特命随意契約

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

契約相手である計量協会は、都内で唯一の指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関であり、本契約は特命随意契約により締結されている。委託金額の決定方法としては、仕様書に基づき計量協会の見積書を徴取し、内容を確認の上、決定しているとのことである。

本契約においては、予定価格の積算資料である契約目途額内訳において委託に要する経費として表 D4-6-2 の費目が挙げられている。

表 D4-6-2 委託に要する経費として挙げられた費目

費目	内容（要約）
1. 直接経費	
①普通旅費	区部・多摩地区の旅費、 <u>事務連絡費</u>
②光熱水費	軽油代
③一般需用費	通知印刷代、ステッカー代、地図、 <u>消耗品費</u>
④修繕費	検査用機器修理
⑤役務費	切手代、携帯電話代
⑥使用料及賃借料	雇上げ経費、道路使用許可申請手数料、PC レンタル代
⑦委託料	リフト年次点検代、クレーン年次点検代
⑧人件費	計量士・補助員人件費、 <u>技術教育費</u>
⑨時間外勤務手当	計量士・補助員の時間外手当
⑩一般賃金	<u>事務作業員賃金</u>
⑪島しょ検査経費	島しょ出張費
⑫保険料	賠償責任保険代
2. 事務手数料	「1. 直接経費」の 10%
3. 消費税	「1. 直接経費」及び「2. 事務手数料」の合計の 8%

（「契約目途額内訳」より監査人が作成）

委託に要する経費として、表 D4-6-2 に挙げられている費目について、計量検定所が経費として認める範囲を確認するため、経費の算出方針の提示を求めたところ、明文化されたものは存在しないという回答であった。

ここで、当該委託契約の積算において、人件費以外に、詳細な旅費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料等の費用を積算しており、必要経費が個別に積み上げられていること、さらには、直接経費に事務連絡費、消耗品費、技術教育費、事務作業員賃金など、管理費的な経費を計上していることから勘案すると、経費項目の性質を考慮せず、無条件に直接経費に対する掛け目で事務手数料を積算するのは不適切であると考えられる。

また、事務手数料を直接経費の「10%」とした理由について、計量検定所に質問したところ、「本業務委託のみならず他の業務委託契約においても、事務手数料として 10%を計上している例が多いと認識している」との回答を得た。また、事務手数料の内容は、「事務手数料は当該委託事業を行うために必要な経費であって、当該委託事業に要した経費としての抽出・特定が困難なもの」としているとのことであった。

このように、委託契約において、一律で直接経費の 10%を事務手数料とすると、直接経費の内訳に費用項目を上げれば上げるほど、その費用の性質に関わ

らず、委託金額が増加することになってしまう。そのため、明文化されたルールがない中で、一律で直接経費の 10%と設定することは望ましくなく、都はどのような事務手数料率を用いることが適切なのか慎重に検討することが必要である。

（意見 2－28）委託に要する経費に係る積算方針の作成について

計量検定所は、「平成 26 年度はかりの定期検査及び計量証明検査業務委託」に関して、直接経費の 10%を事務手数料としているが、この積算方法について明文化された方針は存在しない。

計量検定所が発注する委託事業のうち、委託に要する事務手数料を含めて委託費を積算ないし契約をする場合は、経済合理性を担保する観点から、経費区分及び事務手数料などについて一定の基準（ルール）を定めることとされたい。

V 私学振興事業に関する指摘と意見

1. 私学部が実施している助成について

本報告書第2のⅡの4.「私学部について」で記載のとおり、私学部では、私立学校教育への助成事業として、所管する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等や在籍する生徒及び保護者を対象に、各種助成を行っている。

平成26年度における私立学校振興費の助成費は、表C2-4-2のとおり、1,648億27百万円であった。このうち、私学部から学校法人等の設置者への支出が1,459億64百万円であり、私学財団を通じて学校法人や保護者に支給されるもの（都の負担分）が113億79百万円であった。

なお、私学部から学校法人等への支出のうち、1,165億92百万円は各学校への経常費補助である。また、204億97百万円が後述の「私立高等学校等就学支援金」（都から学校を通じて生徒に支給される就学支援金）であり、その事務手続を、私学財団に委託（委託費2億92百万円）している。

表D5-1-1 支出先別の私立学校振興費の助成費内訳

（単位：千円）

支出先	助成金額
学校法人等	145,964,259
私学財団	11,379,386
その他	7,483,408
合計	164,827,054

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

私学部は、私学財団が実施する事業に対し、「公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱」、「公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱」、「私立学校退職手当補助金交付要綱」、「私立高等学校等特別奨学金交付要綱」及び「私立高等学校等奨学給付金交付要綱」に基づき補助金を交付しており、平成26年度の交付実績は表D5-1-2のとおりである。

表 D5-1-2 平成 26 年度における私学部から私学財団への補助金交付実績

(単位：千円)

事業名	補助金額
①公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱に基づく交付	
私立学校教育振興資金融資利子補給事業 (※1)	469,913
私立専修学校教育環境整備費補助事業	322,034
私立学校安全対策促進事業費補助事業	1,516,561
私立学校教育研究費補助事業	83,475
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	21,877
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業	8,623
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業	2,480
私立高等学校海外留学推進補助事業	218,550
小計	2,643,515
②私立高等学校等特別奨学金	
事業費	4,500,952
事務費	93,265
小計	4,594,217
③私立高等学校等奨学給付金	
事業費	205,897
事務費	33,383
小計	239,281
④私立学校退職手当補助金	
	3,902,371
⑤公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱に基づく交付 (※2)	
	1,108,552
合計	12,487,938

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 表 D5-1-2 の合計金額と表 C2-4-6 正味財産増減計算書（一般正味財産）の「受取補助金等」の金額 114 億 70 百万円とは、一部、指定正味財産への計上等があるため一致していない。

※1 「4. (2) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業について」参照。

※2 私学部の歳出区分上、私立学校振興費ではなく育英資金費に該当するが、都から私学財団への助成の一部であるため、合わせて記載している。

なお、平成 26 年度における私学財団の経常収益は、表 C2-4-6 のとおり、304 億 55 百万円であるが、そのうち、私学部から受け取っている補助金及び受託費の合計は、117 億 56 百万円と経常収益の 38.6%を占めている。

2. 公益財団法人東京都私学財団の位置付けについて

私学財団は、この前身である財団法人東京都私立学校教育振興会は監理団体であったが、社団法人東京都私学退職金社団と統合して私学財団となった平成15年4月以降は、都の報告団体として位置付けられている。このように監理団体から報告団体に移行した理由は、この統合によって、都からの派遣職員が少なくなり、また法人運営が自律的に行われるものと見込まれるため、全庁的な指導監督を行うことの必要性がなくなったことにある。

ここで、「東京都監理団体指導監督要綱」第2において、監理団体とは、東京都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち全庁的に指導監督を行う必要があるもので、原則として次のいずれかに該当するものと定められている。

【(参考) 東京都監理団体指導監督要綱 (一部抜粋)】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①東京都が基本財産に出資等を行っている公益法人等②東京都が資本金の25%以上出資している株式会社③その他特に指導監督を必要とする団体 |
|--|

ただし、例外として、上記の基準に該当する団体でも、次のいずれかに該当するものについては、「東京都監理団体指導監督基準」第2において、監理団体として指定しないものとする、とされている。

【(参考) 東京都監理団体指導監督基準 (一部抜粋)】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 継続的な東京都職員の派遣及び東京都からの財政支出が僅少である団体(2) 特殊法人など国による関与が強く、東京都が指導監督する範囲が狭い団体(3) 他団体による関与が強く、東京都が指導監督する範囲が狭い団体(4) 地方独立行政法人など個別の法令により効率的な運営を行うための仕組みが確保されている団体(5) 監理団体である持株会社の子会社(6) その他全庁的な指導監督を行う必要がないものとして総務局長が認める団体 |
|---|

私学財団は、上記①の「東京都が基本財産に出資等を行っている公益法人等」に該当するが、上記(1)の「継続的な東京都職員の派遣及び東京都からの財政支出が僅少である団体」であり、かつ(6)の「その他全庁的な指導監督を行う必要がないものとして総務局長が認める団体」に該当することから、監理団体として指定されず、東京都監理団体指導要綱第12に定める「その他報告を受け

る団体」（都が補助金交付要綱等に基づき適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握する団体）になっているのである。

ここで本報告書では、東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例で引用する地方自治法第 199 条に規定された範囲内に基づき、私学財団に対する監査範囲を設定している。具体的には、私学財団の監査範囲は、補助金、利子補給及び委託契約に限定されることになるため、以下では、この監査範囲に従って、指摘・意見を記載することとする。

なお、参考までにその根拠を示すと、以下のとおりとなる。

【(参考) 東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例（一部抜粋）】

第二条 東京都（以下「都」という。）と法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めたときは、次に掲げるものについて監査することができる。

一 都が法第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

（以下省略）

【(参考) 地方自治法（一部抜粋）】

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

（中略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。（以下省略）

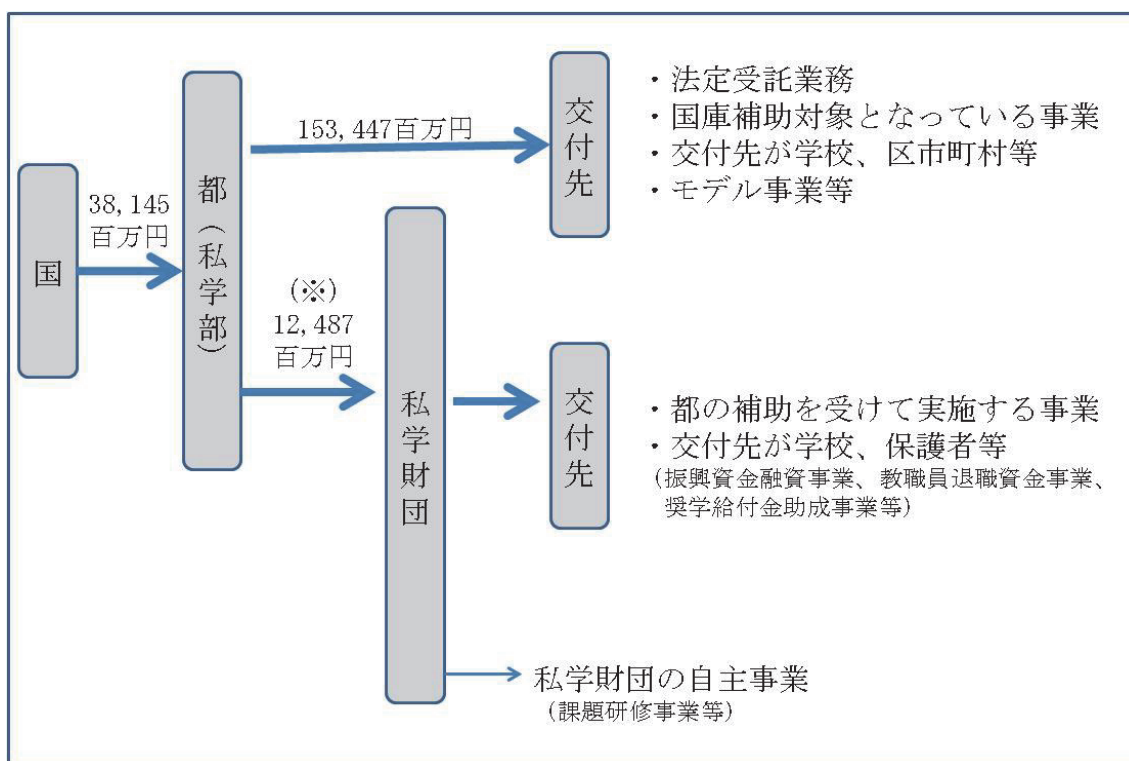
（注）文中の下線は監査人が追加している。

3. 私学部と公益財団法人東京都私学財団との取引・補助関係について

私学部は、本報告書第2のⅡの4.(1)「私学部の事業内容について」に記載の事業を行っているが、②私立学校教育への助成事業及び③東京都育英資金事業については、その一部の事業を私学財団に委託又は補助している。

なお、私立学校教育への助成事業のうち、法定受託業務、国庫補助対象となっている事業、交付先が区市町村、モデル事業などは、私学財団を通さず、私学部が交付先に直接補助金を交付している。

図 D5-3-1 私学部及び私学財団の補助金の流れ（平成 26 年度）



（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注1）記載の数字は、平成26年度の補助金額である。

（注2）国からの補助金額には、国庫を一旦基金に積み立てて執行したものも含まれる。

※ 都（私学部）から私学財団への補助金額 12,487 百万円は、私立学校振興費 11,379 百万円と育英資金費 1,108 百万円の合計である。

4. 補助金について

(1) 補助金の概要

補助金等は、地方自治法第 232 条の 2 の規定において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。

ここでいう「公益上必要がある場合」は、誰がどのように認定するのか。この点については、行政実例（※）にて「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和 28 年 6 月 29 日自行行発第 186 号）とされている。

※ 行政実例とは、行政機関が法令の適用等に関し疑義がある場合に、関係所轄行政機関に対し疑問点等
を示して意見を求め、照会を受けた行政機関がこれに対して回答した事案を、行政運営上の参考に供
するため公にしたものである。

また、地方財政法第 4 条 1 項の規定において「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされている。この点、都では、全庁的な補助金事務全般規程として「東京都補助金等交付規則」を設け、各補助金等の個別事情に合った補助金等事務を「補助金等交付要綱」で規定している。そして、同規則第 2 条の規定において、補助金等の定義を「都がその公益上必要がある場合において、都以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの」としており、地方自治法と同様に、補助金等を交付するためには「公益上必要がある」としている。

そして、「東京都補助金等交付規則」において、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業等の遂行、補助金等の返還等、補助金等に係る予算の執行に関する共通的基本的事項を規定し、補助行政を統一的・効率的に処理し、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図っている。

【(参考) 東京都補助金等交付規則 (一部抜粋)】

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付に際しては、あらかじめ、補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)をして、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付させなければならない。

- 一 申請者の営むおもな事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他必要と認める事項

3 補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第一項第三号の申請書に記載すべき事項の全部若しくは一部または前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第六条 前条の補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第七条 前条の規定による交付の決定に当つては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

つまり、東京都補助金等交付規則では、補助金等の交付を受けようとする者から、申請時に補助事業等の目的や補助事業等の効果を記載した書類の提出を求め、補助事業等の目的及び内容が適正であるか等の調査を行った上で、補助金等の交付決定を行うこととされている。

さて、平成 26 年度において、私学部が私学財団に交付している補助金は 124 億 87 百万円であるが、このうち「公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付

要綱」(以下、「私学財団事業補助金交付要綱」という。)に基づき、私立学校教育研究費補助事業等の8つの事業に対して、26億43百万円を交付している。この私学財団事業補助金交付要綱に基づく補助金の目的は、「公益財団法人東京都私学財団が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、私立学校教育の充実と振興を図る」ことである。また、私学部に対する私学財団からの補助金交付申請書には、その申請理由として、以下の事項が記載されている。

【(参考) 補助金交付申請書 (一部抜粋)】

本財団は、都内の私立学校(知事所轄)教育の充実と振興を図ることを目的としております。

その振興方策として、学校施設の整備、経営安定化に必要な資金の融資・助成事業、教職員の資質向上を目的とした研修研究事業等、下記の補助対象事業を実施しております。

当該事業の実施にあたりましては、多額の資金を要するため、本財団独自の資金のほか、東京都からの補助金をもって原資としており、事業を円滑に執行するための必要な資金として、本年度事業補助金の交付を申請いたします。

ここで、監査人は、以下の利子補給に関連する3つの事業の仕組みの違いに着目した。

【(参考) 私学財団事業補助金交付要綱抜粋 (一部抜粋)】

補助事業	補助対象事業等	補助対象経費
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業	入学支度金貸付資金融資事業	貸付原資の借入金に対する利子
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業	貸付原資の借入金に対する利子及び利子補給費
	老朽校舎改築促進対策利子補給事業	
	退職資金事業統合時逸失補助	統合により生じた総逸失収入額
私立学校教育振興資金融資利子補給事業	振興資金融資事業	貸付原資の借入金に対する利子
	退職資金事業統合時逸失補助	統合により生じた総逸失収入額

(注1) 退職資金事業統合時逸失補助は、財団法人東京都私立学校教育振興会及び社団法人東京都私学退職金社団の平成15年4月1日付統合により生じた総逸失収入額は収入額範囲内の未補助残高である。

(注2) 表中の下線は監査人が追加している。

すなわち、これら 3 つの事業のうち、私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業は私学財団が無利子で融資しているものであり、そのための私学財団の原資借入に係る支払利息の全額を私学部が補給している。また、私立高等学校等老朽校舎改築促進事業については、私学財団の原資借入に係る支払利息から融資に係る受取利息を控除した差額を私学部が補給している。しかしながら、私立学校教育振興資金融資利子補給事業については、私学財団の原資借入に係る支払利息の全額を私学部が補給しており、私立高等学校等老朽校舎改築促進事業のように利子差額の補給ではない。このため、私立学校教育振興資金融資利子補給事業については、私学財団は、私立学校から受け取る利息を何に使っているのかなど、その使途や補助の在り方について疑問が生じると考えられる。

（２）私立学校教育振興資金融資利子補給事業について

① 私立学校教育振興資金融資利子補給事業の概要について

私立学校教育振興資金融資利子補給事業（以下、「振興資金融資利子補給事業」という。）の目的と補助対象経費は、「公益財団法人東京都私学財団事業補助金実施要領」において次のように定められている。

【（参考）公益財団法人東京都私学財団事業補助金実施要領（一部抜粋）】

（目的）

私立学校教育の充実と振興を図ること。

（補助対象経費）

私学財団が行う、振興資金融資事業における貸付原資の借入金（既償還額を除く。）に対する利子。ただし、借入利率が 4% 以上の場合は 4% の利子、4% 未満の場合は当該借入利率に係る利子とする。

なお、振興資金融資事業の対象は、学校教育法に定める都内の私立学校（大学を除く。）に限る。

この事業では、表 D5-4-1 のとおり、平成 26 年度に、22 件 31 億 46 百万円の融資が実行されている。

表 D5-4-1 平成 26 年度における振興資金融資の学種別内訳

区分	件数 (件)	金額 (千円)	金額構成比 (%)
幼稚園	17	1,390,500	44.2
小学校	1	111,000	3.5
中学・高等学校	2	845,000	26.9
専修・各種学校	2	800,000	25.4
合計	22	3,146,500	100.0

(私学財団「事業報告」より監査人が作成)

表 D5-4-2 平成 26 年度における振興資金融資の資金別内訳及び融資利率

区分	施設設備資金			運営資金	つなぎ資金
融資額 (千円)	3,028,000			68,000	50,500
融資期間	20 年	15 年	10・7 年	5・3・1 年	1 年以内
金利種別	変動金利		固定金利	固定金利	固定金利
融資利率 (%)					
一般融資	1.300	1.300	0.5～0.6	0.5～0.6	1.975
特定事業融資	0.5～0.6 (※)				

(私学財団「事業報告」より監査人が作成)

※ 融資日から 10 年間の適用利率。10 年を超えたものは一般融資利率を適用する。

表 D5-4-3 平成 24 年度から平成 26 年度までの融資実績及び原資調達状況

年度	融資実績		原資調達状況		
	件数 (件)	融資金額 (千円)	銀行からの 借入金額 (※) (千円)	融資事業積立資産 からの充当金額 (千円)	計 (千円)
平成 24 年度	30	4,014,400	3,984,400	30,000	4,014,400
平成 25 年度	34	4,663,400	4,514,400	149,000	4,663,400
平成 26 年度	22	3,146,500	3,081,000	65,500	3,146,500
合計	86	11,824,300	11,579,800	244,500	11,824,300

(私学財団作成資料より監査人が作成)

※ 協調融資銀行 4 行からの借入金である。

私学財団では、振興資金融資事業を実施するために、平成 26 年度は 30 億 81 百万円（融資額の 98%）を銀行借入れによって調達している。

この原資借入れの支払利息については、公益財団法人東京都私学財団事業補助金実施要領に基づいて、借入利率のうち 4%を上限として、私学財団は私学部から利子補給を受けている。なお、平成 15 年度以降、この借入利率は 4%を超えたことはなく、したがって補助対象経費は支払利息の全額となっている。

一方、平成 24 年度から平成 26 年度において、私学財団は、当該事業の融資によって、私立学校から利息を受け取っており、これを資金収支計算書の「私学振興資金貸付金利息収入」に計上している（表 D5-4-4 参照）。

表 D5-4-4 私学財団が私立学校から受け取った利息等（平成 24 年度から平成 26 年度）

（単位：千円）

年度	銀行への 支払利息（※1）	私学部からの 補助金	私立学校からの 受取利息（※2）
平成 24 年度	607, 816	459, 200	343, 946
平成 25 年度	501, 531	398, 500	322, 223
平成 26 年度	469, 913	469, 913	289, 438
合計	1, 579, 262	1, 327, 613	955, 609

（私学財団作成資料より監査人が作成）

（注 1）銀行への支払利息と私学部からの補助金は本来一致するが、平成 24 年度と平成 25 年度については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条に基づき、公益目的事業について収入超過が見込まれる差額を支払利息にあて、その分を私学部に申請できる補助上限額から差し引いて請求しているため、支払利息と補助金に差異が生じている。

（注 2）平成 24 年度は退職資金事業統合時逸失補助事業分を除いている。

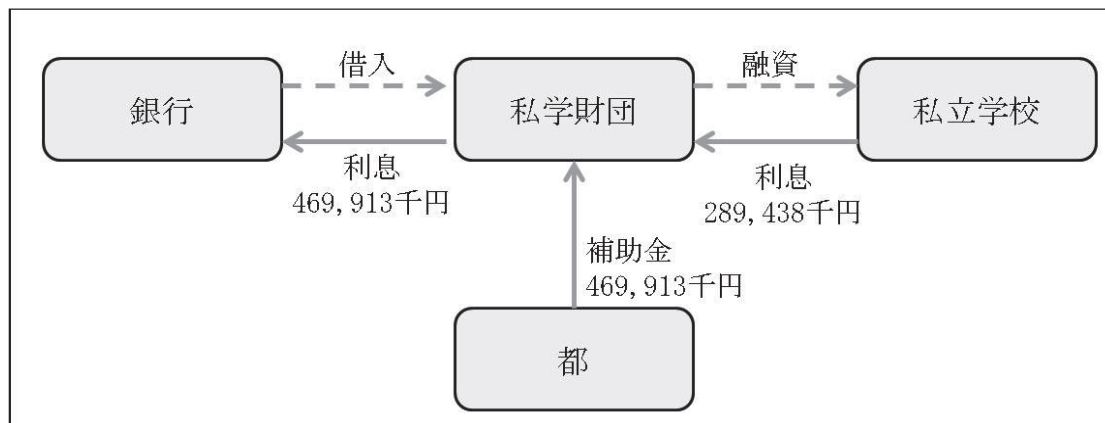
※1 支払利息は、当該年度に発生した金額であり、当該年度以前の借入分から生じた利息も含んでいる。

※2 受取利息は、当該年度に発生した金額であり、当該年度以前の融資分から生じた利息も含んでいる。

平成 26 年度においては、私学財団の私立学校への融資金額は 31 億 46 百万円であり、これに対応する原資調達として、銀行からの借入金額が 30 億 81 百万円である。また、この銀行借入れに係る支払利息は 4 億 69 百万円であり、これに対する私学部からの補助金は 4 億 69 百万円であるが、私立学校への融資による受取利息は、その利率が市場金利よりも低く設定されているため、2 億 89 百万円である。

これら振興資金融資事業の利息・補助金等の流れは、図 D5-4-1 のとおりである。

図 D5-4-1 振興資金融資事業の一連の流れ



(私学財団作成資料より監査人が作成)

(注) 平成 26 年度における数値を基に作成している。

つまり、振興資金融資事業においては、銀行へ利息を 4 億 69 百万円支払う一方で、私学部から補助金を 4 億 69 百万円受け取るとともに私立学校からの受取利息 2 億 89 百万円を自主事業収入として得る仕組みになっている。

言い換えれば、銀行への支払利息は私学部からの補助金で賄われていることから、私立学校からの受取利息は当該財団で何に使われているのか、という疑問が生じる。そこで、監査人はその使途を検討することとした。

② 私立学校からの受取利息の使途について

振興資金融資については、私学財団の原資借入に係る支払利息の全額を私学部が補給していることから、私学財団は、私立学校から受け取る利息を何に使っているのか質問したところ、「私立学校のニーズなどを踏まえた私学振興に資する事業を展開している。」との回答を得た。しかしながら、これでは具体的には分からない。そこで、監査人は、私学財団の平成 26 年度正味財産増減計算内訳表の経常収益・経常費用を用い、必要に応じて私学財団に質問をするなどして以下のように検討した。

すなわち、私学財団では様々な事業を実施しているが、この使途（事業費）と財源（私学部等からの補助金などの収益）が直接的に関連するものとそうではないものを区別し、私立学校からの受取利息がどのようにこの使途（事業費）に充てられているかを検討した。なお、私学財団の会計は公益目的事業会計と法人会計に区分されているが、このうち法人会計の費用は、基本財産運用益・受取会費等でほぼ賄えているため、私立学校からの受取利息を財源としていないものと考え、検討の対象外とした（公益目的事業会計のみを対象とした）。

まず、私学財団の平成 26 年度の正味財産増減計算書内訳表の科目から、個別の事業の使途（事業費）と財源（私学部等からの補助金などの収益）の関連性が分かるものを表 D5-4-5 の「項目」欄で事業ごとに記載し、これが分からないものを表 D5-4-5 の「項目」欄で「その他」に記載した。なお、必要に応じて私学財団に質問をしている。

表 D5-4-5 公益目的事業会計の経常収益（財源）・経常費用（使途）の分析

（単位：千円）

項目	経常収益		経常費用		差引
	科目	金額	科目	金額	
融資事業	補助金等収益 受取利息	489,412 38,246	支払利息	529,664	△2,004
教育振興事業 （融資事業を 除く）	補助金等収益 （事業費分）	6,838,113	支払助成金等	6,893,668	△80,931
	指定財産へ振替	△25,375			
	補助金等収益 （事務費分）	138,486	事務費（※2）	124,774	13,712
受託事業	受託手数料	285,979	受託事業費	260,344	25,634
育英事業	補助金振替額	116,158	事務費	116,641	△483
退職事業	加入者負担金等	8,034,864	退職資金交付金	12,655,110	101
	補助金等収入	3,913,372			
	特定資産評価益	9,056,763	退職資金給付	9,380,910	
	特定資産運用益	1,175,782	準備金繰入額	20,546	
			積立資産運用損		
			事務費	124,115	
その他	受取会費・入会金	41,972	その他（※3）	302,665	32,372
	教育振興資金の 受取利息（※1）	289,438			
	その他	3,627			
	合計	30,396,843	合計	30,408,442	△11,598

（平成 26 年度の正味財産増減計算書内訳表及び私学財団作成資料より監査人が作成）

※1 振興事業に係る私立学校からの受取利息分である。

※2 私学財団作成資料の金額を集計している。

※3 その他（302,665 千円）は、以下のとおり算定している。

なお、表 D5-4-5 の経常費用「その他」3 億 2 百万円は、表 D5-4-6 のとおり、正味財産増減計算書内訳表の科目からは個別の事業の使途（事業費）と財源（私学部等からの補助金などの収益）の関連性が分からないため、その関連性を私学財団に質問し算定している。

表 D5-4-6 表 D5-4-5 の経常費用「その他」3 億 2 百万円の算定過程

(単位：千円)

科目	正味財産 増減計算書 ①	教育振興 事業 (事務費) ②※	育英事業 (事務費) ③	退職事業 (事務費) ④	差引 ①- (②+③+ ④)
役員報酬	12,577	-	-	2,647	9,929
委員報酬	811	-	10	100	701
給与手当	152,536	-	36,182	32,248	84,106
賞与手当	29,440	-	5,554	6,055	17,829
賞与引当金繰入額	16,359	-	2,538	2,703	11,117
退職給付費用	3,915	-	-	700	3,214
法定福利費	28,566	-	6,218	5,638	16,710
福利厚生費	2,251	-	23	474	1,754
会議費	2,415	743	162	547	963
旅費交通費	1,193	55	45	262	830
通信運搬費	20,574	9,307	6,845	3,627	793
減価償却費	33,315	-	878	10,200	22,236
消耗品費	10,854	7,512	1,520	1,100	719
修繕費	100,003	90	-	21,034	78,878
印刷製本費	15,723	9,057	3,393	2,783	488
光熱水費	1,032	390	-	132	508
賃借料	18,140	6,482	670	581	10,405
保険料	133	14	-	24	93
租税公課	23,018	83	94	719	22,121
諸会費	717	-	-	408	309
委託費	146,377	72,751	36,294	25,031	12,299
雑費	47,812	18,283	16,207	7,091	6,228
期首貯蔵品棚卸高	1,388	-	-	-	1,388
期末貯蔵品棚卸高	△962	-	-	-	△962
合計	668,197	124,774	116,641	124,115	302,665

(私学財団の決算書、私学財団作成資料より監査人が作成)

※ 私学財団作成資料の金額を集計している。

以上のことから、表 D5-4-5 の経常収益「その他」のうち、教育振興資金の受取利息 2 億 89 百万円（私立学校からの受取利息）は、表 D5-4-5 の経常費用「その他」3 億 2 百万円、すなわち役員報酬・給与手当・修繕費など、私学財団が独自で行う事業等の運営費にも充てられていることが分かる。

「私学財団事業補助金交付要綱」では、補助金の交付の対象となる私学財団の振興資金融資事業の補助対象経費は、「貸付原資の借入金に対する利子」としている。したがって、私学部は、部が定めた「私学財団事業補助金交付要綱」の規定に従った補助金を交付している。この点、要綱違反の事実はない。

しかしながら、私学財団の原資借入に係る支払利息に対する補助金も、私学財団が私立学校へ融資したことによって受け取る利息も、私学財団が実施する振興資金融資事業に関連して発生したものとして一体で考えた場合には、平成 26 年度の振興資金融資に係る補助対象経費は、銀行借入に係る支払利息 4 億 69 百万円から私立学校への融資による受取利息 2 億 89 百万円を差し引いた金額 1 億 80 百万円（あるいは、この金額 1 億 80 百万円に当該事業に要する間接経費を加えた金額）となる。つまり、私学部が交付した補助金 4 億 69 百万円のうち、私立学校からの受取利息 2 億 89 百万円については過大であったとも言える。そして、交付された補助金は、広い意味で財団の運営の一部に充てられていると考えられることから、私学部から私学財団に対する実質的な運営費補助金に相当するとも言える。

なお、振興資金融資事業が開始された昭和 56 年度以降継続して、私立学校からの受取利息は原資借入の支払利息から控除されていない。私学財団は、この受取利息を原資にし、私学振興事業等を展開している。参考までに、私学財団が都の報告団体となった平成 15 年度から現在までの間、私学財団が私立学校から受け取った利息の累計額を示すと、表 D5-4-7 のとおり 39 億 58 百万円である。

表 D5-4-7 私立学校からの受取利息

(単位：千円)

年度	受取利息
平成 15 年度	302,960
平成 16 年度	281,016
平成 17 年度	281,679
平成 18 年度	296,674
平成 19 年度	416,633
平成 20 年度	380,040
平成 21 年度	382,661
平成 22 年度	387,846
平成 23 年度	273,658
平成 24 年度	343,946
平成 25 年度	322,223
平成 26 年度	289,438
合計	3,958,774

(私学財団作成資料より監査人が作成)

(意見 2-29) 振興資金融資事業に係る利子等について

私学財団の振興資金融資事業においては、私学部が定めた「公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱」に規定されている補助対象経費が「貸付原資の借入金に対する利子」とされるため、平成 26 年度において私学部が私学財団に補助金 4 億 69 百万円を交付している。

しかしながら、私学財団が実施する振興資金融資事業について、私学財団が私立学校へ融資したことによって受け取る利息も一体として考えた場合、平成 26 年度において、私学財団の原資借入れに係る支払利息 4 億 69 百万円から私立学校への融資に係る受取利息 2 億 89 百万円を差引いた金額 1 億 80 百万円（あるいは、この金額 1 億 80 百万円に当該事業に要する間接経費を加えた金額）を、私学部は私学財団に交付することで足りる。

以上のことから、私学部及び私学財団は、当該補助金の在り方について再整理することとされたい。

（３）補助金等に関する審査について

① 助成先（区市町村、私立学校、保護者等）の提出書類に対する審査について

私学部及び私学財団は、補助金等の申請について、補助事業等の目的及び内容が適切であるか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するため、それぞれが助成先からの申請書や実績報告書を審査している。

ここで、東京都補助金等交付規則によれば、一般的な補助金の交付申請から交付、精算までのフローは、以下のとおりとなる。

【（参考）一般的な補助金の交付申請から交付、精算までのフロー】

- | |
|----------------|
| ①助成先から交付申請書の提出 |
| ②交付申請書の審査 |
| ③必要に応じて現地調査 |
| ④交付額決定 |
| ⑤助成金交付（支払） |
| ⑥助成先から実績報告書の提出 |
| ⑦実績報告書の審査 |
| ⑧必要に応じて現地調査 |
| ⑨補助金額の確定（精算） |

私学部及び私学財団は、このフローのうち、②の交付申請書と⑦の実績報告書の書類審査と、必要に応じて③⑧で現地調査を行っている。

まず、東京都補助金等交付規則第 6 条では、補助金等の交付の決定に当たり、「申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査」する旨を定めている。また、同規則第 16 条では、補助事業が完了し、補助金の額を確定する際に、「実績報告書の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査」する旨を定めている。この実績報告書に添付される書類は、事業によって異なり、補助金実施要領において定められている。したがって、私学部は、実績報告書等の補助金がこれら規則・要綱に則っているか審査することが必要である。

そこで、この審査に関して、審査の項目、要点、手順等を記載しているチェックリストの有無を私学部及び私学財団に質問したところ、私学部では、申請書類等の提出を学校に依頼する際に、「記入例」や「チェックリスト」などを示しており、担当職員はこれらを用いて書類審査や現地確認を行っている、との回答を得た。

また、私学財団では、各種助成事業の「しおり」や「記入例」を用いて、職員が書類審査や現地確認を行っているほか、耐震対策工事など専門的な知識が必要な事業については交付決定前に専門家に依頼して意見の聴取、随時相談等も行っているとの回答であった。

しかしながら、各種の助成事業の「しおり」や「記入例」、「チェックリスト」は、あくまでも交付先が実績報告書などの書類を作成するためのマニュアルである。これには私学部や私学財団が確認すべき項目も織り込まれていると考えられるが、どの項目をどのような要点でどのように確認するか、審査する担当者の判断が介入することとなり、網羅的・効果的・効率的な審査作業とは言い難い。

② 私学財団の提出書類に対する審査について

私学部は、東京都補助金等交付規則に従い、助成先である私学財団からの申請や実績報告についても確認を行う。この場合、当然に私学部は実績報告書等の補助金が、関連する規則・要綱に則っているか審査することが必要である。

そこで、私学財団からの実績報告書について私学部がどのような確認を行っているか質問したところ、「実績報告書に添付されている「事業別実績内訳」と「収支計算書」を突合して両者に不整合がないか確認の上、補助金の額を確定している」との回答を得た。しかしながら、このような確認は、「東京都補助金等交付規則」で定められているような確認が十分に行われてはいないものと考えられる。なぜなら、「事業別実績内訳」や「収支計算書」は私学財団が当該補助事業全体の状況を報告するために作成した財務書類であり、必ずしも個々の補助金の確証ではないからである。したがって、私学部は、私学財団が助成先からの申請書類や実績報告書を適切に審査していることを確認する、また必要に応じて、私学財団の支出等に関する証憑等も確認することが必要である。

ところで、私学財団が私学部に報告している事務費の集計方法を質問したところ、「年度当初に決裁された配分基準（按分比率）に基づいて、経費伝票の入力の時点に、この経費を各事業に配分（按分）した伝票を作成する。この伝票

を実績報告書作成時に手作業で集計している。」とのことである。しかしながら、私学財団が作成した「平成 26 年度事業別事務費一覧表」（各事業の事務費が項目別に記載された表）は、補助対象事業のうち事務費が補助対象となっている事業の事務費のみの記載であり、補助事業以外の事務費が含まれていないため、私学財団決算書との整合性を確認することができなかった。

なお、私学部は、私学財団の独立監査人の監査が終了した私学財団の決算（案）が提出された時点で実績報告書と決算（案）を突合し、不整合がないかを確認しているとのことであった。しかしながら、平成 27 年 5 月 1 日の決裁をもって補助金の額の確定がなされている一方、私学財団の独立監査人の監査報告書日付は平成 27 年 6 月 2 日となっており、この私学部の確認は、補助金交付後の事後確認に過ぎない。また、決算（案）は独立監査人の監査を受けたものであるから、この決算（案）と実績報告書の突合は信頼性が担保されているとの前提であるが、独立監査人の監査は個々の補助金の金額がすべての点において正確であることまでは保証していない。したがって、決算（案）との突合をもって実績報告書を適切に検証したとは言えないのである。

（意見 2－30）補助金等に関する確認について

私学部及び私学財団は補助金等の実績報告書を確認しているが、それは、耐震対策工事など専門的な知識が必要な事業を除き、各種の助成事業の「しおり」や「記入例」などを参考にした書類審査である。しかしながら、この「しおり」や「記入例」などはあくまで交付先が実績報告書などを作成するためのマニュアルであって、確認すべき項目・要点・手続が担当者に委ねられており、網羅的・効果的・効率的な確認作業とは言い難いため、これらを担保する観点から、適切なチェックリストを策定し、これを確実に運用することとされたい。

また、私学部は、私学財団への補助金に関して、私学財団が作成した実績報告書とその基礎資料（内部書類）の整合性の確認をしているに過ぎないため、補助事業の網羅性・実在性・正確性などを担保する観点から、私学財団が助成先からの申請書類や実績報告書を適切に確認していること自体を確認する、また必要に応じて、私学財団の支出等に関する証憑その他の確証も確認するよう、一定のルールを適切に策定し、これを確実に運用することとされたい。

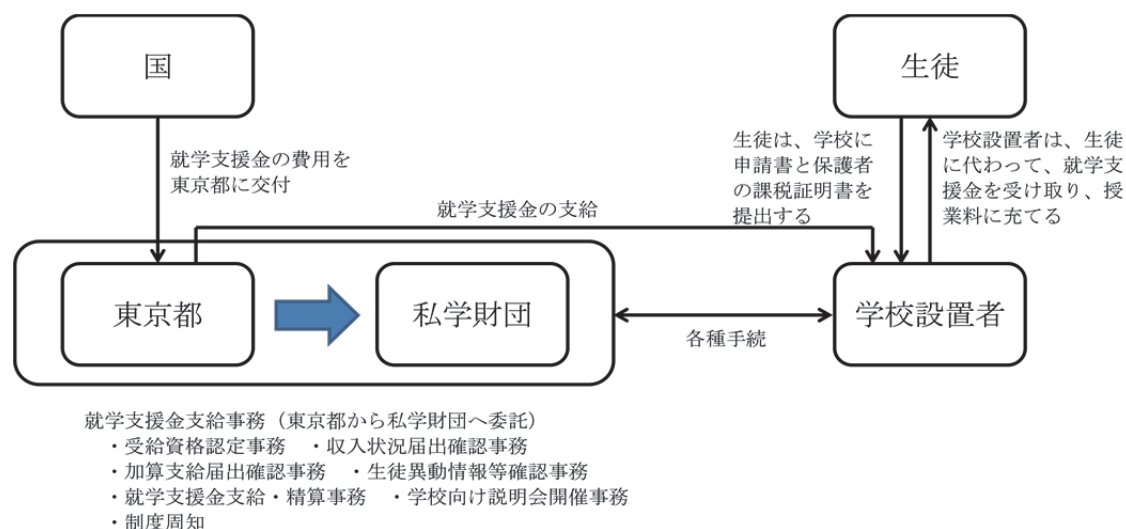
5. 高等学校等就学支援金支給事務に関する委託契約について

(1) 高等学校等就学支援金制度の概要について

高等学校等就学支援金制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、国公立を問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料に充てるため、国が高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）を支給するものであり、平成 22 年 4 月以降の入学者を対象に設けられている。この制度の支給事務は各都道府県が主体で実施するが、このうち私学部の所管は私立学校に係る支給事務に限られており、私学部はこの支給事務を私学財団に委託している。

ここで、就学支援金の支給事務の全体的なイメージを示せば、図 D5-5-1 のとおりである。

図 D5-5-1 就学支援金の支給事務のイメージ



（「委託契約書」より監査人が作成）

(2) 高等学校等就学支援金支給事務に関する委託契約の概要について

私学部は、私学財団との間で「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託契約」（以下、「就学支援金契約」という。）を締結している。就学支援金契約は、東京都私立高等学校等就学支援金支給事務の施行に当たって、各学校の実情に配慮しつつ、定められた申請スケジュールに応じた効率的、安定

的な執行体制を確保し、年間を通じ業務が滞りなく行われることを目的としている。

この就学支援金契約は、契約締結時には契約金額が確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で金額を確定させることになっており、私学部は、委託業務に要する経費として表 D5-5-1 の費目を積算している。

表 D5-5-1 私学部が委託に要する経費として積算した費目

費目	内容
1. 直接経費 ①審査業務 ②申請・周知用等印刷物作成 ③通信費 ④学校説明会会場借上 ⑤事務用品購入 ⑥備品購入費 ⑦事務機器リース ⑧DB 管理 ⑨人件費	申請書類確認業務・データ入力業務等 認定通知・パンフレット等印刷 認定通知・パンフレット等送付、電話料金 説明会会場使用料等 事務用消耗品類 書庫等備品 コピー機等リース SE 作業経費等 事業企画、都との連絡調整業務
2. 管理費	「1. 直接経費」の 10%
3. 賃料等	賃料・共益費
4. 建物維持管理	光熱水費、清掃委託

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

このような概算契約という手法をもって契約を締結した理由を私学部に質問したところ、「就学支援金支給事務では、制度改正等のため、あらかじめ審査件数を正確に把握することが困難であること等から、総価契約ではなく概算契約としている」との回答を得た。この点、地方公共団体が締結する契約においては、概算契約が当然に否定されるものではないが、契約金額の上限額を引き上げることによって、最終の精算額も引き上がってしまうおそれがあるため、監査人はこの概算契約の内容などに着目した。

(3) 委託業務に要する管理費の経済合理性について

表 D5-5-1 の経費が認められた理由を私学部に質問したところ、「申請者へ発送する通知等に要する用紙代等の経費や、申請者からの問い合わせに要する通信費など、就学支援金事務を遂行するために、直接必要となる項目を積算内訳に計上している。」との回答を得た。そこで、「直接必要となる項目」の範囲を確認するため、委託に要する経費の算出方針の提示を求めたところ、明文化されたものは存在しないということが判明した。

就学支援金契約のように、委託に要する経費が含まれる概算契約を締結する場合、委託に要する経費の範囲があいまいになる可能性が高く、したがって、明文化されたルールを作成することが重要であると考えられる。例えば、以下のような性質の費目については、不経済性を内包している可能性が高い。

① 物品（備品等）購入費について

委託費を通じて購入した備品等の所有権は、私学部に帰属する。この点は、本契約の仕様書においても明記されている。一方、表 D5-5-1 のとおり、本契約において、私学部は備品購入費の 10% を「管理費」として算入することを積算しているが、私学部が備品を直接購入して私学財団に貸与する場合と比較すると、この 10%（管理費相当）が委託費という名目を通じて追加負担となり、経済性の観点から疑問を感じざるを得ない。

この点、私学部は「(i) 私学財団との調整に要する時間、(ii) 契約行為に係る人件費、(iii) 事務の効率性の少なくとも 3 つの観点により、私学財団が契約行為を行う方が合理的であると判断した」と主張している。

確かに、研究開発に係る委託業務のように、専門的な器具備品を調達する場合や頻繁に備品等の購入が必要な委託業務の場合には、私学部の主張は一定の合理性があるように考えられる。そこで、就学支援金契約の予定価格の積算内訳を確認したところ、表 D5-5-2 の備品の購入を想定していた。

なお、私学部が積算している額は、厳密には「契約目途額」であるが、以下では、「予定価格」と表現する方が理解しやすいと判断したため、「予定価格」と記載している。

表 D5-5-2 予定価格における備品購入費の積算内訳（抜粋）

物品内容	金額
1. 書庫	5,535,000 円（＝45,000 円×123 台）
2. 回転椅子	1,178,000 円（＝19,000 円×62 脚）
3. テーブル	1,153,200 円（＝37,200 円×31 台）
4. デスクトップ P C	1,085,000 円（＝77,500 円×14 台）
5. 電話機	396,000 円（＝36,000 円×11 台）
6. ロッカー	380,400 円（＝63,400 円×6 台）
小計	9,727,600 円
直接経費（10%）	972,760 円
合計	10,700,360 円（税抜）

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

この内訳を見る限り、専門的な器具備品や頻繁に購入する備品を予定したものではなく、業務上用意すべき一般的な事務用備品を想定しているものと考えられる。つまり、私学部が、委託業務の開始時期に合わせて備品等を購入したとしても、私学部が主張するような私学財団との調整に費やす時間は極めて限定的であり、これをもって事務の効率性を著しく阻害するわけではない。

さらに、私学財団から報告された、実際に購入した「購入備品一覧表」の内容を確認したところ、表 D5-5-3 のとおりであった。

表 D5-5-3 私学財団が委託費で購入した備品

購入月又は協議月	購入備品	金額（税抜）
平成 26 年 4 月	電話交換機 1 台	919,685 円
	両開き書庫 72 台	3,081,600 円
	ロッカー9人用 8 台	464,800 円
	デスク平机 2 台	86,800 円
	ワゴン 3 段 2 台	78,400 円
	ワゴン 2 段 2 台	78,400 円
	デスクパネル 1 枚	25,600 円
	電話機 34 台	1,152,159 円
平成 26 年 6 月	デスクトップ P C 12 台	1,148,400 円
	回転いす 29 脚	594,500 円
	いす（会議用） 10 脚	131,000 円
	折りたたみテーブル 20 台	774,000 円
	折りたたみテーブル 30 台	1,047,000 円
	いす（折りたたみ） 30 脚	288,000 円
	液晶モニタ 12 台	154,800 円
合計		10,025,144 円

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

表 D5-5-3 を見ると、予定価格の積算時と多少の相違はあるものの、おおむね同種類の備品を購入していることが分かる。また、購入タイミングについても、事務の効率性を阻害する頻度で購入した実績も見当たらない。

したがって、私学部が主張する「(i) 私学財団との調整に要する時間」及び「(iii) 事務の効率性」の観点から、私学財団が契約行為を行う方が合理的であるとは必ずしも言えない。

また、私学部が直接契約行為を行った場合には、私学部の人件費が追加コストとして発生する一方で、私学財団の契約行為に係る人件費を削減（委託費用を削減）することが可能となるため、人件費単価に一定の差があったとしても私学部が負担する追加コストは大きなものではないと想定される。なぜなら、

総務局が公表する都職員の平均給与月額が 454,886 円であるのに対し、私学財団の平均給与月額は 317,784 円と、その乖離率が約 30%であることからすると、時間単価に置き換えた場合には 1 時間当たり 1,000 円未満の差しか発生しないため、この単価差をもって備品購入費の 10%の管理費を超えるケース、つまり備品購入業務で 1,000 時間以上の時間を費やすケースは通常想定されないからである。したがって、私学部が主張するように、「(ii) 契約行為に係る人件費」の観点から、私学財団が契約行為を行う方が合理的であるとは必ずしも言えない。

以上を総合的に勘案すると、私学部が必要に応じたタイミングで備品を購入し、これを私学財団に貸与する方が、管理費相当 10%分のコスト削減することができた可能性が高いという意味で、備品購入費を本契約に含めている点につき、経済的合理性を欠いている可能性がある。なお、表 D5-5-1 の事務機器リースも同様のことが言える。

② 経費区分の定義と費目間の流用制限について

就学支援金契約の仕様書「8 計画変更」には、以下のとおり、経費区分に変更が生じた場合の取扱いが明記されている。

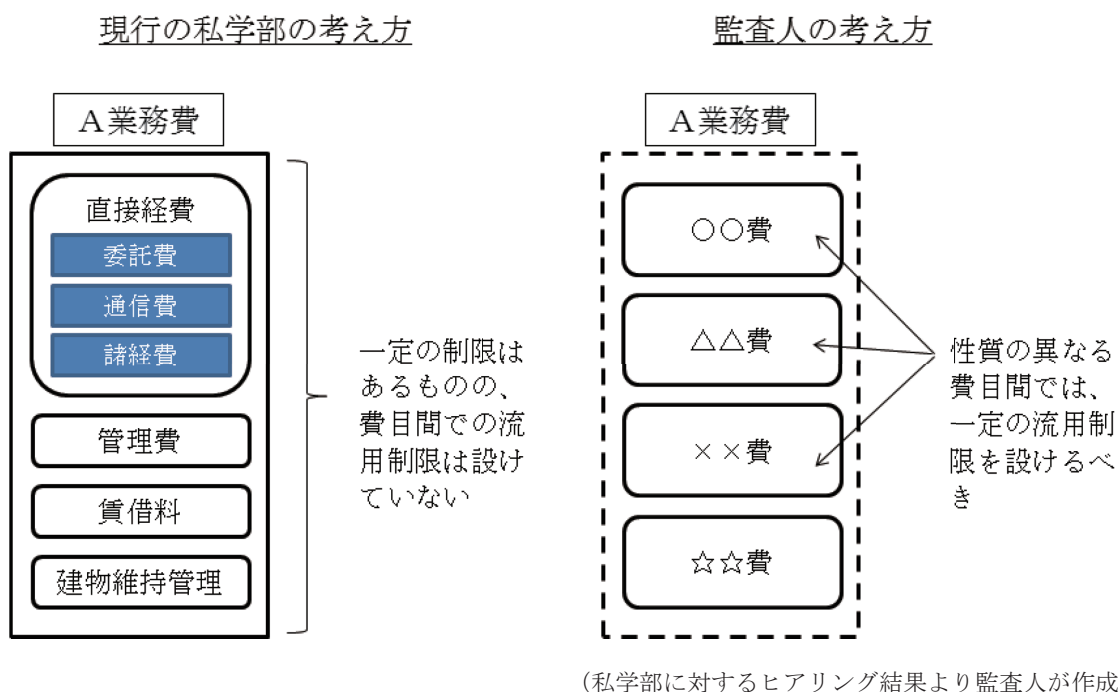
【(参考) 委託契約書における「仕様書」(一部抜粋)】

受託者は、事業の実施過程で 6 で提出した支出計画書又は 7 で作成し、委託者の承認を得た実施計画書の内容を変更しようとするときは、変更の内容、変更の理由及び変更後の経費の区分を明らかにした書面を委託者に提出し、あらかじめ委託者の承認を受けること。ただし、実施計画書に関する軽微な変更及び支出計画書の経費の区分について、区分ごとに配分された経費の 30%以内の変更である場合はこの限りではない。

この経費区分の範囲を私学部質問したところ、「業務費の単位」で認識していることが判明した。すなわち、本契約では経費の区分を 4 つの業務費（申請書類等確認業務、事務処理データベース管理業務、年間生徒異動状況整理業務、説明会開催補助及び問合せ業務）と定義している。

経費区分に対する私学部の考え方と監査人の考え方の違いを表現すると、図 D5-5-2 のとおりである。

図 D5-5-2 経費区分に対する私学部の考え方と監査人の考え方の違い



例えば、私学部が備品購入費を都の予算として執行するのであれば、備品購入費予算の枠を超えた支出は、地方自治法第 220 条の規定に基づき、一定の予算流用の手続等が必要となる。

一方、本契約の仕様書では、一定の制限はあるものの地方自治法第 220 条で規定されるような厳格な費目間の流用制限が存在しないため、費目間の流用の手続を経ずに、各「業務費」の枠内で執行することが可能となる。具体的には、予定価格における備品購入費は 9,727 千円(表 D5-5-2 参照)であるのに対して、実際の備品の購入金額は 10,025 千円(表 D5-5-3 参照)である。つまり、予定価格を上回る 297 千円は、備品購入費を除いた「業務費」の余剰分が充当されているのであるが、「業務費」全体の枠内で支出されている限りにおいては、私学部の承認は必要ないこととなる。

この点、私学部は「支出計画書・実施計画書の内容変更の際に協議を求めるのは、契約締結時に両者合意した計画を制限なく変更しないようにするためのものであって、費目間の流用制限を行う意図はない。そもそも委託契約においては、業務の遂行に必要な経費の支出方法（購入するか借り入れるか、人を雇うか委託に出すか等）の選択は受託業者が経済性等の観点から契約の範囲内で行うべきであり、流用制限は、経済的・効率的な遂行方法の選択を阻害するおそれがあるため、採用すべきでないと考えている」と主張する。

確かに、過度な流用制限を行うことは、受託業者の業務遂行方法の選択を阻害する可能性があることから、私学部的主張は一定の理解ができる。

しかしながら、本契約については、都の所有となる備品の購入費やリース料をはじめ、本来私学部が実施すべき複数の業務を一つにまとめて発注している委託契約であり、また、概算契約という契約金額が確定した契約でもないことからすると、私学部が直接備品を購入した場合等と比べて、自由裁量の余地は大きくなる。

③ 管理費率 10%の設定について

表 D5-5-1 における管理費について、直接経費の「10%」としている理由を私学部質問したところ、「国の委託業務経費の算出等に関する資料を参考として、管理費を 10%としている」との回答を得た。また、管理費の範囲は、「当該業務担当部署以外に要する経費を想定」しているとのことであった。

この回答を受け、監査人は、国の委託業務経費の算出方法を確認した。

例えば、経済産業省大臣官房会計課が自省で使用している「委託事業事務処理マニュアル」では、一般管理費の定義を「委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費」としている。

そして、以下のように、契約相手先の種類別（一般事業会社や公益法人など）に場合分けして、具体的な一般管理費率の計算式を示している。

【(参考) 経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」(平成 26 年 4 月)(一部抜粋)】

一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とします。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りではありません。

一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定します。

【(参考) 経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」(平成 26 年 4 月)(一部抜粋)】

【公益法人における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \text{『管理費』} \div \text{『事業費』} \times 100$$

正味財産増減計算書の経常費用から、『管理費』『事業費』を抽出し計算をおこなう。
ただし、『管理費』の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとします。

この計算式を用いて、私学財団の場合の一般管理費率を計算すれば、以下のとおり、8.4%となる。なお、この計算に当たっては、表 D5-5-4 の数値を利用している。

$$\text{管理費} : 41,970 \text{ 千円} \div \text{事業費} : 497,775 \text{ 千円} \times 100 = \text{一般管理費率} : 8.4\%$$

表 D5-5-4 平成 25 年度私学財団の正味財産増減計算書（抜粋）

（単位：千円）

事業費		管理費	
科目	金額	科目	金額
役員報酬	12,942	役員報酬	841
委員報酬	260	評議員報酬	80
給料手当	139,637	給料手当	13,466
賞与手当	24,329	賞与手当	2,308
賞与引当金繰入額	13,602	賞与引当金繰入額	2,125
退職給付費用	7,972	役員退職慰労引当金繰入額	240
法定福利費	25,334	役員退職慰労金	-
福利厚生費	2,862	退職給付費用	399
会議費	2,722	法定福利費	3,258
旅費交通費	1,340	福利厚生費	154
通信運搬費	15,810	会議費	103
減価償却費	27,909	旅費交通費	56
消耗品費	5,159	通信運搬費	131
修繕費	9,464	減価償却費	2,792
印刷製本費	10,297	消耗品費	478
光熱水費	742	修繕費	493
賃借料	6,907	印刷製本費	639
保険料	118	光熱水費	35
租税公課	11,732	賃借料	150
諸会費	720	保険料	6
委託費	126,115	租税公課	172
雑費	52,064	諸会費	21
融資事業支払利息等（※）	574,421	委託費	4,123
教育振興事業支払助成金等（※）	7,043,133	雑費	9,889
受託事業費（※）	119,490	管理費 合計	41,970
退職資金交付金（※）	12,712,341		
退職資金事業積立資産運用損（※）	12,766		
退職資金給付準備金繰入額（※）	7,448,238		
期首貯蔵品棚卸額	1,115		
期末貯蔵品棚卸額	△1,388		
事業費 合計	28,408,167		
（※）を除いた事業費合計	497,775		

（私学財団 平成 25 年度「決算報告」より監査人が作成）

※ 一般管理費率の算出に当たり、「事業費」として組み込むのは妥当ではないものと監査人が判断し除外している。

この経済産業省が公表する「委託事業事務処理マニュアル」に従って、平成 25 年度の私学財団の決算数値を用いて一般管理費率を算出すると、10%よりも低い率が算出されることになることから、平成 26 年度の契約については、管理費を直接費の 8.4%とする選択肢があったと言える。ここで、一般管理費率を 10%とする場合と 8.4%とする場合の差異を計算すれば、以下のとおり、3,478 千円の差異が生じることになる。

【A：予定価格における管理費】

(直接経費) 217,340 千円 × (一般管理費率) 10% = (管理費) 21,734 千円

【B：平成 25 年度実績率を用いた場合の管理費】

(直接経費) 217,340 千円 × (一般管理費率) 8.4% = (管理費) 18,256 千円

【A-B：経済的合理性に欠けると推測される管理費（監査人推計）】

21,734 千円 - 18,256 千円 = 3,478 千円

一般管理費率を 10%として採用する委託契約を一概に問題があるとまでは言えないが、平成 26 年度の就学支援金契約については、平成 25 年度の私学財団の実績率 8.4%を上回る一般管理費率を採用しているため、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に準じた場合に比べて、経済合理性の観点に欠けるものと考えられる。

(意見 2-31) 委託業務に要する管理費の経済合理性について

私学部は私学財団と締結した「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」については、委託業務に要する管理費の経済合理性について、次のとおり問題がある。1 つ目は、私学部が私学財団に支払う委託費用の中に備品購入費が 10 百万円程度含まれているが、この金額の 10%も管理費として委託費用に含まれている。この備品を私学部が購入し、私学財団に貸与する方が、管理費相当 10%分のコスト削減ができた可能性があるという意味で、経済合理性に問題がある。2 つ目は、私学部は、一定の制限はあるものの委託費用の範囲内であれば流用制限を課さず、受託者に対して自由裁量を一部与える考え方を採用しているため、私学部が直接予算を執行する場合のような流用制限が機能しないという意味で経済合理性に欠ける。3 つ目は、平成 26 年度契約では管理費を直接経費の 10%としているが、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」に準ずるとすれば、平成 25 年度の私学財団における管理費の実績率 8.4%を上回るという意味で経済合理性に欠ける。かかる状況にあることから、私学部は、委託業務に要する管理費について、経済性の観点から、一定の基準（ルール）を策定し、確実に運用することとされたい。

④ 支出計画と実績との比較について

平成 26 年度の就学支援金契約において、私学財団が私学部提出した支出計画（「年間支出計画書」）と実績（「26 年度就学支援金業務委託決算見込（3 月末）内訳」）を比較すれば、以下のとおりである。

表 D5-5-5 支出計画と実績比較（業務区分別）

（単位：千円）

経費の区分（内訳）	支出計画 A	実績 B	差額 A-B
1. 申請書類等確認業務	176, 935	162, 262	14, 672
(1) 作業費	96, 180	104, 864	△8, 684
①外注委託	(※1)	95, 020	(※2)
②機械保守委託	(※1)	－	(※2)
③移転作業・工事等	(※1)	9, 844	(※2)
(2) 印刷製本費	5, 967	4, 677	1, 289
(3) 旅費交通費	－	44	△44
(4) 通信運搬費	10, 500	3, 538	6, 961
(5) 備品・消耗品費	8, 880	7, 592	1, 287
(6) 賃借料（事務機器）	930	403	526
(7) 諸経費	54, 478	41, 142	13, 336
①賃借料・共益費（オフィス）	(※1)	14, 130	(※2)
②光熱水費清掃	(※1)	1, 644	(※2)
③諸経費	(※1)	73	(※2)
④人件費	(※1)	12, 095	(※2)
⑤一般管理費	(※3)	13, 198	(※3)
2. 事務処理 DB 管理業務	82, 234	80, 574	1, 660
(1) 作業費	50, 090	54, 235	△4, 145
①外注委託	(※1)	47, 510	(※2)
②機械保守委託	(※1)	1, 803	(※2)
③移転作業・工事等	(※1)	4, 922	(※2)
(2) 通信運搬費	－	1, 769	△1, 769
(3) 備品・消耗品費	4, 440	3, 796	643
(4) 賃借料（事務機器）	465	201	263
(5) 諸経費	27, 239	20, 571	6, 668
①賃借料・共益費（オフィス）	(※1)	7, 065	(※2)
②光熱水費清掃	(※1)	822	(※2)
③諸経費	(※1)	36	(※2)
④人件費	(※1)	6, 047	(※2)
⑤一般管理費	(※3)	6, 599	(※3)

3. 年間生徒異動状況整理業務		13, 372	13, 128	243
(1) 作業費		8, 015	8, 738	△723
①外注委託		(※1)	7, 918	(※2)
②機械保守委託		(※1)	－	(※2)
③移転作業・工事等		(※1)	820	(※2)
(2) 通信運搬費		－	294	△294
(3) 備品・消耗品費		740	632	107
(4) 賃借料（事務機器）		77	33	43
(5) 諸経費		4, 539	3, 428	1, 111
①賃借料・共益費（オフィス）		(※1)	1, 177	(※2)
②光熱水費清掃		(※1)	137	(※2)
③諸経費		(※1)	6	(※2)
④人件費		(※1)	1, 007	(※2)
⑤一般管理費		(※3)	1, 099	(※3)
4. 説明会開催補助及び問い合わせ 対応業務		13, 732	14, 588	△855
(1) 作業費		8, 015	8, 738	△723
①外注委託		(※1)	7, 918	(※2)
②機械保守委託		(※1)	－	(※2)
③移転作業・工事等		(※1)	820	(※2)
(2) 印刷製本費		－	1, 459	△1, 459
(3) 通信運搬費		－	294	△294
(4) 備品・消耗品費		740	632	107
(5) 賃借料（事務機器）		437	33	403
(6) 諸経費		4, 539	3, 428	1, 111
①賃借料・共益費（オフィス）		(※1)	1, 177	(※2)
②光熱水費清掃		(※1)	137	(※2)
③諸経費		(※1)	6	(※2)
④人件費		(※1)	1, 007	(※2)
⑤一般管理費		(※3)	1, 099	(※3)
小計		286, 275	270, 553	15, 721
消費税等		22, 902	21, 644	1, 257
合計		309, 177	292, 198	16, 978

（私学財団作成資料より監査人が作成）

※1 「年間支出計画表」では、詳細な内訳が明記されていないため、本表では記載を省略している。

※2 ※1 の理由により、支出計画の内訳が不明であるため、「差額 A-B」の算出を省略している。

※3 都が算出した「予定価格」の内訳には、直接経費（賃料・共益費、増設工事費、光熱水費、清掃委託、特別清掃を除くすべての経費）の 10%と記載されている。※1 の理由により、支出計画の内訳が不明であるため、一般管理費を算出できず、記載を省略している。

表 D5-5-6 支出計画と実績比較（合計）

（単位：千円）

経費の区分（内訳）	支出計画 A	実績 B	差額 A-B
(1) 作業費	162,300	176,577	△14,277
①外注委託	(※1)	158,366	(※2)
②機械保守委託	(※1)	1,803	(※2)
③移転作業・工事等	(※1)	16,407	(※2)
(2) 印刷製本費	5,967	6,137	△170
(3) 旅費交通費	-	44	△44
(4) 通信運搬費	10,500	5,897	4,602
(5) 備品・消耗品費	14,800	12,653	2,146
(6) 賃借料（事務機器）	1,910	671	1,238
(7) 諸経費	90,798	68,571	22,226
①賃借料・共益費（オフィス）	(※1)	23,550	(※2)
②光熱水費清掃	(※1)	2,740	(※2)
③諸経費	(※1)	123	(※2)
④人件費	(※1)	20,159	(※2)
⑤一般管理費	(※3)	21,998	(※3)
計	286,275	270,553	15,721
消費税等	22,902	21,644	1,257
合計	309,177	292,198	16,978

（私学財団作成資料より監査人が作成）

※1 から※3 については、表 D5-5-5 と同様のため、記載を省略する。

表 D5-5-6 を見ると、いずれの業務も「作業費」が支出計画を上回って精算がなされている（合計 14,277 千円）。また、支出計画を下回った精算がなされた主な経費としては、「通信運搬費」（合計で 4,602 千円）、「備品・消耗品費」（合計で 2,146 千円）及び「諸経費」（合計で 22,226 千円）などが挙げられる。

これらの支出の計画と実績の乖離が発生した原因を分析するためには、それぞれの費目別の詳細な内訳が必要となるが、契約締結に当たって、私学財団から私学部へ提出された「支出計画書」には、原因分析に必要な詳細な内訳（例えば、作業費や諸経費など）が示されていない。そのため、監査人は監査の過程で詳細な内訳の提示を要求したが、私学部からの提示はなされなかった。

この点、私学部は「契約締結時に提出され、両者合意した「支出計画書」に対し、経費の区分及びその内訳まで、精算時に実績との比較検証を適時適切に行っている。また、経費区分の内訳の更に詳細な費目に関しては、実績額の内容が本委託に関する支出である確認資料として求めているものであり、支出計

画書作成時には不要と考えている。なぜなら、契約の相手方の履行方法を過度に限定するべきではないと考えるからである。」と主張する。

確かに、契約の相手方の履行方法を過度に限定することに問題があるとする私学部の主張には一定の理解ができる。

しかしながら、私学財団が作成した「支出計画書」に詳細な費目が盛り込まれていなければ、私学部が「仕様書」等で求める業務内容が網羅しているかどうかを確認することができず、また、計画実績の比較分析の実効性を担保することはできないと考えられる。

（意見 2－3 2）支出計画の検証について

「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」の委託に要する経費には、様々な費目が含まれているが、私学財団が私学部に提出した「支出計画書」においては、経費区分の内訳のみであり、詳細な費目（例えば、作業費や諸経費の内訳など）が記載されていない。

このような状況では、契約締結時に両者合意した支出計画と私学財団が業務を行った結果としての実績との比較検証を適時適切に実施したとする私学部の主張及びその実効性には疑念を持たざるを得ない。

少なくとも、私学部は明瞭性の観点から、「支出計画書」の経費の区分を適切に定義し、これを「支出計画書」などの様式に反映させることとされたい。その上で、委託費用の精算の合理性を確認するため、計画と実績の比較を行うとともに、事後的に私学部が適時適切な検証を行っていることを疎明できる体制を構築することとされたい。

⑤ 予定価格と実績との比較について

上記④「支出計画と実績との比較について」に記載のとおり、私学財団から提出された「支出計画書」の詳細な内訳（例えば、作業費や諸経費など）が不明であったため、支出計画額と実績額とを比較検証することができないことから、ここでは代替的な手段として、私学部が積算した「予定価格」の内訳金額と私学財団の実績額を比較分析することとする。以下の⑥「賃借料・共益費の取扱いについて」も同様である。

なお、私学部が積算した「予定価格」と私学財団から提出された「支出計画書」との差額は、税込金額で 85,090 円であり大きな乖離がないことから、「予定価格」を比較分析の数値として採用しても問題はないものと判断している。

表 D5-5-7 予定価格と実績比較（合計）

（単位：千円）

項目	予定価格 A	実績 B	差額 A-B
(1) 作業費	167,398	176,577	△9,179
①外注委託	(※1) 160,902	158,366	2,536
②機械保守委託	(※2) 2,031	1,803	228
③移転作業・工事等	(※3) 4,464	16,407	△11,943
(2) 通信運搬費	(※4) 11,870	5,897	5,972
(3) 備品・消耗品費	(※5) 12,796	12,653	142
(4) 諸経費	85,700	68,571	17,129
①賃借料・共益費（オフィス）	(※6) 40,673	23,550	17,123
②光熱水費清掃	(※7) 2,083	2,740	△656
③諸経費	-	123	△123
④人件費	(※8) 21,209	20,159	1,049
⑤一般管理費	(※9) 21,734	21,998	△263
(5) その他	(※10) 8,593	6,853	1,739
計	286,358	270,553	15,804
消費税等	22,903	21,644	1,259
合計	309,262	292,198	17,064

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

- ※1 「外注委託」には、出典の積算内訳「申請書類確認業務等」の金額を記載している。
- ※2 「機械保守委託」には、出典の積算内訳「DB 管理」の金額を記載している。
- ※3 「移転作業・工事等」には、出典の積算内訳「増設工事費」の金額を記載している。
- ※4 「通信運搬費」には、出典の積算内訳「通信費」の金額を記載している。
- ※5 「備品・消耗品費」には、出典の積算内訳「事務用品購入」及び「備品購入費」の合計金額を記載している。
- ※6 「賃借料・共益費（オフィス）」には、出典の積算内訳「賃料」及び「共益費」の合計金額を記載している。
- ※7 「光熱水費清掃」には、出典の積算内訳「建物維持管理」の金額を記載している。
- ※8 「人件費」には、出典の積算内訳「人件費」及び「人件費（東京都人事委員会勧告反映分単純上乘せ）」の合計金額を記載している。
- ※9 「一般管理費」には、出典の積算内訳「管理費（10%）」の金額を記載している。
- ※10 「その他」には、出典の積算内訳「申請・周知用等印刷作成」、「学校説明会会場借上」及び「事務機器リース」の合計金額を記載している。

⑥ 賃借料・共益費の取扱いについて

表D5-5-7のとおり、「賃借料・共益費(オフィス)」で使用しなかった金額17,123千円の一部を、予定価格を上回る「移転作業・工事等」11,943千円、「光熱水費清掃」656千円、「諸経費」123千円及び「一般管理費」263千円の一部に充当している。

しかしながら、仮に「賃借料・共益費(オフィス)」を予定価格に含めていなかったとするならば、他の費目(外注委託、機械保守委託、通信運搬費、備品・消耗品費、人件費及びその他)の余剰分の合計額11,666千円では、予定価格を上回る費目(移転作業・工事等、光熱水費清掃、諸経費及び一般管理費)の合計額12,985千円の全額を補填することはできない。つまり、「賃借料・共益費(オフィス)」の余剰分があったために、実績が予定価格を下回る結果となっているだけであり、実際には、「賃借料・共益費(オフィス)」以外の費目の合計額は予定価格を超えていることを意味する。

これを具体的な計算式で示せば、以下のとおりとなる。

【A：賃借料・共益費の予定価格と実績との差額】

(予定価格) 40,673千円－(実績) 23,550千円＝(差額) 17,123千円

【B：予定価格と実績との差額】

(予定価格) 286,358千円－(実績) 270,553千円＝15,804千円

【A-B：賃借料・共益費の実績差額から他の費目に流用(補填)されたと見込まれる額】

17,123千円－15,804千円＝1,319千円

ここで改めて、契約の起工からの締結に至るまでのフローを確認すれば、表D5-5-8のとおりとなる。

表 D5-5-8 契約の起工から締結に至るまでのフロー

日付	実施内容
平成 26 年 1 月 15 日	【私学部】概算契約の起案
平成 26 年 2 月 14 日	【私学財団】飯田橋ビル 賃貸借契約書締結
平成 26 年 2 月 24 日	【私学部】概算契約の起案承認(予定価格決定)
平成 26 年 2 月 27 日	【私学部】審査結果通知
平成 26 年 3 月 11 日	【私学部】私学財団から見積書徴収、契約相手方の決定
平成 26 年 3 月下旬	平成 26 年度 歳入歳出予算 確定
平成 26 年 4 月 1 日	契約の締結

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D5-5-8 のとおり、平成 26 年 2 月 24 日に表 D5-5-7 で使用した予定価格が決定され、3 月 11 日に私学財団から見積書を徴収し、契約の相手方として決定し、4 月 1 日に契約を締結している。

ここで何を問題視しているかと言えば、①委託に要する経費のうち「賃借料」は、2 月 14 日に賃貸借契約が締結されオフィスの「賃借料」の金額が確定していること、②契約の相手方の決定時（3 月 11 日）から契約締結時（4 月 1 日）まで時間的余裕があり、私学部は私学財団から本契約の履行場所の情報を入手できる機会があったこと、③「賃借料」は直接業務費ではないため、契約相手方に対して直接業務費の自由裁量の余地を認める必要性はないことからすると、少なくとも、4 月 1 日に締結した本契約においては、「賃借料」は確定した金額をもって契約を締結する、又は実費精算を前提とした契約を締結する余地があったのではないかと、ということである。つまり、私学部が前述の「支出計画書」の詳細な費目を入手するとともに、契約の履行能力の確認のために、本契約を履行するオフィスの場所や「賃借料」の情報を適切に入手していれば、本契約の締結時に契約金額を見直すことは可能であったと考えられる。また、契約書上に実費精算の条項を追加することで、概算契約の精算時に余剰分を発生させないことも可能であったと考えられる。

私学部は、このような確認又は条項を追加せず、確定した「賃借料」（23,550 千円）を大きく上回る金額（40,673 千円）をもって概算契約を締結したことで、結果的に他の費用に流用（補填）する形になってしまったのである。

以上より、私学部は、契約締結時点では、業務量が不確定な直接業務費については、概算契約によらざるを得ないとしても、業務量とは直接関係のないオフィスの賃料・共益費については、確定した金額での契約締結、又は実費精算とする条項を追加する余地があったと考えられる。このような考え方からすると、私学部は、平成 26 年度の委託費用を少なくとも 1,319 千円を削減できたものと言える。

（意見 2－33）賃借料・共益費の取扱いについて

私学部は、「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」を締結するに当たり、業務量が不確定な直接業務費（人件費など）については、概算契約によらざるを得ないとしても、業務量とは直接関係のないオフィスの賃料・共益費（以下、「賃借料等」という。）については、確定した金額を概算契約に盛り込む又は実費精算とする条項を追加する余地があったものと考えられる。

概算契約は、契約の上限額を定める契約であるため、一定の制限を設けない

と、経済性の観点が失われるおそれがある。かかる観点からすると、本契約の場合は、賃借料等という確定した情報を考慮し、その上限額を必要最小限に抑えることで直接業務費の経済的合理性を確保することは可能であったと考えられる。このような考え方にたって、本契約を締結したと仮定した場合、私学財団に支払った平成 26 年度の委託料は、少なくとも 1,319 千円を削減できたものと推測される。

概算契約自体は制度上否定されるものではないが、概算契約により契約を締結する場合は、私学部は、経済性の観点から、より慎重な姿勢をもって契約を締結することとされたい。

⑦ 私学財団が行う備品等の調達について

私学財団が本契約で定められた委託業務の範囲内で行った備品等の購入契約のうち一部を抽出したものが、表 D5-5-9 である。

私学財団の財務規程では、予定価格が 200 万円未満の売買契約は随意契約にすることが許容されているため、表 D5-5-9 を見ると、形式的には問題がないようにも思える。しかしながら、この 2 つの契約の購入時期は同じ時期であり、かつその合計額が 200 万円を超えることからすると、本来は、指名競争入札をもって一括発注しなければならない案件であると考えられる。

一般的に、机やいすなどの事務用機器は、特定のメーカーから購入しなければならないとする理由に乏しいと考えられることから、より競争性、公正性及び経済性が担保された契約手法によって購入すべきである。

したがって、私学部は、表 D5-5-9 のような案件の場合には、私学財団が一括発注により備品等を購入するよう何らかの仕組みを構築する余地があったと考えられるが、これを実施していない。

表 D5-5-9 私学財団の備品購入契約（一部抜粋）

（単位：千円）

件名	契約方法	契約金額 (税込)
就学支援金事務用テーブルの購入及び経費の支出	随意契約 (平成 26 年 6 月)	1,130
就学支援金事務用回転いす外 3 点の購入及び経費の支出	随意契約 (平成 26 年 6 月)	1,976
合計		3,107

（私学財団作成資料より監査人が作成）

この点、私学部は「通常委託契約において、契約の委託者は、受託者の物品調達方法について指導する権限を有さない」と主張する。

しかしながら、都の所有に属する一定金額以上の備品等を購入する場合は、たとえ受託者に備品等の調達を行うことを許容したとしても、私学部は競争性・公平性・経済性を担保できるような仕組みを契約書又はその仕様書に明記するなどして、私学部が直接備品等を調達する場合と比べて遜色ないよう工夫すべきであったと考えられる。

（意見 2－3 4）私学財団が行う備品等の調達について

私学財団は、「平成 26 年度高等学校等就学支援金支給事務に関する委託（概算契約）」に基づき、都の所有に属する事務用機器の購入契約を 2 件締結している（契約金額の合計 3,107 千円）。しかしながら、この契約は本来指名競争入札等によって購入すべき案件であったと考えられるが、契約単位を分割することによって随意契約としていることから、競争性・公正性・経済性の観点が失われている。

私学部は、都の所有に属する備品等の購入業務を委託契約に含める場合には、私学部が直接備品等を調達する場合と比べて遜色ないように、契約書又はその仕様書上で受託者の調達方法に制限を設けるなどして、競争性・公正性・経済性が担保されるよう工夫されたい。

6. 東京都育英資金の管理について

(1) 東京都育英資金貸付事業の概要について

東京都育英資金貸付事業は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、都内に住所を有し、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する生徒・学生のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生に、社会に貢献し得る人材として育成する目的で、無利息で奨学金を貸す制度である。東京都育英資金は生徒・学生本人へ貸与するものであり、生徒・学生本人が返還することになっている。

東京都育英資金貸付事業は、高等学校等の修業期間に毎月、表 D5-6-1 の金額を無利子で貸し付け、卒業（辞退、退学があった場合はその月まで）後 6 か月の据え置き期間において、最長 15 年を掛けて返済を受けることとなっている。

表 D5-6-1 東京都育英資金 貸付月額

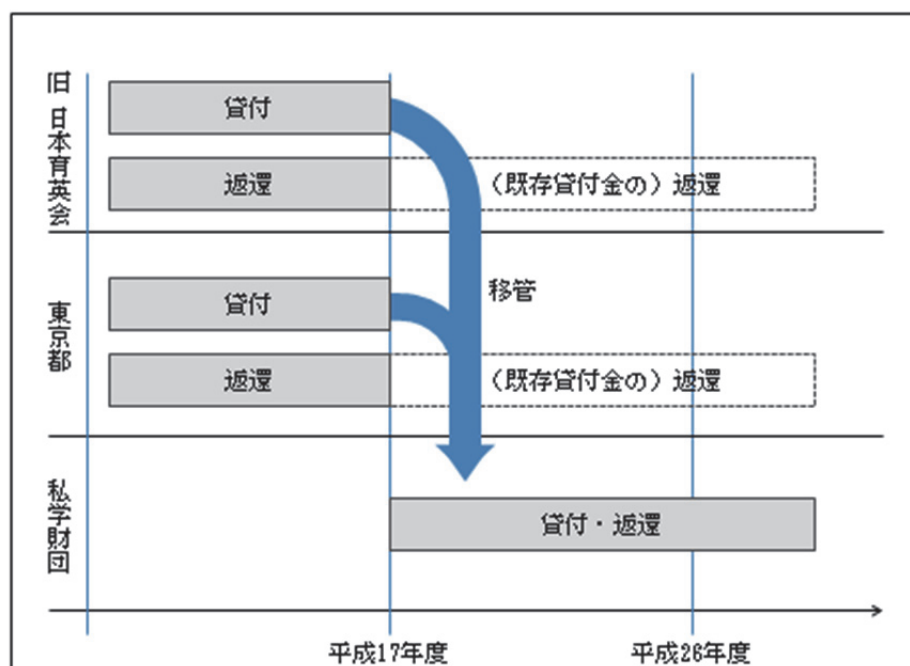
種別	貸付月額	
	国公立	私立
高等学校・高等専門学校	18,000 円	(21 年度以降入学者) 35,000 円 (20 年度以前入学者) 30,000 円
専修学校 (高等課程)	18,000 円	(21 年度以降入学者) 35,000 円 (20 年度以前入学者) 30,000 円
専修学校 (専門課程)	45,000 円	53,000 円

(「東京都の教育」より監査人が作成)

都において当該事業は昭和 29 年から実施されているが、平成 17 年度以降の高等学校等の入学者に対する貸付けから、国の「特殊法人等整理合理化計画」の一環として、旧日本育英会が実施していた高校奨学金事業が都道府県に移管されることに伴い、国から移管を受ける奨学金事業と既存の東京都の奨学金制度を一本化するとともに、平成 17 年度の新規採用分から、実施主体を私学財団に移している。

このため、平成 17 年度以降、私学部と私学財団の合計ベースの貸付額は表 D5-6-2 のとおり大幅に増加している。

図 D5-6-1 育英資金貸付事業における業務移管イメージ



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D5-6-2 育英貸付金の残高の推移

(単位：千円)

年度	私学部の管理分	私学財団の管理分	計
平成 17 年度	-	641, 063	641, 063
平成 18 年度	7, 120, 995	1, 906, 405	9, 027, 400
平成 19 年度	6, 176, 578	3, 593, 139	9, 769, 717
平成 20 年度	5, 221, 417	5, 164, 390	10, 385, 807
平成 21 年度	4, 351, 456	6, 857, 370	11, 208, 826
平成 22 年度	3, 683, 954	8, 605, 109	12, 289, 063
平成 23 年度	3, 053, 308	10, 350, 198	13, 403, 506
平成 24 年度	2, 460, 784	11, 963, 335	14, 424, 120
平成 25 年度	1, 923, 035	13, 348, 390	15, 271, 425
平成 26 年度	1, 448, 850	14, 336, 531	15, 785, 381

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

ここで、平成 16 年度以前の既存の育英資金事業については私学財団に移管せず、私学部が引き続き事業を行っていることから、私学部と私学財団それぞれにおいて育英資金事業を行っている。

この点について、私学部の説明によれば、「育英資金事業は、国の高校奨学金事業が平成 17 年度に地方に移管されることに伴い、事業実施主体を私学財団に移したものである。国から各都道府県に移管される対象は、平成 17 年度以降の入学者としており、平成 16 年度以前の入学者の貸与や返還業務は、引き続き独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施することとされた。私学財団への移管に伴う奨学生等の混乱を避けるとともに、事務を円滑に進めるため、私学部においても国と同様、新規貸付分から移管することとした」とのことである。

（２）東京都育英資金貸付金の回収状況及びそのスキームについて

① 回収の状況について

私学部及び私学財団の育英資金貸付金の回収の状況は以下のとおりである。要回収額とは、当該年度に回収すべき育英資金の金額である。これに対し、実際に計上された金額の割合を回収率として算定している。

表 D5-6-3 私学部における年度別回収状況

年度	要回収額（千円）	実際回収額(千円)	滞納額（千円）	回収率(%)
平成 17 年度	1,882,298	1,120,356	760,925	59.5
平成 18 年度	1,812,212	1,072,988	729,052	59.2
平成 19 年度	1,721,683	991,386	728,051	57.6
平成 20 年度	1,644,716	892,228	752,453	54.2
平成 21 年度	1,591,974	802,899	789,075	50.4
平成 22 年度	1,554,051	729,989	824,061	47.0
平成 23 年度	1,531,065	695,781	835,283	45.4
平成 24 年度	1,471,663	620,921	850,633	42.2
平成 25 年度	1,429,157	566,833	858,788	39.7
平成 26 年度	1,378,294	517,364	859,151	37.5

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

※ 不納欠損額があるため、「要回収額－実際回収額＝滞納額」とならない場合がある。

また、要回収額には繰上償還額も含まれている。

表 D5-6-4 私学財団における年度別回収状況

年度	要回収額（千円）	実際回収額（千円）	滞納額（千円）	回収率（％）
平成 17 年度	9, 225	9, 225	0	100. 0
平成 18 年度	43, 093	43, 006	87	99. 8
平成 19 年度	185, 145	183, 807	1, 337	99. 3
平成 20 年度	280, 942	272, 580	8, 362	97. 0
平成 21 年度	400, 568	376, 511	24, 056	94. 0
平成 22 年度	576, 622	531, 681	44, 941	92. 2
平成 23 年度	782, 402	709, 861	72, 540	90. 7
平成 24 年度	1, 000, 309	888, 231	112, 078	88. 8
平成 25 年度	1, 208, 419	1, 044, 684	163, 735	86. 5
平成 26 年度	1, 503, 300	1, 281, 265	222, 035	85. 2

(私学財団作成資料より監査人が作成)

※ 要回収額には繰上償還額も含まれている。

表 D5-6-3 及び表 D5-6-4 から分かるように、私学部・私学財団のいずれも、滞納額が増加し、年々回収率が低下している状況である。

ここで、東京都育英資金貸付条例施行規則第 18 条によれば、制度上、返還すべき期限までに貸付金が返還されなかったときは、年 14.6%の割合で計算した違約金（延滞利息）が加算されることになっている。しかしながら、私学部及び私学財団の説明によれば「経済的な事由により修学困難な者に貸し付けるものであるので、借受者が返還能力の限りに返還しているとみなし、元金の回収を優先し、通常は違約金を取ってはいない」という状況で、私学部所管分については違約金を徴収又は免除する手続を特に定められておらず、また私学財団所管分については理事長が個別に判断しているとのことである。

（指摘 2－3）違約金（延滞利息）の回収について

私学財団が行う育英資金貸付事業は、制度上、返還すべき期限までに返還されなかったときは、年 14.6%の割合で計算した違約金（延滞利息）が加算されることになっている。しかしながら、徐々に返還率が悪化しており、平成 26 年度末現在には、私学財団所管分で 222 百万円の滞納額が存在している中で、これに係る大部分は違約金が請求されず、また実際に回収できている事例が少ない。私学財団は、制度上の規定を担保するよう、公平性・有効性などの観点から、違約金の徴収及び免除に関する手続を適切に定めることとされたい。

② 回収コストについて

平成 24 年度から平成 26 年度について、私学部又は私学財団が回収に要しているコストは、表 D5-6-5 及び表 D5-6-6 のとおりである。表 D5-6-3 及び表 D5-6-4 から分かるように、年を追うごとに滞留債権の額が増加しており、そのような中で、回収に要するコストも増加傾向にある。特に、制度上の古い奨学資金貸付けが多い私学部所管分は、回収額に占める割合や 1 件当たり回収費用も増加していることが見て取れる。

表 D5-6-5 私学部における回収コストの推移（平成 24 年度から平成 26 年度）

【私学部所管分】

年度	回収額 A (千円)	回収費用 B (千円) (※1)	B/A (%)	件数 C (※2) (件)	1 件当たり費用 B/C (円)
平成 24 年度	620,921	37,336	6.0	20,936	1,783
平成 25 年度	566,833	39,969	7.1	19,231	2,078
平成 26 年度	517,364	45,030	8.7	16,694	2,697

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

表 D5-6-6 私学財団における回収コストの推移（平成 24 年度から平成 26 年度）

【私学財団所管分】

年度	回収額 A (千円)	回収費用 B (千円) (※1)	B/A (%)	件数 C (※2) (件)	1 件当たり費用 B/C (円)
平成 24 年度	888,231	46,775	5.3%	13,921	3,360
平成 25 年度	1,044,684	52,935	5.1%	17,440	3,035
平成 26 年度	1,281,265	66,120	5.2%	21,269	3,109

(私学財団作成資料より監査人が作成)

※1 回収に係る人件費と回収委託業者への委託費等の合計

※2 回収した納入通知書、納付書の枚数

③ 連帯保証人の設定と借用証書の回収について

私学部は、育英資金貸付において、回収の実効性を高めるため、奨学者への条件として、申込時に第一連帯保証人（原則として申込者を扶養する父母）の設定を、貸付終了に当たり「借用証書」の提出と、申込者とは別生計の第二連帯保証人の設定を求めている（東京都育英資金貸付条例施行規則第 8 条、第 14 条、第 15 条）。

そこで、私学部及び私学財団に連帯保証人の設定状況及び借用証書の回収状況を確認したところ、表 D5-6-7 のとおり、連帯保証人に未登録者が存在し、借用証書も全件を回収できているわけではないことが判明した。

表 D5-6-7 東京都育英資金 連帯保証人未設定と借用証書未回収の状況

(単位：件)

対象	私学部所管分	私学財団所管分
第一連帯保証人	48	0
第二連帯保証人	45	149
借用証書	97	57

(生活文化局及び私学財団作成資料より監査人が作成)

私学部の事務マニュアルでは、「再三の督促にもかかわらず支払の意思が見られない返還者又は返還者が住所不明等のため連絡が取れないときは、連帯保証人への督促を実施する。連帯保証人へ督促する場合は、返還者に対し、督促実施の事前通知を行うこと。」として定めているが、監査人が確認した時点において、私学部が第二連帯保証人に催告している件数は限られたものとなっている。

また、私学財団では、連帯保証人に対してどのような場合に催告を行うのか定められたものが存在しておらず、監査時点において、第二連帯保証人に対する積極的な催告はされていない状況であった。

(指摘 2－4) 連帯保証人の設定と借用証書の回収について

東京都育英資金貸付条例施行規則では、奨学者への条件として、申込時に第一連帯保証人（原則として申込者を扶養する父母）の設定を、貸付終了に当たり「借用証書」の提出と、申込者とは別生計の第二連帯保証人の設定を定めているが、私学部及び私学財団では、連帯保証人の未設定が合計 242 件、借用証書の未回収が合計 154 件も存在する。私学財団は、回収の手順を定めた各種マニュアルを準備しているものの、回収実績については改善の余地がある。

以上の状況から、私学財団は、公平性・有効性などの観点から、制度上必要とされている第二連帯保証人の設定及び借用証書の回収を更に促進するための方策を検討されたい。

④ 私学財団に対する育英資金貸付事業に係る補助金について

私学財団が実施する東京都育英資金貸付事業に対して、私学部は私学財団に対して補助を実施している。「公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱」第 3 において、この補助金について、補助対象経費及び交付額の算定方法は、表 D5-6-8 のとおりである。

表 D5-6-8 補助対象経費と交付額の算定方法

補助対象事業	補助対象経費	交付額の算定方法
育英資金貸付事業	貸付事業費	当該年度に必要な貸付原資の総額から当該年度に財団が収入した返還金の総額及び前年度繰越金（※）を控除した額
	事務費	補助対象事業の実施に必要な経費の合算額（人件費を含み、貸付原資を除く。）

（「公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱」第 3 より監査人が作成）

※ 高等学校等奨学金事業交付金交付要綱に基づく交付金を原資とする補助金に残額が生じた場合は、翌年度の貸付原資に充当できる。

平成 24 年度から平成 26 年度において、私学部から私学財団に対する東京都育英資金貸付事業補助額の推移は、表 D5-6-9 のとおりである。

表 D5-6-9 補助額の推移

（単位：千円）

年度	育英債権			
	貸付総額	返還金収入	繰越金	差引
平成 24 年度	2,501,368	888,231	-	1,613,136
平成 25 年度	2,437,824	1,044,684	-	1,393,139
平成 26 年度	2,273,660	1,281,265	-	992,394

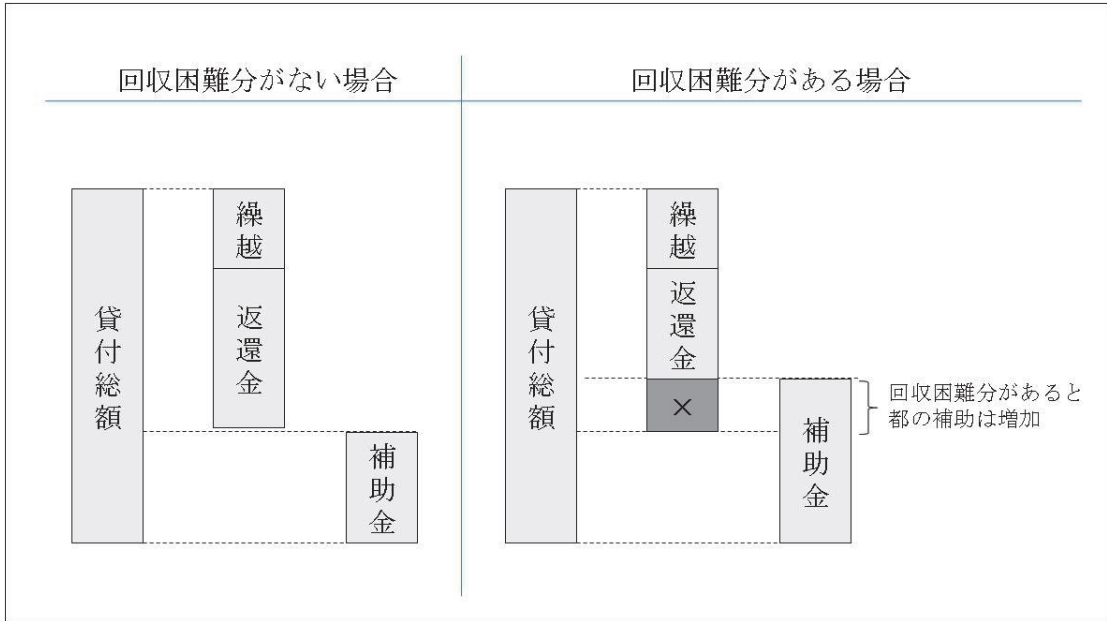
年度	補助金		
	事業費補助	事務費補助	計
平成 24 年度	1,613,136	108,623	1,721,760
平成 25 年度	1,393,139	109,292	1,502,432
平成 26 年度	992,394	116,158	1,108,552

（私学財団作成資料より監査人が作成）

表 D5-6-9 のとおり、貸付総額が減少している一方、回収期限の到来により、徐々に回収が増えることから、補助額は徐々に減少していることが見て取れる。私学部によれば、この貸付総額の減少は、高等学校等就学支援金、東京都私立学校等授業料軽減助成金及び私立高等学校等奨学給付金等保護者負担軽減制度の充実と経済状況の好転と推察されるところである。

私学財団が実施する育英資金貸付事業について、私学部は育英事業費補助金として必要資金を私学財団に交付するが、この補助金は「貸付総額－回収された返還金－前年度からの繰越金」という算式で計算されることになっている。この算式は、奨学生からの返還金が発生し、それが新たな貸付けの原資となって資金が循環するという正常な資金循環を前提としている。しかしながら、このスキームでは、返還の遅延や未返還が生じた場合、その金額も補助の対象になるが、補助金交付要綱等において、このような場合の取決めがないことから、結果として、私学部が未返還等による損失を負担することになる。

図 D5-6-2 損失の負担関係



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ ×部分は回収困難分（回収困難分には、実際に免責した金額のみならず、回収が遅延している部分、実質的に回収ができない部分を含む）

以上を鑑みると、私学部は実質的な損失負担者として、私学財団における育英資金貸付事業に関しても、返還率を向上させるための取組や、滞留の発生状況、滞納者に対する対応等を適切に管理・モニタリングする必要がある。

ここで、都の取組を私学部に質問したところ、以下の回答を得た。

私学財団においては、私学部と協議の上、滞納を回避するための施策を講じ、滞納を未然に防ぎ、また、滞納額を回収することに努めている。

滞納を回避（滞納防止及び回収）するために講じている施策は以下のとおり。

- ・払込期限ごとの口座振替による債権回収を実施
- ・口座振替不能の場合はコンビニ収納による回収
- ・コンビニ収納払込票送付後、指定期限に納付がないものに対して督促状を送付
- ・収納代行と連動し、債権回収会社による架電支払案内（一部現地調査を含む）

このような取組を行っているため、これらが回収率の向上に一定の効果をもたらしている面を否定することはできないが、このような取組だけではなく、滞納等の発生状況に関する私学部のモニタリング体制も質問したところ、「私学財団が返還金を免除し、貸倒処理を行う場合には、私学部との協議を行わせていること、また滞留状況については、決算報告の一環として貸倒引当金の設定状況、滞納分の要回収額、回収額、未回収額の報告を受けている。」との回答であった。しかしながら、貸付終了時の第二連帯保証人の設定状況、借用証書の回収状況、時効管理も含めた返還遅延債権の督促状況の確認を実施していない。

（意見２－３５）私学財団が実施する育英資金貸付事業に関するモニタリングについて

私学財団が実施する東京都育英資金貸付事業に対して、私学部は補助を実施しているが、この補助金は「貸付総額－回収された返還金－前年度からの繰越金」という算式で計算されるため、返還の遅延や未返還が生じた場合、その金額も補助の対象になる。補助金交付要綱等において、このような場合の補助対象について取決めがないため、結果として、私学部が未返還等による損失を負担することになる。しかしながら、私学部は、私学財団と滞納回避策の協議や決算処理の報告を受けるなどを行っているものの、貸付け終了時の第二連帯保証人の設定状況、借用証書の回収状況、時効管理も含めた返還遅延債権の督促状況の確認を実施していないことから、このような状況の確認を含め、私学財団の債権回収の管理状況を適時適切にモニタリングする体制を構築することとされた。

7. 公益財団法人東京都私学財団について

(1) 中長期的な事業計画の策定と PDCA サイクルによる事業管理について

私学財団は都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行う団体であり、その特性及び存在意義から、中長期的な視点から事業運営を行うことが必要であると考えられる。

この点、私学財団では、都が定めた「東京都長期ビジョン」を踏まえ、毎年度、私学財団が行うべき取組及び課題を明らかにし、事業計画を策定している。私学財団に対する補助事業に関連する「東京都長期ビジョン」と平成 27 年度事業計画との対応は表 D5-7-1 のとおりである。

表 D5-7-1 「東京都長期ビジョン」と平成 27 年度事業計画との対応

東京都長期ビジョンによる施策の展開	平成 27 年度事業計画
都市戦略 4（安全・安心な都市の実現）・政策指針 10 地域における安全・安心を確保するため、公立小学校通学路への防犯カメラ設置等を行う。	(1) 私立学校安全推進事業 非常時の安全にかかわる設備（AED、防犯カメラ、非常通報装置）の購入・設置に係る経費を助成
都市戦略 4（安全・安心な都市の実現）・政策指針 9 自助・共助の取組により地域の防災力を向上させるため、防災教育を充実させる。	(2) 私立学校防災力向上事業 防災教育等を推進し、学校における防災力の向上を図るために必要な経費を助成
都市戦略 6（世界をリードするグローバル都市の実現）・政策指針 18 学校教育における ICT 環境整備を促進し、学習への意欲・関心を高め、学力向上、情報活用能力の育成につなげる。	(3) 私立学校 ICT 教育環境整備費助成事業 ICT を活用した教育・学習方法の改善に向けた取組を支援するために経費を助成
都市戦略 6（世界をリードするグローバル都市の実現）・政策指針 18 グローバル人材を育成する教育環境を整備するため、外国人指導者（JET 人材）の学校への配置等を進める。	(4) 私立学校外国語指導助手活用事業 グローバル化に対応した新たな英語教育を推進するため、JET プログラムによる外国語指導助手を活用するために必要な環境を整備

（私学財団作成資料より監査人が作成）

ここで、私学財団では、このような都の方針との整合をとった単年度の事業計画を策定しているが、私学財団としての具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針は策定されていない。この要因の一つに、私学部からの中長期的な視点に立った補助事業計画等の情報提供が不足していることが考えられる。

私学財団は、都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行う役割を担っており、その期待をいかに達成していくかが独立した法人として求められている。また、私学財団は、私立学校等関係教職員の待遇改善を図るとともに、私立学校等の振興に寄与することを目的として、都内にある私立学校の教職員の将来の退職金の支給に必要な資金を交付する退職資金事業を行い、平成 26 年度末時点において 106,052 百万円という多額の退職金財源の運用を事業として行っている。私学財団によると、「運用財産管理規程第 15 条において、3～5 年ごとに委託運用における運用受託者の評価を実施することが定められており、これに合わせて、基本ポートフォリオ（最適な資産の構成割合）の見直しなど中期的な資産運用の在り方について検討を行っている」とのことであるが、当該運用資産は各私立学校からの負担金のほか、私学部からの補助金を財源としていることから、安全かつ有効な運用のため、中長期的な視点が不可欠となる。

このような社会的な使命を抱える私学財団の円滑な事業運営のためには、少なくとも私学部は、補助事業の実施主体として、中長期的な視点に立って事業計画を策定するとともに、PDCA サイクルによる事業管理を行った上で、事業計画や長期の見通し等についての情報を提供する必要がある。すなわち、私学部は、補助事業について、中長期的に達成すべき目標水準と、これを達成するための具体的な数値目標を設定した補助事業に関する事業計画を策定するとともに、これらの情報を提供できる体制を構築することが必要であると考えられる。

（意見 2－36）中長期的な事業計画の策定と PDCA サイクルによる事業管理について

私学財団は、都が定めた「東京都長期ビジョン」を踏まえ、年度ごとの事業計画を策定しているが、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業方針や事業計画を策定していない。この要因の一つに、私学部からの中長期的な視点に立った補助事業計画等の情報提供が不足していることが考えられる。

私学財団は、①都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的・安定的に行えるよう私立学校の支援を行う団体であるため、私学部からの補助事業を効率的・効果的に推進すること、また②私学

部からの補助金を財源の一部とした私立学校等関係教職員に関する退職資金事業を行っており、これに必要な多額の財源（平成 26 年度末 106,052 百万円）の運用を行っているため、運用資産を安全かつ有効に運用することが必要である。

このような社会的使命を抱える私学財団の円滑な事業運営と私学部が主体となって行う補助事業の円滑な遂行のため、私学部は、中長期的に達成すべき目標水準と、これを達成するための具体的な数値目標を設定した補助事業に関する事業計画を策定した上で、事業計画や長期の見通し等の情報を提供することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討するなど補助事業の実績を評価し、適宜必要な改善策を講ずるための PDCA サイクルによる事業管理の体制を構築することとされたい。

(2) 一者のみから見積りを徴取する随意契約について

私学財団は都の報告団体であるが、都の私立学校がその独自性と特色ある教育を効果的に実施し、健全な学校運営を長期的、安定的に行えるよう私立学校の支援を行うため、都からの補助金等により運営されており、各種の契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。

この点、私学財団の財務規程において、契約の締結方法が定められている。「東京都私学財団財務規程第 8 章契約」では、「第 54 条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うもの」とあり、また「第 59 条 第 54 条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする」とされ、限定的に随意契約を認めている。

【(参考) 私学財団財務規程 (一部抜粋)】

第 54 条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとし、契約にあたっては常に取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行時期の長短等を考慮し、適正な価格の決定を行わなければならない。

2 指名競争入札に付する場合においては、この規程に特に定められた場合を除き、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

第 59 条 第 54 条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。

(5) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(6) 落札者が契約しないとき。

(7) 予定価格が 250 万円未満の工事の請負契約、予定価格が 200 万円未満の売買契約その他の契約をするとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、経理責任者が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の場合において、その契約予定額が 1,000 万円以上の案件については、理事長が別に定める方式により契約の相手方を選定するものとする。

3 前項の規定以外により随意契約する場合は、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、価格の定められた物件を買い入れるとき、又は、予定価格が 50 万円未満の契約その他経理責任者が必要ないと認めたときは、この限りではない。

ここで、私学財団の発注に関する契約種類別における契約件数は表 D5-7-2 のとおりである。

表 D5-7-2 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
競争入札	-千円 (-%)	-千円 (-%)	7,286 千円 (2%)
	-件 (-%)	-件 (-%)	3 件 (1%)
随意契約	235,688 千円 (100%)	178,583 千円 (100%)	404,118 千円 (98%)
	158 件 (100%)	175 件 (100%)	199 件 (99%)
合計	235,688 千円 (100%)	178,583 千円 (100%)	411,405 千円 (100%)
	158 件 (100%)	175 件 (100%)	202 件 (100%)

(私学財団作成資料より監査人が作成)

表 D5-7-2 から明らかなように、私学財団が締結する契約は、そのほとんどが随意契約によっている。

随意契約のうち、一者のみから見積りを徴取する随意契約は、競争という方法を取らずに、契約担当職員が任意に選択した一者を相手方として締結する契約方法である。当該随意契約は、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の手間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易にこうした随意契約を通じて発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結される可能性があるというデメリットを内包している。

この点、「東京都私学財団財務規程」においても、「随意契約する場合は、原則として 2 人以上のものから見積書を徴するものとする」とされ、一者のみから見積書を徴する随意契約は例外的な契約とされている。

以上のように、一者のみから見積りを徴取する随意契約による契約の締結は、例外的な契約手法であると考えられることから、その契約が合理的な理由に基づいて締結されているかどうかを検討することは重要である。

そのため、監査人は、私学財団における平成 26 年度のこうした随意契約の理由書を検討したところ、表 D5-7-3 のとおり、合理的な理由とは認め難い随意契約、あるいは随意契約を締結する上での課題が検出された。

表 D5-7-3 一者のみから見積りを徴取する随意契約の内容

案件名	契約先	金額	理由
東京都就学支援金センターの造作工事	A 社	9,957 千円	平成 26 年度就学支援金事務の内容が決定し、<u>本財団が受託することが決定したのは平成 26 年 3 月 25 日であるため</u>、移転作業については、この日から準備を行い、4 月 20 日までに完了しなければならない。このような<u>緊急の必要</u>により、競争入札に付すことはできないことから、本財団財務規程第 59 条第 1 項第 2 号に基づき、随意契約の方法により契約を行う。 また、A 社は、平成 23 年度から本財団の<u>賛助会員</u>であり、本財団の設立趣旨や事業内容等について理解があり、且つ賛同している業者である。加えて、東京都の競争入札参加資格も有しており、本契約を<u>期限内に確実に履行できる業者であることから</u>、同 3 項に基づき、A 社との特命随意契約とする。
東京都就学支援金センターの電話工事等	B 社	2,538 千円	平成 26 年度就学支援金事務の内容が決定し、<u>本財団が受託することが決定したのは平成 26 年 3 月 25 日であるため</u>、移転作業については、この日から準備を行い、4 月 20 日までに完了しなければならない。このような<u>緊急の必要</u>により、競争入札に付すことはできないことから、本財団財務規程第 59 条第 1 項第 2 号に基づき、随意契約の方法により契約を行う。 また、B 社は、セントラルプラザ事務所の電話工事实績等があり、本契約を<u>期限内に確実に履行できる業者であることから</u>、同 3 項に基づき、B 社との特命随意契約とする。

(特命随意契約の理由書より監査人が作成)

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

両契約について、私学財団は、都から受託することが決定したのが遅かったため、「緊急の必要」があるとしている。しかし、私学財団は「平成 26 年度就学支援金事務の内容が決定し、本財団が受託することが決定したのは平成 26 年 3 月 25 日」とする一方、当該就学支援金事務を行う就学支援金センターのある飯田橋ビルの賃貸契約については、平成 26 年 2 月 14 日付で行っている。この理由を私学財団に確認したところ「不動産については、契約締結期限があることやこれまでの実績を鑑み受託する可能性が高いこと等を総合的に勘案し、飯田橋ビルの賃貸契約を 2 月 14 日付で締結した。また、私学財団が東京都に見積書を提出した 3 月 11 日時点では、受託が決定されていなかったため、工事の契約事務を進めることはできなかった」とのことであった。しかしながら、不動産については条件の制約が多く、受託できなかった場合の違約金等のリスクを承知で先行契約せざるを得なかったが、造作工事着手による工事費用や現状復旧費用のリスクは回避すべきとの経営判断があったにせよ、これら工事については、就学支援金事務の委託の決定を条件とする停止条件付の契約とすることも可能であった。「受託は決定されていなかったため、工事の契約事務を進めることはできなかった」として、緊急を理由に一者見積りによる随意契約をしたのは安易であったと言わざるを得ない。

前者の東京都就学支援金センターの造作工事案件では「A 社は、平成 23 年度から本財団の賛助会員であり、本財団の設立趣旨や事業内容等について理解があり、かつ賛同している業者である。加えて、東京都の競争入札参加資格も有しており、本契約を期限内に確実に履行できる業者であること」を理由に一者見積りによる随意契約としているが、賛助会員であることは、取引の公正性・公平性に関して、より慎重に検討すべき相手先であるとも考えられ、一者見積りによる随意契約を行う理由としては適切ではない。

以上のことから、東京都就学支援金センターの造作工事及び東京都就学支援金センターの電話工事等は、いずれも随意契約を行うことの合理的な理由がなく、また仮に随意契約を行うとしても、期限内に確実に履行できる業者は他にもあると推測されることから、二者以上から見積りを取るべき契約であったと考えられる。

(指摘 2－5) 一者のみから見積りを徴収する随意契約について

私学財団においては、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による一者見積りによる随意契約の締結を認めるべきではないが、合理的な理由を欠いたこうした随意契約 2 件が検出された（平成 26 年度の契約金額の合計 12 百万円）。いずれも平成 26 年度就学支援金事務に関連するものであり、一者見積りによる随意契約の理由を主に「緊急の必要」としているが、一方で、同一事業の別途契約（不動産賃貸借契約）を 2 月に締結していることから、停止条件付契約を検討するなどして「緊急の必要」を回避し、複数者による見積り競争ができた可能性があった。私学財団の運営はその大部分の財源が私学部からの補助金・委託費であり、その原資が都民からの税金であることを踏まえた上で、公平性・公共性などの観点から、一者見積りによる随意契約によることの合理的な理由を十分かつ詳細に検討することとし、これが確実に運用されていることをモニタリングする体制を再構築することとされたい。

Ⅵ 文化振興事業に関する指摘と意見

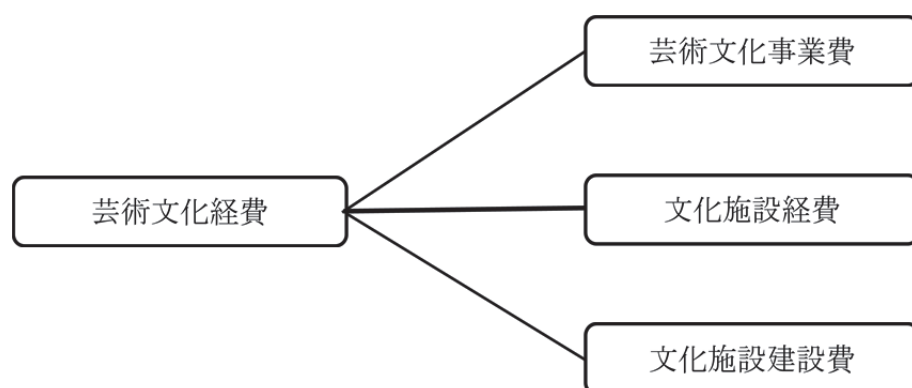
1. 文化振興部における文化振興事業全体の経営管理体制について

(1) 経営管理のPDCAサイクルと情報開示について

① 文化振興費用（芸術文化経費）の体系について

文化振興を遂行するためには、文化施設の建設費・運営費、文化関連事業・各文化団体に対する補助費用など様々な費用が必要となる。そこで、監査人は、文化振興部における文化振興施策を検討するに当たって、文化庁から平成27年9月に公表された「地方における文化行政の状況について（平成25年度）」を基に、文化振興に関する経費を芸術文化経費と位置付け、これを芸術文化事業費、文化施設経費、文化施設建設費から構成されるものとした（図D6-1-1参照）。

図D6-1-1 文化振興費用（芸術文化経費）の構成



（文化庁「地方における文化行政の状況について（平成25年度）」を基に監査人が作成）

（注1）「芸術文化」とは芸術（美術、音楽、演劇、舞踊、映画、文学等）、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）、生活文化（華道、書道等）及び国民娯楽（囲碁、将棋等）等を言う。

（注2）「芸術文化事業費」には、芸術文化関連事業、芸術文化団体に対する補助に係る経費等を計上している。

（注3）「文化施設経費」には、文化施設（文化会館、美術館等）の管理運営に係る経費（人件費を除く）を計上している。修繕費、光熱水費、文化施設の管理運営を委託している場合の委託費を含む。なお、図書館及び公民館は社会教育施設に該当するので、文化施設には含めない。

（注4）「文化施設建設費」には、土地購入費、建設費等（準備費、調査費、設計料等を含む）を計上している。

② 東京都における芸術文化経費について

まず、監査人は、「地方における文化行政の状況について（平成 25 年度）」を基に、東京都における芸術文化経費について、他の道府県と比較することとした（表 D6-1-1 参照）。

表 D6-1-1 平成 25 年度の都道府県別芸術文化経費の状況

（単位：千円）

都道府県名	芸術文化経費
1. 東京都	10,991,065
2. 大分県	5,047,310
3. 兵庫県	3,599,642
4. 愛知県	2,841,976
5. 神奈川県	2,383,216
6. 滋賀県	2,226,239
7. 静岡県	1,915,000
8. 千葉県	1,829,770
9. 石川県	1,806,982
10. 北海道	1,684,346
全国平均	1,470,244

（文化庁「地方における文化行政の状況について（平成 25 年度）」より監査人が作成）

（注）芸術文化経費金額については、教育委員会及び首長部局の合算金額である。

表 D6-1-1 のとおり、東京都における芸術文化経費 109 億 91 百万円は、全国の都道府県の中でトップであり、また全国平均 14 億 70 百万円を大きく上回っていることが分かる。2 位の大分県と比べても、およそ 59 億円と大きな差がある。

次に、人口 1 人当たりの芸術文化経費の負担額を、近隣県及び大都市を有する愛知県、大阪府と比較することとした（表 D6-1-2 参照）。

表 D6-1-2 人口 1 人当たりの芸術文化経費の負担額

都府県名	芸術文化経費（千円）	推計人口（人）（※）	1 人当たり負担額（円）
東京都	10,991,065	13,234,572	830
埼玉県	1,623,446	7,207,748	225
千葉県	1,829,770	6,184,553	296
神奈川県	2,383,216	9,061,378	263
愛知県	2,841,976	7,415,747	383
大阪府	746,823	8,851,237	84

（文化庁「地方における文化行政の状況について（平成 25 年度）」及び各都府県 HP より監査人が作成）

※ 平成 25 年 4 月時点の推計人口を用いている。

表 D6-1-2 のとおり、都民 1 人当たりの芸術文化経費の負担額は約 830 円であり、他府県と比べて大きいことが分かる。

さらに、それぞれの都府県民所得に対する芸術文化経費の比率を比較することとした（表 D6-1-3 参照）。

表 D6-1-3 都府県民所得に対する芸術文化経費の比率

都府県名	芸術文化経費（千円）	都府県民所得（百万円）	芸術文化経費比率（％）
東京都	10,991,065	58,515,600	0.02
埼玉県	1,623,446	20,234,480	0.01
千葉県	1,829,770	17,615,520	0.01
神奈川県	2,383,216	26,545,415	0.01
愛知県	2,841,976	25,524,629	0.01
大阪府	746,823	26,030,125	0.00

（文化庁「地方における文化行政の状況について（平成 25 年度）」及び各都府県 HP より監査人が作成）

（注 1）都府県民所得は平成 24 年度の所得額である。

（注 2）芸術文化経費比率については、小数点以下第 3 位を四捨五入している。

表 D6-1-3 のとおり、都民所得に対する芸術文化経費の比率は 0.02％であり、他府県のそれと比べて高いことが分かる。

以上の検討結果をまとめると、東京都の芸術文化経費は、その金額の規模、人口 1 人当たりの負担額、所得に対する比率、いずれも他の道府県と比べて大きいことが分かる。

③ 文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等について

ここで、監査人は、文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等を検討することとした（表 D6-1-4 参照）。なお、文化施設のうち、ホール事業を主とする芸術劇場及び文化会館は、その収入が主に公演主催者からの貸館料収入（来館者からの入場料収入は主にホールの借主である公演主催者の収入）であることから、ここでの検討の対象外とした。

表 D6-1-4 文化振興部所管文化施設に係るコスト負担額

科目	江戸博	写真 美術館	現代 美術館	都美術館	庭園 美術館
指定管理料 (A) (※1)	1, 538, 860	693, 081	839, 639	570, 641	261, 700
維持補修費 (B)	102, 940	0	35, 295	4, 201	7, 021
減価償却費 (C)	926, 035	167, 535	947, 789	146, 733	17, 382
想定費用 (A+B+C=D)	2, 567, 835	860, 616	1, 822, 723	721, 576	286, 104
来館者数 (E)	974, 969	238, 844	408, 952	2, 150, 039	93, 202
来館者 1 人当たりコスト (D/E=F)	2, 633	3, 603	4, 457	335	3, 069
来館者からの収入 (G) (※2)	366, 093	38, 279	179, 674	342, 787	64, 084
来館 1 人当たり支払額 (G/E=H)	375	160	439	159	687
平成 26 年都推計人口 (I)	13, 321, 447				
都民 1 人当たりコスト ((D-G) /I=J)	165	61	123	28	16

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注 1) 単位については、A, B, C, D, G : 千円 E, I : 人 F, H, J : 円 となっている。

(注 2) 想定コストは、簡便的に、金額が大きい指定管理料、建物等の減価償却費及び維持補修費のみとしている。工事請負費は、年度により差が大きい等の理由から、想定コストに含めていない。

(注 3) 来館者数は、平成 26 年度における実績数であり、観覧料無料や各種割引による来館者を含む。

※1 庭園美術館へは、「補助金・負担金」として交付しているが、指定管理料の欄に記載している。

※2 入場料収入である。都美術館の収入には、その特性上、共催事業収益及び施設使用料を含んでいる。

さて、表 D6-1-4 を検討した結果、監査人の所見は次のとおりである。まず言えるのは、文化振興部が所管する文化施設は総じてコストが多額である。特に、江戸博は年間 25 億円超、現代美術館は年間 18 億円超と多額のコストが生じて

いる。次に言えるのは、来館者 1 人当たり年間コストも総じて多額であり、また、このコストが来館者 1 人当たりの収入で全く賄われていないことである。それだからこそ、民間ではなく、行政が文化施設を建設・運営する意義がある、という考え方もある。しかしながら、都民 1 人当たりのコストが、これら施設の合計で年間約 400 円にもなり、その財源が都税で賄われていることに鑑みれば、公平性や受益者負担の観点も踏まえつつ、文化施設に係るコスト削減や収入拡大について、更なる施策が必要であると考えられる。

（２）文化振興事業における文化振興部と監理団体の役割分担について

「東京都文化振興条例」では、都の文化振興施策の総合的かつ効果的な推進や、都民の文化創造の尊重などが定められており、また第 15 条では、必要な文化施設を体系的に整備するとともに、文化活動の場として活用するように努めるよう定められている。

都の文化振興施策については、都知事の附属機関である東京芸術文化評議会などの議論を受け、都立文化施設は「東京における芸術文化の創造発信拠点」という位置付けがなされている。これは、都立文化施設は単なる「はこもの」ではなく、都が文化振興施策を実現する場、あるいは実施主体ということである。また、「東京文化ビジョン」において、都立文化施設は様々な施策と関連付けられ、最大限に活用することが謳われていることから、文化施設の運営については、都の文化振興施策を適切に取り入れながら確実に実行する必要がある。このような背景の下、文化振興部は都立文化施設の管理運営について監理団体である歴史文化財団を指定管理者として指定している。その役割分担を示せば、表 D6-1-5 のとおりである。

なお、都響の実施する事業については、本報告書第 3 の VI の 10. 「公益財団法人東京都交響楽団について」に詳しく記載しているので、そこを参照されたい。

表 D6-1-5 文化振興部と歴史文化財団の役割分担

文化振興部	
歴史文化財団	【文化振興部と歴史文化財団との共催事業】 ・アーツカウンシル東京（歴史文化財団内に設置） ・東京文化発信プロジェクト事業の実施 ・舞台芸術の振興 （都民芸術フェスティバル、子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業） ・芸術文化を活用した被災地支援事業の実施 （アートプログラムの実施等） ・アーティスト支援 （トーキョーワンダーウォール） ・文化施設の管理運営 （指定管理者として歴史文化財団が管理）
	【歴史文化財団独自の事業】 ・美術館及び博物館における展覧会の自主企画展 ・ホールにおける館主催の演劇・音楽等事業 ・ワークショップ等の各種教育普及事業 ・トーキョーワンダーサイト及び水天宮ピットの運営
	【文化振興部独自の事業】 ・東京芸術文化評議会の組織・運営 ・専門部会（文化都市政策検討部会等）の組織・運営 ・文化振興施策の企画調整 ・野外芸術作品の保守管理 ・旧小笠原邸の保存活用 ・舞台芸術の振興（島しょ芸術文化振興事業、アジア舞台芸術祭） ・文化行事等（顕彰制度、隅田川花火大会等） ・公共空間の開放（ヘブンアーティスト事業、ストリートペインティング） ・歴史文化財団及び都響の監理・助成

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）歴史文化財団は、【文化振興部独自の事業】に係る中長期計画を策定していない。

(3) 文化振興事業に係る組織・人員の体制について

文化振興部は、監理団体（歴史文化財団及び都響）とともに、文化振興に関する施策を実施しているが、それぞれの組織における職員等の定数は、表 D6-1-6 のとおりである。

表 D6-1-6 文化振興に係る都組織の人員定数（平成 26 年度）

（単位：人）

組織	職員数	学芸員数	楽員数	合計	割合
文化振興部	35	-	-	35	7.7%
歴史文化財団	239 (39)	59 (-)	- (-)	298 (39)	65.3%
都響	22 (2)	- (-)	101 (-)	123 (2)	27.0%
合計	296 (41)	59 (-)	101 (-)	456 (41)	100.0%

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注 1）非常勤職員を含む。

（注 2）カッコ書きは都からの派遣であり、内数で記載している。

（注 3）歴史文化財団の学芸員数については、定数管理されているのは固有職員のみである。

（注 4）歴史文化財団・都響については、「定数」を「所要人員」と読み替える。

表 D6-1-6 のとおり、文化振興施策に係る組織の人員は、その 6 割以上を歴史文化財団が、また、その 2 割以上を都響が占めており、文化振興部が占める割合が小さいことが分かる。このような状況から、文化施策のうち、主に文化施設の管理運営を歴史文化財団が、また交響楽を通じた活動を都響が実施しているのに対して、文化振興部は、それ以外の施策実施や文化施策全体の包括的な意思決定などを担っていることがうかがえる。

(4) 文化施設の経営管理体制について

① 美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の検討について

ところで、公の施設の管理については、平成 15 年度の地方自治法の改正により、普通地方公共団体が指定するものに管理権限を委任する指定管理者制度が導入されており、従来の管理委託制度が廃止され、公の施設の管理は、直営か

指定管理者制度かのいずれかに移行しなければならないことになった。

さらに、平成 25 年 10 月に地方独立行政法人法施行令が改正され、政令に定める公共的な施設に「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加され、これら施設については地方独立行政法人による設置及び管理が可能となった。

このことから都では、それまで指定管理者制度を導入して管理運営を行ってきた都立博物館・美術館の管理運営について、両制度のメリット・デメリットを勘案し再検討している。

その際の検討では、①指定管理者制度を採用することで、博物館・美術館を都が直接運営するのではなく、その分野に専門性を有する団体（指定管理者）にゆだねることによって、効率的・効果的な業務運営を確保し、都民サービスが向上していること、②目標管理や評価制度、PDCA サイクルの確保等について、地方独立行政法人と同水準で対応することで、指定管理者制度により十分な効果を上げていること、を理由として、都の博物館・美術館に地方独立行政法人制度を導入することの意義は乏しいと判断している。

また、都では博物館・美術館に地方独立行政法人制度を導入することの問題点として、地方独立行政法人化の対象となる文化施設は博物館・美術館に限られるため、ホール系事業（文化会館・芸術劇場）やアーツカウンシル事業と切り離されることになり、都が進めてきた都立文化施設の一元化方針や政策連動性の確保が困難になるとの見解を示しており、指定管理者制度と地方独立行政法人の制度を比較した結果、指定管理者制度に替え、法人設立や財産整理、様々な制度改正など時間や大きなコストをかけて地方独立行政法人制度を導入する意義は乏しいとしている。

文化振興部が所管する文化施設は、博物館や美術館など文化的価値の高い施設が多く、それぞれの施設で個別の事情や特有の問題・課題を抱えていることから、適切な管理形態を選択することが必要であると考えられる。

現在、文化振興部では、庭園美術館を除く、ほとんどの文化施設を指定管理者制度によって管理・運営しており、文化振興部所管の文化施設に係る指定管理者は、表 D6-1-7 のとおり、すべて歴史文化財団である。

表 D6-1-7 指定管理者の選定方法

施設名	選定方法	指定管理者名
江戸博 (たてもの園を含む)	公募	歴史文化財団グループ
写真美術館		代表団体…歴史文化財団
現代美術館		構成団体…鹿島建物総合管理株式会社、アサヒビール株式会社
都美術館	特命	歴史文化財団
文化会館	公募	歴史文化財団グループ
		代表団体…歴史文化財団 構成団体…株式会社NHKアート、サントリーパブリシティサービス株式会社
芸術劇場	特命	歴史文化財団

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

ここで、歴史文化財団は都の監理団体であることから、「東京都監理団体活用方針」（平成 22 年 9 月）を見てみると、歴史文化財団の監理団体としての特性及び存在意義について以下のとおり示されている。

【監理団体の特性】

監理団体は、規範性、公正性、安定性に優れ、説明責任を維持しつつ、採算性等から市場に委ねられない業務を行う公共（第 1 セクター）の側面と弾力的な資金調達や多様な人材確保手法等を駆使して機動的に事業を展開しつつ、コスト重視に基づく効率的な経営を行う民間（第 2 セクター）の側面を持っている。そのため、公益性、公共性を確保しながら、都が直接実施するよりも効率的により高度なサービスを都民に提供できるというメリットがあり、これまでも政策との連動性が高い業務を都と連携しながら、一体となって実施している。

【存在意義】

東京都の文化行政を支援・補完する団体として、都立文化施設における歴史的資料・芸術作品の収集管理、調査研究や創造・発信など、専門性を持ち特徴のある事業を展開することにより、東京における芸術文化の発展に寄与する。今後更に、時代の要請に応じた事業を充実させることにより、芸術文化の創造発信拠点としての機能強化を図り、安定的かつ発展的に施設運営を行っていく。

以上の特性及び存在意義から、歴史文化財団は公共性を維持しながらも、効率的な事業運営が求められており、したがって、民間企業と同様に、中長期的

な視点からも損益管理を行うことが必要であると考えられる。この点、歴史文化財団では、都立文化施設の指定管理者選定の際に提出する提案書類（事業計画書）において、指定期間である平成 21 年度から平成 28 年度までの 8 年間の事業計画を策定し、同様に収支計画も策定している。一例を示すと、収支計画書の内容は表 D6-1-8 のとおりである。

表 D6-1-8 江戸博における指定期間の収支計画書

(単位：千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
利用料金収入	402,375	402,375	402,375	402,375	402,375	402,375	※東京都情報公開条例第7条 第3号に該当するため削除		
自主事業収入	445,400	445,400	450,820	450,820	450,820	450,820			
附帯事業収入	188,302	188,302	188,302	188,302	188,302	188,302			
指定管理料等収入	1,638,594	1,646,954	1,635,294	1,633,974	1,647,394	1,643,654			
収入合計	2,674,671	2,683,031	2,676,791	2,675,471	2,688,891	2,685,151			
自主事業原価	436,879	436,879	437,299	437,299	437,299	437,299			
附帯事業原価	64,567	64,567	64,594	64,594	64,594	64,594			
原価合計	501,446	501,446	501,893	501,893	501,893	501,893			
売上総利益	2,173,225	2,181,585	2,174,898	2,173,578	2,186,998	2,183,258			
人件費	480,525	488,885	477,225	475,905	489,325	485,585			
事務・販売費等	478,232	478,232	478,232	478,232	478,232	478,232			
施設運営管理費	744,996	744,996	744,996	744,996	744,996	744,996			
その他事務費等	208,647	208,647	208,647	208,647	208,647	208,647			
一般販管費合計	1,912,400	1,920,760	1,909,100	1,907,780	1,921,200	1,917,460			
運営利益	260,825	260,825	265,798	265,798	265,798	265,798			
資産経費	135,877	135,877	135,877	135,877	135,877	135,877			
営業利益	124,948	124,948	129,921	129,921	129,921	129,921			
営業外収入	260	260	260	260	260	260			
営業外支出	48,710	47,510	46,310	45,110	43,910	42,710			
営業外収支	△48450	△47250	△46050	△44850	△43650	△42450			
経常利益	76,498	77,698	83,871	85,071	86,271	87,471			

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

このような収支計画書は江戸博のほか、写真美術館、現代美術館及び文化会館においても作成されている。しかしながら、都美術館及び芸術劇場については、特命で選定しており、この場合は収支計画書の提出が任意であることから、他施設と同様に指定管理者選定時の提案書類の提出を受けているものの、その中において収支計画書が作成されていない。したがって、すべての文化施設に係る事業について中長期的な収支計画が策定されているわけではない点で問題がある。

以上のことから、文化振興部は、政策企画局が策定した「東京都長期ビジョン」、文化振興部が策定した「東京文化ビジョン」及び東京芸術文化評議会での議論などを踏まえて、中長期的に達成すべき方針・施策を策定した上で、これとの関連性が分かりやすいように、適切な政策目標及び計画を、歴史文化財団と更に連携して策定することが必要であり、また年度ごとに当該目標・計画と実績・成果を評価して、必要な改善策を講じることが必要であると考えられる。

なお、歴史文化財団は、指定管理者として指定されている文化施設に係る事業について目標値を定め、生活文化局からの管理運営状況評価を毎年度受けているが、その目標値が過去の実績と比しても低めの水準に設定されている。

一例を挙げれば、文化会館に関する目標値及び過去3年間の実績は、表D6-1-9のとおりである。

表 D6-1-9 文化会館における過去3年間の目標値及び実績

対象	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
大ホール稼働率	90.0%	91.7%	90.0%	88.4%	90.0%	88.7%
小ホール稼働率	80.0%	83.3%	80.0%	84.2%	80.0%	86.0%
自主事業来館者数	65,000 人	68,034 人	65,000 人	69,608 人	※37,500 人	53,084 人

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※ 改修工事による休館期間を考慮し、平成26年度の目標値は37,500人と設定されている。

表D6-1-9を見ると、例えば小ホール稼働率や自主事業来館者数のように毎年目標値を上回る実績を上げている項目が存在することが分かる。この目標値の設定方法を歴史文化財団に質問したところ、「当該目標値は歴史文化財団が指定管理者の指定を受けた当初に設定された数値が、改定されずに続いている」との回答を得た。

そこで、目標値の改定を行わない理由について歴史文化財団に再度質問したところ、以下の理由により改定を行うことができないとの回答であった。

年度目標値は、指定管理目標値（※）を踏まえ、当該年度開始前に都と協議の上、決定している。年度目標値の設定に当たっては、指定管理目標値の考え方に沿って前年度の達成状況に応じた細かな修正は行わず、例えば大規模改修に伴う休館や震災の影響等、指定管理者の努力が及ばない事由が生じたときに限り、調整を行っている。

※指定管理目標値は、平成21年度から8年間（指定管理期間）の長期にわたり毎年達成する目標として、指定管理開始前に指定管理者が過去実績等を踏まえて提案した値である。

このような回答から、次のとおり、2つの問題点があると考えられる。

1 つ目は、「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」によれば、そもそも年度目標値を設定する主体は文化振興部であり、指定管理者はあくまで施策の実施主体であることから、適切な年度目標値を設定すべき責務を文化振興部は果たしていない点である。

2 つ目は、目標値は指定管理開始前の過去の実績を基にしているとのことであるが、結果的に毎年の実績が目標値をほぼ超過している状況にある。したがって、生活文化局は、このような目標値が、施策の目標に対する成果としてどのように関連しているか不明確なまま政策評価を行っている、あるいは政策評価自体を行っていない点である。つまり、例えば、自主事業来館者数の目標値を 65,000 人とする 것과文化振興部の政策（達成）目標や成果との関連性、また目標値を達成したことによる費用対効果との関連性などが不明確であり、この目標値を達成したことによる施策の成果等を計ることができないと考えられる。

② 文化施設に係る PDCA サイクルと情報開示について

ところで、表 D6-1-7 から分かれるとおり、文化振興部所管の文化施設については、歴史文化財団が多くを管理・運営している。しかしながら、文化施設は都の所有物であることから、歴史文化財団の財務諸表には、この文化施設に関する資産等（固定資産やその減価償却費など）が計上されていない。したがって、文化施設に係る文化振興事業を正しく把握するためには、文化振興部が所管する文化施設の財務情報と指定管理者である歴史文化財団の財務情報を結合（連結）した上で、これを文化施設ごとの財務情報（セグメント情報）として把握することが必要である。

そこで、監査人は、歴史文化財団の財務情報と文化振興部の財務情報を結合したセグメント情報の計算を試みることにした。ただし、これらの情報は歴史文化財団及び文化振興部から入手することが可能なものに限定されているため、あくまで概算計算であり、また入手した財務情報の網羅性・正確性などの信頼性を確認していないことを申し添えておく。

さて、その計算結果は、表 D6-1-10 及び表 D6-1-11 のとおりである。

表 D6-1-10 合算貸借対照表

(単位：千円)

科目	歴史文化財団	文化振興部	合計
流動資産	6, 671, 455	-	6, 671, 455
固定資産	-	-	-
基本財産	1, 551, 498	-	1, 551, 498
特定資産	1, 145, 072	-	1, 145, 072
その他固定資産			
土地	-	83, 387, 612	83, 387, 612
建物	26, 322	60, 382, 605	60, 408, 928
建物付属設備	136, 695	904, 899	1, 041, 594
重要物品（※1）		19, 084, 900	19, 084, 900
美術品	202, 148	-	202, 148
リース資産	362, 319	-	362, 319
建設仮勘定	-	1, 272, 550	1, 272, 550
その他	95, 431	-	95, 431
その他固定資産合計	822, 916	165, 032, 566	165, 855, 482
固定資産合計	3, 519, 487	165, 032, 566	168, 552, 052
資産合計	10, 190, 942	165, 032, 566	175, 223, 507

(生活文化局、歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※1 重要物品については、簡便的に文化振興部全体の全額を計上している。この中に、都所有の美術品等が含まれている。

この表 D6-1-10 に対して監査人がコメントするとすれば、資産合計が 1,752 億円と多額であり、それが主に土地建物や重要物品（主に美術品等）などの固定資産から構成されていること、また歴史文化財団の流動資産も決して少額ではないことが挙げられる。

表 D6-1-11 合算正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	歴史文化財団	文化振興部	内部取引消去	合計
I 一般正味財産の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	4,349	-	-	4,349
②特定資産運用益	689	-	-	689
③事業収益	2,734,414	-	-	2,734,414
④受取補助金	1,330,125	-	-	1,330,125
⑤受取助成金	20,470	-	-	20,470
⑥受取負担金	1,391,139	-	-	1,391,139
⑦受託収益	5,964,697	-	△5,964,697	0
⑧受取寄附金	292,752	-	-	292,752
⑨雑収益	48,851	-	-	48,851
経常収益 計	11,787,490	-	△5,964,697	5,822,793
(2) 経常費用				
①事業費	11,730,158	2,927,310	-	14,657,468
②管理費	26,534	5,964,697	△5,964,697	26,534
経常費用 計	11,756,692	8,892,007	△5,964,697	14,684,002
当期経常増減額	30,798	△8,892,007	-	△8,861,209

(生活文化局、歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 文化振興部の事業費には、都所有の文化施設の減価償却費を計上している。

この表 D6-1-11 に対して監査人がコメントするとすれば、歴史文化財団の財務諸表では経常収益計が 117 億円計上されているが、その中には文化振興部からの指定管理料などが 59 億円含まれているため、これを除けば歴史文化財団の収益は 58 億円になる（外部からの収益 58 億円）。一方、歴史文化財団と文化振興部の経常費用の合計は 206 億円であるが、この中には歴史文化財団への指定管理料などが 59 億円含まれているため、これを除けば全体としての経常費用が 146 億円になる（外部への費用 146 億円）。結果として、外部への費用 146 億円は、外部からの収益 58 億円では賄いきれないため、赤字額が 88 億円になる。この赤字の主な財源は実質的に都税である。

次に、表 D6-1-12 は、表 D6-1-11 のセグメント情報を文化施設ごとに表したものである（施設別セグメント情報）。

表 D6-1-12 文化施設ごとの推計セグメント情報

(単位：千円)

科目	江戸博	たてもの園	写真美術館	現代美術館
指定管理料	1, 538, 860	281, 341	693, 081	839, 639
委託料	-	-	-	-
補助金・負担金	-	-	-	-
人件費	-	-	-	-
物件費	-	-	-	-
維持補修費	102, 940	52, 295	-	35, 295
工事請負費（※1）	-	-	-	-
建物等減価償却費	917, 544	87, 059	167, 535	947, 043
重要物品減価償却費	8, 490	-	-	745
合計	2, 567, 835	420, 696	860, 616	1, 822, 723

科目	都美術館	文化会館	芸術劇場	庭園美術館
指定管理料	570, 641	345, 360	959, 174	-
委託料	-	-	-	-
補助金・負担金	-	-	-	261, 700
人件費	-	-	-	-
物件費	-	-	-	-
維持補修費	4, 201	-	5, 000	7, 021
工事請負費（※）	-	-	-	-
建物等減価償却費	136, 782	109, 857	489, 680	17, 143
重要物品減価償却費	9, 951	17, 257	17, 978	239
合計	721, 576	472, 474	1, 471, 833	286, 104

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 工事請負費については、全額資本的支出とみなしてコストに含めていない。

この表 D6-1-12 に対して監査人がコメントするとすれば、(1) ③「文化振興部が所管する文化施設に係るコスト等について」において監査人が述べたように、総じてコストが多額であることが挙げられる。

表 D6-1-10 から表 D6-1-12 は監査人の推定計算によるものであるが、このようなセグメント情報の必要性・有用性について、文化振興部に質問したところ、「都立文化施設の財務状況については、他の公の施設と同様に都の財産台帳や財務諸表等で管理を行うとともに情報開示についても全庁的なルールに従っている。そのため、文化施設のみ独自に情報開示等を行うことについては特段の検討をしていない。また、指定管理者保有分の資産等については、歴史文化財団において独自に管理を行い、東京都監理団体及び指定管理者として東京都に

財務状況の報告を行うとともに、公益財団法人としての情報開示をしている。」との回答を得た。

（意見 2－3 7）文化施設に係る PDCA サイクルと情報開示について

文化振興部は、監理団体（歴史文化財団及び都響）とともに、文化振興のための施策を実施しているが、その人員の 6 割以上を歴史文化財団が、また 2 割以上を都響が占めており、文化振興部が占める割合は小さく、したがって生活文化局のみの組織・人員情報のみでは文化振興部が実施する事業規模を適切に表していないことになる。一方、文化振興部所管の文化施設については、歴史文化財団が多くを管理・運営しているが、文化施設は都の所有物であることから、歴史文化財団の財務諸表には、この文化施設に関する資産等（固定資産やその減価償却費など）が計上されていない。文化施設に係る文化振興事業を正しく把握するためには、文化振興部が所管する文化施設の財務情報と指定管理者である歴史文化財団の財務情報を結合（連結）した上で、これを文化施設ごとの財務情報（セグメント情報）として把握することが必要である。

したがって、（意見 2－1）では中長期計画と PDCA サイクルの必要性について、また（意見 2－3）では施設別の財務情報について意見を述べたところであるが、文化振興部は、文化振興部と監理団体 2 つが実施する組織・人員情報や財務情報などを結合（連結）したセグメント情報を作成すること、またセグメント情報を PDCA サイクルによる「経営管理」及び都民への「情報開示」に活用することとされたい。

また、その際、文化振興部は、政策企画局が策定した「東京都長期ビジョン」、文化振興部が策定した「東京文化ビジョン」及び東京芸術文化評議会での議論などを踏まえて、中長期的に達成すべき方針・施策を策定し、これとの関連性が分かりやすいように、適切な政策目標及び中長期計画を策定すること、また年度ごとに当該目標・計画と実績・成果を評価して、必要な改善策を講じることとされたい。

なお、監査人が本報告書に【所感：美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の導入等について】として記載した事項については、その対応に相当の期間を要することから、文化振興部は今後策定する中長期計画に適切に織り込むこととされたい。

【所感：美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の導入等について】

平成 25 年度の地方独立行政法人法施行令改正により、博物館等に地方独立行政法人制度を導入することが可能になった。その際、文化振興部は、博物館・美術館については、その分野に専門性を有する指定管理者（歴史文化財団）にゆだねることによって効率的・効果的な業務運営と都民サービス向上が確保されていること、また目標管理や評価制度、PDCA サイクルの確保等も地方独立行政法人と同水準で対応し、十分な効果を上げていること、法人設立費用や財産整理等に関する費用負担を理由に、博物館・美術館に地方独立行政法人制度を導入することの意義は乏しいと判断している。また、博物館・美術館に地方独立行政法人制度を導入することの問題点として、ホール系事業（文化会館・芸術劇場）やアーツカウンシル等の事業と切り離され、都立文化施設の一元化方針や、政策連動性の確保が困難になるとの見解を述べている。

しかしながら、指定管理者制度においては博物館・美術館の資産など主要なストックの情報が歴史文化財団に移管されていないことから、「効率的・効果的な業務運営と都民サービスの向上」が図られているのか評価しにくい。むしろ博物館・美術館を地方独立行政法人に移管し、この財務情報を含めた「目標管理や評価制度、PDCA サイクルの確保等」を行うことの方が、都民一般に対する情報開示を含め「効率的・効果的な業務運営と都民サービス向上」の観点から必要である。

また、地方独立行政法人では、業務運営に関して運営費交付金等の交付を受け、事業年度又は中長期計画期間において不要となる財産について、地方公共団体に対して不要財産を納付する制度設計になっており、指定管理者制度のように指定管理者の剰余金となるようなものではない。運営に不必要な財産について、地方独立行政法人では自由に処分ができない点で指定管理者制度より優れていると言える。

しかも、博物館・美術館などの展示系事業とホール系事業では、その事業内容や運営方法の特性が異なるため、指定管理者制度という統一的な方法で管理・運営するよりも、両者を切り離し、前者を地方独立行政法人として、また後者を指定管理者として管理運営する方が、PDCA サイクルによる経営管理の観点からも望ましいと考える。また、アーツカウンシル事業は主に団体に助成する支援事業と人材育成事業等のパイロット事業であり、博物館・美術館との関連性は希薄であること、さらに文化施設の一元化方針や政策連動性の確保が困難になるという見解については、展示系事業とホール系事業に係る文化施設の一元化方針に具体性が見られず、政策連動性についても、事業活動上で重要となる政策に関しての連動性・結合性は見受けられず、仮に当該一元化・連動性があつたとしても、それは文化振興部がリーダーシップを発揮して取りまとめ

るべきものである。

文化振興部は、法人設立費用や財産整理等に関する費用負担をしてまで、地方独立行政法人へ移行することは考えていないとのことであるが、このような移行に関する費用がどの程度掛かり、移行することで削減できる費用がいくらになるのか、その効果を数値で示したものはない。制度として指定管理者制度を選択するのであれば、なぜ指定管理者制度でなければならないのか、なぜ地方独立行政法人ではいけないのか、第三者の意見を踏まえた定性的、定量的根拠を都民一般に広く開示するべきである。

以上を踏まえ、文化振興部は、都の博物館・美術館について、国の博物館・美術館と同様に地方独立行政法人を導入するか否か、第三者による客観的な検討の内容・結果を広く都民一般に開示するべきである。

このような監査人の考えに対し、文化振興部は、都立文化施設については都知事の附属機関である東京芸術文化評議会の意見も踏まえ、次期(平成 29 年度)以降も、指定管理者制度による運営をすることを生活文化局の方針として決定しているとのことである。監査人としては、美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の導入等についての考えを述べたところであるが、このような状況を踏まえ、「監査の結果」としての「指摘」及び「意見」を差し控えることとした。

2. ホール系文化施設の経営管理について

(1) 貸ホール等の利用状況について

文化振興部は、貸ホール事業を営む文化施設として、文化会館及び芸術劇場を所管しており、その指定管理者として、監理団体である歴史文化財団を指定している。

これら施設は都の条例に基づき、貸出施設ごとに利用料金を設定し、公演主催者等に対し貸出しを行っている。

表 D6-2-1 は、文化会館における平成 26 年度の、貸出ホール等に係る貸出実績（稼働率）である。

表 D6-2-1 平成 26 年度文化会館における貸出施設稼働率

施設名	利用可能区分 (コマ)	利用実績 (コマ)	稼働率 (%)
大ホール	504	447	88.7
小ホール	378	325	86.0
中リハーサル室 1A	490	367	74.9
中リハーサル室 2B	476	299	62.8
大リハーサル室	474	465	98.1
小リハーサル室 1	474	465	98.1
小リハーサル室 2	474	465	98.1
小リハーサル室 3	474	465	98.1
小リハーサル室 4	474	474	100.0
小リハーサル室 5	474	465	98.1

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) ホール等以外に係る貸出施設については意見 2-4-4 に記載のためここでは記載しない。

表 D6-2-1 のとおり、ホール等貸出施設の稼働率は、非常に高水準にあることが分かる。ただし、ここでの「利用可能区分」は、各ホール・リハーサル室ともに、「午前」「午後」「夜間」の 3 区分での貸出しをしていることから、貸出可能日数に 3 を乗じた数を利用可能区分としている。仮に、貸出可能日数に対する貸出日数の割合によって稼働率を計算すれば、大ホールについては稼働率が 93.5%、小ホールは稼働率が 100% となり、非常に高い貸出状況となる。いずれにせよ、このような稼働率の高い貸出施設は利用料金を値上げすることに経済

的合理性があり、また値上げによる収益増加により指定管理料を削減できる可能性もあることから、文化振興部における文化振興事業全体の経営管理として検討する価値があるものと考えられる。

なお、利用可能区分（コマ）による稼働率が貸出可能日数による稼働率よりも低くなるのは、大ホール・小ホールを利用するに当たって、用具の運搬やリハーサルなど種々の準備のための時間に 2 区分は必要ない場合がある。例えば「午前」のみ利用可能な場合など、貸出しの予約が入りづらいといった性質が生じることに起因する。

また、芸術劇場においても同様のことが言え、非常に高い利用率であった。表 D6-2-2 は、芸術劇場における平成 26 年度の、貸出ホール等に係る貸出実績である。

表 D6-2-2 平成 26 年度芸術劇場における貸出施設稼働率

施設名	利用可能区分 (コマ・日数)	利用実績 (コマ・日数)	稼働率 (%)
コンサートホール (※1)	840	644	76.7
プレイハウス (※1)	957	922	96.3
シアターイースト (※1)	921	871	94.6
シアターウエスト (※1)	966	944	97.7
ギャラリー1 (※2)	334	287	85.9
ギャラリー2 (※2)	334	169	50.6
アトリエイースト (※2)	334	246	73.7
アトリエウエスト (※2)	334	261	78.1
リハーサルルーム (※1)	6,024	3,367	55.9

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) ホール等以外に係る貸出施設については意見 2-4-4 に記載のためここでは記載しない。

※1 利用可能区分としてコマ稼働率を用いている。

※2 利用可能区分として日数を用いている。

ここで、貸出施設の利用料金の決定方法を質問したところ、「利用料金については「東京文化会館及び東京芸術劇場条例」の上限額以内で近隣類似施設の料金を勘案しつつ設定し、東京都の承認を得ている」という回答を得た。

現状、文化会館及び芸術劇場において設定している利用料金は、条例において定められている上限金額まで達していない。

ところで、本報告書第3のⅠの2.「生活文化局が所管する施設の財務情報について」で言及したとおり、平成26年度における文化会館及び芸術劇場の年間コストは表D6-2-3のような状況である。なお、表D6-2-3では、指定管理料をコストとして捉えている点に留意して頂きたい（歴史文化財団から見れば、これは収益である）。

表 D6-2-3 平成 26 年度の文化会館及び芸術劇場の年間コスト

(単位：千円)

科目	文化会館	芸術劇場
指定管理料	345,360	959,174
維持補修費	-	5,000
建物等減価償却費	109,857	489,681
重要物品減価償却費	17,257	17,978
合計	472,474	1,471,833

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

このような、歴史文化財団に支払われる指定管理料や建物等に係るコストは、都税によって賄われていることから、費用対効果や効率性の観点から、稼働率の高い貸出施設について、条例や料金要綱の範囲内で弾力的な価格設定をすることで、貸出施設の料金収入を増加させ、もって指定管理料ないし都民の負担を低減する余地があるものと考えられる。

（２）東京文化会館の損益状況について

文化会館は、都民に音楽、バレエ等の鑑賞の機会を提供し、次世代の輝きと可能性を感じて育てる場とすることを目的として、開都 500 年を記念して都が建設した、日本初の本格的なコンサートホールである。オペラ劇場形式となっている大ホールにおいてオペラ、バレエ、クラシックコンサートの公演を行うほか、自主事業としてコンクール等、育成・支援事業にも力を入れている。

文化会館で実施される主な事業は以下の 3 つである。

- ・ 自主事業…創造発信事業、育成・支援事業、次世代への投資事業
- ・ 受託事業…ホール等の貸出事業（指定管理者としての事業）
- ・ 収益事業…ショップ・レストランの運営、文化活動以外への施設の貸出し等

ここで留意すべきは、自主事業と収益事業は歴史文化財団が独自の事業収入により運営しているのに対して、受託事業は、主に文化振興部からの指定管理料収入が充てられている点である。なお、貸ホールを自らが主催する公演に利用した場合には、歴史文化財団の自主事業は受託事業に対して、賃料見合いの一定の内部費用を支払う会計処理をしている（法人全体ではこの内部取引は消去している）。

さて、これら主要 3 事業の、平成 24 年度から平成 26 年度の損益状況は、表 D6-2-4 のとおりである。

表 D6-2-4 文化会館正味財産増減計算書の主な内訳

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	69,436	63,285	87,652
受取国庫補助金	19,763	36,316	38,058
受取東京都負担金	89,440	72,926	104,907
その他	27,954	19,841	23,270
経常収益計	206,594	192,369	253,889
経常費用計	243,386	225,284	310,589
(差引) 損益	△36,792	△32,914	△56,700

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設使用料	470,947	467,103	222,181
管理運営受託収益	131,935	77,924	366,879
退職給付繰入額	4,119	5,414	4,724
その他	5,159	3,029	2,045
経常収益計	612,162	553,471	595,829
経常費用計	576,707	518,489	546,352
(差引) 損益	35,455	34,982	49,477

収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設使用料	8,149	7,196	2,804
管理手数料	45,909	41,572	18,121
受取光熱水費	13,341	14,342	6,930
その他	9,271	9,162	4,865
経常収益計	76,672	72,273	32,723
経常費用計	19,229	19,869	10,197
(差引) 損益	57,442	52,404	22,525

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物減価償却費などのコストを含んでいない。

表 D6-2-4 のうち、平成 26 年度の数値については、施設の改修工事のため半年間休館したことによるものなど、以下のとおり特殊要因が含まれている。

【自主事業】

- ・休館中も出張コンサートを行っていたほか、改修後の企画事業が好評で入場料収入が増加したこと。
- ・アーツカウンシル東京に関する事業の規模拡大によって、受取東京都負担金が増加したこと。
- ・公演・人材育成・普及事業など、幅広い事業を対象とした補助を申請し採択された結果、受取国庫補助金が増加傾向にあること。

【受託事業】

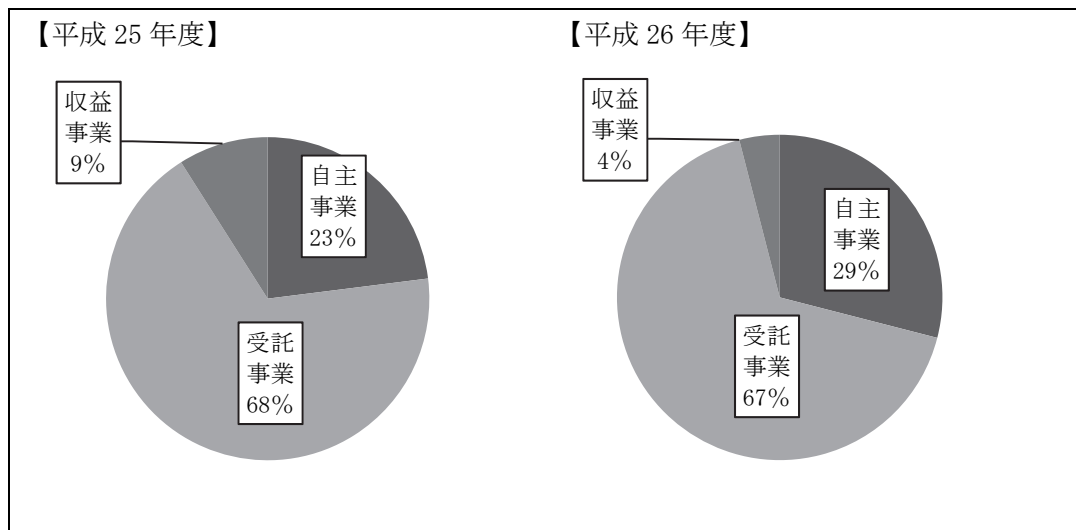
- ・改修工事のため半年間休館した結果、施設使用料収入が減少したこと。
- ・改修工事のための管理運営受託収益が増加していること。

【収益事業】

- ・改修工事のため半年間休館した結果、施設使用料収入、管理手数料収入、受取光熱水費収入が減少したこと。

これらの特殊要因があるものの、平成 25 年度及び平成 26 年度の事業別収益割合はグラフ D6-2-1 のとおりである。

グラフ D6-2-1 文化会館における各事業収益割合（平成 25 年度及び平成 26 年度）



（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

（注）経常収益を基に算定している。

表 D6-2-4 及びグラフ D6-2-1（歴史文化財団の決算書ベース）からは次のことが読み取れる。まず、収益割合は、受託事業が約 7 割と高く、自主事業が約 3

割、収益事業が若干の割合である。次に、受託事業は文化振興部からの指定管理料収入など受託収益があるためか、黒字が毎年継続している。一方、自主事業は民間では実施しづらい公益的な事業などを実施しているとはいえ採算が悪く、赤字が毎年継続している。なお、収益事業は収益規模が比較的小さいが、黒字を毎年継続しており、ホール運営に寄与している。これらを総合的に見た場合、自主事業の拡大を目指している方針の中、自主事業が赤字であり、それを受託事業等の黒字で賄っていると言える。したがって、ホール運営の採算改善のためには、自主事業の黒字化、受託事業の更なる黒字化が望ましいものと考えられる。

なお、歴史文化財団の決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれる。この指定管理料を除けば、受託事業は、表 D6-2-5 のとおり、実質的には赤字である。歴史文化財団の説明では収支相償の観点からホール運営を行っているということであるが、これは言い換えれば、文化振興部から指定管理料という収益を前提に、収支相償を満たす範囲内で、実質的に赤字の受託事業や自主事業を行っているとも考えられる。

表 D6-2-5 受託事業の実質的な損益状況

(単位：千円)

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益計	612,162	553,471	595,829
経常費用計	576,707	518,489	546,352
決算書の損益	35,455	34,982	49,477
指定管理料収入※	131,935	77,924	366,879
(差引) 実質損益	△96,480	△42,942	△317,402

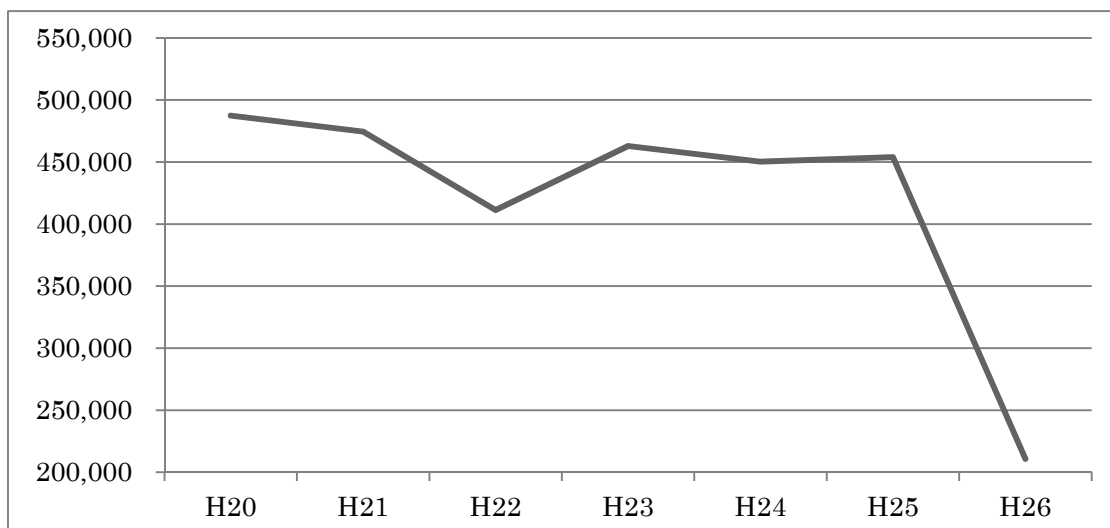
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※ 施設の大規模改修関連費用分等を含んだ数値である。

なお、文化会館の事業に関連する公演入場者数の推移は、グラフ D6-2-2 のとおりである。

グラフ D6-2-2 文化会館における公演入場者数推移

(単位：人)



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

平成 26 年度は、半年間大規模改修により休館しているため、公演入場者数が減少している。大規模改修がなければ、年間入場者数は約 45 万人で推移していたと推測できる。ただし、この入場者数は、ホールの借主が主催する公演と文化会館が主催する公演の入場者数の合計である。前者は受託事業（貸ホール事業）であり、来館者から入場料を受け取っているわけではない。これに対して、後者は文化会館が公演主催者になり、入場者から入場料を直接得ることから、入場者の増減が収益の増減と連動しているため、公演の成功・不成功のリスクを文化会館が負うことになる。

（３）東京芸術劇場の損益状況について

芸術劇場は、都民に親しまれる音楽、演劇、歌劇、舞踊等の発表と鑑賞の場を提供することを目的として設置されている。芸術劇場は、文化会館と同じ条例に基づき設置されているが、文化会館がオペラ、クラシック、バレエ等を中心に公演が行われるのに対し、芸術劇場ではオーケストラ、演劇、コンテンポラリーダンスが中心となっており、棲み分けがなされている。

芸術劇場で実施される主な事業は以下の３つである。

- ・自主事業…企画事業
- ・受託事業…ホール等の貸出事業（指定管理者としての事業）
- ・収益事業…ショップ等の運営、出版物販売、文化活動以外への施設の貸出し等

ここで留意すべき点は、文化会館と同様、自主事業と収益事業は歴史文化財団が独自の事業収入により運営されているのに対して、受託事業は、主に文化振興部からの指定管理料収入が充てられている点、貸ホールを自らが主催する公演に利用した場合には、歴史文化財団の自主事業は受託事業に対して、賃料見合いの一定の内部費用を支払う会計処理をしている（法人全体ではこの内部取引は消去している）点である。

さて、これら主要３事業の、平成２４年度から平成２６年度の損益状況は、表D6-2-6のとおりである。

表 D6-2-6 芸術劇場正味財産増減計算書の主な内訳

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	210, 207	135, 945	229, 982
共催事業収益	97, 996	334, 298	57, 611
受取国庫補助金	63, 846	95, 591	120, 902
その他	209, 754	225, 924	226, 016
経常収益計	581, 805	791, 758	634, 512
経常費用計	678, 657	830, 034	763, 370
(差引) 損益	△96, 852	△38, 276	△128, 857

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設使用料	286, 793	498, 565	532, 434
管理運営受託収益	2, 070, 332	881, 118	928, 659
退職給付繰入額	3, 269	7, 494	4, 500
その他	2, 284	6, 467	987
経常収益計	2, 362, 680	1, 393, 645	1, 466, 581
経常費用計	2, 333, 868	1, 403, 322	1, 452, 441
(差引) 損益	28, 811	△9, 677	14, 139

収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設使用料	4, 257	10, 707	13, 018
管理手数料	42, 516	77, 599	79, 979
受取光熱水費	5, 087	10, 217	10, 535
その他	10, 672	25, 384	7, 617
経常収益計	62, 535	123, 908	111, 151
経常費用計	16, 758	25, 953	22, 500
(差引) 損益	45, 776	97, 955	88, 650

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物減価償却費などのコストを含んでいない。

平成 24 年度の管理運営受託収益が他の年度と比べて多額なのは、改修工事のための管理運営受託収益が含まれているからである。また、平成 26 年度の損益状況が特に悪いが、その要因の 1 つが「国際創造発信事業」として実施された 3 つの海外公演（「The Bee」English Version 海外ツアー、日韓国際共同制作公演「半神」、野田秀樹作品海外公演「エッグ」）であると考えられる（表 D6-2-7 参照）。これ以外の要因は、文化会館と同様、館外及び館内での自主公演等の赤字による。

表 D6-2-7 平成 26 年度国際創造発信事業収支

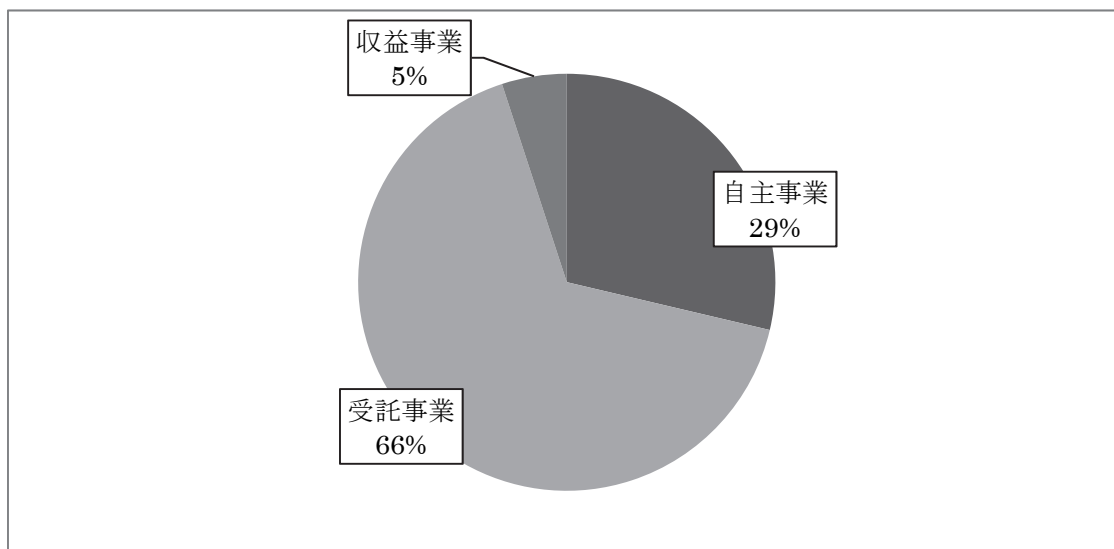
(単位：千円)

項目	「The Bee」 English Version 海外ツアー	日韓国際共同制作 公演「半神」	野田秀樹作品海外公 演「エッグ」
①全収入	22,581	46,533	44,066
②全収入のうち繰 入金・受取東京都 負担金	10,818	4,650	0
(①-②) 自己収入	11,763	41,883	44,066
③全支出	29,296	57,257	50,979
(①-③) 収支	△6,714	△10,724	△6,913

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

次に、平成 26 年度の事業別収益割合はグラフ D6-2-3 のとおりである。

グラフ D6-2-3 芸術劇場における各事業収益割合（平成 26 年度）



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 経常収益を基に算定している。

表 D6-2-6 及びグラフ D6-2-3（歴史文化財団の決算書ベース）から次のことが読み取れる。まず、文化会館と同様の点としては、収益割合が、受託事業が約 7 割と高く、自主事業が約 3 割、収益事業が若干の割合である点、受託事業は文化振興部からの指定管理料収入など受託収益があるためか黒字が毎年継続している点、自主事業は民間では実施しづらい公益的な事業などを実施していると

はいえ採算が悪く、赤字が毎年継続している点、収益事業の収益規模は比較的小さいが、黒字を毎年継続しており、ホール運営に寄与している点である。ただし、文化会館と比べて、自主事業の赤字が大きい点、収益事業の黒字が大きい点異なる。これらを総合的に見た場合、自主事業の拡大を目指している方針は文化会館と同様であるが、自主事業が大幅な赤字であり、それを受託事業等の黒字で賄っていると言える。したがって、ホール運営の採算改善のためには、自主事業の黒字化、受託事業の更なる黒字化が望ましい点では文化会館と同様であると考えられる。

なお、文化会館と同様、歴史文化財団の決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれるため、これを除けば、受託事業は、表 D6-2-8 のとおり、実質的には赤字である。

表 D6-2-8 受託事業の実質的な損益状況

(単位：千円)

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益計	2,362,680	1,393,645	1,466,581
経常費用計	2,333,868	1,403,322	1,452,441
決算書の損益	28,811	△9,677	14,139
指定管理料収入※	2,070,332	881,118	928,659
(差引) 実質損益	△2,041,521	△890,795	△914,520

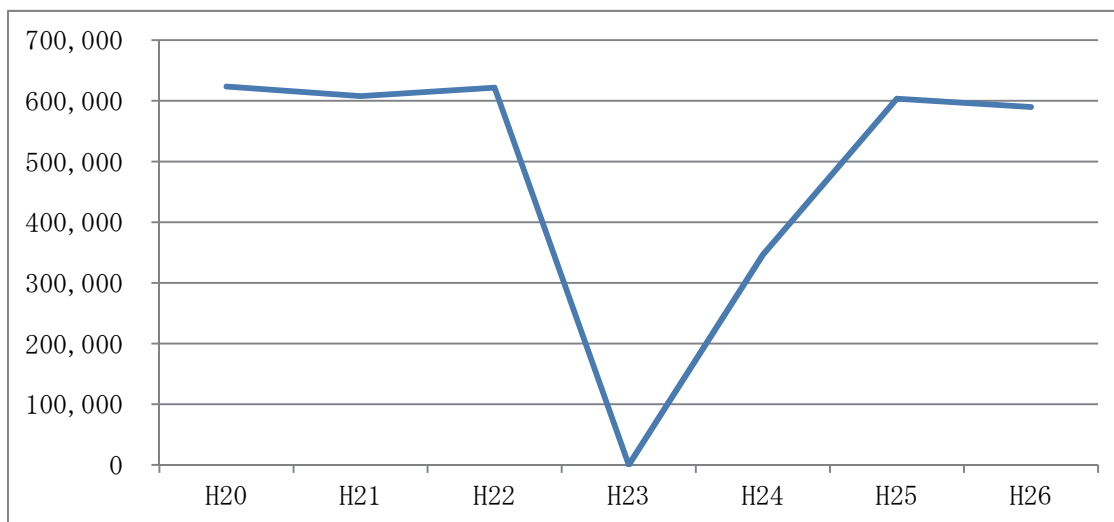
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※ 施設の大規模改修関連費用分等を含んだ数値である。

なお、公演入場者数の推移についてはグラフ D6-2-4 のとおりである。自主事業の場合は公演入場者の増減と入場料収入の増減が連動するが、受託事業（貸ホール事業）の場合は公演入場者数の増減と指定管理料収入の増減は連動しない点は、文化会館と同様に留意が必要である。

グラフ D6-2-4 芸術劇場における来館者数推移

(単位：人)



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

グラフ D6-2-4 を見ると、平成 23 年 4 月より平成 24 年 8 月まで改修による休館のため入場者数が減少しているが、それがなければ、例年の入場者数は約 60 万人で推移している。ただし、文化会館と同様、この入場者数はホールの借主が主催する公演と芸術劇場が主催する公演の入場者数の合計である。前者は受託事業（貸ホール事業）であり、来館者から入場料を受け取っているわけではない。これに対して、後者は芸術劇場が公演主催者になり、入場者から入場料を直接得ることから、入場者の増減が収益の増減と連動しているため、公演の成功・不成功のリスクを芸術劇場が負うことになる。

ところで、文化振興部が所管する文化施設では、表 D6-2-9 のとおり、各種の都民優待を行っている。

表 D6-2-9 施設ごとの都民優待実績人数

(単位：人)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	都民の日	家族ふれあいの日	常設展示無料	都民の日	家族ふれあいの日	常設展示無料	都民の日	家族ふれあいの日	常設展示無料
江戸博	3,078	1,852	11,693	3,281	2,538	13,941	3,990	1,986	9,445
たてもの園	1,770	3,023	1,988	1,122	2,953	2,331	3,415	6,691	4,392
写真美術館	1,448	193	704	1,224	309	586	工事休館	109	209
現代美術館	2,067	37	519	会期外	115	858	704	494	771
都美術館	会期外	2,937		会期外	1,702		1,583	1,384	
庭園美術館	工事休館								

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注1)「都民の日」の優待対象は都民に限らない。

(注2)「常設展示無料」は、都内在住・在学の中学生の実績人数である。

この都民優待は、表 D6-2-9 のとおり、美術館・博物館のみであり、文化会館及び芸術劇場では実施されていない。この点を文化振興部に質問したところ、「歴史文化財団から要望があった際には検討を行う。」という回答を得た。今まで検討していなかったようである。

しかしながら、文化会館及び芸術劇場は、他の美術館・博物館と同様、その運営の財源の一部を指定管理料という形で都税が負担している。また、文化施設会場のほか、公演も展示作品も、その調達コストは都税で賄われている点では同じである。それが、いったん収蔵された展示作品は無料開放するが、音楽や劇といった公演サービスは無料開放しない、という取扱いの違いが生じることの理由が見当たらない。

(意見2-38) ホール系文化施設の受託・自主・収益事業の将来「あるべき姿」について

文化振興部は、貸ホール事業などを運営する文化施設として、文化会館及び芸術劇場を所管しており、その指定管理者として監理団体である歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団は、この貸出施設によって公演等主催者からの施設利用料収益を得るほか、歴史文化財団独自の自主事業や収益事業も行っている。歴史文化財団の決算書によれば、いずれの施設も、ここ数年、その収益の割合は受託事業が約7割、自主事業が約3割、収益事業が若干の割合であるとともに、自主事業の赤字を受託・収益事業の黒字で賄っている。ただし、この決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれていることから、

受託事業も実質的には赤字である。したがって歴史文化財団は文化振興部から指定管理料という収益を前提に、収支相償を満たす範囲内で、実質的に赤字の受託事業や自主事業を行っている。この点、指定管理の利用料金制度の仕組みにおいては、想定を下回る収益で赤字が生じた場合は補填せず、想定を上回る収益が生じた場合は指定管理者の収入とされている。

一方、これらの貸出施設は年間を通して非常に高い稼働状況であることから、利用料金を値上げすることによって受託施設の収益性を向上させることにより、結果として指定管理料ないし都税負担を削減させることの経済的合理性が認められるが、文化振興部は、この検討を現在のところ行っていない。しかも、歴史文化財団は事業運営方針である収支相償（公益目的事業は収支ゼロの原則）の考え方にに基づき、過去の利益を留保した特定資産や受託事業の黒字などを財源に、自主事業による赤字の補填を行っている。このことは法律上認められているものの、自主事業の赤字が想定以上に拡大した場合には、指定管理者の経営が圧迫される事態に陥る可能性がある。

以上のように、指定管理料の財源が都税であることに鑑みれば、文化振興部は、ホール系文化施設の収益性や運営方法の特質を十分に踏まえ、有効性・効率性・経済性の観点から、受託・自主・収益事業の収益・公演等利用人数の割合や費用対効果・採算性などについて、文化振興政策としての将来「あるべき姿」を中長期計画において策定することとされたい。

(4) 東京芸術劇場の事業評価に用いる「満足度」について

芸術劇場は、その実施した事業それぞれに対して評価を行っている。その際、「入場者数」、「有料率」及び「満足度」といった定量成果指標を定め、これと実績を比較し評価を行っている。

この「満足度」実績の根拠とするために、アンケートにより満足度を調査しているが、この数値の算定方法を質問したところ、その算定方法に疑問が生じた。

そこで、監査人は、平成 26 年度の 38 事業のうち、任意に 5 件をサンプルとして抽出し、その算定過程を検討することとした。

その結果、サンプルのうち、4 件については、そのアンケートの基礎資料から回収率が表 D6-2-10 のとおりであることが分かった。他方、残りの 1 件（「The Bee」English Version 海外ツアー公演）については、主催が異なるという理由で基礎資料を入手することができず、そのため回収率が分からなかった。基礎資料を入手することができた 4 件は、表 D6-2-10 のとおり、アンケート回答率が非常に低いことが分かる。

表 D6-2-10 アンケート集計結果

事業名	入場者数 (人)	アンケート 回答者数 (人)	回答率 (%)
歌劇「ドン・カルロス」	1,685	70	4.2
ポリグラフー嘘発見器ー	2,977	214	7.2
音楽大学オーケストラ・フェスティバル(※)	2,761	161	5.8
Roots Vol.2「狂人なおもて往生をとぐ」	4,129	284	6.9

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※ 第 5 回音楽大学オーケストラ・フェスティバル演奏会全 2 回の合計値である。

次に、表 D6-2-10 のうち、「ポリグラフー嘘発見器ー」という公演について、その「満足度」実績を算定する上で用いられたアンケート集計結果を検討することにした。この集計結果は表 D6-2-11 のとおりである。この集計結果を基に、事業評価では「満足度」実績が 86.9%であるとして報告している。しかしながら、この「満足度」実績 86.9%は、表 D6-2-11 の中の「非常に満足」、「どちら

かといえは満足」及び「普通」を合計していることから、「普通」を「満足度」実績として捉えている点で過大評価であると考えられる。

表 D6-2-11 ポリグラファー嘘発見器－アンケート集計結果

満足度	回答数（件）	比率（％）
非常に満足	150	70.1
どちらかといえは満足	28	13.1
普通	8	3.7
どちらかといえは不満足	1	0.5
不満足	0	0.0
無回答	27	12.6
合計	214	100.0

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

また、Roots Vol.2「狂人なおもて往生をとぐ」という公演について、その「満足度」実績を算定する上で用いられたアンケート集計結果を検討することにした。この集計結果は表 D6-2-12 のとおりである。

表 D6-2-12 Roots Vol.2「狂人なおもて往生をとぐ」アンケート集計結果

満足度	回答数（件）	比率（％）
非常に満足	124	48.2
どちらかといえは満足	90	35.0
普通	34	13.2
どちらかといえは不満足	4	1.7
不満足	5	1.9
合計	257	100.0

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

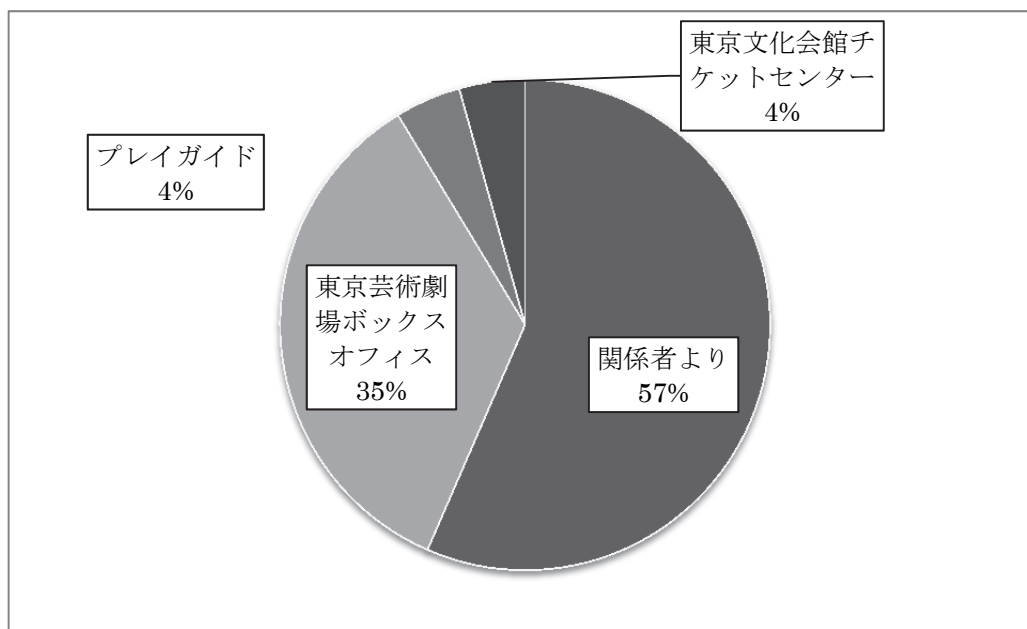
（注）本公演においては、無回答者数 27 件を集計結果に含めていない。

Roots Vol.2「狂人なおもて往生をとぐ」の「満足度」実績は、表 D6-2-12 を用いて、48.2%と計算しているが、これは「非常に満足」という回答のみの数値であり、「ポリグラファー嘘発見器－」公演の算定方法と不統一である。

さらに、監査人は、歌劇「ドン・カルロス」のチケット入手場所をアンケートしている結果を検討した。なお、本満足度調査においては、歌劇「ドン・カ

ルロス」以外について、チケット入手場所に関するアンケートを実施していなかった。

グラフ D6-2-5 チケットの入手場所について



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

グラフ D6-2-5 から分かるように、歌劇「ドン・カルロス」に関するアンケート回答者は、その 57%の回答者が関係者からチケットを入手している。しかしながら、これでは、回答者の大多数が劇場関係者であることから、回答結果に偏りがあることは完全に否定できるものではないため、関係者以外の方からのアンケート回収率を高めるべきである。

(意見 2-39) 芸術劇場の事業評価に用いる「満足度」について

芸術劇場は、その実施した事業それぞれに対して評価を行っている。その際、「入場者数」、「有料率」及び「満足度」といった定量成果指標を定め、これと実績を比較し評価を行っている。この「満足度」実績の根拠とするために、アンケートによる満足度を調査しているが、この「満足度」実績の根拠となる数値の算定方法は、アンケートの回収率が非常に低いこと、またアンケートで「普通」と回答しているものを「満足」実績としてカウントしているケースがあることなどから、事業評価の基礎資料として信頼性に欠ける面がある。適切な事業評価を行うためには、有効性の観点などから、アンケート方法や満足度の集計方法を統一的に見直すこととされたい。

3. 展示系文化施設の経営管理について

(1) 展示系文化施設とホール系文化施設の相違について

文化振興部は貸ホール事業などを運営するホール系文化施設（文化会館、芸術劇場）の指定管理者として監理団体である歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団はその貸出施設によって公演等主催者からの施設利用料収益を得るほか、歴史文化財団独自の自主事業や収益事業も行っている。これらの事業は貸出施設の施設使用料収益、歴史文化財団が主催する公演（館外のものを含む）の入場料収益、指定管理料収入で施設管理運営を賄っている。いずれの文化施設も、自らが公演主催者になる場合を除き、施設の貸出しによって安定的な施設使用料収益を得ている。

これに対して、展示系文化施設は、都美術館を除き、基本的には、美術品等の展示を自らが企画・運営することから、稼働率の高いホール系文化施設と比べて、展示会の成功・不成功が入場料収益に大きく影響するという運営リスクを負っている。しかも、入場者 1 人当たりの収益性がホール系文化施設と比べて低く、設備投資や運営費など多額な固定費用を賄うためには、多くの来場者を集客して、その収益規模を大きくすることが必要になると考えられる。

このような特質を踏まえ、以下では、展示系文化施設の損益状況を検討する。

（２）東京都江戸東京博物館の損益等の状況について

江戸博は、江戸東京の文化を保存し次代に継承するとともに、江戸東京の歴史を振り返り、これからの東京の都市と生活を考える場として設置されている。設置場所は、両国駅近くの、国技館の横に位置する。監査人が視察した際、外国人観光客の来館者も多く、子供から年配者まで非常に楽しめる娯楽性も備えたミュージアムといった印象を受けた。

江戸博で実施される主な事業は以下の３つである。

- ・自主事業…企画展（表 D6-3-1 参照）
- ・受託事業…常設展、ホール・会議室等の貸出し（指定管理者としての事業）
- ・収益事業…ショップ・レストラン・駐車場の運営、出版物販売等

表 D6-3-1 平成 26 年度企画展実績

（単位：人）

展覧会名	実績（観覧者数）	1 日当たり観覧者数
江戸東京博物館開館 20 周年記念特別展「大江戸と洛中～アジアのなかの都市景観～」展（※1）	34,639	936
2014 年 NHK 大河ドラマ「軍師官兵衛」展	75,272	1,792
「思い出のマーニー×種田陽平」展	74,388	1,518
東京オリンピック・パラリンピック開催 50 周年記念「東京オリンピックと新幹線」展	47,480	1,130
「探検！体験！江戸東京」	133,715	1,693
徳川家康没後四百年記念特別展「大関ヶ原展」（※2）	20,991	5,248

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

※1 平成 26 年度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 5 月 11 日までのうちの 37 日間。

※2 平成 26 年度は、平成 27 年 3 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 日間。

さて、これら主要 3 事業の、平成 24 年度から平成 26 年度の損益状況は、表 D6-3-2 のとおりである。

表 D6-3-2 江戸博正味財産増減計算書

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	44,604	193,280	71,878
参加料	9,594	11,330	10,026
協賛金	1,797	-	15,240
その他	15,666	31,450	4,489
経常収益計	71,663	236,060	101,634
経常費用	213,456	444,900	226,606
(差引) 損益	△141,792	△208,839	△124,971

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	251,946	287,642	294,215
管理運営受託収益	1,028,475	1,026,489	2,277,972
退職給付繰入額	20,301	23,221	36,472
その他	20,003	21,439	21,871
経常収益計	1,320,727	1,358,792	2,630,530
経常費用	1,291,082	1,253,353	2,486,960
(差引) 損益	29,645	105,438	143,570

収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同事業体事業収益	80,209	81,563	69,075
駐車場使用料	46,502	49,392	44,554
受取光熱水費	18,019	21,559	20,972
その他	61,801	122,176	45,115
経常収益計	206,532	274,692	179,717
経常費用	98,300	123,963	81,594
(差引) 損益	108,232	150,728	98,123

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

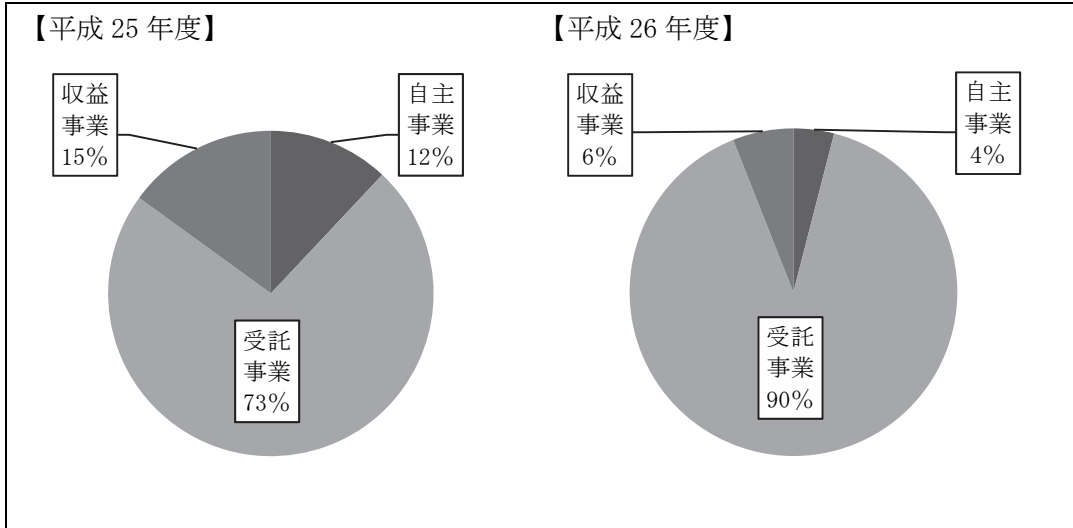
(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物減価償却費などのコストを含んでいない。

平成 26 年度の受託事業に係る管理運営受託収益が他の年度より大きく増加しているのは、文化振興部から委託された大規模改修工事に係るものが含まれているためである。

次に、平成 25 年度及び平成 26 年度の事業別収益割合はグラフ D6-3-1 のとお

りである。

グラフ D6-3-1 江戸博における各事業収益割合（平成 25 年度及び平成 26 年度）



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 経常収益を基に算定している。

表 D6-3-2 及びグラフ D6-3-1（歴史文化財団の決算書ベース）から次のことが読み取れる。まず、平成 26 年度の収益割合では、受託事業が 9 割と高く、自主事業と収益事業を合わせて 1 割の割合である。ただし、平成 26 年度はリニューアルという特殊要因があるため、平成 25 年度で収益割合を見た場合は、受託事業が約 7 割、自主事業と収益事業を合わせて約 3 割である。受託事業は文化振興部からの指定管理料収入など受託収益があるためか黒字が毎年継続しており、この点はホール系と同様である。収益事業は規模の割に黒字が大きいのが、これは他の文化施設と比べて、レストランやショップが大型であることに起因している。一方、自主事業は民間では実施しづらい公益的な事業などを実施しているとはいえ採算が悪く、赤字が毎年継続している。これらを総合的に見た場合、自主事業が大幅な赤字である点はホール系文化施設と同様であり、やはり受託事業と収益事業の黒字でこれを賄っていると言える。したがって、ホール系文化施設と同様、全体の採算を改善するためには、自主事業の黒字化、受託事業・収益事業の更なる黒字化が望ましい。

なお、ホール系文化施設と同様、歴史文化財団の決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれる。この指定管理料を除けば、受託事業は、表 D6-3-3 のとおり、実質的には赤字である。歴史文化財団の説明では収支相償の観点から文化施設の運営を行っているということであるが、これは言い換えれば、文化振興部から指定管理料という収益を前提に、収支相償を満たす範囲内で、実

質的に赤字の受託事業や自主事業を行っているとも考えられる。

表 D6-3-3 受託事業の実質的な損益状況

(単位：千円)

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益計	1,320,727	1,358,792	2,630,530
経常費用計	1,291,082	1,253,353	2,486,960
決算書の損益	29,645	105,438	143,570
指定管理料収入※	1,028,475	1,026,489	2,277,972
(差引) 実質損益	△998,830	△921,051	△2,134,402

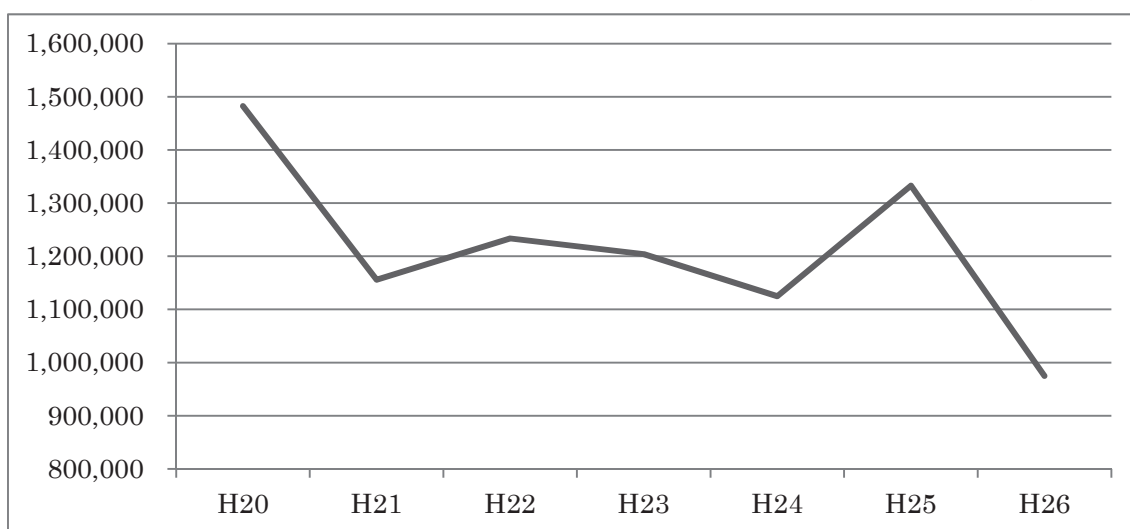
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※ 施設の大規模改修関連費用分等を含んだ数値である。

次に、江戸博における来館者数の推移についてはグラフ D6-3-2 のとおりである。

グラフ D6-3-2 江戸博における来館者数推移

(単位：人)



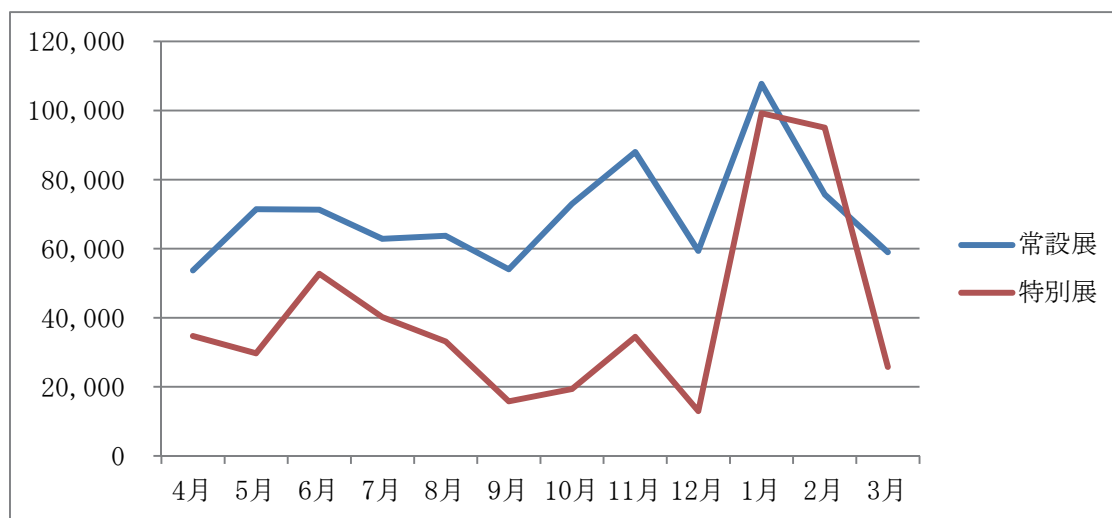
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

平成 26 年度においては来館者数が減少しているが、これは平成 26 年 12 月より 4 か月間、リニューアルを行った影響によるものである。これらの要因を除けば、年間の来館者数は平均 120 万人前後であると考えられる。

なお、ここで注目すべきは、グラフ D6-3-3 のとおり、特別展の成功・不成功によって、常設展の来館者数が変動すると考えられる点である。

グラフ D6-3-3 平成 25 年度における来館者数推移

(単位：人)



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

このように、平成 25 年度の来館者数が多いのは、開館 20 周年記念特別展「大浮世絵展」が大変好評で、多くの来館者を迎えたことによると説明を受けている。しかしながら、表 D6-3-2 のとおり、平成 25 年度においては、特別展による自主事業の経常収益（入場料）が例年と比べて非常に好調であるにもかかわらず、損益は大幅に赤字であることから、特別展が成功し、来館者数が増加しても、採算的に好調となるとは限らないことが分かる。

なお、江戸博は、平成 26 年 12 月 1 日からリニューアル工事を実施し、平成 27 年 3 月 28 日にリニューアルオープンしている。リニューアル工事の時期は、特別展の実施時期など館全体の事業計画の中で決まったとのことであり、1 年の 3 分の 1（約 4 か月）が工事期間であることから、年間来館者数が平均 120 万人だとすれば、平成 26 年度の来館者数は、その 120 万人の 3 分の 2（80 万人）と想定される。グラフ D6-3-2 の実績はこの想定を上回っていることから、リニューアル工事による来館者数減少の影響を最小限に抑えられたことが推測される。しかしながら、担当者とのヒアリングの中で、例年、12 月から 3 月は来館者数が多く、6 月や 9 月は比較的に来館者数が少ないとの話を伺っており、この期間中にリニューアル工事を行うことを避けて、6 月や 9 月に実施した方が、より年間来館者数は増えたのではないかと考えられる。

この点、リニューアル時期を検討した資料はなく、監査人は工事時期の妥当性を検討することができなかった。

【参考】

文化振興部の所管する美術館・博物館の中で江戸博は特に規模が大きい。また「文化」や「歴史」を扱う点で特徴があり、この点で類似する大阪歴史博物館との比較は、表 D6-3-4 のとおりである。

表 D6-3-4 江戸博と大阪歴史博物館比較

項目	江戸博	大阪歴史博物館
設置者	東京都	大阪市
運営形態	指定管理者	指定管理者
運営者	歴史文化財団グループ	公益財団法人大阪市博物館協会
敷地（㎡）	29,293	13,000
延床面積（㎡）	48,512	42,306
年間来館者数（人）	1,332,923	416,230

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

（注）年間来館者数については、平成 25 年度における実績値を用いている。

表 D6-3-4 から分かるとおり、江戸博は国内における類似施設と比較しても、その規模が大きいことが分かる。また、年間来館者数も大阪歴史博物館の約 3 倍であり、江戸博の人気の高さがうかがえる。

（３）東京都写真美術館の損益等の状況について

写真美術館は、都民が写真をはじめとする映像文化に親しむ新たな文化創造の場、そして国際的な文化交流の場として、恵比寿駅近くに設置されている。国内の写真・映像美術館として高い評価を受けているが、あいにくリニューアル工事中であったため、監査人は視察をしていない。

写真美術館で実施される主な事業は以下の３つである。

- ・ 自主事業…企画展示
- ・ 受託事業…収蔵展（指定管理者としての事業）
- ・ 収益事業…ショップ・カフェの運営、出版物販売等

さて、これら主要３事業の、平成 24 年度から平成 26 年度の損益状況は、表 D6-3-5 のとおりである。

表 D6-3-5 写真美術館正味財産増減計算書

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	39,596	37,052	22,351
協賛金	77,443	77,666	75,970
受取東京都負担金	89,000	89,000	89,000
その他	25,999	28,157	20,713
経常収益計	232,039	231,877	208,035
経常費用	231,067	223,857	200,709
(差引) 損益	971	8,020	7,325

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	27,893	29,379	15,928
施設使用料	26,126	25,827	14,459
管理運営受託収益	677,930	690,868	741,174
その他	18,352	16,003	13,454
経常収益計	750,302	762,078	785,016
経常費用	745,598	764,121	757,271
(差引) 損益	4,704	△2,042	27,745

収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
出版物販売	4,244	6,871	3,583
管理手数料	6,723	6,799	3,131
管理運営受託収益	4,564	4,515	970
その他	2,413	6,210	1,909
経常収益計	17,945	24,397	9,595
経常費用	11,803	17,224	6,530
(差引) 損益	6,142	7,172	3,065

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

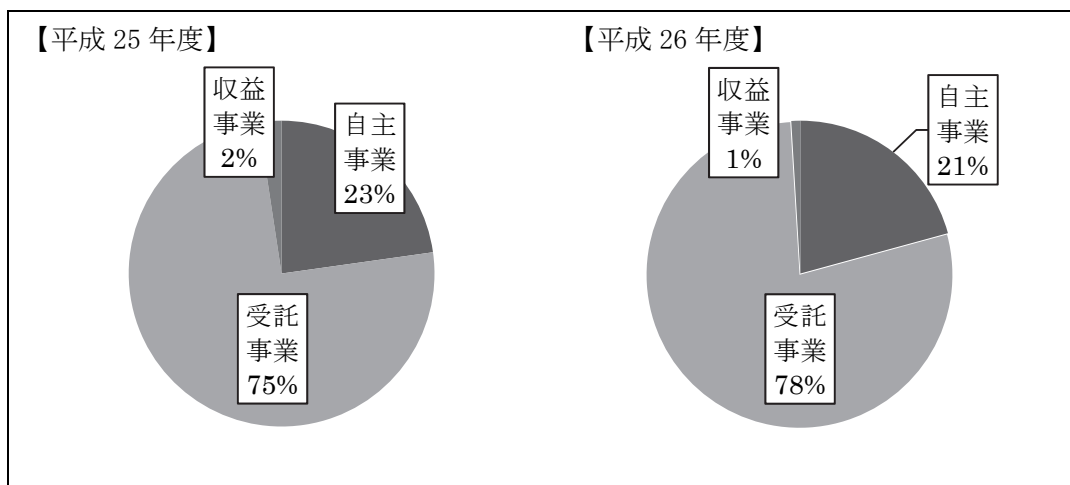
(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物減価償却費などのコストを含んでいない。

平成 26 年度は、9 月から大規模改修のため約半年間の休館をしており、入場料等収益が他の年度と比べて減少している。

なお、平成 26 年度の受託事業には改修工事に係るものが一部含まれている。

次に、平成 25 年度及び平成 26 年度の事業別収益割合はグラフ D6-3-4 のとおりである。

グラフ D6-3-4 写真美術館における各事業収益割合（平成 25 年度及び平成 26 年度）



（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

（注）経常収益を基に算定している。

表 D6-3-5 及びグラフ D6-3-4（歴史文化財団の決算書ベース）から次のことが読み取れる。まず、平成 26 年度の収益割合では、受託事業が 8 割と高く、自主事業が 2 割、収益事業が若干の割合である。平成 26 年度はリニューアルという特殊要因があったが、平成 25 年度を見た場合でも、その収益割合に大きな変化はない。受託事業は文化振興部からの指定管理料収入など受託収益があるためか黒字が毎年継続している点はホール系文化施設と同様である。また、写真美術館の特徴として、自主事業で毎年 77 百万円の協賛金を獲得しており、黒字体質であることが挙げられ、3 つの事業全体で毎年黒字であることが、他の文化施設と異なる。

なお、ホール系文化施設と同様、歴史文化財団の決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれる。この指定管理料を除けば、受託事業は、表 D6-3-6 のとおり、実質的には赤字である。

表 D6-3-6 受託事業の実質的な損益状況

（単位：千円）

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益計	750,302	762,078	785,016
経常費用計	745,598	764,121	757,271
決算書の損益	4,704	△2,042	27,745
指定管理料収入※	677,930	690,868	741,174
（差引）実質損益	△673,226	△692,910	△713,429

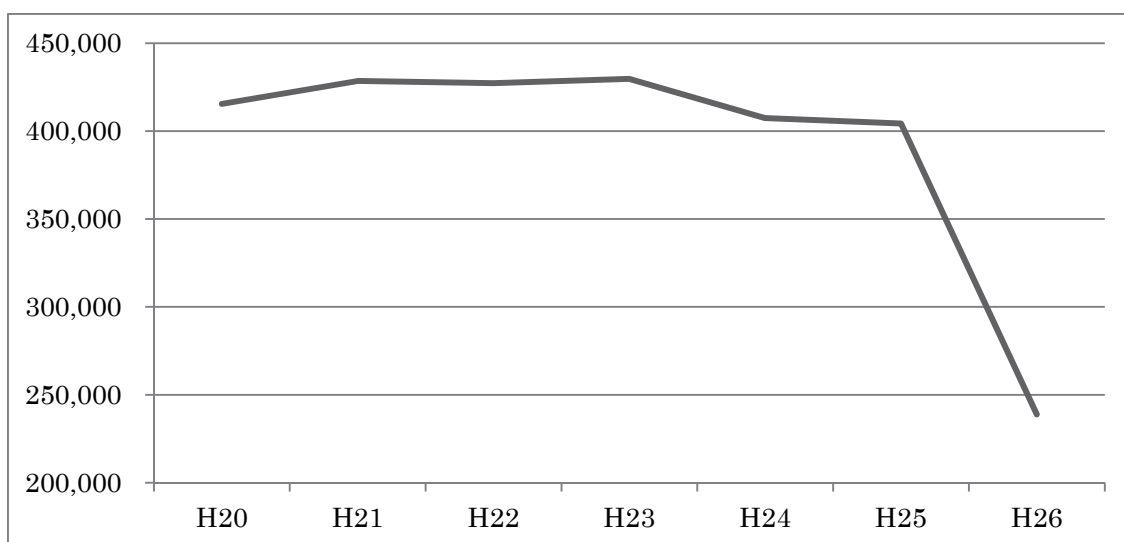
（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

※ 施設の大規模改修関連費用分等を含んだ数値である。

次に、写真美術館における来館者数の推移についてはグラフ D6-3-5 のとおりである。

グラフ D6-3-5 写真美術館来館者数推移

(単位：人)



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

平成 26 年度においては来館者数が減少しているが、これは平成 26 年 9 月からリニューアル工事のため休館している影響である。その要因を除けば、年間の来館者数は平均 40 万人強であると考えられる。他の文化施設と比べ、施設規模がコンパクトで来館者数も少ないが、財団運営上は黒字の体質である。

（４）東京都現代美術館の損益等の状況について

現代美術館は、都民が優れた現代美術を中心とする美術作品に接する機会と創造・交流活動の場として、また、日本における現代美術の振興を目的として設置されている。設置場所は、木場公園内に位置する。監査人が視察した際、モダンで近代的な建設物といった印象を受けた。この建設物を背景にプロの写真家から雑誌やポスターの撮影も数多く依頼されている。

現代美術館で実施される主な事業は以下の３つである。

- ・ 自主事業…企画展の開催
- ・ 受託事業…常設展、講堂等の貸出し（指定管理者としての事業）
- ・ 収益事業…ショップ・レストラン・駐車場の運営、出版物販売等

さて、これら主要３事業の、平成 24 年度から平成 26 年度の損益状況は、表 D6-3-7 のとおりである。

表 D6-3-7 現代美術館正味財産増減計算書

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	90,242	140,099	143,375
協賛金	15,879	4,300	4,472
受取東京都負担金	48,821	42,211	45,000
その他	44,633	3,304	5,065
経常収益計	199,577	189,916	197,913
経常費用	223,624	279,081	360,398
(差引) 損益	△24,046	△89,165	△162,484

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	35,225	35,882	36,299
施設使用料	32,706	33,132	34,257
管理運営受託収益	796,983	845,879	868,621
その他	8,205	7,671	7,302
経常収益計	873,121	922,567	946,480
経常費用	872,223	901,091	934,306
(差引) 損益	897	21,476	12,173

収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設使用料	3,294	3,417	9,339
管理手数料	17,479	19,664	16,410
駐車場使用料	15,216	6,297	7,482
その他	29,340	13,190	11,591
経常収益計	65,331	42,570	44,823
経常費用	19,135	20,187	17,247
(差引) 損益	46,195	22,383	27,575

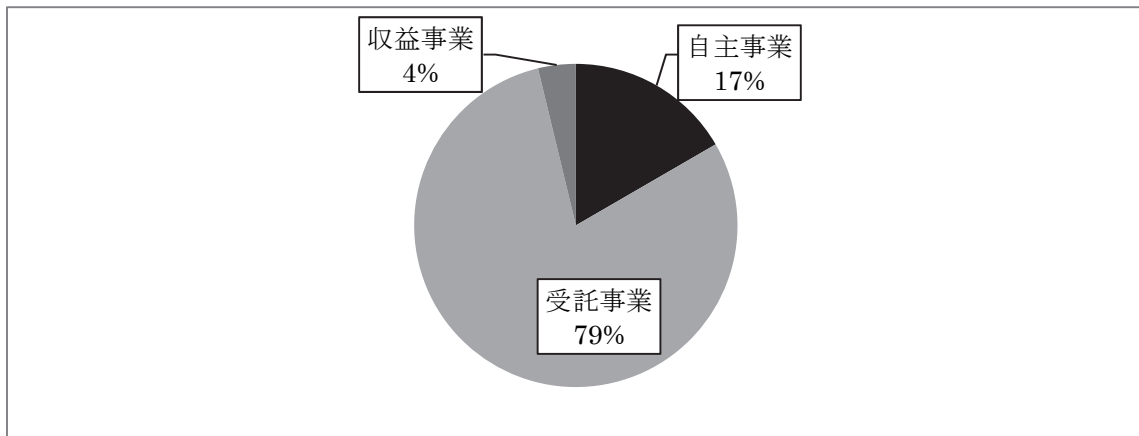
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物減価償却費などのコストを含んでいない。

企画展（自主事業）に力を入れているが、コスト負担が多く、例年赤字が続いている。

次に、平成 26 年度の事業別収益割合はグラフ D6-3-6 のとおりである。

グラフ D6-3-6 現代美術館における各事業収益割合（平成 26 年度）



（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

（注）経常収益を基に算定している。

表 D6-3-7 及びグラフ D6-3-6（歴史文化財団の決算書ベース）から次のことが読み取れる。まず、平成 26 年度の収益割合では、受託事業が 8 割と高く、自主事業が 2 割弱、収益事業が若干の割合である。受託事業は文化振興部からの指定管理料収入など受託収益があるためか黒字が毎年継続している点は他の文化施設と同様である。他の文化施設と異なる現代美術館の特徴は、自主事業の赤字が毎年大きく、これを受託事業や収益事業の黒字で賄えず、施設全体で赤字が生じている点にある。

なお、歴史文化財団の決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれるため、この指定管理料を除けば、受託事業は、表 D6-3-8 のとおり、実質的には赤字であることは他の文化施設と同様である。

表 D6-3-8 受託事業の実質的な損益状況

（単位：千円）

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益計	873, 121	922, 567	946, 480
経常費用計	872, 223	901, 091	934, 306
決算書の損益	897	21, 476	12, 173
指定管理料収入※	796, 983	845, 879	868, 621
（差引）実質損益	△796, 086	△824, 403	△856, 448

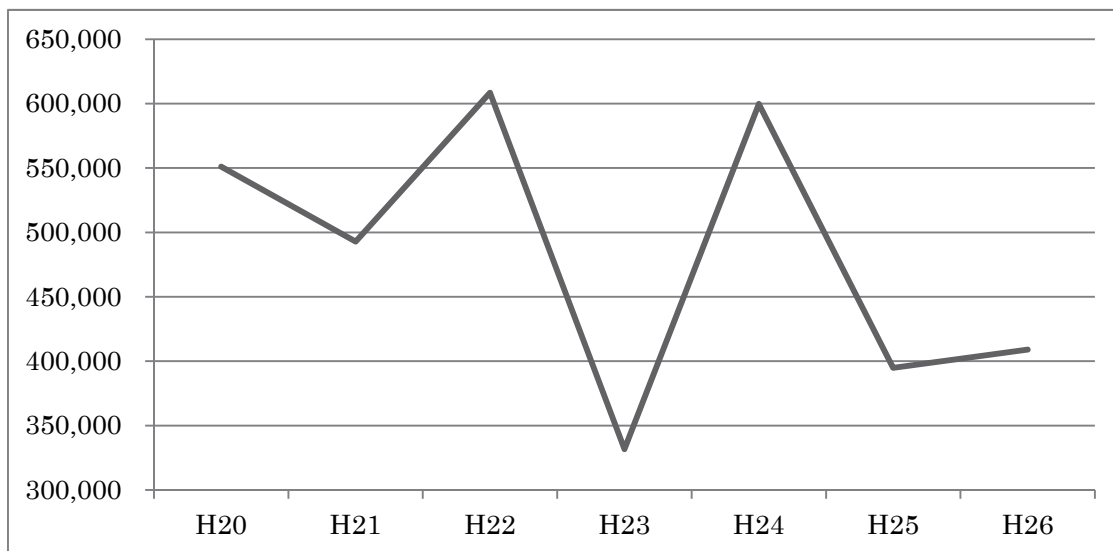
（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

※ 施設の大規模改修関連費用分等を含んだ数値である。

次に、現代美術館における来館者数の推移についてはグラフ D6-3-7 のとおりである。

グラフ D6-3-7 現代美術館における来館者数の推移

(単位：人)



(生活文化局作成資料より監査人が作成)

グラフ D6-3-7 のとおり、年度ごとの来館者数の変動が激しいことが分かる。平成 23 年度は企画展「フレデリック・バック展」(7/2～10/3) が、平成 25 年度は企画展「手塚治虫×石ノ森章太郎 マンガのちから」(6/29～9/8) と夏期の企画展が不振であったことが影響し、来館者数が落ち込んでいる。他の文化施設と比べて、自主・受託・収益事業を合算した全体で見ても赤字が毎年続いており、企画展の成否も年度によって波があることが分かる。

参考に、現代美術館と横浜美術館の比較をする(表 D6-3-9 参照)。

表 D6-3-9 現代美術館と横浜美術館比較

項目	現代美術館	横浜美術館
設置者	東京都	横浜市
運営形態	指定管理者	指定管理者
運営者	歴史文化財団グループ	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
敷地 (㎡)	23,780	19,800
延床面積 (㎡)	33,515	26,829
年間来館者数 (人)	394,885	976,820

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 年間来館者数については、平成 25 年度における実績値を用いている。

表 D6-3-9 のとおり、現代美術館は、横浜美術館と比べて、施設規模は大きい
が、年間来館者数は大きく下回っている。この点、文化振興部に質問したところ、
「横浜美術館は運営形態、展示物の特徴について現代美術館と類似点がある
が、立地（横浜美術館はみなとみらい、現代美術館は木場公園）や設置主体、
設置主体における文化施設保有数、設置目的、展覧会等の事業構造、指定管理
料、指定期間における目標、近隣の文化施設状況等が相違しているため、入館
者数等についても比較すべき対象とは考えていない」という回答を得た。ここ
で、「比較すべき対象とは考えていない」ということであるが、比較検討した上
で、学ぶべき点は参考として取り入れるべきである。

（５）東京都美術館の損益等の状況について

都美術館は、都民のための美術の振興を図る施設として設置されている。設置場所は、上野公園内に位置する。他の都立美術館と異なり、公募団体等による公募展のため、その団体と連携を図りつつ、施設を貸出しすることが事業収益の柱となっている。また、平成 27 年度の「モネ展」などのように、特別展・企画展も開催している。

都美術館で実施される主な事業は以下の 3 つである。

- ・自主事業…特別展・企画展等の開催（表 D6-3-10 参照）
- ・受託事業…公募展展示室等の貸出し（指定管理者としての事業）
- ・収益事業…ショップ・レストランの運営、出版物販売等

表 D6-3-10 平成 26 年度特別展実績

（単位：人）

展覧会名	実績（観覧者数）	1 日当たり観覧者数
「日本美術院再興 100 年特別展 世紀の日本画」	167,955	2,999
「バルテュス展」	204,014	3,579
「メトロポリタン美術館 古代エジプト展 女王と女神」	195,594	3,372
「ウフィツィ美術館展 黄金のルネサンス ボッティチェリからブロンズイーノまで」	210,671	3,632
「新印象派 光と色のドラマ」	148,293	2,648

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

ここで留意すべきは、都美術館は、ホール系文化施設と同様、都の条例に基づき、貸出施設ごとに利用料金を設定し、公募団体等に展示施設を貸出ししていることである。また、展示施設を自らが主催・共催する特別展については、展示使用料は協定書により共催者が負担しているが、企画展に利用した場合、歴史文化財団の自主事業は受託事業に対して、賃料見合いの一定の内部費用を支払う会計処理をしている（法人全体ではこの内部取引は消去している）。

さて、これら主要 3 事業の、平成 24 年度から平成 26 年度の損益状況は、表 D6-3-11 のとおりである。

表 D6-3-11 都美術館正味財産増減計算書

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	15,020	12,301	9,381
共催事業収益	68,020	45,068	33,577
受取東京都負担金	-	14,997	22,428
その他	-	302	13
経常収益計	83,041	72,669	65,399
経常費用計	165,094	100,459	127,756
(差引) 損益	△82,052	△27,790	△62,356

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設使用料	292,796	297,807	299,829
管理運営受託収益	549,728	496,485	560,929
退職給付繰入額	3,522	4,006	4,372
その他	1,208	746	408
経常収益計	847,255	799,044	865,539
経常費用計	844,494	750,935	804,581
(差引) 損益	2,761	48,109	60,958

収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共催事業収益	32,571	18,228	19,550
管理手数料	95,703	80,311	77,993
受取光熱水費	18,014	16,801	17,038
その他	9,255	8,264	6,413
経常収益計	155,545	123,606	120,995
経常費用計	34,531	30,895	31,935
(差引) 損益	121,013	92,711	89,060

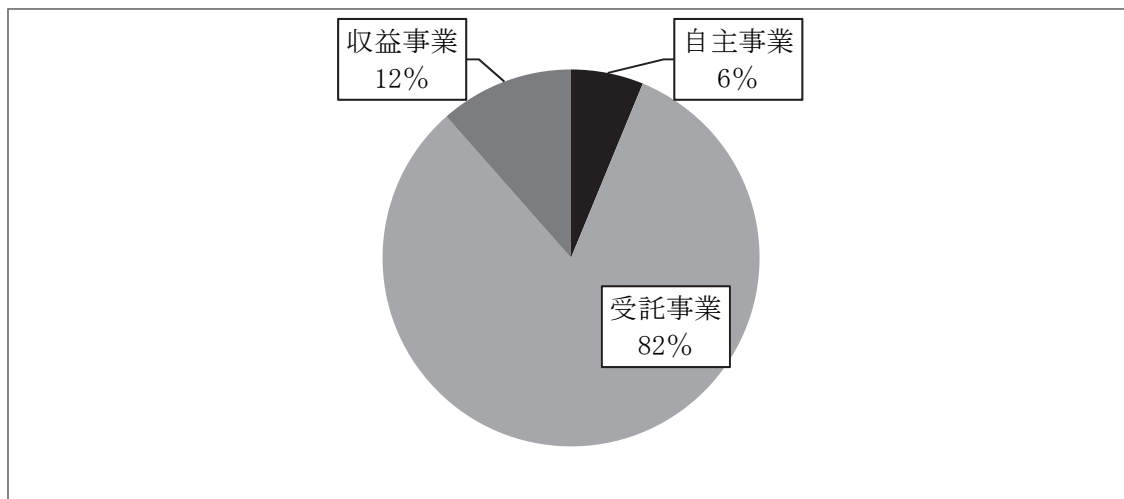
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物減価償却費などのコストを含んでいない。

都美術館では、自主事業の赤字を受託事業と収益事業の黒字で賄っている。

次に、平成 26 年度の事業別収益割合はグラフ D6-3-8 のとおりである。

グラフ D6-3-8 都美術館における各事業収益割合（平成 26 年度）



（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

（注）経常収益を基に算定している。

表 D6-3-11 及びグラフ D6-3-8（歴史文化財団の決算書ベース）から次のことが読み取れる。まず、受託事業の収益割合が約 8 割と高く、自主事業が 1 割弱、収益事業が 1 割強である。次に、受託事業は文化振興部からの指定管理料収入など受託収益があるためか黒字が毎年継続しており、江戸博の次に黒字が大きい。一方、自主事業は民間では実施しづらい公益的な事業などを実施しているとはいえ採算が悪く、赤字が毎年継続しているが、その赤字幅は、写真美術館を除き、他の展示系文化施設と比べ小さい。収益事業の黒字が毎年継続しており、施設運営に寄与している。これらを総合的に見た場合、他の展示系文化施設と異なり、受託事業で施設の貸出しによる安定的な収入を確保することができるが、企画展は自らが企画・運営のリスクを負っており、作品借用等に係るコストも多く負担している。したがって、美術館運営の採算改善のためには、自主事業の黒字化、受託事業の更なる黒字化が望ましい点では他の文化施設と同様である。

なお、他の文化施設と同様、歴史文化財団の決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれるため、これを除けば、受託事業は、表 D6-3-12 のとおり、実質的には赤字である。

表 D6-3-12 受託事業の実質的な損益状況

(単位：千円)

受託事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益計	847,255	799,044	865,539
経常費用計	844,494	750,935	804,581
決算書の損益	2,761	48,109	60,958
指定管理料収入※	549,728	496,485	560,929
(差引) 実質損益	△546,967	△448,376	△499,971

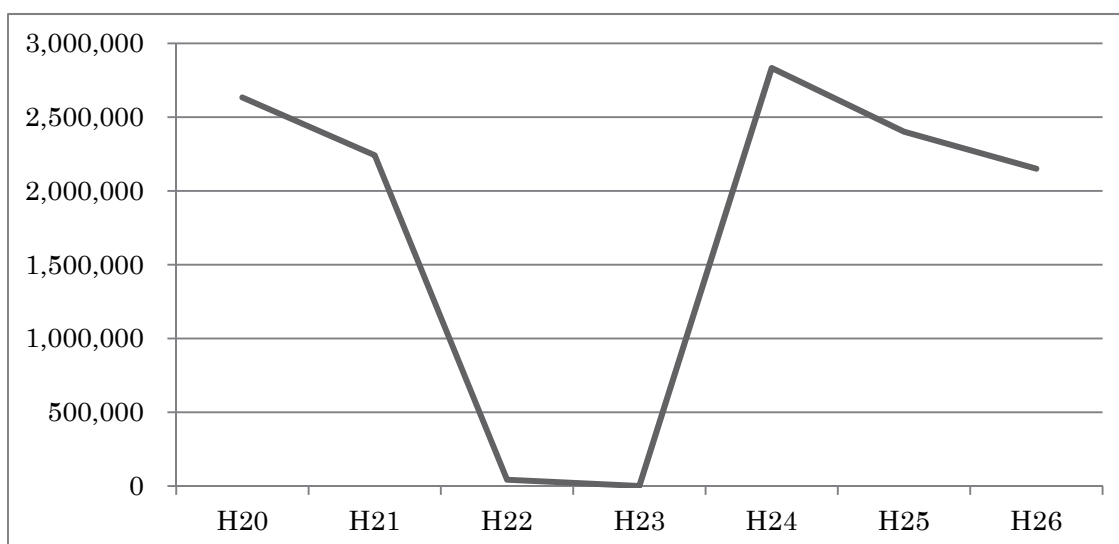
(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

※ 施設の大規模改修関連費用分等を含んだ数値である。

なお、入館者の推移については、グラフ D6-3-9 のとおりである。

グラフ D6-3-9 都美術館における来館者数推移

(単位：人)



(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

平成 22 年度から平成 23 年度においては、大規模改修のため休館している。その後、リニューアルオープンした平成 24 年度は来館者数が増加したものの、平成 25 年度から来館者が徐々に減少しているように見受けられる。

なお、都美術館と国立新美術館を比較した場合、表 D6-3-13 のとおりである。いずれの美術館も、主として、美術品等をほぼ収蔵することなく、外部から有名作品等を賃借して特別展等を開催している。

表 D6-3-13 都美術館と国立新美術館比較

項目	都美術館	国立新美術館
設置者	東京都	国
運営形態	指定管理者	独立行政法人
運営者	歴史文化財団	独立行政法人国立美術館
敷地 (㎡)	16,638	約 30,000
延床面積 (㎡)	37,749	約 50,000
年間来館者数 (人)	2,400,439	2,028,064

(生活文化局作成資料及びホームページより監査人が作成)

(注) 年間来館者数については、平成 25 年度における実績値を用いている。

延床面積は、都美術館の方が小さいが、延床面積 1 ㎡当たりの来館者数で比較してみると、都美術館が 63.59 人、国立新美術館が 40.56 人と都美術館の方が高い水準となっている。

都美術館の公募展示室は、公募展等審査会における審査を受け、その後、使用割当てを受けた団体のみが使用できる仕組みとなっている。平成 26 年度は、公募展示室の使用承認を受けている 255 団体により使用されており、稼働率は 100%となっている。仮に使用承認された団体の辞退が発生したとしても、キャンセル待ちをしている団体が繰上げ当選することとされており、空室は発生していない。また、平成 26 年度には、平成 28 年度の使用割当てを行っているが、63 団体からの申請に対して抽選の結果 40 団体の使用割当てを行っている。このように都美術館の公募展示室は常に高稼働の状態を維持している。

ここで、都美術館の利用料金は、「東京都美術館条例」及び「東京都美術館利用料金要綱」に基づき設定されている。料金の設定は、以下の要素を総合的に勘案し決定している。

- ・ 東京都美術館条例に定める利用料金の上限額の範囲内であること
- ・ 原価又は類似施設の料金と比較して著しく高額又は低額でないこと
- ・ 料金区分が合理的であり利用者にとって複雑でないこと

なお、公募団体は、外部有識者による公募展等審査会で審査を受け、団体としての運営力・実績及び都美術館の基本的使命との合致度を基準に 4 つのグループに分けられ、会期・展示室等が割り当てられる。その一次審査（使用資格審査）では、次の資格要件を満たす団体であるか審査している。

- ・東京を主な拠点とし、全都又は全国規模で創作美術品の一般公募展覧会を主催している団体であること。
- ・団体主催の公募展覧会を実施した実績があること。
- ・団体の意志決定や運営に関する規程が明確であること。
- ・団体の収支決算が明確であること。
- ・団体の活動（事業）が、館の基本的使命に合致したものであること。

このような資格要件の中で、「東京を主な拠点とし」とあり、これは都に事務所がある場合や、都で公募展を開催した実績がある場合を指している。このような資格要件を設定しているのは、都美術館は都で活動している団体を支援することを使命としているからである。そのため、仮に、ある団体に都以外での多くの実績があったとしても、都美術館では展覧会を開催できないことになる。優れた展覧会を開催できる団体があるのであれば、その展覧会を都民に披露することも文化振興の一つとして考えられる。すなわち、公募団体について東京を主な拠点とすることを要件とすることは、他道府県で実績のある優れた展示が都民に公開されないことになる。しかしながら、公の美術館として、都において初めて展覧会を開く団体の受け皿になることも必要であると考えられる。

なお、文化会館や芸術劇場の場合は、貸出施設の利用について、「東京を主な拠点とし」との制限をかけていない。

最後に、本報告書第3のIの2.「生活文化局が所管する施設の財務情報について」で言及したとおり、平成26年度における都美術館の年間コストは表D6-3-14のような状況である。なお、表D6-3-14では、指定管理料をコストとして捉えている点に留意して頂きたい（歴史文化財団から見れば、これは収益である）。

表 D6-3-14 平成 26 年度の年間コスト

(単位：千円)	
科目	都美術館
指定管理料	570,641
維持補修費	4,201
建物等減価償却費	136,782
重要物品減価償却費	9,951
合計	721,576

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

このように、歴史文化財団に支払われる指定管理料や建物等に係るコストは、

都税によって賄われていることから、費用対効果や効率性の観点から、稼働率の高い貸出施設については、条例や料金要綱の範囲内で弾力的な利用料金設定をすることで、貸出施設の料金収入を増加させ、もって指定管理料ないし都民の負担を低減する余地があるものと考えられる。

（６）東京都庭園美術館の損益等の状況について

庭園美術館は、緑豊かで広大な庭園とアール・デコ様式の旧朝香宮邸や美術作品とを併せて鑑賞できる都民の憩いの場として港区白金に設置されている。旧朝香宮邸は、平成 27 年 7 月に 4 棟 1 基が国の重要文化財（建造物）に指定されている。

庭園美術館で実施される主な事業は以下の 2 つである。

- ・ 自主事業…旧朝香宮邸・庭園・美術作品等の展覧会等
- ・ 収益事業…ショップ・カフェ・駐車場の運営、出版物販売等

ここで留意すべきは、庭園美術館は、他の文化施設と異なり、指定管理者制度を採用していないことである。文化振興部は、歴史文化財団に対して、当該施設を無償で貸与し、かつ運営費補助金を交付している。歴史文化財団は、この補助金の交付を受け、自主事業として当該施設を運営している。

さて、これら 2 事業の、平成 24 年度から平成 26 年度の損益状況は、表 D6-3-15 のとおりである。

表 D6-3-15 庭園美術館正味財産増減計算書

(単位：千円)

自主事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場料	-	-	64,084
受取東京都補助金	220,826	256,430	367,495
退職給付繰入額	4,031	4,498	4,419
その他	629	14	4,112
経常収益計	225,487	260,942	440,111
経常費用計	236,865	260,448	442,935
(差引) 損益	△11,377	494	△2,823

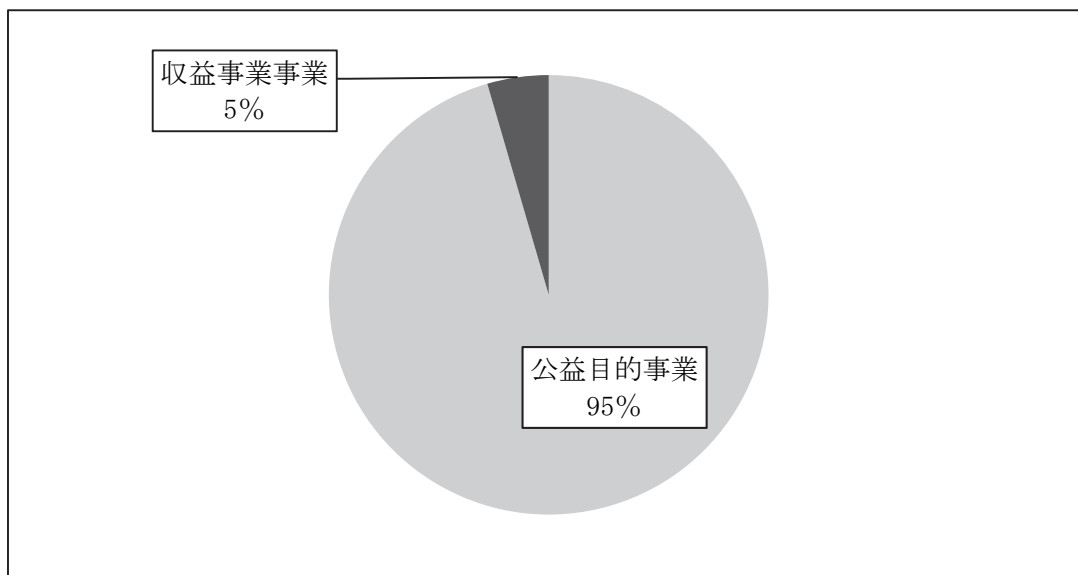
収益事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
物品販売収益	36	58	11,801
管理手数料	225	210	4,282
受取東京都補助金	535	603	2,416
その他	215	119	2,270
経常収益計	1,012	991	20,771
経常費用計	626	674	14,987
(差引) 損益	385	316	5,784

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(注) 歴史文化財団の決算書を基に作成しているため、文化振興部所管の建物等減価償却費などコストを含んでいない。

平成 26 年度の各事業の収益割合はグラフ D6-3-10 のとおりである。

グラフ D6-3-10 庭園美術館における各事業収益割合（平成 26 年度）



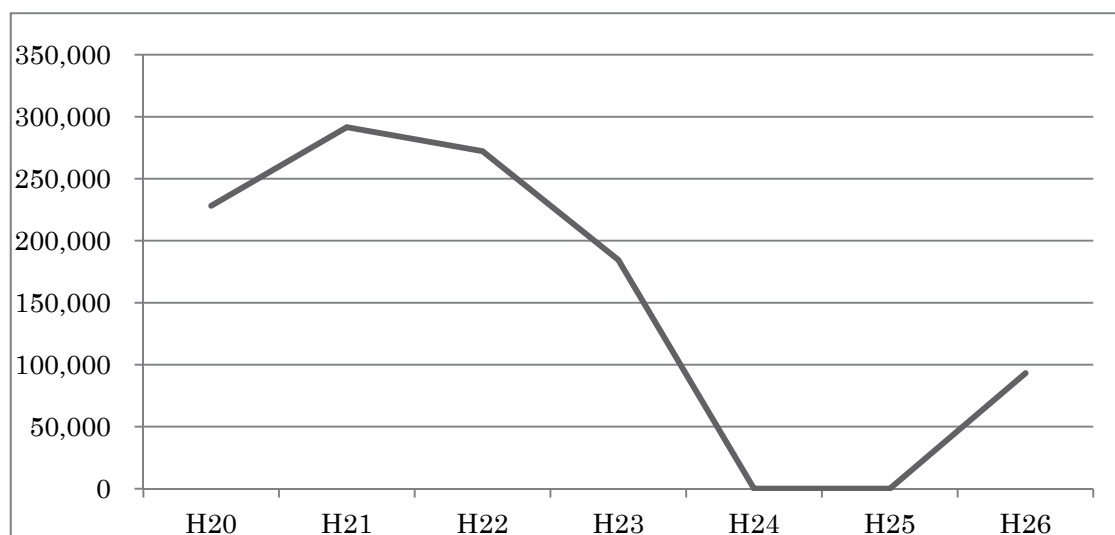
（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

（注）経常収益を基に算定している。

来館者数の推移は、グラフ D6-3-11 のとおりである。

グラフ D6-3-11 庭園美術館における来館者数推移

（単位：人）



（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

庭園美術館は、大規模改修のため平成 23 年 11 月から全面休館しており、平成 26 年 11 月から、リニューアルオープンしている（平成 26 年度中は庭園を除く）。

以上の５つの展示系文化施設の損益等の状況について、監査人の意見は次のとおりである。

（意見２－４０）展示系文化施設の受託・自主・収益事業の将来「あるべき姿」について

文化振興部は、美術品等を展示する事業などを運営する文化施設として、江戸博、写真美術館、現代美術館及び都美術館を所管しており、その指定管理者として監理団体である歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団は、都美術館を除く文化施設においては、常設展や特別展・企画展を主催するなどして来館者から入場料を得ることを主な事業としており、企画・運営の成功・不成功（来館者増減による入場料収入の増減）に係るリスクを自らが負っている。

これに対して、都美術館は、ホール系文化施設と同様、貸出施設ごとに利用料金を設定し、公募団体等に展示施設を貸し出すことを主な収益源としているほか、自らが企画・運営のリスクを負って、企画展を実施している。

いずれの展示系文化施設も指定管理料を除けば実質的に赤字であり、歴史文化財団は事業運営方針である収支相償（公益目的事業は収支ゼロの原則）の考え方にに基づき、過去の利益を留保した特定資産や受託事業の黒字などを財源に、自主事業による赤字の補填を行っている。このことは法律上認められているものの、自主事業の赤字が想定以上に拡大した場合には、指定管理者の経営が圧迫される事態に陥る可能性がある。

一方、都美術館の貸出展示施設は年間を通して非常に高い稼働状況であることから、利用料金を値上げする経済的合理性が認められるが、文化振興部は、利用料金の改定に関する検討を現在のところ行っていない。

指定管理料の財源が都税であることに鑑みれば、文化振興部は、展示系文化施設の収益性や運営方法の特質を十分に踏まえた上で、有効性・効率性・経済性の観点から、受託・自主・収益事業の収益・公演等利用人数の割合や費用対効果・採算性などについて、文化振興政策としての将来「あるべき姿」を中長期計画において策定することとされたい。

（７）東京都庭園美術館における外国人向けアンケートについて

庭園美術館では、外国語表記のパンフレット、外国語表示可能なホームページ、公式アプリを利用した外国語による音声ガイドといった取組を実施しており、外国人をターゲットとした広報活動に力を入れている。

しかしながら、外国人向けアンケート用紙（日本語表記以外のもの）を用意していない。今後は、外国人観光客の増加も期待されることから、他の文化施設と同様、外国語のアンケート用紙を用意することが必要であると考えられる。

（意見２－４１）庭園美術館における外国人向けのアンケートについて

庭園美術館では、外国語表記のパンフレット、外国語表示可能なホームページ、公式アプリを利用した外国語による音声ガイドといった取組を実施しており、外国人をターゲットとした広報活動に力を入れているが、外国人向けアンケート用紙（日本語表記以外のもの）を用意していないことから、今後は外国人観光客の増加傾向に対応して、他の文化施設と同様、外国語のアンケート用紙を用意することとされたい。

4. 美術品などの購入・所有に係る役割分担について

歴史文化財団では、独自に積み立てた「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（特定資産）を財源として、表 D6-4-1 のとおり、本来は文化振興部が財源を負担して購入・所有すべき資産なども購入している。

表 D6-4-1 特定資産一覧（抜粋）

（単位：千円）

購入年度	館名	内容	金額
平成 20 年	江戸博	博物館資料（東海道五十三次）	94,500
		1 階・2 階レストラン一体化工事	91,565
	現代美術館	エントランスホールの改修工事	66,990
	文化会館	総合受付・ショップリニューアル	7,481
平成 21 年	江戸博	企画展示室用ケース等購入	22,986
		飲食施設の入替えに伴う工事	19,338
	現代美術館	エントランス内、屋外サイン等リニューアル	22,655
	庭園美術館	階段・絨毯の張替	3,103
		空調設備工事	928
		サインの設置	4,575
	写真美術館	ネットイヤー2009 どこでも写美	10,617
		ポスターケース設置	649
		館内トイレ改修	2,098
平成 22 年	文化会館	50 周年記念アーカイブスの作成	11,141
平成 23 年	都美術館	「東京都美術館記憶と再生展」の実施準備（建築模型製作委託）	3,615
	写真美術館	照明・音響設備設置・電設等工事	598
平成 24 年	写真美術館	カフェ改修工事（建物付属設備）	1,394
	写真美術館	カフェ改修工事（什器備品）	1,526
平成 25 年	江戸博	厨房機器等購入、設置	792
	現代美術館	AR アプリ道案内サービス開発	1,535
平成 26 年	庭園美術館	ウェブサイト新規制作委託	1,107
	写真美術館	商標登録出願関連	461
	芸術劇場	芸劇アーカイブ（データベース）	3,780

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

表 D6-4-1 のうち、特に、江戸博に収蔵されている「博物館資料（東海道五十三次）（94,500 千円）」は、歴史的価値のある貴重なものであり、本来は、文化振興部が財源を負担し購入・所有すべきであるところ、歴史文化財団が財源を負担し購入・所有している。

この点を歴史文化財団に質問したところ、「当時、作品が海外へ流出している時期であったため、作品を取得することに緊急性があったことから、財団の予算で購入した。」との回答を得た。歴史文化財団の説明によれば、「歴史文化財団の特定資産を財源に作品を購入しているが、その後、収蔵委員会の評価を得て都に寄託している。」とのことである。

歴史文化財団としては、「財団の内部留保活用の範囲内で行ったことであり、指定管理の協定の中で約している都へのサービス向上に当たり、都民へ還元したものである」という認識である。このようなことから、新たなサービス向上策事業として歴史文化財団が購入した資産は、美術品を含むすべてについて、文化振興部が収蔵品購入予算を措置するなどの検討をしていない。

しかしながら、歴史文化財団は、文化振興部が所管する文化施設の指定管理者であるという立場であり、この立場の枠を超えた行為は原則として行っていない。「博物館資料（東海道五十三次）」のように特別な事情があったとしても、これはあくまで例外として容認し得ることであって、本来であれば、これを購入した後、文化振興部が収蔵品購入予算を措置するなどの対応をするべきである。

今後、このように歴史文化財団の財源負担で、指定管理者として指定されている文化施設に関する資産等を臨時に購入する事態が生じた場合には、指定管理者である監理団体における内部留保財源の使途に誤解が生じないよう、文化振興部は、指定管理者制度を採用している文化施設のすべてにつき、指定管理者である監理団体の財源で購入・所有することが可能である資産範囲について、統一かつ適切なルールを策定することが必要であると考えられる。

（意見 2-42）美術品などの購入・所有に係る役割分担について

歴史文化財団では、独自に積み立てた「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（特定資産）を財源として、本来は文化振興部が財源を負担して購入・所有すべき資産などを購入・所有している。例えば、江戸博に収蔵されている「博物館資料（東海道五十三次）（94,500 千円）」がこれに該当する。これは「当時、

作品が海外へ流出している時期であったため、作品を取得することに緊急性があった。」という事情から歴史文化財団が購入したということである。しかしながら、このようなことは例外として容認し得ることであって、本来であれば、これを購入した後、文化振興部が収蔵品購入予算を措置するなどの対応が必要であった。なお、指定管理者の選定は制度上公募であり、その地位が長期間継続することを前提としていないことから、美術品に限らず、資産性のある（資本的）支出は文化振興部がその財源で取得し、指定管理者の支出は、その指定期間内で施設の維持修繕費など一定の費用に限定して負担すべきである。

今後、このように歴史文化財団の財源負担で、指定管理者となっている文化施設に関する資産等を臨時に購入する事態が生じた場合は、指定管理者である監理団体における内部留保の使途に誤解が生じないよう、公共性・公平性などの観点から、すべての文化施設につき、指定管理者である監理団体の財源で購入・所有することが可能である資産範囲について、統一的かつ適切なルールを再構築し、これを確実に運用することとされたい。

5. 美術品など収蔵品の保管と利活用について

文化振興部は、芸術文化の振興を図るため、文化施設において貴重な資料・作品等を収集しており、これは美術館・博物館の目的の一つとなっている。

歴史的な価値のある貴重な資料・作品等を展示するだけでなくコレクションすることが、都民の文化振興に繋がるという考えの下、資料・作品等を購入し、あるいは寄贈を受ける場合には、永久的に保管することをポリシーとしている。

各文化施設では、基本的には自前の収蔵庫に収蔵品を保管しているが、永久保管を原則としていることから、収蔵品が年々増加しており、そのスペースが不足するなどの理由から外部倉庫を賃借している場合がある。ここで、各文化施設の収蔵・保管状況は、表 D6-5-1 及び表 D6-5-2 のとおりである。

表 D6-5-1 文化施設に係る収蔵品の保管状況

文化施設名	収蔵庫面積 (㎡)	平成 26 年度末 収蔵点数 (点)	建設計画時 予定収蔵点数 記載の有無	備考
江戸博	5,320	591,165	なし	収集目標として、もの 100,000 点、図書 50,000 点との記載あり
写真美術館	522 (※)	31,588	75,000 点以上	
現代美術館	1,287 (※)	4,808	なし	都美術館の収蔵作品 3,000 点を一つのベー スとする旨記載あり
都美術館	567	36	なし	大半は特別展借入作品 の一時保管スペースと して利用
庭園美術館	95 (※)	69	なし	収蔵品その他、企画展用 に他館から借り入れた 美術品等を一時保管

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

※ 収蔵庫が複数ある場合にはその合計面積を記載している。

表 D6-5-2 外部倉庫の状況

文化施設名	賃借収蔵面積 (㎡)	平成 26 年度末収蔵点数 (点)
現代美術館	約 132	32
写真美術館	約 102	158

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

監査人が、表 D6-5-2 のうち、現代美術館を視察した際、収蔵庫が不足しつつあると伺った。永久保存を原則とするポリシーからすれば、増え続ける収蔵品の保管スペースの確保は、現代美術館だけでなく、他の美術館・博物館にも共通する課題であると考えられる。すなわち、都民への文化振興施策として、作品等のコレクションを美術館及び博物館の一つの目的とするのであれば、作品等の収蔵をやめない限り収蔵品は増加し続けるため、将来的に収蔵スペースの不足が課題になる、ということである。

この点、文化振興部の説明によれば、収蔵スペース不足の課題は、過去から議論をしているということである。しかしながら、具体的に将来どの時点で、どの程度の収蔵点数になるのか、文化振興部がその方針も計画も明らかにしていないことから、各館が外部倉庫を賃借するなどして、個別に暫定的な対応をしているものと考えられる。

収蔵スペース不足の課題は即座には顕在化しづらいようにも考えられるが、文化振興部は各美術館等の収蔵点数や収蔵スペースを所管する立場にあることから、収蔵に関する適切な中長期の目標・計画等を策定し、計画的に収蔵品を収集すべきこと、また外部倉庫の賃借や自前倉庫の建設などの対応策も、この収蔵計画等に応じて中長期的に計画することが必要であると考えられる。

しかも、文化振興部は、非常に多数の収蔵品を多数の美術館等で保管していることから、共通・共有の倉庫の建設や収蔵品の共有・相互利用なども検討することが必要である。すなわち、共通・共有倉庫の建設や収蔵品の共有・相互利用の手法は、収蔵品全般に適用することができる方法とは言えないが、収蔵品の中には、このような方法を採用した方が、保管コストの削減、長期未展示品の有効活用など、効率性・有効性の観点からメリットを享受することができる作品等もあるのではないかと考えられる。

（意見２－４３）美術品など収蔵品の保管と利活用について

文化振興部が所管する美術館など文化施設では、基本的には自前の収蔵庫に収蔵品を保管しているが、永久保管を原則としていることから、収蔵品が年々増加し、収蔵スペースの確保が課題となっている。文化振興部の説明によればこの課題は過去から議論をしているとのことであるが、具体的に将来どの時点で、どの程度の収蔵点数になるのか、文化振興部がその方針も計画も明らかにしていないため、各館が外部倉庫を賃借するなどして、個別に暫定的な対応をしているものと言わざるを得ない。文化振興部は、各美術館等の収蔵点数や収蔵スペースを所管する立場にあることから、収蔵に関する適切な中長期の目標・計画等を策定し、計画的に収蔵品を収集すること、また外部倉庫の賃借や自前倉庫の建設などの対応策も含め、この収蔵計画等に応じて中長期的に計画を策定することとされたい。

その際には、非常に多数の収蔵品を、多数の美術館等で保管していることから、効率性・有効性などの観点から、保管倉庫の共通化・共有化、収蔵品の共有化・相互利用といった新たな方法・仕組みの構築も併せて検討することとされたい。

6. 物品の現物管理について

文化施設には、都からの委託品や指定管理料により購入した物品（以下、「保全物品」という。）及び歴史文化財団が指定管理料以外で独自に購入した物品（以下、「持込物品」という。）が存在する。

保全物品は毎年度、保全物品一覧表に基づいて物品の使用状況を調査（照合）し、調査日を記載して物品管理責任者の記名、押印したものの写しを都へ提出することとなっている。また、持込物品には固定資産及び物品があるが、物品については歴史文化財団が独自に定めた財産管理規程において、毎会計年度末において現物棚卸しを実施するとともに、帳票と現物の照合確認（以下、「棚卸し」という。）をしなければならない旨を定めている。

【(参考) 公益財団法人東京都歴史文化財団財産管理規程（一部抜粋）】

物品…毎会計年度末において現物棚卸を実施するとともに、帳票と現物の照合確認をしなければならない。

つまり、年度末に行うべきか否かの違いはあるものの、保全物品及び持込物品の両者とも棚卸しを実施することが求められている。

しかしながら、監査人が芸術劇場を視察した際、物品の棚卸しの実施方法、時期、直近の実績を当該施設の職員へ質問を行ったところ、以下の回答であった。

「東京芸術劇場では 2,000 点を超える、多くの保全物品等を管理している。そのため、棚卸日を決め一斉に棚卸しを実施することは運営上困難であることから、建物の管理業者や施設担当者が日々業務中に現物確認を行い、その内容を常に保全物品一覧表等に反映させている。」

また、このような回答は、江戸博、文化会館においても同様であった。

このような方法では、確認実施者の確認証跡がないため、誰が・いつ・何を（どの項目・数など）どのように確認したのか、第三者が事後に確認する術がない等の問題点が考えられる。

これでは、保全物品については都への網羅的な報告が担保されず、報告が形骸化するおそれがある。また、持込物品のうち物品については毎会計年度末に行うべき棚卸しが実施されておらず、規定違反ということになる。

この点につき歴史文化財団へ質問を行ったところ、以下の認識であり、そのため年度末時点での棚卸しは行っていないとのことであった。

財団の財産管理規程には「毎会計年度末において現物棚卸を実施するとともに、帳票と現物の照合確認をしなければならない。」と記載があるが、毎会計年度末というのは時点ではなく、期日であるとの認識である。

しかしながら、監査人の認識では「毎会計年度末において現物棚卸しを実施」と定めている以上、会計年度末時点において棚卸しを行うべきであり、現在行っている棚卸しは、規定により定められている方法とは異なっていると言え、この点について監査人と歴史文化財団との認識の相違が生じていると言える。

ここで、物品管理において棚卸しをすべき点は、平成 11 年度における包括外部監査においても指摘事項として述べられており、現時点においても対応が求められる。

（指摘 2－6）物品の現物管理について

文化施設に所在する保全物品及び持込物品については、所有者が異なることから、明確に区別した上で適切な管理を行うべきことが求められている。この点につき、監査人が各施設視察時に施設職員に確認したところ、施設内には多くの保全物品等があるため、棚卸日を決めて一斉に棚卸しを実施することは運営上困難であり、実際の棚卸しは、建物の管理業者や施設担当者が日々業務中に現物を確認し、その内容を常に保全物品一覧表等に反映させているとのことであった。しかしながら、これでは、保全物品については都への網羅的な報告が担保されず、報告自体が形骸化するおそれがある。また、持込物品については、規定上、会計年度末に棚卸しを実施することが定められており、会計年度末に一斉に棚卸しを実施していないことから、規定違反が認められる。

文化振興部は、保全物品については網羅的な報告がされるよう指定管理者に適切な指導を行うとともに、持込物品の管理については、歴史文化財団が実施している棚卸しに立ち会うなどして、適切な物品管理を実施していることを確認されたい。また、歴史文化財団は、都への保全物品の報告が網羅的にできるよう棚卸実施方法を工夫し、持込物品については、規定に反することなく毎会計年度末に棚卸しを実施することとされたい。

7. 文化施設における貸会議室等の利活用について

文化振興部が所管する文化施設では、その主たる事業ではないものの、会議室・研修室などの貸出施設を有する施設が存在する。この貸出施設には、一定の利用制限があるものの、文化関係以外の活動でも利用することができる。

この「一定の利用制限」の例示として、文化会館のホームページに以下の記載がある。

- ・ 物品の販売等、営利を目的とした使用
- ・ 会員の勧誘または募集を目的とした使用
- ・ 政治的、宗教的活動を行う場所としての使用
- ・ 使用団体登録の申請内容と異なる使用
- ・ 利用規定もしくは、これに基づく当館の指示に従わない使用
- ・ その他、公序良俗に反する使用

なお、文化会館の貸出施設の利用に当たっては、使用団体登録も必要である。

さて、文化施設の有する貸出施設について、平成 26 年度の貸出実績は、表 D6-7-1 のとおりである。一部の施設では稼働率が 70%を超えているが、それ以外の施設は稼働率が低いことが分かる。これら稼働率の低い貸出施設については、まずは稼働率を上げる具体的な施策（弾力的な価格設定や特別な催事など）を策定することが必要であり、それでも稼働率が上がらないようであれば、例えば収蔵品その他の倉庫、事務室・休憩室など、従来の用途を変更して利活用することを検討することも必要である。いずれにせよ、文化振興部及び歴史文化財団は、稼働率の低い貸出施設について、費用対効果や有効性・効率性の観点から、中長期的かつ具体的な利活用の施策の目標・計画を策定することが必要であると考えられる。

表 D6-7-1 文化施設における会議室等貸出実績

施設名	貸出施設	稼働率 (%)
江戸博	ホール	43.1
	会議室	56.5
	学習室 1	75.9
	学習室 2	75.6
現代美術館	講堂	36.1
	第一研修室	30.9
	第二研修室	40.5
都美術館	講堂	41.0
文化会館	大会議室	39.8
	中会議室 1	51.6
	中会議室 2	35.6
	小会議室 1	40.8
	小会議室 2	57.7
	応接室 1	55.0
	応接室 2	40.5
芸術劇場	会議室	70.9

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

(意見 2-4-4) 文化施設における貸会議室等の利活用について

複数の文化施設では会議室・研修室などの貸出施設を有しているが、平成 26 年度において、ほとんどの貸出施設の稼働率が 50%前後と低い状況にある。これら稼働率の低い貸出施設は、まずは稼働率を上げる具体的な施策（弾力的な料金設定や特別な催事など）を策定することが必要であること、それでも稼働率が上がらないようであれば、例えば収蔵品その他の倉庫、事務室・休憩室など、従来の用途を変更して利活用することも検討することが必要である。いずれにせよ、文化振興部及び歴史文化財団は、稼働率の低い貸出施設について、費用対効果や有効性・効率性の観点から、中長期的かつ具体的な利活用の施策の目標・計画を策定することとされたい。

【参考】（江戸博の3階広場の活用について）

江戸博の3階には、「江戸東京ひろば」（18,800 m²）が設置されている。これはテニスコート約72面分の広さである（1面260 m²換算）。

この広場は、休憩室がある以外に作品が数点置かれているだけで、非常に開放感のある空間であるものの、これだけの広さを確保しておきながら有効に活用できていない印象を受ける。利用方法が天候等に左右されるなど、条件面で制約があるということであるが、更に有効な活用方法を検討することが望ましい。

平成26年度の利用実績は以下のとおりである。

- ・両国にぎわい祭りの参加に際し、江戸博会場の一部として利用
- ・ヘブンアーティストの活動場所
- ・団体客等の集合場所、チケット購入待ち列の場
- ・小中学生等の団体の昼食場所

表 D6-7-2 平成26年度ヘブンアーティスト利用実績

（単位：件）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
実績	4	4	6	4	9	15	13	7	3	－	－	－	65

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

（注）1月から3月は常設展を閉鎖していたため3階広場も閉鎖している。

8. 東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館の資料情報システムについて

歴史文化財団が指定管理者である江戸博と写真美術館では、収蔵品を管理するための、別々（専用）の資料情報システムを使用している。このため、それぞれで保守及び運用費用が発生している。

平成7年1月の写真美術館の開館の際には、江戸博の資料情報システムを写真美術館で使用することも検討されたが、共有化は不可能との結論になったということである（当時の協議記録は残っていない）。

しかしながら、写真美術館資料情報システムは、江戸博のシステムを一部手直しして構築されたものであり、おおむね機能は共通である（表 D6-8-1 参照）。しかも、平成7年1月以降、現時点に至るまで、2つの資料情報システムを統合することによって得られる、システムコストの削減に向けた検討が不十分である。

表 D6-8-1 江戸博、写真美術館の資料情報システムの機能比較

江戸博		写真美術館	
資料収集	—	資料収集	—
資料登録	—	資料登録	—
資料管理	展示（常設・企画）	資料管理	展示
	貸出し		貸出し
	写真撮影		*該当なし
	閲覧		作品閲覧
	補修		*該当なし
	棚卸し		棚卸し
	燻蒸		*該当なし
	目録		*該当なし
	除籍・復活		除籍・復活
資料検索	—	資料検索	—
資料装備	—	*該当なし	—
運用管理	—	運用管理	—

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

このように、写真美術館の資料情報システムは、そもそも江戸博の資料情報システムを一部手直ししたものであり、ベースが同一であることから類似機能が多数ある。にもかかわらず、以下のとおり、2つの資料情報システムの保守・

運用について、外部のシステム保守要員がそれぞれ常駐している。この点、経済性などの面で疑問が生ずるところである。

ここで、平成 26 年度の江戸博、写真美術館の資料情報システムに係る保守委託費用は表 D6-8-2 のとおりである。

表 D6-8-2 江戸博、写真美術館の資料情報システムの保守委託費

(単位：千円)

科目	江戸博	写真美術館
平成 26 年度保守委託費	18,045	16,186

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

以上を前提に、まずは、この保守委託費の作業単価について検討する。

江戸博の情報システム保守委託契約・委託仕様書の作業内訳では以下の記載がある。

- ・システム運用・保守
 - －SE（中級） 8 人月
 - －プログラマー 3 人月
- ・システム運用・保守
 - －SE（上級） 1 人月

つまり、1 年間で合計 12 人月という作業工数になる（写真美術館の資料情報システムについては根拠数値が記載されていなかった）。

この作業工数で保守委託費 18,045 千円を除算すれば、システム技術者の人月平均単価は約 1,503 千円ということになる。

「平成 26 年度 情報サービス産業 取引及び価格に関する調査」（平成 27 年 3 月一般社団法人情報サービス産業協会）によれば、企業向けシステムの開発工程でのシステムエンジニアの 8 割以上の人月単価が 1,000 千円以下とされており、当該調査結果と比較した場合、江戸博の資料情報システム保守運用単価は高額であると言える。

次に、保守委託費の作業工数について検討する。

江戸博の資料情報システムについて、委託先からの月次報告の作業内容を見ると、表 D6-8-3 のとおり、「データ登録作業」や「データ出力作業」等の業務が多く、上級 SE が実施するような高度な技術と能力を前提とする業務が見当たらない。

表 D6-8-3 江戸博 資料情報システムの保守委託先の作業実績（平成 26 年度分）

（単位：人日）

月	月日	内容	人日	月合計人日
4 月				1. 1
	4 月 4 日	データ訂正作業	0. 3	
	4 月 4 日	データ訂正作業	0. 5	
	4 月 16 日	データ出力作業	0. 3	
5 月				3. 3
	5 月 14 日	データ訂正作業	0. 4	
	5 月 14 日	データ訂正作業	0. 4	
	5 月 14 日	データ訂正作業	0. 5	
	5 月 27 日	データ訂正作業	0. 3	
	5 月 27 日	データ訂正作業	0. 5	
	5 月 16 日	データ出力作業	1. 2	
6 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 8
7 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 2
8 月	（省略）	（省略）	（省略）	8
	8 月 5 日	データ訂正作業	0. 5	
	8 月 14 日	データ訂正作業	0. 4	
	8 月 21 日	データ出力作業	0. 3	
	8 月 21 日	データ訂正作業	0. 4	
	8 月 28 日	データ登録作業	4. 0	
	8 月 29 日	データ訂正作業	1. 0	
	8 月 29 日	データ訂正作業	1. 0	
	8 月 29 日	データ訂正作業	0. 4	
9 月	（省略）	（省略）	（省略）	2. 9
10 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 8
11 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 7
12 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 9
1 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 8
2 月	（省略）	（省略）	（省略）	1. 1
3 月	（省略）	（省略）	（省略）	14. 8
	3 月 5 日	データ出力作業	0. 5	
	3 月 10 日	データ出力作業	0. 6	
	3 月 13 日	データ出力作業	0. 7	
	3 月 26 日	データ登録作業	7. 0	
	3 月 27 日	データ登録作業	6. 0	
合 計				41. 4（1. 38 人月）

（歴史文化財団作成資料より監査人が作成）

さらに、年間の技術者の実績作業工数は41.4人日 $\div$ 1.38人月となることから、仕様書上に記載の予定工数 12 人月と比べ著しく少ない数値ということになる。そこで、仮に、前述の人月単価を 1,000 千円として、これに実際稼働時間に乗じた保守委託費を計算すると、表 D6-8-4 のとおり、1,380 千円程度となる。この仮定計算結果と実際の保守委託費 18,045 千円を比較すると、92%程度、保守委託費用が過大に支払われていることになる。

表 D6-8-4 江戸博におけるシステム要員の実際稼働時間から試算したシステム保守費用

(単位：千円)

人月単価 100 万円と仮定した場合の保守費用 (A)	1,380
平成 26 年の保守委託費用 (B)	18,045
過剰とみられる保守委託費用 (B) - (A) = (C)	16,665
差異分析 (C) / (B)	92.3%過剰

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

一方、このような技術者を常駐させることの必要性を歴史文化財団に質問したところ、「緊急を要する障害等が発生した場合に、即時対応する必要がある。」旨の回答を得た。そこで、平成 26 年度の江戸博の資料情報システムにおける障害発生履歴を確認したものが、表 D6-8-5 である。

表 D6-8-5 江戸博 資料情報システムの障害発生履歴 (平成 26 年度分)

月日	障害発生履歴
4 月 10 日	サーバ異常
5 月 9 日	ハンディターミナル異常
3 月 10 日	ハンディターミナル異常
3 月 25 日	ハンディターミナル異常

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

表 D6-8-5 のとおり、平成 26 年度の江戸博の資料情報システムにおける障害発生実績は年間 4 件であり、そのうちサーバ異常 (サーバの停止によって業務に支障をきたすような性質のもの) は、1 件のみである。しかも、そもそも資料情報システムは、その性質上、トラブル対応の即時性 (システムトラブルが即時に来館者に重大な影響を及ぼすようなもの) はなく、またトラブルは管理している資料に対して損傷等を与えるものではないことが想定される。

このように、システム障害発生件数や障害発生による影響を勘案すれば、技術者を常駐することの必要性を再検討すべきである。例えば、資料情報シス

テムに関して緊急を要する業務の時（例えば、収蔵品の棚卸しを実施する時など）のみに限って技術者を待機させることが考えられる。それ以外の時は、障害発生時に電話・電子メール等で対応するなど、経済性や効率性に配慮した体制に見直すことで、保守委託費用の削減が可能になると考えられる。

最後に、江戸博及び写真美術館では、既にシステム導入から 20 年以上が経過しているにもかかわらず、情報化の進展を踏まえたシステムコストの削減策を検討している形跡が無い。20 年前とは異なり、現在では多数の企業が多機能のパッケージソフトウェアを安価に販売していることから、それらのシステム機能、システム導入費用、システム維持費用などを調査した上で、これと現在のシステムを取り替えることの費用削減効果を検討することが必要であると考えられる。

（意見 2－45）東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館の資料情報システムの再検討について

歴史文化財団が指定管理者である江戸博及び写真美術館では、収蔵品を管理するために、別々（専用）の資料情報システムを使用し、それぞれで保守及び運用費用が発生している。しかしながら、写真美術館専用の資料情報システムは、江戸博のシステムを一部手直しして構築されたものであり、おおむね機能は共通である。それにもかかわらず、2 つの資料情報システムを統合することによって得られる、システムコストの削減に向けた検討がなされていない。

また、江戸博の資料情報システムの保守委託費用は、平成 26 年度において年間 18,045 千円を要しているが、その契約仕様工数の年間 12 人月に対して実績工数が約 1.4 人月と少ないこと、また平成 26 年度の作業実績からして契約仕様による上級 SE が常駐を要するほどの業務ではないこと、しかも、資料情報を管理することに過ぎないというシステムの特性からして、SE がシステムトラブルに備えて複数も常駐することの必要性が低いことから、契約内容を見直す必要性が認められるが、その検討が不十分である。

さらに、江戸博及び写真美術館では、既にシステム導入から 20 年以上が経過している。20 年前とは異なり、現在では多数の企業が多機能のパッケージソフトウェアを安価に販売しているが、それらのシステム機能、システム導入費用、システム維持費用を調査し取替更新することを検討していない。

以上を踏まえ、文化振興部及び歴史文化財団は、経済性・効率性の観点から、システム統合や最新のパッケージソフトウェアの導入などを含め、現行の資料情報システム契約の内容等を見直すこととされたい。

9. 公益財団法人東京都歴史文化財団について

(1) 資産の有効活用について

公益財団法人については、認定要件として公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下、「不可欠特定財産」という。）があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定款で定めることが必要であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16項によると、このような不可欠特定財産は、維持及び処分制限が強制される。

ここでいう「不可欠特定財産」とは、その財産がなければ法人の事業が行えない財産、例えば美術館や博物館の事業を実施する公益財団法人の美術館・博物館がこれに該当する。この点、歴史文化財団は、文化振興部所管の美術館・博物館等を指定管理者として管理運営をするものの、事業の実施主体や文化施設の所有者は都であることから、この歴史文化財団には不可欠特定財産が存在しない。

なお、歴史文化財団では、以下のとおり、定款で基本財産を「不可欠なもの」と定めているが、認定法上の「不可欠特定財産」には該当せず、定款第5条第2項に定められている手続を踏めば処分することができる。

【(参考) 公益財団法人東京都歴史文化財団定款（一部抜粋）】

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

ここで、平成26年度末において、歴史文化財団の財産状況は、表D6-9-1のとおりである。このうち、現金預金は6,157,258千円、基本財産（定期預金・投資有価証券）は1,551,498千円、特定資産の「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（普通預金・定期預金）は670,152千円、合計8,378,908千円計上されている。

この現金預金は、平成26年度末に確定している未払金など負債の支払に充てられるほか、指定管理料が四半期ごとに都から歴史文化財団に支払われていることから、翌年度の6月までに支払が見込まれる人件費や施設管理費などのた

めに保有していたということである。

特定資産のうち「新たなサービス向上策事業準備積立資産」は、本報告書第3のⅥの4.「美術品などの購入・所有に係る役割分担について」で述べたとおり、本来は都が財源を負担すべき資産などの支出に充てられている。

なお、資金に係る運用益は、基本財産受取利息 4,349 千円などがあるものの、歴史文化財団の事業費・管理費を賄うほどの貢献度は認められない。

表 D6-9-1 平成 26 年度末簡易貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金預金	6,157,258	未払金	2,344,053
現金預金以外の流動資産	514,197	未払金以外の流動負債	588,368
流動資産合計	6,671,455	流動負債合計	2,932,422
固定資産		固定負債	
基本財産	1,551,498	固定負債合計	860,076
特定資産	1,145,072	指定正味財産	296,997
その他固定資産	822,916	一般正味財産	6,101,445
固定資産合計	3,519,487	正味財産合計	6,398,443
資産合計	10,190,942	負債及び正味財産合計	10,190,942

(歴史文化財団決算書より監査人が作成)

歴史文化財団は、公益認定上の財務基準（遊休財産額の規制）に抵触しなければ、指定管理の利用料金制度の仕組みから得た留保利益などを源泉とする資金を法人内部に留保することができる。しかしながら、歴史文化財団は都の監理団体として文化振興部が所管する文化施設を基に自主事業や収益事業を行っており、それらの事業は文化振興部の事業と全く無関係なものではなく、指定管理者として指定されている施設等や委託料を活用して、公演や展示会などの事業を実施している。

したがって、基本財産・特定資産を含む歴史文化財団が保有する資金については、都の文化政策としての公共性・公平性の観点から、真に必要なレベルを整理する仕組みを構築することが必要であると考えられる。

（意見 2－4 6）資産の有効活用について

平成 26 年度末において、歴史文化財団の財産のうち、現金預金は 6,157,258 千円、基本財産（定期預金・投資有価証券）は 1,551,498 千円、特定資産の「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（普通預金・定期預金）は 670,152 千円、合計 8,378,908 千円計上されている。

このうち、現金預金は、平成 26 年度末に確定している未払金など負債の支払に充てられるほか、指定管理料が四半期ごとに都から歴史文化財団に支払われていることから、翌年度の 6 月までに支払が見込まれる人件費や施設管理費などのために保有していたということである。基本財産は定款で「不可欠なもの」と定めているが、公益認定法上の「不可欠特定財産」には該当せず、したがって定款に定められている手続を踏めば処分することができる。特定資産のうち「新たなサービス向上策事業準備積立資産」は、（意見 2－4 2）のとおり、本来は都が財源を負担すべき資産などの支出に充てられている。

歴史文化財団は公益認定上の財務基準（遊休財産額の規制）に抵触しなければ、指定管理の利用料金制度の仕組みから得た留保利益などを源泉とする資金を法人内部に留保することができる。しかしながら、歴史文化財団は都の監理団体として文化振興部が所管する文化施設を基に自主事業や収益事業を行っており、それらの事業は全く文化振興部の事業と無関係なものではなく、指定管理者として指定されている施設等や委託料を利活用して、公演や展示会などの事業を実施している。

したがって、基本財産・特定資産を含む歴史文化財団が保有する資金については、都の文化政策としての公共性・公平性の観点から、真に必要なレベルを整理する仕組みを構築することとされたい。

（2）公益認定について

歴史文化財団では、定款（第 4 条 3 項）において、海外の地域で事業を行う旨を定めており、実際に海外でも事業を行っている。

歴史文化財団は、公益法人制度改革に伴い平成 22 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行している。公益法人の移行については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 44 条の規定による認定を受ける必要があり、公益認定申請先行政庁に対して移行認定申請書を提出することになる。申請先の行政庁については、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）平成 27 年 4 月版」（内閣府）によれば、次のようにされている。

【(参考)「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ) 平成 27 年 4 月版」
内閣府 問 I-9-①より抜粋】

問 I-9-①

(公益認定申請先行政庁)

公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

答

1 これまでのいわゆる主務官庁制においては、主務官庁の裁量により公益性の判断等に差が生じ、不透明になりうること、法人の目的・事業によっては主務官庁が確定するまでに多大な労力や時間を要すること等の問題点が指摘されていました。

2 新たな公益法人制度では、所管の行政庁は法人及び行政庁の双方にとって外形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、法人の事務所が所在する場所と事業を行う地理的範囲とに着目して、内閣総理大臣か都道府県知事の所管を定めることとしています(公益法人認定法第3条)。

3 具体的には、現在の主務官庁が国の機関か地方自治体かにかかわらず、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ) 平成 27 年 4 月版」(内閣府)の問 I-9-①の3に記載があるとおおり、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨を定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となっている。

しかしながら、歴史文化財団では、公益認定の申請を都知事に対して行っており、内閣総理大臣に対して申請していない。これは、内閣府から発行されている「申請の手引き 公益認定編(一般法人が公益認定を申請する場合)」に「本邦内の特定の地域と海外との間の公益目的事業である場合には、定款上その旨を明記しておくことによって、都道府県知事の所管とすることもできます。」と記載されており、本ケースに該当するとの主張である。

しかし、当該記載も「できる」と規定しているだけであり、原則的には内閣総理大臣の認定を受けるべきではないか、という疑問が生じるが、監査人としては、公益法人制度上の取扱いに関する判断を行う立場にはないことから、このような疑問についての指摘・意見を差し控えることとした。

（３）特定契約（特命随意契約）について

① 公益財団法人東京都歴史文化財団における特定契約（特命随意契約）について

歴史文化財団は、都の監理団体である以上、各種の契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。

この点、「東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められている。東京都監理団体指導監督基準では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に他の契約により締結するものと定めている。このようなことから、監理団体における契約は、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

表 D6-9-2 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が一者しかいない契約等、その他の契約のいずれにも該当しない契約

（「東京都監理団体指導監督基準」より監査人が作成）

特定契約は、競争原理によらずに、任意に特定の二者を選定して、その者と契約を締結するものであり、特命随意契約と同義である。特定契約も、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の手間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いた発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結されるというデメリットを内包している。

この点、「公益財団法人東京都歴史文化財団財務規程」においても、「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする」とし、特定契約を締結できる場合は、「価格の定められた物件を買入れるとき、又は、予定価格が 30 万円未満の契約その他理事長が必要ないと認めたとき」という、限定された場合にのみ締結できる旨が規定されている。

【(参考) 公益財団法人東京都歴史文化財団財務規程 (一部抜粋)】

第 40 条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。

(中略)

第 43 条 第 40 条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合で、随意契約の相手方が暴力団関係者等でないときとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 競争入札に付することができないとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- (5) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 予定価格が 250 万円未満の工事の請負契約、予定価格が 100 万円未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により随意契約の方法による場合には、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、価格の定められた物件を買入れるとき、又は、予定価格が 30 万円未満の契約その他理事長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(「公益財団法人東京都歴史文化財団財務規程」より監査人が作成)

したがって、特定契約による契約の締結は、例外的な契約手法であると考えられることから、その契約が合理的な理由に基づいて締結されているかどうかを検討することとした。

まず、歴史文化財団の発注に関する契約種類別における契約件数は、表 D6-9-3 のとおりである。

表 D6-9-3 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
競争入札	3,502 百万円 (46%)	2,678 百万円 (41%)	2,341 百万円 (33%)
	549 件 (13%)	429 件 (9%)	463 件 (9%)
少額契約	305 百万円 (4%)	338 百万円 (5%)	365 百万円 (5%)
	2,694 件 (62%)	3,115 件 (68%)	3,401 件 (69%)
随意契約 (特命以外)	468 百万円 (6%)	554 百万円 (8%)	467 百万円 (7%)
	56 件 (1%)	50 件 (1%)	55 件 (1%)
特定契約 (特命契約)	3,317 百万円 (44%)	3,019 百万円 (46%)	3,987 百万円 (56%)
	1,025 件 (24%)	993 件 (22%)	1,014 件 (21%)
合計	7,594 百万円 (100%)	6,590 百万円 (100%)	7,162 百万円 (100%)
	4,324 件 (100%)	4,587 件 (100%)	4,933 件 (100%)

(歴史文化財団作成資料より監査人が作成)

表 D6-9-3 のように、特定契約は、件数については毎年 2 割超発生しており、金額については毎年 30 億円を上回り、割合も全体の 4 割超で推移している。したがって、歴史文化財団は、特定契約が件数も金額も少ないとは言い難い状況にある。

次に、監査人は、歴史文化財団における平成 26 年度の特定契約の理由書を検討したところ、表 D6-9-4、表 D6-9-5 のとおり、合理的な理由とは認め難い特定契約、あるいは特定契約を締結する上での課題が検出された。

表 D6-9-4 特定契約に関する検出事項①（歴史文化財団）

契約件名
平成 26～28 年度 旧神田保育園仮園舎清掃その他業務委託
内容及び検出事項
【内容】 旧神田保育園仮園舎を以下のように使用するため、建築物及び建築設備並びに附帯施設等を適正に維持管理することを目的とする。 ・平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日まで 文化会館リニューアル準備室 ・平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日まで 写真美術館リニューアル準備室 【契約の種類】 特定契約 【契約金額】 4,601,946 円（うち消費税等 340,884 円） 【検出事項】 特命理由書には、「本件にかかる業務は、上記業者が、千代田区立神田保育園仮園舎当時から、千代田区と委託契約を締結しており、このため、建築物及び建築設備並びに附帯施設等十分に熟知し、準備期間の少ない中でも、契約期間の始期より円滑に業務着手が可能であることから、上記業者を特命する。」との記載がある。しかしながら、本件の業務委託については、準備期間が短いという理由はあるにしても、特殊な委託業務でないことから、受託可能な会社が 1 社に限られない蓋然性が高い。また、当該理由により特定契約を認めることは、契約の相手方が固定化され、契約自体が情実に左右されること等により、競争性や公正性の確保を損なう可能性があることから、合理的な理由に該当しないものと考えられる。

表 D6-9-5 特定契約に関する検出事項②（歴史文化財団）

契約件名
旧神田保育園（26）エアコン設置その他改修工事
内容及び検出事項
【内容】 写真美術館が大規模改修期間中に使用する仮事務所旧神田保育園仮園舎は、平成 26 年 11 月末日まで文化会館が使用しているが、文化会館と写真美術館とでは職員構成や職務内容が異なるため、使用者変更に伴う整備工事を実施する。 【契約の種類】 特定契約 【契約金額】 4,983,120 円（うち消費税等 369,120 円） 【検出事項】 特命理由書には、「本件にかかる工事は、上記業者が東京文化会館大規模改修に伴う移転先の一部改修工事及び改修工事を受注し、現場を熟知していること、また、平成 26 年 11 月末日まで当該仮園舎を東京文化会館が使用し、平成 26 年 12 月中旬から東京都写真美術館が移転先として使用するため、工期が限られた中、緊急にエアコン設置その他改修工事を実施し、執務環境を整える必要があることなど、他社では対応できないことから、上記業者を特命する。」との記載がある。 しかしながら、特定契約は、あくまで例外的な方法であるため、他に委託契約に必要な条件を満たす業者がいらないか、契約の競争性について十分に検討することが必要であるにもかかわらず、本件は、本当に「他社では対応できない」かどうかの検討が行われておらず、他社においても対応可能であったのではないかという疑問が残る。契約は競争入札で行うことが原則であるため、契約の競争性について詳細な検討を行い、契約に必要な条件を満たす業者が他にないかを調査確認することが必要であったにもかかわらず、この調査確認を実施していないため、合理的な理由に該当しないものと考えられる。

（意見 2－47）公益財団法人東京都歴史文化財団における特定契約（特命随意契約）について

歴史文化財団は、都の監理団体であるため、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきである。

ところが、平成 26 年度の特定契約のうち、合理的な理由に乏しい契約が 2 件認められる。具体的には、「平成 26～28 年度 旧神田保育園仮園舎清掃その他業務委託」及び「旧神田保育園（26）エアコン設置その他改修工事」においては、その性質上、特殊な業務であるとは言えないが、現場を熟知していることや準備期間が短いなどの安易な理由によって特定契約が締結されており、合理

性に乏しい。

したがって、今後、類似の工事等を発注する場合には、安易な特命随意契約による発注を見直し、競争性、公正性及び経済性が適切に確保された方法をもって業務が発注される体制を構築されたい。

② 東京都江戸東京博物館における特定契約（特命随意契約）理由について

江戸博が締結する特定契約について、表 D6-9-6 のとおり、合理的な理由に乏しい特定契約が検出された。

表 D6-9-6 特定契約に関する検出事項（江戸博）

契約件名
江戸東京博物館 館内温水洗浄便座取付工事
内容及び検出事項
【内容】 江戸博物館内にあるトイレを温水洗浄便座とする工事 【契約の種類】 特定契約 【契約金額】 4,466,286 円（うち消費税等 330,836 円） 【検出事項】 特命理由書には以下のとおり 3 つの理由が記載されている。 1. 本工事は、水道配管工事及び電気工事が必要となるため、既に予定されている館内設備の維持管理業務について館内だけでなく関係各所と調整したうえで、館の運営に支障を生じないように施工しなければならない。 2. 本工事は、他の設備維持管理業務に支障が出ないように関係各所と調整したうえで、休館期間中に短期間で工程を組まなければならない。 3. 上記業者は、当館の設備等総合保守管理を行っている業者で当館の建物管理に精通しており、館の運営に支障を来すことなく迅速・的確な履行ができるのは、上記業者しかない。 本件の取付工事は、館の設備等総合保守管理を実施している業者と締結している。しかしながら、技術的に本件のような取付工事を履行できる業者が 1 者に限られるとは考えにくく、当該業者しか本工事を履行できないとする理由は、合理的な理由に該当しないものと考えられる。

（注）特命理由書における契約件名は、特定の製品名を記載していたため、本報告書においては「温水洗浄便座」と表現している。

（意見 2－48）東京都江戸東京博物館における特定契約（特命随意契約）理由について

江戸博における平成 26 年度のすべての特定契約（特命随意契約）について、その特命理由を閲覧したところ、館内温水洗浄便座取付工事について、合理性に乏しい理由付けがなされていることが検出された。すなわち、江戸博では、関係各所と調整した上で館の運営に支障を生じないように施工しなければならない、また短期間で工程を組まなければならないことから、当該工事を実施できるのは、館の設備等総合保守管理を実施している業者しかいないと主張している。

しかしながら、江戸博が主張する当該業者しかいないとする特命理由には、合理性は乏しい。また、特定契約（特命随意契約）の手法を採用していることから、他の専門業者との競争性は担保されず、さらには、江戸博では、他の専門業者における標準的な価格について、一切把握していない。かかる状況下においては、競争性、公正性及び経済性が担保された契約であるとは言い難い。

このような場合には、適切に入札を行い、温水洗浄便座取付けの専門業者を選定したとしても、館の設備等総合保守管理を実施している業者の立ち会いの下、適切に関係各所と調整をした上で、本工事の施工をすることが可能であったと思料される。

したがって、江戸博においては、今後、類似の工事を発注する場合には、安易な特命随意契約による発注を見直し、競争性、公正性及び経済性が適切に確保された方法をもって業務が発注される体制を構築されたい。

③ 東京都美術館における特定契約（特命随意契約）価格の妥当性について

都美術館が締結する特定契約（特命随意契約）について、表 D6-9-7 のとおり、契約価格の妥当性に疑念を生じさせる特定契約が検出された。

表 D6-9-7 特定契約に関する検出事項（都美術館）

契約件名
「楽園としての芸術」展の額装委託
内容及び検出事項
【内容】 「楽園としての芸術」展の実施に当たり、出品作品を額装処理する。 【契約の種類】 特定契約 【契約金額】 1,856,355 円（うち消費税等 137,508 円） 【検出事項】 特命理由書には、「国立西洋美術館をはじめとする美術館の額装作業の実績があり、また本展覧会の協力先として、大幅なディスカウントが可能なため」と記載されている。 この特命理由については、2つの点で問題があると考えられる。1点目は、展覧会の協力先を特命随意契約の相手先に選定している点である。もう1点目は、「大幅なディスカウントが可能である」という理由が根拠に乏しい点である。 本展覧会は、福祉目的の展覧会であるが、当該展覧会の協力先であるからといって安易に特定契約（特命随意契約）の相手先に選定することは、公正性を害するものと考えられる。また、当該業者を本契約の相手先とすることにより、当該業者は福祉目的でなく、あたかも利潤を獲得するために協力先となったと誤解されかねない。 また、額装品は様々な種類があったとしても、一般的には、他の業者が取り扱えない品物ではないと考えられることから、相手先一者のみから入手した見積書をもって、大幅なディスカウントがあったと判断することは、経済性の観点から問題であると言わざるを得ない。少なくとも、都美術館では、類似の額装について他の業者から見積書を徴取し、価格の妥当性を判断する必要があったものと考えられる。

（意見 2－49）東京都美術館における特定契約（特命随意契約）価格の妥当性について

都美術館において、平成 26 年度における特定契約（特命随意契約）の理由書を全件閲覧したところ、展覧会の協力先に対して、大幅な値引きが可能であるという理由をもって、額装業務を発注している契約が検出された。本件については、都美術館では、他の業者から見積書を徴収するなどして、大幅な値引きの妥当性について検討していない。

このように特定の展覧会の協力先に対して、安易な理由をもって特定契約（特命随意契約）とすることは、契約における公正性を害するとともに、外観上、協力先にあらぬ誤解を生じさせかねない。

したがって、都美術館は、業務等を発注するに当たり、競争性、公正性及び経済性が担保された契約となるよう、類似の案件に関する発注体制の見直しを実施するとともに、契約全般について、安易な特命理由による発注を実施しない体制を構築されたい。

10. 公益財団法人東京都交響楽団について

(1) PDCA サイクルによる経営管理と情報開示について

都響は、昭和 39 年（1964 年）の東京オリンピックの記念事業として、都が昭和 40 年（1965 年）に設立した財団法人である。その設立趣旨は、都が、芸術性を豊かにする企画と運営を行う公益法人による「交響楽団」を創設し、この楽団を国際水準まで育て上げ、都民の生活の向上と青少年の情操教育に役立てることによって、国際的な文化都市「東京」の建設の一環とすることにある。平成 27 年（2015 年）には楽団創立 50 周年事業としてヨーロッパ主要都市での海外公演も実施している。

しかしながら、東京を拠点とする交響楽団は、都響のほかにも、例えば公益財団法人 NHK 交響楽団、公益財団法人読売日本交響楽団及び公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団など多数が存在する。多くの交響楽団は都響と類似する公益目的事業を実施していることから、都響が文化振興部の政策実行を担う監理団体として活動するためには、他の交響楽団に比べ、より政策的な存在意義が必要であると考えられる。しかも、文化振興部は、都響に対して以下のとおり継続的に運営費補助金を交付している。都響の公益目的事業は、広く都民一般を対象とした面があることから、都響運営の財源を負担している都民に対して、都や都響は政策的な観点から、その活動の効果を十分に開示することが必要である。

表 D6-10-1 都響に対する都補助金推移

(単位：千円)

年度	運営費補助金	制度改革分補助金	合計
平成 12 年度	1, 400, 273	－	1, 400, 273
平成 13 年度	1, 236, 477	－	1, 236, 477
平成 14 年度	1, 119, 916	－	1, 119, 916
平成 15 年度	1, 016, 754	－	1, 016, 754
平成 16 年度	900, 000	443, 957	1, 343, 957
平成 17 年度	900, 000	397, 854	1, 297, 854
平成 18 年度	900, 000	438, 597	1, 338, 597
平成 19 年度	900, 000	－	900, 000
平成 20 年度	900, 000	－	900, 000
平成 21 年度	1, 050, 000	－	1, 050, 000
平成 22 年度	1, 050, 000	－	1, 050, 000
平成 23 年度	1, 050, 000	－	1, 050, 000
平成 24 年度	1, 050, 000	－	1, 050, 000
平成 25 年度	1, 050, 000	－	1, 050, 000
平成 26 年度	1, 050, 000	－	1, 050, 000

(都響作成資料より監査人が作成)

表 D6-10-1 より、現在の運営費補助の交付金額が今後も続くとすれば、10 年で約 100 億円、50 年で約 500 億円の財源を都民が負担することになる。

したがって、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた活動のみでなく、その後の長期的な視点からも、政策目標や中長期計画（効果測定のための定量的な指標を含む）を設定し、それを広く都民に説明することが必要であると考えられる。しかしながら、都響が開示している情報の中では、単年度ごとの事業計画とその結果としての実績を示しているに過ぎない。

以下は、都響の財務状況などを分析したものである。

表 D6-10-2 財務状況の推移

(単位：百万円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収益	1,990	1,892	1,853	1,777	1,795	1,707
うち補助金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
費用	1,827	1,791	1,732	1,662	1,819	1,717
当期正味財産増減額	163	100	121	115	△24	△10
正味財産期末残高	410	510	630	745	721	711

(都響作成資料より監査人が作成)

この財務状況より、平成 21 年度と平成 26 年度を比べると、収益が 283 百万円減少しているのに対し費用が 111 百万円しか減少しておらず、平成 25 年度から赤字が継続していることが分かる。ただし、平成 25 年度については、海外事業の実施費用の増加に伴う赤字であり、平成 26 年度については、文化会館改修に伴う一時的な移転費用の増加に伴う赤字である。

都響は公益財団法人であることから、収支相償を意識した全体の収支のバランスと個々の演奏会の企図を考慮した運営が重要と考えている。そのため、自主公演については芸術性を追求しながらも全体の収支バランスからクリアすべき水準を定めるという考え方の下、自主公演の平均入場料収入 580 万円を目標に設定し、チケット販売等を行う方針としている。当該目標値の算定根拠は、過去の実績に基づき、法人全体として黒字となった年度における自主公演の入場料収入の平均を基礎としているが、具体的計算式等は示されていない。

また、都響の活動は、自主公演、共催公演、依頼公演、音楽鑑賞教室（都内教育委員会主催の児童向け教室）、小規模演奏会（病院等に赴く少人数演奏会）等がある。表 D6-10-3 のとおり、都響は、これらの演奏回数、総入場者数及び自主公演入場率を、定量的な情報として開示している。

表 D6-10-3 事業実施状況の推移

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
演奏回数合計（回）		235	222	258	251	252	235
	自主公演	40	39	44	36	39	36
	共催公演	2	2	2	2	2	3
	依頼公演	39	35	42	48	42	31
	音楽鑑賞教室	69	60	62	65	61	60
	小規模演奏会	71	75	99	90	97	91
	その他	14	11	9	10	11	14
総入場者数計（人）		205,703	185,649	207,007	203,144	238,355	177,595
自主公演の入場率（％）		80.4	78.4	78.8	83.1	80.2	78.6

(都響作成資料より監査人が作成)

平成 21 年度と平成 26 年度は、演奏回数合計が 235 回と同一であるが、その内訳を見ると、自主・共催・依頼公演の演奏回数合計が 81 回から 70 回に減少しているのに対して、音楽鑑賞教室・小規模演奏会の演奏回数合計が 140 回から 151 回に増加していることが分かる。

自主・共催・依頼公演は音楽鑑賞教室・小規模演奏会と比べて収益性が高いことから、都響の収益性を向上させるためには前者の回数を多くすることが良いと考えられる。これに対して、後者は「青少年の情操教育」など社会貢献の向上という観点からは公益性が高いと考えられることから、都響の公益性を向上させるためには後者の回数も多くしなければならない。どちらをどのくらいの割合で実施するか、その方向性を明確にする必要がある。なお、両者をより一層高めるために、年間の演奏回数を無理に多くすれば、楽員などに過度の負担を掛けることとなり、長期的には決して好ましくない。

財団の設立趣旨、公益財団法人としての目的（交響楽を通じて、都民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与すること）、実施している公益目的事業の内容や活動を理解することはできる。

しかしながら、その活動が目的達成にどのように結びつくのか定量的に分かれば、目的達成度や政策効果を客観的に理解することが出来ない。長期的な目標として、楽団の専門性を維持向上しつつ、都響としてあるべき活動規模（年間演奏回数の合計、その内容別割合など）を設定すること、その活動から得られる政策的成果を測定する基準（年間演奏回数合計に係る収益性・採算

性、その内容別割合、入場者の満足度など）を設定すること、その基準に従って、中長期計画を策定すること、年度ごとに達成度を測定・評価し、必要な改善策を講じるといったPDCAサイクルによる経営管理と都民一般に対する情報開示が必要になる。もちろん、あるべき長期的な目標には、必要に応じて経営改革の視点も必要である。

（意見２－５０）PDCAサイクルによる経営管理と情報開示について

東京を拠点とする交響楽団は、都響のほかにも多数が存在する。その多くの交響楽団は、都響と類似する公益目的事業を実施していることから、都響が文化振興部の政策実行を担う監理団体として活動するためには、他の交響楽団に比べ、より政策的な存在意義が必要である。しかも、文化振興部は都響に対して継続的に運営費補助金を交付している。都響の公益目的事業は、広く都民一般を対象とした面があることから、都響運営の財源を負担している都民に対して、文化振興部や都響は政策的な観点で、その活動の効果を十分に説明することが必要である。

しかしながら、都響が開示している情報の中では、単年度ごとの事業計画とその結果としての実績を示しているに過ぎず、政策目標の実現に向けた、中長期的かつ政策的な計画（効果測定のための定量的な指標を含む）を策定・開示することを実施していない。

現在の運営費補助の交付金額が今後も続くとすれば、10年で約100億円、50年で約500億円の財源を都民が負担することになることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた活動のみでなく、その後の長期的な視点からも、政策目標や中長期計画（効果測定のための定量的な指標を含む）を設定し、これを広く都民に開示することとされたい。

その際には、楽団の専門性を維持向上しつつ、必要な経営改革を実施し、都響としてあるべき活動規模（年間演奏回数の合計、その内容別割合など）を設定すること、その活動から得られる政策的効果を測定する基準（年間演奏回数合計に係る収益性・採算性、その内容別割合、入場者の満足度など）を設定すること、その基準に従って、中長期計画を策定すること、年度ごとに達成度を測定・評価し、必要な改善策を講じることといったPDCAサイクルによる経営管理及び情報開示の体制を構築し、これを実行することとされたい。

（２）経営改革における契約楽員制度の評価基準について

近年、都響は人件費の見直しを中心とした経営改革に取り組んでいる。具体的には、表 D6-10-4 のとおりである。

表 D6-10-4 近年の主な経営改革の内容

年度	改革項目	内容
平成 17 年度	契約楽員制度導入	・ 楽員の雇用体系について、終身雇用から 3 年間の有期雇用契約へ移行 ・ 年功序列型賃金体系を廃止し、年俸制を導入 ・ 退職金制度を廃止
	事務職員の賞与削減	・ 賞与支給率を 50%削減し、4.65 か月から 2.325 か月へ変更
平成 18 年度	楽員の能力・業績評価制度導入	・ 評価結果を「契約の更新、年俸、退職勧告」に反映
平成 25 年度	事務局職員調整手当削減	・ 調整手当の支給率を本給の 12%から段階的に削減し、平成 25 年度 8%、平成 26 年度 4%、平成 27 年度以降 0 とする
	事務局職員昇給幅圧縮	・ A 評定：6 号昇給から 5 号昇給へ変更 ・ B 評定：4 号昇給から 3 号昇給へ変更 ・ C 評定：2 号昇給から 1 号昇給へ変更 ・ D 評定：昇給なし（変更なし）

（都響作成資料より監査人が作成）

このような改革の結果、都響の人件費は表 D6-10-5 のように推移しており、最近では文化振興部からの運営費補助金と人件費はほぼ近似している金額水準と考えられる。

表 D6-10-5 人件費と職員数の推移

年度	人件費 (千円)	現員数 (人)	
		楽員	事務局職員 (正規＋契約)
平成 12 年度	1,383,378	105	15
平成 13 年度	1,266,818	100	17
平成 14 年度	1,348,693	97	17
平成 15 年度	1,125,690	91	17
平成 16 年度	1,359,428	86	17
平成 17 年度	1,375,277	84	14
平成 18 年度	1,432,828	85	18
平成 19 年度	946,290	86	38
平成 20 年度	947,698	86	36
平成 21 年度	1,050,828	93	38
平成 22 年度	1,055,629	93	39
平成 23 年度	1,023,377	96	37
平成 24 年度	1,023,120	96	36
平成 25 年度	1,018,183	95	34
平成 26 年度	1,053,474	95	33

(※)

(都響作成資料より監査人が作成)

※ 事務局職員数については、平成 12 年度から平成 18 年度は正規職員のみ的人数である。

さて、楽員に対して平成 17 年度から平成 18 年度に導入された契約楽員制度及び能力・業績評価制度は、都が策定した平成 12 年 11 月「監理団体改革実施計画」及び平成 15 年 11 月「第二次都庁改革アクションプラン」に従って実施されてきた監理団体の経営改革を受け、更なる人事・給与制度の改革として導入されたものである。

これらの改革により、楽員は従来の終身雇用契約から契約期間 3 年の有期雇用契約に移行され、この期間は毎年、全楽員が能力・業績評価を受け、評価結果が契約の更新及び年俸等に反映されることになった。楽員の評価を毎年実施することにより、楽員のモチベーション維持・向上につながり、ひいては楽団の演奏水準向上に貢献するという効果が期待されている。

しかしながら、都響は制度採用時に策定した能力・業績評価基準を現在に至るまでの約 10 年間一度も見直しを行っていないということである。制度導入時の過渡期から約 10 年も経過しているから、ここで評価基準について、個別ない

し全体の有効性を事後評価し、将来に向けて、必要な改定を実施することが必要であると考えられる。

なお、評価基準は非公表とされているが、その基準を閲覧したところ、首席・副首席・一般楽員・全楽員といった区分に従って、延べ10の評価項目が設けられていた。その評価項目には「評価項目に対して能力を最大限に発揮した」、「評価項目に対して実現に努めた」及び「評価項目に対して貢献した」などという記載があり、客観的数値基準がほとんどなかったことから、外部の者から見ると、楽員の能力・業績をどのように評価するのか理解することが出来なかった。また、楽員には、兼業が認められているものの、必要な勤務時間が設けられていることから、その勤務状況や・勤務姿勢も評価対象に含まれているということであった。

（意見2－51）経営改革における契約楽員制度の評価基準について

都響の経営改革の一環として、楽員に対して平成17年度から平成18年度に導入された契約楽員制度及び能力・業績評価制度は、導入されてから約10年が経過しているが、その能力・業績評価基準を現在に至るまで一度も見直しが行われていない。

制度導入から約10年も経過したのであるから、評価基準について、評価項目などの有効性を事後評価し、将来に向けて、必要な改定を実施することとされたい。その際には、楽員の能力・業績がどのような評価によって差が生じるのか、第三者が見ても理解しやすいよう、客観的基準を織り込むことなども検討することとされたい。

(3) 定款記載の活動領域について

平成 26 年度において、都響の活動実績は以下のとおりである。

表 D6-10-6 平成 26 年度の活動状況

(※1)	演奏会名		演奏 回数 (回)	入場者 数 (人)	備考
第一項第一、二号	自主公演	定期演奏会	18	26,752	【会員数】 A シリーズ 1,829 人 文化会館 5 回/芸術劇場 4 回 (年間/シーズン 1,731 人、メイト 98 人) B シリーズ 1,297 人 サントリーホール 9 回 (年間/シーズン 1,148 人、メイト 149 人)
		「作曲家の肖像」シリーズ	5	8,265	【会員数】 1,211 人 芸術劇場 5 回 (メンバーズ 1,172 人、メイト 39 人)
		プロムナードコンサート	5	8,975	【会員数】 1,211 人 サントリーホール 5 回 (メンバーズ 1,088 人、メイト 39 人)
		特別演奏会	8	13,017	〈都響スペシャル〉 サントリーホール 2 回 〈第九〉 文化会館、サントリーホール、 芸術劇場 各 1 回 〈その他〉 愛知県芸術劇場、福岡シンフォニーホール、 オリンパスホール八王子 各 1 回
		小計	36	57,009	

	共催公演	都響×アプリコ	1	992	共催：公益財団法人大田区文化振興協会
		調布シリーズ	1	1,215	共催：公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団
		ふれあいコンサート	1	1,382	共催：東京都、公益財団法人日本チャリティ協会
		小計	3	3,589	
	依頼公演		31	41,302	各公共団体、文化振興団体等
第一項二号	音楽鑑賞教室		60	54,541	主催：各区市教育委員会 都内23区市、 公益財団法人長岡市芸術文化振興財団
	マエストロ・ビジット		1	60	
	音楽アーティスト交流教室		(125)	-	会場：台東区立小学校ほか
及び第一項二、三号	小規模演奏会		91	18,671	
	公開リハーサル		1	124	
	公開ゲネプロ		8	1,059	
	「オーケストラの日」イベント		2	1,240	会場：文京シビックセンター
第一項三号	放送・録音	CD、DVD制作	2 〔8〕	-	〔 〕内は同時録音
		CD、DVD制作	0 〔12〕	-	〔 〕内は同時録音、過年度録音
		放送用録音、放送	0 〔5〕	-	〔 〕内は同時録音
		小計	2 〔25〕	-	(※2)
合計			235	177,595	

(都響作成資料より監査人が作成)

(注) 音楽アーティスト交流教室は、台東区及び豊島区立の小学校をOB 楽員が訪問するクリニック事業であり、() 内はクリニック事業の回数で、外書きである。

※1 定款第4条該当

※2 放送・録音の〔 〕は自主公演等の同時録音あるいは過年度録音であり、外書きである。

表 D6-10-6 のとおり、平成 26 年度は、都内のみでなく、愛知県や福岡県など他県でも活動している。

また、都響は、過年度から、表 D6-10-7 のとおり、海外公演も実施している。都響による海外公演は、昭和 52 年に第 1 回海外公演ソ連・東欧 21 都市 23 公演を 42 日間にわたって実施したことをはじめとして、平成 25 年 5 月には第 10 回海外公演として「プラハの春」国際音楽祭など、チェコとスロバキアの 3 都市で開催された音楽祭などに招待され、8 日間にわたって公演を実施した。平成 27 年 11 月には長期海外ツアーとしては 24 年ぶりとなるヨーロッパツアー（指揮：音楽監督・大野和士）を行っている。

表 D6-10-7 海外公演実施状況

回数	実施時期	開催国	公演数・日数
第 1 回	1977 年 9 月	ソ連・東欧 21 都市	23 公演・42 日間
第 2 回	1986 年 9 月	韓国（ソウル）	1 公演・3 日間
第 3 回	1988 年 4 月	西ヨーロッパ 20 都市	20 公演・34 日間
第 4 回	1989 年 4 月	中国（北京、上海）	5 公演・11 日間
第 5 回	1990 年 7 月	フィンランド（サヴォンリンナ）	9 公演・21 日間
第 6 回	1991 年 4 月	アメリカ合衆国 4 都市	5 公演・11 日間
第 7 回	2002 年 4 月	中国（北京）	2 公演・4 日間
第 8 回	2009 年 4 月	韓国（ソウル）、シンガポール	2 公演・7 日間
第 9 回	2010 年 11 月	ベトナム（ハノイ、ホーチミン）	3 公演・10 日間
第 10 回	2013 年 5 月	チェコ・スロバキア（チェコ、オストラヴァ、コシツェ）	3 公演・8 日間
第 11 回	2015 年 11 月	ヨーロッパ 5 か国 6 都市	6 公演・15 日間

（都響作成資料より監査人が作成）

まず、海外公演については、定款及び法令に対する準拠性の観点から以下のとおり検討を行った。

定款第 4 条第 3 項には、都響の活動は「東京都において行うものとする。」と定められている。当該定めに対し、海外において活動しているという点で、定款に準拠しているとは言えない。なお、都響は海外の他、東京都以外の道府県において演奏活動を行っており、平成 26 年度は愛知県及び福岡県で公演を実施している。

ここで、他の道府県でも興行し、達成すべき目的が都に限定されない法人は、定款で他の道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めるべきであり、当該

定めをおいた公益法人の所管の行政庁は、内閣総理大臣となる。そのため、現在、都響は都所管の公益財団法人として公益認定を受けているが、定款を変更して都外においても活動することと定めた場合、所管の行政庁は内閣総理大臣となる。

【（参考）「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）平成 27 年 4 月版」内閣府 問 I-9-①より抜粋】

問 I-9-①

（公益認定申請先行政庁）

公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

中略

3 具体的には、現在の主務官庁が国の機関か地方自治体かにかかわらず、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。

中略

4（2）事業を行う地理的範囲の意義

事務所が一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、例えば芸術団体で他の都道府県でも興行している法人、学術団体や産業団体で他の都道府県からも幅広く社員、会員を組織し、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るなど、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2以上の都道府県において事業を実施するものと考えられますので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めるようにして下さい。

一方で、公益目的事業を2以上の都道府県で行う定款の定めのある法人について、当該定めが実態を伴わない場合には、実態に合わせた申請の指導を行います。

（注）文中の下線は監査人が追加している。

一方、都響が、海外公演の活動趣旨について、クラシック音楽の本場であるヨーロッパでの公演を行うことや、世界的に名高い音楽祭に出演することは、楽員の技術向上や都響の今後の国際的な評価に繋がり、ひいては都内における

都響の活動（集客、出演交渉等）に好影響を与えるものであることは理解している。

都響によると、定款において海外で事業を実施する旨を記載していないのは、他の公共団体や施設などから依頼されて他道府県や海外で実施する公演は、その都度依頼によって時期や場所も異なる単発的に実施する事業であると判断しているとのことであり、定款への記載の有無について都民生活部に問題がないことを確認した上での判断であるとのことである。

しかし、他の道府県や海外でも興行し、達成すべき目的が都に限定されない法人は、定款で他の道府県や海外を含めて公益目的事業の実施区域を定めるべきであり、公益認定について、原則的には内閣総理大臣の認定を受けるべきではないか、という疑問が生じるが、監査人としては、公益法人制度上の取扱いに関する判断を行う立場にはないことから、このような疑問についての指摘・意見を差し控えることとした。

（４）楽器購入資金貸付金について

都響は、楽器購入資金貸付規程に基づき、楽員に対して楽器購入資金貸付事業を実施している。楽員が演奏の質に見合った高価な楽器を取得するため、低利で資金を貸し付けることによって楽器取得を支援し、もって音楽芸術普及活動をサポートするための事業である。

都響は、同規程に基づいて貸付け、回収に係る実務を実施している。原則として給与天引きにより返済を受けるため、回収が不能となるリスクは低く、事業開始から現在まで貸倒れが発生した実績はない。

一方、同規程では、1回当たりの貸付額には限度額が定められているが、同一楽員に対する貸付総額の限度額は定められていない。

監査の結果、1回の貸付けに当たり楽器ごとに定められた限度額（最大5,000千円）は遵守されていたが、同一楽員に対して複数の貸付けを実施しており、その内訳には同規程第4条一ただし書きに定められるとおり理事長の承認を得て限度額以上の貸付けを受けている者も含まれ、貸付額が高額となっている事案が検出された。

【（参考）公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程（一部抜粋）】

第4条 貸付金は10万円を単位とし、次の各号に定める金額を限度として貸付けるものとする。

一 普通貸付

次のイからチまでに掲げる貸付の区分に応じ、それぞれイからチまでに掲げる金額。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、理事長が定める金額

イ	ヴァイオリン	500万円
ロ	ヴィオラ	500万円
ハ	チェロ	500万円
ニ	フルート	80万円
ホ	クラリネット	80万円
ヘ	オーボエ	250万円
ト	ファゴット	250万円
チ	弦楽器の弓	250万円

（意見2－52）楽器購入貸付資金の個人別貸付限度額について

都響は、低利で資金を貸し付けることによって楽器取得を支援し、もって音楽芸術普及活動をサポートするため、楽員に対して楽器購入資金貸付事業を実施している。都響は、楽器購入資金貸付規程に基づいて貸付け、回収に係る実務を実施している。

監査の結果、1回の貸付けに当たり楽器ごとに定められた限度額（最大5,000千円）は遵守されていたが、同一楽員に対して複数の貸付けを実施しており、高額となっている事案が検出された。楽器購入貸付資金は原則として給与天引きにより返済を受けるため回収が不能となるリスクは低く、事業開始から現在まで貸倒れが発生した実績はないが、貸付総額があまりに高額となった場合には退職時に残額の一括返済が必要となり、回収不能となるリスクがあるため、回収不能リスクの観点から、また低利貸付けに対する公平性の観点から、都響は適切な限度総額を設定することとされたい。

（５）固定資産の現物照合について

固定資産は、取得後長期間にわたり使用することが想定されるため、損害や紛失などが生じていないことを確かめるために、定期的・継続的に現物を確認することが必要である。固定資産の現物照合は、固定資産の現物を確認し、また物理的な劣化や損害などを把握するために重要な手続である。

この点、公益財団法人東京都交響楽団財務規程第 43 条 2 において、固定資産の現物照合について規定されており、「固定資産管理責任者は、毎事業年度又は必要と認めたときは、固定資産の現状を調査し、固定資産台帳との照合を行わなければならない」と定めている。

ここで、平成 26 年度における現物照合結果を質問したところ、事務局職員 2 名で固定資産台帳を読み上げの上、現物と突合する作業を行ったものの、台帳どおりであったことから突合の記録は残していないとの回答を得た。

しかしながら、固定資産の現物照合の結果が残されていない場合、現物照合が実施されているか客観的に把握することができず、網羅的に固定資産の実在性が確認されたことを事後的に検証することが困難となるほか、固定資産の盗難など、不正に流用された場合に発見が遅れてしまうリスクがある。したがって、適切に現物照合を実施したことを事後的に確認できるよう、固定資産の現物照合結果を帳票として作成し、保存する必要がある。

（指摘 2－7）固定資産現物照合結果について

都響では、平成 26 年度における固定資産の現物照合結果を確認できる資料が保存されていなかった。

都響においては、決算に先立ち固定資産台帳を出力し、事務局職員 2 名で固定資産台帳を読み上げの上、現物照合を実施している。結果として、現物と台帳とはすべて一致していたとのことであるが、当該照合結果について客観的に確認することができないため、網羅的に固定資産の実在性が確認されたことを事後的に検証することが困難になることや、固定資産の盗難など、不正に流用されても発見が遅れてしまうリスクがあることから、適切に現物照合を実施したことが確認できるよう、固定資産の現物照合結果を帳票として作成・保存することとされたい。

（６）特定契約（特命随意契約）について

都響は、都の監理団体である以上、各種の契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。

この点、「東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められている。東京都監理団体指導監督基準では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に他の契約により締結するものと定めている。このようなことから、監理団体における契約は、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

表 D6-10-8 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が一者しかいない契約等、その他の契約のいずれにも該当しない契約

（「東京都監理団体指導監督基準」より監査人が作成）

特定契約は、競争原理によらずに、任意に特定の一者を選定して、その者と契約を締結するものであり、都の特命随意契約と趣旨を同じくする契約方法である。特定契約も、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の手間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。

しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いた発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結されるというデメリットを内包している。

都響においても、原則的には「公益財団法人東京都交響楽団財務規程」において、「3人以上（やむを得ないと認められる事情があるときは、2人）の者から見積書を徴さなければならない」とし、特定契約を締結できるのは限定された場合である旨が規定されている。

【(参考) 公益財団法人東京都交響楽団財務規程実施細目 (一部抜粋)】

第 20 条 財務規程第 51 条第 1 項の規定に基づき、随意契約の方法による場合は、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、3 人以上（やむを得ないと認められる事情があるときは、2 人）の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に該当する契約については、1 人の者から見積書を徴し、又は見積書を徴さないことができる。	
一 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあたっては、予定賃借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる額を超えないものとするとき。	
ア 工事の請負	250 万円
イ 固定資産又は物品の売払い	50 万円
ウ 固定資産又は物品の貸付け	30 万円
エ 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円
二 不動産の買入れ又は借入れその他の契約でその性質又は目的が 2 人以上の者から見積書を徴するに適しないものとするとき。	
三 緊急の必要により、見積書を徴する暇がないとき。	
四 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	
五 見積書を提出するものがないとき又は次条の規程により契約の相手方を決定できないとき。	

ここで、都響の発注に関する契約種類別における契約件数は、表 D6-10-9 のとおりである。

表 D6-10-9 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
競争入札	-千円 (0.0%)	-千円 (0.0%)	-千円 (0.0%)
	-件 (0.0%)	-件 (0.0%)	-件 (0.0%)
少額契約	4,731 千円 (1.5%)	6,526 千円 (1.6%)	49,692 千円 (13.8%)
	35 件 (20.8%)	41 件 (20.7%)	112 件 (54.1%)
随意契約 (特命以外)	47,206 千円 (14.7%)	56,670 千円 (13.8%)	36,963 千円 (10.3%)
	12 件 (7.2%)	14 件 (7.1%)	11 件 (5.3%)
特定契約 (特命契約)	269,566 千円 (83.8%)	346,182 千円 (84.6%)	273,097 千円 (75.9%)
	121 件 (72.0%)	143 件 (72.2%)	84 件 (40.6%)
合計	321,504 千円(100.0%)	409,379 千円(100.0%)	359,753 千円(100.0%)
	168 件 (100.0%)	198 件 (100.0%)	207 件 (100.0%)

(都響作成資料より監査人が作成)

表 D6-10-9 のように、都響においては、競争入札が 1 件もなく、特定契約が全体の金額の約 8 割を占めている状況である。

そのため、監査人は、都響における平成 26 年度の特定契約の理由書を検討したところ、表 D6-10-10、表 D6-10-11 のとおり、合理的な理由とは認め難い特定契約、あるいは特定契約を締結する上での課題が検出された。

表 D6-10-10 特定契約に関する検出事項①

契約件名
2015 年度楽季会員継続業務の実施について
内容及び検出事項
【内容】 現都響会員に対して、会員継続案内書類一式の作成、発送、返信用紙の受取り、報告業務を委託するもの。 【契約の種類】 特定契約 【契約金額】 1,624,452 円（うち消費税 120,329 円） 【特定契約希望理由】 当該業者は、都内に業務推進センターを設置し、発送・作業代行、キャンペーン事務局代行、プリントオンデマンド、個人情報の保管・管理業務をこの業務推進センターで一括して取り扱う体制を整えている業者である。これら個人情報の取扱いを一か所で集中管理できる体制を整えていることは大きな利点であり、加えてプライバシーマークも取得し、個人情報の取扱いについて厳重な対応ができる。さらに、2014 年度前期・後期会員継続の際にも同様の業務を受託しており、十分な実績を持っている。 【検討事項】 ①特定契約希望理由によれば、「個人情報の取扱いを一か所で集中管理できる体制を整えていることは大きな利点であり、加えてプライバシーマークも取得し、個人情報の取扱いについて厳重な対応ができる」ため、当該業者との特定契約を希望している。しかしながら、当該要件を満たす業者は 1 社に限られない可能性が高く、特定契約とする合理的な理由にはならないと考える。 ②特定契約希望理由によれば、過去に同様の業務を受託しており、十分な実績があることも理由としているが、このような理由による特定契約を認めることは、ともすれば相手方が固定され、契約自体が情実に左右されること等により、競争性や公正性の確保を損なう可能性があるため、合理的な理由にはならないと考えられる。

表 D6-10-11 特定契約に関する検出事項②

契約件名
2015 年度楽季定期演奏会会員券販促用ポスティングの実施について
内容及び検出事項
【内容】 平成 27 年度定期演奏会会員券の販促について、ポスティング（宛名のない DM 仕様宣伝物の送付）を実施するために委託する契約。 【契約の種類】 特定契約 【契約金額】 2,995,920 円（うち消費税 221,290 円） 【特命理由】 当該業者は、配達先に対する独自データベースを基にした町丁目単位のエリア指定が可能な「エリアダイアログ」サービスを提供しており、都響側で仮説を立てた潜在顧客層を、例えば年齢、家族構成、購買志向、世帯年収等のチェックシートにより選択、エリアを絞った配達が可能で唯一の業者である。さらに、潜在顧客層に訴求するためのメッセージ検討、クリエイティブ制作、配送までワンストップで委託が可能であり、本件事業の目的を効率的かつ効果的に達成可能である。 【検討事項】 特定契約希望理由によれば、「年齢、家族構成、購買志向、世帯年収等のチェックシートにより選択、エリアを絞った配達が可能で唯一の業者である」との記載があるが、「唯一の」業者であると具体的に検討された過程が残されていない。「唯一」とする根拠が残されていない場合、委託契約に関する調査が適切に実施されたかどうか不明であり、また、その理由の合理性を判断することが困難となるため、当該根拠を残す必要があると考えられる。

（指摘 2－8）特定契約（特命随意契約）について

都響は、都の監理団体であることから、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による特定契約の締結を認めるべきではない。しかしながら、平成 26 年度の特定契約のうち、合理的な理由に乏しい契約 2 件が認められる。契約は競争入札によることが原則であることから、例外的な方法である特定契約を締結する際には、効率性・公共性の観点から特命理由の妥当性を厳密に検討・決定し、これに関する資料を保存することとされたい。

(7) 在庫の保有方針について

都響では、都民への音楽の普及活動の一環として、CD 及び DVD の販売業務を行っている。平成 24 年度から平成 26 年度における当該業務の売上実績及び在庫金額は、表 D6-10-12 のとおりである。

表 D6-10-12 商品売上・残高の推移

(単位：円)

年度	商品売上	商品残高
平成 24 年度	1,622,438	2,875,942
平成 25 年度	1,110,097	2,671,559
平成 26 年度	518,449	2,583,021

(都響決算書より監査人が作成)

ここで、平成 26 年度貸借対照表における、商品勘定の内訳を確認したところ、購入日から平成 26 年度決算日までの長期間、購入価格により商品として計上されている CD 及び DVD が存在する。

これら滞留在庫の存在は、一般的に、資金繰りの悪化、盗難リスクの増加、保管・管理コストの増加、棚卸等作業に係る人件費の増加などのリスクがあるため、早急に改善されるべきである。今後は滞留する在庫が生じないよう、適正な保有水準を明確にし、在庫保有方針を策定することによって、在庫リスクの軽減に努めるべきである。

なお、これらの滞留在庫については、公益法人会計基準に従い、時価による評価を行うなど、収益性の低下の反映について検討が必要である。

(意見 2-53) 在庫の保有方針について

都響の平成 26 年度貸借対照表における商品勘定には、購入日から平成 26 年度決算日までの長期間、購入価格により商品として計上されている CD 及び DVD が存在する。これら滞留在庫の存在は、一般的に、資金繰りの悪化、盗難リスクの増加、保管・管理コストの増加、棚卸等作業に係る人件費の増加などのリスクがあることから、今後は滞留する在庫が生じないよう、適正な保有水準を明確にし、在庫保有方針を策定することによって、在庫リスクの軽減に努めることとされたい。

登録番号 (27) 105

平成 2 8 年 2 月 発行

平成 2 7 年度包括外部監査報告書

発行 東京都総務局行政改革推進部行政改革課

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話番号 03 (5388) 2339

印刷 株式会社まこと印刷

東京都港区虎ノ門五丁目 9 番 2 号

電話番号 03 (5405) 2050



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。